

関西学院大学「法学部五十年史」の発刊について

関西学院大学法学部の開設50周年を記念して出版準備を
してまいりました「法学部五十年史」の発刊に、この度よ
うやく漕ぎ着けることができました。記念として関係機関・
関係者にお届けいたしますので、ご査収くださいますよう
お願い申し上げます。

阪神大震災などの影響もあって発刊が大幅に遅れました
ことに対して、関係各位、とりわけ早くから原稿をいただ
いた方々にはお詫びを申し上げます。ただ、その分内容は
充実したものになったと自負しております。

法学部にとって、この「法学部五十年史」が20世紀を着
実に歩んできた証しとなり、更らに希望に満ちた21世紀に
向けて歩み出す礎（いしづえ）となることを願っております。

2001年1月吉日

関西学院大学法学部

法学部長 田上富信



1) 法文学部第1回入学式

法学部の前身となった法文学部の第1回入学式。1934（昭和9）年4月18日に
行われた。法学科入学生は70名であった。[学院史編纂室]



2) 旧制大学開設当時の大学教員

初代法文学部長となったウッズウォース（前列右から2人目）の他に、田村
徳治（前列右から6人目）大石兵太郎（中列右から2人目）、中島 重（中
列右から8人目）などの姿を見ることができる。なお、前列右から4人目が
ベーツ院長（大学長）である。1934（昭和9）年、宝塚ホテルにて撮影。
[学院史編纂室]

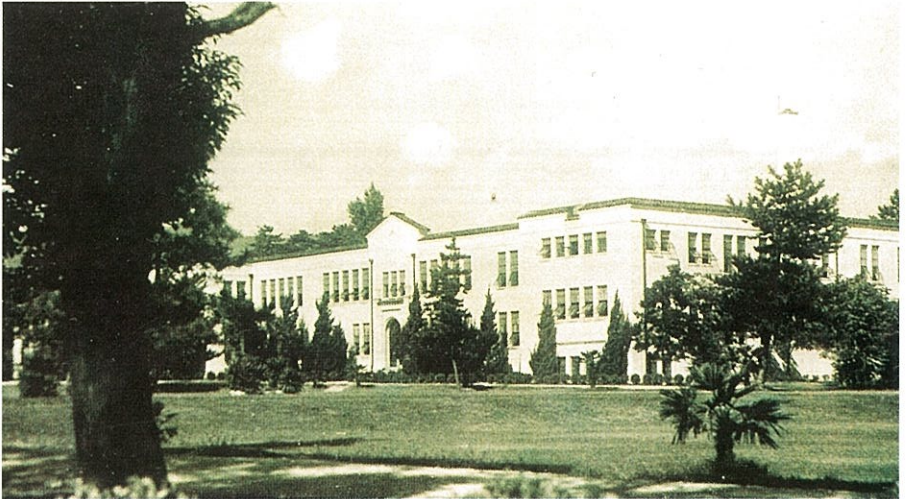
3) 『法文学部研究年誌』

法文学会誌として1935（昭和10）年に
創刊され、昭和16年の第5号まで発行
された。写真は1938（昭和13）年2月
発行の第3号。



4) 法文学会

アルバムの説明には、Societies of Hohbun-Gakkai
(Department of Law) とある。
[法文学部第3回卒業アルバム 1939年]

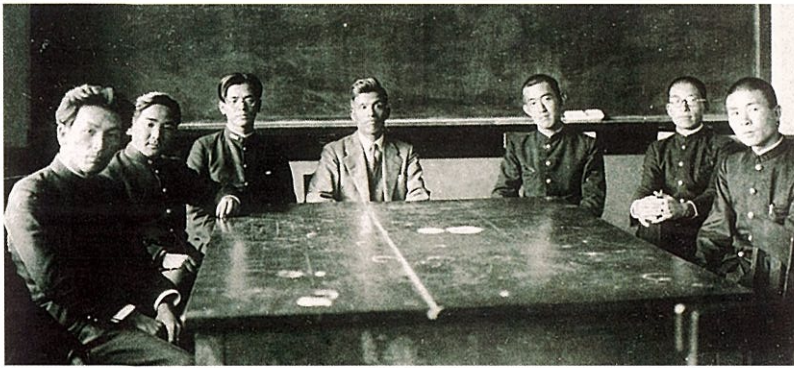


5) 法文学部校舎

上ヶ原移転時に専門部文学部校舎として建設された。その後、法文学部
校舎となり、さらに法学部本館が建設される1957年まで法学部と文学部
が共同で使用する法文館として使用された。現在の文学部本館である。
[法文学部第5回卒業アルバム 1941年3月]



6) 法文学部・法理学研究班

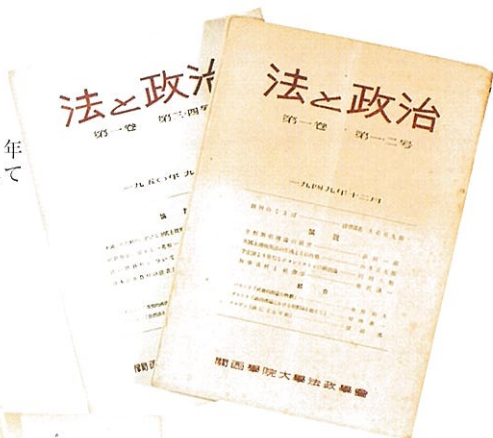


7) 法文学部・政治学研究班

- 8) 興亜勤労報國隊
法文学部北支班
1941(昭和16)年8月
発令の「学校報國隊組織
に関する訓令」に基づき
「関西学院報國隊」が
同年9月に組織され、
大学も非常時体制に
組み込まれていった。
[学院史編纂室]



- 9) 法政学会『法と政治』
法政学会誌として1949（昭和24）年
12月に創刊された。現在も継続して
刊行されている。



湯米一年の旬刊報告

- 10) 法学会誌『礎』（いしずえ）
1950（昭和25）年4月に創
刊された。学生への勉学の
指導と同時に、学生の研究
発表なども掲載されてい
た。1960（昭和35）年11月
に発行された第17号までが
確認されている。



- 11) 法学会委員
旌忠碑前での撮影。



12) セミナール記念写真



13) 法学部旧別館（第2別館）

1955（昭和30）年11月に、法学部本館より先に竣工した。1989（平1）年に講義棟 A・B・C号館が完成したのを機に、1990（平成2）年に取り壊された。[広報室]



14) 法学部旧本館

1957（昭和32）年9月に竣工。先に完成していた法学部別館に隣接した西側に立てられた。1989（平成元）年に講義棟 A・B・C号館が完成したのを機に、別館と併せて、1990（平2）年に取り壊された。[学院史編集室]





15) 1959年当時の上ヶ原キャンパス
時計台の左手後方に2つ列んだ逆「コ」の字型の建物が法学部本館（奥）
と同別館（手前）である。総合体育館や学生会館は既に建っているが、理
学部や社会学部の建物はまだ建っていないのがわかる。[学院史編纂室]

- 16) 第5回全日本学生政治学会議
 法学会主催で、1958（昭和33）
 年6月20～21日に本学で開催さ
 れた。テーマは「戦後日米関
 係の分析」であった。
 [1959年 法学部卒業アルバム]

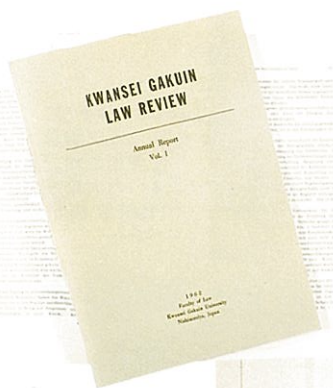


- 17・18) 法学部教授控室（上）
 及び同事務室（右）
 [1961年 法学部卒業アルバム]





19) ゼミナール記念撮影
時計台前。



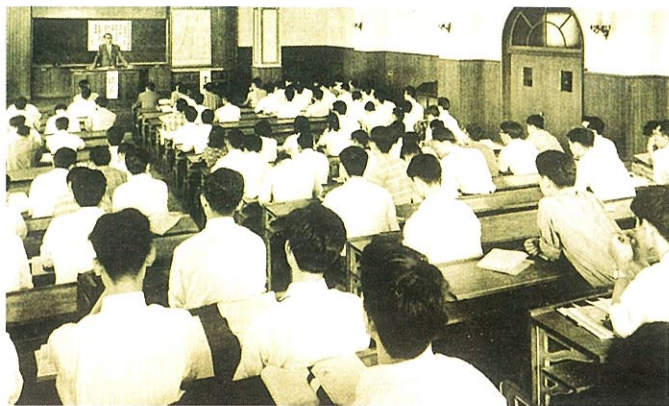
20) 「Kwansei Gakuin Law Review」

欧文による研究業績発表のため1962（昭和37）年8月に創刊（写真はその第1号）。法政学会発行。不定期刊行であるが、現在も発行。



21) ゼミナール授業風景

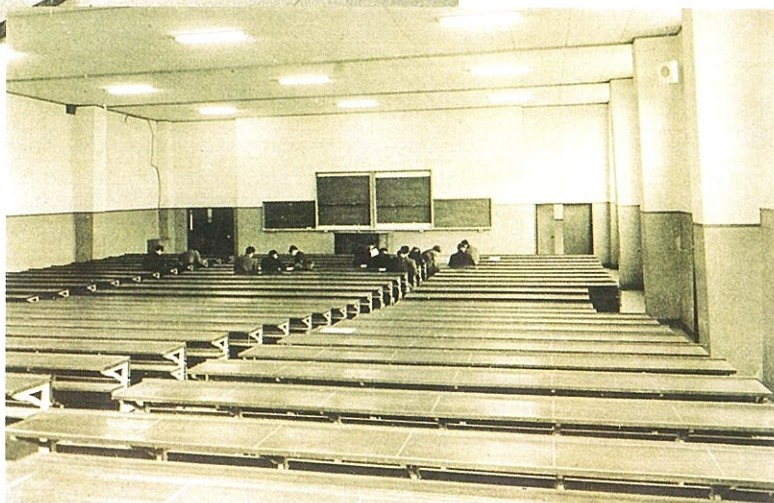
22) 法学部チャペル教室
法学部本館内に設けられ
教室としても使用された。
[1961年 法学部卒業アル
バム]

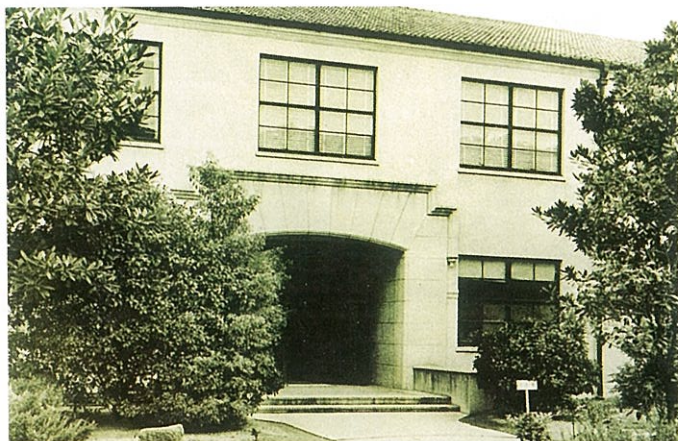


23) (左) 法学部別館 (第2別館)
法学部別館の内庭通路。
[1962年 法学部卒業アル
バム]



24) (下) 大教室
法学部別館は大教室とし
て使用され、同別館には
4つの大教室があった。
[1961年 法学部卒業アル
バム]





25) (上) 法学部旧本館入口
[1963年 法学部卒業アルバム]



26) (左) 法学部旧本館内の廊下
[1963年 法学部卒業アルバム]

27) (下) セミナル記念撮影
法学部旧本館前での撮影。





28) (上) 大学紛争①

中央芝生で学生に呼びかける活動学生。当時は毎日のようにキャンパスでこうした風景が見られた。
[1968年 法学部卒業アルバム]



29) (左) 大学紛争②

旧法学部東側本館入口でバリケードを作り建物を封鎖する学生。
[1971年 卒業記念アルバム]

30) (右) 大学紛争③

中央講堂で開かれた大衆団交。壇上には小宮院長の姿がある。
[1971年 卒業記念アルバム]





31) (左) 大学紛争④

1969年(昭和44)年2月7日の入学試験の当日、旧学生会館前で警察機動隊と向かいあう学生。

[1971年 卒業記念アルバム]

32・33) (下2枚) 大学紛争⑤

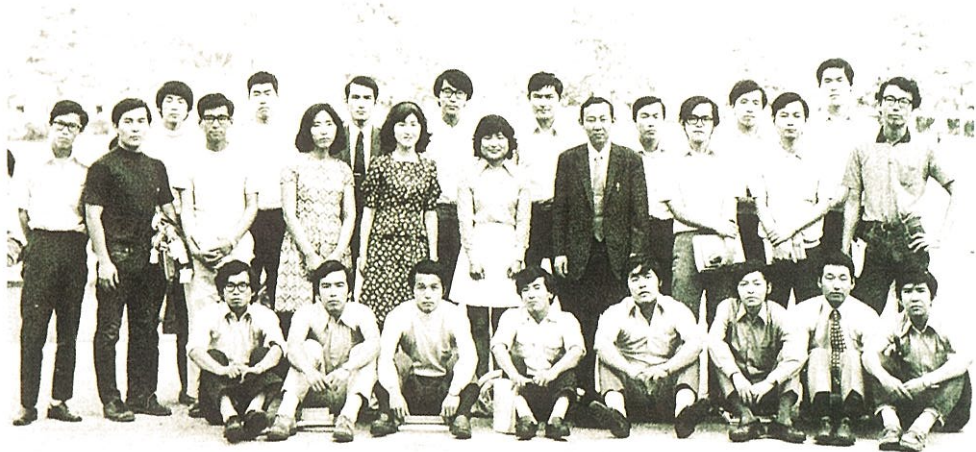
角材をもってキャンパスを行動する活動学生(下右)。大学の正常化を求めるデモ。1969(昭和44)年6月に大学紛争は一応の終結を迎えるがその後も暫くの間、活動家による定期試験妨害など混乱が続いた。

[1971年 卒業記念アルバム]





34) 大学祭風景
 大学紛争で中断していた大学祭（記念祭）が復活した。
 [1972年 卒業記念アルバム]



35) (上) ゼミナール記念撮影
 1972年。大学紛争後、学生服がすっかり消えた。また、女子学生が増えてきたことも特徴である。



36) (右) 『外国語・外国文学論文集』
 1972（昭和47）年に創刊。1975（昭和50）年に『外国語外国文化研究』と改称し、現在も3年に1度刊行している。



37) (上) キャンパス風景
[1974年 卒業記念アルバム]



38) (右) 旧法学部本館ロビー
[1979年 卒業記念アルバム]

40) 聖句

法学部本館1階ロビーの壁に取り付けられている聖句。



39) 新設された法学部本館

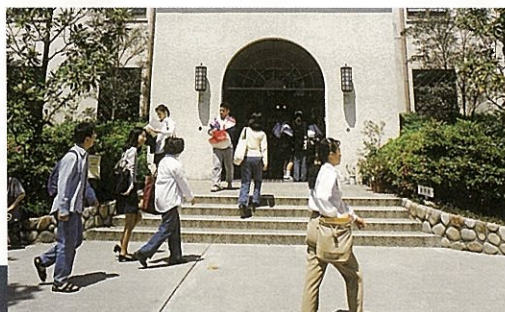
1978（昭和53）年3月30日竣工。学内で初めて全館冷暖房設備が導入され話題となった。写真は竣工当時のもので正面玄関前の通路や植込みなどが現在と異なる。1階正面入って右に事務室・教員控室などが、左に資料閲覧室（現在は教材開発室として使用）がある。2階には資料室とその書庫、及び大学院生の共同研究室が、3・4階には法学部教員の個人研究室がある。また、3階には大・中・小の各会議室が設けられている。



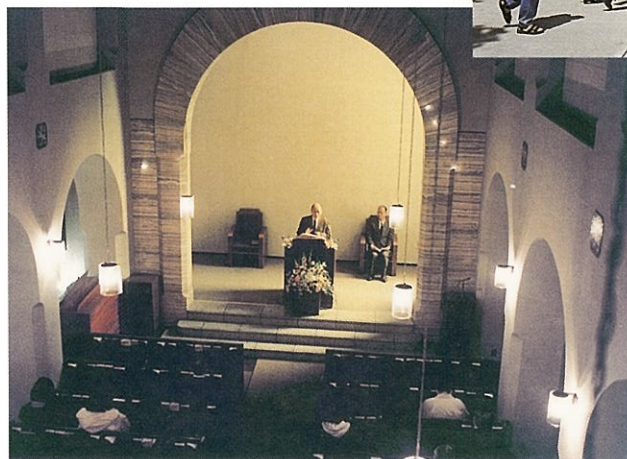


41) 現在の法学部本館

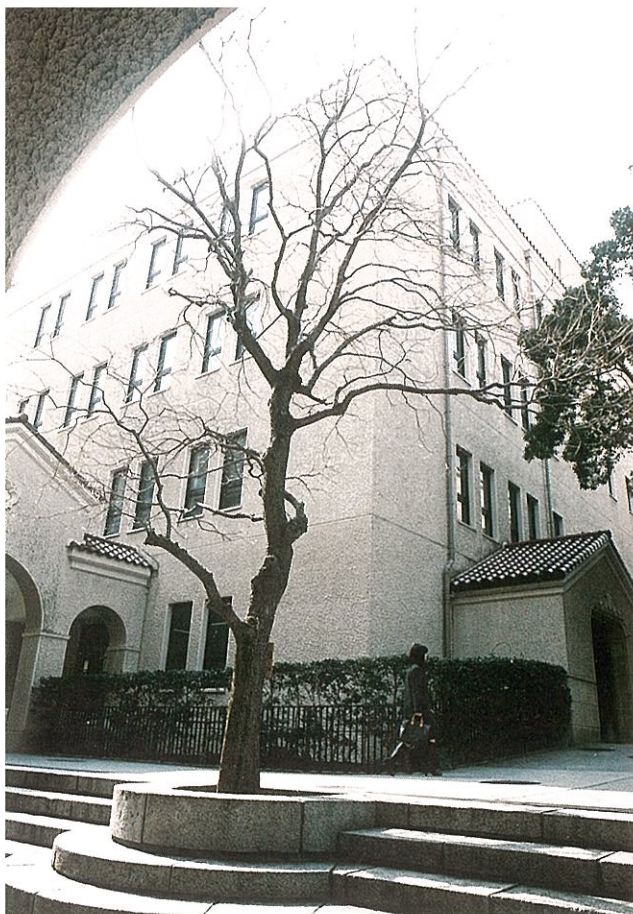
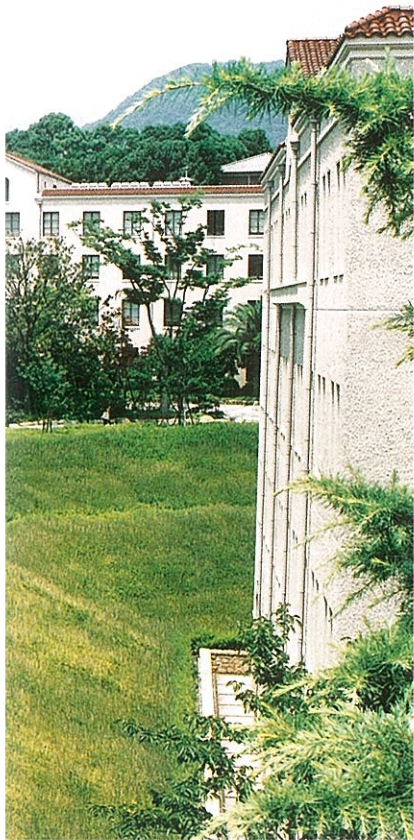
1997（平成9）年9月に新大学図書館が竣工し、それに伴う造園工事として法学部本館前の庭（サンクン・ガーデン）が整備された。



42) (上) 法学部本館前玄関
[広報室]



43) (左) 法学部チャペル
新しい法学部本館内南側に設けられた。毎週2回、学生を対象としたチャペル・アワーが行われる。



44) A号館<法学部別館>

1989（平成元）年3月31日に竣工。法学部本館南側に隣接し、講義・演習専用棟として使用されている。

46) A号館1階・ロビー

学生用掲示板が設置され、壁には古今の思想家などの写真と説明文が掲げられている。

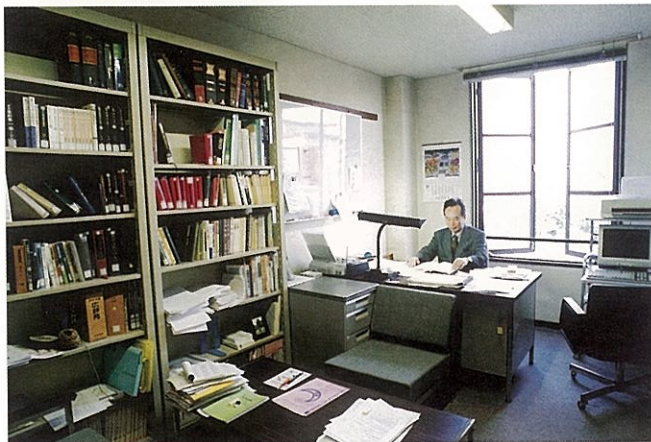
だけでなくパソコンによる検
っている。





45) 法学部本館
サンクン・ガーデンから望んだ法学部本館の正面。

46) 個人研究室
法学部専任教員の個人研究室は、本館3・4階に49室が設けられている。各室の広さは約18平米。写真は419号室。



47) 法学部本館・資料室
図書の検索は、現在は、カーソルシステムの利用が可能とな





49) 現在のキャンパス航空写真

2000（平成11）年8月16日撮影。昨年オープンした関西学院会館が正門右に見える。
前掲の1959（昭和34）年当時の航空写真と比較するとキャンパスが大きく変化したこ
とがわかるが、中央芝生を取り囲む風景は昔と変わらない。[広報室]





50) パソコン教室

A号館302号教室はパソコン教室（学生用50台設置）となっており、パソコンを利用した外国語の授業なども行われる。



51・52) (左・下) 授業風景

A号館における授業風景。写真は、課外授業として行われる法職課程講座（写真は、司法試験コース）。本学卒業生の弁護士、司法書士が直接その指導にあたっている。





55・56) 資料室書庫 (上右)
資料室事務室 (上左)

資料室は法学部本館2階にあり、法学部関係の図書・雑誌・資料の管理、貸出を行う。実験実習指導補佐1名と職員2名が業務にあっている。



57) (上) 法学部事務室

事務室は、学部の管理運営事務を行うとともに、学生との窓口である。事務長、事務主任2名の他職員8名が業務にあたる。



58) (左) 教材開発室

法学部教員のためのパソコン利用、音声教材の編集等を行うことが可能である。スタッフとして、実験実習指導補佐2名が業務にあっている。

関西学院大学法学部
五十年史



関西学院大学法学部

発刊のことば

法学部長

田上富信

一 旧制の法学部が開設されたのが一九四六（昭和二一）年、新制の法学部が発足したのが一九四八（昭和二三）年であるから、いずれをとつてもわが法学部は創設以来五〇年の歳月を経ている。前身の法文学部が一九三四（昭和九）年に関西学院大学の発足と同時に創設されたことを出発点とする、ゆうに六〇年を超えている。人間の年齢でいえば、天命を知ったかあるいは還暦を迎えた年であり、人生黄昏の時期にさしかかっている年頃である。しかし、法学部は発展を続け、その生命は青年のごとく若々しく不滅であり、そしていよいよ新しい世紀を迎えようとしている。法学部は、ここに五〇周年を記念する事業の一環として、真砂泰輔元学部長の発議から營々と準備を進めてきた『関西学院大学法学部五十年史』を刊行するに至った。

法学部の教育理念は、周知のとおり、初代法文学部長 H・F・ウツズウォースが掲げた「ソーシヤル・アプローチ」である。これは、社会の実態から遊離した官僚法学や法解釈学を排除し、法の背後にあり法を動かすもの、あるいは法の保護から取り残された社会的弱者に目を向けさせる視点を提供するもので、わが法学部の発展と共に今日に至るまで脈々と継承されている。その現れとして、次の三点を挙げることができる。第一は、わが法学部は、基礎法学科目の充実とそれを支える専任教員が確保されている点である。法哲学のみならず他の大学に先駆けて法社会学の講座を有し、かつ、法

制史においても、日本、西洋、東洋の三本の講座をもつのは全国の大学でも珍しいといふことができる。第二は、政治学関係科目の充実である。政治学は法律学と密接な関係をもつが、わが法学部は一〇名の専任教員が独自の講座をもち、かつ政治学科として独立しているのは、やはり特色といふことができる。第三は、実定法科目を担当する教員の研究志向が実用法学よりも理論・政策・歴史を重視する傾向にあることである。このアカデミズムの傾向は法政学会の機関誌である『法と政治』に所掲の關係論文を紐解けば容易に窺い知ることができる。

二 いま、振り返って法学部の半世紀を眺めると、その歩んできた道は決して平坦とはいえない。とくに大学を取り巻く社会変動の波に翻弄されてきたのは否めない。すなわち、第二次世界大戦は大学を死に近い状況に追い込む。学生会の解散、勤労動員、修業年限の短縮、学徒出陣、施設の軍用供出、空襲といった危機が襲いかかる。終戦直後は、法文学部からの分離独立（一九四六年）、新制大学への切り替え（一九四八年）、大学院法学研究科修士課程の設置（一九五〇年）というように、学部の研究教育体制は目まぐるしく変わっていく。その後には高度成長期による大学の大衆化がやってきて、いわゆるマスプロ教育の弊害が叫ばれるようになり、その過程で大学紛争の波が押し寄せてくる。学生によるストライキ、教室封鎖、大衆団交、卒業式の中止、警察機動隊による封鎖解除、学生処分の撤回といった混乱が一九六六年からほぼ五年にわたって学部を襲う。さらに、一九九五（平成七）年一月一七日未明に起きた阪神・淡路大震災は、学院にも多くの犠牲者と損害を与えたが、法学部においても、下宿学生三名、名誉教授一名、非常勤講師一名、元職員一名の死者を出すに至っている。

これらの出来事を振り返れば、法学部五〇年余の歴史は実に波瀾に富み、かつ感慨深いものがある。こうした波瀾の中でも、法学部は幾多の危機を乗り越えて、現在みるような関西学院の中心的学部の一つとして、着実に発展の道を歩んでいる。この発展の原動力は、いうまでもなく、法学部の未来のため、立場を超えて一致協力してきた教員達、そしてその時々、持場で全力を尽くしてくれた職員の方々である。しかし、大学は、学問の場として学生を含めた共同体であり、学生の協力なくしては発展はあり得ない。その意味において、法政学会を支えてくれた学生諸君、大学紛争後に再建された法学部学生自治会の働きも、発展の原動力として決して忘れてはならない。

三　ここに発刊をみた『法学部五十年史』は、単に無味乾燥な制度史を後世に残すものではなく、ましてや学部の発展過程を自画自賛するものでもない。本書は、法学部の五〇年余にわたる研究と教育の歴史を客観的に記述することによって、学部の社会的意義を明確にし、将来における学部の発展の礎を築くため発刊されたものである。私どもは、ここに明らかにされた学部の研究教育の特徴と問題点を改めて認識し、これを飛躍発展のための踏み台として、来るべき新世紀一〇〇年に向けてより一層努力しなければならない。

最後に、本書刊行のために努力していただいた方々にお礼を申し上げます。武田建理事長、山内一郎院長ならびに今田寛学長には、いろいろご配慮をいただきながら刊行が大幅に遅れたことはお詫びしなければならぬ。さらに、忙しい中でご寄稿をいただいた元教職員ならびに法学部卒業生達、貴重な資料やご意見を提供してくれた多くの方々、分担執筆に協力いただいた法学部の全教員、そして特に編集のために委員長として長年にわたり多大の労力と時間を費やし完成に尽力された黒田展之名譽

教授、そのあとを継いで委員長として最後の仕上げに奮闘していただいた林紀昭教授、そしてそれを支えていただいた編集委員および法学部職員の皆様に心から感謝の意を表したい。

法学部五〇周年をお祝いして

関西学院理事長

武田 建

関西学院大学法学部が学部創立五〇周年を記念して『法学部五十年史』を発刊なさることとなりました。心からお喜びを申し上げるとともに、編纂に当たられた方々のご努力に敬意を表します。年史をお作りになるには大変な時間と労力が必要であったことだと思えます。

関西学院が神戸の原田の森から上ヶ原へ移転し、旧制大学を申請して認可されたのが一九三二年でした。そして、最初の予科の卒業生が大学に入学して文字通り、大学の中の法文学部としてスタートしたのが一九三四年のことです。今から六六年も前です。当時の上ヶ原は、キャンパスの南の隅にあった中学部をのぞけば、時計台と中央芝生を中心に幾つかの建物しかなかった、こじんまりしたものであったでしょう。ですから、全ての教職員、学生がお互いを良く知っている小さなカレッジという雰囲気だったと思います。

その後、関西学院大学と法学部はどんどん発展いたしました。もちろん、その間に太平洋戦争と大争論という大きなそして暗い時期もありました。しかし、学部の規模が拡張され、卒業生たちは法曹界はもとより、特に経済界で大活躍をしておられます。たしかに、昔のこじんまりとした雰囲気を保つことは難しくなりました。しかし、大きな飛躍をなさいました。

歴史的な事実は本書の中に詳しく書かれていますので、個人的な想い出を書かして戴くことをお許

して下さい。初代学部長のウツズウォース先生とは、当然お目にかかったこともありませんが、そのご子息のケネスご夫妻とはトロント大学留学時代から大変親しくさせて戴き、彼から父君が法文学部長だった時代のこと、特に彼が育った宣教師館での想い出をよく聞かされたものです。第二代のH・W・アウターブリッチ法文学部長は、私が大学院生の頃は院長でした。先生が院長室で私の留学先に出す願書をタイプで超音速のような早さで打って下さり、あれよあれよと言う間にトロント行きが決まってしまうました。旧制大学時代の法文学部長から新制大学の初代法文学部長になられた大石兵太郎先生が学長時代、私はまだ文学部の学生でした。そして、院生になった年に先生がお亡くなりになりました。その直後に出場した甲子園ボウルでは、選手もコーチの私も胸に黒のリボンをつけて試合に臨んだことを想い出します。

私の学長時代から、三年前にお亡くなりになるまで、一九四二年法文学部卒の榎原義夫先生が法人の評議員そして監事をして下さいました。実は私が関西学院の旧制中学部在学中に教鞭をとりながら、司法試験に合格なさった方です。司法修習生を終えて検事になられました。後輩たちのために司法試験の受験指導を献身的にして下さったと聞いています。今、法曹界の重鎮として活躍しておられる関学出身者は、ほとんど榎原先生のご指導を受けた方々です。榎原先生にかぎりません。法学部の発展の陰には、歴代の教授会メンバーのもちろんのこと、大勢の卒業生のご努力があったことも忘れることはできないと思っています。

おりしも、法学部教授会からロースクール構想が専門大学院検討委員会に提出され、開設にむけて準備がすすめられているときです。この『法学部五十年史』の刊行がその実現に弾みをつけてください

ることを心から願っています。

祝辞 『法学部五十年史』に寄せて

関西学院院長

山内 一郎

今般、関西学院創立一一一周年を期して『法学部五十年史』が発刊されますことを心からお喜び申し上げます。『関西学院七十年史』（一九五九年）以後、『百年史』とは別に刊行された『理学部20年史』（一九八一年）、『経済学部五十年史』（一九八四年）、『高中部百年史』（一九八九年）、『文学部60年史』（一九九四年）、『社会学部三十年史』（一九九五年）に続く本格的な学部史の誕生であり、学部長はじめ編纂作業に携わり協力された関係者各位に深甚なる感謝と敬意を表したいと存じます。

学院法学部の教育理念については足立忠夫名誉教授が『法学セミナー』（一九六八年一〇月）に興味深い一文を書かれていますので引証させて頂きます。「現在の法学部の前身である法文学部が創立されたのは、昭和九年、旧制専門学校が大学に昇格したときであった。この法文学部は、発足にさいして当初から、当時としては特色的な法学教育の目的をうちだした。それを当時の法文学部長H・F・ウッズウォース教授は、一言にして、ソーシャル・アプローチ、いかなければ法学における社会的接近と命名したのである」。これは「当時の官僚法学的な法学教育にあきたらず、法を社会の側から、すなわち、支配の対象となった国民の自由の擁護という観点から法学教育を行おうとされた」ものであり、「Mastery for Service」という建学のモットーを法学教育に生かそうという意欲」を示し、「きわめて控えめに言って、当時の法学部の卒業生には、他大学の生みだしがなかった狭量な法律書生タ

イブは殆どいなかったし、また、自画自賛を許されるならば、幅の広い良識的な人間を輩出したのである」。

ウツズウォース部長はカナダ・メソヂスト教会の宣教師として一九一三（大正二）年に関西学院高等学部にて赴任されて以来、主として文科、文学部で英語、英文学を講じ、一九三四年、旧制大学令による法文学部開設に際して初代学部長に選任されました。しかし学院の教育と経営の中枢的な役割を担われていた途上で、ウツズウォース先生は一九三九年二月六日、脳内出血のため忽然と天に召されました。カナダの知的、文化的キリスト教のエートスを身証したこの優れた指導者が、豊かな教養と法知識を兼ね備えた社会に奉仕できる人材の育成を心底から願って「ソーシャル・アプローチ」という新しい理念を提唱されたのだと思います。その後の大学を取り巻く環境の変化を踏まえ、足立教授は先の文章に続けて「しかし、みずからの姿を冷静に省みるならば、わが法学教育は、過去のソーシャル・アプローチにも徹せず、法曹ないしは準法曹教育にも徹しない中途半端な現状にあることは否定できない」と言われます。

新しい世紀を迎える今、学院法学教育のソーシャル・アプローチという健全なプロテスト精神を基底とし、いかにしてプロフェッショナル・スクールとして一層の拡充を図るか、これはもはや法学部のみでなく、「キリスト教主義」を土台とする学院全体のアカデミック・ミッションにかかわる重大な問いであります。『法学部五十年史』が、過去の伝統と個性を再確認し、真に創造的な展望を拓く生きた指針となることを希ってやみません。

『法学部五十年史』発刊に寄せて

関西学院大学学長

今田 寛

法学部開設五〇周年にあたり、その半世紀の歩みをまとめられた『法学部五十年史』が刊行される運びとなりましたことを、心よりお喜び申し上げます。太平洋戦争後の一九四八年（昭和二十三年）に新制大学法学部が発足した年から数えて、一九九八年がちょうど五〇年目ということで今回の『五十年史』刊行を決定されたのだと思います。二一世紀を目前にして、その豊かな過去を振り返り感謝し、守り発展させるべきものを確認し、将来の新展開について考える基盤となる『五十年史』の発刊は、誠に意義深いと存じます。

関西学院は大学昇格を目指して、発祥の地神戸から一九二九年（昭和四年）に上ヶ原に移り、一九三四年（昭和九年）には商経学部と法文学部の二学部からなる関西学院大学が発足いたしました。それが戦後、一九四六年（昭和二十一年）には文・法・経の三学部となり、一九四八年（昭和二十三年）にはこの三学部からなる新制大学が発足いたしました。記録によりますと、この年に新制大学として認可されたのは全国で一二校、すべて私学で、「新制大学の先駆者の光榮を担った」とあります。そして新制大学の発足時に準備が間に合わなかった商学部が一九五一年（昭和二十六年）に開設され、翌一九五二年には文学部から神学部が独立・復活し、その後一九六〇年（昭和三五年）の社会学部、翌六一年の理学部設置へと続きます。そしてずっと間が開いて一九九五年（平成七年）の総合政策学部の

設置にいたり、現在の八学部体制となりました。このように、改めて現在の八学部設立の流れを見ますと、法学部の歴史は関西学院大学全体の中でも随分古いことに気がつきます。したがって法学部発足の年を一九三四年とすることもできますし、事実、文学部、経済学部などはこの年を発足の年としています。法学部の場合、「新制大学の光榮ある先駆者」として発足した年を五〇周年の起点としています。この新制大学法学部の基盤には、法文学部開設以来、現在にいたるまで引き継がれている重要な基本姿勢があるように思います。

法文学部の初代学部長はウッズウォース先生でしたが、先生は、官僚の養成、法律マニアの養成を目指した、それまでの高等試験準備教育に堕したものは異なる、もっと幅広い社会の眼をもった、キリスト教的な意味での社会への貢献をなし得る若い世代の育成を目指すべきとする「ソーシャル・アプローチ」を強調されました。そしてこの考えは言うまでもなく、「キリスト教主義に基づく人間形成」という本学建学の精神の延長上にあるものであり、現在にいたるまで法学部の教育をガイドしてきた原理だと思えます。今日、ロースクール構想が大きな話題になっていますが、その背後には、これまでの制度では受験テクニクばかりが先行し、人間的にバランスを欠く法曹を生み出していたかもしれないとする反省があります。本学の法学部教育の軸をなす「ソーシャル・アプローチ」は、まさにそのような弊害を六〇数年前に予測していたものであり、この点は誇るべきだと思えます。

私は学長就任時に「基本重視と現実対応」ということを申しました。基本には上に述べた人間としての基本に加えて学問の基本があります。その上に立つてこの変転目まぐるしい激動の時代、グローバル化した時代という現実に対応するための専門教育を充実させることが、法学部に限らず、これか

らの関西学院大学全体にとって大切なことだと思ひます。これからの私学はますます特徴を打ち出すことが求められておりますが、キリスト教主義に基づく人間教育、ソーシャル・アプローチ、「英語の関学」、ビジネス界に強い関学などの従来からの本学の特徴、それに加えて「メリハリのあるバランス」が、これからの法学部教育にも十分に反映されることを心から期待しております。

今回発刊される『法学部五十年史』、が二一世紀の法学部発展の大きな礎になることを心から願っています。

関西学院大学法学部五十年史 目次

発刊のことば	法学部長	田上 富信	i
法学部五〇周年をお祝いして	関西学院理事長	武田 建	v
祝辞 『法学部五十年史』に寄せて	関西学院院长	山内 一郎	viii
『法学部五十年史』発刊に寄せて	関西学院大学学長	今田 寛	x
第1部 法学部の歩み			
I 旧制大学法文学部の時代(一九三四―四八年)			
1 上ヶ原移転決定から大学設立認可へ			3
2 法文学部開設から太平洋戦争直前まで			5
3 戦時下及び敗戦、新制大学発足まで			22
II 新制大学法学部の発足(一九四八―五五年)			
1 新学制の発足			32
2 関西学院における新学制への取り組み			33
3 新制関西学院大学、とくに教養教育の発足			34
4 新制法学部の発足			37

5	新制法学部下の学生の動向	46
6	法政学会の発足	49
7	新制大学院の発足	51
8	研究・教育体制の充実、再整備	54
III	法学部の拡張期（一九五五—六六年）	63
1	高度経済成長と大学の大衆化	63
2	教育体制の整備	67
3	教務手続きの整備・必須科目増加の矛盾発生	70
4	選択必修制の実施	82
5	法学研究科博士課程の整備	86
6	法学部とその周辺の研究活動	88
IV	大学紛争と改革期（一九六七—七八年）	93
1	大学紛争の背景	93
2	紛争の発端と拡大	94
3	正常化への道	102
4	大学改革・再生への歩み	104
5	カリキュラム改革	107
V	法学部の現状（I）（一九七八—八九年）	112

1	法学部本館の供用開始とA号館の建設	112
2	入試制度の改革	114
3	法学部専任教員定員枠の拡大	117
4	大学暦の変更とカリキュラム	118
5	時武学部長辞任問題と阪本教授担当演習変更問題	119
6	住居侵入事件、替玉受験事件、ストライキ騒動	121
VI	法学部の現状(2)(一九九〇年)	124
1	一九九〇年代の社会と大学	124
2	法学部の基盤整備と諸改革	126
3	阪神・淡路大震災	136
4	今後の展望	137
第2部 法学部の学問的伝統		
はじめに		
I	政治研究室	143
1	政治学	145
2	行政学	149
3	地方自治論	152

4	政治思想史及び西洋政治思想史	155
5	日本政治思想史	160
6	政治史	162
7	国際政治論・外交史	166
8	政治過程論と比較政治	169
II 公法研究室		
1	憲法	176
2	行政法	181
3	刑事法	189
4	国際法	195
III 私法研究室		
1	民法	202
2	商法	218
3	民事訴訟法・民事(強制)執行法・破産法	232
4	労働法	235
5	国際私法	239
IV 基礎法研究室		
1	法理学	246

2	法社会学	250
3	西洋法史	254
4	日本法史・日本近代法史	259
5	東洋法史	265
6	英米法	269
V	外国語研究室	272
1	英語	278
2	フランス語	302
3	ドイツ語	306
4	外国語教育の発展に向けて	312
VI	キリスト教主義教育	316
第3部	特別寄稿	
	大学事始	339
	この十年の回想	343
	法学部創設時代のおもいで	348
	旧制大学としての法文学部法学科を回顧する	356
	法学部の伝統	363
	大石 兵太郎	
	武内 辰治	
	石本 雅男	
	片山 謙二	
	村西 義一	

第4部 資料

I	学則	………	前田 正治	371
1	大学学則	〔一九三四年度〕	足立 忠夫	378
2	大学学則	〔一九四八年度〕	松田 裕	387
3	大学学則	〔一九九八年度〕	広岡 隆	393
4	大学院学則	〔一九五〇年度、修士課程政治学専攻開設〕	尼子 卓司	405
5	大学院学則〔抄〕	〔一九五二年度、修士課程基礎法学専攻開設〕	神崎 昭伍	415
6	大学院学則	〔一九五四年度、博士課程基礎法学専攻開設〕	櫻原 義夫	425
			小山 章松	428
			神船 庄司	437
			関学法学部と法曹界	………
			大阪司法書士関学会と法学部	………
			法曹を志す後輩諸君へ	………
			外国語教育について	………
			法学部の運営を支えて——激動の時代をふりかえって——	………
			法政学会五〇年の歩み	………
			まあぢなりあ	………
			関西学院と私	………
			上ヶ原春秋	………

7	大学院学則（抄）〔一九五九年度、博士課程政治学専攻開設〕	48
8	大学院学則（抄）〔一九六三年度、修士・博士課程民刑事法学専攻開設〕	51
9	大学院学則〔一九九八年度〕	54
II	専門科目・演習担当者一覧	65
1	大学学部	65
2	大学院法学研究科	75
III	人事記録	83
1	法学部長在職者一覧	83
2	新制大学専任教員在職表	84
IV	博士学位取得者一覧	93
1	旧学位令に基づく博士学位取得者	93
2	新制学位規程による博士学位取得者	93
V	法政学会会則	95
1	法政学会規則〔一九四九年度〕	95
2	法政学会会則〔一九八一年度〕	95
3	法政学会会則〔一九九三年度〕	98
VI	法学部学生自治会規約	102
1	法学会規則〔一九五四年九月二九日改正〕	102

2	法学会規約	〔一九五五年一〇月二三日改正〕	104
3	法学会規約(抄)	〔一九五八年改正〕	107
4	法学部学生自治会規約	〔一九七四年改正〕	107
VII 学生数統計			
1	法文学部法学科		112
2	法学部政治学科・法律学科		113
3	大学院法学研究科		117
VIII 大学紛争関係資料			
1	法学部学生諸君に訴える		122
2	告示		123
3	六項目要請書		123
4	教授・学生集会を開くにあたって		124
5	法学部学生諸君へ		125
6	理事会団交受諾要請		125
7	法学部教授会提案		126
8	法学部通信1		145
9	法学部学生諸君		147
10	法学部通信2		148

編集後記

11	改革推進日報告 1	(149)
12	改革推進日報告 2	(150)
13	改革推進日報告 3	(151)
14	改革推進日報告 4	(153)
15	改革推進日報告 5	(154)
16	改革推進日報告 6	(155)
17	改革推進日報告 7	(157)
IX 校舎・教室			
1	法文学部校舎平面図	〔一九三四年〕	(160)
2	法学部校舎平面図	〔一九四八年〕	(161)
3	法学部本館及び第2別館平面図	〔一九五八年〕	(162)
4	法学部本館平面図	〔一九七八年〕	(163)
5	A号館平面図	〔一九八九年〕	(165)
6	法学部本館平面図	〔一九九八年〕	(166)
X	年表	(168)

凡 例

- 一 本書の記述は、二〇〇〇年三月三十一日までを対象とした。
- 二 年表記は西暦を基本とし、適宜和暦を付した。
- 三 人名、書名、校名等の旧字は原則としてすべて新字に改めた。ただし、関西学院大学法学部の現専任教員の氏名についてはこの限りではない。
- 四 略字、俗字等の異体字はすべて正字に改めた。
- 五 引用文、及び第3部・第4部所収の文書・資料に関しては、原文における漢字の使い分け、仮名遣い、送り仮名等の表記法を尊重した。原文の記載に誤記・誤植の可能性がある箇所には（ママ）と傍記したが、明白な誤記・誤植については特に断らずに訂正を施した。ルビは省いた。
- 六 引用文・資料の組み方を、本書の組み方（第1部―第3部は縦組み、第4部のみ横組み）に従い、原文・原資料から変更した場合がある。
- 七 第1部・第2部では、敬称・役職名を略することを原則としたが、最終的には各執筆者の判断に委ねた。

第1部

法学部の歩み

I 旧制大学法文学部の時代（一九三四—四八年）

1 上ヶ原移転決定から大学設立認可へ

関西学院大学開設の直接の契機となったのは、一九一八（大正七）年二月六日に発布された新大令である。それまでは帝国大学（単科大学を含む）のみが眞の大学として認められていたのが、この大令によって、公私立大学にも同じような資格が認められることになった。そのために、全国の主な高等専門学校は期せずして一斉に大学昇格運動を展開した。学院もこの機会を逃すことなく、大学設立に向けて取り組みに至った。当時兵庫県には官立の神戸商業大学（一九二九年設立 現神戸大学）があるのみで、関西学院大学の設立が認められれば、県下で最初の私立大学となるものであり、これは、中学から大学までの一貫教育の実現を求める社会の要請に応えるものであった。

この大学昇格に要する基金調達に関連して、上ヶ原への移転計画が持ち上がった。だが移転を必要とする理由は、その経済的な事情以外にもあった。すなわち当時の原田の森の敷地は八・八ヘクタール（二・六万坪）はあり、同様な学校と比べると遜色はないとしても、将来の関西学院の構想を実現するためにはより広い敷地が望ましかったこと、さらに原田の森付近が急速な市街化の進展と工場の煤煙のために、次第に教育環境として相応しくなくなってきたことなども、移転を促進した事由であった。このため一九二八（昭和三）年二月二〇日に、原田の森の敷地と、阪神急行電鉄株式会社（現阪急電鉄）の所有であった上ヶ原七万坪とを交換して土地代金の差額を得る譲渡契約が、関西学院社

団理事兼院長ベーツと同電鉄社長小林一三氏との間で結ばれた。かくして大学昇格基金が確保されるに至ったのである。

ただちに二月二十九日には上ヶ原校地の起工式が挙行され、キャンパス工事が着手された。現在甲東園から大学に向かうバス道は勾配の強いくねくねと曲がった道が続くが、これは、校舎の石材を上げるために造成された馬車道の名残りである。キャンパスは一九二九（昭和四）年二月に完成し、三月三十一日には移転作業を完了、四月一日から事務を開始した。なお新キャンパスの落成祝賀式は学院創立四〇周年記念式を兼ねて、同年九月二十八日の学院創立記念日に行われた。ここに法文学部開設の基盤が整ったのである。

また一九三一（昭和六）年九月一七日、従来の社団組織を改めて、財団法人関西学院とすることが認められた。それをうけて財団法人関西学院の最初の理事会が一〇月六日開催されて、日本人四名・外国人四名から成る八名の常務委員を決定し、また大学令に基づく大学設立認可申請を文部省に提出することとし（同月八日）、また人事面では、新設の大学学長には院長のC・J・L・ベーツ、予科長には高等商業学部教授菊池七郎が、いずれも兼任として就任することを決定した。大学開設の機構整備も完了したのである。

大学の設立は一九三二（昭和七）年三月七日に正式に認可された。これをうけて四月一日に、まず二年制の大学予科が開設された。学科課程は甲類、乙類に分かれ、前者は法文学部、後者は商経学部への進学をめざしていた。定員は各学年二〇〇名、合計四〇〇名である。開設時の志願者総数は四九四名（甲類一〇三名、乙類三九一名）で、合格者は二二〇名（甲類八六名、乙類一三四名）であった。

教員数は二〇名で、専任一二名、兼任八名である。二年間の毎週授業時数の合計は甲類で六二で、うち英語は一八、第二外国語は八、基督教概説が二、体操が四、法学通論・経済通論が各二など多くの教養的な科目が用意された。

2 法文学部開設から太平洋戦争直前まで

第一回の予科修了生を送り出した翌月の一九三四（昭和九）年四月に、彼らを迎え入れることを基本に、法文学部（各学年定員八〇名）と商経学部（同じく一二〇名）の二学部から成る三年制の関西学院大学が発足した。学則第一条は「本大学ハ大学令ニ依リ學術ノ理論及応用ヲ教授シ並ニ其ノ蘊奥ヲ攻究シ併セテ基督教主義ヲ基本トスル人格ノ陶冶ヲ為シ以テ国家社会ニ有用ナル人物ヲ養成スルヲ目的トス」と高らかに謳う。

法文学部では当初、哲学科・倫理学科・心理学科・宗教学科・社会学科・英文学科・法律及政治学科の七学科の構成を予定していたが、「該学部ノ實際運用上実行性及適応性ヲ増ス為」（一九三三年二月二〇日付大学学則変更認可申請書）を理由に、文学科・法学科の二学科に変更して認可を求めることとした。ただし法学科では法律学専攻・政治学専攻の二専攻をとっており、法学・政治学を総合的に教育していこうとする当初の意図は変わりなかった。文学科で六専攻をとったのも同趣旨であろう。

専門部文学部、高等商業学部の歴史がある中で、法文学部文学科、商経学部の開設は予定されたものであったが、法学科が新たに設けられた背景として、大石兵太郎は「大学事始」（第3部寄稿）参

照)の中で、阪神地方には法学部をもつ大学がわずか一つ(関西大学)に留まっていたこと、それまでの法学部教育は単に高等文官試験の準備教育に墮したり解釈法学に偏する傾向があったが、その弊を避けて新たな学風を打ち立てる絶好の機会であること、多数の学生を擁する商経学部に対して均衡のとれた学部を配置するに際しては文学のほかに法学を併置する必要があることを指摘する。後に乃って三戸寿は、H・F・ウッズウォース博士は口癖のように「ソーシャル・アプローチ」の言葉を使っていたと述べつつ、ウッズウォース博士は大石と同様に、官僚の養成、法律マニアの養成とは異なる、もっと広い社会の眼を持った、そしてキリスト教的な意味で社会への貢献をいつも念じている若き世代の育成をもつて使命とすべきであると考えられていたと説くが、かくして法学科の基調を「社会学的な法理論の教授」(大石「大学事始」)に置くことで一致をみていくわけである。幸いなことに、文学科社会学専攻に理論社会学の基礎を構築しつつあった小松堅太郎教授が存在していたことが法学科・文学科融合の鎖の役割を果しており、そのことが、一見すると結びつきのない二つの学科から成り立っているように見える、法文学部という一つの学部にとまる契機となったことは容易に推測がつくところである。

法文学部の初代学部長には、H・F・ウッズウォース専門部学部長が兼任のかたちで就任した。法学科の開設に際しては、部長の発案で、学院の募金のため一父兄として奔走していた東京帝国大学法科大学出身の山本五郎に、将来の法学科卒業生の就職の担当の意も込めて参与就任を依頼し、また、顧問として、山本の提案で学友の東京帝国大学法学部刑法担当教授の牧野英一と、部長からの提案で学院普通部同窓で当時前司法省次官の皆川治広を迎えて、相談に預かってもらった。人事については、

I 旧制大学法文学部の時代

行政法学	英文学	宗教学	憲法学、法理学	社会学	心理学	英文学	教授及助教	顧問
教授	教授	教授	教授	教授	教授	教授兼学部長		
田村徳治	竹友厩雄	S・M・ヒルバーン	中島重	小松堅太郎	今田恵	H・F・ウツズウォース		皆川治広 牧野英一

一九二九（昭和四）年三月海老名総長辭職に殉じて同志社大学法学部長を辭し、翌年四月から専門部文学部教授として来院していた中島重と、一九二六（大正一五）年母校の専門部文学部教授に就任し政治学を担当していた大石兵太郎の間でいかなる学風を形成するかも含めて検討が進められ、後には、一九三三（昭和八）年に発生した滝川事件により同年七月京都帝国大学教授を退職し、翌年四月来院した田村徳治も加わった。出発当初の法文学部の教員組織を『昭和九年法文学部要覧抜粹』により転載すると、左記のとおりである。

政治学	社会学	英文学	民法学	経済道徳	英文学	英文学	外国法(英)講読	仏蘭西語	哲学会史	社会学	倫理学	民法学	英文学	社会学	政治学
助教授	助教授	助教授	助教授	助教授	助教授	助教授	助教授	助教授	助教授	助教授	助教授	助教授	助教授	助教授	助教授
大石兵太郎	志賀勝	石本雅男	C・J・L・ベーツ	H・P・ジョーンズ	遠藤貞吉	工藤 肅	深山 盈二	真鍋 義雄	寿岳 文章	山本 五郎	宮本 英雄	恒藤 恭	堀 経夫	飛沢 謙一	大阪商科大学教授

外国法(独)講読
 独 逸 語

高 橋 貞 三
 村 井 勇 吾

田村と同様に滝川事件により京都帝国大学を退官した宮本英雄・恒藤恭両講師や、商経学部民法担当として名前が掲載されている末川博講師も開講に尽力し、また、京都帝国大学副手を退職していた石本雅男が末川の推薦により民法学担当助教授に就任した。滝川事件の発生が思いがけず法学科の出發に大きく寄与することになったわけである。その他、外国法講読担当教員として、飛沢謙一と、中島同様に海老名総長辭職問題に関連して一九二九(昭和四)年同志社大学法学部講師を辭任していた高橋貞三が講師に採用され、かくして法学科に属する専任教員は六名で出發することになった。それでも当初予定の専任・非常勤講師では不十分であり、その他にも、学院高商部の久保岩太郎(国際私法)や馬淵得三郎(商法)、弁護士片山通夫(民事訴訟法)、大阪控訴院部長福地劍吉(刑法)、京都地方裁判所部長庄司直治(刑事訴訟法)が講師として法学科創設に参画し、開設初年度の講義を担当している。

一九三四(昭和九)年度の開設時の法文学部法学科に属する学科目とその単位数、法律学・政治学専攻の必修科目、選択科目とその単位数は、「第4部資料 I 学則」に掲載している。その参照をお願いするが、法律学専攻を例に取り上げると、法律学の研究領域に即応して体系的に必修科目を配置するとともに、選択科目として、一方では社会立法論、社会学、社会政策、犯罪学などの社会との結びつきを重視する科目が配置されており、そこに、中島、田村、大石らがめざした「法学の社

会学的研究」という開設意図を明白に読み取ることができる。他方では政治学、行政学、経済原論、国家原論などの政治学・経済学との連携を図る講義も配慮していることも認められる。必修選択科目、選択科目履修の組み合わせによって卒業単位修得をめざすという今日の方式の原型が見いだされると言えよう。また、宗教科目二単位も必修とされた。なお、各教科目の一単位の授業時間は一学年毎週二―三時間とされ、毎学年六単位以上二単位以下を履修し、卒業までに合計三〇単位以上の試験に合格することが法文学部では必要であった。

入学資格者は本学予科を修了した者を基本とするが、欠員のある限り、高等学校高等科の卒業生、関西学院専門部文学部または高等商業学部の本科の卒業生（一九三三年度に限り同三学年を修了した者も含む）、他の大学予科を修了した者なども試験の上、入学が許可された。一九三三年度の法文学部の入学者一〇〇名（法学科六八名、文学科三二名。数値は『年次報告』による）のうち、予科からの進学者六七名（うち法学科六四名）、専門部文学部から二八名（卒業生一二名、三年修了者一六名）、高等商業学部から二名（卒業生一名、三年修了者一名）、学外から四名であった（『関西学院大学文学部60年史』による。ただし若干数値が合わない）。予科甲類の入学者が八六名であったことを想起すると、約四分の一は別の進路を選んだものの、進学した者の大半が法学科を選択したことが認められ、法学科開設の期待がいかに高かったかが見てとれよう。ウッズウオース学部長は一九三五年五月九日付の年次報告の中で、法学科は少なくとも数だけで見ると、我々の学部の中で優勢な立場にあると述べ、学部長外遊のため代理を務めたベーツ院長も、一九三三年度の英文の報告の中で、法学科は文学科を殺す（原文 *kill*ing）危険があるとの意見がある旨を述べている。

待望の『法文学部研究年誌』の創刊号が発行されたのは、一九三五（昭和一〇）年一月であった。合計一〇名の執筆者のうち、法学科からは田村徳治、中島重、石本雅男、飛沢謙一、大石兵太郎、高橋貞三が力作を発表しており、「多士済々の吾が社会科学界に於ても、これだけの顔振れと、内容ある論文とを集め得たことは、新設の大学として成功だと云はねばなるまい」と小松堅太郎が編輯後記で自画自賛している。以後五輯まで発刊される。また学生の間で結成されていた関西学院大学法文学部から法学部、哲学部、法哲雑誌『法哲雑誌』も同年六月創刊された。ファシズムの台頭の下で、美濃部達吉の天皇機関説への攻撃などが始まっているなか、中島重は巻頭言で「没我の在る所に真理の発見があり、価値の創造があり、真の独創が出るのであると思ふ」と、独創の前提となる自由の絶対必要なことを強調しており、そこから、学生に対し何を求めていたかがうかがうことができる。第二号は同年一二月発行され、残念ながらそれで終刊になったが、法文学部出発後、いかに学生もまた研鑽に励んでいたかが認められる。

だが全く問題がないわけではなかった。たとえば、二学部が一つの建物に入り込んでいるため、教室は常に満杯状況であり、クラスを細かくしようとしてもその余裕がなかったし、また法文学部で独立したチャペルを持たないために専門部文学部のチャペルに出席せざるを得なかった。また図書館購入の増額についても強い希望が発せられている。しかし、念願の学部の開設の実現の喜びのほうがかその不満よりもはるかに高かったであろう。

新しく入学してくる学生に対応して教員の増員も図られていく。一九三六（昭和一一）年には東北帝国大学から大森英太郎が刑法担当として、翌年には同様に東北帝国大学から三戸寿が法制史担当と

して、また翌々年には、前年から非常勤講師として来学していた九州帝国大学法学士の片山謙二が商法担当として着任している（一方、飛沢謙一は一九三八年に学院高等商業学部に出出、高橋貞三は三九年に満州国新京法政大学に赴任した）。しかし、教師陣はそれでも不十分であり、新たに大阪控訴院部長竹野竹三郎（破産法）、京都帝国大学教授末広重雄（政治史、外交史）、弁護士湯浅恭三（英国法）、大阪商科大学教授実方正雄（国際私法）などの助力も仰いだことが認められる。また法学科開設に尽力した田村徳治が一九四〇年に退職（翌年同志社大学に移る）したため、京都帝国大学教授渡辺宗太郎が行政法総論・各論の講義に來学している。

一九三九（昭和一四）年一〇月段階での『関西学院七十年史』に見られる法文学部の教員の名簿を転載しておく。

学 長

法 文 学 部

C · J · L · ベーツ

学 部 長

H · W · アウターブリッツ

教 務 課 主 任

今 田 恵

学 生 課 主 任

大 石 兵 太 郎

法 学 科 参 与

山 本 五 郎

法 学 科 顧 問

皆 川 治 広

法 学 科 顧 問

牧 野 英 一

教授及助教授

I 旧制大学法文学部の時代

倫 理 学	外国法(独)講 義	民事訴訟法、法制史	刑法学	民法学	倫理学、哲学	英文学	政治学、社会心理学	哲学	行政法学、行政学	英文学	宗教学	憲法学、法理学	社会学	心理学	宗教学	宗教学特殊講義
学院長兼 大学長	助教	助教	教授	教授	教授	教授	教授	教授	教授	教授	教授	教授	教授	教授	教授	教授
C・J・L・ベイツ	三戸寿	大森英太郎	石本雅男	遠藤貞吉	志賀勝	大石兵太郎	波多野精一	田村徳治	竹友厩雄	S・M・ヒルバイン	中島重	小松堅太郎	今田恵			H・W・アウターブリッツ

宗 教 学 特 殊 講 義	国 文 学	新 約 聖 書 学	支 那 哲 学	東 洋 倫 理 学	旧 約 聖 書 学	社 会 政 策 学	英 文 学	英 文 学	独 逸 語	仏 蘭 西 語	経 済 学 史	国 際 公 法 学	経 済 道 徳 学	英 文 学	言 語 学、英 語 学	外 国 法(英)講 読	社 会 史、英 作 文
本 学 院 専 門 部 講 師	本 学 院 専 門 部 講 師	本 学 院 専 門 部 教 授	本 大 学 予 科 教 授	本 学 院 専 門 部 教 授	本 学 院 専 門 部 教 授	本 学 院 専 門 部 教 授	本 学 院 専 門 部 教 授	本 学 院 専 門 部 教 授	本 学 院 専 門 部 教 授	本 学 院 専 門 部 教 授	本 大 学 商 経 学 部 教 授	本 学 院 専 門 部 教 授	本 学 院 専 門 部 教 授	本 学 院 専 門 部 教 授	本 学 院 専 門 部 教 授	本 学 院 専 門 部 教 授	本 学 院 専 門 部 教 授
岩 崎 武 夫	三 宅 光 華	原 野 駿 雄	浦 川 源 吾	窪 田 学 三	松 沢 兼 人	芥 川 潤	大 藤 豊	村 井 勇 吾	飛 沢 謙 一	堀 藤 恭 夫	恒 藤 五 郎	山 本 五 郎	寿 岳 文 章	真 鍋 義 雄	深 山 盈 二	H·P· ジョ ー ン ズ	

I 旧制大学法文学部の時代

倫理学	民法学	経済学	体学	心理学	破産法	経済学	国文学	心理学	商学	経済学	統計学	英法	民事訴訟法	政治史、外交史	財政学	英作文
		原論	操	特殊講義	策	策	学	演習	法	史	学	法	法	史	学	文
	大阪商科大学講師	本大学商経学部教授	陸軍歩兵中佐	陸軍歩兵中佐	浪速高等学校教授	大阪控訴院部長	京都大学教授	本学院専門部講師	本大学予科教授	本学院高等商業学校教授	本大学商経学部助教授	本大学商経学部教授		京都帝国大学名誉教授	京都帝国大学教授	本大学商経学部教授
野田義夫	末川美貞	古屋美貞	山本景兎	高橋利美	正木正	竹野竹三郎	谷口吉彦	北島葎江	中江瀧	馬淵得三郎	柚木重三郎	田村市郎	湯浅恭三	片山通夫	末広重雄	汐見三郎
																A・P・マッケンヂー

商 法 学	片 山 謙 二
外国法(仏)講 読	松 尾 義 海
印 度 哲 学	京 都 地 方 裁 判 所 部 長
刑 事 訴 訟 法	大 阪 商 科 大 学 助 教 授
論 理 学 及 認 識 論 、 生 物 学	庄 司 直 治
国 際 私 法	坂 田 德 男
武 道 師 範 (剣道)	実 方 正 雄
武 道 師 範 (柔道)	早 坂 広 道
	浅 井 貞 吾
	助 手 鳥 越 憲 三 郎
	助 手 古 武 弥 正
	助 手 小 関 勝 彦

かくして開設から三年の期間を経て、一九三七(昭和一二)年三月に、全学で計二〇一名の初卒業生を送り出すことになった。そのうちの法文学部卒業生全八八名中、法学科六三名(法律学専攻五九名、政治学専攻四名)が法学士の称号を得た。ウツズウォース学部長は一九三七年五月五日付の年次報告の中で「卒業生の多くはきわめて好成绩であった。大学はその第一回の卒業生を誇ってよいと思う」と報告しているが、大学側の熱意ある指導に応えた学生の研鑽振りがここでも認められる。

以降、一九四〇年までの法文学部法科学科学生の在籍・卒業の状況を年次報告に従い整理しておく。

I 旧制大学法文学部の時代

若干「第4部 資料」と数値が合わない年次があることに留意されたい。

卒業	計	学年			年度
		3	2	1	
—	68	—	—	68	1934
—	124	—	68	56	1935
63 (59・4)	180	67	56	60 (法・政)	1936
54 (51・3)	182 (174・8)	56 (52・4)	60 (58・2)	66 (64・2) (法・政)	1937
54 (51・3)	202 (194・8)	60 (59・1)	65 (63・2)	77 (72・5) (法・政)	1938
66 (58・8)	262 (229・33)	79 (71・8)	92 (76・16)	91 (82・9) (法・政)	1939
54 (51・3)	294 (250・44)	101 (85・16)	86 (69・17)	107 (96・11) (法・政)	1940

なお第一回の卒業生を送り出した年に本学は、各種の高等学校教員や中等学校教員の無試験検定の指定をうけている。法学科に関わる資格としては、一九三七（昭和一二）年三月に法制・経済の高等学校教員無試験検定、三八年四月に公民科の中等学校教員無試験検定の指定をそれぞれうけている。これをうけて第二回の卒業生の中から二名が資格を取得した。

一九四〇（昭和一五）年開講科目表が残っているので、法学科分だけを紹介する。

第 1 部 法学部の歩み

学 科 目	憲 法	民法(総 則)	民法(債 権総論)	民法(債 権各論)	民法(親 族法相 続法)	刑法(総 論)	刑法(各 論)	商法(総 則商行為 法)	商法(會 社法)	商法(手 形法)	商法(保 險法海 商法)	破 産 法	行政法 各論	行政法 各論	國際公 法(平時)	國際公 法(戰時)	國 際 私 法	英 國 法	英 國 法	英 法 講 義	獨 立 法 講 義	獨 立 法 講 義	獨 立 法 講 義	私 法 講 義	刑 事 訴 訟 法
担当教師	中島	末川	末川	谷川	谷川	大森	大森	片山	片山	片山	馬淵	竹野	渡辺	渡辺	恒藤	実方	湯浅	湯浅	清川	深山	大森	三戸	片山	片山	庄司
単 位	1・5	1・5	1・5	1	1	1・5	1	1	1	1	1	0・5	1・5	1・5	1	0・5	1	1	1	1	1	1	1	1	1
毎 週 時 数	3	3	3	2	2	3	2	2	2	2	2	1	3	2	2	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2
備 考		前期授業	前期授業	来年度開講予定	来年度開講予定			後期授業	前期授業						来年度開講予定										
履 修 年 度	1	1	1	2	2	1	2	2	2	2	2	3	1	2	2	1	3	2	3	3	2	1	2	1	2
授 業 日 及 時 限	11・2	7・8	7・8	7・8	7・8	25・6	5・6	3・4	11・2	11・2	11・2	3・4	2・3・4	5・6	5・6	5・6	1・2	1・2	1・2	7・8	7・8	7・8	3・4	3・4	3・4
教 室	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	18			36	9	17	17	36	8	17	17	18	14	9

I 旧制大学法文学部の時代

これだけを眺めると、開設以来充実を図ってきた法律学・政治学教育の到達点をうかがわれるが、前出の、関西学院が創立五〇周年を迎えた折りに発行した『関西学院一覽』の法文学部の講師の中には、体操担当の陸軍歩兵中佐二名、また剣道・柔道各一名の武道師範の名前が見いだされる。さらに『関西学院六十年史』によると、「五月二十二日学校軍事教練実施十五周年記念として宮城前広場に於て天皇陛下親臨の下に学生生徒の親閲式行はる。学院各部代表職員並に学生生徒参列す」とあり、急速な時代の流れを前にして、大学・学部教育も準戦時体制化に向け変質せざるを得なかった。

「多くの我々の卒業生や学生が軍隊に召集を受けているが、現在の状況は我々の教育の取り組みを

〔講義題目及用書〕は省略

新開	犯罪学	外交史	政治学	政治学	政治学	政治学	行政学	法制史	社会立法論	国家原論	法理学	民事訴訟法	民事訴訟法	学科
学	大森	末広	大石	大石	大石	大石	三戸	中島	中島	三戸	三戸	三戸	三戸	担当教師
	0・5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	単位
	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	毎週時数
		来年度休講予定												備考
	3	2・3	2	3	1	1	3	2	3	3	3	2	2	履修年度
	土	水	火	木	水	月	土	水	木	木	木	木	木	授業日及時限
	2	5・6	3・4	1・2	3・4	3・4	1・2	1・2	5・6	7・6	7・6	7・6	7・6	教室
	18	18	17	18	19	9	9	9	9	9	9	9	9	

妨害していない。逆に学生達はより真剣に学業に励んでいる。法学科・文学科共に、我が学部の知的、道徳的、および精神的な活力を高めることを目的として運動を始めた。学生達は我々のアツピールに応えてその運動に加わりうとしており、その促進を手助けするために委員会も組織された」と一九三七年度の学事報告を理事会で行っていたウツズウォース法文学部長が、一九三九（昭和一四）年二月六日夕、脳溢血のために急逝したため、四月からアウターブリッチ教授が法文学部長に就任した。しかし、国際情勢の悪化のために、翌年九月にはベーツ院長などともに辞任、やがて全外国人宣教師教授が四一年春までに帰国に追い込まれるに至り、英語教育が大きな支障をうけることになった。なお、後任の法文学部長に就いた今田恵教授はアウターブリッチ部長を「微妙なる国際情勢の中にあり多難なる時代にありて深き愛と卓越せる人格識見を以てよく我が学部を指導せられたるは教職員学生の満足せる所」とたたえている（一九四〇年度法文学部学事報告）。

時局の圧迫はそれに留まらなかつた。すでに一九三九（昭和一四）年度から学則第一条の冒頭が改正されて「本大学ハ教育ニ関スル勅語ノ聖旨ヲ奉体シ大学令ニ依リ學術ノ理論及ビ応用ヲ教授シ」と、教育勅語奉体の語句が挿入された。また、神崎驥一新院長は、一九四〇年度学院長報告では「学院建学ノ使命を全ウシ真ニ国家ト人類ノ為メ学院ガ意義アル貢献ヲ致サンコトヲ心ヨリ念願」する述べていたのが、米英に宣戦布告した翌年の報告では「外国教会依存ノ関係ハ完全ニ清算セラレ、名実共に純乎タル日本ノ教育機関トナリタル事ハ衷心欣快ニ堪ヘザル」とした上、「基督教教育ノ日本的性格ノ昂揚」が見られ「皇国ニ靖献セラレタル学園トシテ発足シタ」と確言しており、ここに、皇国思想が学園に浸透してきたことがはっきりとうかがわれる。また、教員の中からも応召をうける者も出

てきた。すなわち石本雅男は一九三九（昭和一四）年二月から、次いで大森英太郎も四一年七月応募をうけ、教壇を去っている（なお、一九四二年度の刑法担当講師は宮本英脩に委嘱）。また一九四一年度から英国法二単位を削除、比較法一単位と経済統制法一単位を新設、また法制史一単位を二単位として日本法制史と西洋法制史とに分ける教育課程の変更がなされたが、これらの措置は、同年度の商経学部での東亜経済論と戦時経済事情の講義の開設や、四二年の文学科内での国文学専攻の設置、国史・国学史の開講などと同様、時局を反映する変更であった。

その一方で、『法文学部研究年誌』第五輯が、これが最後の発刊となるとは予測もされないなかで一九四一（昭和一六）年九月二五日に発行され、また、教員のみならず学生も執筆する『法文研究雑誌』も同年七月一八日に出版された。さらに、日本文化を海外に紹介し、海外諸大学との研究交換を行うために興亜文化科学研究所が発足し（ただしその目的・構成などについては不明な部分が多い）、竹友席雄法文学部教授による英文での研究が第一輯として一九四二（昭和一七）年二月一〇日発刊されたことが、時局の緊迫にもかかわらず法文学部において存在し続けていた研究への情熱の証となった。

だが、学生への影響は大きかった。一九三九年七月、文部省が計画した興亜青年勤勞報国隊に、関西学院からも大学、予科、専門部、高等商業学校から選抜された三五名の学生が五名の教授に引率されて参加、北京郊外で現地訓練の後、各班に分属して中国各地で勤勞作業に従事し、その中から予科学生が現中国東北部で病死するという痛ましい事件も起きた。翌一九四〇年に文部省が翌年から学生会を報国団に改組実施するよう指令したのをうけて、関西学院においても自治組織の学生会は改組に

追い込まれ、一九四一（昭和一六）年二月一日に院長を團長とする「関西学院報國團」が結成、法文学部にあつた学生団体の法文学会も学練部の中に組み込まれた。さらに文部省が同年八月八日に「学校教練、食料増産作業其ノ他各種団体訓練ノ実施ニ効果アラシムル」ために、「学校報國團ノ内ニ指揮系統ノ確立セル全校編隊ノ組織」たる学校報國隊組織樹立の訓令を出したのをうけて、ただちに八月一九日に関西学院報國隊が結成され、全学生の動員を強いる体制が確立した。

続いて文部省は九月に、一九四一（昭和一六）年度においては本年度卒業見込学生の修学期間を三カ月短縮し、本年一二月末日までに卒業せしめるようにと内示し、翌一〇月に同旨の、また一月には次年度の卒業予定者にはさらに三カ月短縮して、翌年九月に卒業させるよう、在学年限を短縮する文部省令を出した。このため翌年三月卒業予定者の卒業を繰り上げ、一二月八日に米英に宣戦布告をした直後の、緒戦の戦果に戦意の高揚していたなか、二六日に関西学院大学は卒業式を挙行し、法文学部一二三名、うち法学科では法律学専攻八三名、政治学専攻一五名が巣立っていった。まさに戦時体制へ移行する条件が上から強行されたのである。

3 戦時下及び敗戦、新制大学発足まで

太平洋戦争が勃発した翌年の一九四二（昭和一七）年五月二九日、今田恵法文学部長は学事報告の中で、「時局愈々重大ヲ加へ、学内亦之ニ応ジテ修学年限ノ短縮等時々即応スベキ事態發生セルモ、教授團ノ團結協力益々密ニ、時局下大学教育ノ責務ヲ自覚シ、進ンデ学科教授以外ノ任務ヲモ担当シ、学生亦克クソノ本分ヲ尽シ、殊ニ団体的訓練ニ於テ向上セル傾向認めラレル」と、戦時体制に突入し

た情勢下、新たな取り組みが必要になってきていることに触れている。しかし、法文学部での取り組みは、修学年限の短縮に対応して、専任教員担当の主要学科目の一週授業時間を一一時間増加する、卒業所要単位数を従来の三〇単位から法学科は二七単位に減少する、それまでの自由選択制度を改め学年制度を採用するなどの変更に留まっていた。

しかし、戦争の長期化と拡大の動きは、単に授業の変更などの方策では済まされない状況へと導いていった。一九四三（昭和一八）年五月一三日付の今田学部長の学事報告では、「決戦体制下、学徒ノ本分ニ精進スベク、師弟共同ノ下ニ学風ノ刷新高揚ニ努力セリ」と記述するとともに、具体的には、冬期二週間早朝耐寒訓練を実施し、以後毎週金曜日始業前に体練を行い、時には三〇キロの武装行軍を行うなどの体力錬磨・意思鍛練に努めることを掲げている。だがアツツ島玉砕などの戦局の前、修練の強化だけではもはや許されない事態になっていた。

一九四三（昭和一八）年六月には「学徒戦時動員体制確立要綱」が閣議決定され、「大東亜戦争ノ現段階ニ対処シ教育錬成内容ノ一環トシテ学徒ノ戦時動員体制ヲ確立シ学徒ヲシテ有事即応ノ態勢ヲシムルト共ニ之カ勤労働員ヲ強化シテ学徒尽忠ノ至誠ヲ傾ケソノ総力ヲ戦力増強ニ結集セシメントス」と勤労働員の強化を打ち出すとともに、九月二二日にはいよいよ、理工学以外の学生の徴兵猶予を撤廃する戦時非常措置を取ることを決し、一〇月二日付で文部次官は「内外ノ現時局ニ即応シ国内各般ニ亘リ戦力ノ急速ナル増強ヲ達成以テ大東亜戦争ノ完勝ヲ期センガ為〔中略〕学徒ニ対スル徴集ノ延期ハ当分ノ内之ヲ行ハザルト」とし、その後具体的に大学の学生などで四四年九月卒業見込みの者は、四三年一月に仮卒業証書が仮終了証書を授与し、翌年九月までに卒業させること、それ以

外の学生は休学の取り扱いをして、入営または入団させるとの通牒を發した。このため法文学部では、一〇月以降学科目を極端に整理して、講師による講義を中止し、専任教員のみで臨時時間割での授業を行うこととした。だが、卒業見込学生の翌年九月までの卒業というのは建前に過ぎず、彼らは仮卒業証書の授与をうけて、また在学中の大多数の学生も臨時徴兵検査をうけて、一九四三年一月一日の「学徒出陣」といわれる第一回の学徒兵入隊に加わっていったのである。

ここで一九四一（昭和一六）年以降の法文学部法科学学生の在籍、卒業の状況を年次報告に従い整理しておく。この統計数値からは、在校生約一〇〇名も応召をうけ、入隊・入団していったと認められる。

	1941年度				1942年度				1943年度			
	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計
法・政	96	69	85	250	66	89	68	223	81	65	85	231
政	11	17	16	44	17	14	17	48	12	19	13	44
法	85	86	101	294	83	103	85	271	93	84	98	275
政	11	17	16	44	17	14	17	48	12	19	13	44
1941.12	107	86	101	294	83	103	85	271	93	84	98	275
1942.9	83	103	85	271	83	103	85	271	93	84	98	275
1943.9	273	94	74	441	273	94	74	441	273	94	74	441
1944.5	273	94	74	441	273	94	74	441	273	94	74	441
在籍	230	82	71	383	230	82	71	383	230	82	71	383
卒業	43	12	3	58	43	12	3	58	43	12	3	58
1944.5	273	94	74	441	273	94	74	441	273	94	74	441
在籍	230	82	71	383	230	82	71	383	230	82	71	383
卒業	43	12	3	58	43	12	3	58	43	12	3	58

文科系学生の徴兵による学生数の減少という事態に、文部省は、相当数の私立大学を専門学校に転

換し、既存の専門学校も含め入学定員を従来の二分の一に止めることとした。そして、それに伴い、専門学校の統合整理を行うか、また、理科系に転換を図るかについての見解を、一九四三（昭和一八）年一〇月二二日付で学院理事長宛に「教育二関スル戦時非常措置方策二関スル件」として求めてきたため、動揺が学院内を走った。理事会では、「大学は学院の将来のためその存続に努力すること」を基軸に検討、文部省との教次の折衝を経て次のような新体制を決定した。

① 一九四四（昭和一九）年度大学新入生を、大学法文学部は八〇名とし、また、同商経学部については募集を停止する。

② 専門部文学部と高等商業学校を統合して専門学校政経科（経済科、法政科、東亜科）に切り替え、新設の理工科を併置する。政経科の入学定員は二〇〇名とする。

③ 研究の存続のために、既存の産業研究所を統合して、国民生活科学研究所を設置する（一九四四年五月一八日に開所式挙行）。

④ 教務部、訓練部、総務部、財務部の四部長を設け、各学部の教務、学生訓育その他の事務を統合する。

この内容は一九四四（昭和一九）年二月一七日、全教職員を図書館に集めて、曾木理事代表から発表され、それと同時に、これに伴って教職員の整理・配置転換を行う必要があることから、一応辞表を提出するようにとの要望が全教職員に対し示された。学生数の減少による授業料収入の低減が、伝統ある学部の廃止とともに法文学部法学科における創設の一員中島重や一九三八年四月に講師として来学していた片山謙二を含む三二名に及ぶ教職員の退職の事態を招いたのである。中島重宛には「右

戦時教育非常措置ニ因リ依願退職ヲ命ズ、但シ昭和十九年四月一日ヨリ向フ八ヶ月間休職トシ本俸ヲ支給シ右満了ノ上退職トス」との辞令が三月三十一日付で出された。したがって、形式的には同年一月末まで講師として在籍していたと思われる。なお、中島は一九四六（昭和二一）年正月同志社大学法学部教授に就任するが、同年五月二九日死去する。その死を悼んで六月二七日付『関西学院新聞』は、「自由なる思想を持ち、純止なる客観主義にこそその学的態度を置かれた故に、迫害された先生の学的生涯こそ我々の以て範とするべき」、またその著書『法理学』は「十年前教授会を通過せしものにして、昨年漸く当局より博士号の認可となつた」との文を掲載した。この改組を契機に人事の大異動も実施され、四月から神崎驥一院長が大学長・法学部部長・専門学校長を兼任するに至つた。またこの折に武内辰治が商経学部から法学部に移つてきている（ただし、ただちに陸軍嘱託に命ぜられてビルマに派遣された）。

商経学部学生の募集停止に伴い、法学部内での経済科設置をめざして、四月より商経学部教員も法学部勤務に変更となり、法学部は教授一名・助教六名構成となつた（ただし一九四五年六月文部省から、経済科設置を目的とする学則改正は認められない旨返答があつた）。また商経学部学生も身分は商経学部学生であることを了解の上、法学部において教育・訓練を取り扱うことになつた。このため一九四四（昭和一九）年度法学部学事報告の学生関係事項には商経学部学生の数値も含まれるようになる。

一九四四年九月卒業者数

法学部九二名

商経学部一三三名

陸海軍志願者数

八一名

一一〇名

入管・入団者数

六九名

七八名

一九四四年度法文学部入学者数一〇月

六六名

四月 一〇七名

一九四五年度法文学部入学者数一〇月 九三名

一九四四年度に入り、第二学年以上の学生は授業をうけることはなく、一校一工場主義により川西航空機株式会社宝塚製作所に集中して勤労働員に出掛けていくこととなったが、配置転換のわずかな機会などを利用してできるだけ「智能啓発に努める」とした。また、一〇月入学の一年生に対しては、臨時学科課程を作り、専任教授によって一月末までは授業を継続していたが、二月以降は彼らも同製作所に出動することになった。さらに一九四五（昭和二〇）年度には授業一カ年停止が閣議決定を見、授業が行われることは全くなかった。

美しかった白亜の校舎は空襲を避けて黒々と塗りつぶされてしまい、その校舎も、わずかに旧商経学部校舎と高等商業学校別館、旧神学部校舎を残して、それ以外の部分はすべて徴用された。また空襲の罹災に対処するために、軍の指令で関西学院防衛隊も組織された。そして、一九四五年七月二四日の空襲により川西航空機宝塚製作所がすべて破壊された（学生の中からも三名の貴い犠牲者を出した）ために待機体制をとって次の出動に備えているなか、八月一五日のポツダム宣言の受諾による無条件降伏を迎えるに至り、学徒動員は終わりを告げるようになったのである。関西学院全体で戦没者二一八名、うち法文学部学生一〇名の貴重な生命の、学院に戻ることが永遠に不可能となったことを忘れてはならない。

また、法学科教員の中では、応召解除となっていた大森英太郎は一九四三（昭和一八）年九月一〇

日鳥取震災に遭遇して不慮の死を遂げ、学部葬が営まれた。

敗戦を迎えたのは夏期休暇中であり、学徒動員を解除された者や、逐次復員してきた者が次第に学院に戻ってきた。『関西学院六十年史』によると、大学全体では、終戦直前の学生数一三二名に対し、一九四五年一月末四九九名、四六年三月までの復員者三九四名、四五年三月末までの転入者三二名と、極めて著しい膨脹を示している。教員・学生に若干精神的動揺が見受けられたこともあり、待機を続けたが、その中で、四五年九月法文学部一名、商経学部一三名の卒業生を出した。この数の少なさにそれまでいかに根こそぎ徴兵・動員されていたかを見てとることができよう。授業は一九四五年一〇月から再開されたが、敗戦の混乱に加えて、食料・居住事情が極端に悪化していたために、二月末からの冬期休暇は一月末まで延期され、一方、三月下旬から四月上旬にかけて入学試験を実施し、軍関係の諸学校や専門学校などからの転入学者六一名と、大学予科修業年限の三年制変更があったために、関西学院予科出身者がいなくなかで新入学者二四九名との合格発表を出すなど、教育の再建に向けて着実に前進していった。

さらに大学組織の再編の方向に向けても急速に動いていった。一九四六年五月神崎駿一院長は「時勢ニ対スル私ノ判断ト事態ニ対スル私ノ責任感カラ」（一九四五年度年次報告）、兼任の職務も含め辞意を理事会に申し出たが、学院再建に向けて院長の果たす役割は大きく、院長の辞任は認められないとして再選した上で、大学長などの辞任は承認、新たに古武弥四郎理事が大学長事務取扱に就任した。同事務取扱を中心にして検討した結果、「再建日本ノ発足ニ応ズル為メ従来ノ組織ヲ解」（一九四五年度法文学部学事報告）くべく法文・商経の二学部制を廃止して、同年二月に法学部・文学部・経済

学部の三学部制をとり、定員を各学部八〇名、一学年二四〇名とすることを決定した（ただし教員組織などの関係から、法学部学生定員は後に一学年六〇名に改められた）。しかし、三学部制をとったものの、「学部には高度の独立性を与える事なく、教授会、事務組織、予算等総べて大学全体を単位として運営」（一九四六年度大学学事報告）するため、大学長の下で大学教授会を組織、全学部を一元的に統一を図る方式をとった。ただ、画期的なことは、学部長の選出に際して、それまでの理事会決定・任命のやり方を改めて、各学部の教授の選挙によって決め、それを大学が承認する制度を始めたことで、それに伴い法学部では、復員後の一九四五（昭和二〇）年二月に理事会から学部長に任命されていた石本雅男の地位を四月の選挙によって確認した（一年任期）。なお同手続きによって学部長には今田恵教授が、経済学部長には池内信行教授が選出された。

かくして一九四六（昭和二一）年四月に、法文学部から分離・独立した法学部が発足した。当時の教授陣は、学部長石本雅男（民法）、大石兵太郎（政治学）、三戸寿（法制史）、一九四四年一〇月に商経学部から移籍してきた清水兼男（社会法）から成り、助教授には、専門部政経科教授から移籍してきた浜田一男（商法、一九四八年教授に昇任）と、三月まで京都帝国大学法学部大学院特別研究生であった足立忠夫（行政学）が就任、また助手として、一九四一年に法文学部法学科を卒業し大学院に在籍していた山本正太郎（英法、独語。嘱託講師を経て四八年四月助教授に昇任、行政法担当）を採用して、わずか七名で発足することになった。その後陣容の強化は進められて、同年度中に、外地より帰還した武内辰治（国際政治論）が教授に昇任して教育に参加、また大阪商科大学教授の実方正雄を兼任教授（商法、国際私法）として、さらに台北帝国大学文政学部で法哲学を担当していた中井

淳（国家論、政治思想史）を一九四六年九月に、神宮皇学館大学が四六年三月で閉鎖されたため失職していた森順次（憲法、行政法）を同年一月に、それぞれ教授として迎え入れ（ただし森は四七年一二月退職）、また朝鮮総督府京城法學専門學校教授を経て帰国していた大谷英一（刑法）を四六年九月助教授に採用（四八年四月教授に昇任）、四七年度内に深瀬秀、村西義一、安屋和人の三名を助手に新採した。その他、一九四七年度は猪熊兼繁（日本法制史）、永沢信義（民事訴訟法）、柚木馨（民法債権法）、宮島綱男（国際政治）が嘱託講師として来学し、講義を支えた。

古武弥四郎大学長事務取扱は、三学部制の実施などの成果を上げて辞任し、一九四七年四月を以て、カナダから戻ってきたアウターブリッチ文学部教授が大学長に就任、この時に大学教授会制も解消して各学部教授会が各学部の運営に責任を負う方式が発足した。法学部では学部長選挙の結果、一九四七（昭和二二）年四月からの学部長に大石兵太郎を選出した。

このように教員組織の整備を図る一方、一九四五（昭和二〇）年一〇月二二日に連合国総司令部GHQから発せられた、軍国主義ないし極端な国家主義の鼓吹者を教職から追放するよう指示した「日本教育制度ニ対スル管理政策ニ関スル件」と、それをうけた文部省令五号に基づき、関西学院においても法文学部・商経学部の両教員適格審査委員会が設置された。法文学部に関しては今田恵教授が委員長、三戸寿、清水兼男など四名が委員となって審査を行った結果、「教職員が戦時中傍観的態度をとらず国民として持つべき当然の愛国心から戦争に協力したのは不適格とはならない」との今田委員長の話（『関西学院新聞』一九四六年七月二七日）にうかがわれる基準から、「幸に全員適格と判定せられた」（一九四六年度大学学事報告）。一方、戦時中に発足した国民生活科学研究所は一九四八年

三月末を以て閉鎖された。

このように関西学院の一翼として再建の一步を踏み出すとともに、学制改革に伴う新制大学・法学部への移行に向けて加速した動きをとりはじめるのである。

II 新制大学法学部の発足（一九四八—五五年）

1 新学制の発足

軍国主義・国家主義を教育から排除し、民主主義理念の樹立をめざす戦後の教育改革においては、GHQの指導下で来日して教育事情を視察し一九四六（昭和二一）年四月に報告書を発表した第一次アメリカ教育使節団の見解が重要な役割を果たした。高等教育についても、高等専門学校や大学予科に進学してそこでさらに三年間継続して授業をうけるごく一部の者を除いては、中学校で教育課程が終わるといふ現実に反省を迫り、家庭や社会生活の向上、産業や政治の一層有効な運営、さらに国際的理解や親善の助長などの仕事に指導的地位を占め得るような才能ある青年男女を育てあげるべく、高等教育の意義を示すとともに、高等学校や大学の数を増やしそのカリキュラムを自由化させることなどを提言した。この報告をうけ、同年八月に設置された教育刷新委員会（一九四九年、教育刷新審議会に改組）によって、教育制度全般の改革が推進されていった。

その基軸となったのが一九四七（昭和二二）年三月三十一日に公布された教育基本法・学校教育法であり、それに基づき複雑な進学経路を整理して、六・三・三・四制の学校体系が導入された。従来の大学令は廃止され、医学・歯学を除き大学は四年制（短期大学は二年制）となり、具体的には「新制度の大学は学術の中心として広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的道德的及び応用的能力を展開させることを目的」とする、とされたのである。文部省は一九四八（昭和二三）

年一月、広い世界を自由な立場で眺め、人生観、世界観を確立させるために一般教養を重視するとともに、男女の学生に世界の仕事に参加する準備をさせるために職業的な訓練も重視し、またそれらに加えて、学術の中心として将来大学院において学問の研究を進めるための準備を進めることを「日本における高等教育の再編成」において打ち出した。さらに一九四六年一月設置の大学設立基準設定協議会、翌年七月に設置の大学基準協会を中心にして、新制大学設置の諸条件——たとえば事務関係、学科課程、学生指導、教授の訓練、体育施設その他大学の目標が標榜されているすべての方法——の基準の検討も進められていった。なお従来の規定に基づく旧制大学の存続は暫時認められた。このため関西学院においても、旧制に基づく各組織の整理と新制各教育機関設置の認可手続きのための準備が、そして大学においては、旧制に基づく学生の教育を続ける一方、新制に基づく設置の準備に入ることが課題となった。

2 関西学院における新学制への取り組み

一九四六年四月段階での関西学院には、大学令による法・文・経済学部と予科、専門学校令による高等商業学部・理工専門部・文学専門部、中学校令による中学部が配置されていた。学制改革に基づき、まず一九四七年四月、旧制の中学部とは別に三年制義務教育の中学部を設置した上、神崎院長、原田脩一学監、各学部長などから成る切り替えのための構想を協議する新学制研究委員会を設置し、その後問題に応じて学科課程や建物・施設の運営に関する小委員会なども設置し、具体策の検討にあたった。文部省の方針では四年制の新制大学の開設年度は一九四九年度と定めていたが、関西学院で

は、四八年四月の新制三年制の高等部の設置にあわせて旧制中学部・専門学校・大学予科を一斉に新制度に切り替えるほうが教職員の配置転換にとつても幸便であることから、一年早めて申請することにし、他の私立大学の動向も踏まえて、四八年二月二五日設置認可申請を行い、三月二五日許可が与えられた。ただし、当初は法学部、文学部、経済学部、商学部の四学部設置をめざしたものの、準備の都合上、商学部の開設は延期された（一九五一年四月に開設）。この開設に応じて、同時に大学予科を解消し、旧制大学学部、文学専門部も新入学生の募集を停止することになった。このため旧制大学・中学の学生については残存期間はそれぞれ新制大学、高等部に属せしめ、大学予科・専門学校の在校生については後述する新制大学への移行措置を講じた。それに対し、高等商業学部・理工専門部については専門学校の存続を認める法令に基づき、一九四九年四月から二年の修業年限に改めたが、翌年に商科・英文科・応用化学科から成る短期大学が発足したため、結局高等商業学部・理工専門部とも一九五〇年度をもって終わりを告げることとなる。なお、この短期大学も一九五七（昭和三二）年解消し、それ以後学院は中学部、高等部、大学の三本建構成が続く。

この新編成に応じて、法学部充実のために、一九四八年三月に飛沢謙一高等商業学部教授が助教授（法理学）、品川登同教授が講師（民法）兼任となり、四月からの四年制の新制法学部発足に加わることになった。

3 新制関西学院大学、とくに教養教育の発足

一九四八（昭和二三）年四月一日、新制関西学院大学は発足した。同日付で実施された関西学院大

学学則は、第一条に「本大学は教育基本法及び学校教育法の規定するところに従ひ広く知識を授けると共に深く専門の学芸を教授研究し基督教主義に基き人格を陶冶することを目的とする」と高らかに宣言する。これをうけて、学則第一七条は「本大学の学科目は一般教養科目と専門科目とに分ちこれを四年間に配当して教授する」と、戦後の大学教育改革の眼目の一つである一般教養の重視を謳う。

学則第一八条も「一般教養科目は原則として第一、二年度に於て十六科目四十八単位を履修することが必要である」と規定し、その一般教養科目の学科課程を人文科学関係・社会科学関係・自然科学関係に区分し、人文科学関係では（かつこ内の数字は単位数を示す）、哲学概論（三）、文学（六）、心理学概論（三）、倫理学概論（三）、人文地理学（三）、文明史（三）より四科目一二単位の履修、基督教概説（三）、教育学概論（三）、英語（一二）、仏蘭西語（一二）、独逸語（一二）、中国語（三）、ラテン語（三）より英語（一二）を含み六科目一八単位の履修（ただし外部入学者は基督教概説を必修）、社会科学関係では法学通論（三）、社会学概論（三）、経済通論（三）、統計学概論（三）、政治学概論（三）より四科目一二単位の履修、自然科学関係では数学（六）、物理学（三）、化学（三）、生物学（三）、人類学（三）より二科目六単位の履修を求めた（学則第一九条）。ここでの単位とは、学年を前期・後期各一五週に区分して、試験期日を含む講義演習を原則として一週一時間一期を以て一単位とし（学則第三〇条）、一科目につき一講時九〇分、通年三〇週の授業・試験を以て三単位と教えることを標準としたもので、これは専門科目も同一である。

文部省では四年制のうち一般教養課程を前半二年間に配当した教育課程をとつたため、一九四九年新制以降の国立大学を中心に、一般教育課程を担当する教養部と専門教育課程を担当する学部とに区

分して編成する、いわゆる「横割り方式」を採用した。これに対して関西学院大学では教養部を別に設けることをしなかった。ただし、学部を分けずに入学を認めた学生に、履修を通して自分の専攻する学部を選択し得る力を獲得することを期待して、一年目はもっぱら教養課程を履修させて、二年目に進む時に自己判断で学部の選択を行わせることによって、教養科目重視の姿勢を示したのである。このために学生定員も大学全体で一学年六〇〇名と決めるだけに留め、各学部の定員を決めなかった。また、学科課程に関する事項を審議する権限を持つ各学部の教授会以外に全学教授会を設け、そこに、学生に関係する入学、試験、卒業や学生の資格認定や身分、学生の賞罰に関する諸事項を審議する権限を与える（学則第一四条）変則的構成をとった。このため、学則とは別に教務部長を置き、その下でこれもまた学則に規定のない、各学部の教養科目を担当する教員から構成される教養学科の組織を置いて、その主任が入学生の訓育と指導に当たることにした。しかし、翌年三月になって学部選択を行う時期に至り、大半の学生が特定学部の専攻を望むことが判明し、その方式の弊害が明確になったため、この方式を廃止して、入学試験も各学部で行うことになって入学志願時に専攻学部を決めておくことを求めることになった。このため全学教授会も一年限りで廃止された。それに対し教養学科はしばらく存続していたが、やがて外国語担当教員・キリスト教学担当宗教主事を学部割り当てる「縦割り方式」を採用（ただし各学部にも所属しない一部の教養科目担当教員は大学長直属に配置）することによって、教養学科も解消されることになった。

このように一九四八（昭和二三）年四月、斬新な、しかし未熟な要素を含んだ新入生の教養教育の開始によって、関西学院大学における新制大学教育は始まった。

4 新制法学部の発足

一九四八（昭和二三）年四月一日、新制法学部は発足した。新制初代学部長は教授の資格基準に基づく選考によって理事会を経て、旧制に引き続き大石兵太郎が務めることになった（後に各学部教授会の選挙によって正式に就任が確認された）。旧制法文学部以来の法律学専攻、政治学専攻の二専攻の伝統を引き継いで、法律学科と政治学科の二学科制をとった（学則第二一条）。京都大学法学部が、戦前期には幾度も実施していた法律学科と政治学科の区別を一九四九年一月の法学部規定で採用しなくなったのに対し、本学法学部がこれを維持した背景には、戦前から推進してきた「法学の社会学的研究」（大石「大学事始」）の教育理念には、キリスト教主義の下で民主主義の立場に立って日本の法律学・政治学の再建と新たな発達を課題として行われる法学部教育・研究において、一層正統性が認められるとの確信があったと、『法と政治』創刊号の大石兵太郎学部長の「創刊のことば」から読み取ることができる。一九四九（昭和二四）年一月という発足よりやや後の、またやや長文の記述であるが、法学部発足時の雰囲気を示すものとして転載するに値しよう。

〔「上略」〕現下の日本は民主革命を通じて、あわたゞしく新生の苦難を過程しつゝあり、憲法の改正をはじめとしてその法制は全面にわたつて変革せられ、新しい法規が続々として生れつゝある。そうしてそれ等をめぐる立法上並びに解釈上の法律学に課せられた問題は、まさに山積の状態にある。こうした要請にこたえるべく、今日の法律学は特に社会の生活事実に即した鋭い判断と内外的諸事例をとり入れた広く且つ深い反省を求められているのであるが、それがいまの法律学が解釈能力をもつて足れりとせず、むしろすぐれた立法的指導能力と批判能力とに重点をおかねば

ならなくなつてゐることを意味する。

ところが政治学はどうかというに、一層強くそういうことがいえる。日本の政治学は、終戦後に至つてはじめて研究の自由を与えられ、科学的成長の第一条件をもつようになつたが、日本今日の境涯が日本政治学の非科学性と批判能力の欠如とに無関係であるとは、誰しもいえないであらう。終戦以来政治の研究を志す人々がとみに多きを加え、政治学の再建が強く要望されているのは、そのためであつて、政治学が抽象的一般的理論たるに止まらないで、国内的國際的現実の分析的把握からその推移について科学的な見通しを与え、理念が要請するところの政治目的を達成するための技術的手段を指示し、批判と警告をもつて現実政治を指導することの出来る科学的理論にならなければ存在意義をもたないということはおそらく今の多くの人々の一致するところであらう。その意味に於て今日の日本の法律学、政治学、その何れもが再建の起点に立つてゐるのである。

本学創設以来、法学部門にたゞさわられた諸先輩は一人の例外なく、自己的方法的立場を広い意味に於てのいわゆる社会学的方法に求められたが、われわれの学風はこゝに見出されるべきであつて、現下の事態はこうした立場の正統性をいよいよ確信せしめる。〔後略〕

これをうけて「関西学院大学学則」は第二〇条に「専門科目は二十八科目八十四単位以上を履修することが必要である」として、四学部の専門科目・単位数を列記する。具体的に専門科目、学科毎の必修科目を記載するに留まる。法学部関係のみを摘出する。

憲法 (三)	行政法 (三)	刑法 (三)	国際公法 (三)
刑事訴訟法 (三)	民事訴訟法 (三)	民法 (六)	商法 (六)
国際私法 (三)	社会学 (三)	法理学 (三)	法律社会学 (三)
法史学 (三)	法律思想史 (三)	日本法制史 (三)	外国法(英仏独) (三)
政治学原論 (三)	国家学原論 (三)	政治思想史 (三)	政治史 (三)
行政学原論 (三)	国際政治論 (三)	比較制度論 (三)	地方行政論 (三)
外交史 (三)	法律学研究演習 (六)	政治学研究演習 (六)	

このうち必修科目、その単位数を学科に応じて定める(学則第二二条)。

法律学科では、民法(六)、刑法(三)、行政法(三)、商法(六)、国際公法(三)、法史学(三)、外国法(英仏独)(三)、社会学(三)、法理学(三)、研究演習(六)で、政治学科では、政治思想史(三)、政治史(三)、政治学原論(三)、比較制度論(三)、外交史(三)、国際公法(三)、財政学(三)、経済原論(三)、行政学原論(三)、国際政治論(三)、研究演習(六)であり、政治学科では戦前と同様に経済学部開講科目の財政学、経済原論を必修科目に指定したのに対して、法律学科ではのちに労働法と名称を改める社会学が新設されたためか、戦前選択科目に含まれていた社会学、社会政策などは、文学部社会学科で開講されていたものの、必修科目に指定されなかった。

なお学生の学科配属は二年進級時での自主選択に委ねられた。

この発足時の講義を担当した教授陣は、大石兵太郎「政治学概論、政治学原論、研究演習(二)(二)」、石本雅男「民法(一)(二)、研究演習(一)(二)」、三戸寿「法史学、法律思想史、研究

演習(一)(二)、清水兼男「社会法、外国法(英米法概論)、研究演習(一)(二)、中井淳」
 国家原論、政治思想史、研究演習(一)(二)、武内辰治「国際政治論、国際公法、研究演習(一)
 (二)、浜田一男「商法(二)、外国法(仏)、研究演習(一)(二)、大谷英一「刑法、刑事訴訟
 法、研究演習(一)(二)」各教授と実方正雄兼任教授「商法(一)、国際私法」に加え、足立忠夫「
 行政学原論、比較制度論、外国法(英公法)」、飛沢謙一「法理学、法律社会学、研究演習(一)
 (二)、山本正太郎「行政法、地方行政論、外国法(独)」各助教授、品川登専任講師(法学通論)
 の一三名、及び村西義一、深瀬秀、安屋和人の三助手であった(かっこ内は設置認可申請時の担当予
 定学科目)。助手には授業負担はなかった。申請書には教職適格審査判定年月の記載が必要であり、
 また月額基本給の欄を見ると俸給は個別に理事会との話し合いで決められていたと認められる。また、
 多くの科目を嘱託講師に依存せざるを得ず、住宅事情から一九四七年一二月退職して彦根経済専門学
 校(現滋賀大学経済学部)に移った森順次が憲法を、申請時は猪熊兼繁であったが代わって京都帝国
 大学法学部大学院特別研究生を修了した前田正治が日本法制史を、関西学院大学高等学部教授の川村
 大膳が政治史と外交史を、小畑秀男が外国法(英法)を、申請書には名は見受けられないが、永沢信
 義が民事訴訟法を、そして小野木常が破産法をそれぞれ担当した。

この前後から人事の拡充が図られ、前田正治が一九四九年三月助教授に、川村大膳が四九年四月専
 任講師に採用される一方、旧制高等学校などの国立大学への昇格、国立大学の総合化が進むにつれ、
 私学から見ると「教授引抜き工作」と見なされる人事異動が頻繁に行われるようになっていく。一九
 四八(昭和二三)年一〇月二四日付『関西学院新聞』は、法学部でも数人の教員が交渉をうけている

と報道しているが、異動の第一陣として、四八年二月設立された大阪大学法文学部参画のため、多大の功績を残して石本雅男が同年十一月を以て退職した。

一九四九年の法学部の教授、助教授、専任講師及び嘱託講師とその担当科目を『関西学院六十年史』に基づき掲載する。ただし前記学則で設けられた専門科目がすべてこの年度に掲載されているわけではないのは、隔年開講の事情に基づく。

学部長	法学博士経済学士	大石兵太郎		
教務主任	法学士	中井淳		
学生主任	法学士	大谷英一		
教 授				
政治学概論	研究演習	法学博士経済学士	大石兵太郎	
法律思想史	研究演習	法学士	三戸寿	
社会学	研究演習	法学士	清水兼男	
国際公法	研究演習	マスター・オブ・アーツ(テキサス大学)	武内辰治	
		ドクトル・オブ・フィロソフィー(シカゴ大学)	中井淳	
政治学概論	政治思想史	研究演習	法学士	浜田一男
商法(手形法)	研究演習	法学士	大谷英一	
刑事訴訟法	研究演習	法学士		

商法国際私法

法学博士法学士

実方正雄

助 教 授

行政学 独法

法学士

足立忠夫

地方行政論 英法

法学士

山本正太郎

法理学 仏法

法学士

飛沢謙一

法学通論 英法

法学士

前田正治

専 任 講 師

法学通論

法学士

品川登

政治史 英法

文学士

川村大膳

嘱 託 講 師

憲法

神戸経済大学教授

法学士

俵静夫

民法

大阪大学教授

法学博士法学士

石本雅男

民事訴訟法

法学士

石黒淳平

英語

バチエラー・オブ・アーツ(カールトン大学)
マスター・オブ・アーツ(シカゴ大学)

村田聖明

助 手

経済学士

村西義一

法学士

深瀬秀

法学士

安屋和人

申請時とは異なり、助教授には研究演習を担当させないルールができたと推測される。

なお、単位数については、学生が一時間の講義に対して二時間の予習・復習を自主的に行うことを求める文部省の方針に基づき、一九五〇年度から一講時一〇〇分、通年講義で四単位を与えることに変更された。教員に配布された一覧表に基づき、一九五〇年度の学年暦を紹介しておく。前期開始は四月一〇日(月)で、一五日までに履修科目の登録、入学式は四月一五日(土)(なお、一年生の履修届は一〇、一日に行う)、始業式四月一七日(月)、休暇七月二日(日)から九月一〇日まで、休暇開始九月一日(月)、前期終一〇月九日(土)、後期始一〇月二一日(月)、休暇一二月二四日(日)から一月七日(日)、休暇開始一月八日、後期終二月一〇日(土)、前・後期各一六週、入学試験予定三月五日(月)から一〇日(土)、卒業式予定三月二〇日(火)であった。

一九五四(昭和二九)年度に学則の規定構造、また政治学科専門科目一部の名称が変更されたのをうけて法学部学科課程表が確認されているので、それも紹介しておく。

		学年別	
科別		第四学年	第三学年
社会法			
行政法(一) 民法(二)			
憲法		第二学年	
			第一学年

		法 律 学 科						
		選 択				必 修		
財政学	国際政治論	他学部の第四年度の 専門科目	一般教養科目	国際政治論	国家学原論	法律思想史	国際私法	法理学 研究演習(二)
政治学原論 比較政治組織論 行政学原論	政治学原論 比較政治組織論 行政学原論	他学部の第三年度の 専門科目	英政治学講読 外交史	地方行政論 比較政治組織論	行政学原論	政治学原論	英米法概説 日本法制史 法律社会学 民事訴訟法 刑事訴訟法	商法(二) 国際公法 法史学 外国法(英・独・仏) 研究演習(一)
政治史	政治思想史	他学部の第二年度の 専門科目	一般教養科目	政治思想史	社会思想史	政治史	政治思想史	刑法 民法(一) 商法(一)
その他一般教養科目		政治学				法学		

II 新制大学法学部の発足

政 治 学 科	
選 択	必 修
<p>国家学原論 社会学 国際私法 法理学 法律思想史 一般教養科目 他学部 of 第四年度の 専門科目</p>	<p>研究演習 (二)</p>
<p>地方行政論 行政法 民法 (二) 商法 (二) 刑事訴訟法 民事訴訟法 法史学 法律社会学 日本法制史 英米法概説 外国法 (英・独・仏) 金融論 経済政策 社会政策 一般教養科目 他学部 of 第三年度の 専門科目</p>	<p>外交史 国際公法 経済原論 英政治学講読 研究演習 (一)</p>
<p>他学部 of 第二年度の 専門科目 一般教養科目</p>	<p>社会思想史 憲法</p>

その翌年には、熱心な論議を経て、大幅に専門科目が増加されるが、それについては「8 研究・教育体制の充実、再整備」の項で触れることにする。

5 新制法学部下の学生の動向

一九四八（昭和二三）年四月の新制大学への移行に際して、旧制の学生をいかに取り扱うかの問題に対しても方策が立てられた。すなわち大学予科生については、第三学年修了者は新制大学の第三学年に、第二学年修了者は第二学年に、第一学年修了者は第一学年に、全員移行させた。また高等商業学部、文学専門部、理工専門部の専門学校生は、第一・二学年修了者について、希望者を転入試験の上、新制大学の第一・二学年に移行させることにした。ただし施設などの制約から、二年生への転入は五〇〇名、三年生への転入は三〇〇名に限らざるを得なかった。

この移行措置を取った上での開設当時の学生は、法・文・経済学部で合わせて、旧制二・三年約五四〇名、新制に転入した二年約四七〇名、三年約四五〇名と新入生五四八名の計二、〇〇〇名を超える数となった。そのうち法学部は、一九四七年四月末時点での旧制三年五七名、二年四一名、一年六三名（志願者一二一名）の計一六一名から、四八年三月に法律学専攻二七名・政治学専攻一〇名計三七名を送り出し、四八年四月末の時点では旧制三年三九名、二年七〇名、新制三年九九名（第一志望者数一三五名）、二年八三名（同一〇五名）の計二九一名（新制一年は学部配属せず受け入れたため、この年には含まれていない）であった（なお、四九年三月卒業は法律学専攻二〇名・政治学専攻一六名、計三六名）。翌年から入学時に学部を決めさせ、また一・三年にも入学試験を実施したため、在

学生数も大幅に増加する。

以降の数の移り変わりについては「第4部資料 VII 学生数統計」の参照を願うが、たとえば一九四九年四月末では、旧制三年一七〇名、新制四年一九七名、新制三年一二二名(志願者一〇二名/入学五一名を含む)、新制二年一九七名(志願者七七名/入学四一名を含む)、新制一年一二一六名の計六〇一名であったが、五〇年三月に旧制法律学専攻三〇名・政治学専攻二八名、計五八名と旧制の学生の大半が卒業していくとともに、新制初の卒業生八八名を送り出した後の四月では旧制三年一七名、新制四年一一九名、新制三年一四五名(志願者八八名/入学四九名を含む)、新制二年一二二五名(志願者三三名/入学一七名を含む)、新制一年一二〇六名の計七〇二名と、在学生数は約一〇〇名増を示す。一九五一年三月に旧制学生最後の卒業生法律学専攻一名・政治学専攻一名計二名と新制第二期九二名を送り出したその翌四月は、商学部開設に関連して法学部入学定員を一五〇名と決めるが、それを大幅に上回る二八三名が、前年の三四八名から九八三名へと急増した志願者から入学し、二年二一四名(志願者一八名/入学一五名を含む)、三年二五七名(志願者六六名/入学五〇名を含む)、四年一四三名と合わせると、総計八九七名の在学生数を数えるに至った。一九五二年度には入学定員を二〇〇名に改めたが、他方、入学志願者数は一、〇〇〇名を超え、また、二次入学試験を廃止したにもかかわらず、在学生数も初めて一、〇〇〇名を超えた。以後も入学志願者数が増加するにつれ入学者も大幅に増やしていった結果、一九五七年には法学部在校生数は二、〇〇〇名を超える事態となった。教育の成果が就職状況に反映し、さらに入学志願者数の激増となって現れてきたと評価できよう。

しかし、逆に困った現象も顕在化した。一九四九年度に入学した学生が二年に進級する時にすでに予測されていたが、政治学科を選択する学生は学年毎に一割前後に過ぎず、さらに年度が経つ程一層低落し、一九五七、五八年度の卒業生では遂に一桁にまで陥つたのである。このため、一九五八年度から入学時に法律学科・政治学科の志願を区別して、政治学科入学生を増加する方策をとらざるを得なくなった。

また、学生達の置かれた経済条件にはいまだ厳しいものが残っていた。たとえば、一九五一年六月末で同年度前期分授業料未納者は全学生八九七名（うち二年生以上六一四名）中二一七名にのぼり、教授会で、彼らを登校停止に処し、なお納めない者には七月一〇日を目処に督促・警告の上で停学に処し、それでも納めない者には九月末を目処に最終的督促・警告の上で除籍にする旨を確認している。

しかし学生達の勉学意欲は高く、一九四五（昭和二〇）年一月報国団の解散をうけて再建された学生会は学院の民主化、たとえば学院憲法制定や院長公選などの問題にも次第に取り組みますが、法学部が分離開設された段階で、その構成学会の一つとして、法学部全学生の自治機関と研究機関との二面の性格を持つ法学会が設立された。法学会規則第二条は「本会は建学の精神と自治の本旨に基づき学術・思想並に協同精神の育成に努め内外の充実を図り、依つて本学法学部の発展を助長することを目的とする」と規定する。幹事長、副幹事長と代議員を公選し、企画、調査、庶務、会計、図書、渉外、編集、厚生、チャペル、新入生補導各委員（後に部制に変更）に分かれて自主的に活動を展開、また、研究機関として法律研究部〔後に司法（国家）試験研究会を部内に結成〕と政治研究部——後には時事英語研究部も参加——も設けられた。とくに法学会で独自に図書を購入し、貸し出しを

行う取り組みは、学生たちに大いに歓迎された。また、一九四九（昭和二四）年学生会の規則が整備されるに伴い交付金が得られたために、法学会は一九五〇年四月に会誌『礎』を創刊する。創刊号こそガリ版刷りであったが、二号からはタイプ印刷に移った。研究活動の発表の場が確保されて、法学会の活動に一層拍車がかかった。たとえば一九五四年六月に八校が集まって開催された関西学生法律討論会で優勝した当時四年の時武英男の論文が『礎』九号（一九五四年）に掲載されたり、第五回全日本学生政治学会議が一九五八年一月関西学院大学で開催された折に、東京大学とともに行った、「戦後日米関係の分析」の報告・講評を収載した『礎』特集号（一九五八年）も発行されている。さらに法律研究部・政治研究部とも教員とともにさまざまな実態調査を行い、その成果は、後述する法政学会機関誌『法と政治』に発表された。すなわち、法律研究部による「家島に於ける相続に関する実態調査報告」（四巻一号、一九五三年）、「親方子方制度に関する実態調査報告」——島根県簸川郡出東村に於ける」（五巻一号、一九五四年）、「入会権の実態調査報告」——長野県北安曇郡北小谷村・中土村に於ける」（六巻一号、一九五五年）、政治学研究部による「農漁村の選挙に関する実態調査」——香川県小豆郡に於ける」（五巻一号、一九五四年）がそれである。これらはそれぞれ学界に高い評価を得た。しかし、学生自治会結成の動きの前に法学会誌『礎』は一八号（一九六一年）を以て終刊となった。なお、司法試験研究会の初期の活動については、『礎』一六号（一九五九年）に発表された榎原義夫氏「法曹を志す後輩諸君へ」の転載である第3部掲載論稿を参照されたい。

6 法政学会の発足

教員組織の整備が進行するにつれ、研究発表機関の設置を希望する意見が高まり、時あたかも学院創立六〇周年の年である一九四九（昭和二四）年一月、法学部内に法学部教員・学生及び同窓生を以て会員（当初、会費年額四〇〇円）とする関西学院大学法政学会が設立された。中井淳の尽力が大きかったと伝えられる。法政学会規則第三条が「本会は会員の知識を交換し、併せて会員相互の連絡を計る事を目的とする」ように、発足時にはやや親睦的な性格も含まれていた。主たる事業として、機関雑誌『法と政治』及び法学または政治学に関する研究叢書を刊行することを掲げ、『法と政治』の発刊によって「相互の学問的な精進がさかんにせられるばかりでなく、本学部特有の学風が確立せられること」、「これを通してわが国今後の法律学と政治学の新しい発達に、積極的な寄与」（大石「創刊のことば」）をすることを願って、学院より五万円補助を得て、六〇周年記念号として、当時としては珍しいB4版で一卷一・二号合冊を同年一二月発刊した（印刷部数一、〇〇〇部）。発刊当時は年二冊であったが、三巻以降は季刊を基本とするようになった。

もうひとつの事業たる研究叢書の刊行については、一旦本学法文学部を退職して同志社大学に移った後に公職追放に遇ったものの、その後解除をうけて一九五一年一月本学法学部に着任した田村徳治の著『法律体系論』上・下巻（一九五二、五三年）が法政学会初の刊行物となった。その後震災死した大森英太郎の遺稿集『刑法哲学研究』（一九五四年）、一九五四年正月に病死した中井淳の遺稿集『デュギー研究』（一九五六年）が相次いで発刊された。しかしその後、「関西学院大学研究叢書」が大学の下で刊行されるに至り、法学部教員もその叢書の利用を希望し、第三篇田村徳治『社会史観』

(一九五七年、弘文堂)、第四篇足立忠夫『英国公務員制度の研究』(一九五七年、弘文堂)、第八篇一
四一億『憲法基本問題の研究』(一九五九年、弘文堂)などが出版され、法政学会叢書の刊行は途絶
した。

なお『法と政治・学生論文集』1が一九七一年三月創刊され、司法試験研究部や現代法研究会、学
生常任評議員会などが投稿しているが、文字通り三号雑誌で終わってしまった。

7 新制大学院の発足

教育改革の重要な取り組みとして、大学院の拡充の問題があった。既述のごとく文部省は一九四八
年発表の「日本における高等教育の再編成」において、学術の中心として将来大学院において学問の
研究を進めるための準備を進めることを打ち出した。しかし、戦後直後は旧制大学院の制度が残存し
ており、大学院生(旧制)として一九四六年一〇月には二名、四七年一〇月には三名、四八年四月に
は二名が入学し、在籍数も四八年四月で六名、四九年四月で六名、五〇年四月で〇名、五一年四月で
四名、五二年四月で四名を数え、それぞれ指導教授の下で研究指導をうけている。新制大学院への切
り替えの過程で、まず旧制大学教授会が、旧制の法学、文学、経済学、商学の学位論文審査権を一九
五〇(昭和二五)年三月二日付で文部大臣から認可された。今田恵院長は一九四九年度報告の中で
「学院大学がその最高水準を公認せられたものとして喜ぶものである」と言及している。旧制法学博
士学位の第一号は一九五二年、大石、三戸といった教員と関わりの深かった弁護士・東北大学名誉教
授の広浜嘉雄氏「日本的私法制度論考」に与えられたのを皮切りに、制度が終了する一九六〇年三月

までに、部内では中井淳、前田正治、山本正太郎、足立忠夫、飛沢謙一、一円一億、北岡勲、福地俊雄、西沢修、大谷英一が、部外では西本頼元京都大学教授、小関紹夫国会図書館専門調査員、落合勇大阪大学助教が、法学博士の学位を授与された。また同制度に基づき、三戸寿が京都大学から、武内辰治が立命館大学から同じく法学博士の学位を授与されている。

一方、新学制への切り替えと同時に新学制の大学院設置についても検討が開始されていたが、新学部の最初の卒業生を出す一九五〇（昭和二五）年に文学・経済学研究所とともに法学研究科修士課程政治学専攻の開設が認可された。当初は公法学、私法学、政治学三専攻を計画したが、文部省との折衝の過程で民事法学、政治学二専攻に変更、これも許可が得られないために、専任教授六名、兼任講師三名による政治学専攻に切り替えて申請した結果、法学科教授二名が除かれ、最終的に大石兵太郎（政治学特講、研究演習）、三戸寿（法律思想史特講）、武内辰治（国際政治論特講、外交史特講、研究演習）、中井淳（国家学特講、政治思想史特講、研究演習）の四教授のほか、田岡良一京都大学教授（国際公法特講）、依静夫神戸大学教授（憲法特講）、原竜之助大阪市立大学教授（行政法特講）の兼任講師から成る法学研究科政治学専攻（定員二〇名）の設置が認可されたのである（〔第4部資料 I学則〕参照）。九特講のうち政治学、政治思想史、国際政治論、国家学各特講と研究演習とを必修とするのが特徴である。初の入学試験を四月に実施して一〇名の合格を発表し、六月から開講した。憲法、行政法、国際公法各特講を、兼任講師に依拠してではあるが開講し、政治学と公法学との結合の重視を名目にするので、公法関係の研究を望む院生の進学の道筋が形成された。その後、兼任講師などを追加して民事法学専攻の増設の申請を改めて行ったが、民法担当者不足の理由から不許

可となった。学部学生の入学の大幅な増加によって学院から教員の増員を得たものの、文部省からはそれでも不十分との判断が働いたと考えられる。

続いて一九五一（昭和二六）年十一月、田村徳治の着任により法哲学担当者が得られたため、基礎法学専攻増設の申請を行い、五二年四月認可となった。田村徳治（法哲学特講、法哲学演習）、三戸寿〔西洋法史特講、法史学演習（一）〕、飛沢謙一（法社会学特講、法社会学演習）、前田正治〔日本法史特講、法史学演習（二）〕の四教授のほか、兼任教授の実方正雄大阪市立大学教授（私法原理）、西島弥太郎大阪経済大学教授（私法原理）と、恒藤恭大阪市立大学学長（法哲学史特講）、石本雅男大阪大学教授（私法原理）、田中周友京都大学教授（ローマ法特講）、内藤乾吉大阪市立大学教授（東洋法史特講）、原竜之助大阪市立大学教授（公法原理）の五名の兼任講師から成る。法哲学と法社会学各特講・演習、法哲学史特講、公法原理又は私法原理を必修とする甲類と、西洋法史、ローマ法、日本法史、東洋法史各特講と法史学演習（一）・（二）を必修とする乙類に区分した。私法原理を組み込み、更に石本は学則にない研究演習も担当することによって（ただし翌年から開講はなくなる）、政治学専攻と同様、私法研究を望む学生の進学の道をも考慮したといえよう。初年度には五名が合格した。なお開設認可に際して、教授陣の充実と研究施設・図書を整備充実との厳しい条件が付された。その後博士課程開設申請の検討に移ったが、一九五四年元旦の中井淳の急逝によって、政治学専攻博士課程を独立して新設することは頓挫せざるを得なくなり、まず五四年四月、法学研究科博士課程基礎法学専攻に政治学関係教授などを組み込み、研究演習も担当する形で設置された。担当教員は学部長三戸寿（西洋法史特殊研究、西洋法史研究演習）、大石兵太郎（政治学特殊研究、政治学研究演

習)、田村徳治(法哲学特殊研究、法哲学研究演習、政治哲学特殊研究)、武内辰治(国際政治論特殊研究、国際政治論研究演習、ただしコロムビア大学出講中)、飛沢謙一(法社会学特殊研究)、前田正治(日本法史特殊研究)及び兼任教授実方正雄大阪市立大学教授[比較法哲学特殊研究(Ⅰ)]、西島弥太郎大阪経済大学教授[比較法哲学特殊研究(Ⅱ)]、兼任講師では石本雅男大阪大学教授[比較法哲学特殊研究(Ⅲ)]、恒藤恭大阪市立大学教授(法哲学史特殊研究)、田中周友京都大学教授(ローマ法特殊研究)、内藤乾吉大阪市立大学教授(東洋法史特殊研究)、堀豊彦東京大学教授(政治思想史特殊研究)、猪木正道京都大学教授(政治史特殊研究)、小松堅太郎同志社大学教授(国家学特殊研究)、長浜政寿京都大学教授(行政学特殊研究)、田中直吉近畿大学教授(外交史特殊研究)、俵静夫神戸大学教授(憲法特殊研究)、原竜之助大阪市立大学教授(行政法特殊研究)、田岡良一京都大学教授(国際公法特殊研究)から成る。ここに法学研究科は一応修士課程、博士課程を持つ一貫した大学院を持つに至ったのである。なお、この時、修士課程基礎法学専攻に刑事法学特殊講義(大谷英一)が開設され、また政治学専攻・基礎法学専攻とも英書講読が必修として設けられた。その後教員の整備に努めた結果、博士課程政治学専攻が一九五九年に独立して開設され、一九六三年に至って民刑事法学専攻の修士・博士課程が開設されることになる(次章参照)。

8 研究・教育体制の充実、再整備

大学院開設の申請によって、法学学などの教員の体系的な配備の不十分さが露呈した。急速な再整備を必要としたが、一方で国立大学からの「引き抜き」による異動、さらに予測もされなかった教員

の急逝などの事情が加わって、問題の解決が遅れることになった。

一九五〇（昭和二五）年三月、大石兵太郎を法学部長に再選したが、石本雅男に続き、一二月に清水兼男が金沢大学に転出、退職した（このため五一年から後藤清和歌山大学教授が嘱託講師として社会法を担当）。また、川村大膳は一九五一年四月から西洋史担当の文学部助教授に転出し、兼任講師として名を連ねることになった。同年二月に大石は学長に選出され、同時に学術会議からの派遣として渡米視察に出かけたので、三月末日まで三戸寿が学部長代理となり、三月末の教授会で同教授を学部長に選出した。そのもとで一九五一年四月に西沢修大阪外国語大学教授が民法担当として本学教授に就任、一月には公職追放解除となった田村徳治が学部は科外講座担当として教授に就任、また五年四月には一円一億愛知大学教授が欠員となっていた憲法担当として本学部教授に就任、続いて三月で浜田一男が退職して九州大学教授に転任することが決まったため、大阪経済大学教授西島弥太郎を商法担当の兼任教授として迎え、実方正雄とともに商法講義・研究演習は兼任教授で進めることになった。また品川登も三月で退職、金沢大学助教授に転任した。

三戸寿が学部長に再選された一九五三年四月から、教養学科目のうち外国語については、短大解消も関連して、担当教員を各学部配置する縦割り方式を全学的にとることが決定された。それをうけて、まず松田裕文学部助手が英語担当の専任講師に就任、続いて天羽徳之助短大助教授が同じく英語担当の助教授に就任、翌年四月には松浦績司短大助教授が、六月には松下正雄海技専門学院講師がそれぞれ英語担当の専任助教授に就任、一挙に四名の教員が英語教育担当として法学部に加わった。また宗教主事の学部専任化の動きの一環として、寄宿舎舎監・文学部嘱託講師であった長久清が一九五

三（昭和二八）年四月から法学部宗教主事に就き、必修の基督教概説を担当するとともに、チャペルサービスの中核の役を果たした。

しかし一九五四年正月には、九州大学への転出を断つたばかりの中井淳が脳出血のため急逝、続いて一月には大石兵太郎学長が胃癌のため逝去し、政治学関係担当教員の再編成が急務となるが、その一方で、一九五五年四月は民法担当教員の充実のために福地俊雄岡山大学教授を兼任教授として迎え（翌年専任教授となる）、また袖木馨神戸大学教授を五五年から兼任教授として迎え（六〇年三月、西島弥太郎兼任教授とともに退職）、民法はようやく三人体制となった。

このような教員の増強の動きは以後も続いたが、これがそれまでにない大量の一八歳学齢人口の到来が確実視されることへの対策であったことはいうまでもない。このため、教員の増強に応じて各学部において専門科目の検討が進められた。まず一九五四（昭和二九）年度学則から、各学部毎に専門科目とその単位数、その内の必修科目とその単位数をまとめる改正が行われ、法学部では第二五条に専門科目とその単位数、第二六条に必修科目とその単位数が定められたが、科目などの実質的変更はなかった。しかし翌年の学則では大幅な変更がなされた。前年と対比する。

一九五四年度

一九五五年度

第二五条 法学部における専門科目およびその単位数を次のとおりとする。

第二五条 法学部における専門科目およびその単位数を次のとおりとする。

憲法（四）

行政法（四）

憲法（四）

行政法総論（四）

刑法(四)	国際公法(四)
民法(八)	商法(八)
社会法(四)	刑事訴訟法(四)
民事訴訟法(四)	国際私法(四)
法理学(四)	法律社会学(四)
法史学(四)	法律思想史(四)
日本法制史(四)	外国法(英仏独)(四)
政治学原論(四)	国家学原論(四)
政治思想史(四)	政治史(四)
行政学原論(四)	国際政治論(四)
比較政治組織論(四)	地方行政論(四)
行政法各論(四)	刑法総論(四)
刑法総論(四)	国際公法(四)
民法総論(四)	債権法総論(四)
親族・相続法(四)	会社法(四)
海商法・保険法(四)	労働法(四)
民法総則・商行為法(四)	民事訴訟法(四)
手形法・小切手法(四)	法理学(四)
	法史学(四)
	日本法史(四)
	外国法(英仏独)(四)
	政治学原論(四)
	政治思想史(四)
	比較政治組織論(四)
	地方行政論(四)
	刑法各論(四)
	物権法(四)
	債権法各論(四)
	国際私法(四)
	法社会学(四)
	法思想史(四)
	英米法概説(四)
	法学研究演習(八)
	国家学原論(四)
	政治史(四)
	行政学原論(四)
	国際政治論(四)

<p>外交史(四) 英政治学講読(四) 英米法概説(四) 法学研究演習(八) 政治学研究演習(八) 社会思想史(四) 経済原論(四) 財政学(四)</p>	<p>第二六条 前条の学科目のうち次のものを 各学科における必修科目とし、 その単位数を次のように定める。</p> <p>一、法律学科</p> <p>憲法(四) 行政法(四)</p> <p>刑法(四) 国際公法(四)</p> <p>民法(八) 商法(八)</p>
<p>外交史(四) 社会思想史(四) 経済原論(四) 財政学(四) 金融論(四) 社会政策(四) 経済政策(四) 新聞学(四) 英政治学講読(四) 政治学研究演習(八)</p>	<p>第二六条 前条の学科目のうち次のものを 各学科における必修科目とし、 その単位数を次のように定める。</p> <p>一、法律学科</p> <p>憲法(四) 行政法総論(四)</p> <p>行政法各論(四) 刑法各論(四)</p> <p>刑法総論(四) 国際公法(四)</p> <p>民法総論(四) 物権法(四)</p> <p>債権法総論(四) 債権法各論(四)</p> <p>商法総則・商行為法(四) 会社法(四)</p> <p>手形法・小切手法(四) 民事訴訟法(四)</p>

社会法(四)

法理学(四)

法史学(四)

外国法(英・仏・独)(四)

研究演習(八)

研究演習(八)

二、政治学科

二、政治学科

政治学原論(四)

政治思想史(四)

政治学原論(四)

国家学原論(四)

政治史(四)

外交史(四)

政治思想史(四)

政治史(四)

国際政治論(四)

比較政治組織論(四)

比較政治組織論(四)

行政学原論(四)

社会思想史(四)

憲法(四)

国際政治論(四)

外交史(四)

行政学原論(四)

国際公法(四)

行政法総論(四)

行政法各論(四)

経済原論(四)

財政学(四)

行政法総論(四)

経済原論(四)

英政治学講読(四) 研究演習(八)

国際公法(四)

社会政策(四)

財政学(四)

英政治学講読(四)

経済政策(四)

英政治学講読(四)

研究演習(八)

教員の充実に応じて、法律学科関係では行政法と刑法が総論・各論に分かれ、民法(八)が民法総論、物権法、債権法総論、債権法各論、親族・相続法各四単位に、また商法も商法総則・商行為法、会社法、手形法・小切手法、海商法・保険法各四単位に細分化された上、相当数が必修科目の指定を

うけている。法学の構造に対応して開講科目の細分化・体系化を図ったと認められる。一方、政治学科では行政法総論・各論を必修科目に組み入れたほか、経済学部開講科目から受講できる専門科目を三科目から六科目に（別に新聞学も配置）、必修科目も二科目から四科目に増やし、経済学との結びつきを強めている。この改正によって、必修科目単位数は五六単位から七六単位へ、卒業に必要な専門科目の最低単位数は八四単位から九六単位となり、あわせて在学生の移行措置が講じられた。またこの時に卒業論文制度を廃止することも決まった。

なお参考のために一九五五年度の法学部講義担当教員を列記しておく。学位・称号は省略する。

教授
〔兼任〕

三戸寿	法史学、法律思想史、研究演習
武内辰治	国際政治論、外交史、研究演習
大谷英一	刑法、研究演習
飛沢謙一	法理学、法社会学、研究演習
前田正治	日本法史、研究演習
西沢修	物権法、債権法総論、研究演習
田村徳治	科外講座
足立忠夫	行政学原論、研究演習
一円一億	憲法、研究演習
山本正太郎	行政法、研究演習

〔教務主任〕

II 新制大学法学部の発足

兼任教授	兼任講師	専任講師	助教授
実方正雄	田岡良一	村西義一	天羽徳之助
西島弥太郎	小松堅太郎	松浦績司	福地俊雄
手形法・小切手法、海商法・保険法、研究演習	松田裕	松下正雄	民法総論、研究演習（I）
商法総則・商行為法、会社法、研究演習、国際私法	安屋和人	深瀬秀	英語
法学、独法	松木馨	英法	英語
英語	後藤清	英政治学講読	英語
国際公法	猪木正道	英法	英語
国家学原論	山崎時彦	英法	英語
債権法各論、親族・相続法、研究演習（I）	加藤一明	英法	英語
労働法	小室直人	英法	英語
政治史		英法	英語
政治思想史		英法	英語
比較政治組織論、地方行政論		英法	英語
民事訴訟法		英法	英語

兼任講師	滝川春雄	刑事訴訟法
兼任講師	堀経夫	社会思想史
〃	小宮孝	経済原論
〃	金子弘	経済政策
〃	柏井象雄	財政学
〃	小寺武四郎	金融論
〃	余田博通	社会政策

〔助手以下は省略〕

兼任教授制度を利用して民法三名・商法二名は配置されたものの、憲法、行政法、刑法は教員は専任一名に留まり、民事訴訟法、刑事訴訟法は兼任講師に依存したままで、不十分さを残すことが認められるが、専任教員一三名で始まった新制法学部は、兼任教授三名、英語四名を含めて二〇名で構成されるまでに至った。

Ⅲ 法学部の拡張期（一九五五—六六年）

1 高度経済成長と大学の大衆化

わが国は、一九五〇（昭和二五）年六月勃発した朝鮮戦争に起因するいわゆる「朝鮮特需」によって、経済復興の道を歩み出すことが可能となり、また、国論を二分した講和か独立かの論戦の中で、翌年九月のサンフランシスコ平和条約・日米安保条約の調印によってアメリカとの結びつきを選択して、ようやく占領軍の支配から脱し、独立の歩みを辿ることが可能となった。

そのような状況の中、政府の重化学工業への補助などの保護政策や金融緩和政策に基づく民間設備投資ブームから、一九五四年末をどん底とする不況から次第に脱することができ、物価は上がらぬまま景気は上昇し、国民所得が二年連続で増加して、「建国以来の好景気」との意味で「神武景気」といわれる好況に突入した。さらに「岩戸景気」を経て、池田勇人内閣の「国民所得倍増計画」に代表される高度経済成長政策が打ち出されることによって、敗戦当時の疲弊から復興を乗り越え、一挙に高度成長を辿るに至った。

この戦後経済の高度成長化に伴い、経済的余裕を持った家庭の中から、戦争激化以前に「産めよ増やせよ」のスローガンのもとで誕生し、戦後民主教育をうけ、ホワイト・カラーをめざして大学への入学を希望する者が急増する形で、大学の大衆化現象が顕著に進んだ。高校卒業生のうちの大学志願者の比率は、全国で、一九五八（昭和三三）年には二五・三％、六〇年には二六・三％、六四年には

第1部 法学部の歩み

区別	年度		区別	年度		区別	年度		区別	年度	
	在学者	入学者		在学者	入学者		在学者	入学者		在学者	入学者
法学部志願者	三、九一三	五五四	法学部志願者	四、二四六	五八五	法学部志願者	四、三九八	五九〇	法学部志願者	四、三五六	五、四六八
	二、二七五	二、三二六		二、三三七	二、三八〇		二、五〇一				
全学志願者	一九、八七六	二二、九六三	全学志願者	二三、三二二	二二、〇五五	全学志願者	二七、一二五	二七、〇二二	全学志願者	二七、〇二二	三、三六七
	二、五〇三	二、七一九		二、六六九	二、九三八		三、二八九				
在学者	九、四一八	一〇、〇三二	在学者	一〇、五三七	一一、〇五四	在学者	一一、八八八	一一、四〇三	在学者	九、一八八	二、三〇七
	一〇、〇三二	二、二〇六		二、二〇〇	二、二六五		二、三〇七				
一九六一年	一九六二年	一九六三年	一九六四年	一九六五年							

（学長学事報告による。ただし傍線箇所は『関西学院大学経済学部五十年史』、法学部学事報告により修正）

三〇%を超えるまで増加している（『関西学院大学経済学部五十年史』による）。この急増する受験者を吸収する役割を、とりわけ私立大学が担わされることになった。受験料収入や入学金、授業料収入の増加により、大学の財政を建て直し、施設の整備、教員増によってより充実した教育を実現し、それに憧れて受験者がまた増加することを私立大学側も期待するという構造である。

関西学院大学でも、この大衆化の波にのって、入学志願者は一九五五年代から急速に増加していった。志願者は神・文・法・経済・商の五学部となった一九五二（昭和二七）年に五、〇〇〇人、五四年には七、〇〇〇人を超える。一九五七年には九、〇〇〇人弱、五九年には一万人台に至り、社会学部が開設された六〇年代には一万七、〇〇〇人台にと、加速度的に上昇した。法学部においても例外でなく、一九五六年と対比すると六〇年には約二・二倍、六五年には三・五倍と増加を示している。地元阪神以外に西日本各地からも受験者が殺到したことが急増の事由であった。

それに応じて学生数も増加を示す。新制大学発足時の一九四八（昭和二三）年には二、〇〇〇人強に過ぎなかったものが、五二年には倍増、五五年には六、〇〇〇人弱となり、五六年からは学院短大の学生募集が停止されたために、大学の募集人員を増やした結果、七、〇〇〇人弱にまで至った。このため各学部の定員を入学者数に近づける必要が生じ、申請の結果、一九五九年度から全学で旧定員一年八三五名から一、四三〇名に、法学部では二〇〇名から三〇〇名に（経済・商学部は四〇〇名に倍増）、そして総定員五、七二〇名に改められたが、実際は二千数百人が入学するように合格者を発表していた。さらに、総合大学化をめざして一九六〇年度には文学部社会学科・社会事業学科を分離・独立した社会学部が開設（定員三〇〇名）、また戦時中に新設された専門学校理工科の後身であ

る短大応用化学科の廃止の方向を理事会が打ち出して以降強まった、自然科学系学部創設の要望に呼応して、六一年度に至って理学部が開設され（定員一〇〇名）学生数は一層増加し、六二年からは一万人を超えるまでになった。

法学部においても、一九五一年まで九〇〇名に満たなかった学生数は五二年に一、〇〇〇名に至り、五六年には一、七〇〇名、翌年には二、〇〇〇名を超えた。この前後から一学年五五〇人（法律学科四〇〇名、政治学科一五〇名）前後入学するよう合格発表を進めていったために、三年編入や留年も含め、法学部総学生数は二、三〇〇名強を数え、定員の異なる経済・商両学部と大差ない状況にまでなった。これは理事会から、「予算定員」に関しては経済・商両学部と同規模を求められたことによる。このように大学全体においても、また法学部においても一九六〇年以降は明白にマスプロ教育に突入することになった。

この学部増設や学生数の増加に伴い、教室の増設、とくに多人数の受講者を収容する大教室の建設が必須となった。まず一九五二（昭和二七）年五月に中央講堂南に経商合併教室（第三別館）が、続いて翌年五月に文学部合併教室（第一別館）が建築された後、五五（昭和三〇）年一月に法学部合併教室（第二別館）が旧図書館の南側、ほぼ現B号館敷地に落成した。鉄筋コンクリート造平屋建て、瓦葺、延べ面積一三六〇 m^2 、普通教室四室（三四三 m^2 、四〇〇 m^2 ）人用二室、二一〇 m^2 、三〇〇 m^2 人用一室、一九三 m^2 、二五〇 m^2 人用一室）に小規模の大学院演習室一室が付設された。続いて、一学部一校舎の方針により、一九五六（昭和三一）年一月から法学部専用校舎の建設に旧図書館西南側に着手、五七年七月に完成、九月に落成式が行われた。この校舎の完成により、法文学部時代以来の結びつきから現文

III 法学部の拡張期

学部校舎に同居してきた法学部が名実ともに独立して、初めて専用校舎を持つことができたのである。ただし、まだ独立したチャペルを持つ余裕はなく、教室を転用せざるを得なかった。鉄筋コンクリート二階建て、瓦葺、延べ面積二、八五六㎡、一階に部長室や事務室、学生控室、学生図書室などとともに普通教室四室（三六七㎡五〇〇人用一室、三五〇㎡四〇〇人用一室、礼拝堂兼用二二七㎡三〇〇人用一室、一五六㎡二〇〇人用一室）が設けられ、二階に合同研究室四室、個人研究室一四室、会議室、大学院演習室が設けられた。明らかに法学部の学生増に対処しようとしたものであったが、これだけでもすでに教員の個人研究室は不足しており、新任助教授や講師は二、三名共同での利用を余儀なくされたし、外国語教育用小教室、研究演習・大学院演習用の教室の不足は解消できず、その状況では大学院生用の控室を設けるなどの余裕は到底なかった。

2 教育体制の整備

法学部の入学生の増加に応じて、法学部教員の充実が図られた。

年度	教授	助教授	講師	計	人事異動（明記しない限り就任・昇任は四月、退職は三月、助手は略）
一九五六	一一	六	二二	一九	福地教授就任、米沢講師就任、村西・深瀬・松田講師昇任、三戸教授退職
一九五七	一〇	六	二二	一八	北岡助教授扱嘱託講師就任（一〇月）、加藤助教授就任（二月）、安屋講師昇任（七月）、田村教授定年退職

一九五八	九	九	三二一	阪本・上田講師就任
一九五九	九	一〇	四二三	赤井助教授・及川講師就任、山田講師就任(九月)、柚木・西島兼任教授退職
一九六〇	一〇	一二	五二七	田岡教授就任、八重津・岡島講師就任、米沢・及川講師昇任、神崎講師就任(九月)、椿助教授就任(二〇月)、北岡助教授退職
一九六一	一一	一二	七三〇	田村・時武講師就任、松浦助教授・阪本講師昇任
一九六二	一二	一二	八三二	岡・小川講師就任、天羽助教授・上田講師昇任
一九六三	一五	一〇	九三四	西原教授・山崎講師就任、安屋・加藤助教授昇任、椿助教授退職
一九六四	一七	一〇	九三六	坂井助教授・山崎講師・K・C・ウツズウォース講師待遇就任、松下・村西助教授、山田・八重津講師昇任
一九六五	一九	一二	六三七	山下助教授就任、松田・赤井助教授、神崎・時武・田村講師昇任、実方兼任教授小樽商大学長就任のため退職、山本教授(十一月)・赤井教授(二月)逝去
一九六六	一八	一四	四三六	岡・小川講師昇任、K・C・ウツズウォース講師待遇退職
一九六七	二〇	一三	二三五	真砂助教授就任(二〇月)、米沢・及川助教授、山崎講師昇任、岡島講師昇任(二〇月) 田岡・西原教授・岡島助教授退職

この十年の歩みを眺めると、まず一九三七（昭和一二）年法文学部嘱託講師、三九年同教授に就任以来、法学部開設にも尽力し、五一年四月以降学部長を務めてきた三戸寿が五七（昭和三二）年三月を以て突然退職したことが注目される。すでに前年一二月に「願により法学部長、大学院法学研究科委員長を免ぜられ」（「故三戸寿博士略歴」、『金沢法学』一八号、一九七三年）ていたが、前田正治「上ヶ原春秋」（第3部 寄稿 参照）によると「学部内の機構に民主化」の動きのあったことが学部長辞任から法学部退職までの事態を惹起したという（なお三戸は一九五八年三月金沢大学法文学部教授に就任）。

次に注目すべきは、初の定年退職者を出したことである。田村徳治である。戦中・戦後の苦勞が大きかったためか、それまで法文学部・法学部関係者で、病没・転出など以外の、定年に基づく退職者を出したことはなかった。それゆえ田村が公職への復帰後、「アカデミズム」の確立をめざす学部の研究活動の指導的役割を果たし、一九五八年三月を以てめでたく退職したことは特筆に値する。その後も博士課程設置のため講師として出講していたが、すでに胃癌に侵されており、同年一月二五日逝去した。このために、本来退職記念論文集を用意すべきところ、『法と政治』一〇巻四号（一九五九年）を追悼号に切り替えざるを得なくなった。

教授・助教授の充実ぶりは目覚ましく、一九五五年頃では教授が一〇名前後、助教授は六名程度であったが、六五年には教授二〇名弱、助教授一四名に増強されている。これは法学部を卒業、大学院に進学、さらに助手補、助手として研究活動に従事していた者の中からの講師採用・助教授昇任によつて、それまで兼任教授、嘱託講師に依頼していた講義を行うことが可能となる体制に移行しだした

ことに基づく。その上、英語に続き第二外国語（独・仏）の専任教員が各一名配置されたことや、宗教主事が学部配属に切り替えられたことも、教員増の一因である。

しかし、将来が囑望されていた両教授、すなわち法文学部卒業生の中から初めて教員に就任し、行政法から租税法をも担当しだしていた山本正太郎が一九六五年一月に逝去し、また、三戸の跡を受けて就任し、サヴィニー研究会の中核として活躍した赤井節が翌年二月に相次いで逝去したことは惜しまれる。

3 教務手続きの整備・必須科目増加の矛盾発生

一八歳人口の増加に伴う大学受験者数増大の時期の到来が確実視される中で、教員の増強、大教室中心の施設整備とともに、有効な教育効果を上げるため、関西学院大学の取り組みに応じて学科目体系の整備と、それをうけての教務手続きの再確認への取り組みが活発に行われた。法学部でも一九五五（昭和三〇）年に大幅に専門科目を増加したことはすでに言及したが、これを実施するために、それまでも取り組まれてきた教務関係を中心とする手続きの検討が、部内に設けられた履修指導委員会の原案を踏まえて一層熱心に行われた。一九五七年末までに決定された主要内容を略記する。なお、参考までに一九六三年度の『履修の要綱』において、とくに重要な点で変更されている場合は（一）内に記載する。

（一）語学年間予定授業回数二分の一以上の欠席者は受験資格を失う。英会話も同様。

〔外国語の欠席回数が一〇回を超えた場合には試験をうけることはできない〕

(2) 英語(一)の単位計算

一九五七年度より、英訳―通年毎週一時限授業を以て一単位、英作―通年毎週一時限授業を以て二単位、選択英語―英会話・英訳・英作のうち一つを選択して一単位、計四単位とする。

(3) 語学については、英語、及び第二外国語においても(一)を履修し、その単位を取得しなければ(二)を履修できない。

(4) 一年に一六回以上チャペルに出席をしなければ、宗教科目の受験資格を認めない。

(一九六二年度からは、「新入生は必ず出席するものとする(毎回出席を調査する)」と改められている)

(5) 科目選択に際しては、一年を一二科目、二年を一四科目、三年を一六科目までに制限する。ただし三年編入者は一八科目まで認めることがある。また再履修の時は、三科目まではその制限科目数に算入しない。

(6) 履修届提出後の履修科目の変更を認めない。語学その他収容定員超過の科目の場合はまず教室の変更によって解決を図り、なおそれでも解決できないときは履修届の変更を認める。

(7) 従来審査していなかった追再試験願の事由を、今後嚴重に行う。病氣(医師の診断書又は親の証明書)及び忌引(たとえば親の入院、葬式)の場合はこれを認め、その他は教務主任においてこれに準ずると認めた場合において、これを受理する。ただし、運動部の試合、用務、思い違いなどによる場合には受理しない。四年についても、理由の如何を問わず追再試験を認めない。

〔再試験は定期試験において五〇点以上六〇点未満の点数を得た者に対し、当該科目につき実施する。ただし追試験、再試験の成績は採点の二〇％を減じて記録される〕

(8) 四年について、学年試験欠席者には追試験を、五〇点—五九点の者には再試験を受験させる。五九点以下の者に対しては、三科目を限度として、卒業判定教授会以後卒業式までの間に特別試験を実施し、それに合格すれば一般卒業者として卒業させる。

(9) 卒業予定者中不合格者残留者については、以下の条件の下に翌年九月に特別試験受験の措置を講ずる。

適用範囲——四年以上在学し、不合格科目数五科目以内の者

語学——三分の二制を設け、九月末日までの授業予定回数^(マ)の三分の一以上欠席した者は失格する

(10) ゼミの担当学生数——各教授の担当数は四一名^(マ)以上とする。

〔政治学科、法律学科ともに、第五志望まで記入しなければならない、ただし政治学科の学生は、一円、山本、田岡教授を担当教授として選ぶこともできる〕

(11) 二年修了までに次の科目を履修し、単位を取得しなければ、三年の科目を履修できない。

語学「英語(一)(二)、第二外国語(一)(二)」のうち二科目八単位、一・二年に配当された必修及び選択科目一四科目中、一〇科目四〇単位

〔二学年度までに配当された一般教育科目、保健体育科目及び専門科目のうち一〇科目四〇単位以上〕

(12) 不正行為をした者は、原則として当該科目及び不正行為以後の受験を無効とする。

〔記載なし〕

(13) 高等部推薦者には試験を実施する。科目は今年度だけは英語のみとし、内申書の成績を参照し、その結果を総合判定し、場合によっては不合格とし、一般入学試験をうけさせる。

(14) 部長に支障ある場合の権限代行——部長に一時支障あるとき、単純な事務の処理は教務主任が代行する。部長に一時支障あり、かつ単純な事務の処理以外の事項を決定すべき緊急の必要がある場合に限り、教務主任は、教授会を招集し、招集された教授会において議長を選出するに至るまでの手続きをとる。

(15) 入試の際に法律学科、政治学科を選択志望させる。

三戸学部長辞任に伴う対策内容も若干含まれるが、基本的には、学生増を前にして、教務手続きに關して安易に流れないよう、また学生の安易な受講は認めないことを教授会として確認したものであり、後に『関西学院大学要覧』とともに法学部学生に配布される『履修の手引き要覧』の学科目履修規定の原型をなすものであった。

その後も学則改定は部分的に行われた。一九五八（昭和三三）年より日本法史以外に日本近代法史が専門科目に加えられ、必修科目は法史学から日本法史に変更となった。また政治思想史が西洋政治思想史と日本政治思想史とに、英政治学講読が英政治学と英書講読とにそれぞれ分けられ、必修科目の政治思想史は西洋政治思想史に、英政治学講読は英政治学それぞれ変更となった。一九六〇年度からは専門科目に租税法が、必修科目に親族・相続法、地方行政論が加えられた。講義科目の体系化

をめざすため、また昇任により講義担当資格を有する教員が得られたため、整備が図られたのである。続いて翌年度の選択必修制への移行に向けて検討が始められたが、その直前の一九六〇年度の法学部担当教員・担当内容、学科課程表、授業時間表を掲載しておく。

まず一九六〇年度講義担当教員・担当内容を列記する。学位、称号は省略する。

教授	前田正治	日本法史、日本近代法史、研究演習（Ⅰ）（Ⅱ）
教授	武内辰治	国際政治論、研究演習（Ⅰ）（前期米国出張中）
教授	大谷英一	刑法総論、刑法各論、研究演習（Ⅰ）（Ⅱ）
教授	飛沢謙一	法社会学、法理学、研究演習（Ⅰ）（Ⅱ）
教授	西沢修	物権法、民法総論、研究演習（Ⅰ）（Ⅱ）
教授	足立忠夫	政治学（A）、行政学原論A・B、研究演習（Ⅰ）（Ⅱ）、 外国政治学（独）
教授	一円一億	憲法、研究演習（Ⅰ）（Ⅱ）
教授	山本正太郎	行政法総論、行政法各論、租税法、研究演習（Ⅰ）（Ⅱ）
教授	福地俊雄	債権法総論、債権法各論、研究演習（Ⅰ）（Ⅱ）
教授	田岡良一	国際公法、研究演習（Ⅰ）
兼任教授	実方正雄	商法総則・商行為法、会社法、研究演習（Ⅰ）（Ⅱ）
助教授	天羽徳之助	英語

III 法学部の拡張期

兼担教授	堀経夫	社会思想史
〃	岡島吉昭	外国法(英)
〃	八重津洋平	外国法(英)
〃	山田照美	仏語
〃	阪本仁作	外国政治学(英)
専任講師	上田徹一郎	外国法(独)
宗教主事	長久清	聖書概説、基督教概説
〃	及川伸	外国法(英)
〃	米沢明	外国法(英)、法学(E)(F)
助教 <small>(教務課主任)</small>	赤井節	西洋法史(前期外地留学)
〃	北岡勲	西洋政治思想史、国家学原論、研究演習(I)(II)
〃	加藤一明	比較政治組織論、地方行政論、研究演習(I)(II)
〃	安屋和人	法学(C)(D)
〃	松田裕	英語、英書講読
〃	村西義一	政治学(B)
〃	深瀬秀	法学(A)(B)、外国法(英)
助教 <small>(学生課主任)</small>	松下正雄	英語、英書講読(後期内地留学)
〃	松浦績司	英語、英書講読

兼任教授	小寺武四郎	金融論
”	金子弘	経済政策
”	大前朔郎	社会政策
”	尾上久雄	経済原論
兼任助教	橋本徹	財政学
兼任講師	西島弥太郎	手形法・小切手法、海商法・保険法、外国法(仏)、研究演習(Ⅱ)
”	後藤清	労働法
”	滝川春雄	刑事訴訟法
”	中野貞一郎	民事訴訟法
”	椿寿夫	親族・相続法
”	吉富重夫	政治学原論
”	猪木正道	政治史(後期)
”	野口名隆	政治史(前期)
”	尾上正男	外交史
”	藤原恵	新聞学
”	中村賢二郎	英書講読
”	埜浩	西洋法史(前期)

〔助手以下は省略〕

III 法学部の拡張期

学科課程表

法 律 学 科		科 別	学 年 別
選 択	必 修		
国際政治論 国家学原論 英米法概説 法思想史 海商法・保険法 親族・相続法	研究演習(二) 法理学 労働法 債権法各論 行政法各論		第四学年
政治学原論 日本近代法史 西洋法史 法社会学 国際私法 刑事訴訟法	研究演習(一) 外国法(英・独・仏) 日本法史 民事訴訟法 手形法・小切手法 会社法 債権法総論 物権法 国際公法 刑法各論 行政法総論		第三学年
一般教育科目 社会思想史 政治史 日本政治思想史 西洋政治思想史 行政学原論	第二外国語(二) 英語(二) 商法総則・商行為法	憲法 刑法総論 民法総論	第二学年
英語(一)	政治学 法学		第一学年

科		
	必修	
債権法各論	国家学原論 国際政治論 行政法各論 経済政策 研究演習(二)	一般教育科目 他学部の第四学年度の 専門科目
地方行政論	財政学 政治学原論 外交史 比較政治組織論 行政法総論 国際公法 経済原論 社会政策 外国政治学(英・独) 研究演習(一)	比較政治組織論 地方行政論 租税法 外交史 外国政治学(英・独) 英書講読 一般教育科目 他学部の第三学年度の 専門科目
日本政治思想史	行政学原論 西洋政治思想史 政治史 社会思想史 憲法 英語(二) 第二外国語(二)	他学部の第二学年度の 専門科目 第二外国語(二) その他一般教育科目

III 法学部の拡張期

学	治	政
	択	選
親族・相続法 海商法・保険法 労働法 法理学 法思想史 英米法概説 一般教育科目 他学部の第四学年度 の専門科目	刑法各論 物権法 債権法総論 会社法 手形法・小切手法 刑事訴訟法 民事訴訟法 国際私法 法社会学 日本法史 西洋法史 日本近代法史 外国法（英・独・仏） 金融論 新聞学 英書講読 一般教育科目 他学部の第三学年度 の専門科目	刑法総論 民法総論 商法総則・商行為法 一般教育科目 他学部の第二学年度 の専門科目

* 学生へ配布の学科課程表には親族・相続法は選択科目として記載

III 法学部の拡張期

土		金		木		曜日	時間																		
国際政治学 (後期)	外国法 (前期)	外国法 (英)	外国法 (英)	社会思想史	独逸語 (作)	英語 (作)	英語 (作)	英語 (作)	英語 (作)	英語 (作)	(8・30) I (10・10)														
武内	飛上岡 内沢田島	尾上(正)	宮山田	天田	スタップス	福地	岡島	八重津	橋本	藤井	松浦	山本	小寺	前田(正)	長久	松南	松下	松浦	オハラ	担当者					
研究演習(二)	債権法各論	国際政治史	統計学	英語(作) II A	英語(作) I F	研究演習(二)	政治学(三)	政治学(三)	西洋政治思想史	文政学(一)	歴史学(三)	独逸語(作) II C	英語(作) II D	研究演習(二)	行政学(一)	政治学(一)	政治学(一)	政治学(一)	英語(作) I A	英語(作) I J	英語(作) I F	(10・40) II (12・20)			
飛沢	福内	武内	尾上(正)	西山治	天田羽	スタップス	飛沢	大谷	吉富	北岡	前田	川村	山崎	神崎	松浦	福地	山本	門脇	前田	長久	鳴久	松西	松浦	松田	担当者
							研究演習(二)	刑法学(二)	数法(二)	民法(二)	法(二)	英語(作) I B	英語(作) I C	英語(作) I D	研究演習(二)	外国法(二)	外国法(二)	外国法(二)	政治学(二)	英語(作) I B	英語(作) I C	英語(作) I D	英語(作) I E	英語(作) I F	(1・00) III (2・40)
							加藤(正)	飛内	伊藤	伊藤	伊藤	伊藤	伊藤	伊藤	伊藤	伊藤	伊藤	伊藤	伊藤	伊藤	伊藤	伊藤	伊藤	伊藤	担当者
							研究演習(三)	英語(作) II A	英語(作) II B	英語(作) II C	英語(作) II D	英語(作) II E	英語(作) II F	英語(作) II G	英語(作) II H	英語(作) II I	英語(作) II J	英語(作) II K	英語(作) II L	英語(作) II M	英語(作) II N	英語(作) II O	英語(作) II P	英語(作) II Q	(2・45) IV (4・25)
							加藤(正)	武内	松浦	八重津	阪本	藤原	榎野	神崎	天田	北岡	松田	八重津	阪本	榎野	安谷	松田	西田	担当者	
								実物(作) II B	数学(作) II B	実物(作) II B															(4・30) V (6・10)
								小島	伊藤	金野														担当者	

従前と比しての教員の充実にいかかわらず、なお政治学科教員の不足から助教授の一部に研究演習の担当を担わせるとともに、必修科目に指定された手形法・小切手法、民事訴訟法、親族・相続法、労働法、政治史、外交史、政治学原論はこの段階でもいまだ兼任講師に依存する状況であったことが確認される。当時の授業時間表を眺めると（「授業時間表」参照）、たとえば政治学科学生にとって月曜一限には、行政学原論（二年必修）、商法総則・商行為法（二年選択）、地方行政論（三年選択）、行政法各論（四年必修）が集中し、また法律学科学生の一部にとって月曜二限には、憲法（二年必修）、民事訴訟法（三年必修）、比較政治組織論（三年選択）、研究演習（二）（実方・柚木教授）が並ぶという過密状態を示している。従って講義科目及び必修科目の増加に取り組んでも、専門科目を必修・選択の二つだけに分離する構造を維持する限り、学生にとっての多くの支障を引き起こすことが予測されるに至り、新たな取り組みを求めて検討に入ることになった。

4 選択必修制の実施

社会学部の開設により、一九六一（昭和三六）年学則では法学部は第四節にまわり、専門科目とその単位数は第二七条に、必修科目とその単位数は第二八条に配置されたが、その第二八条が大幅に変更されることになった。

第28条 前条の学科目のうち、次の2科目8単位を各学科における必修科目とする。

1. 法律学科

法学研究演習（Ⅰ）（4） 法学研究演習（Ⅱ）（4）

2. 政治学科

政治学研究演習（Ⅰ）（4） 政治学研究演習（Ⅱ）（4）

以上のほか、次の19科目のうち15科目60単位を各学科における選択必修科目とする。

1. 法律学科

憲法（4） 行政法総論（4） 行政法各論（4） 刑法総論（4）

刑法各論（4） 国際公法（4） 民法総論（4） 物権法（4）

債権法総論（4） 債権法各論（4） 親族・相続法（4） 商法総則・商行為法（4）

会社法（4） 手形法・小切手法（4） 民事訴訟法（4） 労働法（4）

法理学（4） 日本法史（4） 外国法（英・仏・独）（4）

2. 政治学科

政治学原論（4） 国家学原論（4） 西洋政治思想史（4） 政治史（4）

比較政治組織論（4） 行政学原論（4） 地方行政論（4） 国際政治論（4）

外交史（4） 社会思想史（4） 憲法（4） 行政法総論（4）

行政法各論（4） 国際公法（4） 経済原論（4） 財政学（4）

社会政策（4） 経済政策（4） 英政治学（4）

前年度必修科目二科目（研究演習八単位を含む）を、必修科目研究演習Ⅰ・Ⅱの二科目、選択必修科目一五科目を一九科目のうちとして四科目減らした上、どのような専門科目を受講して選択必修科目単位を充足するかは学生の選択に委ねた。この結果、専門科目は、必修科目が研究演習Ⅰ・Ⅱ八

単位、選択必修科目が一五科目六〇単位以上、選択科目が七科目二八単位以上の計二四科目九六単位以上となった。また一九六一年から、「全学生は、自己の希望する指導教授の下に分属して専門科目の研究に関する直接指導を受けるとともに、教師と学生との親密な人格的接触をする機会が与えられる」(一九六一年度『関西学院大学要覧』法学部案内)ようにするために少人数による演習を行う必要から、専門科目担当助教授も研究演習を担当することになった。なお専門科目に比較憲法、経済法、政治哲学が追加され、また、上田徹一郎が講師で民事訴訟法を開講した。

翌一九六二年には、専門科目に法学特殊問題(I・II四単位、III・IV二単位)・政治学特殊問題(I・II四単位、III・IV二単位)が新設されたが、それに該当する科目としては深瀬秀が特殊問題I(二単位)として英法史を講ずるに留まった。一九六三年度には要覧掲載の学則は古いままであるが、学則に改正があり専門科目として比較法が加わった。一九六四年には専門科目として東洋法史が新設され、英語科教育法・社会科教育法とともに追加される一方、法学特殊問題、政治学特殊問題ともI—IV各二単位に変更となった。実際には法学特殊問題だけが一円一億、深瀬秀とウッズウォース講師によって開講された。英政治学についても、一九六二年に講師となった岡俊孝の担当科目がすでに外国政治学(英)となっていたが、この年に正式に学則が改正され、外国政治学(英・独・仏)に変更された。さらに、同年の要覧の学則には掲載されていないが、専門科目として強制執行法・破産法四単位も新設された。同時に第二八条の改正も行われ、選択必修科目として、法律学科では法社会学・西洋法史が、政治学科では変更になった外国政治学(英・独・仏)ならびに日本政治思想史がそれぞれ加わり、法律学科では二一科目中、政治学科では二〇科目中、各一五科目の選択必修に改められた。

このように、一九六一年以降に限っても、法律学科では比較憲法、経済法、比較法、東洋法史、強制執行法・破産法が、政治学科では政治哲学が、法学特殊問題、政治学特殊問題とともに開設されて、学部専門科目の整備・充実がなされたことによって系列的履修が可能となり、教育の質の向上が得られることになった。

ただし、新たな問題も出現しつつあった。もともと関西学院は伝統的に人格教育を核に置いており、そのため研究演習が小集団教育の重要な柱に据えられ、三・四年次連続の必修単位とされてきた。しかし、大学の大衆化・マスプロ化の状況下で、この理念の実現は困難になってきたのである。後には助教授にも研究演習を担当させることによって定員過大化という問題を凌ごうとしたものの、それでもなお、第五希望まで記すことを学生に求めたことにはうかがえるように、すべての学生を限られた専任教員に分属・配分する際に、「自己の希望する指導教授」の演習に参加することを認められず、学習意欲を削ぐ場合が起こり、また教員側でも量・質の関係において不満を深めるといふ状況を引き起こしていた。

また一・二年次の学生に対しては教養ゼミが検討されたが、結局語学を中心に、これを若手講師で補う形で導入されたクラス担当制については、「語学クラスの細分化とクラス主任制の強化」が授業及び補導上により効果を上げたとされている（一九六三年度学部長学事報告）。ただしこれは専門科目担当教員による教育の場での教員・学生間の接触ではなく、不十分さを残していた。

5 法学研究科博士課程の整備

一九五四年（昭和二九）年の法学研究科博士課程開設以降、五八年に教員の充実をうけて、履修の在り方をめぐり大幅な改正が行われた。修士課程では、政治学・基礎法学専攻とも英書講読四単位が原典講読（英・独・仏）各二単位に改められ、英語以外に独語・仏語のいずれかも受講することが必修となるとともに、研究演習は八単位に増加し、指導教授の二年間の研究演習履修に単位を与えることになった。また、基礎法学専攻では、基礎法学甲類・乙類の区分や公法原理、私法原理の開講がなくなるとともに、基礎法学関係科目以外に、特殊講義として憲法、行政法、刑法、民法、刑事法Ⅰ―Ⅲ、商事法Ⅰ・Ⅱが開かれ、また研究演習としても憲法、行政法、刑法、民法Ⅰ・Ⅱが設けられて、実定法の専攻を希望する学生に対して明確に入学の道を開いた。それに関連して基礎法学専攻の必修科目も法哲学特講、法社会学特講以外に西洋法史、ローマ法、日本法史、東洋法史各特講の中から一科目と、憲法、行政法、刑事法、民法法、商事法各特講の中から一科目の履修が必要となった（ただし憲法特講・行政法特講は、翌年から政治学専攻のみの選択必修科目となった）。また博士課程でも、基礎法学関係科目以外に、特殊研究が憲法、行政法、刑事法、政治学原論、政治哲学、行政学、国際政治論の七科目に増やされ、研究演習も三年連続の受講により一二単位に改めるとともに、その開講科目が法哲学（田村徳治）、法社会学（飛沢謙一）、法史学Ⅰ・Ⅱ（前田正治、Ⅱは不開講）、公法Ⅰ―Ⅲ（大谷英一、一円一億、山本正太郎）、政治学Ⅰ・Ⅱ（武田辰治、足立忠夫）に広げられた。

このような努力の成果は、一九五九年に法学研究科博士課程が政治学・基礎法学に分離して設置されたこととなってまず現れた。政治学専攻では政治学原論、政治哲学、行政学以外に政治史、政治思

想史、比較行政制度論、地方行政論、國際政治論、外交史、憲法、法治主義行政、比較政治制度論、國際公法が特殊研究として開講され、研究演習は行政学（足立忠夫）、憲法（一円一億）、國際政治論（武内辰治）、法治主義行政（山本正太郎）の四つで発足した。あわせて修士課程政治学専攻でも地方行政論、比較行政制度論の二特講と、憲法・行政法研究演習が開設され、政治学原論、行政学、國際政治論、憲法、行政法の五特講のうち四科目の受講が必修化された。また博士課程基礎法学専攻においても私法原理特殊研究Ⅰ・Ⅱ、同研究演習Ⅰ・Ⅱ（西沢修、福地俊雄）が新設されたほか、公法Ⅰが刑事法研究演習に名称変更された。なお、博士課程設置の認可条件として雑誌のバックナンバーの充足が付された。

その後、田岡良一の来院により修士課程政治学専攻に國際公法特講・研究演習が開講される変更が一九六〇年であったが、六三年に至り宿願の修士課程民刑事法学専攻（入学定員一五名）、同博士課程（入学定員二名）の増設の認可があり（一九六二年一月三日申請、六三年三月二九日認可、修士課程基礎法学専攻の入学定員を一五名から一〇名に変更）、大幅に大学院学則の変更が行われた（第4部資料「学則」参照）。主な改正点を紹介しておく。

修士課程政治学専攻では、國際公法特殊講義は國際法特殊講義に名称変更、選択必修科目の一つに追加（ただし一六単位は変わらず）されたが、同研究演習は政治学専攻から除かれ、基礎法学専攻に新たに特殊講義とともに配置された。また、その基礎法学専攻については、民刑事関係科目が移ったため、特講は九科目に縮減、研究演習も五演習に減ったが、原典講義にはラテン語を追加し、田中周友京都大学教授が担当することになった。また特講は再び二分され、法哲学、法哲学史、法社会学、

比較法学、国際法から二科目と、西洋法史、ローマ法、日本法史、東洋法史の中から二科目が必修に指定された。一方、新設の民刑事法学専攻では、特講については名称改正の民法Ⅰ―Ⅲ（西沢修、福地俊雄、柚木馨）、商法Ⅰ・Ⅱ（西原貫一、実方正雄）に加えて刑事法をⅠ・Ⅱに増設（大谷英一、平場安治）、また民事訴訟法（不開講）、労働法（浅井清信）、経済法（北村五良）、国際私法（実方正雄）が新設され、研究演習としては商法（西原貫一）が新たに開かれた。博士課程については、政治学専攻において国際公法特殊研究が国際法特殊研究に名称変更、同研究演習は政治学専攻から除かれ、基礎法学専攻に新たに特殊研究とともに配置、ただし基礎法学専攻においては、民刑事科目が移ったために、修士課程と同数の開講に減った。民刑事法学専攻では民法特殊研究Ⅰ―Ⅲを正式に名乗るとともに、修士課程と同規模の特殊研究を開講し、また研究演習についても民法Ⅰ・Ⅱ、商法、刑事法が開設された。実定法の拡充に努めてきた取り組みがようやく実ったといえよう。

6 法学部とその周辺の研究活動

学部全体にわたる研究会としては、まず、法学部（定例）研究会があげられる。毎週一回、一九五六・五七（昭和三一・三二）年には金曜日、五八年以降は水曜日の午後一時から会議室で開催された。一九五八年度の法学部研究会記録を眺めてみよう。第一回に際して、研究会の運営について、研究会出席者の範囲を、a 大学院の学生、法学部の教員全員（語学教員を含む）、b 法学部長、研究会運営委員、同副委員の承認を得た者に拡大しており、それ以降、専任・兼任教員、助手、助手補、大学院生が参加するようになった。

III 法学部の拡張期

- | | | | |
|------|---------|---------------------------------|----------|
| 第一回 | 一円一億教授 | 法の解釈と適用 | (四月一六日) |
| 第二回 | 福地俊雄教授他 | 日本私法学会の報告 | (四月二三日) |
| 第三回 | 加藤一明助教授 | 財産区について | (五月七日) |
| 第四回 | 足立忠夫教授 | いわゆる「インフォーマル・オーガニゼーション」について | (五月一四日) |
| 第五回 | 飛沢謙一教授 | フランスの大学の法学部について | (五月二一日) |
| 第六回 | 村西義一助教授 | 国家権力と政治権力について | (五月二八日) |
| 第七回 | 中野喜雄助手 | 紹介・宮本又次著「経済史上の明治維新」他 | (六月四日) |
| 第八回 | 前田正治教授他 | 兵庫県多可郡八千代村大屋部落に於ける入会権をめぐる予備調査報告 | (六月一一日) |
| 第九回 | 岡俊孝助手 | ダレス外交における戦略構想(副題略) | (六月一八日) |
| 第一〇回 | 足立忠夫教授 | アジア行政会議に出席して | (六月二五日) |
| 第一一回 | 飛沢謙一教授 | 「ギユルヴィッチの法社会学」について | (二〇月一日) |
| 第一二回 | 安屋和人助教授 | 災害補償の法理 | (二〇月八日) |
| 第一三回 | 西沢修教授 | アメリカ西部の印象 | (二〇月二二日) |
| 第一四回 | 大谷英一教授 | 警察官職務執行法の改正について(刑法の立場から) | (二〇月二九日) |
| | 足立忠夫教授 | (政治学の立場から) | |

加藤一明助教授

山本正太郎教授

第二五回 橋本寿男助手

注意義務と過失犯の違法性

(二月五日)

第二六回 上田徹一郎講師

形式的当事者概念と既判力の主観的範囲・その拡張

(二月一九日)

第二七回 時武英男助手

アメリカ刑法におけるMalice aforethoughtについて

(二月二六日)

第二八回 岡島吉昭助手

手形法における悪意・重過失について

(二月三日)

第二九回 中野喜雄助手

「株仲間」の内部規制について

(二月一〇日)

休暇期間を除き、いかに相互研鑽に励んでいたかがい知ることができる。

この他に、民刑事法関係者を中心とする判例研究会が随時開催され、機関誌『法と政治』にその報告が随時発表された。例えば、古くは西島弥太郎が同誌四巻から九巻にかけて商事法分野の判例研究を発表していたが、八巻から一三巻にかけては橋本寿男が刑事法、福地俊雄や上田徹一郎が民事法、安屋和人が労働法、米沢明が商法などと、集中的に判例研究の発表を行っており、研究会において活発な論議の交わされたことがうかがえる。また、有志によってサヴィニーの著作の講読が進められ、『法と政治』に「関西学院大学法学部サヴィニー研究会」の名称で『現代ローマ法体系』の翻訳が一五巻一号から二二巻二号まで、そして飛んで三〇巻一号と計一四回連載されて、学界に貢献した。足立忠夫を中心とするマークス編『行政学の諸問題』の翻訳が七巻三号から一〇巻二号まで九回にわたって連載されたのも、研究会の成果であった。それ以外にも、合同研究室で洋雑誌などの管理を行う講

師以下の若手による小研究会も開かれ、それを通じて大学院生の指導にあたるなど、活発な研究活動が展開された。

つぎに法政学会の活動を見てみよう。同会は法学部所属の教員・学生を中心に組織されたが、一九五七年末に至り学生からの要求に基づき、評議員（教員）五名と学生五名で規約改正起草委員会を作り、そこでの検討の結果、学生も常任評議会に参画し、予算制をもって運営するという内容の会則を總會で可決、「名実共に教授・学生の協力体制を形成した」（一九五七年度法学部学事報告）。機関誌『法と政治』の季刊発行は順調に進められるとともに、この時期も学外の実態調査を積極的に実施している。かつて法律研究部で実態調査に活躍した学生が大学院を経て助手に進んだのを機に、法学部と法政学会とが連携する形で、前田正治を中心として共同調査団を法史班、実態班、財産区班に分けて編成し、兵庫県多可郡八千代村大屋部落の入会及び財産区に関する調査研究を行った。学生も参加して戸別調査や村役場倉庫の文書整理に当たった。また、一九五九年度には足立忠夫が中心となり、政治学などの教員や政治学研究會学生とともに、兵庫県城崎郡日高町の「農村におけるサブ・リーダーの研究」とでもいうべき、選挙における影響力などの実態調査を行っている。これらの成果は、関西学院大学法学部共同調査団「近畿の山村における入会および財産区に関する調査報告」（『法と政治』一〇巻二号、関西学院大学、一九五九年）及び足立忠夫・加藤一明・及川伸「農村選挙実態調査」（同一〇巻三号、一九五九年）として発表され、高度経済成長の影響がいまだ及んでいない段階での農村の慣行なり意識状況を報告することによって、学界に貴重なデータを提供するとともに、法学部の「伝統的な社会学的方法による学風の確立」（『法と政治』一〇巻三号、前田正治学部長巻頭言、関

西学院大学、一九五九年）を示すものとして高い評価を得た。

これらの実態調査を支えたのは、法学部学生の自治機関である法学会傘下の法律研究部・政治学研究部であった。法学会は他に時事英語部・司法研究部を持ち、機関誌『礎』に代わって『視点』、『行動』などを発行し、また学内外の著名な専門家を招いて講演会を催すなどの活躍をしており、学生の学習の動機付けに貢献した。ただ、両誌の内容では法学、政治学に対する「視点」や「行動」というより、法学部学生としての「視点」、「行動」に重点が置かれており、法学会から法学部自治会への改組、あるいは大学紛争勃発の予兆を示していた。

Ⅳ 大学紛争と改革期（一九六七—七八年）

1 大学紛争の背景

大学紛争の季節　一九六五（昭和四〇）年から七〇年にかけての日本では、高度経済成長がなおも続く一方で、ヴェトナム反戦運動や七〇年安保改定反対運動などがあり、政府の政治姿勢をめぐって活発な論議が交わされた。そのような状況の中、学生達も、古い体質に基づく管理・運営を続けている大学当局に対して、批判を強めていった。とくに、大学側が施設拡大や教職員増の財源を得るために安易に学費値上げを打ち出したこと、あるいは学生会館の管理などを通して学生自治活動へ管理を強める動きをみせたことに対して不満が鬱積された。そしてそれは、米・仏・西独などにおいても同時期に生じた「学生反乱」やヴェトナム戦争に対する国民的反戦運動とも連携しながら、大学紛争として集中的に噴出したのである。それは、大学を体制・権威の象徴と見なし、そのような大学の解体と自主管理とをめざす運動であった。

大学紛争は、その最盛期には全国の大学の約八割に相当する一六五校にまで広がり、全学共闘会議（全共闘）も結成された。その中で、医学部学生のストライキに対する処分をきっかけとして紛争が全学へと広がった東京大学での闘争や、大学の不正経理事件に端を発して大学の民主化を求める運動となった日大闘争に代表されるように、運動は過激化し、機動隊との衝突を繰り返した。こうした中で、紛争が起こった各大学では、自らの改革案を打ち出し、問題解決の方向を見出そうと努めるので

ある。

紛争の前兆 関西学院大学も大学紛争から逃れることはできなかった。その背景にあったのは、学院財政の逼迫であった。すなわち、一九六〇年代以降、一方で大学の大衆化が進展したために校舎など大学関連施設の拡張が必要となり、他方で高度成長に伴う教職員給与の引き上げを迫られたのである。そしてそれへの対策として、国庫助成制度が不十分であったこともあり、学費の改定が問題とならざるを得なかった。学生数が急増した一九六〇年代前半、理事会は薬学部設置や学費値上げ案を提示したが、学生はそれらの案の撤回を要求して、授業ポイコット、座り込みなどの行動をとり、理事会も提案を取り消した。

2 紛争の発端と拡大

紛争の発端 一九六〇年代後半に入ると、学生の運動は激しさを増してくる。理事会では、一九六七（昭和四二）年に学費改定問題の再検討を始めたが、同年九月に財務部長談として理事会の学費値上げ内定が『関西学院新聞』に報じられると、学費改定問題に強い関心を示していた学生会全学執行委員会を中心として学費値上げ反対運動が急速に展開した。学生は、一〇月三十一日に全学学費対策委員会を「全学共闘会議」に切り替え、学院と全面的に闘う姿勢を示した。

そのような状況下、一九六七（昭和四二）年一月二二日の学院常務会において六八年度以降入学生の学費改定案が承認された。改定案は、一九六七年度の授業料が文系五万円、理系七万円であったのに対し、六八年度にはそれぞれ約五割アップの七万五、〇〇〇円と一十一万円に、さらに六九年度か

らはそれぞれ八万円と一二万円にするという大幅な値上げを内容とするものであった。

これと並行して学院は、一月以降、学生代表も交えて学費問題公聴会を開き、学院の財政事情、教学方針などについて説明するなどしたが、二二日夜に至って全共闘に対し、前記の常務会決定に従い一九六八（昭和四三）年度以降の入学生の学費値上げを実施することを通告、さらに、一月七日の早朝、緊急理事会が招集され、六八年度五割学費値上げの常務会案が正式に決定された。

この理事会決定に対し、学生は全面的に対決する姿勢を示す。各学部自治会により学費値上げ抗議のスト権確立投票が行われ、その結果、一月一六日以降、法・社会・文・商の四学部が無期限ストに入り、また、第五別館が全共闘によって封鎖された。

年が明けた一九六八（昭和四三）年一月一日、理事会代表と学生代表との会見の場が設定され、財政方針や教学方針、学院での教学の現状などについて翌二日朝まで夜を徹しての討論が行なわれるとともに、一六日にも同様の趣旨で代表者間での会見が行われたが、いずれの場においても学生代表は学費改定の理事会決定の白紙撤回を要求、学院と学生の見解は正面から対立した。他方、学生によるストライキを各学部教授会が正当なもの認めなかったのはもちろんであったが、年が明けてからは一般学生の間でもストライキ反対の声が始め、一月中旬以後、各学部で学生大会を開催、一月一七日には商学部において投票によりストライキ中止が決定され、二五日の文学部、二七日の法学部とストライキ解除が続いた。その一方で、社会学部では学部と教授会との間の対立が続き、一月二二日には教授会が社会学部の学生自治会に対し「自治能力なし」として解散命令を出したためにかえって問題がこじれ、後期試験を間近かに控えた一月二七日、社会学部の学生大会ではバリケード・スト

ライキの続行と後期試験のボイコットを決議、後期試験は一部の学科を除きレポートなどの形式で実施されることとなった。しかし、二月二十六日には社会学部の学生大会も「バリケード解除」を決議し、ここに学費改定問題をめぐる一連の反対運動は収束を迎えるかに見えた。

紛争の再燃・処分撤回闘争　しかし、三月二三日になって、法・文・社会・商の四学部教授会がそれぞれストライキに関する責任者の処分問題について審議し、その結果、計二六名の学生の処分を決定した。その内訳は、退学一名、無期停学八名、停学七名で、このうち七名の法学部学生全員は、期限を定めない停学であった。これがきっかけとなり、闘争は処分撤回の要求へと形を変えて再燃することになる。

一九六八（昭和四三）年三月二十八日午前、経済・商・理三学部の卒業式の終了後、ヘルメットに覆面姿の学生約二〇名が学院本部建物を突如封鎖占拠して、処分撤回に関連する要求を行うが、院長・学長はこれらを拒絶する。この話し合いが延々と続いたために、午後には予定されていた中央講堂での神・文・社会・法四学部の卒業式はやむなく中止され、卒業証書の授与は各学部で行われることとなった。学院本部前にはその前後から多くの教職員、学生が詰めかけ、内部を占拠した学生の説得に努めたが功を奏しないまま、時間の経過とともに建物内外の対立は激化し、学生同士での乱闘が避けられない情勢となったため、夕刻に至り、学長は院長の同意を得て警察の出動を要請し、警察の学内立ち入りによってようやく事態は収拾されるに至った。警察が学内に入ったのは、学院創立以来、これが初めてのことである。この事件に関連して兵庫県警は四月九日、証拠物件押収のため学内五カ所の強制捜査を実施。また、建造物侵入、威力業務妨害に関する容疑で学生九名が逮捕され、そのうち七

名が起訴された（なお、この事件のきっかけとなった学生処分については、法学部が五月二二日に、文学部が一部学生について六月五日に、商学部が九月一日に、それぞれ処分を解除した）。

混乱の中での入試強行　学費改定問題と学内への警察導入問題は、それ以後も全学執行委員会（全執）を中心とする学生の側から強い反発を受け続けることとなり、それは一九六八（昭和四三）年を通して、沈静化することはなかった。翌一九六九（昭和四四）年一月七日には全共闘が第五別館をバリケート封鎖。一三日には全執委員長・全共闘議長がそれまでの諸要求を集約して、一九六八・六九年連続での学費値上げの白紙撤回や学生処分の撤回、警察導入と捜査協力への反省、学生会館の学生自主管理などを求める六項目要求・常務会団交要請書を常務会・小宮院長宛に提出した。学院がこれを拒絶したため、全執・全共闘議長は、一月四日に加藤秀次郎理事長に団体交渉を要求したが、理事長から第五別館封鎖のもとでは回答できない旨が伝えられた。他方、大学側は、並行して、第五別館退去・封鎖解除を訴えるビラを配布するとともに、古武学長が教職員約二〇〇名同行のなかで封鎖解除を第五別館前から呼びかけた。

それに対して一部学生は、一七日夜半に学院本部を封鎖することという形で応答する。小宮院長は、翌一八日には一般学生に呼びかけて「学生は事態を冷静に判断せよ」という声明書を学内に掲示するなどの対策を講じたが、同日、法学部では法学部闘争委員会による投票でスト権が確立され、法学部校舎が封鎖された。学院・大学が二四日に開催した全学集会には全共闘学生約五〇〇名のみならず、一般学生約五、〇〇〇名も参加したが、ここで学院・大学は学費改定後の学院財政などを記した文書を配布するのみで、全共闘学生が集会を大衆団交に切り替えることを要求したのに対して院長はじめ

学院関係者が退席するというかたちで対応したため、一般学生の多くも学院側の姿勢に対する不信感を強く抱くようになり、これが紛争の長期化・複雑化を招く一つの要因となった。

以後、一月中に社会・神・文・商・経済各学部の校舎も封鎖され、学生は六項目要求につき大衆団交を求め続けるが、学院との話し合いはつかず、遂に翌二月四日、全執委員長・全共闘議長は、小宮院長・加藤理事長に宛てた「最后通告―大衆団交に応じよ」によって、大衆団交に応じなければ入学試験を実力で阻止する旨の通告をなすに至った。大学は入試を予定通り行うべく準備を進めたが、六日には体育館が全共闘学生によって火炎瓶で襲撃されるなど、緊迫の度合いは一層高まった。ここに来て大学は、入試の円滑な実行と受験生の安全確保につき大学は社会的責任を負うとして、入試期間中の機動隊の出動を要請し、二月七日から、全国の紛争大学では初めて、機動隊に警備される中で入試が行われることとなった。入試中には、機動隊と武装学生との衝突や機動隊の突入による建物封鎖の解除、そしてそれらに伴い五〇名を超える学生の逮捕などが起きたものの、入試自体は全学部につき無事実施された。

しかし、紛争がそれにより終結することはなく、むしろ激化の道を辿ることとなる。入試最終日の一四日、正門前で「入試実力阻止・学園奪還全学再封鎖貫徹総決起集会」が開かれ学生二〇〇名がデモ、翌一五日には理学部を除く各学部と学院本部が再び学生により封鎖され、さらに、一八日には大蔵学本館が封鎖、事務所の一部が移った先である同窓記念会館も翌日封鎖された。二一日には第一教授研究館、第二教授研究館及び第一教授研究館別館がそれぞれ封鎖された。

処分権「放棄」から法学部提案へ　大学は、こうした状況を前に、二月一五日から休講措置をとり

事態の收拾を図ろうとした。また、このような事態を憂慮した教職員・学生のなかでも、さまざまな意見・批判や議論がたたかわされた。そのなかで、法学部教員有志による「声明書」（一九六九年二月一九日）は、学生とともに対話・討論する姿勢こそ問題解決の道筋であるとして、次のように説いている。

「今日の混乱し收拾のめどもつかない状況を引き起こした原因は、直接的には機動隊学内導入のもとでの入試強行・強制封鎖排除にあるが、根本的には紛争の当事者たる学生の立場・意見を全く黙殺する形での対処の仕方にある。「中略」我々はそのため、このような事態に立ち至った大学の機構・組織の重大な欠陥を除去すべく努力するとともに、現在大学が直面している問題、すなわち教授会自治・学生自治・私学における経営と教学・大学における学生の地位などの諸問題について学生諸君とともに考えようという姿勢のもとで対話・討論を行なうてゆきたい。」

その後、学院は二六日には全学集会を開催、古武学長が前月末に病氣入院したため、学長代理を兼任することとなった小宮院長は、その場で「閔学の存廃をかけてわれわれは提案する」を配布し、一月下旬以降の学院の対応について謝罪の意を込めた声明を発表するとともに閔西学院大学の改革に向けての提案をしたが、全共闘学生はこれを受け入れず、小宮院長・学長代理への糾弾を行った。翌日引き続き開催された全学集会でも状況は変わらず、学院と学生との話し合いに打開の糸口は見いだされなかった。この事態に最高責任者として対処してきた小宮院長は、三月二日病氣のため学長代理を辞任し、同時に大学評議会評議員も全員辞任を申し合わせた。翌三日には小宮院長は院長職も辞任した。

学内の混乱と学生による大学に対する責任追及の運動はなおも続いた。法学部では、学生との対話を説いてきた法学部教授会に対する学生たちの批判は厳しく、四連協（法学部四年生連絡協議会）は、先の「声明書」について、「法学部教授会は、機動隊に守られた入試に異議を唱えるだけであって、現実には入試に協力してきたし、教授有志は処分問題にはまったく触れておらず、法学部と学生をとりまく状況は本質的に変化していないではないか」と鋭く追及した。三月六日の教授会には全共闘系学生約四〇名が押しかけ、各教授を追及した。さらに、七日未明にかけて、場所を宗教センターに移し、一部教員との団交が行われ、その結果二五名の教員が、一年前の処分を撤回し、かつ今後の学生への処分権を放棄する旨の自己批判書に署名した。三月九日から一〇日にかけても、法学部教授会追及集会が中央講堂で行われ、学生への処分権放棄を教授会決定とすることを要求、それをうけて三月一二日に法学部教授会は、処分撤回・処分権放棄を少数意見はあつたものの正式に決定した。これまでの教育的処分とする考え方は誤りであり、教授会が一方的に処分を行うことも誤りであることなどをその理由としている。また、一五日に再び開催された追及集会の後、法学部教授会は大学の処分権行使にも反対を表明している。

その後、法学部教授会は、大学の改革案提起のための起草委員会を設け、会合を重ね、改革案を五月二日の教授会において審議・承認し、少数意見をも明記した上で、これを、法学部教授会提案として公表することを決定した。

五月一〇日に発表された「法学部教授会提案」（以下、「法学部提案」と略）は、前文のほか「組織・機構」「教育」「処分制度」「財政」の四つの項目にわたって、「大学諸制度の改革」への提言を行

っている。とりわけ、全学的に注目されていた、「処分撤回・処分権放棄」問題について、多数意見は、要旨次のように述べている。

1. 処分制度に関する理念について——従来の処分は、学生を大学の管理に服するものという従属関係においてのみ理解し、教育の一環として行われてきた。しかし、本来、教員と学生とは、それぞれの機能を異にしつつも、構成員としては、基本的に対等な主体として、大学における教育・研究に従事すべきものである。それ故に、教員をもって構成する教授会が、いわゆる教育的処分の名のもとに、優越的な立場から一方的に処分することは、大学における学生の基本的地位とは相容れないことになる。

2. 処分の「白紙撤回」について——われわれが「白紙撤回」の措置をとったのは、ここ一年余の短期間において、従来の処分制度についての根本的疑問が提出され、それとの関連において、われわれの処分の在り方に関する考え方が大きく変動したということに基づく。すなわち、学則が改正されていない現状ではあれ、新しい処分の在り方に関する現在におけるわれわれの考え方を前提とする限り、先の処分は誤りであり、適法な停学処分を解除したことのみによっては、救済されえない被処分学生のうけるであろう不利益をなくさなければならぬと考えられたからである。したがって、先に行った「白紙撤回」は、一種の「復権」、ないし法律的には「特殊な撤回」としての性格を持つ。

3. 処分権放棄について——われわれの行った「処分権放棄」は、法的意味におけるものではなく、新しい規律維持制度を設けねばならないというわれわれの率直な態度表明に外ならないのであ

る。と同時に、今回の学園紛争の過程におけるわれわれの学生諸君への対応が、極めて不十分であり、そのためもあつて学生諸君の抗議行動の一層の激化をもたらしたことをも反省し、われわれは、現在の処分制度の下においては、一切処分権を行使しないという立場をもとめるものである。

4. 新しい規律維持制度の基本的考え方——「新しい大学」においても「自律的秩序維持制度」は、もちろん必要である。しかし、それはあくまでも「研究教育の場」としての大学の本質をふまえ、かつ、学生も大学構成員としてとくに教授と基本的に対等な、権利義務の主体たることを基礎にして形成されねばならない。したがって右の権利義務関係は、明文をもって、あるいは慣行的に明確にしていかなばならないが、このような権利義務関係からの逸脱行為に対して制裁が加えられることとなる。しかし、秩序維持は消極的な処分をもってではなく、主体的な大学構成員の秩序維持に対する積極的姿勢・行動によるものであることを自覚すべきであろう。

法学部提案は、以下、規律維持制度が発動される場合の要件、手続き、運用上の配慮にも言及しているが、この提案は、学生との対話をふまえ、正常化への道を模索してきた法学部教授会の、大学紛争解決にかける理念的「マニフェスト」でもあったといえようか。

3 正常化への道

正常化への歩み・学長代行提案 「法学部提案」が出されたのとはほぼ同じ時期の一九六九（昭和四四）年五月七日に、「関西学院大学改革に関する学長代行提案」（以下、「学長代行提案」と略称）が出された。「学長代行提案」は、学内世論を集約した大学紛争解決のための理念とプログラムを示す

ものであった。

これより先、小宮院長・学長代理の辞任の後、全教職員の信望を担って、三月一九日、小寺武四郎教授が学長代行に就任した。小寺学長代行のもとで最初に行われたのは「廃校か否か」を問う全学生・全教職員宛のアンケートの実施であったが、六、六〇〇名余の有効回答のうち、廃校を望む者は一〇〇名に満たなかった。それを足がかりとしながら、大学執行部と特別調査企画委員会は、各種専門委員会によって討議された意見を集約した上で、五万字に及ぶ大学改革・再建案である「学長代行提案」を作成する。その内容は、関西学院大学における大学理念、教育の改革と問題点、大学・法人組織における意思決定の在り方、職員の役割と事務の合理化、学生の自治と参加、学生の諸要求に対する大学当局の見解、改革の実現にむかっの具体的方途など極めて多岐にわたる論点について、多面的な考え方を平明な表現を用いて述べており、大学の内外で多様な反響を呼んだ。

この提案をもって小寺学長代行は六月九日、学院創立の地、王子陸上競技場で「改革結集集会」（いわゆる王子集会）を断行し、集まった二万近い学生、教職員の起立・拍手による支持を確認した上で、正常化宣言を行い、封鎖解除を約束して、上ヶ原校舎への復帰を実現するに至る。

六月一四日、上ヶ原キャンパス解放集会が中央芝生で開催され、学生・教職員約五、〇〇〇名が参加、集会後には教職員と学生によりバリケードが撤去され、学内の清掃が行われ、六月三〇日には、ようやく正規の授業が再開された。

しかし、「改革結集集会」では、「学長代行提案」について、実質的な討論が行われたわけではない。それだけに、今後の討論を保障するために、週五日制を採用し、土曜日を改革推進日にあてるとい

当日なされた学長代行の提案は、重要な意味を持つものであった。

4 大学改革・再生への歩み

改革と新生の年 一九六九（昭和四四）年度は、法学部にとっても改革と新生の年であった。

「六月の封鎖解除までは、新入生を含めて在学生全員を自宅待機させざるを得なかったが、封鎖解除後は、数度の一日封鎖はあったものの、授業妨害もほとんどなく、正常化された。

学年末試験も無事行なうことができ、卒業生を混乱なく送り出すことができた。

学部改革のために、組織検討委員会、カリキュラム委員会、ガイダンス委員会等をもうけて検討したが、その成果としてまず挙げるべきは、四十五年度実施のためのカリキュラム改編である。〔中略〕封鎖中破壊された設備備品の復旧は、まだ完全ではないが、徐々に行なわれつつある。一日も早く紛争の痕跡をとどめない学園となるよう希望するとともに、改革への努力をつづけることを決意するものである。』

これは、一九六九（昭和四四）年度法学部学事報告の冒頭の一節である。例年の同報告に見られた事務的で無味乾燥ともいえる文章に比して、この年のそれは改革・再生の年にふさわしく、年間の重要事項が簡潔にして要を得た文章によって表現されている。

この年の六月一四日の上ヶ原キャンパス解放集会において関西学院大学が新しく出発したことは先述の通りであるが、具体的には、集会の席上で城崎進学長代行代理によって提示された当面の課題、すなわち、①バリエードの解除と学舎の復旧、②教育・研究機能の早急な正常化、③大学改革の推進、

④学園からの一切の暴力の追放、のそれぞれが即日実行に移され、法学部もそれと歩みを共にしたが、それ以前にも法学部は、他学部と並んで、学園封鎖で自宅待機を余儀なくされている新入生・在学生とのコミュニケーションをとるための努力を重ねている。たとえば、学部と学生との間をつなぐための媒体として、同年五月一〇日に発行された「法学部通信 No.1」には、試験情報と並んで学部事情が次のように報じられている。

「法学部教職員も紛争に対処し、大学の改革をはかるため、連日連夜会議を重ね、各種委員会の意見を総合して法学部教授会としての提案を作成しました。別送された学長代行提案とともに熟読して下さい。やがてこれらを諸君とともに検討する日のくることを待ち望んでいます。」

新入生に対しては、校舎封鎖中は入学式もオリエンテーションも行わず、自宅待機中の読書指導はもっぱら郵便によって行われてきたが、封鎖解除後の六月二六日になってようやく学内で履修指導などが行われた。

七月に入ると、毎土曜日を、改革の推進のために教員と学生とで討論を行うための「改革推進日」として定め、クラスないしゼミナール単位で議論を進める試みが始められた。これは、原田の森での「改革結集集会」において学長代行が学生との間でその設置を約束したものであり、その場限りの討論ではなく長期にわたり議論を続けることを通じて建設的な成果を生み出そうとする趣旨に基づく。

六月二八日には、七月から一〇月にかけての「関西学院大学前期改革推進スケジュール」が示された。第一回（七月五日）は「学生自治と参加」の総論として「中教審答申・他大学改革案と代行提案との対比」、第二回（七月二日）は「学生の諸権利——抵抗権」、第三回（七月一九日）は「学生自

治と参加方式」、第四回（七月二六日）は「大学自治と管理について」、第五回（八月二日）は「一般教育総点検」、第六回（八月九日）は「小集団教育について」が、それぞれ検討課題として取り上げられた。しかし、盛夏の中、教室が必ずしも十分用意できなかったこともあって、参加学生数は次第に減少した。法学部についてみると、六五〇名、四〇〇名、三〇〇名、一九三名、一七六名、一四七名といった具合である。結局、八月一三日から三十一日までが夏期休暇とされ、改革推進運動の日程は大きく変更され、「後期改革推進スケジュール」も立案されないうまま、紛争の鎮静化に対応して、その後、この制度は、週休二日制へと変質していった。学生の主体的参加を前提にしつつ、自主的に大学を改革することがいかに難しいかが実証されたと言えよう。以降「改革」は、大学のペースで進行することとなる。

さまざまな改革 学長代行提案に沿って、新しい関西学院大学の創造をめざし、全学的に各種委員会が設けられ、種々の改革案の討議がなされた。このうち、実現した主なものとしては、学生参加を含む学長選挙、COD (Campus Organization Development = キャンパス創意開発機構)、オフィス・アワー、オープンセミナーなどが挙げられるが、なかでも、学生参加を含む学長選挙の実現は、学長代行が確約した重要課題の一つでもあった。これは、学生の除斥投票を認めた「学長選挙規程」と、リコール制を取り入れた「学長辞任請求規程」から成っている。他方、実現しなかったものとしては、学生処分制度についての全学的な改革が挙げられる。

また、教学の面では、助手・助手補制度に関する大きな改革がなされた。それまでの助手・助手補は大学院生であり教員でもあるという二重身分を持ち、位置づけが明確でなかった上に、助手には任

期が付され、かつ、将来の助教昇任の保障がなかったため、その地位が不安定なものに留まるといふ問題点があった。こうした問題点に対応すべく、再検討が加えられた結果、一九七二（昭和四六）年度から新助手制度が発足、そこでは助手を研究・教育に専従し、かつ、将来的に専任講師・助教授に昇任する蓋然性を有する者と位置づけた。それに伴い教授会規程も改正され、教授会の正式メンバーとして専任講師、助手が加えられるなど、教授会についても民主化を実現するための改革がなされた。

教学の面でのいま一つ重要な改革はカリキュラム改正である。

5 カリキュラム改革

紛争前後のカリキュラム改正問題 法学部教授会では、紛争直前の一九六七（昭和四二）年七月から六八年九月にかけて組織委員会を設け、前後一二回にわたり熱心な討議を行い、法学部教員の人事卒の問題に加えて、大学における法学教育、研究体制の在り方などカリキュラム関連の諸問題についても検討を重ねていた。同委員会の中間報告（一九六八年九月）では、一般教育科目、語学科目の基本的性格とその在り方、ゼミナールの配置（入門ゼミナールを一・二年の間に必修制として設置するか否かなど）など多岐にわたって問題が提起されている。しかし、その後の紛争の激化により、これらの諸問題の検討は中断され、紛争後のカリキュラム改正に委ねられることとなった。

紛争後のカリキュラム改正の前提となったのは、卒業に必要な単位数の全学的な枠組みを決定した、学長の提案にかかる大学評議会案であった。いま、これに従って卒業必要単位を表示すると以下のこ

とくである。

卒業必要単位数の配分

合計	系列任意	内		専門教育	宗 教	保健体育	内		外国語	一般教育	科 目
		Ⅱ(選択)	Ⅰ(必修選択必修)				Ⅱ 独 仏	Ⅰ 英 語			
一四〇—一五四	八一—一二	一六	六〇—六四	七六—八〇	四	四			一二—一八	三六	大学評議会案
一五六		二八	六八	九六	四	四	八	八	一六	三六	紛争前(一九六五年度) 法学部カリキュラム
一四八	一二	一六	六〇	七六	四	四	八	八	一六	三六	紛争後(一九七〇年度) 法学部カリキュラム

新カリキュラムでは、大学評議会案に沿って、卒業必要単位が紛争前の一五六単位から一四八単位

に改められている。

新カリキュラムの特色 新しいカリキュラムの編成にあたっては、新しい大学の創造をめざす大学の改革の理念を汲んで、次の諸点が留意された（一九六九年の「昭和45年度カリキュラム案」による）。

一、一・二年度生への小集団教育の導入

① 一年度生——ゼミ形式で社会演習（必修）を実施することとし、法律学科及び政治学科の学生について、それぞれ法及び政治の基本問題を取り扱う。

② 二年度生——選択科目としてゼミ形式による人文演習を設置する。

二、上級科目 (advanced course) 及び総合コースの設置

一般教育科目の上級科目を設けることが望ましい。これに来年度開講予定の総合コースをあてることが考えられるが、上級科目の具体化については、さらに検討を必要とする。

三、一般教育科目

法学部においては指定科目を前述の演習のみとする。他の科目はすべて他学部の学生に開放する。

〔中 略〕

七、卒業必要単位数 総計148（現行156）

一般教育 外国語 保健体育 宗教 純法律（政治）ゼミ 専門・選択 系列任意

	36	16	4	4	52	8	16	12	12
教養科目	60				76				
専門科目								12	12
八、専門科目を一・二年度において、大幅に履修できるよう学科課程を編成する。									

九、履修コースの多様化と履修の自由化をはかるにあたっては、学生が各自の志望にもとづいて適当な科目の選択を行ない得るよう履修指導を強化する必要がある。

このようなきざまな検討課題を踏まえて一九七〇（昭和四五）年度から実施されたカリキュラム（法学部学科履修規程）の要点は、次の通りであった。

- 1、卒業に必要な単位数は一四八単位とする（前出七、卒業必要単位数、参照）。
 - 2、科目目の必修・選択必修・選択の区分は学科課程表に表示する。（課程表、略）
 - 3、履修科目数は第一・二・三学年度各一八講時を限度とする。
 - 4、第三学年度生として取扱われ、また、第三学年度に配当された学科目を履修するためには、二カ年以上在学し、次の学科目と単位を修得していなければならない。
 - a、英語四単位、ドイツ語またはフランス語四単位、計八単位以上。
 - b、第一・二学年度に配当された学科目（外国語科目を除く）のうち四〇単位以上。
- この新カリキュラムの特色と趣旨は次のようなものであった。すなわち、①小集団教育を実現するため第一学年度生を対象に必修科目として社会演習を設け、専門教育科目担当者全員がこれを担当し、ゼミナール形式で法学・政治学の基礎知識と考え方の修得をめざす、②第二年度生に選択必修科目として、外国語担当者と宗教主事が担当する人文演習をおく、③第一・二学年度生履修の専門教育科目を増加させるとともに専門教育科目の選択必修科目の範囲を拡大する、④卒業のための必要単位数の減少により、履修の自由化と多様化を図る、などである。とりわけ①と②は、学生の教育要求にこた

えるという意味においても、また教員と学生との人間的交流を深めるといふ意味においても、「大学紛争」のもたらした貴重な果実の一つであったと言えよう。

V 法学部の現状（1）（一九七八—八九年）

1 法学部本館の供用開始とA号館の建設

法学部本館は一九七八（昭和五三）年三月に竣工し、四月から供用が開始された。一階は事務室、チャペル及び学生読書室に、二階は資料室、書庫ならびに共同研究室に、三階は共同研究室、個人研究室ならびに会議室、四階は個人研究室に提供された。二階の語学共同研究室にコピー機が設置され、同室に常駐する教学補佐が各共同研究室の鍵の管理を行った。二階から四階のエレベーターホール西側のロビーには教員、院生、学生の談話の場として机と椅子が設置されたが、学生の溜まり場と化してしまい、二階ロビーが院生の談話の場として存置されたのを除いて、九月には撤去されている。一九八〇年代半ばから教育研究の手段として情報機器の導入が本格化したのをうけて、八四年八月にはコピー機が二階資料室前廊下に移設され、八六年二月には共同研究室三〇七号室に共用のワードプロセッサが、同年一〇月には共同研究室三〇七、三〇八号室に共用のコンピューター端末機が設置されている。

一九八一（昭和六二）年九月、九〇年をめどとして法学部準専用講義棟の建設計画が大学から提示され、これをうけて設置された第六別館建設検討委員会での検討を経て、一二月に法学部希望案が大学に提出された。「第六別館」は一九八五年には「A号館」という仮称で呼ばれるようになり、八八年一〇月に「A号館」が正式の呼称とされたのである。一九八三年四月には、八四年八月の新学生会

館竣工後に建設を開始するために実務委員会が構成され、八六年に入ると建設計画は実現段階に入る。三月に行われた大学・学院代表との会合ではA号館とB号館（共通講義棟）、C号館（経済学部専用講義棟）とを合わせて総面積三、五〇〇坪とされたが、A号館に法学部学生自治会関係の部屋、C号館に経済学部の演習ボックス、作業室を確保するためのスペースが考慮されていないことが指摘され、四月の教育施設検討委員会で総面積三、七〇〇坪に変更されている。A号館の設計図の検討は五月以降、A号館建設実務委員会で行われた。六月には学生会館からの騒音を配慮して冷房装置を設置すること、教室数は二三室とすることが決まった。しかし教室数はまもなく、収容人員を増加したほうが使いやすいこと、設計が容易であることの二点を理由として二二室に変更されている。一〇月にはA号館の総面積は一、〇二七坪と決定され、法学部学生自治会長に対して地階を自治会の専有空間とすることが説明された。一月には建設日程が、一九八七年一月着工、八九年二月完成、同年四月供用開始と発表された。一九八七年秋、植木の移植や仮囲いの設置などの準備工事を経て、一月一日に起工式が挙行され、同月二四日に本工事が開始された。工事は順調に進み、一九八八年七月には地下一階、地上一階の見学会、一〇月にはモデル教室の見学会が行われた。一九八九（平成元）年四月の供用開始を前に、八八年一〇月には新講義棟三棟の学部別教室割当が学部長会で決定された。A号館は法学部、C号館は経済学部が原則として教室の半数を優先使用、B号館は法学部、経済学部が原則として四分の一ずつを優先使用することとされたのである。また同月には、法学部旧本館及び学生会館に部室を有する法学部自治会、自治会傘下五団体、学生図書室、学生読書室及び法政学会の部屋のA号館地下への移転も決定された。一九八九年に入ると、二月から外構工事と法学部本

館前の通路拡幅工事が行われ、三月三〇日、計画通りにA・B・C号館の竣工式が挙行されたのである。

A号館一階ロビーの飾壁には二葉の写真が飾られることになった。一葉は「自由の女神(Astoria)」。もう一葉は世界の著名な法律学者・政治学者の肖像を業績とともに月交代で掲げることとしている。

一九八九(平成元)年五月、法学部本館一階学生読書室をA号館地下へ移転し、跡地を情報処理関連機器を収容する共同研究室とすることが決定された。一九八六年以来三〇七号室、三〇八号室に設置されていた情報機器はこの部屋へ移設されることになり、学生読書室は教材開発室と改称されたが、実際に情報機器が教材開発室に移設されたのは、A号館三〇二教室をパソコン教室として供用するための端末設置工事が終了した後の九〇年四月になってからである。この後法学部本館三階の共同研究室は個人研究室として使用されるようになり、二階の共同研究室も次第に書庫に改装されていった。

なお、実現していたとすれば法学部の環境に影響を及ぼしていたであろう二つの計画があったことを付記しておく。新学生会館の建設に伴う、阪急バス路線の学生会館前までへの延長、ならびに法学部横の生協食堂跡地への仮設駐輪場建設である。これらの計画は一九八五年度に検討され、バス路線延長は実現の可能性が相当高かったようであるが結局中止となり、仮設駐輪場も実現をみずに終わった。

2 入試制度の改革

一九六〇年代の高度経済成長は子弟に高等教育をうけさせるだけの経済的余裕を生み出し、七〇年

代には大学進学率が増大する。大学入試のための学力競争は「受験戦争」と称されるほど過熱し、高校までの学校教育は大学受験のための「詰め込み教育」に堕した。このような異常な教育の在り方の主因は大学受験制度にあるとされ、大学入試制度の改革が国家的課題の一つに据えられた。一九七九(昭和五四)年から実施された国公立大学共通第一次学力試験(共通一次試験)が入試改革の目玉であった。共通一次試験の参加校は国公立大学に限定されていたので、私学である関西学院大学法学部は直接の影響はうけなかったけれども、これ以後の新入学生は「共通一次世代」「新人類」と呼ばれ、それまでの学生とは異なった画一的価値観を有していると評された。

この時期、法学部が最初に問題視したのは高等部からの推薦入学制度である。法学部は例年五五名の高等部生徒を推薦入学により受け入れていたが、一九八一(昭和五六)年一月の教授会で彼らの学力の低劣さが厳しく指摘された。この問題は一九八一年度に大学と高等部の間で協議会が開催されるまでに発展したが、結局有効な対処策を何ら講じないままに制度は存続された。一九八三年度には、面接以外に簡単な英語、論文試験を実施することも法学部では検討されたが、やはりうやむやのままに終わっている。

海外からの帰国生徒に対しては、特別学生入試により特別学生として入学させ、三年次進学時に特別学生から一般学生への身分変更試験に合格した者には一般学生の身分を与えるという形式がとられていた。一九八三(昭和五八)年度には、帰国生徒を一般学生として入学させる方法が模索されたが、結論を出すに至らなかった。一九八八年一〇月、学部長会においてこの問題を各学部で検討することが合意され、八九年一月の教授会で九一年度の実施に向けての検討の開始が承認された。これは一年

間実施が早められ、一九八九年一〇月の教授会で、九〇年度入試より特別学生入学試験を帰国子女等入学試験及び外国人留学生入学試験に改めて実施することが決定されて、八九年一月に最初の帰国子女等入学試験が実施された。この試験は、後に帰国生徒入学試験と改称される。

一九八四（昭和五九）年度には「昭和六一年度以降法学部入試制度検討委員会」が設置され、高等部推薦入試・一般推薦入試・社会人入試などの問題についての検討が行われた。しかし、私学専願型とは異なったタイプの入学生を求める推薦入試の検討が本格化するの是一九八六年末になってからである。同年一月の教授会で設置が決定された推薦入試検討委員会は、八七年秋に、四一歳以下、四二歳以上五九歳以下、ならびに六〇歳以上の三回に分けて専任教員から意見を聴取し、八八年一月の教授会に答申を提出した。一九八八年度には被推薦者人数、依頼高校、被推薦資格などについて検討を加え、九月の教授会に実施面での答申が教授会に提出された。一〇月の教授会で、被推薦入学生数を七五名以内、選抜の基準を評定平均値四・〇以上として、一九九〇年度の入試から導入することが決定された。一九八九年一月には推薦依頼高校が確定し、五月には専任教員による推薦依頼校への訪問が行われて、一月二日に最初の指定校推薦入試が実施されたのである。

一九九〇（平成二）年四月に法学部が迎え入れた新入生には指定校推薦入試や帰国子女入試という新たな試験制度を経て入学した者がある。さらに従来の共通一次試験を改めた最初の大学入試センター試験（一九九〇年一月）を受験した者も含まれている。一九九〇年代の法学部は、この新たな世代の学生によって支えられていくのである。

3 法学部専任教員定員枠の拡大

一九七〇年代末から八〇年代前半にかけては、専任教員定員枠の拡大が法学部にとっての最大の課題であった。一九七八(昭和五三)年六月の教授会で専任教員定員枠について懇談が行われたのを皮切りに議論が繰り返され、各研究室から一名ずつの委員を選出して、七九年四月から学部検討委員会が設置された。この委員会の直接の目的は定員の補充であったが、そのためには法学部の将来像やカリキュラム、ひいては法学部の教育研究体制のすべての面を検討する必要がある。そのため、結論を早急に出すのではなく短くても二、三年は自由に討議することが望まれた。委員も研究室の利益代表として審議するのではなく、全学部的観点から検討を行うことが求められた。このような方針で検討が進められたため、一九七九年度の答申は差し当たり補充すべき学科目、担当教員、及び今後継続審議されるべき事項を挙げるにとどまった。

定員補充問題に思いがけなくも一石を投じたのが、一九七九(昭和五四)年一月に実施された文部省視学委員による視察である。一九八〇年三月に大学を通して法学部にもたらされた勧告は、政治学科の入学定員の厳守、校地の活用とともに、政治学科の専任教員が大学設置基準に照らして二名不足であるので早急に充足することを述べていた。勧告に対する学長回答も第三点の政治学科専任教員の定員充足を是認した。しかし、同年一〇月、十一月の教授会は政治学科専任教員の定員充足に関しても学部検討委員会の検討を待つことを了承した。学部検討委員会の審議は悠揚迫らず継続され、一九八〇年度は補充の大綱となる方針を確認して終了、八一年度は特色ある学部づくりのための専任教員充実計画を教授会に答申した。一九八二年度には、政治学科一名、法律学科三名の定員枠を新設す

るといふ八一年度の答申を実現するための採用活動の準備作業にまでこぎつけ、学部検討委員会は八二年度末に答申を教授会に提出して解散した。

一九八三（昭和五八）年度、この問題の実質的審議は教授会に委ねられた。九月、教授会は委員会答申どおりに定員枠を四名増、うち一名を政治学科、三名を法律学科に割り振ることを決定した。政治学科の一名は政治史担当教員とされ、採用人事が同年度内に進められ、翌八四年四月採用となった。しかし、法律学科の三名については研究室代表の討議と法律学科構成員全員の討議を経ることが条件であった。研究室代表による討議機関として設けられた法律学科検討委員会は、一九八三年一月に憲法、社会法、民事訴訟法、刑事法の四科目について教員を採用することで合意を得たが、担当教員割当枠三名については決定をみなかった。結局、法律学科構成員全員の討議機関として新設された法律学科会議が、刑事法、憲法、民事訴訟法の三科目の担当教員の採用人事を行うことを教授会に提案して、専任教員定員増の問題が一応の決着を見たのは一九八四年五月になってからである。これによって、八四年度に刑事法担当教員の採用人事が行われて八五年四月着任、八六年度に憲法及び民事訴訟法の担当教員の採用人事が行われて八七年四月に着任した。

4 大学暦の変更とカリキュラム

一九八六（昭和六一）年度から、前期を中心に大学暦が変更された。八五年度までは、前期の夏季休暇前の授業は六月末に終了し、七・八月が夏季休暇で、九月第一・二週に夏季休暇明けの授業が行われ、九月下旬に前期試験が実施されていた。八六年度からは、前期の授業期間を七月第二週までと

し、七月下旬に前期試験を実施し、八・九月を夏季休暇としたのである。

この時期、法学部の教育カリキュラムについては、若干の専門教育科目の新設と名称変更、ならびに一九九〇年度から一年生配当の「社会演習」を政治学・法学の基礎教育を行うための「政治学基礎演習」「法学基礎演習」に改編したことを除いては、基本的な変化はない。一九八八(昭和六三)年度にカリキュラム委員会の検討課題として、研究演習Ⅰ・Ⅱの制度の在り方、授業科目の表示について、専門教育科目の選択必修科目・自由選択科目の検討、の三点が挙げられたが、八九年度になっても明確な結論は打ち出されていない。とくに研究演習については、カリキュラム委員会が「研究演習Ⅱについては、履修を希望しない者につき、専門科目二科目八単位で代替できることにする」という原案を提示したものの、一九九〇年一月の教授会で懇談の末、取り下げとなっている。

5 時武学部長辞任問題と阪本教授担当演習変更問題

法学部では学部長の任期は二年であり、この時期は一期二年で交代するのが通例となっていた。一九七八(昭和五三)年四月から八〇年三月までは山下末人、八〇年四月から八二年三月までは広岡隆、八二年四月から八四年三月までは上田徹一郎、八四年四月から八六年三月までは八重津洋平、八六年四月から八八年三月までは佐野彰が順調に任期を全うして交代している。しかし、一九八八年四月に学部長に就任した時武英男は八九年夏に体調を崩して入院し、学部長としての職務執行が不可能となった。このため、九月三〇日の教授会は、当時教務主任であった林紀昭が次回教授会の一〇月一八日まで学部長の業務を代理することを承認した。さらに一〇月一八日の教授会は、当分の間学部長事務

取扱を置き、これを教務主任に依頼することを決定した。すなわち、林教務主任が引き続き学部長事務取扱に任せられたのであるが、林が海外出張に派遣された十一月二日から十二月一日までは学生主任である小山敏夫が学部長事務取扱とされた。この間、時武学部長から学部長辞任願が提出され、一月一日の教授会はこれを受理、学部長選挙を一月二十九日に実施することが決定された。一月二十九日、新学部長選挙のために開催された臨時教授会は、新学部長の任期は現学部長の残任期である一九九一年三月三十一日までであることを確認したうえで、岡俊孝を学部長に選出した。新学部長の就任日は二月一日、時武学部長及び小山学部長事務取扱の解任日は一月三〇日とされている。

一九八〇年代後半、在職中に三人の専任教員が逝去している。一九八五（昭和六〇）年七月一七日には、入院中の阪本仁作教授が五九歳で逝去し、学部葬が九月四日に法学部チャペルにて行われた。一九八七年六月七日には、渡辺良二教授が四〇歳という若さで急逝した。一九八八年六月一日には、小川芳彦教授が五五歳で逝去し、学部葬が七月二日に法学部チャペルにて行われた。

阪本の逝去に際しては、演習担当者の在職中死亡時の対応が定まっていなかったために若干の混乱が生じた。一九八五（昭和六〇）年九月一八日の教授会では、阪本担当の演習は、同年度後期から社会演習と政治学研究演習Ⅱについては代講措置を取り、政治学研究演習Ⅰについてはゼミを解体して政治学研究演習担当者の研究演習Ⅰに学生の希望により分散所属させるとの方式が承認された。ところが翌一九九日、政治学研究演習Ⅰの所属学生に対する説明会でこの方式を説明したところ、学生から相当の不満が発せられ、教授会での再検討を余儀なくされた。一〇月二日の臨時教授会では、阪本担当の政治学研究演習Ⅰの開講時間に開講可能な担当者二名が新たに開講する政治学研究演習Ⅰ、及び

V 法学部の現状 (1)

すでにこの時限に開講している担当者一名の政治学研究演習Ⅰの三つの研究演習の中から選択させ、他時限の研究演習を強く希望する学生には例外的にその選択を認めるという方針が承認された。翌三日にこの方針が学生に説明され、ようやく研究演習Ⅰの所属が確定するに至ったのである。

6 住居侵入事件、替玉受験事件、ストライキ騒動

共通一次世代の学生のモラルは極端に低下していく。一九七九(昭和五四)年春には学内で盗難事件が頻発したために教授会において語学・演習担当教員にクラス及びゼミナールで盗難防止の注意を行うよう呼びかけがなされたり、八〇年二月の定期試験での不正行為者が多数にのぼったため、三月に学部長告示が出されたりしている。このような学生のモラル低下を如実に物語るのが、一九八二年の住居侵入事件と、八五年の替玉受験事件である。

一九八二(昭和五七)年六月九日未明、法学部三年男子学生が女子学生の部屋に侵入し逮捕された。男子学生は刑事処分を受けるには至らず、一日に法学部に、一三日には相手女子学生に謝罪して、自主的に自宅謹慎を行った。当時の法学部執行部は、男子学生が深く反省しており、自発的に謹慎しているという態度を重んじ、教育的見地から本人が立ち直るよう見守っていくという方針をとり、教授会もこれを了承した。結局男子学生に対しては法学部は積極的な処分を取ることとはなく、前期授業期間中は自宅謹慎が続行されたが、後期からは授業に出席した。

一九八五(昭和六〇)年四月四日には、同年二月に実施された法学部一般入試において替玉受験があったことが、大学及び新聞社への匿名の投書によって明らかになった。当該受験生は合格してす

に法学部に入学していたが、四月二〇日にその父親から退学願が提出された。事実調査は大学の入試委員会に設置された不正受験調査委員会によって行われることになり、四月二十四日の臨時教授会は、当該学生の処分は調査委員会の調査報告を待つて審議するため、退学願は保留扱いとすることを決定した。不正受験調査委員会は六月一四日の入試委員会に調査結果を報告し、入試委員会は当該学生の行為を不正受験と判定した。このため、六月一九日の教授会は、当該学生の合格取消という処分を下している。なお一九八八年二月の法学部入試終了直後には、同一の受験番号の答案二枚が出現するという答案すり替え事件が勃発した。これは慎重な調査の結果、単独行動と判明し、受験者一名の全科目無効の措置がとられた。

一九八〇年代は学生運動がすっかり沈静化し、法学部自治会の学生大会もほとんどの年度で定足数を満たさずに仮決議が行われる状態であった。ところが、一九八四（昭和五九）年末から八五年初頭にかけて予想外のストライキ騒動が発生する。一九八四年秋に決定された翌八五年度からの授業料値上げに抗議するという名目のもと、八四年一二月九日に学習会、一二月一三日に決起集会、八五年に入って一月一六、一七、一八日に学院本部玄関前でハンストが行われ、一月二二日には全学ストライキ実行委員会を名乗る学生集団によって学院本部、文学部、経済学部がバリケードにより一時封鎖された。一月二五日には少数の学生が決起集会を開催した後大学事務室へ赴き、藤井康雄事務室長に、二月二八日に大衆団交を行うことの要求書を提出した。その際藤井室長はこれを学長に伝えるとの確証を書いたため、学生グループは学院本部前で解散したが、後に大学側は、この学生グループが公認団体でないことを理由に大衆団交要求には応じられないと口頭で返答している。このような学生の

動きに対して、大学側は入試期間中は夜間警備員の増員、試験場の点灯などの措置により不測の事態に備えた。入試期間中よりも不測の事態が予測されたのは定期試験期間中であつたが、法学部を含めて大学全体が筆記試験実施の方針をとつた。一月二六日の教授会はこの方針を承認し、試験の中止や延期など応急措置が必要な場合の対応を学部執行部に一任した。定期試験実施直前の二月一二日の教授会では、一月三一日の拡大教務主任会議での確認をもとに、試験場では複数で監督すること、不測の事態があつても教学補佐が単独行動をとらないよう教員が指示すること、受験生の持物は足下に置かせ不審物があれば届け出させること、教室により試験開始後入口を鎖錠すること、試験終了後には不審物がないよう試験場を点検すること、などの定期試験監督上の要請がなされた。このような対応の結果、入試及び定期試験は何ら問題なく実施され、翌年度以降、同様の事態は生じていない。一九八〇年代後半には、名目は学費値上げ反対であるが、実質は定期試験のレポートへの切替しか目的としない学生ストライキが頻発した大学もある。本学では、図らずもこのような「学生運動」の横行を未然に防ぐことができたわけである。

VI 法学部の現状（2）（一九九〇年―）

1 一九九〇年代の社会と大学

一九九〇年代には何があったのだろうか。一九八九年は、大喪の礼、つまり昭和天皇の葬儀と平成の開始の年であり、同時にベルリンの壁の崩壊の年であった。これらは、象徴的、あるいは実質的に、一九九〇年代が戦後体制の加速度的な崩壊と新たな体制の編成に向かって変動することを告げた事件であった。一九八六年から続いたバブル景気は九〇年には絶頂を迎えたが、すでに異常な投機経済の発展に伴う社会的歪みが露呈しつつあった。一九九一年にはその破綻が始まり、「ジャパン・アズ・ナンバーワン」の自己満足に酔っていた時代が終わる。国内でも一九五五年以来初めて自民党与党体制が崩れ、九四年自社さきが連立政権が成立し、その後政界の再編成の動きは加速度的である。

このような激動は、それまでの社会制度やそれを支える常識が通用しなくなり、新しい枠組みが求められているということを劇的に示したといえるだろう。新しい枠組みを求める日本社会のあらゆる組織体は、いくつかの基本的社会動向、例えば、国際化、高齢化、情報化、そしてエコロジーとフェミニズムなどのインパクトをうけ、それへの適応として自らの方向を定めざるを得ない。もちろん、大学もその例外ではない。

国際化は、単に多国籍企業などの話だけではなく、身近な現象として感じられてくる。大学では、学生の海外旅行体験が飛躍的に増え、帰国生徒・留学生、外国人教員の増大、さらに教員の研究も国

際学会を意識する方向に展開していく。冷戦後の急速なアメリカ型資本主義システムの「グローバルスタンダード」としての圧力は大学にも及び、学位基準や紀要の様式から、シラバスの導入に典型的な教育方法に至るまで貫かれていく。

人口の高齢化が急速に進む一方で、一九九一年の一八歳人口の頂点を経て少子化の傾向が顕著となり、以降急速な減少が続く。大学進学率の上昇によるある程度の相殺はあるにせよ、受験生・入学生数の確保をめぐる大学間競争が激化するとともに入学の容易化が進み、基礎学力低下が危惧されるとともに、大学教育の大衆化に伴うカルチャーセンター化・レジャーランド化の進行と、それへの反省から学部レベルでの実学教育の重視と大学院教育へのシフトが進む。同時に、生涯学習がいつそう注目され（生涯学習振興法、一九九〇年法律第七一号）、リカレント教育や退職者への教育が、新しいニーズとして注目されてくる。

情報化は、情報流通の重要な結節点としての大学の役割の再定義を迫っている。パソコンが、ワープロすなわち高速和文タイプライターとしての役割を超え、インターネットの急速な普及による情報端末としての役割や相互通信機能をもつことによって、知的生産活動の形を根本的に変えることになった。判例や論文の検索などの情報収集の方法も根本的な変容を遂げた。それは万年筆からワープロへの技術的変化だけではない。むしろ、他の社会的要因ともあいまって、活版印刷の発明にも比し得る巨大な知の革命を導く。大学では、従来の閉鎖的組織による内部資源供給型の大学から知的ネットワークの結節点としての大学への転換をもたらしていく。

フェミニズムの課題は、この時期の大学にも直接的な影響を与える。不可逆的な女子学生の増大や

大学教職員への女性の進出は、単に量的な問題ではなく文化的な変容を迫っている。大学卒の意欲的な女性が労働市場で溢れ、一九九七年の男女雇用機会均等法の改正によってさらなる条件整備が図られていく。大学では、それに対応するアンビシャスな女性の人材を育成していくが、同時にこの大義名分と齟齬するような大学内部での雇用・教育環境への取り組みが課題となる。それは、セクシャル・ハラスメント問題の喚起などから始まっているが、その影響は今後ますます重要になるだろう。エコロジィに関する問題関心も急速にこの時期に増大した。大学でも学際的学問領域への注目がなされ、新しい環境関係学部（本学では総合政策学部）や講義科目の設置、学内でのリサイクル政策の現実化、トレンドに敏感な学生意識の変容と新しい運動団体の叢生など枚挙に暇がない。

このようなトレンドは、関西学院大学、そして法学部においても確実に影響を与え、それらへの対応に、学長や歴代学部長は追われることになった。

2 法学部の基盤整備と諸改革

大学に及ぶ社会的適応への圧力は、一九九〇年代の大学教育においては、九一年の大学審議会答申に見られる構造的な大学改革が行政から要求されるという形に一つの具体的な表現を見ることができ。大学では、一九八九年柘植一雄、九四年柚木学、九七年今田寛が学長として、法学部では、八九年岡俊孝、九一年真砂泰輔、九三年三浦澄雄、九五年前野育三、九七年林紀昭、九九年田上富信の各学部長がリーダーシップをとった。

九三年からは大学全体で自己評価の試みが始まる。同年一月には中間報告として大部の冊子が発

行され、それを踏まえ、九四年には第一回の『関西学院大学白書』が発行された。この白書は三年ごとの発刊であり、一九七七年度にも出されている。両白書に見られる法学部の自己評価の記述は、本学部の歴史を三年ごとに書く試みの表現でもある。

定員・構成の変化 一九九〇年代には、法学部教員定員が過去最高になる。一九九〇年度に定員数は四四名から商法及び英語担当が増員され四六名に、九三年には初めて宣教師枠が採用され四七名に、九五年には政治学科に政治組織論ないし政治過程論担当が増員され四八名になった。また、一九九九年にはカナダ研究特別枠担当教員が法学部所属になり、実質的定員は四九名になり、過去最高の定員数をもつことになる。

この間一九九〇年度までは学生入学定員は五五〇人、九一年度からは臨時定員の増員があり六〇〇人、九五年度からは五八〇人であるが、実質的には一九九〇年五月一日に総学生数は二、七六七人、九九年には二、六六七人であり、大きな変化はない。

この間の変化として特筆すべきは、女子学生の増加である。比率は、一九九〇年五月一日には、一六・三パーセント、九九年には三一・六パーセントと倍増した。一年生で見ると、一九九〇年五月一日には、一九・九パーセント、九九年には、三三・三パーセントである。つまり、学生は、男性四人に対して女性一人から、男性二人に対して女性一人の割合になった。教員については、遅まきながら法学部史上初めて一九九九年四月から女性教員（高島千代）が登場した。

また、教員の世代交代も進んだ。この間に退職した教員は、一九名であるが、その多くは定年退職であり、約三分の一が入れ代わった。

施設・設備の充実 一九八九年のA号館の使用開始により法学部の施設面の整備は、一応の安定をみることになる。しかし、情報化の進展に伴って、一九九一年からはパソコン教室の使用が始まり、各研究室での情報環境の整備が展開し、多くの研究室でパソコンとその周辺機器が溢れるようになった。具体的にはワープロ、表計算、データベース、インターネット利用などによって、一九八〇年代とは大きく情報環境が変容し、教育研究活動の形も変化した。全学的に見れば、一九九七年の新大図書館の開館や情報処理研究センターの整備なども進展している。

キリスト教主義 一九九三年度には、新しく栗林輝夫宗主事が着任し、さらに法学部史上初めて宣教師として Philip Park が採用され、新たな陣容の強化がなされた。新共同訳聖書の配置や、学生参加、スライド利用、演奏会、英語チャペルなど、多様な形でチャペルの充実がなされた。

しかし、一九九九年には宗教主事、宣教師という二人の職業的なクリスチャン以外唯一のクリスチャンであった佐野彰が退職した。一九九〇年代を通じて法学部は教員のクリスチャン率が最も低い学部であり続けた。

入試制度の改革 入試制度はこの時期に、指定校推薦入試（一九九〇年度）、一九八九年度から始まった地方入試の会場拡大（小倉九三年度、名古屋九五年度、高松／金沢九八年度）、外国人留学生入試（九一年度）、高等部推薦入試定員の拡大（九七年度）、入試センター試験導入（九八年度）、編入学試験（九八年度 学士入試の廃止）、特別推薦入試（九九年度）、協定校（啓明女学院）推薦入試（九九年度）、F日程入試（二〇〇〇年度）など目白押しの入試制度の多様化が進行した。驚くべきことに、これでも現在の私立大学の入試制度としては多いわけではない。

個々の入試制度にはそれぞれのねらいがあり、それに応じた方法があるのは当然である。ただし、これらの入試改革の背後には、一般的には既存の暗記中心といわれる入試制度への反省があり、また実質的には厳しい大学間競争による改革圧力があつた。法学部は積極的なイニシアティブをもって先駆的に実施したとは言いがたく、むしろ全学的な新入試制度の提案や動向に後追いする形であつた。結果として多様な選抜制度が多様な学生の入学に資してきたことは明らかである。

この間問われ続けてきた問題は、第一に、多様な学生を多様な試験によつて集めることが積極的な意義をもつとしても、同時に法学部が積極的にどんな学生をとりたかという内容的な主張をどのように入試制度に表現するか、第二に、入試業務の量的増大、質的複雑化に伴う教職員の他業務への圧迫、リスクの増大にどう対処するか、第三に、多様な入試制度による入学者の質に対する事後評価による制度改革へのフィードバックをどう図るか、第四に、入学者の多様化は学力的なばらつきを生むが、積極面消極面合わせて多様な質の学生に対応して教育自体をどのように改革するか、などである。これらは今後も課題であり続けることになるだろう。また、今後いわゆるAO(アドミツション・オフィス)入試、社会人入試などの導入なども課題に上ってくることになるう。

大学設置基準の大綱化とカリキュラム改革 一九九一年六月の大学設置基準の大綱化への対応は、九〇年代にすべての大学が直面した課題であつた。本学全体での学則改正が図られ、本学部でも一九九二年度からセメスター制の導入、さらに同年度から大綱化に対応した形でのカリキュラム改編が行われた。

本学部では、一般教育科目の総合教育科目への名称変更、第四系列の教養教育科目を従来の各類選

択必修制から大枠選択必修制へ変更し、専門基礎科目の新設、健康科学科目の選択化などが行われた。以前から形骸化の批判の強かった外国語教育以外の一般教養が、これを機に次第に弱体化していくことになる。このことは従来からの傾向を継承しているが、専門基礎科目という形で一年生時から専門導入教育を活発化させることが制度的に位置づけられることによって新しい段階を迎えたといつてよいだろう。

この専門教育の一、二年への拡大には、学間が応用領域の新たな展開による専門分化を進行させているにもかかわらず、大学の大衆化に伴って高学年での専門教育の水準が低下したこと、したがってある程度満足できる専門教育水準が大学四年間では完結しないという教員側のフラストレーションが背景にあった。他方、学生の側でも、一般的な教養主義がますます解体するなかで大学進学後の目的意識が希薄化し、そこを埋めるべく専門性の追求やあるいはすぐに「役に立つ」教育を求める要求が強まったことが背景にある。

ただし、大学における教養（いわゆるリベラルアーツ）教育について、この対応が妥当であったかは、未だ結論を出せる状況ではない。

しかし、全体として見れば、法学部では従来のカリキュラムの基本的構造が維持され、文学部や社会学部のように、これを期に内容的に抜本的なカリキュラム上の改編をすることはなかった。この一つの原因は、法学教育自体が実定法体系の相対的安定性を前提としており、カリキュラムの大規模改革の必要性に対する強い意識化をもたらさなかったことに求めることができると思われる。

いずれにせよ、一九九〇年代の法学部教育はこの基盤の上に展開されていく。

外国語教育では、一九九〇年に英語のポストが増設されたのに続いて、九三年の宣教師採用によってさらにスタッフ的に充実した。そして、とくに英語を皮切りにインテンシブ・プログラム「英語（一九九二年度インターミディエイト・コース、一九九四年度アドバンス・コース）開始、仏独一九九七年度開始」が設置され、優れた能力をもつ者に対応した教育が強化され、スタッフ的にも新たな I E F L (Instructor of English as a Foreign Language) というネイティブスピーカー教員の増員によって強化されたことが重要である。また、一九九九年度には中国語が新しく外国語の選択必修科目として導入された。全体として法学部の外国語教育は、この時期に非常に強化されたといえよう。ただし一九九二年の言語教育研究センターの開設、さらに今後の独立大学院設置とのからみで、外国語教育担当教員の「縦割り方式」の在り方が問題となつてこよう。

一九九一年度からは、A号館三〇二教室（コンピュータ教室）での授業が開始された。

先に述べたように、専門への導入教育の必要性が強く意識され、法律学科では、「私法概論」「刑事法概論」「法と社会 A・B」、政治学科では、「政治学入門 A（日本の政治）」「政治学入門 B（世界の政治）」、共同で「憲法と政治」などが開講され、入門的な意義をもつ教育が強化されている。

また、専門科目としては、法律学科で商法（一九九〇年）、政治学科では政治過程論（ないしは政治組織論）関連のポストが新設（一九九五年）され、さらにカナダ研究の全学人事で、専門領域の關係で法学部政治学科配属となった櫻田大造が比較政治の科目や演習科目を担当し、政治学科所属教員として研究・教育にあたっている。

さらに、全学的に複数分野専攻制（MDS）が一九九七年入学生より適用され、法学部でも法律

学・政治学両プログラムが提供され、他学部から法律一〇名、政治四名の履修が始まった。

一九九二年のセメスター制の導入に伴い二単位科目が増え、法学特講、政治学特講は、Ⅰ・Ⅱという表記からA・B表記に変わる。こうして一九九〇年代には、次第に多くの講義科目が開講され、相対的に安定（固定）した法学教育体系の周辺で新たな学問分野の展開をフォローしてきたことも見逃すことができない（第4部資料 Ⅱ専門科目・演習担当者一覽参照）。この科目名の変遷をたどるだけでも学問内容の変遷の一端を垣間見ることができよう。

また、一九九九年度から従来から再三議論されてきた研究演習Ⅱの必修がはずされ、それまでの二年間一貫必修ゼミ体制が終わった。このことは、単に一つの必修科目が減ったというにとどまらない大きな影響を学部教育に与えている。従来は、教員と学生との二年間にわたる緊密な結びつきの機会を全員に保証してきた。二年間にわたり研究演習に所属し、卒業式の日には演習担当教員への謝恩会をして卒業するというシステムは、いわば学生の「終身雇用」型であったともいえる。つまり、すべての学生に対して所属を要求し、人格的陶冶も含め、その成長を見守ろうとするシステムであった。単位を落とせば留年を要求することになる必修制度では、実際には単位認定は形式化し、教員は、むしろ所属した学生をすべて何らかの形で人格的に指導することが求められた。しかし、研究演習の選択化によって、今後は、単位認定は機能として独立し、学習意志があり能力がある者だけが演習の機会を機能的に利用するように働くことになるだろう。日本社会を覆っている組織的帰属による安定から能力主義的選択の自由への転化の動向は、大学を例外とすることはないようである。

なお、多年にわたる論議を経て、一九九三年度秋学期から、試験における不正行為（カンニング）

の取り扱ひについて、当該科目のみ無効としてきたこれまでの措置を変更し、当該試験期間中の全科目を無効とすることになった。このことは、もちろん、大学紛争時の処分権「放棄」問題に絡んでいるが、紛争当時と今日とでは、問題状況があまりにも変化したという事実に基づく。

以上、全体として一九九〇年代における法学部教育は、大綱化のインパクトをうけつつ、大規模改革というよりもいくつかの微調整を続けることによって次第に変容してきたと言えるだろう。

法職課程 一九九四年度から開始された法律職養成講座は、九〇年代後半に次第に充実され、九七年度には司法書士コースが新たに設けられ、司法試験コースと司法書士コースとが併設されることになった。

この課程は、本学法学部のモットーである「ソーシャル・アプローチ」との関係においては、新しい方向を模索するものであったともいえる。つまり、法学教育が職業技術教育に狭められることへの強い抵抗を、理念的にこのモットーが表現していたからである。しかし、もともと狭い技術的な法律職業教育よりも、むしろビジネスマンを含めて幅広い法学教育に力を入れてきた本学部の特性は、逆に試験勉強のみに特化するような学生よりも広い視野をもつ優れた法律家の養成に適するともいえるわけである。こうして、法学部では、検討時にすでに他大学で実績のあった学外専門学校への依託方式を避け、講師として特に本学出身の法律家卒業生の全面的な協力に依拠しつつ、展開されることになった。

もともと他大学と比較して、本学の司法試験受験者の合格率は低くないのであるが、受験者そのものの絶対数が少ないという傾向があった。したがって、現役弁護士が職業の魅力を伝え学生に法職へ

の動機づけをし、受験者自体を増やすことをも一つの目標としてこの制度がとられ、現在に至っている。

ただし、受験生が受験技術に特化した専門学校と大学とをダブルスクールすることは常識化している。この事態は、司法試験の在り方と現状の法学教育の在り方との乖離の表現である。現在の本学の法職課程制度の存在は、この乖離を埋めようとする大学人及び同窓の努力に支えられている。そして、この方式の成否は、次に述べる大学院改革、ロースクール問題の行方と強く関連しており、その今後の展開が注目されるところである。

大学院改革 大学院の改革は一九九〇年代後半に急速に進む。たとえば、一九七五年に作られた法学研究科の「大学院一般入試に関する確認事項」は、七八年に改定された後長く安定していたが、九年、九三年、九五年、九八年、九九年と九〇年代に入って何度も改定されていく。ただし、法学部の大学院改革は、全国的に見て先駆的とは言い難い。

一九九六年に大学基準協会からの「相互評価」で、大学院の定員充足率の低さが指摘され、さらに研究者養成という研究科の目的自体に疑問がふされることになる。総合政策学部の大学院設置やその他の文部省とのやり取りのなかで、定員充足率の著しく低い法学研究科が問題とされるという危惧もあった。さらに、本学部の学生が他大学の大学院、それも改組のための定員充足のために入りやすかつ高度職業人の養成に特化した大学院へ進学するという事態もあった。

他大学からの新しいスタッフの転入や後述の研究科委員会所属教員の資格拡大による若手教員の比率の増大もあって、全国的な大学院改革の状況認識や危機感が研究科委員会に直接持ち込まれること

によつて、大学院の抜本的な改革が不可欠であるという意識が急速に高まっていく。一九九六年一月には、大学院問題検討委員会が田上富信教務学生委員が「大学院の改革について」という「議論のたたき台」を提出し、この線で後の改革が行われる。この改革がいわば第一次の改革である。この改革の基本的な考え方は、もっぱら研究者養成であったその教育目的を高度職業人養成をも視野に入れた形に変容させ、制度的にそれを保証し、大学院の学生数を拡大することである。

一九九七年度の三月入試実施、さらに九七年七月及び一二月研究科委員会の決定に基づき、九八年度からは、カリキュラムのセメスター化、特論科目の新設、修了必要単位数の減少（三二単位から三〇単位）、九九年度からは、前期課程一般入試制度の改正（受験科目が四科目から三科目へ減少）、後期課程一般入試制度の改正、前期課程社会人入試の導入、前期課程特別入試制度の導入（成績優秀者の筆記試験免除）、前期課程飛び級制度の導入などの改革がなされる。また、課程博士学位の授与も一九九八年度には実施され、この第一号の授与と同時に制度整備がなされていく。

そして、田上富信学部長、橋本信之教務学生委員のもとで第二次改革が現実化する。この二次改革を促進したのは、いわゆるロースクール化問題が急速に全国的に議論され始めたことである。改革の中心的内容は、コース制の導入によるカリキュラムの根本的制度改革である。二〇〇〇年度からは、研究者養成コース（アカデミックコース）と高度職業人養成コース（スペシャリストコース）とに教育課程そのものが分化することになる。

なお、この変化に関連して、当然大学院の授業についての教員の負担が急速に拡大するが、これに対して大学院担当教員の資格要件の緩和（助教授二年目以上の大学院担当）や非常勤講師の活用など

の方策が打ち出されたが、今後ますますこの負担問題は重要になっていくだろう。

ロースクール化構想は、一九九九年秋の時点においては未定形かつ流動的な状況である。しかし、この行方はすべての法学部、法学研究科にとって決定的な意義をもつ。今後の展開は予断を許さない状況にある。

3 阪神・淡路大震災（この公式記録については、『阪神・淡路大震災 関西学院報告書』一九九六年を参照）

阪神・淡路大震災の歴史的意思是、いまだ定着されていない。六、〇〇〇名を超える死を歴史の中で意味づける作業は、関東大震災やリスボン大地震の影響と同様、後の歴史家に任ざざるを得ない。

この震災は、西宮地域で一、〇〇〇名以上の死者を出し、大学周辺の小中学校施設はすべて避難所となり、本学学生会館なども避難所となった。

法学部では学生三名（松本美穂、西部直行、藪内康行）、教職員では飛沢謙一名（菅教授、松本剛非常勤講師、秋山尚文元嘱託職員、他に同窓七名が亡くなられ、また被災した山田教授はこの混乱のなかで病死された。少なからぬ教職員や学生の家屋も、全壊半壊などの被害をうけた。法学部施設については、書庫・研究室の本棚が倒れ、事務室のロッカーやパソコンなどに被害が出たが、建築物自体はひび割れ程度で、被害は相対的に軽微にとどまった（建物、備品で七七〇万円程の復旧費）。

この時期の非常時対応については、基本的には全学水準で強いリーダーシップが発揮された。法学部では三浦澄雄学部長のもとで対応がなされた。学生・教職員の安否確認、施設の被災状況の確認から始まり、入学試験、定期試験（被災学生のためのレポート試験などを含む）、その他学年末の通常

業務を展開することは、教職員自体が被災しているなか、大きな挑戦であった。とくに初期はもちろん通勤や昼食すらままならない状況であり、就業できる少ない人数で、膨大な事務をこなさねばならず、執行部や職員の献身的努力が必要であった。こうして卒業生を送り出し、そして、二週間遅れではあれ、新入生を迎えることができたのである。

なお、このような中で、法学部の学生が積極的にボランティア活動に参加したことも付記されなければならぬ(救援ボランティア委員会への登録二七一名)。また、震災に関する全学的な共同研究や関連する研究も本学部スタッフが携わる形で行われた。

震災という非日常は、われわれの生にさまざまなインパクトを与えた。震災から五年が経過した今、再度この経験が与えるものについて振り返る時期なのではないか。

4 今後の展望

一九九〇年代は、法学部にとっては、大学の大きな全国的環境変化への対応に追われた一〇年であった。この環境適応の必要性については現在も継続している。それぞれの対応の過程で法学部は、それぞれについて丁寧な検討を経て制度改編に取り組んできたといえるだろう。

現時点で一九九〇年代を振り返ると、少なくとも三つの方向でこの時代の動向を把握することができる。

一つは、アメリカナイゼーションである。アメリカ型の高等教育システムがグローバルスタンダードとして機能し、強い規範的モデルとなって日本の大学改革の方向を形成している。法学部において

も、個々の教員によるシラバスの導入からロースクール構想まで、あらゆる大学改革が事実上アメリカ型をめざして行われている。

一つは、大学院、大学教育の教育目的の変容への対応である。これは、アメリカ型大学がそうであるように、五〇パーセントに至る学生が大学に進む時代にあつては、明らかにエリート教育から大衆教育への大学の教育目的が変化することを背景にしている。あえていえば、大学は短大や高校教育に近寄り、大学院博士前期課程は大学に近づき、博士後期課程がかりうじて研究者養成機関としての位置をもちつづける。博士後期課程以外は、一部エリート大学を除いて非常に実学的要素が強くなる。もちろん新たな一般教養教育の必要性は明らかであるが、その形成にはしばらく時間がかかるようである。

もう一つは、閉鎖的な内部資源供給型の大学から知的ネットワークの結節点としての大学への転換の追求である。大学が現在内部にもつ資源だけでは到底新しい動向に対応できない。したがって、教員には、実務経験者のリクルートやゲストスピーカー（一九九一年から）、非常勤講師としての活用、学生としては、科目等履修生や社会人大学院生への注目、さらに現在検討されているインターンシップなどの動向にしても、明らかに大学教育が従来のフルタイム学生にフルタイム教授が徒弟的に教える閉鎖的構造から変容し、これまでに一部に見られた学生を私物視する意識を脱して、教える者も教えられる者も、さらに研究などの情報も、さまざまなパートタイム的、部分的な関わりをネットワークし大学がその結節点としての役割を果たす方向に向かっている。

本学部も、今後これらの動向に自覚的にどのように応えていくかが重要になってくるだろう。

最後にロースクール化問題について触れておこう。一九九九年秋現在では、全国の法学部と同様、本学部もロースクール構想をめぐる動きに振り回されている。ロースクール問題に真摯に取り組むことは、法曹教育に関わる者としては当然のことであろう。しかし、もし法学法曹教育が国家に対して緊張感をもって自立する市民によって支えられるべきであるとするならば、民間の非営利組織(NPO)である私立大学、それも政治首都である東京との距離、また戦時中を含めてキリスト教主義を奉ずることによって政治権力と距離をもち、自覚的に市民社会の法学法曹教育を担う本学法学部の独自の役割を再評価するべきであろう。

このことは実定法に関する教育のみに関わるのではない。

政治学は、政治的抑圧の下でも市民の政治的無関心の中でも育たない。この意味で政治学の存立の余地は市民社会の自立性の関数であると言える。基礎法や政治学の教育・研究が将来の法学部でもつ役割も、また法曹養成や広く法学教育に占める位置も、本来、われわれがどのような市民社会を形成しようとしているのかにかかっているのである。

法学部は、一九九〇年代には歴史上の最大教員定員をもつまでに発展してきた。しかし、もしロースクールが制度化されるとするならば、それに伴って何らかの制度的激変を経なければならぬ。このような状況下では容易に将来を見通すことはできない。

しかし、ロースクール化の問題のみならず、前述の諸変化に対する状況適応をより能動的に展開するためには、少なくとも創立以来の「ソーシャル・アプローチ」という理念の現代的な再解釈を含む新しい理念的方向性の提示が必要であるように思われる。しかも、それは単に字句上の再定義という

よりも、むしろ具体的な重大な意思決定に直面して、現実的な再定義なくしては方向性を考えることができないという水準で、必要となるだろう。法学部の五〇年の伝統は、この理念のさらなる再定義において、かけがえのないよりどころとなるであろう。

第2部

法学部の学問的伝統

はじめに

現在法学部教員は、専門に応じて公法・私法・基礎法・政治学・外国語の五つの、人事・図書予算等の母体となる研究室に分かれて所属している（宗教主事の所属は本人の希望による）。したがって、これまで法学部を支えてきた教員の研究・教育の取り組みを概観するにあたっては、研究室、さらにその細部たる研究領域に区分して紹介していく。ただし、宗教主事・宣教師は独立して取り扱う。

もとより一九三四（昭和九）年の法文学部開設、四六（昭和二一）年の法学部の独立段階から、すでに研究室の制度が存在していたわけではない。一九五〇年、すでに助手から昇任していた講師三名及び助手一名に個人研究室を与える余裕がないために、まず合同研究室として公法学政治学研究室・私法学研究室各一室を設置し、そこに講師・助手を配属して外国専門雑誌の管理にあたらせたが、この際監督のために学部内に研究室委員会が政治学・私法として関係教員の中から二名選ばれている。一九五二年には基礎法学研究室・公法学政治学研究室・私法学研究室各一室に助手六名・専任講師三名を配属し、同任務にあたらせている。一九五五年には助手一二名・専任講師三名を三研究室に配属しているが、『教授会議事録』によると、この年の学部委員に初めて研究室主任の役職名が現れる。このように外国専門雑誌の管理にあたる旧助手を監督する研究室主任を選定する母体となる研究室の制度が次第に確立していくのであるが、確立以前の教員もこの現研究室の伝統を構築したとの立場から、研究室・専門に区分して配置している。

一九三四（昭和九）年には法文学部が開設されたが、法律学と政治学の二専攻から成る法学科を担当した専任教員は、教授中島重（憲法学・法理学）・田村徳治（行政法学・行政学）、助教授大石兵太郎（政治学・社会心理学）・石本雅男（民法学）、講師飛沢謙一（外国法（仏）講読）・高橋貞三（外国法（独）講読）の六名にすぎず、学院内外の多くの非常勤講師の方々に講義を依存することになった（本書七一九ページ参照）。一九四六（昭和二一）年法学部が独立して設置された折も、この傾向は変わらず、教授石本雅男・大石兵太郎・三戸寿（法制史）・清水兼男（社会法）、助教授浜田一男（商法）・足立忠夫（行政学）、助手山本正太郎（行政法）のわずか七名に留まっていた。学部人事の充実は次第に図られていったものの、非常勤講師の多大の尽力を仰がざるを得なかったし、その後もその事情に変わりはない。縦割り方式により、外国語教員が法学部に配置されていくが、外国語教育も当初から大半を非常勤講師の方々に依存することが前提になっていることは言うまでもない。

このように法文学部から法学部誕生の流れ、そしてその後の長年の歴史を省みる時、専任教員以外に多くの方々の高配を得て、体系的開講の確保が実現し得たわけであるが、御協力いただいた非常勤講師の方々のお名前、あるいはその業績等について記載するかどうかは、各研究室の判断に委ねた。

また、政治学科では経済学部開講科目から、時期によっては必修科目、または選択必修科目を学生に課しており、法律学科でも選択履修が可能であり、経済学部から多大の御貢献をいただいている。さらに旧教養科目の開講でも全学部教員等の援助をいただいているが、いずれも紙数の関係があり、紹介する余裕のないことを遺憾とする。

I 政治研究室

法学部の創設にあたって、「田村博士を法文学部の生みの親と称すれば、大石博士は法学部の育ての親」（本書第3部「この十年の回想」）であったとは武内辰治の名言であるが、「大石政治学」「田村政治学」が法学部政治学科の二枚看板となって創設期の教育理念の実践に活かされてきた。以後、政治学の分野における継承・発展の状況は以下のごとくである。

1 政治学

「政治学原論」の初代担当者は、法文学部創設に参画、戦争中には学院存続に尽力し、戦後、学長にも就任した大石兵太郎である。大石は一八九八（明治三一）年に生まれる。関西学院専門部文学部社会学科を卒業後、学院時代の恩師新明正道の赴任した東北帝国大学法文学部に入學、一九二六（大正一五）年に卒業し、同年より学院専門部教授に就任して「政治学」「政治思想史」を担当した。一九三四（昭和九）年の大学昇格に際しては法文学部助教授に任ぜられ、田村徳治、中島重らとともに創設メンバーとして法学科の充実に努めた。当時の担当科目は「政治学」と「社会心理学」であった。一九三七年教授に昇任、四一年には学生課長も兼務した。このころより、当時の神崎駿一院長を助けて学院行政にも関与するようになった。太平洋戦争中、キリスト教主義に立脚する私学としての関西学院はいくたびか存亡の危機に立たされたが、神崎院長のもとで大石は学院存続に尽力している。文

部省の戦時非常措置による在学徴集猶予の停止に伴い、文科系学生が徴兵されたため学生数が激減し、さらに学生定員の削減と私立大学文科系学部改組や専門学校校化が進められた。こうした措置は文科系を主体とする関西学院大学にとって極めて厳しい事態であった。学生がキャンパスからいなくなつたこと、また学部改組などにより、教育と研究の場を失つた教員の救済という意図から、国民生活科学研究所が一九四四（昭和一九）年に設置されたが、大石は常務理事として同研究所の運営にあつた。また、戦局の悪化とともに労働力として学生の工場などへの勤労働員が日常化していったが、大石は訓練部長として勤労働員業務にも携わり、当局の苛酷な要求の中で学生擁護に腐心したのである。敗戦により学院の苦難の時期は終わり、再建が図られることになったが、大石は教授陣の中心として手腕を発揮する。一九四六（昭和二一）年に法文学部が法学部と文学部に分離し、再出發した際、大石は法学部に所屬し、「政治学概論」（後に「政治学原論」と改称）と研究演習を担当した。一九四七年には石本雅男初代法学部長の後をうけて第二代法学部長に就任。さらに一九五一年からは学長にも選任されたが、学長在任中の一九五四年一月三〇日、胃癌のため享年五七歳で急逝した。なお、一九九六年の名誉教授規程の改正により、大石には一九五四年一月一日付で名誉教授の称号が授与されている。

政治学者としての大石は、なんといっても日本における政治心理学の開拓者である。また、昭和初期の日本政治学界における一大論争——いわゆる政治概念論争——において、国家現象説に対抗して集団現象説の立場を主張したことも知られている。大石は、新明正道の影響もあり、当時としてはまさに先駆的ともいえる社会的アプローチの立場に立ち、科学的政治学を主張した。多忙な学内行

政や戦中・戦後の混乱にもかかわらず、精力的に研究活動を展開し、多くの著作を発表した。とりわけ、政治心理学の分野では『群衆心理学』（巖松堂書店、一九三〇年）、『政治指導者の類型』（玄林書房、一九四八年）、政治概念論については『政治学の根本問題』（有斐閣、一九三九年）、『政治学序説』（白鯨書房、一九四八年）などが代表作である。こうした業績が評価され、一九四九（昭和二四）年には日本學術会議会員に推されている。また日本政治学会の発足に参画し、理事に就任した。さらに、戦後改革にも積極的に呼応し、女性参政権成立の折には、『婦人参政権講話』（高志書房、一九四六年）を刊行し、日本国憲法制定に際しては、法学部スタッフとともに大阪において連続講演会を開催、その理解と普及に努めた。こうした活動は大石の現実指向性の表れでもあったといえる。

上記以外の大石の著書には、『政治学論』（川瀬日進堂、一九三四年）、『政治学汎論』（南郊社、一九三七年）、『君主の神的權威』（積善館、一九四二年）、『アメリカの政治思想』（有恒社、一九四七年）、『民主主義の現実』（国立書院、一九四七年）、『改訂群衆心理学』（巖松堂書店、一九四八年）、『ジョン・ロック』（堀書店、一九四八年）、『政治学』（学林社、一九四八年）、『政治感覚』（大阪朝日新聞社、一九四九年）がある。

大石はがっしりした体格で、エネルギーッシュに教育、研究、学内行政に邁進していただけに、その急逝は学内外に大きな驚きとショックを与えた。ことに政治学科は柱石的存在を失い、深刻な打撃を受けた。大石の死後、後任人事が進められたものの、難航し、長らく専任担当者を得られない状態が続いた。この間、「政治学原論」は、山本正太郎や足立忠夫が担当したり、学外の吉富重夫（大阪市立大学）などに出講を依頼したが、ようやく一九七七（昭和五二）年、政治学原論担当予定者として

森脇俊雅が助手に採用された。

森脇俊雅は、一九四五（昭和二〇）年に生まれ、本学法学部政治学科を卒業後、同大学院法学研究科修士課程を経て同博士課程に進学した。博士課程在学中にフルブライト奨学金により米国立テキサス大学オースチン校に留学している。同大学院修士課程を修了後、帰学し、本学博士課程の単位を取得した。一九七七年に本学法学部に助手として採用され、七八年専任講師、八一年助教を経て、八八年教授に昇任し、現在に至っている。学部時代には西洋政治思想史のゼミに所属したが、大学院に入学してからは現代政治理論を専攻し、とくに行動論政治学に取り組んだ。米国留学中に当時台頭していた合理的選択アプローチや数理政治学を学び、帰国後はその主要学説や理論動向の紹介に努めた。この分野の業績としては、翻訳としてマンサー・オルソン著『集合行為論』（共訳、ミネルヴァ書房、一九八三年）、著書として『合理的選択の政治学』（共著、ミネルヴァ書房、一九八一年）などがある。一九八八年四月から一年間の学院留学により、米国立テキサス大学政治学部で客員研究員として滞在し、数理政治学や民主主義論の権威ウィリアム・ライカーならびにアメリカ議会研究の第一人者リチャード・フェノに師事した。この留学をきっかけに選挙制度やアメリカ議会研究にも関心をもち、帰国後、とくに問題となっていた小選挙区制における区割りの国際比較研究に取り組んだ。アメリカ、イギリス、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドでの実態調査を経て、日本の実態の検討を加えて出版したのが、博士學位論文ともなった『小選挙区制と区割り——制度と実態の国際比較』（菅書房、一九九八年）である。現在は、合理的選択アプローチや公共選択論といった政治理論の分野の研究とともに区割りの問題を中心とした選挙制度の比較研究、アメリカ議会研究ならびに

日本の地方議会研究に取り組んでいる。上記の業績に加えて、翻訳としてはウィリアム・ライカー著『民主的決定の政治学』（昔書房、一九九一年）、著書として『比較・選挙政治——90年代における先進5カ国の選挙』（共著、ミネルヴァ書房、一九九八年）、『動きだした地方自治体改革』（共著、関西学院大学出版会、一九九九年）などがある。

2 行政学

日本の行政学は明治期に紹介・導入が行われ、大正末期（一九二〇年代）に東京、京都の両帝国大学で講座が設けられた。その際、京都帝国大学で初めて行政学を担当したのが田村徳治であった。田村が本学の法文学部創設に加わったことが、本学部における「行政学」の始まりとなる。

田村は一八八六（明治一九）年に生まれ、秋田師範学校卒業後、小学校訓導を務めた。その後、東京高等師範学校、次いで京都帝国大学政治学科を卒業し、大学院を経て、同大学法学部助教に就任した。そして、一九二四年に教授となったが、三三年滝川事件で京都帝国大学を去り、翌三四年、四七歳のときに法文学部創設の準備をしていた本学に招かれ、教授に就任した。このような事情もあって、本学部の行政学はわが国の行政学の歴史において先駆的な位置を占めているのである。

田村の行政学は、その後の日本の行政学の展開に、直接大きな影響を与えたわけではないが、自身の壮大な体系の構想の下に厳密な概念の分析を進めるといふ独特の性格をもっており、その研究方法そして人格、学問に対する態度もまた多くの人に感銘を与え、後に影響を残していった。田村は多くの著書、論文を著しているが、行政学については、『行政学と法律学』（弘文堂書房、一九二五年）、

遺稿として出版された『理論行政学』（中央書房、一九七一年）が主要なものである。

田村は、六年後の一九四〇（昭和一五）年に本学を去ったが、同志社大学教授に就任するなどした後、戦後、再び本学に戻った。すなわち、大学院法学研究科修士課程基礎法学専攻増設にあたり、一九五一年、「法哲学」の担当として就任し（学部では「科外講座」担当として配置）、一九五八年三月に退職した（直後の一月二五日に逝去）。

田村の後の「行政学」は「行政学原論」と科目名称を改め、足立忠夫が担当することになった。足立は一九一七（大正六）年に生まれ、京都帝国大学法学部を卒業後、同法学部大学院特選給費生、大学院特別研究生を経て、一九四六（昭和二一）年本学法学部助教授に就任、五二年教授に昇任した。一九六七年四月から六九年二月二十八日まででは法学部長を務めている。足立は、京都帝国大学で田村の後任であった長浜政寿の指導をうけ、本学部教授として、戦後の日本の行政学に指導的な役割を果たしたのである。

足立の著書、論文は多数に上るが、一九五〇—六〇年代においては、とくに専門とした公務員制度をめぐる研究が顕著である。主要なものとして、『近代官僚制と職階制』（学陽書房、一九五二年）、『英国公務員制度の研究』（弘文堂、一九五七年）などがある。一九七一（昭和四六）年には教科書として『行政学』（日本評論社）を著し、行政責任論を中心として行政学の諸問題を示した。なお同書は、一九九二年に『新訂・行政学』として改訂出版されている。一九七五年には、後期の代表的著書であるとともに、その後毎年のように出版される著書の出発点ともなる『行政と平均的市民——土地収用と市民』（日本評論社）が出された。以後足立は、行政学の在り方を問いつつ、『学際的研究論』

(ぎょうせい、一九八〇年)、『地域市民自治の公共学』(公務職員研修協会、一九八一年)、『地域と大学』(公務職員研修協会、一九八二年)、『行政改革を考える・上』(公務職員研修協会、一九八四年)、『行政サービスと責任の基礎理論——行政改革を考える・中』(公務職員研修協会、一九九〇年)、『市民対行政関係論——行政改革を考える・下』(公務職員研修協会、一九九〇年)などを次々と著していった。これらを通して足立は、公務員制度の研究、行政責任論の研究、地域や市民という視点からなされた学際的学問の問題提起などにおいて、大きな貢献をしたのである。

また、足立は行政学会の運営にも深く関わり、一九七〇(昭和四五)年—七五年には日本行政学会理事長を務めた。このように、足立は日本の行政学に大きな足跡を残したが、一九七七(昭和五二)年、三一年間の在任の後、退職し、名誉教授となった。その後は北九州大学へ移ったが、本学部非常勤講師として引き続き本学の教育に携わった。

足立の後の行政学は、一九七九(昭和五四)年以来、橋本信之が担当して今日に至っており、その間、一九九三(平成五)年に科目名を「行政学原論」から「行政学」へと改めた。

橋本は一九四八(昭和二三)年生まれで、東京大学法学部を卒業後、同大学大学院法学政治学研究科に入学した。そこで行政学を専攻し、組織理論、日本の行政組織、農業政策と行政組織などについて研究した。一九七九年、「行政機関と政策転換——高度成長期における農業政策」によって法学博士を取得して同大学院を修了し、本学部専任講師に就任した。

その後、一九八三(昭和五八)年に助教、八九年に教授に昇任。その間、理論的研究と実証的研究を並行して行い、日本の中央、地方の行政組織と政策過程についての研究を進めた。すなわち、

H・A・サイモンの「限界のある合理性 (bounded rationality)」による理論を中心に、組織理論、意思決定理論の理論的研究を行いつつ、その成果に基づき、日本の行政の実証的な研究を行っている。実証的研究の主な政策分野としては、農業政策のほか、水道事業、防災行政（あるいは危機管理）などがある。これらのほか、地方議員についての研究、地方政府機構の首長主義についての研究など、地方自治に関わる研究も行っている。主な業績としては、「行政機関と政策転換（一—四）——高度経済成長期における農業政策」（『法と政治』三三卷一—三号、三三卷一号、関西学院大学、一九八一—八二年）のほか、「戦後の農業政策とその形成過程」（日本政治学会編『政策科学と政治学——年報政治学1983』岩波書店、一九八四年）、「H・A・サイモンと『限界のある合理性 (bounded rationality)』」（『法と政治』三九卷四号、関西学院大学、一九八八年）、「行政組織問題と『優越連合』」（『季刊行政管理研究』七三号、行政管理研究センター、一九九六年）、「大都市の水道——水源・水質・財務」（水口憲人編『今なぜ都市か』敬文堂、一九九七年）などがある。

3 地方自治論

「地方自治論」の初代担当者は、加藤一明である。加藤は、一九二一（大正一〇）年に生まれ、京都大学法学部を卒業し、同大学院特別研究生となった。その後、京都府立西京大学農学部専任講師、助教授を経て、一九五七（昭和三二）年一月には本学法学部助教授として着任し、六三年教授に昇任した。一九九〇年に定年退職し、名誉教授の称号を授与されたが、一九九九年五月二〇日逝去した。

加藤の専攻分野は地方自治論、行政学であり、同人の顕著な研究成果の集大成として、東京大学出

版会より公刊された『日本の行財政構造』（一九八〇年）がある。これは、財政と行政との関係という未踏の領域を行政学の立場から開拓した独創的研究として、学界において、高く評価されている。この『日本の行財政構造』によって、一九八〇（昭和五五）年九月に関西学院大学から法学博士の学位を授与された。加藤による研究の特質は、内外の諸学説の精緻な分析に基づき、財政と行政との関係を歴史的、理論的に解明し、また国と地方との関係を財政制度面などに表れている構造から鋭く分析し、かかる視点からわが国の制度的諸問題を考究しているところにある。これらの研究を基礎として、現在においても標準的な教科書として知られている『行政学入門』（共著、有斐閣、一九六六年）、地方自治及び地方財政の現代的な問題に取り組んだ『現代の地方自治』（共著、東京大学出版会、一九七三年）、『現代の地方財政』（共著、東京大学出版会、一九七五年）が公刊され、ともに行政学界における貴重な貢献となっている。

他方で加藤は、一九六九（昭和四四）年八月より七〇年三月まで法学部長を務め、大学紛争の一番厳しい時期において、法学部のみならず、大学全般の紛争および問題解決に尽力した功績は大きい。また、本学の国際交流部の吉林大学交流委員会委員長、吉林大学交流同窓会会長を務め、中国との国際交流においても大きな貢献をした。さらに学会活動については、一九七九（昭和五四）年から八三年までの四年間、日本行政学会理事長を務めた。

加藤の後任には、北山俊哉が就任した。北山は、一九五八（昭和三三）年の生まれで、京都大学法学部を卒業後、同大学大学院法学研究科に入学し、村松岐夫の下で行政学を専攻した。博士後期課程進学後、フルブライト奨学金によりマサチューセッツ工科大学政治学部大学院に留学し、S.M.の学

位を取得した。帰国とともに、一九八九（平成元）年に本学専任講師に就任し、九三年には助教授、九九年に教授に昇任している。

北山は、京都大学で学んだ村松行政学と、アメリカで学んだ新制度論的アプローチに基づく政治経済学をベースとして、地方政治の政治経済学的分析を中心とした多彩な研究に取り組んでおり、気鋭の政治学者・行政学者として、学界においても活発に活動を行っている。

主要な研究業績としては、「産業政策の政治学から産業の政治経済学へ——一九三〇年代の日米政治経済（重要産業統制法と全国産業復興法）」（『レヴァイアサン』臨時増刊、木鐸社、一九九〇年）、「国家のビジネス・地方のビジネス——地方自治の政治経済学へ」（『法と政治』四四巻一、関西学院大学、一九九三年）、「産業秩序と日本の地域経済——『政治の東京・経済の大阪』から『東京一極集中』へ」（同四六巻二、一九九五年）や、「地域経済振興政策」（西尾勝・村松岐夫編『政策と行政』講座行政学³、有斐閣、一九九四年）、*Local Governments and Small and Medium-sized Enterprises*, Hyung-Ki Kim, Michio Muramatsu, T.J.Pempel and Kozo Yamamura eds, *The Japanese Civil Service and Economic Development: Catalysts of Change*, Oxford University Press, 1995、「地域産業振興の政治経済学——ヨーロッパの経験」（『都市問題研究』四八巻一一号、都市問題研究会、一九九六年）、「大都市の経済行政」（水口憲人編『今なぜ都市か』敬文堂、一九九七年）などがある。

また、若手政治学者の共著になる教科書『はじめて出会う政治学』（有斐閣、一九九七年）を刊行するなど、政治学教育にも貢献している。

4 政治思想史及び西洋政治思想史

本学部設立の中心的存在であった大石兵太郎は、英米政治思想の研究者としても当時の日本の学界をリードしていた。しかし、新制大学設立と同時に必修科目として開設された「政治思想史」の担当者は、中井淳であった。中井は、一九〇三（明治三六）年に生まれる。東北帝国大学法学部では大石の四期後輩に当たる。本学部の初期には、東北帝国大学出身者が多く貢献しているが、中井は、東北帝国大学助手、講師を経て台北帝国大学教授を務めた。戦後、台湾から引き揚げ、一九四六（昭和二一）年九月に本学教授に就任し、四九年から「政治思想史」の講義を担当した。しかし、一九五四年一月一日に急逝した。

中井は、その一貫した研究の成果として、遺著『デュギー研究』（関西学院大学法政学会、一九五六年）を残した。本書において彼は、デュギー自身の著作はもちろん、その研究文献を広範に渉猟し、その思想展開を緻密に追跡している。

検閲の問題を考慮して戦前には慎重な表現をとったが、中井の視点は、戦前戦後を通じて一貫して階級論的であった。彼が、一九四一（昭和一六）年に、ジェニイ、オーリュウ、デュギーを対象として、「或程度批判的であり闘争的でありながら、究極的には現存社会機構の肯定に墮する小ブルジョア階級のイデオロギーたる性格を完全に啓示する此新自然法論は、正にそれだけの意味を持つに過ぎない」（一五一ページ「フランスに於ける新自然法論」）と断じているのは、このことをよく表している。このような批判的視角は、そのほかの対象を扱った場合も一貫しており、それぞれ現実との緊張

感が文章にみなぎる作品となっている。

その後、一九五七（昭和三二）年まで「政治思想史」の講義は、非常勤講師として山崎時彦（大阪市立大学）が担当した。

一九五八（昭和三三）年には、北岡勲が本学部に助教として就任した。北岡は一九二三（大正一二）年に生まれる。京都帝国大学卒業後、拓殖大学専門部助教、国学院大学助教を経て、本学部最初の「西洋政治思想史」の担当者となったが、一九六一年に日本大学に転出した。北岡は多数の業績を発表しており、本学での三年の在任期間にも旺盛な研究活動を行っている。とくに、後の北岡の政治思想研究を特徴づける保守主義研究の基本的内容はこの時期に形成された。

北岡の研究の中心は、イギリス理想主義及び保守主義である。T・H・グリーン、B・ボースンキットらのイギリス理想主義の政治哲学は、彼の最も中心的な研究対象であった（『イギリス政治哲学の生成と展開』柏林書房、一九五五年など）。通例一九世紀末の帝国主義初期に積極化する国家機能を弁証する理論として位置づけられるイギリス理想主義は、フェビアン協会のような漸進的社會主義にも結びつく。しかし北岡は、この思想を、当時政治思想において十分に取り上げられていなかった保守主義研究との関連において位置づけていく。戦後政治思想史研究において圧倒的な影響力をもった丸山政治思想史に対して、いわゆる京都学派の田辺元の影響をうけた北岡の『保守主義研究』（関西学院大学論文集第三編、弘文堂、一九六〇年）などは、わが国政治思想史学界における保守主義研究の先駆的かつ代表的な業績となっている。

さらに一九五八（昭和三三）年には、阪本仁作が専任講師として着任した。阪本は一九二五（大正

一四)年に生まれる。東京大学法学部を卒業後、同大学社会科学研究所助手を務めた。本学就任当初は「外国政治学」を、一九六二年からは二〇年以上にわたって「西洋政治思想史」を担当した。一九六一年に助教授、六八年教授に昇任したが、八五年七月一七日に逝去し、名誉教授の称号を授与された。

阪本仁作の公刊業績には、「ルッター政治思想研究序論——若干の学説について」(『法と政治』一卷二号、二三卷一号、関西学院大学、一九六〇年、一九六二年)、「中世教会支配体制の政治イデオロギー(一—二)——その基本構造図式に関する一試論」(同一七卷二—三号、一九六六年)、また翻訳としてオットー・ギールケ著『中世の政治理論』(ミネルヴァ書房、一九八五年)などがある。

これらの業績は、首尾一貫してキリスト教信仰と政治の世界との緊張をはらんだ結合の様態を、古代末期から中世を経て宗教改革に至るまで検討しようとするものである。「ルッター政治思想研究序論」は、本来未定稿「ルッター政治思想の研究」の一部をなすもので、多様なルッター解釈の整理・検討を行うことよって「いかにルッター思想内に包蔵される諸側面が漸次その姿を開示せられ、またその問題認識と解決において深化せられて行くか」を示し、政治思想史研究における「ルッター問題」への応答をめざしたものである。また、「中世教会支配体制の政治イデオロギー(一—二)」は、中世ローマ教会による「普遍的世界支配体制」について、その「霊的支配、精神的權威による支配」のイデオロギーを「救拯必然性の論理」から把握する基本的視点に立ち、「狭義の教会内の統制の論理」を検討したものである。さらに、ギールケの翻訳は、この領域における古典的文献の学問的に真摯な翻訳であり、この時代の政治思想史研究の基本的文献となっている。その緻密な訳業における学

界への貢献は明らかであるが、同時に、中世政治思想で提起されている問題の検討が現代的意義をもつことへの著者の言及が注目されるべきところである。

日本の政治学界においては、中世政治思想史は現在に至るまで相対的に手薄な領域である。ヨーロッパにおける神学的な蓄積を含む伝統の圧倒的な重厚さは、それに近づくものを圧倒し、その安易な断片的利用や言及を拒む。阪本の業績は、信仰者の真摯さをもってこの領域に果敢に挑戦したものと見えるだろう。

さまざまな美徳が称揚されるなか、真理よりも真理であるように見えることの装いがますます力をもつような現代において、最も稀な徳の一つに「篤実」がある。阪本は、丸山真男（東京大学）がその弔電のなかで述べているように、まさに「篤実」そのものの研究者であった。その信仰に基づいた真理、あるいは「普遍的かつ永遠的な学問的価値」（『訳者解説』前掲『中世の政治理論』二八四ページ）の探求者というにふさわしい学問的真摯さと、それに必然的に伴う謙虚さを体現した人格であった。

研究者としての業績とともに、阪本の教育におけるカリスマ的な人格的影響力の一端は、追悼文集である『阪本仁作を偲ぶ』（私家版、一九八六年）に語り尽くせぬ想いとして表現されている。その中心は、やはり血肉化された信仰者として「学生に神のたしかな存在、絶対的な愛の存在について講義のおりにも語りかけて下さっていた」（二七四ページ）という点にあるのであろうが、「先生は、短所を指摘したり、欠点を批判するのではなく、長所をみつけ、そしてそれを伸ばしていく指導をなさいました」（二三三ページ）という回想に表れているように、阪本は、それを人格の自然な表現として

なしたのである。

また阪本は、大学の管理職として、一九七二（昭和四七）年から七四年まで法学部長、八〇年から八四年まで大学図書館長、同年からその死まで学校法人関西学院理事を務めている。

阪本の後任には、一九八七（昭和六二）年、岡本仁宏が専任講師として着任した。岡本は、一九五五（昭和三〇）年に生まれる。京都大学卒業後、名古屋大学大学院に進み、滋賀大学経済学部助手・講師を務めた後、本学に就任した。一九八九年助教、九六年教授に昇任する。現在岡本は、彼自身の言葉によれば「ますます絆が崩壊しバラバラになっていく人間たちがどのようにして一つの社会を形成し生きていくことができるのか、それを冷戦後支配的な政治思想となった自由主義のあり方を検討することによって追求している」（『大学案内——教育・研究編』一九九八年版）。その作業は、主要には三つの領域に分けられる。第一は、革新主義期以後の現代アメリカ政治思想の構造を明らかにすることであり、業績としては『基礎的組織』と政治統合——マリー・パーカー・フォレットの研究（滋賀大学経済学部、一九八六年）、「自由主義とリップマンの『公共哲学』——自由主義の普遍主義的な補完的公共イデオロギーについて」（『法と政治』四六巻四号、関西学院大学、一九九五年）などがある。また第二は、現在の支配的政治思想である自由主義政治思想の存立の条件と内在的な対立の構造などを検討し、明らかにすること、第三は、「自由主義の限界——その補完的公共イデオロギーについて」（田口富久治・中谷義和編『現代政治の理論と思想』講座現代の政治学第三巻、青木書店、一九九四年）、「自由主義をめぐる諸問題——自由主義の二つのフロントライン」（『月刊フォーラム』、六六号、社会評論社、一九九六年）などが、その成果である。そして第三は、豊かな思想的歴史をもつ「市民

社会 (civil society)』とつう言葉で世界的に注目されている現象を、とくに阪神・淡路大震災の経験を活かし、市民の自発的・非営利的な社会的組織活動に注意しつつ、現代政治思想における重要な課題として検討することである。これは「市民社会、ボランティア、政府」(立木茂雄編著『ボランティアと市民社会』晃洋書房、一九九七年)、「市民社会論の諸論点について」(『法と政治』四八巻二号、関西学院大学、一九九七年)、「自由主義・ボランティア・公共性」(同五〇巻三・四号、一九九九年)などに結実した。

5 日本政治思想史

本学部における「日本政治思想史」の初代担当者は村西義一であった。村西は、一九二〇(大正九年)に生まれる。本学の大学予科、商経学部経済学科、法学部政治学科で学び、一九四七(昭和二二年)本学部助手に就任、五〇年専任講師、五六年に助教授、六四年には教授に昇任した。その間、本学部の「日本政治思想史」の講義及び演習を担当し、一九八九年に定年退職を迎えるとともに、名誉教授の称号を贈られた。

村西は、田村徳治に深く師事し、その学風を継承する一方、日本政治思想史担当者として「日本神話」に内含される政治思想ないしは政治理念の研究にあたり、とりわけそのライフワークとしての「天皇制」概念の究明に精力を注いだ。その成果は、主著『天皇制の研究——その対象論的考察』(私家版、一九九一年)にまとめられている。本書は「天皇制の当体を正当に把握し、且分明に規定すること」、すなわち「天皇制の対象論的研究」を試みたものであり、天皇の問題と天皇制の問題、君主

制と天皇制の関係、「くに」の制度としての天皇制と国家の制度としての天皇制の問題、「くに」ないし国家の制度としての範圍の問題、天皇制と国体との関係を明確にすることに努め、さらに進んで、統治権と国家・天皇の問題、象徴の概念、元首・執政、天皇の象徴的地位と国事行為、天皇機関説との関連における象徴と機関等の問題を解明することを通じて、天皇制の概念ないし本質を究明するものであった。そして、村西は、こうした究明を通じて、「天皇制は、万世一系の天皇が、皇位を世襲のものとして継承せられる国家の制度をいうものであり、それ以外のものもしくはそれ以上の何者でもない」という結論に達するとともに、「天皇制そのものとそれに関連するものとは、厳正に区別せられなければならない」ことを論じたのであった。

村西の退職後、後任には富田宏治が就任した。富田は、一九五九（昭和三四）年に生まれる。名古屋大学法学部を卒業後、同大学大学院法学研究科に入学し、田口富久治の下で政治学を専攻した。同大学助手を経て、一九八九（平成元）年に本学部専任講師に就任、九三年に助教授、九九年には教授に昇任し現在に至っている。

富田は、蠟山政道、大山郁夫、丸山真男など日本の政治学者の政治思想を研究対象とするとともに、丸山真男の提起した「文化接触と文化変容の思想史」という方法を用いながら、近代日本における「自由」等の觀念の受容と変容に関する研究を進めている。

主要な研究業績としては、蠟山政道に関する研究である「一九三〇年代の国内政治体制『革新』構想（一一三）——蠟山政道の場合」（『法政論集』一〇五—一〇七号、名古屋大学、一九八五—八六年）、大山郁男についての研究である「倫理的主体性の政治像——大山郁男の政治思想についての

一考察(二一四)」「〔法と政治〕四〇卷三号、四一巻二・三号、四二巻一号、四四巻一号、関西学院大学、一九八九―一九三年)、丸山真男に関する研究である『近代主義』の射程——丸山真男の政治思想』(田口富久治・中谷義和編『現代政治の理論と思想』講座現代の政治学第三卷、青木書店、一九九四年)、『近代的意識』と自発的結社——丸山真男の政治戦略(一一二)』(『法と政治』四五巻二―三号、関西学院大学、一九九四年)、『ポスト・モダンズムと丸山真男』(同四八巻四号、一九九七年)、『丸山真男——『文化接触』と『文化変容』の思想史』(田口富久治・中谷義和編『現代の政治理論家たち』法律文化社、一九九七年)などがあり、また『自由論』として、『欲望』『権力』『自由』の近代思想史』(富田宏治・神谷章生編『自由—社会』主義の政治学——オルタナティブのための社会科学入門』晃洋書房、一九九七年)、『近代日本における『自由』の観念——『欲望』『権力』『自由』の日本思想史序説』(『関西学院大学人権研究』二号、関西学院大学、一九九八年)がある。

6 政治史

新制大学発足当初、『政治史』は本学の兼任教授及び猪木正道(京都大学)をはじめとする兼任講師によって講じられていたが、坂井秀夫の着任によって、専任教員による開講が実現した。

坂井秀夫は、一九二四(大正一三)年に生まれる。東京大学法学部政治学科、同大学大学院(旧制)を経て、一九六四(昭和三九)年に本学部助教に就任し、六九年には教授に昇任した。坂井は、一九六四年から七三年までの九年間にわたって『政治史』の講義と研究演習等を担当し、とくに『政治史』では、フランス革命から第二次大戦に至るまでのヨーロッパ諸国の内政を講じた。坂井は岡義武

(東京大学)に師事し、その学風を継承しつつ、とくに近代イギリスの内政及び外交における政治指導の歴史的研究をテーマとした。一九六七(昭和四二)年には『政治指導の歴史的研究——近代イギリスを中心として』(創文社)、六九年にイメージ論を駆使した『現代の開幕』(福村出版)、七一年に『英ソ関係史序説——内政と外交』(福村出版)、七四年から七七年にかけてデイズレーリ、グラッドストーン、そしてネヴィル・チェンバレンなど主要な政策形成者を中心に『近代イギリス政治外交史』I—IV(創文社)、八二年に小ピットを扱った『イギリス外交の源流』(創文社)、八八年に『イギリス・インド統治終焉史』——一九一〇年—一九四七年』(創文社)、九四年に『興隆期のバクス・ブリタニカ』(創文社)、九六年に『英帝国衰亡の一断面』(創文社)を公刊している。坂井は一九七三(昭和四八)年に退職し、専修大学に移った。

坂井の後任として「政治史」を担当したのは、黒田展之である。黒田は、一九七四(昭和四九)年度より八六年度まで「政治史」を担当した。八七年度からは、政治史の充実をめざして「日本政治史」と「西洋政治史」の二科目を設け、前者を黒田が、後者を澤田庸三が担当することになった。

黒田展之は、一九三一(昭和六)年に生まれ、京都大学法学部卒業後、名古屋大学大学院法学研究科に入学し、信夫清三郎の下で日本政治史を専攻した。その後、中京女子大学教授、愛知学院大学教授を経て、一九七四年に本学部教授に就任し、二五年にわたって「政治史」及び「日本政治史」の講義を担当した。一九九九(平成一一)年定年退職し、名誉教授の称号を贈られた。

黒田は、信夫清三郎の学風と講座派マルクス主義の学問的系譜を受け継ぎ、近代日本における「天皇制国家」の史的構造を究明することに精力的に取り組み、近代天皇制国家の本質を「啓蒙絶対主義」

と捉える独自の学説を展開・確立した。黒田のライフワークとしての「天皇制」研究は、その著書『天皇制国家形成の史的構造』（法律文化社、一九九三年）にまとめられており、黒田はこの業績によって、本学から博士（法学）の学位を授与された。また、黒田は、本学の「同和教員研究プロジェクトチーム」及び「人権教育研究室」の主要な研究員として活躍し、「『解放令』反対一揆」の研究をはじめ、近代日本における被差別部落問題の歴史的研究にも取り組んだ。

主要な研究業績としては、前述の『天皇制国家形成の史的構造』のほか、『科学としての政治学』（共著、有信堂高文社、一九六七年）、『近代日本と戦争』（現代史研究会、一九七〇年）、『現代日本の地方政治家』（編著、法律文化社、一九八四年）、『歴史家 信夫清三郎』（編著、勁草書房、一九九四年）、『日本近代化と部落問題』（共著、明石書店、一九九六年）などがある。

また黒田は、一九九五（平成七）年の阪神・淡路大震災後、本学の阪神・淡路大震災研究プロジェクトの一翼を担い、『震災の社会学——阪神・淡路大震災と民衆意識』（関西学院大学阪神・淡路大震災研究シリーズⅡ、世界思想社、一九九九年）を編著として刊行した。

「西洋政治史」担当の澤田庸三は、一九四七（昭和二二）年に生まれる。本学法学部を卒業後、同大学大学院法学研究科に入学し、一九八四年に本学専任講師に就任した。一九八七年に助教授、九三年には教授に昇任し、現在に至る。

澤田は、一九世紀イギリスの哲学的急進派の一人とされるE・チャドウィックの活動を軸にしつつ、この時期のイギリス政治におけるいわゆる「自由主義的諸改革」とされる、救貧法改革、公衆衛生法改革等に関する政治史的研究を進めている。

主要な研究業績としては、「ピクトリア時代初期の都市問題」(『都市問題研究』二九卷一一号、都市問題研究会、一九七七年)、「一八三四年の救貧法改革と一八四八年の公衆衛生改革——エドウィン・チャドウィックを通じて」(『法と政治』三〇卷三・四号、関西学院大学、一九八〇年)、「一八八八年のイギリス地方政府法の成立過程」(同三二卷四号、一九八一年)、「一八三五年の都市法人法の成立過程」(同三七卷二号、一九八六年)、「サー・エドウィン・チャドウィックと『統治機構再編構想』——伝統的権威秩序に抗して」(同四四卷一号、一九九三年)、「19世紀中・後期のイギリスの公衆衛生改革におけるJ・サイモンの業績に関する序論的考察——伝統的権威秩序との『葛藤』」(同四六卷四号、一九九五年)などがある。

なお、黒田の退職後、後任の日本政治史担当者として、本学部最初の女性教員である高島千代が就任した。高島は、一九六四(昭和三九)年に生まれる。京都大学法学部卒業後、名古屋大学大学院法学研究科に入学し、同大学助手、愛知県史編纂室調査協力員、国立歴史民俗博物館展示プロジェクト委員などを経ている。それとともに「秩父事件の全体像にむけて——近代成初期の民衆運動と地域秩序」により、名古屋大学において一九九九(平成一一)年に博士(法学)の学位を取得し(未公刊)、本学部専任講師に就任した。

高島は、明治初年から一〇年代の近代成初期における日本社会の歴史過程を民衆史的視点から解明することを研究課題としており、それを基軸とすることによって、近代移行期における東アジア民衆史などへも関心を広げようとしている。

主要な研究業績としては、前述の博士論文と関わって「秩父事件研究における現状と課題(一一二)」

『法政論集』一五二号、一五六号、名古屋大学、一九九四年）、「秩父事件の紛争段階に関する考察―幕末・明治の地域における紛争処理と秩序形成（一―三）」（同一六三―一六五号、一九九六年）などがある。

7 国際政治論・外交史

一九四八（昭和二三）年に新制大学としてスタートした本学法学部の「国際政治論」と「外交史」の初代担当者は武内辰治である。武内は、一九〇四（明治三七）年に生まれる。一九三一（昭和六）年一二月、米国シカゴ大学大学院博士課程を修了し、その提出論文によりPh.D.の学位を得た。翌年四月、本学に迎えられ、高等商業学部教授に就任する。その後、本学商経学部助教授に転じ、また一九四四年四月に同法文学部教授に移り、学制改革による新制大学発足と同時に法学部教授に就任した。一九五七年一月一九日から五九年三月末までは法学部長を務めている。

武内は、一九三二年高等商業学部就任以来、商経学部の時期を通じて「国際関係論」という、戦前のわが国においてはユニークな講義を担当しており、戦後、新制大学法学部政治学科開設後も、他大学には稀な、特色ある「国際政治論」の講義を「外交史」とともに開設、担当した。

武内は、シカゴ大学大学院在学中より、米国の国際法、国際関係学の権威、クインシー・ライト（Quincy Wright）の直接指導をうけ、それ以後、国際関係論、国際政治学の研究を幅広く行いつつとくに外交政策形成過程の分析に専念した。その学問上の接近方法の特色は、国内政治と国際環境の交錯するところに焦点を置いて国際関係を解明するところにあると言えよう。

武内の旺盛な研究活動は多くの成果を生んだ。その代表的な著作は、一九三五（昭和一〇）年に米国で公刊された *War and Diplomacy in the Japanese Empire* (Doubleday, Doran and Company, Inc., N.Y.) である。この著書は当時国際的な反響を呼び、極東アジアの国際関係の研究に大きく寄与するものとして高く評価され、ながく当該専攻領域における必読の基本文献とされた。

また、一九七三（昭和四八）年、武内は米国シカゴ大学同窓会より Professional Achievement Award を受賞した。この賞は、シカゴ大学卒業生のうち、卒業後にそれぞれの分野において卓越した功績を残した数少ない該当者に授与される榮譽ある賞である。とりわけ、長年にわたり日米両国間の学問的交流に貢献したところ多大であるとして、この点が受賞の主たる理由となった。

一九六六（昭和四一）年より「外交史」は岡俊孝に引き継がれた。一九七三年、武内は定年退職し、名誉教授の称号を贈られ、「国際政治論」の後任には後藤峯雄が就任した。

岡俊孝は、一九三二（昭和七）年に生まれる。本学法学部政治学科を卒業し、同大学院法学研究科に入学、武内辰治のもとで外交史を専攻した。博士課程在学中の一九五八年夏、フルブライト留学生として米国に留学し、ヴァージニア大学大学院で武内の恩師、クインシー・ライトの薫陶をうける。当初は日米外交史の研究をめざすが、米国留学を経て、徐々にイタリヤを中心とするヨーロッパ外交史に研究の対象を移す。一九六一年一〇月本学専任助手に就任、六二年に専任講師、六六年に助教授、七二年には教授となり、「外交史」を担当して現在に至る。一九八九年二月から九一年三月末までは法学部長を務めている。

岡は、米国より帰国前後の論文に、「ロバート・ランシングの対日政策——石井・ランシング協定

を中心として」(『法と政治』一二巻二号、関西学院大学、一九六一年)など日米外交史をテーマとしたものがあるが、以後今日まで一貫して現代イタリア外交史、とくに一九二〇年代及び一九三〇年代のファシスト時代のイタリア外交政策の実証的研究を続けている。共編著に『現代外交の理論と歴史』(有信堂、一九七二年)、共訳書にジョージ・F・ケナン著『レーニン、スターリンと西方世界——現代国際政治の史的分析』(未來社、一九七〇年)、A・J・P・テイラー著『ヨーロッパ・栄光と凋落——近代ヨーロッパ政治外交史論』(新装版、未來社、一九九四年)、スウィーギー、マグドフ著『現代とレーニン』(福村出版、一九七二年)などがある。主な論文には、「ロカルノ条約とムッソリーニの対応」(関西外交史研究会編『現代外交の理論と歴史』有信堂、一九七一年)、「フィウメをめぐるイタリアの対ユーゴ政策——二十年代初期イタリア外交の性格」(『国際法外交雑誌』七四巻一号、国際法学会、一九七五年)、「エテイオピア戦争前夜の『地中海危機』について(一—三)——ムッソリーニと英伊関係」(『法と政治』三七巻一—二号、三八巻四号、関西学院大学、一九八六—八七年)、「一九二六年・伊アルバニア友好安全保障条約の一考察(一—二)」(同四三巻三号、四四巻三・四号、一九九二—九三年)、その他がある。

後藤峯雄は、一九三六(昭和一一)年生まれで、国際基督教大学教養学部卒業後、ハワイ大学大学院政治学部、ワシントン大学大学院政治学部、トロント大学大学院政治経済学部、シカゴ大学大学院政治学部を経て、一九七三年に本学部専任講師に就任した。七四年に助教授、八〇年には教授に昇任したが、九九年退職した。

主要研究業績としては、「政治分析における『体系』の意味」(『法と政治』二三巻三・四号、関西

学院大学、一九七三年)、「現代国際政治における『集団安全保障』論の批判的考察」(同二八卷二号、一九七七年)、「A Theoretical Analysis of the People's Republic of China: A Comparative Study of Politics in Developing Countries」(Kwansei Gakuin Law Review, Vol.Ⅷ, Kwansei Gakuin University, 1978) などがある。

なお二〇〇〇年度からは、立命館大学より豊下楯彦が「国際政治論」担当の教授として着任予定である。豊下は、一九四五(昭和二〇)年に生まれる。京都大学法学部卒業後、一九六九年同助手に就任し、同助教授を経て、一九九七年立命館大学法学部教授に就任。その間一九九五年には、『日本占領管理体制の成立——比較占領史序説』(岩波書店、一九九二年)により京都大学より博士(法学)の学位を取得している。著書としては、前述の書以外に、『イタリア占領史序説——戦後外交の起点』(有斐閣、一九八四年)、『安保条約の成立——吉田外交と天皇外交』(岩波新書、一九九六年)などがある。

8 政治過程論と比較政治

本学部政治学科では、政治学科としての教員定員を充足させるため、一九九六(平成八)年に「政治過程論」担当の山田真裕が新たに就任するとともに、九九年には、全学人事枠であるカナダ研究教員として、「比較政治」担当の櫻田大造が就任することによって、研究教育体制をさらに充実させることができた。

山田真裕は、一九六五(昭和四〇)年に生まれる。筑波大学第三学群国際関係学類を卒業後、同大

学大学院社会科学研究所に進学し、一九九三年に同大学から博士（法学）の学位を取得した。その後、同大学社会工学系助手を経て、一九九六年に本学部専任講師に就任、九九年には助教教授に昇任した。筑波大学では蒲島郁夫の下で、選挙研究と政治の数量分析を専攻した山田は、日本人の投票行動と政治参加の理論的・実証的分析を研究テーマとしている。

主要な研究業績としては、筑波大学での学位論文である「自民党代議士の集票システム——橋本登美三郎後援会、額賀福志郎後援会の事例研究」（一九九三年、未公開）をはじめ、『棄権の実証的研究』（共著、選挙研究シリーズ10、北樹出版、一九九二年）、「投票率の要因分析」（『選挙研究』七号、北樹出版、一九九二年）、「五五年体制下の新党現象と投票行動」（同一二号、一九九七年）、「政治組織」（竹尾隆・井田正道編『政治学の世界』八千代出版、一九九七年）、「後援会政治の分析枠組」（『法と政治』四八巻一号、関西学院大学、一九九七年）、「選挙運動の理論」（白鳥令編『選挙と投票行動の理論』東海大学出版会、一九九七年）、「農村型選挙区における政界再編および選挙制度改革の影響」（大嶽秀夫編『政界再編の研究』有斐閣、一九九七年）などがある。

櫻田大造は、一九六一（昭和三六）年に生まれる。上智大学外国語学部入学後、シアトル大学教養学部政治学科に編入学し、同大学を卒業した。そして、上智大学外国語学部に復学、卒業し、トロント大学大学院修士課程政治学科に入学した。その後、アメリカカ大学連盟日本校専任講師、信州短期大学専任講師、徳島大学総合科学部講師、助教教授を経て、一九九九年、本学カナダ研究教員として採用され、本学部に「比較政治」担当の助教教授として着任した。

櫻田は、カナダ研究のエキスパートとして、在日カナダ大使館から「日加研究賞」（一九九二年）、

「カナダ首相出版賞（最優秀共同研究者著作部門）」（一九九四年）を受賞しており、本学でもカナダ共同研究のコーディネーターとして活躍している。

櫻田の主要な研究業績には、前述の「カナダ首相出版賞」を受賞した『太平洋国家のトライアングル——現代の日米加関係』（共著、彩流社、一九九五年）をはじめ、「カナダの対外政策論への一考察——ミドルパワー、スモールパワー、そしてプリンシパルパワー」（『徳島大学社会科学研究』八号、徳島大学、一九九五年）、「国際関係理論における国家間協力の理論——ネオ・リアリズムを中心に」（同九号、一九九六年）、「The 'Nixon Shokku' Revisited», in Michael Fryet al. eds., *The North Pacific Triangle: The United States, Japan, and Canada at Century's End*, University of Toronto Press, 1998 などがあり、「カナダ外交政策論の研究——トルドー期を中心に」（彩流社、一九九九年）によって大阪大学より博士（国際公共政策）を取得した。

以上のように、政治研究室のスタッフは充実の様相をみせてきた。それは日本の政治学界の発展と軌を一にしてきたといつてよいだろう。すでに大石政治学や田村行政学のように個人の名前つきで評されるような時代ではなくなったが、裏をかえせば、それだけ多彩な政治学者がそれぞれの分野で専門的な研究に従事してきたということなのである。本学部の政治学科は、原論、思想、歴史、国際政治という日本の政治学のオーソドックスな構成から成り立ってきたが、政治に対するアプローチは極めて多様なものになってきている。概念論や、哲学的あるいは階級論的アプローチから出発し、行動論的政治学、合理的選択の政治学、市民論的アプローチ、組織理論、行財政的アプローチ、新制度論、

政治経済学、数理的及び数量的アプローチなどが、政治研究室のスタッフによって採用されるに至っているのである。

政治思想、政治史研究においては、キリスト教と政治との関係、自由論、市民社会論、さらには天皇制などが取り上げられ、ヴァラエティをほこりながら、相互に関連性が見られるのも興味深いところである。

またスタッフの中に北米の政治学の大学院で教育をうけた者が多いのも、政治学研究室の特徴といえよう。国際政治や外国研究・比較政治などの分野ではとくにそうである。

目を教育方面に転じよう。最近の一〇年間の動きだけを見ても、政治学の基礎を学生にしっかりと身につけさせようとする試みが特徴的である。政治学科一年生に対するゼミである政治学基礎演習（一九九〇年度より、社会演習を改称）は、政治学を専門的に学ぶために必要な基礎的知識を習得しつつ、政治学にかかわる諸問題について、学生が自発的に学習討論し、思考訓練をすることを共通の目的としている。いくつかのゼミでは、ディベート（一つのテーマに対して賛否に分かれて行う討論会）が実施され効果を上げており、またゼミ対抗のディベート大会も行われ、学生の関心と自発性を促している。

授業形式では、一年生向けに政治学入門A及びBが置かれている。これは政治研究室のメンバーが複数で、いわば顔見せ的に受け持ち、政治学への誘いを行っている。「政治学入門A」は「日本の政治」という副題がつけられている。これは、政治学を学ぶためには、日本の政治への理解と関心が不可欠であるという立場からであり、講義では、日本政治の概要が把握できるように、数名の教員によ

って日本政治のいくつかの局面が取り上げられている。それによって、日本政治分析の入門とするとともに、より広い政治一般への関心が深まることが期待されているのである。後者の「政治学入門B」は、大学における教育の国際化のために、「知識」の詰め込みは最も戒めなければならない、という問題関心から、国際社会の一員として地球世界をより住み良くすることに貢献するための「知恵」と「知性」を身につけるための最初の手がかりを提供することとしている。

また「憲法と政治」という授業も初学者のために置かれている。これは、法律学科の教員と政治学科の教員によって講義が行われるというユニークな授業である。憲法と政治は密接な関係にあり、憲法の制定、運用は政治の影響をうけ、政治は憲法の規定の影響をうけるにもかかわらず、日本の多くの大学で、憲法は法学の分野の憲法学で、また政治は政治学の分野の科目として講義され、両者を関連づけることはあまりなされていない。この授業では、憲法の制定、平和主義、人権、統治機構、司法、地方自治などについて、憲法と政治の関連を検討しつつ考察が行われるのである。そのほか、初学者向けには専門基礎特論が置かれている。

二年生以降の学生に対しては、専門科目が提供されているが、政治研究室のスタッフによる授業に加えて、政治学特講もまた充実してきた。これは、学外の研究者を迎えて行う講義を中心としており、ここ数年だけでも、鈴木博信（桃山学院大学社会学部教授）、若田恭二（関西大学法学部教授）、吉森義紀（神戸市外国語大学外国学研究所教授）ほか、多くの非常勤講師の方々により、政治社会学、政治心理学、ロシア・東欧圏、東南アジア、ラテンアメリカの政治などについての授業が行われている。これによって、幅広く政治学を学ぶことが可能になっているのである。この特講では国外からの客員

教授によって、英語による授業が行われることも多い。最近ではロナルド・L・ワッツ（カナダ、クイーンズ大学名誉教授）、ラジ・バジル（ニュージーランド、ビクトリア・ユニバーシティ・オブ・ウエリントン教授）、ジェームス・S・オケイ（ニュージーランド、カンタベリー大学教授）などカナダやニュージーランドからの教授による授業が行われ、学生にも好評であった。

また、コンピュータを取り入れての研究・教育も今後ますます盛んになることが予想される。専門科目の中では、法学部のコンピュータ教室を使いデータ分析を行う、数量的な政治学の講義が行われてきた。また何人かの教員が、自分自身、あるいは研究演習のホームページを開設しており、インターネットを通じた研究調査・教育が行われている。

関西学院大学の法学部が、単に法の技術を教育し、専門家を養成することに留まらず、法に対する社会学・哲学的アプローチという独自性をめざす際に、政治学科の存在は貴重なものであるといえよう。

II 公法研究室

穂積八束（一八六〇—一九二二）や上杉慎吉（一八七八—一九二九）らの神権学派と、美濃部達吉（一八七三—一九四八）や佐々木惣一（一八七八—一九六五）らの民権学派との対立をもつてはじまった日本の公法学は、大正デモクラシーの時代を迎えて、理論的には後者に軍配が上がった。しかし、一九三一（昭和六）年の満州事変の勃発のころになると再び前者が勢力をもち返し、一九三三（昭和八）年には京大事件（滝川事件ともいう）が起こり、大学の自治が否定され、世は軍国主義・全体主義へと彩られていく。

関西学院大学法文学部が旧制大学として出発した当時の時代的背景は右のようなものであったが、設立された法文学部の学風は、キリスト教主義人格教育を標榜してきた伝統的な学風に加えて、末川博や田村徳治など、先の京大事件で大学を去った人たちの影響もあり、世の一般的風潮とは異なり、社会工学としてのリベラルな法律学の研究・教育を志向するものであった。すなわち、憲法、行政法担当者にはいずれも佐々木惣一（京都帝国大学、立命館大学）の影響をうけたリベラルで穏健な人達が就任しているが、刑事法担当者等についても、出身大学のいかに問わず、その学風は基本的に右と同様であった。

1 憲法

憲法は、戦前は、一時期、同志社大学から本学に着任した中島重が担当していたが、戦後は、一円一億が担当した。その後に担当した渡辺良二は七年で夭折したが、その直前の一九八七（昭和六二）年からは憲法を二人で担当する体制が整った。渡辺の後、平松毅と長岡徹の二人で「憲法A」と「憲法B」を交互に担当し、今日に至っている。

中島重は、一八八八（明治二一）年に生まれる。一九一六年東京帝国大学法科大学を卒業後、一九一七年同志社大学教授として、憲法・法理学を担当したが、一九二九年、同志社総長海老名弾正の辞職に殉じ同大学を去り、一九三〇（昭和五）年関西学院専門部文学部教授に就任し、法文学部創設と同時に、憲法・法理学を担当した。しかし、戦時中の学院教職員整理に伴い、一九四四（昭和一九）年三月を以て退職に追い込まれた（同年一月末までは講師として在籍）。その後、一九四六年一月には、同志社大学教授として復帰したが、その直後の同年五月二九日に逝去した。

中島には、『多元的国家論』（内外出版、一九二二年）、『日本憲法論』（更生閣、一九二七年）、『社会哲学的法理学』（岩波書店、一九三三年）、『スペインサー』（三省堂、一九三五年）、『社会的基督教の本質』（基督教叢書刊行会、一九三七年）、『発展する全体』（理想社出版部、一九三九年）、『道德宗教と社会生活』（河出書房、一九四三年）、『国家原論』（三笠書房、一九四一年、改版 関書院、一九四七年）、など多くの著書がある。その研究領域は、法、道德、宗教、経済、国家等社会現象の各部門にわたっているが、いずれも、結合本位の社会学的発展理念と人格主義的民本思想とプロテスタント的社会的基督教信念に基づくものであった。

とりわけ、ヘーゲルによつて主唱された全体主義的国家論に対して、ベンサム、ミル、スペンサーなどの系統を引く英国流の民主主義的人格中心的国家論を提唱したことは、第二次世界大戦直後の日本の民主化にも影響を与えた（中島重『国家本質に関する二大思潮の対立』新教出版社、一九四六年所収、山谷省吾氏解説）。

一円一億は、一九一一（明治四四）年に生まれる。京都帝国大学法学部を卒業し、合名会社尼崎汽船部に勤務した後、一九三六年九月より田村徳治の下で法学部助手として法哲学、政治学、行政学を研究した。その後、日本通運株式会社に勤務し、東亜同文書院大学講師、助教授を経て、一九四六（昭和二一）年愛知大学設立に参加し、四七年四月同大学講師、六月教授に就任した。この間の業績としては、『憲法要論』（学精社、一九五二年）、「憲法における天皇の地位」（『法経論集』創刊号、愛知大学、一九四九年）などがある。

一九五二（昭和二七）年に本学法学部教授に就任したが、それ以後の業績は時代の関心を喚し、一九五二年に「戦力保持の否定と憲法——憲法第九条第二項前段の解釈」（『法と政治』三巻四号、関西学院大学）、翌五三年に「憲法改正とその限界」（『公法研究』八号、日本公法学会）、「自治庁通達と学生選挙権」（『礎』八号、関西学院大学）、五四年に「解散無効の判決と天皇の国事行為」（『法律のひろば』二月号、ぎょうせい）、「天皇の国事行為と衆議院解散権」（『公法研究』一〇号、日本公法学会）、五五—五六年に「法の解釈と適用（一—四）」（『法と政治』六巻三—四号、七巻一—二号、関西学院大学）を発表し、五八年には、主要業績といえる『法の解釈と適用』（有斐閣）を出版している。その後も憲法をめぐるその時々々の関心を反映し、一九五九年に「憲法と外国軍隊の駐留」（『季刊法律

学』二八号、有斐閣)、「条約の違憲審査」(『法と政治』一〇巻四号、関西学院大学)、「田村博士の学問と法律学」(同一〇巻四号)、六二年に「憲法裁判」(『公法研究』二四号、日本公法学会)、六四年には「憲法第二五条の意味」(『週刊社会保障』一八巻二六六号、社会保険法規研究会)などを発表している。

一九六七(昭和四二)年から、学術論文に加えて、中国に関する論文が現れた。一九六七年に「中国の紅衛兵等」(『永世中立』四号、憲法研究所)、六九年に「日中友好運動とその当面の運動のあり方について」(『アジア経済旬報』七六七号、中国研究所)、七三年に「新中国のこころ」(『祝日中快復』林愛艶)、七五年に「中国新憲法の世界史的意義」(『日中文化交流』、日本文化交流協会)など。一九七九年の中国での法律講義を収録した、「憲法と人民の自由(一一三)」(『法と政治』三五巻三―四号、三六巻一号、関西学院大学、一九八四―八五年)が、法政学会への最終論攷となった。

学会活動では、日本法政学会、日本公法学会、民主主義科学者協会法律部会各理事を務めたほか、現代中国学会評議員、日本学会議会員にも選出され、社会的には、宝塚市選挙管理委員も務めた。一九七七(昭和五二)年に定年退職、名誉教授となった。一九八七年六月三日逝去。

一円一億が退職して三年後、一九八〇(昭和五五)年に滋賀大学から渡辺良二助教授を迎えた。

渡辺は、一九四七(昭和二二)年に生まれる。京都大学法学部を卒業、同大学大学院法学研究科修士課程に入学し、同博士課程を単位取得修了後、滋賀大学経済学部助手、講師を経て、一九七六年一〇月、助教授に昇任。この間の業績としては、修士論文「ワイマール期ドイツにおける議会論——シユミットとケルゼン」のほか、「『国民の憲法制定権力』に関する若干の考察」(『法学論叢』九四巻二

号、京都大学、一九七三年)、「国民主権」論の検討(1—2)、「彦根論叢」一七五・一七六号、一七九号、滋賀大学、一九七五—七六年)など、フランスにおける憲法制定権力論や国民主権論に関する業績がある。

一九八〇(昭和五五)年、本学法学部助教授に就任し、以後、研究分野は憲法全般に広がり、国民主権論をめぐる論争から、代表論、議員定数不均衡などの研究に進んだ。主な論文としては、「国政調査権」(『法律時報』臨時増刊、日本評論社、一九七七年)、「投票価値の平等」の意義」(Law School 一一二号、立花書房、一九八〇年)、「代表と平等・研究(一一二)」(『法と政治』三七卷一号、三八卷二号、関西学院大学、一九八六—八七年)などがある。また、若手研究者を組織して『日本国憲法——資料と判例』(法律文化社、一九七九年)を編集するなど、その中心として活躍した。一九八六(昭和六一)年に教授に昇任したが、翌八七年六月七日逝去。享年四〇歳であった。遺稿集として『近代憲法における主権と代表』(法律文化社、一九八八年)がある。

長岡徹は、一九五五(昭和三〇)年に生まれる。京都大学法学部を卒業後、同大学大学院に入学、博士課程後期課程を単位取得修了し、同大学助手、香川大学教育学部助手、同講師、同助教授を経て、一九八七年本学法学部助教授に就任した。本学就任までの業績としては、修士論文をまとめた「労働組合の政治資金と組合員の人権(一一二)」(『法学論叢』一一二卷一号、同五号、京都大学、一九八二年、一九八三年)、「団体の内部紛争と司法審査」(『香川大学教育学部研究報告第一部』六一号、香川大学、一九八四年)、「アメリカ合衆国におけるパブリックフォーラム論の展開」(同六四号、一九八五年)、「表現の自由と規制類型論」(同六八—六九号、一九八六—八七年)などがある。

一九八七年に着任して以来の研究分野は、表現の自由、信教の自由、そして議員定数不均衡へと拡がる。代表的なものは、「地方議会の議員定数不均衡と投票価値の平等」（『法と政治』三九巻四号、関西学院大学、一九八八年）、「信教の自由と政教分離原則——神戸高専事件を契機として」（同四五巻一号、一九九四年）や、「表現の自由の時・場所・方法の規制」（佐藤幸治他編『人権の現代的諸相』有斐閣、一九九〇年）などであるが、そのほか判例批評として、「ユニオン・ショップと結社の自由」（『判例タイムズ』五六四号、判例タイムズ社、一九八五年）、「蓮華寺事件最高裁判決」（『判例評論』三七七号、判例時報社、一九九〇年）などもあり、研究分野は次第に人権一般に及びつつある。一九九四（平成六）年、教授に昇任した。

平松毅は、一九三八（昭和一三）年に生まれる。岡山大学を卒業後、京都大学大学院法学研究科修士課程を経て、山口大学教育学部助手、同助教授、奈良女子大学家政学部助教授、同教授を務める。その間、一九七五年三月から七六年九月まで、アレキサンダー・フォン・フンボルト財団奨学研究員としてドイツ・フライブルグ大学で在外研究に従事。一九八五年五月、京都大学法学博士の学位を取得。一九七二年七月には情報公開に関する論文により、毎日日本研究賞受賞。著書としては『情報公開』（有斐閣、一九八三年、学位論文）、レーヴェンシュタイン著『比較憲法論序説』（共訳、世界思想社、一九七二年）などがあり、論文としては、「国政監察制度の歴史的考察」（『法学論叢』八三巻二号、京都大学、一九六八年）、「公文書公開の原則」（『山口大学教育学部研究論叢』一八巻一部、山口大学、一九六九年）、「知る権利の展開」（『法律時報』四四巻七号、日本評論社、一九七二年）、「議会による行政統制」（『公法研究』三六号、日本公法学会、一九七四年）などがある。

一九八九(平成元)年、本学法学部教授に就任。情報公開、個人情報保護、オンブズマン制度、職業の自由などの憲法の分野以外にも、日本人の法意識、紛争処理、消費者法、条例などの研究に取り組んでいる。著書としては、『憲法講義2』(共著、有斐閣、一九七九年)、『憲法I』(共著、成文堂、一九八六年)、『判例・事例でまなぶ消費者法』(共著、有斐閣、一九九四年)、『情報公開条例の解釈』(信山社出版、一九九八年)、『個人情報保護』(ぎょうせい、一九九九年)などがある。学会では、日本公法学会、日本法政学会、日本地方自治研究学会、比較憲法学会各理事を務めているほか、Internet Society、International Bar Association、International Ombudsman Institute などに属しており、社会的活動としては、大阪行政苦情審議委員会委員(近畿管区行政監察局)、西宮市個人情報保護審議会、宝塚市及び高槻市情報公開審査会各会長などを務めている。

2 行政法

行政法は、戦前一時期、田村徳治(京大事件の翌年の一九三四年、同志社大学を辞任した中島重や高橋貞三とともに本学に就任しているが、四〇年には同志社大学に移り、第二次世界大戦後、一時期公職追放をうけた後、五一年には再び「法哲学」「行政学」担当として就任し、五八年三月まで在職した。そのユニークな方法論は、憲法学の一円一億、政治思想史の村西義一、商法学の米沢明らに大きな影響を与えた)が担当した。なお第二次世界大戦後に同志社大学教授として「行政法」を担当した高橋貞三は、本学在職当時は「独法」担当であった。

したがって、本学における「行政法」の最初の専任担当者としては、渡辺宗太郎(京都帝国大学)

の指導をうけた山本正太郎を挙げるべきであろうが、以下では、行政法学者として生涯を全うした高橋貞三についても簡単に言及しておく。山本正太郎の逝去（一九六五年一月）後は、一九六七年に真砂泰輔が、六八年には広岡隆がそれぞれ就任し、九七年、広岡の定年退職後二年目に曾和俊文が就任している。

高橋貞三は、一八九八（明治三一）年に生まれる。同志社大学法学部卒業後、同大学助手、講師となったが、大学内紛の結果、一九二九（昭和四）年辞職した。一九三四年、本学法文学部の創設とともに「独法」担当の講師に就任し、三九年新京法制大学に教授として赴任するまで五年間在職した。一九四六年に同志社大学に復帰し、以降「行政法」「経済法」を担当した。

在職中は「行政法におけるフランス的とドイツ的」（『法文学部研究年誌』第一輯、関西学院大学、一九三五年）、「わが国農業立法の発達の概要」（同第四輯、一九三九年）や、「フライナーの死とドイツ行政法」（『関西学院新聞』一四二号、関西学院大学、一九三八年）、「行政法における信義誠実の問題」（『佐々木惣一博士還暦論文集 憲法及び行政法の諸問題』一九三八年）をはじめ、佐々木惣一の主宰した『公法雑誌』等に六〇点近い判例評釈を精力的に発表しているが、著書、論文の詳細は『同志社法学』（五〇号、同志社大学、一九五九年）に詳しい。独法、仏法、英法、行政法のほか、社会立法、教育制度、経済法についても著作があり、その学風は穩健かつリベラルなものであった。

山本正太郎は、一九一六（大正五）年に生まれる。一九四一（昭和一六）年本学法文学部法学科卒業後、四六年本学部助手として就任する。四七年講師、四八年助教授、五三年教授となり、一九六五年一月三〇日に急逝するまで、行政法・租税法の研究・教育を通して、その全生涯を関西学院の

ためにさされた。

一九五五(昭和三〇)年法学博士(旧制)の学位を取得し、五九年にはアメリカ、カナダ、イギリス、フランス各国に留学した。一九六一年、「我国公共用地取得に於ける補償評価制度の実態的研究」により丸善石油文化福祉事業団より科学奨励賞を受賞した。この間、日本公法学会理事、比較法学会理事、日米法学会理事、日本税法学会理事を歴任している。イギリスと日本を中心とした実証的かつ穩健な学風は、先の高橋貞三と相通じるものがある。

研究業績は、第二次世界大戦後の国情を反映して、まず、地方自治に関するものが挙げられる。「市支配人制度とわが国におけるその採用の限界」(『都市自治の確立方策』全国市長会、一九五二年)、「公営住宅法をめぐる諸問題」(『都市問題研究』四卷六号、都市問題研究会、一九五二年)、「実態調査に基くりコールの研究」(『法と政治』四卷一号、関西学院大学、一九五三年)、「大都市問題解決の方式」(同六卷三号、一九五五年)、「中央と地方との関係」(『都市問題』四七卷二号、東京市政調査会、一九五六年)、「地方公共団体の長選任の方式」(『季刊法律学』二一号、有斐閣、一九五六年)などである。

次に、『英国土地収用制度論』(有斐閣、一九五四年)に集約されたイギリス土地収用制度についての一連の研究がある。これは、類書のなかつた時代における貴重な実証的研究であり、これによって法学博士(旧制)を取得した。

第三は、イギリス行政法一般に関する一連の研究を収録した『英国行政法の研究』(弘文堂、一九六九年)がある。これは、山本の急逝後、公法研究室一同の協力によって公刊されたものである。当

時は、イギリス行政法学はまだ生成途上にあり、したがって、山本はイギリスの実定法制そのものについて直接分析を加えるという極めて地道な方法によって研究しており、公権力概念を中心としたドイツ的伝統的行政法学の在り方が再検討を迫られている昨今、その着実な研究成果は、改めて脚光を浴びつつある。

最後に、山本の名声を後世に伝える最大のものは、コロンビア大学、W・ゲルホーンと協力しつつ、オンプズマンについての先駆的研究を進めたことである。「行政救済と Ombudsman」(『法と政治』一三巻四号、関西学院大学、一九六三年)、「行政権の執行と個人の権利保護」(同一五巻二号、一九六四年)、「Ombudsmen in Japan」(*Kwansei Gakuin University Annual Studies*, vol.XII, Kwansei Gakuin University, 1963)、「A Comparative Analysis of Administrative Inspection and its Functions in Japan and Other Countries」(*Kwansei Gakuin Law Review*, vol.III, Kwansei Gakuin University, 1964) などがいずれである。

社会的には、兵庫県住宅審議会副会長、学校法人カナディアンアカデミー法律顧問などの活動を行った。

広岡隆は、一九二六(大正一五)年に生まれる。京都大学法学部卒業後、同大学院(旧制)に入学し、杉村敏正の指導をうける。大阪第一師範学校、大阪学芸大学、関西大学法学部を経て、一九六八(昭和四三)年本学法学部教授に就任し、一九八〇年度から二年間法学部長を務めた。一九九五年定年退職し、名誉教授の称号を授与される。この間、解釈論を中心として、独自の学風を確立した。

研究の第一期は、一九五五(昭和三〇)年ごろまでで、終戦直後という時代的背景もあって、アメ

リカ法についての研究成果が多いが、この時期を代表する「英米におけるマンデイマスについて」〔『公法研究』一〇号、日本公法学会、一九五四年〕は、判例の丹念な分析に基づくもので、今日なお必読の文献である。

第二期は、一九六二（昭和三七）年ごろまでで、強制執行制度の比較法的研究やわが国の行政代執行法の解釈と運用の実態調査に基づく研究を公表したが、それらを集約した、『行政上の強制執行の研究』（法律文化社、一九六一年）により法学博士（旧制）を取得した。

第三期は、一九七七（昭和五二）年ごろまでで、ドイツやフランスの行政強制理論とともに仮の救済に関する判例法をフォローした研究が『行政強制と仮の救済』（有斐閣、一九七七年）として公開された。

第四期は、その後の時期で、『行政法閑談』（ミネルヴァ書房、一九八六年）や『公物法の理論』（ミネルヴァ書房、一九九一年）などを公刊しているが、この期に至って、広岡の学風は、ますます円熟さを増したといえよう。

『行政法総論』（ミネルヴァ書房、一九七三年、最新版一九九九年）は、版を重ねた標準的テキストであるが、その他『判例・建築基準法』（有斐閣、一九九〇年）、『法と社会』（ミネルヴァ書房、一九九五年）をはじめ、共編著を含めると二〇冊近い書物を公にしており、論文に至っては大小百余を数える（著作目録は『法と政治』四七巻一号に掲載）。退職後も、広岡の学問的意欲は衰えず、『欧州統合の法秩序と司法統制』（ミネルヴァ書房、一九九八年）をはじめとする論文の生産が続いている。高橋貞三、山本正太郎に比し、豊富な比較法的研究成果を踏まえた、手堅い解釈論を展開している点

にその特色がある。

日本公法学会理事のほか、兵庫県建築審査会委員、同会長、京都府公害対策審議会委員、京都府環境審議会委員として社会的にも活動している。

真砂泰輔は、一九三二(昭和七)年に生まれる。京都大学法学部卒業後、同大学院に進み、熊本大法学部助手、講師、助教授を経て、一九六七年一〇月本学法学部助教授に就任、七二年教授に昇任した。一九九一年度から二年間法学部長を務めた。この間一九八一年度には、ロンドン大学U・C・Lで在外研究に従事している。

杉村敏正、長浜政寿、足立忠夫らの指導をうけたため、行政法・行政学の交錯する領域に学問的関心を持ち、その点において、先の諸教授とは学風が異なっている。

研究領域の第一は、イギリス行政法に関するもので、「英国行政行為法研究序説」(『法文論叢』一二号、熊本大学、一九六〇年)、「英国行政法と自然的正義の原則」(同一四号、一九六二年)、「イギリス行政訴訟の特質」(『公法研究』二四号、日本公法学会、一九六二年)、「ワイアット・レポートについて」(『熊本法学』三号、熊本大学、一九六五年)、「資料・英法における行政行為の瑕疵(一一五)」(同八―一二号、一九六七―六八年)、「行政上の非違とその救済方法」(『行政管理研究』創刊号、行政管理庁・行政管理問題研究会、一九七六年)などがある。

第二は、地方自治に関するもので、「直接請求制度」(『行政法講座』第五卷、有斐閣、一九六五年)、「環境保全と自治体の行政責任」(『杉村敏正先生還暦記念 現代行政と法の支配』有斐閣、一九七八年)、「居住環境の保全と行政責任」(『都市行財政の研究』都市問題研究会、一九八一年)、「住民投票

制度の推移と現状」(『法と政策』一八号、第一法規、一九八二年)、「大都市圏における広域行政——広域行政圏問題を中心として」(『法と政治』四一卷四号、関西学院大学、一九九〇年)、「居住環境の保全と立法責任——川西市における問題を中心として」(同四三卷四号、一九九二年)などがある。

第三は、土地法を中心として、行政法一般理論の再構成を志向し、「土地問題と行政法」(『公法研究』三六号、日本公法学会、一九七四年)、「土地法の基礎」(共編著、青林書院新社、一九七八年)、「土地利用計画策定手続の問題点」(『公法研究』四七号、日本公法学会、一九八五年)、「都市景観行政の法的課題」(『都市問題研究』三九卷一号、都市問題研究会、一九八七年)、「都市的土地利用と農用的土地利用」(『法律時報』五九卷一一号、日本評論社、一九八七年)、「環境影響評価手続の現状——都市計画事業を中心として」(『行政救済法(2)』有斐閣、一九九一年)などを発表している。

第四に、研究生活の出発点で行政学の影響をうけたことによる一連の実態調査報告がある。「保安林制度と森林緑地に関する現行法制」(水利科学研究所、一九七一年)、「大阪市における都市再開発事業の促進方策等について」(大阪市、一九七九年)、「機関委任事務の現状と改革」(『研究報告』四一号、大阪市政研究所、一九八〇年)、「旅館建築等規制条例について——堺市ラブホテル規制調査研究報告書」(『法と政治』三四卷二号、関西学院大学、一九八三年)、「大津市・市街化調整区域の保全方策に関する調査報告書」(都市計画協会、一九九〇年)、「広域行政のあり方とその可能性」(あまがさき未来協会、一九九一年)、「土地利用規制の研究」(神戸市、一九九四年)などである。

学会活動としては、日本学会議研究連絡委員会委員、日本公法学会理事、日本土地法学会関西支部長、大阪市政研究所主任研究員、同運営委員、Fellow of the Society for Advanced Legal Studies

(D.K.)などを歴任しているほか、社会的には、大阪府公害審査会会長代理、大阪市人事委員会委員、兵庫県開発審査会会長、神戸市公文書公開審査会会長、宝塚市建築審査会会長、西宮市特別土地保有税審議会会長、伊丹市教育環境保全審査会会長など、多方面で活動している。

曾和俊文は、一九五一(昭和二六)年に生まれる。京都大学法学部卒業後、同大学院に進み、同大助手、三重大学人文学部助教授、同教授を経て、一九九七年本学法学部教授に就任した。この間、九九三年度にはカリフォルニア大学バークレー校で在外研究に従事している。

目下のところ、主として次の三つの領域で研究成果を公にしている。

第一は、行政調査・行政法執行に関するもので、助手論文「経済規制行政における行政調査の法的統制(一一四)」(『法学論叢』一〇九卷三号、同六号、一一〇卷三号、一一一巻一号、京都大学、一九八一―八二年)は発表と同時に学会の注目を集めた労作である。ほかに、「行政調査論再考(一一二)」(『法経論叢』四卷二号、五卷二号、三重大学、一九八七―八八年)、「質問検査権をめぐる紛争と法」(『租税行政と権利保護』ミネルヴァ書房、一九九五年)、「経済的手法による強制」(『公法研究』五八号、日本公法学会、一九九六年)がある。

第二は、住民訴訟・地方自治に関するもので、「三号請求の法的特質」(『民商法雑誌』九三卷三三号、有斐閣、一九八五年)、「住民訴訟の諸問題」(『自治体の法務と争訟』シリーズ自治を創る10、学陽書房、一九八九年)、「住民訴訟の対象」(『住民訴訟』実務・自治体財務の焦点(4)、ぎょうせい、一九八九年)、「地方公共団体の訴訟」(『行政救済法(2)』有斐閣、一九九一年)、「地方公共団体の住民」(『地方自治大系』第二卷、嵯峨野書院、一九九三年)などがある。

第三は、「エクイティ上の救済手段とスタンディング」(『判例タイムズ』五三五号、判例タイムズ社、一九八四年)、「アメリカ連邦最高裁公法判例の動向②」(同六四四号、一九八七年)など、アメリカ行政法を総合的に把握しようとする意図をもった研究を進めている。環境法についても強い関心をもち、最近の業績として「環境規制の新展開と法の支配——クリントンⅡゴアの行政改革とアメリカ行政法」(阿部泰隆他編『環境法学の生成と未来』信山社出版、一九九九年)がある。

穏健ななかにも進取の精神に富み、密度の高い解釈論を展開している点にその特色がある。

関西アメリカ公法学会監事のほか、社会的には、三重県情報公開審査会委員、三重県取用委員会委員、三重県地方分権・行政改革調査会会長、三重県情報公開懇話会会長、三重県政策法務委員会座長、宝塚市公文書公開審査会委員などとして精力的に活動している。

3 刑事法

法文学部開設に際して、一九三四(昭和九)年から二年間、大阪控訴院部長福地剣吉が「刑法」を、京都地方裁判所部長庄司直治が「刑事訴訟法」を担当していたが、三六年に大森英太郎が東北大学から専任講師として本学に着任し、「刑法学」を担当したので、福地は「刑事訴訟法」を担当し、翌三七年からは神戸地方裁判所に移った庄司が「刑事訴訟法」を担当した。

大森英太郎は、一九〇六(明治三九)年に生まれる。東北帝国大学法文学部卒業後、同大学助手に任ぜられ、広浜嘉雄の下で法理学の研究を志す。一九三六(昭和一一)年、「刑法」及び「ドイツ法講読」担当の講師として本学に就任し、三七年助教、四一年には教授に昇任した。

大森の業績としては、まずイェリネツクの『法・不法及刑罰の社会倫理的意義』の翻訳書を挙げねばならない。当初は大畑書店から出版されたが同店の解散に伴い、改訂を加えて岩波文庫本として一九三六（昭和一一）年に刊行され、高い評価を得たものである。

本学に着任してからの論文としては、「不作為の可罰的違法」（『法文学部研究年誌』第二輯、関西学院大学、一九三六年）、「刑法における所謂因果関係」（同第三輯、一九三八年）、「不法と違法」（同第五輯、一九四一年）、「犯罪によつて違反される『規範』」（『佐藤教授退職記念 法及政治の諸問題』有斐閣、一九三九年）などがあり、紹介・批評としては「ザンデルの国家主体説排撃論」（『法律時報』九卷九号、日本評論社、一九三七年）、「現代のスペイン法律哲学」（同一〇卷九号、一九三八年）、「キール学派の不作為犯論」（同一一卷一一号、一九三九年）、「牧野博士『刑法研究』（第八卷）」（同一二卷三号、一九四〇年）、「エクスマーの犯罪生物学」（同一二卷一一号、一九四〇年）、「木村教授『刑法解釈の諸問題』（第一巻）」（『法学』九卷四号、東北帝国大学、一九四〇年）などがある。

しかし不運にも、一九四三（昭和一八）年九月鳥取大地震に遭遇し、旅行滞在先の宿舎で死亡するというアクシデントに見舞われた。享年三八歳であった。戦後まとめられた遺著『刑法哲学研究』（関西学院大学法政学会、一九五四年）には、上述の諸論稿のほか、「『可能性の理論』について」、「刑法における不作為の概念」、「カール・ラレントツ『現代の法律哲学』」、「Laserson『ロシアの法律哲学』」、「クリューガー『自由主義刑法における法律思想と法律技術』」などが収録されている。

約三年後、大谷英一が就任することとなった。大谷英一は、一九〇八（明治四一）年に生まれる。京都帝国大学法学部卒業後、同大学院に進む。朝鮮総督府京城法学専門学校教授を経て、一九四六

(昭和二二)年九月本学助教に就任し、「刑法総論」、「刑法各論」を担当した。一九四八年教授となり、六〇年法学博士の学位を取得した。一九六八年九月一日急逝、名誉教授の称号を贈られた。大谷は戦前、「刑事政策学の性質」(『朝鮮司法協会雑誌』、朝鮮司法協会、一九四二年)の論文を発表し、『刑法総論』(国一社、一九四四年)を発表している。

「両罰規定に関する一考察——事業主処罰の本質」(『法と政治』一卷三・四号、関西学院大学、一九五〇年)は、いわゆる両罰規定ならびに事業主処罰規定の解釈論的、実質論的考察を行ったものである。そして結論として当該規定は実体法的には責任(過失)の一応の推定であり、訴訟法的には挙証責任の転換の一場面にはかならないと説く。「上官の違法命令に関する一考察」(『滝川教授還暦記念論文集 現代刑法学の課題』下巻、有斐閣、一九五五年)は、違法命令に従って行動した部下の刑事責任について検討したものである。違法な命令には拘束力はないから、部下の命令執行行為は違法であるというほかないが、それでは部下に過酷な結果を招くとして、服従拒否への期待不可能性に基づく超法規的責任阻却が許されるべきと主張する。学位請求論文「刑法において特殊な『推定』の行われる二部面の研究」は、上述の二つの論文を中心に、ほかに「労働法に於ける両罰規定」(『法律文化』三巻一〇—一二号、法律文化社、一九四八年)などを加えて構成されている。

そのほか、「憲法三八条三項の自白の範囲」(『刑法雑誌』一卷二号、日本刑法学会、一九五〇年)、「事実の錯誤」(『刑事法講座』第二巻、有斐閣、一九五二年)、「認識ある過失・事実の錯誤」(『刑法演習総論』有斐閣、一九五五年)、「未遂犯について」(法務省刑事局編『刑法改正に関する意見書集』第一巻、一九五八年)、「拘束的違法命令による行為」(『法学セミナー』四五号、日本評論新社、一九

五九年)、「教唆の未遂」(『刑法講座』第四卷、有斐閣、一九六三年)などがある。

一九六五年、時武英男が助教授に昇任して「刑事訴訟法」「刑法」を担当し、ようやく二人担当体制が整うこととなった。時武英男は、一九三二(昭和七)年に生まれる。本学法学部法律学科を卒業後、大学院に進み、五五年本学法学部嘱託助手補、五六年専任助手補、五九年専任助手、六一年専任講師、六五年助教授、七二年教授となり、現在に至る。一九八八年四月から八九年一月まで法学部長を務めた。

時武は、大谷英一の指導の下で研究生活にはいったが、最初の論文「英米刑法における Malice Aforethought について——その序論的考察」(『法と政治』一〇巻四号、関西学院大学、一九五九年)以降、「アメリカ刑法における殺人罪について——序説」(同一一巻三号、一九六〇年)、「アメリカ法における Deliberate and Premeditated Murder の概念」(同一五巻三号、一九六四年)、「アメリカ法における マックノートン・ルールの展開——ルールの成立」(同一六巻二号、一九六五年)、「アメリカ法における Reckless Murder——モデルロードの規定を中心として」(同一二巻三号、一九七〇年)と、当初アメリカ刑法の研究を続けていた。

しかし、一九六八年に大谷が急逝したため、一時期は、時武が「刑事訴訟法」のほか、「刑法総論」、「刑法各論」など刑事法教育の全責任を負うこととなった。年度により「刑事訴訟法」を非常勤講師に譲り、「刑法各論」に重点を置いた時期もあったが、基本的に本学の「刑事訴訟法」は時武が担うこととなった。このような事情もあって、「犯罪捜査と肖像権」(『佐伯千劍博士還暦祝賀 犯罪と刑罰』下巻、有斐閣、一九六八年)などを経て、一九七二(昭和四七)年ごろから、研究関心は本格的

に刑事訴訟法に向かった。中心テーマは「迅速な裁判」に置かれている。「迅速な裁判のための方策——従来の経験に基づく反省と問題点」(『法律時報』四五巻五号、日本評論社、一九七三年)、「迅速な裁判をうける権利——バーガー事件判決とその批判を中心として」(『平場安治博士還暦祝賀 現代の刑事法学』下巻、有斐閣、一九七七年)、「迅速な裁判の保障条項に反する異常な事態が生じていないものとされた事例——峯山事件」(『判例評論』二六四号、判例時報社、一九八一年)などのほか、解説や判例研究も含めると、多数の論稿がこのテーマに当てられている。一貫して緻密な事実の裏付けに基づきつつ、結論は控えめという、地道で着実な研究態度を特色としている。

一九七一(昭和四六)年、前野育三が着任、「刑事政策」を担当することとなった。前野育三は、一九三七(昭和一二)年に生まれる。京都大学法学部卒業、同大学院博士課程修了後、明治大学助手、静岡大学助教授を経て、一九七一年本学に助教授として着任し、七七年より法学部教授として現在に至っている。一九九五年度から二年間法学部長を務めた。

主要な著作として、初期の論文をまとめた『刑事政策と治安政策』(法律文化社、一九七九年)があり、刑事政策に関する教科書として『刑事政策学講義Ⅰ』(法律文化社、一九七二年)、『刑事政策』(共著、青林書院新社、一九七五年)、『刑事政策論』(法律文化社、一九八八年)がある。

また少年法にかかわる著作として、「保護処分における非行事実と処分の重さ」(『法と政治』四三巻四号、関西学院大学、一九九二年)、「少年法制の将来」(『ジュリスト』一〇〇〇号、有斐閣、一九九二年)、「審判の基本構造」(『刑法雑誌』三三巻二号、日本刑法学会、一九九三年)など多数ある。

そのほか、外国法にかかわる著作として、「スウェーデンにおける少年非行と処遇」(『関西非行問

題研究』八号、関西非行問題研究会、一九八三年)、「スウェーデンの刑事政策」(『法と政治』三五卷二号、関西学院大学、一九八四年)、翻訳著作として、『社会主義刑事学』(共訳、成文堂、一九七七年)、『比較犯罪学』(共訳、成文堂、一九八六年)など、多数の業績がある。

近年は修復的司法の研究、とくにニュージーランドでの家族集団会議に関心をもち、「修復的司法の可能性」(『法と政治』五〇卷一号、関西学院大学、一九九九年)、「被害者問題と修復的司法」(『犯罪と非行』一二三号、矯正福祉会、二〇〇〇年)、「ニュージーランドの Family Group Conference とマオリの文化的伝統」(『法と政治』五一卷一号、関西学院大学、二〇〇〇年)などを発表しているが、そこでは、犯罪者の社会復帰と被害者の人権との調和が意図されている。

学会では、日本刑法学会理事、日本犯罪社会学会理事として精力的に活躍している。

刑法関係の講義を専任教員で担当する体制が整ったのは、荒川雅行が助教教授に昇任し、「刑法総論」「刑法各論」を担当することになってからである。荒川雅行は、一九五四(昭和二九)年に生まれる。本学法学部卒業後、本学大学院に入学、博士課程を経て一九八五年法学部助手となる。一九八七年専任講師、八九年助教教授に昇任し、九五年教授に昇任し、現在に至っている。

大学院では前野育三の指導をうけ、最初の論文は過失犯における違法阻却をめぐる、「過失犯における被害者の同意に関する一考察——生命・身体犯を中心として」(『法と政治』三三卷二号、関西学院大学、一九八二年)である。この研究は、「過失による正当防衛・過剰防衛に関する一考察」(『法と政治』三五卷二号、関西学院大学、一九八四年)、「刑事過失犯論の現代的課題(一)——その違法阻却論を中心として」(同三七卷三号、三八卷一号、一九八六—八七年)と続く。

その後一九八七（昭和六二）年ごろから経済犯罪の分野に主力を移し、刑事政策や刑事訴訟法の分野の研究も加わり、業績は広い範囲に及んでいる。主要論文として、「騒擾罪に関する一考察——新宿騒擾事件最高裁決定を契機として」（『法と政治』三七卷一号、関西学院大学、一九八六年）、「デイヴァージョンと刑法に関する一考察——警察における微罪処分を中心として」（同三八卷三号、一九八七年）、「コンピュータ犯罪と企業秘密保護——西ドイツ不正競争防止法一七条を中心として」（同三九卷四号、一九八八年）、「知的財産権の刑法的保護——半導体保護法の刑罰を中心として」（同四〇卷四号、一九八九年）や、「軽微な財産犯の処理——警察における微罪処分を中心として」（『刑法雑誌』二八卷二号、日本刑法学会、一九八七年）、「企業秘密保護とコンピュータ犯罪」（『犯罪と刑罰』三号、刑法読書会、一九八七年）、「改正不正競争防止法における営業秘密の概念」（同八号、一九九一年）、「情報と財産犯」（阿部純二他編『財産犯論』刑法基本講座第五卷、法学書院、一九九三年）などがある。共著として『刑事法講義ノート』（慶応通信、一九九四年）、『現代刑事政策』（青林書院、二〇〇〇年）がある。

4 国際法

戦前については、法文学部開設に際し、京都帝国大学を退官していた恒藤恭（一九三三年九月より大阪商科大学嘱託講師、後四〇年同大学教授就任）が、講師として一九三四（昭和九）年から四〇年まで「国際公法学」を担当した。

戦後は、後に「国際政治学」を担当する武内辰治が、一九四九（昭和二四）年に「国際公法」を担

当したが、大学院開設と関連して、一九五〇年より五九年までは、田岡良一（京都大学）が兼任教授として「国際公法」を担当、一九六〇年には本学に教授として着任し、六七年まで担当した。田岡の退任後、小川芳彦から、中断はあるが専任教員は福田吉博と引き継がれている。なお「国際公法」は、一九八五（昭和六〇）年度より「国際法Ⅰ」「国際法Ⅱ」に、さらに九二年度からは「国際法A」「国際法B」に改称された。

田岡良一は、一八九八（明治三一）年に生まれる。父は明治の思想家田岡嶺雲。京都帝国大学法学部を卒業し、同大学助手の後、東北帝国大学助教、教授を経て、一九四〇（昭和一五）年京都帝国大学教授となり、四八年から神戸大学教授を兼任した。一九六〇年京都大学を退官、名誉教授となり、本学に着任、六八年三月まで本学教授を務めた。一九四〇年に法学博士の学位を取得している。なお、この間、国際法学会理事長、日本学士院会員、常設仲裁裁判所の裁判官を歴任した。一九八五年五月二九日逝去。

田岡は、横田喜三郎と並んで長年にわたり国際法学界をリードし、日本の国際法学の学問的基礎を築いた一人として高く評価されている。田岡の基本的姿勢は、いわば、歴史の実証主義といえよう。名著『国際法学大綱』上巻（改訂増補、巖松堂書店、一九四六年）の序文では、「法律学に於いて重要な問題は、規範を、之を発生せしめた社会的・政治的事情と関連せしめて理解し、これによつて此の規範の有する社会的機能を識り、以つて規範適用の限界を確定することであると思ふ」と述べ、自らの基本的立場を明らかにしている。

田岡にはおびただしい数の著書、論文がある。主要な著書のみ挙げると、『空襲と国際法』（巖松堂

書店、一九三七年)、『委任統治の本質』(有斐閣、一九四一年)、『戦争法の基本問題』(岩波書店、一九四四年)、『国際連合憲章の研究』(有斐閣、一九四九年)、『永世中立と日本の安全保障』(有斐閣、一九五〇年)、『国際法講義』(上巻、有斐閣、一九五五年)、『国際法Ⅲ』(法学全集57、一九五九年)、『国際法上の自衛権』(勁草書房、一九六四年)、『大津事件の再評価』(有斐閣、一九七六年)など。

この中でも、まず注目すべきは、田岡の学位論文である『空襲と国際法』である。この著書で、田岡は陸軍や海軍の砲撃についての法理を分析し、それを土台として空襲に関する国際法を明らかにしている。次に注目すべきは、『法と政治』(一一巻三号、一二巻一号、一三巻四号、一四巻一—三号、関西学院大学、一九六〇—六三年)に発表され、その後一冊にまとめられた『国際法上の自衛権』[*The Right of Self-Defence in International Law* (Institute of Legal Study, Osaka University of Economics and Law)]として一九七八年に英文でも発表された』である。田岡は、常々安易に通説に依拠することを好まなかった。これは過去の事例の研究をもとに自衛権についての従来の見解を痛烈に批判し、自衛権の本質を明らかにしたものである。

田岡の旺盛な研究意欲は、亡くなる直前まで衰えることなく、最晩年の『大津事件の再評価』(有斐閣、一九七六年)では、児島惟謙にからむ「司法権の独立論」について重要な問題提起を行った。

小川芳彦は、一九三二(昭和七)年に生まれる。広島大学政経学部卒業、京都大学大学院法学研究科博士課程修了後、一九六二年本学法学部専任講師に就任し、六六年助教、七二年教授となる。一九八八年六月一日逝去し、後に名誉教授の称号を贈られた。この間に、ユネスコ国内委員、世界法学

会理事、国際法学会理事を歴任した。

小川は、田岡の下で研究生活を始め、最初の論文は、「多辺条約における留保（一一二）」（『法学論叢』六六卷二号、四号、京都大学、一九五九—六〇年）である。この論文は留保制度をその歴史と理論の両側面から緻密に考察したものであり、この問題に関する重要な文献として今日においても学界で高い評価をうけている。その後も条約法の研究に力を注ぎ、若くして条約法の權威としての地位を確立した結果、数度にわたる条約法に関連する外交会議に日本代表顧問として出席した。

条約法についての主要な業績として、「国際法委員会による留保規則の法典化（一一二）」（『国際法外交雑誌』六六卷二号、三号、国際法学会、一九六七年）、「条約に関する国家承継条約——その問題点と評価」（同八一巻一号、一九八二年）や、「条約法に対するA A諸国の態度」（『国際問題』一三八号、日本国際問題研究所、一九七一年）、「簡略形式による条約」（『田畑茂二郎先生還暦記念 変動期の国際法』有信堂、一九七三年）、「国際社会とユス・コーゲンス」（『深津栄一先生還暦記念 現代国際社会の法と政治』北樹出版、一九八五年）などがある。小川の死後、友人達の手によって、遺稿集『条約法の理論』（東信堂）が一九八九（平成元）年に出版された。条約法に関する主要な問題についてほばすべてに触れられており、この分野の必読の書となっている。

そのほかの業績としては、共著である『国際法Ⅰ』及び『国際法Ⅱ』（蒼林社出版、一九八〇年、一九八六年）、編著である『国際法講義』（有斐閣、一九八二年）、論文としては、「総会の表決方式」（『田岡良一先生還暦記念論文集 国際連合の研究』第二巻、有斐閣、一九六三年）、「国際司法裁判所と法の創造（一一二）」（『法と政治』一五巻四号、一六巻三号、関西学院大学、一九六四—六五年）、

「人工衛星による直接テレビ放送——情報の自由な流通と国家主権」(『総研論集』一号、関西学院大学、一九七七年)や、「The Changing World and Lawmaking through The United Nations Organs」(Kwansei Gakuin Law Review, Vol. VI, Kwansei Gakuin University, 1972)、「The Development of Peaceful Uses of Atomic Energy in Japan」(Japanese Annual of International Law, No.23, 1980) などがある。

小川の死後、講義は芹田健太郎、真山全、坂元茂樹といった非常勤講師によって開かれていたが、大学院で小川の指導をうけた福田吉博の助教昇任により、再び専任教員による講義が再開された。福田吉博は、一九五〇(昭和二五)年に生まれる。本学法学部卒業、同大学院博士課程を経て、一九一一年法学部専任講師に就任、九五年助教授に昇任している。

最初の論文は、「ユース・コーゲンスに関する諸規則の形成過程——国際法委員会及び条約法会議における討議を中心として」(『法と政治』三一巻三・四号、関西学院大学、一九八〇年)である。この論文は、主権国家の併存する国際社会における「公序概念」の誕生を扱ったものである。福田の基本的な問題関心は、当初より社会経済構造や法制度、文化的伝統、経済発展段階などの異なる国家によって構成される国際社会における法秩序形成にあつたといえる。その後公表された「条約違反とウィーン条約法条約」(『法と政治』三五巻一号、関西学院大学、一九八四年)、「解釈宣言に関する一考察」(同三六巻二号、一九八五年)、「両立性の基準」とウィーン条約法条約」(同四一巻二・三号、一九九〇年)、「条約の改正(一一二)——ウィーン条約法条約第三九、四〇及び四一条の起草過程の検討」(同四五巻三号、四六巻一号、一九九四—九五五年)も、分野的には「条約法」に集中してはい

るが、同様の問題関心の下での研究成果である。

近代国際法が国家を平和的に分離することを目標としたのに対し、現代国際法は、国際交流をさらに促進することを目的として、国家の国内政策を統一する方向で発展してきている。したがって、福田の関心領域も国内問題へと拡がる傾向にある。「四、包括的国外犯処罰規定の新設、及び五、人質による強要行為等の処罰に関する法律の一部改正について」（中山研一他編『コンピュータ犯罪等に関する刑法一部改正（注釈）』改定増補版、成文堂、一九八九年）及び「地球環境問題」（家正治編『国際関係』世界思想社、一九九三年）は、こうした傾向を示すものである。

III 私法研究室

本法学学部では、その創設以来学部教育の理念として「ソーシャル・アプローチ」を掲げてきたが、法律学・政治学担当教員の構成、実定法・基礎法両科目担当、さらに担当教員の獲得などの事情のため、いわゆる実定法科目の比重は学部創設からしばらくの間は小さく、民法や商法についてすら専任教員が一人、あるいは兼任教授と合わせて二人の体制が続いていた。しかし、大学院修士課程私法学（民事法学）専攻の設置申請が文部省で認められなかったため、その新設に向け漸次充実されるようになり、専任の人員枠の増加（商法二人↓三人↓四人、民法二人↓三人↓四人）のほか、新たに民事訴訟法（一人↓二人）、国際私法（一人）の増員がなされるに至る。その背景には、本学の伝統とも言うべき実業重視の風潮に加えて、高度経済成長下、より有利な就職を求めて実定法科目を重視する法学部学生の動向があった。

なお、私法（民事法）関連の学会も幾度か本学で開催されている。立地条件の問題等があつて、いわゆる関西四私大の中では当番校回数は多くはないが、この五〇年間に日本私法学会二回、それに応じて日本労働法学会二回、日本民事訴訟法学会二回、国際私法学会二回、日本海法学会二回、比較法学会二回などが開催されていることを記しておく。

1 民法

本学法学部における民法学の学風は、理論法学的志向の強い研究と実用法学的志向の強い研究の二つに大分される。もちろん、各人の研究業績はその両者にまたがってはいるが、どちらかといえば前者の傾向が強いそれとして石本雅男、福地俊雄、山下末人の業績が挙げられ、現在では安井宏、田中通裕に引き継がれているといつてよからう。他方、後者の傾向が強いものとしては、西沢修、椿寿夫、山崎寛、田上富信の業績が挙げられよう。言うまでもなく一方に偏ることなく両者の間でバランスをとる必要がある、双方の系に属する研究者が学部内に共存するという伝統は今後も引き継がれていくべきものである。

以下、本学法学部において民法学を担ってきた研究者の経歴・業績を、就任の順に記すこととする。石本雅男は、一九〇二（明治三五）年に生まれる。京都帝国大学法学部卒業後、同大学大学院に進み、民法、とくに債権法の研究に従事する。一九三二（昭和七）年同大学副手となるが、翌年の滝川事件のため願により解嘱。そして、一九三四年、本学法文学部助教授に任ぜられ、民法を担当する。三年後の一九三七年には教授に昇任し、民法研究・教育に貢献してきた。しかし、一九三七年七月に始まった日中戦争が拡大していくなかで、三九年二月応召され、四二年一〇月に召集解除されて一旦大学にもどったものの、四四年七月再び応召、敗戦後の四五年一月まで軍隊にその身を置いた。応召解除の後、再び本学に復帰し、翌一九四六年より一年間法学部長の任に就き、学部研究・教育の発展のために多大な尽力をする。その後、一九四八年に開設された大阪大学法文学部に教授として招かれ、同年一月三〇日を以て本学を退職した。

以上のように、石本が本学法学部の歴史のなかで重要な役割を果たした期間は、軍隊応召時も含めて一一年間余であるが、その間、石本は多くの、しかもわが学界にとつても極めて価値の高い研究業績を残している。石本の代表的著書といえる『民事責任の研究』（日本評論社、一九四八年）、『法人格の理論と歴史』（日本評論社、一九四九年）、『不法行為論』（日本評論社、一九五〇年）の基礎に彼の京都帝国大学大学院生・副手時代の研究蓄積があること無論であるが、それと同時に、右の各著書が刊行された時期からみても、あるいは、とくに『民事責任の研究』が「関西学院大学教授」という肩書で出版されていることからしても、本学法（文）学部での研究もこれらの研究の成立にとつて重要な意味を有していたことは明らかであろう。もちろん、このような大著が生まれるには、これらのなかに収められていない同時期のいくつかの雑誌論文にみられるように、著書で取り上げられた問題の周辺にわたる深い研究があつたことも見落としてはならない。たとえば、『法文学部研究年誌』（第一輯、関西学院大学、一九三五年）に発表された「法律解釈学に於ける限界性と無限性」、「錯誤論におけるサヴィニイの地位」（『法律時報』九卷五号、日本評論社、一九三七年）などがそれである。このような著書・論文を通じて、石本は、大阪大学での彼の同僚であつた田中整爾の言を借りるならば「法哲学と法制史を支柱とし社会基盤をふまえた精緻なユニークな学風」をつくり上げていき、彼に続く数多の研究者、とりわけ民法研究者に大きな影響を与え、なお現在でも多くの影響と示唆とを与えていることは言うに及ばない。

品川登は一九〇一（明治三四）年に生まれる。関西学院高等学部卒業後、九州帝国大学に進み、西南学院高等商業学部等を経て、一九四〇（昭和一五）年関西学院高等商業学校教授に就任、四八年、

新制大学設立に際し法学部専任講師となったが、四年後の一九五二年金沢大学に移籍した。

本学在職中の研究業績としては、「法の階級性について」(『法と政治』一卷三・四号、関西学院大
学、一九五〇年)、「改正株式会社法と経営者支配」(同二巻三・四号、一九五一年)などがあり、ま
た著書として、『商法学総論』(関書院、一九五五年)がある。

西沢修は、一九一〇(明治四三)年に生まれる。京都帝国大学法学部を卒業後、同大学大学院にお
いて民法学を専攻し、一九四〇(昭和一五)年、満州国立新京法政大学教授に就任したが、終戦によ
り引揚帰国した。旧満州国における終戦後の混乱期には、在満邦人の財産を護るべく満州日本人会に
法的側面からの意見書を提出するなどして、同胞の安全に尽力した。新京法政大学在職中の著作とし
ては、『満州国六法』(大同院書館、一九四三年)、『満州国物権法』(上巻、満州有斐閣、一九四五年)、
満州日本人会に提出した「終戦混乱期の満州における疎開不在者の財産に関する私法的考察」(一九
四五年)がある。帰国後の一九四七(昭和二二)年、大阪外事専門学校(現大阪外国語大学)教授に
就任し、わが国の伝統ある二大外専の一つである大阪外専を、新制大学として昇格・発展させるため
の基盤確立と内容充実とに、学長の補佐として少なからぬ貢献をした。一九五一年、本学法学部教授
に就任。一九七八年定年退職、名誉教授の称号を授与された。在職中には、一九六三年度から二年間
と大学紛争に荒れた六九年三月との二度にわたり法学部長を務めた。なお、一九六〇年三月、本学か
ら「日米養子法の研究」で法学博士の学位を授与されている。

西沢の民法学者としての研究業績は財産法部門と家族法部門の双方にわたるが、前者における顕著
な功績は、抵当権の研究であり、後者におけるそれは、米軍占領下における日米混血孤児の米国人に

よる養子縁組という現実的法律問題に端を發した一連の日米養子法の研究である。

前者の、抵当権法に関する一連の研究は、理論的に精緻を極める業績である。なかでも抵当権における物上代位の提言は今日の通説の嚆矢となつたものであり、学界において高く評価されており、また、抵当権の処分の特抗要件についての注釈は、抵当権の附従性の緩和とその限界という見地から論及した、ほかに例を見ない透徹した理論展開を行う。以上を含め、この系に属する研究としては、『物権（4）』（注釈民法（9）、有斐閣、一九六五年）中の民法三七〇—三七六条の注釈、「抵当権の処分の特抗要件——わが民法における抵当権の付従性に関する一考察」（『法と政治』一七卷四号、関西学院大学、一九六六年）、「宅地上の従物と抵当権の効力」（『民商法雑誌』六二卷一号、有斐閣、一九七〇年）がある。

他方、後者の日米養子法の研究は、先述のとおり法学博士授与の対象となつた業績でもある。日米の実体私法のみならず、戸籍法など両国の手続法、国籍法にもまたがる極めて難解なテーマであつて、日米を通じて唯一の研究であり、両国の学界のみならず司法・行政実務界にも寄与するところが大きかつた。また、この研究成果は、元本学神学部教授 W・D・ブレイ宣教師による養子あつせん、エリザベス・サンダースホームの故沢田美喜による米国人への養子あつせんに協力する実践的活動とも結びついた。その研究態度においては、研究室・書齋での内外の文献・資料による研究にとどまらず、西沢は本研究のために一九五七（昭和三二）年九月から五八年七月までフルブライト在外研究員として米国・欧州各国に留学する機会をつくり、米国テキサス州ダラス市にある姉妹校の南メソジスト大
学ロー・スクールを本拠地として各州の養子法・戸籍法とその実際の処理について調査し、資料を収

集したうえで研究を進めたのであった。この関連の研究としては、「米國養子法」(『法と政治』一〇卷三号、関西学院大学、一九五九年)、「米國における養子入国者の法的地位」(同一一巻一号、一九六〇年)、「外国人との養子縁組」(『家族法大系IV(親子)』有斐閣、一九六〇年)、「A Study of the Problem of Mixed-Blood Orphans」(Kwansei Gakuin University Annual Studies, Vol. VII, Kwansei Gakuin University, 1959)、「The Legal Status in the United States of a Child Adopted in Japan by United States Citizens」(id, Vol. IX, Kwansei Gakuin University, 1960)がある。

以上からわかるように、西沢の研究は単なる机上の学問ではなく、理論的に高い水準を維持しながら、同時に實際面に寄与するところも大きいものであった点に重要な特色があると言える。右の著作のほか、「不法原因給付の返還の特約の効力、不法原因給付の返還の特約に基づく返還義務の履行のため振出された手形の請求と民法第七〇八条」(『法と政治』四卷三号、関西学院大学、一九五三年)、「実印の交付と民法第一一〇条の代理権ありと信すべき正当事由の存否」(同一二卷三号、一九六一年)や、「奥丹後と芦屋市の相続実態」(『民商法雑誌』三四卷六号、有斐閣、一九五七年)、「懸賞広告」(『契約法大系VI(特殊の契約2)』有斐閣、一九六三年)、「縁組の無効と民法九三条但書」(『別冊ジュリスト 家族法判例百選』有斐閣、一九六七年)、「利息・損害金の特別の登記の形式」(『別冊ジュリスト 不動産登記先例百選』有斐閣、一九七〇年)など、多くの研究業績がある。

他方、西沢の学会活動の面での貢献としては、一九五四(昭和二九)年一月の日本私法学会創設時から七八年まで同学会の理事を務め、わが国の私法学の学術水準の向上と後進学究の指導とに貢献するとともに、比較法学会の有力なメンバーとして寄与した。さらに、関西地方で結成された民事法

研究会の会員として、多くの研究報告を『法律時報』（日本評論社）誌に掲載している。

また公的・社会的な学外活動における西沢の功績としては次の二つが挙げられるべきである。第一は、兵庫県地方労働委員会委員としての功績である。一九六二（昭和三七）年八月、第一七期委員として就任し、七五年六月まで八期一三年近くの間、公益委員を務めた。その間、五年六カ月間は会長代理として、四年四カ月間は会長として七二件の事件を取り扱ったが、なかでも、七二年申立の平和台病院事件は、兵庫県地方労働委員会が始まって以来最も困難かつ混迷と苦悩に満ちた事件で、西沢の会長としての心労は筆舌に尽し難いものであったという。また、一九六五年申立の大和製衡事件は、第一組合と第二組合との対立も関係し、一時は県警機動隊約六〇〇名の出動をみるに至ったほど社会的影響の大きな争議であったが、関連して次々に申立てられる事件を併合審査し、あるいは一部分離命令を下すなどしながら積極的・精力的に事件処理に当たった彼の功績は大なるものがあつた。さらに、六九年申立の兵庫観光（旧ニューポート・ホテル）事件において、折から大阪府下で開催される万国博のためのホテル不足に鑑み、早期解決を期して労使間の意見調整に日夜努力し、関与和解にこぎつけた功績は高く評価されている。一九七二（昭和四七）年一月には、全国労働委員会連絡協議会石井照久会長より、労働委員会永年（一〇年）在任委員として表彰された。

第二は、一九五六（昭和三一）年以降歴任した神戸家庭裁判所家事調停委員、神戸家庭裁判所參與員、神戸簡易裁判所民事調停委員、西宮簡易裁判所民事調停委員などの活動である。専門的学識をもった參與員、調停委員として、西沢がこれら市民の司法参加のための重要な手続に対してなした貢献は多であり、それらの円滑な運営に資するところは大きかった。

西沢は一九八一（昭和五六）年七月一六日逝去したが、以上の業績に基き、同日付で死亡者叙勲として正五位・勲三等瑞宝章を授与された。

一九五六（昭和三一）年、福地俊雄が岡山大学法経学部より本学法学部教授として着任し（前年から兼任教授に就任）、本学部の民法学はさらに充実することになった。

福地俊雄は、一九一一（明治四四）年に生まれる。東北帝国大学法文学部卒業後、同大学助手、満州国立新京法政大学教授、岡山大学教授などを経て本学に着任。彼の研究活動の範囲は幅広いものであったが、なかでも特記すべきは、サヴィニーにまで遡った近代法人理論の研究である。「法人法の理論序説（一一二）」（『岡山大学法経学会雑誌』一三一—一四号、岡山大学、一九五五年）に始まり、「サヴィニーの法人理論について（一一二）」（『法と政治』七卷一号、同四号、関西学院大学、一九五六年）、「イエリングの法人理論について（一一二）」（同八卷三・四号、九卷一号、一九五七—五八年）、「ギールケの団体人格論について——批判的視点の確立を中心に」（同一〇卷三号、一九五九年）、「エールリッヒの法人理論について」（同一二卷三号、一九六一年）や、「法人理論の対象について——意味論的考察を中心として」（『民商法雑誌』三八卷二号、有斐閣、一九五八年）などへと続く一連の法人理論研究（これらは一九九八年に『法人法の理論』信山社出版、としてまとめられた）では、単に民法解釈学の枠にとどまらず、哲学・経済学・社会学などをも踏まえたアプローチが試みられ、方法面においても、内容面においても、わが国の学界において独自の地位を有するものといえることができよう。法人实在説が主流を占めていたわが国の学界のなかで、法人擬制説の確立者とされるサヴィニーの法人理論について、その歴史的社会的背景と法理論構造との間の関連究明によって、その積極的

側面と限界とを明らかにし、サウイニー以後の代表的法人理論についても同様な手法で分析を加え、法人概念の法律的・社会的意味を明確にした福地の法人理論研究の意義は多大であり、その後のわが国の学界における理論展開にとつての重要な基礎となつてゐる。

また、福地は、一九六一年度から二年間法学部長を務めるなど、法学部教育・学部行政の面においても法学部の将来的發展の基礎固めに大きな貢献をした。一九八〇年定年退職、名誉教授の称号を授けられた。

さらに民法担当教員の増員が実現し、短期間ではあつたが、柚木馨が兼任教授として着任した。柚木は一九〇二（明治三五）年に生まれる。京都帝国大学法学部卒業後、神戸高等商業学校（一九二九年以降、神戸商業大学）、満州帝国新京政法大学、神戸大学法学部各教授を歴任、『売主瑕疵担保責任の研究』（有斐閣、一九六三年）を主著とする。本学には一九五五（昭和三〇）年四月より、兼任教授として六〇年三月まで債権法各論などを担当した。その間、『債権各論（契約総論）』（青林書院、一九五六年）、『担保物権法』（法律学全集19、有斐閣、一九五七年）など、精力的に発表していたが、神戸大学長在職中、一九六五年一月一九日逝去した。

柚木の後任として着任したのが椿寿夫である。椿は、一九二八（昭和三）年に生まれる。京都大学法学部卒業後、同大学大学院研究奨学生に採用され、民法を専攻した。大阪府立大学経済学部助教授を経て、一九六〇年一〇月、本学法学部に助教として着任したが、六四年に大阪市立大学法学部に移った。本学在職中は親族相続法の講義を担当したが、研究領域としてはとくに財産法部門（総則・物権・債権）に重点を置いていた。

本学在職中の研究業績としては、単独著書に『不法占拠』（総合判例研究叢書・民法（25）、有斐閣、一九五六年）、『連帯債務』（総合判例研究叢書・民法（16）、有斐閣、一九六〇年）があり、論説に『連帯保証の特質』（『別冊ジュリスト法学教室（第二期）』四号、有斐閣、一九六二年）、「同時履行の抗弁権」（『契約法大系Ⅰ（契約総論）』有斐閣、一九六二年）、「抵当権・質権の濫用——流担保契約ことに代物弁済予約と関連させて」（『末川博士古稀記念論文集』有斐閣、一九六二年）などがある。

椿の移動に伴い、山下末人が着任した。山下は、一九三〇（昭和五）年に生まれる。京都大学法学部卒業と同時に同大学大学院特別研究生となり、於保不二雄の下で民法の研究を開始した。神戸商科大学講師・助教授を経て、一九六五年に本学法学部助教授に就任、六八年に教授に昇任。およそ三三年間の長きにわたり本学法学部で研究・教育に従事した。

山下の民法研究は、主として、①解除、瑕疵担保、危険負担等の契約あるいは契約外の責任や効果に関する諸問題、②民法学方法論、③法律行為・意思表示論の三つの領域において展開されている。山下はその研究歴を解除の研究から開始した（「取消・解除に於ける原状回復義務」『法学論叢』六一卷五号、京都大学、一九五五年）が、学生時代から法社会学に興味を有していてドイツ流の伝統的な法解釈学に飽き足りないものを感じた彼は、むしろドイツ的法解釈学の根源を探ろうとして、一時、ギールケやサヴィニー等の古典の研究に専心することになる。その後は、危険負担や瑕疵担保、受領遅滞等の問題を取り扱うとともに、方法論的な研究も進め、『商品交換関係』と民法学（『法と政治』一八卷四号、関西学院大学、一九六七年）、「三つのレベルの相互関連」再論（同二九卷三・四号、一九七九年）や、「民主的変革と民法学」（『法の科学』6、日本評論社、一九七八年）などの

論文において、現在の資本主義社会における民法学や解釈論の在り方を検討した。そして、一九八〇年ごろから山下の興味はもっぱら法律行為論に向けられるようになり、「錯誤論の一考察」、「現代法律行為論の一視点」などの一連の論文が『法と政治』上に精力的に掲載された。これらの論文は、山下の主著である『法律行為論の現代的展開』（法律文化社、一九八七年）に結実することになり、この研究に基づき、本学から法学博士の学位を授与された。山下の法律行為論研究はその後も継続されており、最近では、英米法の契約理論についても研究が進められている。

山下の学風については、民法学界の長老である石田喜久夫が「現在における、最も深い瞑想的思想の一人」と評したことがある。ともすれば技術的な解釈論に終始する傾向にある最近の民法学の状況からするならば、現代の資本主義社会に対する深い問題意識を前提とし、かつ、哲学や社会学についての深い学識を基礎とした山下の重厚な社会科学的民法研究は、非常に貴重な存在である。

なお、山下は一九七八（昭和五三）年度から二年間法学部長を務めるなど、一九九八（平成一〇）年に定年退職するまで、学内行政の面でも法学部の中心メンバーとして重きをなした。退職後、名誉教授の称号を授与されている。また、一九九三年から九七年まで私法学会の理事を務めるなど学会でも活躍し、定年退職後は、大阪経済法科大学法学部で教鞭をとっている。

山崎寛は、一九三二（昭和七）年に生まれる。本学法学部法律学科卒業後、本学大学院法学研究科修士課程基礎法学専攻に入学し、実質上西沢修を指導教授として民法学を専攻した。一九五九年、民法学の専攻・担当として法学部専任助手に採用され、六三年に専任講師、六七年に助教授、七三年に教授となり、現在に至っている。

民法中の財産法部門（総則・物権・債権）就中債権法と担保物権法を主要な研究領域としている。前者の、債権法領域における主な研究業績としては、「英米における共同不法行為理論の展開」（『法律時報』三四卷一、一、日本評論社、一九六二年）、「所有権留保売買買主の所有期待権の譲渡について（一）」（『法と政治』一七巻四号、関西学院大学、一九六六年）、「弁済受領の代理資格詐称者は『債権ノ準占有者』か」（『法学セミナー』一九四号、日本評論社、一九七二年）などがある。他方、担保物権法領域における主な研究業績としては、「労働債権の一般先取特権」（奥田他編『民法学』）、有斐閣、一九七六年）、「一般先取特権の機能・現状・問題点」（米倉他編『金融担保法講座』第四卷、筑摩書房、一九八六年）、「民法三二一条—三三二条の特別法規定の列挙とその注釈」（『逐条民法特別法講座』第三卷、担保物権Ⅰ、ぎょうせい、一九九二年）、「民法三七〇条—三七六条の注釈」（共著、『新版注釈民法』第九卷「物権（4）」、有斐閣、一九九八年）などがある。その他、教科書として、『民法25講』（共著、有斐閣、一九六七年）、『民法30講（財産法）（1）』（共著、法律文化社、一九七二年）、『物権法』（共著、青林書院新社、一九八一年）、『債権法総論』（共著、嵯峨野書院、一九九〇年）があり、社会人むけの実用書としては、『債権回収の法律相談』（共著、有斐閣、一九六九年）、『不動産取引事故百科』（共編著、金融財政事情研究会、一九七四年）、『担保・保証の法律入門』（共著、有斐閣、一九七八年）がある。また、辞典類として『全訂法学辞典』（共編著、日本評論社、一九七一年）、『現代法学事典1・2』（共編著、日本評論社、一九七三年）がある。

学外活動としては、尼崎市市民相談室・法律相談員、大阪府建設工事紛争審査会委員を務め、後者に関しては大阪府建設工事紛争審査会五〇周年の一九八六年一月に、同審査会委員としての貢献に

対し大阪府知事より感謝状を贈られた。さらに、一九九三年七月、建設大臣より建設関係功労者として、同年一月、全国建設工事紛争審査会連絡協議会より第三回建設工事紛争審査会功労者として表彰されている（なお、建設工事請負契約の理論と実務に關して、新築請負の所有権の帰趨、建設工事請負における瑕疵に対する責任、不動産工事における先取特権とその登記に關する論説があることも付記しておく）。また、一九九七（平成九）年三月には日本私法学会の理事に就任した。

田上富信は、一九四一（昭和一六）年に生まれる。神奈川大学法学部を卒業後、神戸大学大学院法学研究科に入学し、西原道雄の指導のもとで民法法を専攻する。同博士課程を経て鹿児島大学法文学部に助手として赴任、同専任講師、助教授を経て、一九八二年本学法学部教授に就任し、今日に至る。一九九九年より、法学部長を務めている。

田上の主たる研究領域は、民法中の損害賠償法である。とくに使用者及び労働者の損害賠償責任を年来の研究テーマとしており、〈使用者の責任は沿革的によつてどのように形成されてきたか〉〈使用者の責任は今日の企業責任のなかでいかなる位置づけをなすべきか、またそのためにはどのような解釈学的構成を構築するのが望ましいか〉という問題設定を行い、それを追究するとともに、対使用者・対第三者・対仲間労働者に類型化される労働者の責任が、英国・ドイツ・オーストリア・スウェーデンなどにおいてどのように法的に規制されているかについて、比較法的見地から研究を進めている。この分野の主要な論文として、「雇用労働者の第三者に対する責任制限理論（一—二）」（『法学論集』一三卷一号、一四卷一号、鹿児島大学、一九七八年）、「使用者責任」（星野英一編『民法講座』第六卷、有斐閣、一九八五年）、「労働過程の過失と被用者の損害賠償責任（上・中・下）」（『判例評論』三五

五―三五六号、三五八号、判例時報社、一九八八年）、「組織体の過失理論と現実（1―3）」（『NB』五〇五―五〇七号、商事法務研究会、一九九二年）がある。

また、交通事故・医療事故・公害などの社会問題が提起する損害賠償法の現代的な課題についても関心をもつ。それに関する論文や判例研究として、「未熟児網膜症判決と薬害・公害訴訟との比較検討」（『ジュリスト』七二四号、有斐閣、一九八〇年）、「契約の第三者に対する効力」（『現代契約法大系』第一巻、有斐閣、一九八三年）、「車両損害の賠償をめぐる諸問題（上・下）」（『判例評論』三三七―三三八号、判例時報社、一九八七年）、「車両損害と仮定的代車料」（『中川淳先生還暦祝賀論集 民事責任の現代的課題』世界思想社、一九八九年）、「自動車の運送目的外的利用と運行供用者責任」（『西原』石田』高木三先生還暦記念論文集 損害賠償法の課題と展望』日本評論社、一九九〇年）などがある。

安井宏は、一九四七（昭和二二）年に生まれる。本学法学部卒業後、本学大学院民刑事法学専攻に進み、福地俊雄、山下末人の指導をうける。博士課程単位修得後、広島修道大学法学部講師に就任、同助教授、教授を経て、一九九六（平成八）年本学法学部教授に就任した。専門は、法律行為論、約款論である。「普通約款の拘束力に関する一考察」（『法と政治』二四卷二号、関西学院大学、一九七三年）、「リーグの法律行為論（二―三）」（『修道法学』一巻一号、二巻一号、六巻二号、広島修道大学、一九七七年―七八年、八三年）、「ピエール・ゴデの『意思と黙示の意思表示』について」（同一〇巻二号、一一巻二号、一九八八年―八九年）などの諸論をまとめた『法律行為・約款論の現代的展開―フランス法と日本法との比較研究』（法律文化社、一九九五年）が主著である。その後も「フラン

スにおける現代契約理論の動向」(『法律時報』六六卷八号、日本評論社、一九九四年)、「伊藤法律行為論の特質」(『伊藤進教授還暦記念論文集 民法における「責任」の横断的考察』、第一法規、一九九七年)、「地震約款の拘束力についての一試論——最近の下級審判例を素材として」(『法と政治』四九卷四号、関西学院大学、一九九八年)、「山下民法学における基本的認識と法律行為論」(同五〇卷一号、一九九九年)など、約款を核に法律行為論の研究を進めている。

田中通裕は、一九四九(昭和二四)年に生まれる。本学法学部卒業後、本学大学院民刑事法学専攻に進み、福地俊雄の指導をうけ、博士課程単位修了後、一九七九(昭和五四)年に本学法学部助手に就任し、家族法を中心に研究を進める。一九八一年専任講師に就任、八三年助教、八九年教授となり、現在に至る。「フランスの損害補償制度におけるフォート (Fault)」「法と政治」二七卷一号、関西学院大学、一九七六年)の後、「フランス親権法の発展」(一九八七年から九一年にかけて六回にわたり『法と政治』に連載)、「フランス親権法の最近の改正をめぐって——離婚および非嫡出子の場合における親権共同行使の試み」(『比較法研究』五二号、有斐閣、一九九〇年)など、フランス親権法に関する諸論文を発表した後、「親権法における立法論的課題——比較法によるアプローチ」(林良平他編『谷口知平先生追悼論文集』1、信山社出版、一九九二年)や「親権法改正の課題」(石川稔他編『家族法改正への課題』日本加除出版、一九九三年)などと精力的に論じた。これらの諸論をまとめた『親権法の歴史と課題』(信山社出版、一九九三年)によって、一九九四年、本学より博士(法学)の学位を取得した。その後も「親権に関する一考察——親権法の再編に向けて」(新井誠他編『高齢社会の親子法』勁草書房、一九九五年)、「一九九三年のフランス親権法改正——その内容と意

義をめぐって」(『法と政治』関西学院大学、四七巻一号、一九九六年)、「フランス法における氏について——『使用の氏』(nom d'usage) 概念を中心として」(『中川淳先生古稀祝賀論集 新世紀へ向かう家族法』日本加除出版、一九九八年)、「氏名権の法理」(『民商法雑誌』一二〇巻四・五号、有斐閣、一九九〇年)など、比較法の視点を中心に家族法の現代的課題の問題に取り組んでいる。

民法部門の最後に、民法講座全体でこれまでに取り組んできた問題、及び、今後取り組むべき課題として考えられる点につき簡単に指摘しておきたい。

法学部の民法講義科目は、従来、伝統的なバンデクテン・システムに従って「民法総論」(通年四単位、一年生配当)、「物権法」(通年四単位、二年生配当)、「債権法総論」(通年四単位、二年生配当)、「債権法各論」(通年四単位、三年生配当)、「親族・相続法」(通年四単位、三年生配当)となっていた。しかし、これに関連して、これまでに教育上三つの問題点が浮かび上がってきた。第一の問題は名称に関係する。すなわち、学生の間で、民法といえは総則だけで足り(という)のは、「民法」と名につくのは総則部分しかないのだから)それ以外は履修しなくてもよいとの風潮が広まり、次第に履修に偏向が見られようになったのである。そこで、一九九三年度より前出の講義科目の名称を民法A、B、C、D、Eとしたうえで、その内容を括弧内に示すことに改め、これらの科目がすべて民法科目であることを明示することとした。第二の問題は、民法総則から始まる講義が初学者、とくに大学に入学したばかりの一年生にとっては難しいという点である。教師の側からしても、初学者に民法総則の内容を十分理解させるのは至難の技である。対応策として、総則部分の配当年次を繰り下げること

なども検討しつつ、結局、民法の入門的講義を一年次に新たに追加するということとなり、一九九二年度より「私法概論」（半期二単位）という名称で講義科目を開設した。この科目は、後に専門基礎科目として、「刑事法概論」などの科目とグループ化されて開講されることになり、法学諸領域の入門科目として学生の間で好評である（なお、この「私法概論」で扱われる範囲は、その後、民法のみならず私法全域に及び、複数担当者が自己の専門とする領域を講義する形態になっている）。第三の問題は、パンデクテン・システムの講義ではカバーしきれない領域が拡大しつつあることである。その一つは「民法D（債権各論）」の中の「不法行為」の部分であり、この分野は契約法及び不当利得法の領域のめざましい発展のために、通年一年の講義ではとてもまかないきれなくなった。そこで本学法学部では、一九九四年度より、不法行為責任の部分と契約責任の部分と統合し「損害賠償法」という名称で独立させて、半期二単位の特殊講義科目として新設した。また、担保法の領域も、「民法B（物権法）」では、時間的にも量的にも到底まかないきれない分野へと発展したため、損害賠償法の特講講義化と並行して、この分野も「債権担保法」として半期二単位の特殊講義科目を開講している。これら特殊講義科目においてもそれぞれの分野で扱うべきことのすべてをカバーすることに困難が伴うという問題がなお残っているが、その一方で、学生諸君がこの分野の重要性を認識し熱心に受講してくれているのは喜ばしい現象である。

民法講義科目の今後の課題として挙げられるべきは、講義担当者の充実である。日本経済の高度成長期以後、民法学においては解釈法学が（戦後の一時期の低調期を脱して）復権するに至り、利益考量論の展開をはじめとして今日では隆盛期を迎えており、終戦直後から一九五〇年代中ごろまでに法

社会学が日本の法学界で占めた地位に比肩する、あるいはそれを凌駕するに至っている。本学における民法の講義もこうした流れを反映しなければなるまい。また、学生の関心も、どちらかというと、従来の基礎法学志向や歴史志向から次第に実用を重んじる実学志向へと移ってきており、とくに、近年の経済不況に基づく大型企業倒産や終身雇用制の崩壊などを目の当たりにして学生の資格取得志向が高まった結果、各種資格試験の基本的科目である民法への関心は極めて高い。以上のような学内外の状況からして、今後ますます実用法学としての民法の重要性は増してくると思われるが、にもかかわらず、民法スタッフの定員枠が四人であるために民法講義科目の一つを恒常的に非常勤講師に頼らなければならないというわが法学部の体制はそのような状況に対応するものとは到底言い得ず、早急に改善されねばならない。まずは、定員の増員も含めた民法スタッフの充実が喫緊の課題であろう。

2 商法

いわゆる「六法」科目の一つである「商法」の講義は、一九三四（昭和九）年の法文学部の設置に際し、関西学院高等商業学部の馬淵得三郎が講師として担当したことに始まる。一九三五年には湯浅恭三が会社・手形法を担当した。湯浅恭三は、一八九九（明治三二）年に生まれる。東京帝国大学法学部を卒業後（在学中に高等試験司法科試験に合格している）、イギリスのロンドン・インナー・テンブルを卒業し、Barrister at Law の称号を取得した。一九二九（昭和四）年より関西学院高等商業学部において、専任講師として「商法」及び「信託業論」の講義を担当し、三五年に法文学部で「商法」の講義を担当し、片山謙二の担当開始後は英国法を担当したが、その後の消息は不明である。

片山謙二は、一九〇七（明治四〇）年に生まれる。大阪外国語学校フランス語科、九州帝国大学法文学部法科を卒業後、京都帝国大学法学部大学院に進学する。一九三七（昭和一二）年に本学法文学部で非常勤講師として「商法」を担当し、三八年に専任講師、四〇年に助教となるが、四四年に学院教職員縮減の対象となり、本学を退職し、民間企業に転出。その後、一九五七年一〇月に本学経済学部への教授となり、「貿易政策」等の講義を担当し、七五年定年退職した（片山謙二の経済学部での業績等については『関西学院大学経済学部五十年史』三七七ページ以下を参照されたい）。

一九四六（昭和二一）年に法学部は独立したが、商法専任としては浜田一男と実方正雄が在籍していた。

浜田一男は、一九〇六（明治三九）年に生まれる。関西学院高等商業学部、九州帝国大学法文学部を卒業し、京都帝国大学大学院に入学する。一九三四（昭和九）年関西学院専門部高等商業学部講師、三五年関西学院高等商業学校講師、三六年同教授、四四年関西学院専門部政経科教授を経て、四六年に関西学院大学法学部助教に就任、四八年教授となる。浜田の研究対象は、主として海上売買と商業信用状にあった。前者に関する業績として、「仏、伊に於ける海上売買」（『商学論究』七号、関西学院大学、一九三六年）、「仏、伊に於ける海上売買」（同一一—一二号、一九三七—三八年）、「揚地売買論」（同二四号、一九四一年）、「C.売主の船積書類提供義務」（同二八号、一九四二年）、「シフ売主の保険契約締結義務」（同三〇号、一九四三年）などがあり、後者に関する業績として、「銀行確認信用状の法的性質」（『商学論究』一七号、関西学院大学、一九三九年）、「銀行信用状論」（同二六号、一九四二年）、「商業信用状の一考察（一一—一二）」（『法学論叢』四八卷二—三号、京都大学、一九

四三年)、「独逸に於ける商業信用状理論」(同五七卷一号、一九五〇年)や、「商業信用状附帯書類の一考察(一一三)」(『民商法雜誌』一二卷一—二号、同四号、弘文堂書房、一九四八年)、「商業信用状の諸問題の研究」(『法と政治』二卷一・二号、関西学院大学、一九五一年)などがある。その後、手形法にも研究対象を広げ、「手形割引の基礎概念」(『民商法雜誌』二四卷五号、弘文堂、一九四九年)、「手形割引理論の研究」(『法と政治』一卷一・二号、関西学院大学、一九四九年)などを発表している。一九五二(昭和二七)年に本学を退職し、母校の九州大学法学部教授に転出した。一九四四年五月三日逝去。

実方正雄は、一九〇五(明治三八)年に生まれる。小樽高等商業学校(現小樽商科大学)、東北帝国大学法文学部法律学科卒業後、同大学講師、助教授、その後大阪商科大学(現大阪市立大学)助教授、教授となり、一九四六(昭和二一)年九月に本学法学部兼任教授に就任した。「国際私法」及び「商法」の講義を担当(当初は「商法I」、その後「商法総則・商行為法」及び「会社法」を担当)する。実方は、東北帝国大学時代には国際私法を専攻し(本章「5 国際私法」参照)、とくに民法、商法、経済法及び国際私法にまたがる複雑な法律問題である金約款について比較法的考察を行い、一九三九年に『金約款論』(有斐閣、復刻版一九九〇年)を公刊した。その他、戦前には経済統制法について多数の論文を発表し、著作として『統制機構と企業形態』(ダイヤモンド社、一九四四年)がある(なお、戦中には約五〇〇ページにわたる大著『戦時経済団体法論』(日本評論社)も準備されていたが、終戦の混乱のため刊行が中止された)。戦後、主な研究対象を商法に移し、商法総則・会社法・手形法に関する論文を発表する。この時期の主要な論文として、「株式会社の法理」(『田中

先生還暦記念 商法の基本問題』有斐閣、一九五二年)、「商号及び商号権の性格」(『竹田先生古稀記念 商法の諸問題』有斐閣、一九五二年)、「名板貸契約」(『法律時報』二四卷五号、日本評論新社、一九五二年)、「国際手形法の若干問題」(『私法』一〇号、日本私法学会、一九五三年)、「利益配当および建設利息の配当」(『株式会社法講座』第四卷、有斐閣、一九五五年)、「少数株主権の濫用」(『末川先生古稀記念 権利の濫用』中、有斐閣、一九六二年)、「手形の涉外関係」(『手形法・小切手法講座』第五卷、有斐閣、一九六五年)などがあり、また経済法に関する「経済秩序の進展と経済法の生成」(『法学雑誌』九卷三・四号、大阪市立大学、一九六三年)も発表している。商法関係の主要著書としては、『会社法学Ⅰ・Ⅱ』(有斐閣、一九四九年、一九五一年、改訂版一九五二年、一九五三年)や、『商法学総論』(有斐閣、一九五〇年)、『商法』(三和書房、一九五一年)、『商法講義』(天理時報社、一九五九年、改訂版一九六五年)がある。実方は、一九六六(昭和四一)年二月に大阪市立大学を退任(同大学より名誉教授の称号を授与)すると同時に本学兼任教授を辞し、母校の小樽商科大学の学長となった。一九八六年一〇月一日逝去。

一九四八(昭和二三)年、本学法学部は新制大学法学部として発足するが、その当時も引き続き、浜田一男と実方正雄が「商法」の講義を担当していたが、浜田一男が一九五二年に本学を去ったため、同年より神戸商船大学の西島弥太郎が兼任教授として着任した。このため一九五二年度から「商法Ⅰ」は実方正雄、「商法Ⅱ」は西島弥太郎が担当することとなった。なお、商法の講義科目は、一九五五年度から「商法総則・商行為法」「会社法」「海商法・保険法」「手形法・小切手法」の四科目に再編成され、この科目編成は現在まで引き継がれている。

西島弥太郎は、一八八九（明治二二）年に生まれる。京都帝国大学法科大学法律学科卒業後、一時民間企業に就職、その後、大阪市立高等商業学校、和歌山高等商業学校等の教授を歴任し、一九五二（昭和二七）年に神戸商船大学教授に就任すると同時に本学法学部の兼任教授となり（なお、その後、神戸商船大学から近畿大学法学部に転任）、主に「海商法・保険法」及び「手形法・小切手法」の講義を担当した。西島の研究対象は幅広く、主専攻の海商法にとどまらず、商法一般、会社法、手形法・小切手法にまで及ぶ。主要著書として、『船荷証券論』（弘文堂、一九三〇年）、『海商法要論』（弘文堂、一九三一年）、『手形法・小切手法』（日本評論社、一九三八年）、『会社法』（日本評論社、一九四〇年）、『日本商法』（巖松堂書店、一九四七年）、『改正会社法』（巖松堂書店、一九五一年）などがあり、その他膨大な論文、判例研究等がある。本学法学部在任中にも、「会社の目的外の行為について」（『法と政治』三卷二・三号、関西学院大学、一九五二年）、「海法の統一的要請と適用範囲の問題——米国の最近の判例を中心として」（同四卷二号、一九五三年）、「船長の責任の特異性について——現代の船長の地位の認識方法の一つとして」（同四卷四号、一九五三年）、「フランス法における商事責任の連帯について——フランス民法二〇二条（連帯推定排除）をかえりみつつ」（同五卷三・四号、一九五五年）、「滞船料に関する若干の考察」（同七卷二号、一九五六年）、「為替手形・小切手が支払われる資金に関連する若干の問題」（同八卷二号、一九五七年）、「保険法基礎概念に関する若干の考察」（同九卷二号、一九五八年）などのほか、多数の論文・判例研究等を発表した。また、学会活動としては日本海法学会理事を務めた。西島は、一九六〇年に本学を定年退職した後も非常勤講師として一九六七年度まで「海商法・保険法」「手形法・小切手法」の講義を担当した。

西島弥太郎が定年退職したため、本学法学部出身の米沢明が「商法」の担当となる。

米沢明は、一九二六（大正一五）年に生まれる。一九五一年に本学法学部法律学科を卒業、同年、法学部嘱託助手となり、五二年に本学大学院法学研究科修士課程基礎法学専攻に入学する。同年六月、法学部助手補に就任し、一九五四年に同専攻を修了、四月より法学部助手（旧制度）に採用され、その後五六年専任講師、六〇年助教、六七年教授となる。一九六一年度から「商法総則・商行為法」、六九年度からは「会社法」の講義も担当する。米沢の研究領域は主として商法総則と会社法である。前者の領域に属する業績として特筆すべきは名板貸に関する研究で、主要論文として「名板貸人の責任」（『法と政治』一一卷四号、関西学院大学、一九六〇年）、「名板貸（二―五）」（『民商法雑誌』五卷四号、五五卷一号、六号、五八卷五号、五九卷二号、有斐閣、一九六六―六八年）、「手形行為と名板貸」（同八四卷二号、一九八一年）などがあり、これらの論文をもとに公刊した『名板貸責任の法理』（有斐閣、一九八二年）は名板貸に関する研究書として必読のものであり、米沢はこの業績により一九八三年、本学より法学博士の学位を取得した。商法総則に関してはその他に、論文として「商業登記の効力と表見責任——商法一二条と商法二六二条との関係を中心として」（『法と政治』二九卷三・四号、関西学院大学、一九七九年）、「民商法の表見責任」（『特別法からみた民法（民商法雑誌創刊五十周年記念論集Ⅱ）』民商法雑誌九三卷臨時増刊号、有斐閣、一九八六年）、「商人資格の取得時期と附属的商行為の成立時期」（『民商法雑誌』九七卷五号、有斐閣、一九八八年）などがあり、単行書として、緻密な解釈論に基づいた体系書である『商法総則要論』（中央経済社、一九九三年、第二版一九九六年）がある。他方、会社法の分野に関するものとしては、「会社の不法行為能力につ

いての一考察」(『法と政治』七巻三号、関西学院大学、一九五六年)、「株式会社発起人の法律的概念について——英米会社法に関連して」(同一〇巻三号、一九五九年)、「発起人の資格要件Ⅱ定款署名に関連する若干の問題」(同一一卷一号、一九六〇年)、「会社の代表権限濫用行為(一—二)」(同一五巻四号—一六巻一号、一九六四—六五年)、「代表取締役の専断的行為の効力」(同四三巻一号、一九九二年)、「代表取締役の権限濫用行為の効力」(同四三巻四号、一九九二年)や、「共同代表取締役と表見代表取締役」(『西原寛一先生追悼論文集 企業と法』上、有斐閣、一九七七年)、「代表取締役の代表権限と違法行使の効果」(『末川先生追悼論集 法と権利』『民商法雑誌七八巻臨時増刊号(2)』、有斐閣、一九七八年)、「The Power of the Representative Director of the Company: The Liability of the Company for the Acts of Its Organ」(*Kwansei Gakuin Law Review*, Vol. VIII, Kwansei Gakuin University, 1979) など代表的業績である。その他、商法総則、会社法、手形法に関する多数の判例研究・解説等がある。

米沢は、一九七四(昭和四九)年四月から七六年三月まで法学部長を務め、また、一九八九年四月から九二年三月まで学校法人関西学院常任理事として、経営と教学の調整にも貢献した。学会関連の活動として日本私法学会理事、日本海法学会理事、日本空法学会理事、経済法学会理事を務めたほか、社会活動として、兵庫県宝塚市公平委員会委員(同委員長)、兵庫医科大学倫理委員会委員、神戸弁護士会綱紀委員会参与員等を歴任し、社会的にも多大の貢献をしている。米沢は、実方・西原(後出)以後の主任教授として本学における商法講座を支えてきたが、一九九五年に本学を定年退職し、名誉教授の称号を授与された。同年三月に弁護士登録をするとともに、同年四月より大阪経済法科大学教

授となり、本学退職後も非常勤講師として「商法総則・商行為法」の講義を担当するが、一九九八年六月六日に急逝した。

一九六三（昭和三八）年に、大阪市立大学を定年退官した西原寛一が着任した。西原は、一八九九（明治三二）年に生まれる。東京帝国大学法学部法律学科を卒業（在学中に高等試験行政科試験合格）し、大蔵省に勤務した後、京城帝国大学法文学部助教授、同教授を経て、終戦により帰国した後は大阪商科大学（現大阪市立大学）教授となる。一九六三（昭和三八）年大阪市立大学を定年退官後（同大学名誉教授）、同年本学法学部教授に就任し、「会社法」及び「手形法・小切手法」の講義を担当する。西原の研究領域は、商法総論・商法総則・商行為法・会社法・有価証券法（手形法）・金融法（銀行法）と非常に幅広いが、とりわけ企業を商法の中心概念とする商法Ⅱ企業法論（現在の通説である）を確立した点、商法学への功績は多大である。商法総論・総則に関する主要論文として、「商法の発展と非商人の地位（一―二）」（『法学協会雑誌』五一巻五一―六号、法学協会事務所、一九三三年）、「商号保護と登記との関係」（『民商法雑誌』九巻四号、弘文堂書房、一九三九年）、「商法における公示主義とその反省」（同一四巻三号、一九四一年）、「商法の対象に関する諸論（一―四）」（同一二巻一―四号、一九四八年）や、「企業の経済的意義」（『経済学雑誌』一七巻五・六合併号、大阪商科大学、一九四七年）、「商法と政治思想」（同一〇巻三号、一九四九年）、「商法概念としての企業」（『田中先生還暦記念 商法の基本問題』有斐閣、一九五二年）、「企業概念の実定法的適用」（『竹田先生古稀記念 商法の諸問題』有斐閣、一九五二年）、「企業」（『法哲学講座』第八巻有斐閣、一九五六年）、「企業法論の任務と方法」（『私法学論集（下）（民商法雑誌創刊二十五周年記念特集号）』民商法

雑誌三九卷四・五・六合併号、有斐閣、一九五九年)、「商法の解釈について」(『恒藤先生古稀祝賀記念 法解釈の理論』有斐閣、一九六〇年)、「商法における自由」(『尾高朝雄教授追悼論文集 自由の法理』有斐閣、一九六三年)などがある。商行為法に関しては、「經濟事情の変遷と商行為法体系の反省」(『京城帝国大学法学会論集』一三冊一号、京城帝国大学、一九四二年)、「商行為法改正の基本問題」(『私法』四号、日本私法学会、一九五一年)などがあり、会社法では、「会社法学の体系について」(『松本先生古稀記念 会社法の諸問題』有斐閣、一九五一年)、「株主権の濫用とその対策」(『末川先生還曆記念 民事法の諸問題』有斐閣、一九五三年)、「社債募集の形態について——商法と特別法との総合的考察」(『法学雜誌』一卷一号、大阪市立大学、一九五四年)、「株式会社の社団法人性」(『株式会社法講座』第一卷、有斐閣、一九五五年)、「株主總會の運営」(同第三卷、一九五六年)、「会社制度の濫用」(『末川先生古稀記念 権利の濫用』中卷、有斐閣、一九六二年)、「株式会社の基本的構造」(『松田判事在職四十年記念 会社と訴訟』下、有斐閣、一九六八年)などがある。有価証券法(手形法)では、「有価証券の概念と証券の流通性」(『法学雜誌』四卷三・四号、大阪市立大学、一九五八年)、「手形割引」(『手形法・小切手法講座』第三卷、有斐閣、一九六五年)、「手形割引」(『伊沢孝平先生還曆記念 判例手形法小切手法』商事法務研究会、一九六九年)などが、金融法(銀行法)では、「私的自治現象としての手形交換(一—五)」(『民商法雜誌』五卷一—三号、五—六号、弘文堂書房、一九三七年)、「金融法の經濟法的意義」(『經濟法』二号、商事法務研究会、一九五九年)、「銀行取引約定書雛型」の成立」(『小町谷先生古稀記念 商法学論集』有斐閣、一九六四年)、「当座勘定契約について」(『田中誠二先生古稀記念 現代商法学の諸問題』千倉書房、一九六七年)などの

論文がある。その他膨大な論文、判例研究等があるが、その主要なものは後掲の『商事法研究』全三巻に収められている。主要著書として、『銀行法解説』（日本評論社、一九二七年）、『株式会社法の範圍内に於ける特殊法規の研究』（刀江書院、一九三〇年）、『經濟的需要と商事判例』（有斐閣、一九三八年）、『手形交換法論』（岩波書店、一九四二年）、『日本商法論』第一卷（日本評論社、初版一九四三年、第二版一九五〇年）、『商法学』（岩波書店、初版一九五二年、第二版一九六五年）、『商法総則・商行為法（商法講義Ⅰ）』（岩波書店、初版一九五二年、改訂版一九五八年）、『近代的商法の成立と發展』（日本評論新社、一九五三年）、『商事法研究』（第一—三卷、有斐閣、一九五七年、一九六三年、一九六八年）、『会社法（商法講義Ⅱ）』（岩波書店、初版一九五七年、第二版一九六九年）、『商行為法』（法律学全集29、有斐閣、一九六〇年）、『証券取引法／金融法』（法律学全集53、共著、有斐閣、一九六八年）、『商法Ⅰ（商法学序説・企業形成法）』（日本評論社、一九七一年）がある。西原は、一九六八（昭和四三）年に本学を定年退職し、神戸学院大学教授となり、また、六七年三月には弁護士登録をしている。一九七五年日本学士院会員。一九七六年二月二十九日逝去。

西原につづいては、本学法学部出身の岡島吉昭が専任教員として着任している。岡島は、一九三二（昭和七）年に生まれる。本学法学部を卒業後、本学大学院に入学、一九六〇年に法学部専任講師となり、六七年一〇月助教教授となる。主専攻は手形法・小切手法であり、本学在職中の研究業績としては、手形法に関するものとして、「手形法における悪意・重過失」（『法と政治』一〇巻一号、関西学院大学、一九五九年）、「手形法を中心とした善意取得保護の發展——カール・ルックスの所説を基因として」（同一一巻一号、一九六〇年）、「法人の手形行為の方式について」（同一八巻一号、一九六七

年)などが、商法総則に関しては、「商号単一の原則について」(『法と政治』一三卷二号、関西学院大学、一九六二年)があり、そのほか若干の判例研究がある。岡島は一九六八年三月に本学を退職、信州大学に転出した。

岡島の転出をうけて、和歌山大学経済学部助教であった藤井昭治が本学法学部に助教として着任する。藤井昭治は、一九二七(昭和二)年に生まれる。神戸大学法学部卒業後、同法学部助手、和歌山大学経済学部助手、講師、助教を経て、一九六八年に本学法学部助教に就任、七一年教授となり、「手形法・小切手法」の講義を担当する。藤井の主専攻は手形法で、主要論文として、「フランス為替手形法における Provision に関する一問題」(『経済理論』四四号、和歌山大学、一九五八年)、「受戻裏書人の地位に関する若干の問題」(同四八号、一九五九年)、「手形善意取得問題序説」(同五三号、一九五九年)、「初期為替手形法における Provision の意義について」(同七三号、一九六三年)などがあり、その他、「株式の仮装払込をめぐる若干の問題」(『経済理論』六九号、和歌山大学、一九六二年)、「営業の譲渡」(『契約法大系』第二卷、有斐閣、一九六二年)などがある。藤井は、大学紛争の余波の残る一九七一(昭和四六)年一月から七二年六月までの間、本学学生副部長を務め、紛争処理に貢献した。一九七三(昭和四八)年一〇月に退職、弁護士となる。

一九六〇(昭和三五)年に西島弥太郎が定年退職した後、「海商法・保険法」の講義担当の専任はしばらく空席であったが、七一年に下関市立大学経済学部より佐野彰が本学教授に就任した。

佐野彰は、一九三一(昭和六)年に生まれる。大阪大学法経学部法学科を卒業後、同大学大学院法学研究科に入学する。下関市立下関商業短期大学講師、同助教、下関市立大学経済学部助教、同

教授を経て、一九七一年に本学法学部教授に就任し、「海商法・保険法」の講義を担当する。佐野の主たる研究領域は海商法であり、主要論文として、「イギリス法に於けるタイム・チャーター（Time Charter）の地位」（『阪大法学』二二号、大阪大学、一九五七年）、「イギリス普通法における船主責任」（同二五号、一九五七年）、「英米離路法理の特質」（同五九・六〇号、一九六六年）や、「船舶における火災の意義について」（『下関商経論集』三卷一号、下関市立大学、一九五九年）、「運送人の故意または過失について」（同三卷二号、一九五九年）、「火災による法定免責と挙証責任の分配について」（同四卷一号、一九六〇年）、「滞船料の法的性質について」（同四卷二号、一九六〇年）、「海上における財産の救助またはそのためにする離路」（同五卷二号、一九六一年）、「イギリス離路法理に関する一考察」（同七卷二号、一九六三年）、「イギリス離路法理の根拠」（同八卷一・二号、一九六五年）、「アメリカ法における不当な離路の効果」（同九卷一号、一九六五年）、「クウトの離路法理論」（同九卷三号、一九六六年）、「不当な離路の効果」（同一一卷二・三号、一九六八年）、「再運送人と有限責任」（同一二卷二・三合併号、一九七〇年）、「危険物の船積と荷送人の責任」（『法と政治』二三卷三・四号、関西学院大学、一九七三年）、「堪航能力担保義務の性質——イギリス普通法の法理と商法七三八条」（同三二卷一号、一九八一年）、「基本的違反法理論——スイス・アトランティック事件からセキュリコー事件まで」（同三九卷一号、一九八八年）、「離路法理の再検討（一—二）」（同四七卷四号、四九卷四号、一九九六年、一九九八年）や、「海上物品運送契約」（『現代契約法大系』第八卷、有斐閣、一九八三年）、「イギリス離路法理とその周辺」（『現代保険法海商法の諸相』成文堂、一九九〇年）、「Baughenの離路法理論」（『早稲田法学』七三卷三号、早稲田大学、一九九八年）など

があり、とくに離路法理の研究は他の追隨を許さない業績となっている。その他、商法総則・商行為法・会社法・保険法・手形法関係でも多数の論文・判例研究・解説等がある。

佐野は、一九八六（昭和六一）年四月から八八年三月まで法学部長を務めるとともに、法学部における数少ないクリスチャンとして、本学のキリスト教活動・教育にも多大の貢献をした。また、学会活動としては日本海法学会理事、日本空法学会理事を歴任する。一九九五年に定年退職した米沢明の後をうけて、商法の主任教授として商法講座を支えたが、九九年に定年退職し、名誉教授の称号を授与された。その後も非常勤講師として「海商法・保険法」の講義を担当している。

佐野が一九九九年に定年退職し、現在の「商法」の専任は塚本和彦と加藤徹の二名となっている。塚本和彦は、一九四六（昭和二一）年に生まれる。本学法学部を卒業後、本学大学院法学研究科修士課程、同博士課程に進んだ。一九七六（昭和五一）年本学法学部助手（新制度）に就任し、七八年専任講師、八〇年助教授、八七年教授となる。助教昇任後、「手形法・小切手法」及び「会社法」の講義を担当する。塚本の当初の専攻は会社法であり、「株式会社発起人の権限範囲について」（『法と政治』二四巻二号、関西学院大学、一九七三年）、「発起人の権限範囲外の行為の効力——とくに開業準備行為の追認について」（同二六巻三・四号、一九七五年）の論文を著したが、本学就任後ほとんど手形法の研究に従事している。その領域の主要論文として、「手形偽造者の手形上の責任について」（『法と政治』二九巻一号、関西学院大学、一九七八年）、「ドイツにおける署名の自筆性と本人名義の署名」（同三〇巻三・四号、一九八〇年）、「E・ウルマーの有価証券理論」（同三六巻一号、一九八五年）、「E・ウルマーの手形抗弁理論」（同三六巻四号、一九八五年）、「手形の受戻のない支払

の効力に関する一考察」(同三七卷四号、一九八六年)、「裏書と手形行為独立の原則」(同四二卷一号、一九九一年)などがあり、その他、商法総則・商行為法・会社法・手形法に關しても多くの判例研究・解説等がある。学会活動として日本海法学会理事を務めている。

加藤徹は、一九四二(昭和一七)年に生まれる。大阪大学法学部を卒業後、同大学大学院法学研究科修士課程、同博士課程に進む。同大学法学部助手、和歌山大学経済学部講師、助教、教授を経て、一九九七(平成九)年に本学法学部教授に就任し、「会社法」の講義を担当する。加藤の研究関心は、商法総則、とくに商業登記に向けられ、それに関連して「フランスにおける公示制度について」(『阪大法学』七四号、大阪大学、一九七〇年)、「フランス商業登記制度の発展」(同四九・一五〇号、一九八九年)や、「フランスにおける商業登記の効力」(『経済理論』一八七号、和歌山大学、一九八二年)、「商業登記の一般的効力と外観保護規定」(同一九三号、一九八三年)、「商業登記における不実登記の効力について」(同二〇〇号、一九八四年)、「不実登記に関する若干の考察」(同二〇二号、一九八四年)、「選任決議を欠く登記簿上の取締役の対第三者責任」(同二〇九号、一九八六年)、「フランス商業登記法(1—3)」(同二二四—二二六号、一九八八年)や、「フランスにおける商業登記および公示の効力(1—2)」(『民商法雑誌』八七卷四—五号、有斐閣、一九八三年)、「退任登記未了の辞任取締役の対第三者責任」(『本間輝雄先生・山口幸五郎先生還暦記念 企業法判例の展開』法律文化社、一九八八年)などの論文を著わし、それらの研究を基礎とした『商業登記の効力』(成文堂、一九九二年)を公刊している。また、共同研究として、フランス新会社法及びEC会社法に關する一連の業績があり(『フランス新会社法(1—15)』『阪大法学』六七—七一号、七五—七六号、七九

一八六号、大阪大学、一九六八—七三年、「EC会社法に関する第二指令（案）について」同一〇一
号、一九七七年、「EC会社法に関する第三指令（案）について」同一〇七号、一九七八年、「EC会
社法に関する第五指令案について（上・下）」同一一〇—一一号、一九七九年、「EC会社法に関す
る第一指令について」同一一一号、一九七九年。これらは、山口幸五郎編著『EC会社法指令』同文
館出版、一九八四年として公刊された）、単独の研究として、「EC会社法指令とその国内法化——第
一指令のケース」（『奥高孝康教授還暦記念第一巻 比較会社法研究』成文堂、一九九九年）などがあ
る。なお、会社法に関して、恩師故山口幸五郎教授の名著の補訂を行い、『会社法概論』（補訂版、法
律文化社、二〇〇〇年）を刊行している。その他、商法総則・会社法・手形法に関して多数の論文・
判例研究・解説等がある。学会活動として日本空法学会理事を務めている。

3 民事訴訟法・民事（強制）執行法・破産法

一九三四（昭和九）年の法文学部の発足に際し、弁護士の片山通夫が「民事訴訟法」（以下「民
法」）を担当したが、三七年以降は法制史担当として着任した三戸寿が加わり、三九年には大阪控訴
院長の竹野竹三郎が「破産法」を担当したことが認められる。但し、一九四〇年には三戸が単独で
担当している。新制法学部となつてからは、開設初年度である一九四八（昭和二三）年度から毎年開
講された。また、「強制執行法・破産法」（以下「執行・破産」）の講義は一九六四年度に新設され
ている。それにより、今日のカリキュラムでもある、判決手続を中心とする「民訴法」と執行・破産手
続を中心とする「執行・破産」という民事手続法の両輪の研究・教育体制が本学において成立したこ

となる。しかし、当初は民事訴訟法の専攻者はスタッフとして採用されておらず、一九六一年に上田徹一郎が講義を開始するまでは、学外から、出発時の永沢信義、石黒淳平をはじめ、山本戸克己（神戸大学）、小室直人（大阪市立大学）、中野貞一郎（大阪大学）らを非常勤講師として招いていた。こうした、いわば草創期を経て、一九六一（昭和三六）年度から上田徹一郎が異例の専任講師で講義を担当するに至る。概ね上田が「民訴法」を担当し、「執行・破産」を非常勤講師が担当する体制をとった。

上田徹一郎は、一九三〇（昭和五）年に生まれる。神戸大学卒業後、同助手を経て、一九五八年、本学法学部専任講師に就任した。一九六二年に助教、六九年に教授に昇任、その間、六五年にミュンヘン大学、七四年にケルン大学に留学している。主な研究領域は判決手続であるが、破産法・執行法関係でも多くの業績を残している。日本における当事者権理論の主唱者であった山本戸克己の影響を受けた上田の関心は、一貫して、判決効との関係で当事者への手続権の付与及びその行使という問題に向けられ、また、後年は、手続権保障を当事者平等原則との関係から再吟味する作業も行った。方法的側面では、ドイツ法を基礎とする伝統的な法理論を駆使しながら、比較法的考察を行い、法解釈に際しては評価法学の立場から評価基準の解明とその調整を試みるなど、日本における民事訴訟理論の基礎を固めることに貢献した。主要著作としては、『判決効の範囲』（有斐閣、一九八五年）、『当事者平等原則の展開』（有斐閣、一九九七年）があり、また、体系書として、学生からも実務家からも高い評価をうけている『民事訴訟法』（法学書院、初版一九八八年、第二版一九九七年）がある。上田は一九九九（平成一一）年に定年退職、名誉教授の称号を授与されるとともに、大阪経済法科

大学教授に就任した。なお、一九八二（昭和五七）年度から二年間、法学部長を務め、一九九一年より五年間、司法試験第二次試験審査委員を務めている。

一九八七（昭和六二）年には中西正が本学助手に就任し、主に「執行・破産」領域の研究・教育を担当した。中西は一九五七年に生まれる。京都大学法学部から同大学院法学研究科に進み、前期博士課程修了後、司法修習生を経ている。一九八八年本学専任講師、九一年助教教授に昇任、九二年にはアメリカ・デューク大学に留学した。一九九一年より「執行・破産」の講義を担当する。破産法関係では学界の中心的地位を占めているが、一九九七（平成九）年に東北大学法学部に助教教授として転出した。本学在職中の業績としては、「財団債権の根拠」（『法と政治』四〇巻四号、関西学院大学、一九八九年）、「無償否認の根拠と限界」（同四二巻二・三号、一九九〇年）などがある。

その後、一九九八（平成一〇）年に稲葉一人が着任する。稲葉は一九五六（昭和三一）年に生まれる。本学法学部卒業後、司法修習生を経て裁判官に任官、大阪地方裁判所、東京地方裁判所等で裁判官を八年間経験してから訟務検事、法務省訟務局付検事等を歴任（その間、アメリカ・連邦司法センターへ留学）、その後、「執行・破産」担当の教授として着任した。稲葉は、実務家としての経験を生かしながら、とくに訴訟をはじめ訴訟のプラクティス、裁判外紛争処理方法などに研究上の関心を向けていたが、一九九九年に退職した。

なお、上田の後任として、二〇〇〇年度から、香川大学より宇野聡が「民訴法」担当の助教教授として着任予定である。宇野は、一九五九（昭和三四）年に生まれる。京都大学法学部卒業後、神戸大学大学院法学研究科博士課程を経て、一九九一年香川大学法学部講師に就任、同助教教授を務める。研究

業績としては、「不利益変更禁止原則の機能と限界（一一二）」〔民商法雜誌〕一〇三卷三—四号、有斐閣、一九九〇—九一年、「財産分与事件における申し立ての拘束力」〔香川法学〕一二卷四号、香川大学、一九九三年、「審理の現状に基づく判決についての一考察」〔同一六卷二号、一九九六年〕などがある。

4 労働法

旧制法文学部法学科及び旧制法学部の講義科目には、「労働法」の名称は見あたらぬ。しかし、一九三四（昭和九）年の法文学部開設当初から学則には、法学科の学科目として、伝統的六法科目とともに「社会立法論」が定められていた。そこで扱われた内容は詳らかにしえないが、おそらく、大正期から昭和初期にかけての労働運動や農民運動等の社会運動の高まりに伴い頻発した労働争議や小作争議を契機として制定された社会政策的諸立法、なかでも、労働立法を中心とした講義が行われたものと考えられる。とするならば、この「社会立法論」は、本学における労働法講義の源流として位置づけることが可能であろう。担当者としては、「外国法（独）講読」を教えていた高橋貞三が一九三六年に「社会立法論」を担当したことが判明しているが、次第に国家総動員法体制に移行していく逆浪期にあつてこの「社会立法論」がどのような内容で講義されたか、また、そもそもいつまで開講されたかは明らかでない。

「社会立法論」に続いて、今日の「労働法」に連なる学科目として法学部のカリキュラムに現れるのは「社会法」である。同科目は、一九四六（昭和二一）年の旧制法文学部発足に際し、専門科目とし

て登場する。社会法は、私法、公法に対する第三の法分野（中間法）として位置づけられ、労働法、社会保障法、経済法を含むとされ、労働法はその中核的存在とされてきた。当時は、戦後開放政策のもとで澎湃としてわき起こる労働運動や、労使の激しい対立・紛争の嵐のなかにあつて、新憲法により労働者に労働基本権が保障され、これを基礎に労働組合法等労働三法を中心とする労働関係法規の整備が進んでいた。労働法は、社会法の一分野に位置づけられるとしても、社会政策的立法の域を脱し、独自の法体系として展開しつつあつた。したがつて、この時期には、学科目としての「社会法」は、内容的にはほぼ労働法と同義に捉えられるべきことが、学問的にも、また実践的にも要請された。本学における「社会法」を初めて担当したのは清水兼男である。清水は、一九〇六（明治三九）年に生まれる。九州帝国大学卒業後、同大学助手、大阪商工会議所勤務を経て、一九四〇年から本学商経学部講師として来学していたが、一九四二年同学部助教採用され、四四年一〇月法文学部助教、四六年五月に法学部教授となる。清水は、主として民法科目を担当しながら、かねてより経済、労働等社会法の対象領域にも関心を示し、戦後は大きく労働法研究に傾斜していった。しかし、一九五〇年一二月、生所の金沢大学の設立に参加するために本学を去つた。本学在職中の業績としては、『労働法概説』（巖松堂書店、一九四八年）、「労働基準法と労働協約」（『法律文化』二巻六・七・八合併号、法律文化社、一九四七年）などがある。

清水の後任として、当時和歌山大学教授であつた後藤清が非常勤講師として招聘され、「社会法」を担当することになる。後藤はすでに戦前から本格的に労働法の研究に携わり、労働法の数少ない先駆的研究者の一人であつたが、戦後もいち早く著書・論文を精力的に発表し、戦後労働法研究におけ

る指導的存在となっていた。

学科目「社会法」は、一九五四（昭和二九）年の学則改正により、その内容をより適切に反映した名称として一九五五年度より「労働法」に改められ、今日に至っている。

「労働法」は、引き続き後藤清が非常勤講師として担当していたが、一九六一（昭和三六）年度より、当時法学部助教授であった安屋和人が担当することになった。安屋は、一九二二（大正一一）年に生まれる。本学法文学部卒業後、本学大学院に進み、一九四七年本学助手に就任、五〇年専任講師、五七年七月助教授、六三年教授となる。戦後に大学を卒業して労働法の研究を開始し、労働契約、就業規則、労働協約の法理論的構造を中心に研究を進めた安屋は、いわば戦後第一世代の研究者である。

安屋は数多くの論説・判例批評を書いているが、その対象は、「就業規則の法理」（『法と政治』六卷一号、関西学院大学、一九五五年）など就業規則の分野に関する研究と、「労働協約の一般的拘束力」（『新労働法講座』第五卷、有斐閣、一九六六年）などの分野、及び「年少労働者保護の法理」（『法と政治』二三卷一号、関西学院大学、一九七二年）、「セールス労働者の労働条件をめぐる法律問題」（『季刊労働法』一〇六号、総合労働研究所、一九七七年）などの個別問題の研究と、多岐にわたっている。

また、安屋は大学紛争収拾後の一九七〇（昭和四五）年度から二年間法学部長を務めるとともに、紛争前後の教務主任、大学評議員、特別調査委員として尽力するなど、研究・教育のみならず学内行政の面でも多大な貢献をした。一九九一（平成三）年定年退職し、名誉教授の称号を授与される。一九九一年には弁護士登録をしている。

ところで、労働法は総論的部分と集団的労働法、個別的労働法の三部より成るとするのが通例であるが、通年週一講時の講義時間でこのすべてをカバーすることは到底不可能である。集団的労働関係が未成熟で労使紛争が日常化していた時期には、そうした時代の要請に応じる形で、労働法の講義は団結権保障を中心とする集団的労働法を主な内容としており、一般の概説書もこのような内容で編集される傾向にあった。やがて、一九七〇年代半ば以降、集団的労働関係が成熟し、安定化するにつれて、労働法学の研究は個別的労働関係を中心とする労使間の秩序・ルールの設定を課題とする研究が主流となり、労働法の講義も、徐々に集団的労働法から個別的労働法にウエイトを移していく。安屋の研究関心の変化自体、そうした状況の推移に対応するものであったが、このような変化は安屋の後任として着任した柳屋孝安の研究関心と安屋のそれとの違いにも明瞭に表われているということができよう。

柳屋孝安は、一九五六（昭和三一）年に生まれる。同志社大学卒業後、大阪大学大学院法学研究科博士課程前期課程、神戸大学大学院法学研究科博士課程に在籍した後、日本文理大学講師を経て、一九九一年本学法学部助教授に就任、九七年教授に昇任した。

柳屋が「労働法」の講義を開始した時期には、国際レベルで政治上、社会経済上の大きな変化が生まれ、労働法に関しても、終戦直後の時期以来の抜本的な見直し期に入ったという見方が一般的になるに至った。そのような状況のもと、柳屋は、これまで集団的労働関係の重要な担い手であった労働組合の組織率の長期低落傾向に対処するために、従業員代表制導入の可能性を検討したり（「従業員代表制の運用をめぐる法的諸問題の検討」『法と政治』四三巻一号、関西学院大学、一九九二年）、雇

用・就業形態の多様化に対処するために、固定的な労働者概念の再構成や法規制の多様化の検討を試みている（「西ドイツ労働法における被用者概念の変化（上・下）」『日本労働協会雑誌』三一七—三一八号、日本労働協会、一九八五年）。

なお、労働法を構成する一分野とされながらもこれまであまり重視されていなかった労働市場法（雇用保障法）の分野も、近時、わが国の高度成長を支えてきた終身雇用制が動揺し、労働市場が流動化するに伴ってその重要性を増している。そのような現実の動向に鑑みるならば、「労働法」の講義は複数の専任担当者による複教科目として開講されることがいつそう望まれる状況となってきたというべきである。

5 国際私法

「国際私法」の実務上・研究上の重要性は、明治の法典編纂期から意識されてはいたものの、明治期から第二次世界大戦終戦時までを通じて日本における国際私法専門の学者は数えるほどであり（端的な例を挙げるならば、法例の起草者である穂積陳重は国際私法専攻者ではない）、そのため、大学法学部で「国際私法」を開講するところも少なかつた。そのような状況のもと、本学において、一九三四（昭和九）年の旧制大学法文学部開設当初より法学科の学科目として「国際私法」が置かれたことは特筆すべきである。一九二三（大正一二）年に、後に国際私法学の泰斗となる久保岩太郎が高等商業学部教授として着任しており、機関誌『商学評論』に数多くの国際私法の論文を発表している。現存する資料によれば久保は一九三四（昭和九）年の法文学部創設にも関わったとされ、三六年の文

部省への教員採用認可申請には国際私法担当教員として久保の名が記載されているので、彼が法学部における講義を担当したと思われる。久保は学院在任中に大著『国際私法論』（三省堂、一九三五年）を著しているが、一九三八年に母校である東京商科大学（現一橋大学）に招かれ、本学を去った。

このため一九三九年から、当時大阪商科大学（現大阪市立大学）助教授であった実方正雄が担当することとなった。また一九四六年からは、同大学との兼任教授に就任し、「国際私法」の講義を担当する。実方は、一九〇五（明治三八）年に生まれ、東北帝国大学法文学部法律科を卒業した。同大学で国際私法専攻の講師、助教授として、数多くのすぐれた国際私法の論文を公表するが、学内事情から一九三七年大阪商科大学に転じ、主として「商法」を担当することになる。実方は、国際私法学者として、名著といわれる『金約款論』（有斐閣、一九三九年）、『国際私法の総論・各論を体系的かつ実定法学的に叙述したわが国最初の国際私法概論書である』『国際私法概論』（有斐閣、一九四二年）を著したほか、『新法学全集』の一冊として『国籍法』（日本評論社、一九三七年）と『共通法』（一九三八年）を執筆、『家族制度全集（法律編）』（河出書房、一九三七—三八年）に『国際親子法』（第三卷所収、河出書房、一九三七年）、『国際相続法』（第五卷所収、河出書房、一九三八年）を寄稿するなど、わが国の実定国際私法の発展に多大の貢献をする。

実方は、その後本務校の担当講座との関係から商法の研究に主力を注ぐことになり、本学に兼任教授に就任した時には講義、研究演習、大学院講義とも「商法」を主として担当、多忙のためもあって、『国際私法』の講義は隔年開講とされた。なお、実方は一九六六（昭和四一）年、大阪市立大学の定年退官とともに、本学兼任教授も辞し、小樽商科大学学長となった。

実方の後任として、一九六五（昭和四〇）年度から田村精一が「国際私法」の講義及び研究演習を担当する。田村は一九三一（昭和六）年に生まれる。大阪市立大学法学部を卒業し、民法の助手として谷口知平の指導の下で家族法の研究に従事した。「アメリカ法に於ける夫婦間の不法行為について」（『法学雑誌』四卷二号、大阪市立大学、一九五七年）、「婚約の法的保護に関する一考察」（同六卷四号、一九六〇年）や、「婚約破棄の責任」（『民商法雑誌』四〇卷三号、有斐閣、一九五九年）などの論文を著していたが、本学法学部の充実計画による勧めもあり、一九六一年に国際私法担当予定の専任講師として本学に着任した。一九六二年春に比較法学会において「アメリカにおける婚約法の展開と問題点」を報告した後、田村は本格的に国際私法の研究を開始し、国際私法学会において学会報告「国際私法判例の研究手法」（一九六四年春）、シンポジウム「実親子の渉外的法律問題」の分担報告（一九六四年秋、その論説として「親子間の法律関係の準拠法について——その一 法例解釈上の問題点」『法と政治』一五卷三号、関西学院大学、一九六四年）を行い、翌六五年助教、七二年教授に昇任した。

田村の目標は、前任者実方と同じく実定法学、実用法学としての国際私法学の構築にあり、その際の基本的な学問方法は、とくに現実に生じた涉外私法事件の解釈を重視し、判例研究に重点を置くというものである。前出以外の主要業績としては、伝統的国際私法学に対する一つの批判を試みた「わが国際私法における公序条項の適用について」（『法学雑誌』一三卷二・三・四号、大阪市立大学、一九六七年）や、「子の監護者決定をめぐるアメリカ州際私法上の問題——連邦最高裁判例を中心として」（『法と政治』一九卷一号、関西学院大学、一九六八年）、「不当利得の準拠法の適用範囲について」

〔谷口知平教授還暦記念 不当利得・事務管理の研究〕第三卷、有斐閣、一九七二年）、「国際婚姻・親子法の改正と公序——ドイツ改正法との比較」〔谷口知平先生追悼論集 家族法〕第一卷、信山社出版、一九九二年）などがあり、また、国際私法学会シンポジウム「わが国際私法改革の視座」での共同報告（一九八四年）、「法例改正についての中間報告」について（『国際法外交雑誌』八六巻一号、国際法学会、一九八七年）などに結実する法例改正問題の検討も行っている。その他、判例評釈、解説が多数ある。

田村の国際私法の講義及び演習は、当初は、各論とくに国際親族法に重点を置くものであったが、国際私法の隣接領域の拡大や涉外契約・涉外不法行為事件の増加に伴い、国籍法、外人法の要約、国際裁判管轄、外国判決の承認の問題も総論・各論の中で取り扱うようになってきている。ただし、重要な隣接領域である国際取引法は実務との関連が大きく、研究者が単独で講義・研究を行うのに困難が伴うため、一九八四（昭和五九）年度から「法学特講」の形で国際取引法の講義を、当時実務家として定評のあった浅田福一に非常勤講師として依頼することになり、現在に至っている。浅田は本学法学部卒業後、社団法人国際商事仲裁協会に入り、同会大阪支部事務局長を経て、一九八九（平成元）年からは本学商学部教授に就任し、「貿易商務論」などを担当している。著書として『国際取引契約』（東京布井出版、一九七七年）、『国際取引契約の理論と実際』（同文館出版、一九九六年）などがある。

なお、田村は、大学紛争期にそれへの対応及び事後処理に尽力するとともに、大学教育、学生問題にも強い関心を向けるなど、教育・行政面での貢献も多大である。また、学会活動の面では、一九八五（昭和六〇）年から九九年まで国際私法学会理事を務めるとともに、一九八〇（昭和五五）年より

福地俊雄の後任として比較法学会理事も務めた（後者は九九年六月田中通裕と交代）。二〇〇〇年三月に定年退職、名誉教授の称号を授与された。

IV 基礎法研究室

基礎法研究室は現在、「法理学」「法社会学」「日本法史」「東洋法史」「西洋法史」「英米法」の六人の専任教員をもち、「法思想史」「日本近代法史」「中国法」などを非常勤講師によって開講している。他大学に比して、基礎法学科目の充実は本学法学部の大きな特徴となっている。この事由として、現在大学院は民刑事法、政治学、基礎法学の三専攻を有しているが、博士課程の創設は基礎法学が最も早かったことにかがわれるように、法学研究科設置の経緯が関連してくる。それ以外にも本学において基礎法学が重視されていることの原因としては、いくつかの理由が考えられる。第一の原因は、初代法文学部長であったH・F・ウッズウォースの意思である。彼はリベラルな立場から、当時の日本の法学教育がもつばら高等文官試験の合格と官僚養成を目的としていることに奇異の念を抱き、官僚的な知識人ではなく、奉仕の精神をもつ知識人の養成を本学における法学教育の目標と考えた。つまり学院のスクール・モットーである「マスタリー・フォア・サービス」を法学教育においても実現しようと考えたのである。彼が主張した「ソーシャル・アプローチ」という言葉は、単に方法論を意味するだけではなく、法学教育の目標をも示すものであった。第二の原因は、伝統である。すでに法文学部創立以前から専門部に社会学が置かれ、専任として河上丈太郎、新明正道、松沢兼人、小松堅太郎、非常勤講師として高田保馬、赤松五百麿、坂本勝らが「社会学」を講義していたが、当時の「社会学」は現在でいう「社会科学」に相当すると考えられる内容であった。すなわち、狭義の法律

学に限られぬ広い視野からの学際的研究・教育が行われるための基礎が、法文学部設置以前から本学には存在していたのである。第三の原因は、偶然ではあるが、法文学部発足の直前、京都帝国大学でいわゆる滝川事件が起こり、文部省に抗議して京大を去った人々が専任または非常勤講師として本学における法学教育に参加したこと、またそれ以外の教授陣もリベラルで基礎を重んじる関西の学問風土を身につけた人々であったこと、である。以上の要素が一体となって、「我法学科は単なる高等試験の準備教育に墮したり解釈法学に偏することを極力さげねばならぬ。常に社会的な法理論の教授に努めよう」（本書第3部、大石兵太郎「大学事始」という合意のもと、法文学部はスタートしたのである。以上のように、基礎法の重視は創立のときから始まっている。

しかし、その充実には時間が必要であった。一九三四（昭和九）年、法文学部法学科の発足時にはわずかに中島重による「法理学」、飛沢謙一その他学内外の非常勤講師による英・独・仏の「外国法原書講読」のみでスタートしなければならなかった。一九三七年、三戸寿の「法制史」が加わるが、戦時中に行わば壊滅状態に陥ったといつてよい。戦後一九四八（昭和二三）年の新制大学法学部の発足時でさえ、三戸の「法制史」「法律思想史」、飛沢の「法理学」「仏法」、川村大膳の「英法」が開講されたのみであった。翌年「日本法制史」の前田正治、一九五九年「法社会学」の及川伸が着任し、また本学で育った「英法」の深瀬秀、「東洋法史」の八重津洋平が加わって、ようやく現在の体制が形成されてくるのである。以下、大きく「法理学」「法社会学」「西洋法史」「日本法史」「東洋法史」「英米法」に分けて詳述する。

1 法理学

法文学部で初めて「法理学」の講義を講じたのは中島重である。中島は、一八八八（明治二二）年に生まれる。東京帝国大学卒業後、同志社大学教授を経て、一九三〇年本学教授に就任、法文学部創設と同時に憲法・法理学を担当した。

中島はドイツ・新カント学派の法哲学を足がかりとしつつも、法をその存在目的の観点から捉えることをめざし、しかもその存在目的を独特のスケール豊かな社会的キリスト教思想のなかで把握しようとする、非常に特色ある法理学を展開したことで知られる。主著として『社会哲学的法理学』（岩波書店、一九三三年）を挙げることができる。戦後間もなく（一九四六年）同志社大学に復帰したが、その直後に逝去した。

中島の後をうけて本学法学部の「法理学」を長く担当した飛沢謙一は、一九〇六（明治三九）年に生まれる。東北帝国大学法文学部卒業後、同大学副手を経て、一九三四（昭和九）年の関西学院大学法文学部創設時に専任講師として就任するが、就任当時は講義を担当せず、もっぱら「仏法講読」や「仏語講読」を担当していた。一九三八年に学院高等商業学部に移ったが、四八年に新制法学部助教となり、「法律社会学」と「法理学」を講義し、教授となった五〇年より定年退職するまで「法理学」を講じていた。一九六五（昭和四〇）年度から二年間は、法学部長を務めている。一九七五年定年退職し、名誉教授の称号を授与された。

飛沢はフランス社会学の色彩の濃い法哲学を本学部に定着させた。名訳書とされるデュルケームの『自殺論』（共訳、宝文館、一九三二年）をはじめとして、コントの『社会再組織の科学的基礎』（岩

波書店、一九三七年）や同『実証精神論』（世界大思想全集 社会・宗教・科学思想編9、河出書房新社、一九六〇年）などの翻訳がある。論文では、ギルヴィッチを研究対象全体にわたり紹介するものが多く、それは法哲学から法社会学、さらに社会学理論にまで及ぶ。在職中三カ月の西欧出張を除いて長期にわたる外国研究経験はなかったにもかかわらず、飛沢のフランス語の語学力は傑出したものであった。フランス語原書講読を媒介として、飛沢の教えを受けた大学院生も多い。

初めに法社会学の講義を担当していたこともあって、飛沢には「フランスで法社会学はいかに評価されているか」（『法社会学の諸相』有斐閣、一九六一年）や「デュルケムの法社会学——主として刑法社会学」（『法と政治』二一卷三号、関西学院大学、一九七〇年）という論考もある。退職前の飛沢は、ペレルマンの法哲学や正義論に関心を移し、詳細な紹介を行った。（なお飛沢は、一九九五年一月の阪神・淡路大震災で家屋の倒壊のため逝去している）

一九七六（昭和五二）年以降の「法理学」は、法学方法論の基礎理論としての「市民社会論と法カテゴリー論」について優れた論説を発表して学界で注目されていた田中茂樹がその後を引き継いだ。田中は、一九三八（昭和二三）年に生まれる。京都大学卒業後、同大学院で学び、高知大学専任講師、神戸大学専任講師、同助教を経て、一九七六年本学部助教に就任した。八〇年教授に昇任。

田中は、当初、ドイツ法哲学史における価値相対主義や二〇世紀初頭のドイツ自由法運動に関心を寄せていたが、本学法学部に就任してからは、当時いみじくもドイツ古典哲学の「ヘーゲル生誕二〇〇年」を迎えて活発となっていたヘーゲル法哲学の現代的意義に関する研究を行う一方、ヘーゲルやマルクスを形而上学として批判したカール・ポPPERらの論理経験主義ないし論理実証主義の認識論

的根拠を反批判し、また当時本学大学院の「法哲学特殊研究」及び「法哲学特殊講義」を担当していた矢崎光国（大阪大学）の影響をうけ、オックスフォードの日常言語学派の権利論、義務論、権能論の特徴の解明を試み、とくに英国の分析法哲学やH・L・A・ハートの法哲学を積極的に吸収した。

一九七二（昭和四七）年から非常勤講師として本学大学院における法哲学史教育を担った矢崎光国の功績もとくに記される必要がある。矢崎は大学院の法哲学史の講義を担当したが、その履修者からは、後に名城大学の出水忠勝、沖繩国際大学の徳永賢治、徳島文理大学の桜井進を輩出している。

ところで、本学法学部では、なぜ「法哲学」ではなくて、「法理学」でなくてはならなかったのか。それは、田中茂樹によれば、一八八二（明治二六）年、帝国大学法科大学（現東京大学法学部）において講座制度が開始された際に、担当者であった穂積陳重がメタフィジカルな響きをもつ「哲学」という名称を避けて「理学」としたことに出発点があり、さらに、九州帝国大学、東北帝国大学、京都帝国大学などでも相次いで「法理学」の名称が使用されたためである、とされる。関西学院大学では、京都帝国大学出身の田村徳治（元来の専攻は行政学であったが、法理論、就中純粋法学にも強い関心を持っていた）が「法理学」とし、戦後にそれが定着した。田中によれば、法学部発足時には、そのような背景もあって、教員人事においては、法理学は独仏系の研究者とし、法社会学は英米法系とするという発想が有力であったという。

いずれにしても本学法学部の「ソーシャル・アプローチ」という特色を色濃く反映して、理念的・概念的な法理学ではなくて、社会的な法理学が本学基礎法研究室の特色となっていたようである。

一九八四（昭和五九）年、田中は縁あって大阪大学に移り、その後しばらくの間、法理学講座の専

任教員不在の時期が続いたが、一九九四（平成六）年、植木一幹が同講座担当者として着任した。

植木は一九六五（昭和四〇）年に生まれ、京都大学法学部を卒業、同大学大学院法学研究科に進む。一九九四年に同博士後期課程を研究指導認定退学し、本学法学部に助手として就任、九五年専任講師、九八年助教授となり、現在に至っている。その間、一九九七年から九九九年にかけて、カナダ・モントリオールのマギル大学にて客員研究員として在外研究に従事している。

植木の主たる研究テーマは、法によってその実現がめざされるべき価値の一つとしての「正義」の内実把握とその根拠づけにかかわる正義論と呼ばれる分野であり、この課題に、一方ではドイツ法哲学・実践哲学の展開を、他方では英米圏における正義をめぐる論議の応酬を参照しつつ取り組んでいる。主な業績として、「伝承と個人——討議倫理の一解釈」（山下正男編『法的思考の研究』京都大学人文科学研究所、一九九三年）、「R・ドウウォーキンの『インテグリティとしての法』の理論に關する一考察——J・ハーバマスによる批判を手がかりに（一——二）」（『法学論叢』一三五巻四号、一三六巻三号、京都大学、一九九四年）、「強い評価」の規範理論（一）——C・テイラーの人間存在論とその展開」（『法と政治』四八巻一号、関西学院大学、一九九七年）の諸論文がある。

なお、前述のように一九八四（昭和五九）年に田中が本学を去り、その一〇年後に就任した植木も助手からの出発であったため、学部専門教育科目としての「法理学」の講義を九九年度になるまで担当することができなかった。この間、一九九〇年度から九八年度までの長期にわたって「法理学」の講義を担当した野口寛（神戸大学—摂南大学）の本学への貢献は多大なものがある。本学法理学講座の歴史において彼の名をとくに記すことは当然のことであろう。

2 法社会学

本学部における「法社会学」の歴史の出発点は、一九五一（昭和二六）年に飛沢謙一が「法律社会学」の講義を始めたことにあり、同講義は五五年に「法社会学」と改称された。飛沢は法哲学者であるが、フランス社会学にも造詣が深く（本章「1 法理学」参照）、大学院法学研究科基礎法学専攻課程においても「法社会学特殊講義」と「法社会学特殊研究」を担当していた。飛沢はフランス社会学のなかでも、ギルヴィッチやコント、さらにはデュルケムといった社会学者の法社会学理論を丁寧に紹介していた。

ところで、戦争に疲弊し、戦後の混乱期に知識に渴望していた研究者たちの関心を集めたのは、戦後すぐに結成された民主主義科学者協会法律部会であり、続いて発足した日本法社会学会であった。とくに法社会学の方法論は「戦後民主主義」の風潮のなかで脚光を浴びていた。

本学法学部が、「ソーシャル・アプローチ」を法学部教育のモットーとして掲げていたこと、さらに、戦後間もなく発足した大学院が基礎法学専攻と政治学専攻であったことから、この時期には法学部を挙げて「生ける法」研究のために盛んな実態調査を組織し始めていた。それらの実証研究の成果は本学部法政学会の学術機関誌『法と政治』の創刊号以下に、瀬戸内海の家島（兵庫県）の相続研究、島根県出東村における親方子方制度研究、長野県中土村における入会権研究、さらに香川県小豆島の選挙に関する実態調査の研究報告等となって公表されているが、それら詳細な調査報告は当時の学界に大きな学問的寄与をなした。

本学部におけるこのような学問的状況のなかで、一九五九（昭和三四）年に及川伸が「法社会学」

の専任教員として着任した。全国的にみても、専任の法社会学者が法社会学の講義を行っている大学はほとんど存在していなかった時代にあつて、関西で初めて法社会学の講義を行い、しかも専任の教員をもつに至つたというのは、今日の状況を顧みたとき（及川は法社会学の非常勤講師として神戸大学、甲南大学、同志社大学、大阪市立大学、立命館大学に長期間にわたつて出講していたが、これらの大学では現在、専任の法社会学者による法社会学講義を常設している）、本学法学部に先見の明があつたことを示し、誇りにしてよい点である。

及川伸は、一九二四（大正一三）年に生まれ、東北大学文学部及び法学部を卒業後、同文学部大学院にて社会学を専攻した。文学部では新明正道の指導の下で社会学を学び、法学部では中川善之助の下で家族法を学んでいる。

及川は、関西学院大学と関係のあつた新明の薦めもあつて、一九五九（昭和三四）年法学部の専任講師として招聘され、以後、定年退職の九二年を経て、永眠する九七年まで三八年間の長きにわたつて学部・大学院にて「法社会学」を講じてきた。その間一九七六年度から二年間は、法学部長を務めている。

この及川伸の法社会学を「及川法社会学」と呼ぶならば、それは大きく三期に分けてその発展を跡づけることができよう。その第一期は、学者としてのスタートを切つた一九五〇（昭和二五）年代初めからアメリカ留学を行う六〇年代初めまでであり、その時期には主に農村における家族扶養の実態調査に関心を示している（日本法社会学会での及川の最初の報告は、一九五五年に行われた「東北山村における親族扶養の実態」であつた）。この時期彼は、本学部が当時熱心に取り組んでいた兵庫県

山村部における各種実態調査の取り組みに参加し、兵庫県村岡町、温泉町、但馬地方における扶養相続に関する実態報告書を『法と政治』に発表している。

及川は、得意とした英語の力を駆使して、その当時のアメリカ法社会学の理論書、とくにニコラス・ティーマーシェフ、ヴォルフガング・フリードマンなどの著書を紹介し始めるが、なによりもフレッド・ビューテルの法社会学に強く魅せられたようである。自然科学的検証の手法を法行動の分野に適用しようとするビューテルの実験主義法学への傾倒は、及川が、当時アメリカで法学研究に影響力を増しつつあった行動科学の適用例をそこに認めたからにはほかならない。

こうして、一九六二（昭和三七）年、及川はビューテルのいるネブラスカ大学に留学することになるが、この留学経験が彼のアメリカ法社会学理論への関心を一層高めることとなった。この一九六〇年代初頭から七〇年代前半にかけての時期が第二期である。この時期には、一九六六年にビューテルの理論と実証研究を紹介した『実験主義法学』（法律文化社）、続いて、当時、法社会学の標準的テキストとなった『法社会学入門』（法律文化社、一九六七年）をそれぞれ刊行しており、その時点までの研究・教育活動に区切りをつける作業がそこで行われたといつてよい。

続く一九七〇年代は、故川島武宜による「経験法学」の提唱をきっかけとして法社会学方法論に関する議論が盛んになった時期であるが、及川はこの間、日本法社会学会関西事務局長の任にあつて、法社会学界におけるこの論争を外から観察する立場をとり、日本の法社会学の方法的動向を詳しく紹介・報告する論文を学会誌に連続掲載している。

一九七六（昭和五一）年夏にオックスフォード大学社会と法研究センターへ留学したのを機縁とし

て、それ以降毎年、国際学会で報告を行うようになり、それに対応して、及川の研究対象は学界動向の紹介から日本を取り巻くさまざまな法状況の分析（たとえば農業法就中食糧管理法、あるいは裁判制度など）へと、多角的な展開を見せている。このオックスフォード留学から、一九九二（平成四）年に法学部を定年退職するまでの時期が第三期にあたる。及川はこの間、日本法社会学会の企画委員長として、シンポジウム「裁判の法社会学」を一九八九年から二年間にわたって組織し、裁判過程、裁判官行動及び紛争処理研究、さらには国民の司法参加の問題を提起した（それらの記録は学会誌『法社会学』に掲載されている）。それを含め、この時期に書き著された多様な問題関心を示す論考は、関西学院大学研究叢書第六三編にあたる『法社会学の理論的展開』（法律文化社、一九九二年）にまとめられ、発表されている。英国法社会学の方法論を摂取しだすのもこの時期であり、大学院生の指導の成果としてロジャー・コッテレルやアラン・ハントといった法社会学の若手理論家の翻訳や紹介をしている。

及川は、定年退職し、名誉教授となった後も、大阪法科経済大学法学部で教鞭をとりつつ、非常勤講師として本学の「法社会学」を担当したが、一九九七年一月三〇日逝去した。

一九九九年から、高橋裕が専任講師として本学に就任した。高橋は、一九六九（昭和四四）年に生まれる。東京大学法学部卒業後、同大学院法学政治学研究所において六本佳平及び利谷信義の指導を受け、同博士課程単位取得退学後、東京大学社会科学研究所にて助手として研究に従事した後、本学専任講師に就任。公害調停・民事調停などの裁判外紛争処理制度の機能の経験的研究を主な関心対象としている。主要業績として『現代日本における調停制度の機能——特に公害等調整委員会によ

る調停を対象として』（東京大学都市行政研究会研究叢書第九号、一九九四年）や「公害等調整委員会による調停の機能と特色——米国における環境紛争調停と比較して」（『法社会学』四八号、有斐閣、一九九六年）などがある。

3 西洋法史

本学法学部の「西洋法史」は一九三七（昭和一二）年、三戸寿が嘱託講師として着任した時に始まるといつてよい。三戸が担当した科目は「法制史」という名称であったが、彼がドイツ法史とローマ法を専攻していたため、講じられたのは西洋法史であった。一九四八年の新制大学法学部発足後に「法史学」と名称変更されたが、これは「日本法制史」（五五年に「日本法史」と改称。本章「4 日本法史・日本近代法史」参照）と並列されていた。一九五八年のカリキュラム改正によってようやく「法史学」は「西洋法史」に名前を変えるのである。

三戸寿は、一九〇八（明治四二）年に生まれる。東北帝国大学法文学部法科に学び、卒業後も同大学副手として六年間にわたり栗生武夫の下でローマ法を研究した。一九三七（昭和一二）年本学法文学部に講師として着任、五七年教授を辞し翌年金沢大学法文学部に転じるまで、二〇年にわたって「法制史」「法思想史」「ラテン語」「民事訴訟法」を担当した。法学部教授が複数の科目を担当することはドイツにおいては現在でも普通であるが、三戸の場合は、一方で彼の多才を示すとともに、他方で時代的にみて教授陣の不足による部分もあろう。

三戸の主な業績としては、東北帝国大学副手時代に「独逸法律学史の一齣（一一四）——自然法時

代の覚書」〔『法学』四卷二―三号、六号、一〇号、東北帝国大学、一九三五年〕、「独逸に於けるローマ法の継受をめぐる原因論の諸相（一―五）」〔同五卷九―一―号、六卷二号、四号、一九三六―三七年〕があり、本学在任中には「近代英法の成立過程とローマ法」〔『法学研究雑誌』二号、関西学院大学、一九三八年〕、「民事訴訟に於ける近代的直接任意代理制の端緒——代理史に於けるローマ法から近代法へ」〔佐藤教授退職記念法及政治の諸問題〕有斐閣、一九三九年〕、「ドイツにおける指導者制の歴史的研究」〔『法律時報』一三卷一号、日本評論社、一九四一年〕、「リヒアルト・シュレーダー——その著『ドイツ法制史』邦訳序説」〔『法文学部研究年誌』第五輯、関西学院大学、一九四一年〕、「未開民族に於ける賠償制」〔『関西学院大学研究年報』、関西学院大学、一九四五年〕、「Glossatoren—Reception 法理論」〔『法哲学講座』第二卷、有斐閣、一九五六年〕、「ヨーロッパ法の史的回想——ヨーロッパ法統合の問題に寄せて」〔『石崎政一郎先生古稀記念論文集 現代ヨーロッパ法の動向』勁草書房、一九六八年）などの諸論文と、著書として『近代法成立史序説』（国立書院、一九四八年）がある。これらの業績を見ると、西洋法史学の開拓者たちが、わずかな人数で広範な領域を対象に苦闘しつつ、学問的に高いレベルを保っていた偉大さに感嘆せざるを得ない。しかも三戸はその間六年にわたって法学部長を務め、大学院開設に大きな貢献を果たしてもいるのである。彼は惜しくも一九七一年（昭和四六）年八月二十七日、逝去した。

三戸の後をうけて「西洋法史」を担当したのが赤井節である。赤井は、一九二五（大正一四）年に生まれる。京都大学法学部卒業後、二年間の特別研究生を経て大阪市立大学法文学部（後に法学部として独立）で助手、講師、助教授を務め、一九五九（昭和三四）年本学助教授に就任した。一九六五

年教授となるが、翌六六年二月一二日、細網肉腫のためにならずか四〇歳で惜しまれつつ世を去った。研究者として活動した期間も二〇年に満たないが、その業績は多岐にわたり、かつ驚くほど精力的なものであった。

赤井の主な業績を挙げると、著書として『ヘブライズム法思想史の研究・序説』（創文社、一九六九年）、論文として『フランス法史に於ける人種に基づく差別待遇の禁止に関する研究』（『比較法研究』六号、比較法学会、一九五三年）、『羅馬法における“*loco filiae mariti est*”に就いて』（『法学雑誌』一卷一号、大阪市立大学、一九五四年）、「*Collatio legum Mosaicarum et Romanarum*」の研究』（同二巻四号、一九五五年）、『モーセ法ローマ法対照』を手掛りとする旧約聖書律法に就いて』（同三巻二号、一九五六年）、『ヘブライに於ける証拠法の一考察』（同四巻三・四号、一九五八年）、『タルムード法学に於ける追放刑に就いて』（同五巻二号、一九五八年）、『法思想史における律法主義の一断面』（同九巻三・四号、一九六三年）や、『ヘブライ法における同害報復の刑罰に就いて』（『法制史研究』五号、法制史学会、一九五五年）、『ヘブライ法に於ける追放刑存在の可能性をめぐって』（同八号、一九五八年）、『ヘブライズム法思想史の研究・序説（一一五）』（『法と政治』一二巻二一三号、一三巻二号、一四巻一号、一五巻一号、関西学院大学、一九六一―六四年）、『法思想史とは何か——松尾助教授の見解に寄せて』（同一三巻三号、一九六二年）、『旧約聖書における法神授思想について』（『キリスト教文化学会年報』九号、関西学院キリスト教主義教育研究室、一九六二年）、『比較法史より見たユダヤ契約法の一考察』（『オリエント』六巻二号、日本オリエント学会、一九六三年）、『アシケナーザイームとセファールディーム』（『ユダヤ・イスラエル研究』三号、日本イスラエル

文化研究会、一九六四年）などのほか、翻訳書としてミシェル・ヴィレー著『ローマ法』（共訳、白水社、一九五五年）があり、その他多くの翻訳、書評がある。また、赤井が中心となってつくられた「サヴィニー研究会」は、彼の死後も継続してサヴィニーの『現代ローマ法体系』の邦訳を続けた。赤井の業績はローマ法、フランス法、法思想史、西洋法史、方法論と多岐にわたるが、最も重要なものはブライ法の研究であろう。彼は敬虔なクリスチャンであり、その信仰が赤井をこの領域に導いたのであるが、わが国において未踏の分野を切り拓きつつ若くして倒れたことには痛切な哀惜の念を禁じ得ない。

赤井節の死後、「西洋法史」の講座は六年間空白であったが、一九七二（昭和四七）年、三浦澄雄を広島大学から迎えることとなった。

三浦は、一九三一年に生まれる。九州大学法学部卒業後、同大学大学院に進み、同助手、広島大学教養部専任講師、同助教授（この時期にフンボルト財団奨学生としてドイツ留学を行っている）を経て、本学に助教授として就任した（これによって本学法学部は日本・東洋・西洋という三法史学を持つ体制を回復し、学界の注目を集めることとなった）。三浦はドイツ法史、とくにゲルマン時代と中世初期を専門とする。業績としては、方法論に関するものに「社会規範と法」（『広島大学教養部紀要』IV、広島大学、一九六七年）、「法史学と社会学」（『野口隆博士還暦祝賀記念論文集』広島社会学研究会、一九七三年）があり、ゲルマン時代と中世初期に関して「ゲルマン時代の婚姻について」（『九大法学』八号、九州大学、一九六〇年）、「ゲルマンの夫権について——婚姻の形式と妻の地位」（『政経論叢』一五巻二号、広島大学、一九六五年）、「ゲルマン時代の刑罰について」（同二二巻五・六号、

一九七二年)や、「ゲルマンのジツベについて」(『史学研究』九六号、広島史学研究会、一九六六年)、「ゲルマンの自由概念について(一—二)」(『法と政治』二四卷四号、三一巻一号、関西学院大学、一九七四年、一九八〇年)、「ドイツ法史の時代区分について——中世初期か古代末期か」(同三二巻四号、一九八一年)、「沼沢死体 Moorleichen に ついて」(同三九巻二号、一九八八年)、「シカル事件——フランクの法典と現実」(同四三巻四号、一九九二年)、「ゲルマン時代の社会構造について」(同四八巻一号、一九九七年)や、「考古学的にみた中欧の家と村落」(『法制史研究』三〇号、法制史学会、一九八一年)などの論文、その他多くの書評、翻訳がある。また、二七年にわたる在任中のこととしてとくに、教育面で、大学院の「ドイツ語原典講読」においてオイゲン・エールリッヒの『法社会学の基礎づけ』を読み、若い世代に大きな影響を残したこと、学内行政面で、一九九三年度から二年間の法学部長をはじめ、学長補佐・教務部長・人権教育研究室長等として大きな貢献を果たしたことを付記したい。一九九九(平成一一)年定年退職し、名誉教授の称号を贈られた。

三浦の退職後、深尾裕造が鳥根大学から本学に着任した。深尾は、一九四九(昭和二四)年に生まれる。京都大学法学部を卒業後、同大学大学院、同助手を経て鳥根大学法文学部に赴任し、講師、助教授、教授を務めた後、一九九九年本学法学部教授に就任した。深尾はとくにコモン・ローの歴史の研究を行っており、すでに「イングランド法とラミズム」(『京大院生論集』六号、京都大学、一九七八年)、「Fitzherbert の “Graunde Abridgement” (1516) の成立に関する一考察」(同七号、一九七九年)、「チューダー期イングランド法学の形成とその展開過程(二—四)」(『法学論叢』一〇五巻一号、三号、六号、一〇六巻一号、京都大学、一九七九年)、「中世末イングランドにおける判例法主

義の成立過程(一一二)」「同一〇七巻五号、一〇八巻四号、一九八〇—八一年)、「イギリスとルネサンス」再考——メイトランド『リード講演』の理解のために(『島大法学』二八巻二号、島根大学、一九八四年)、「Artificial Reason 考——ホップズ—クック論争と近代法学の生誕(一一三)」「(同三五巻四号、三六巻一号、三号、一九九二年)などのほか多くの翻訳、書評があり、今後の研究の拡大と深化が期待される。

本学法学部はその発足以来、多くの非常勤講師の援助に支えられてきたが、「西洋法史」においても事情は同じである。そのなかでも、とくに田中周友の貢献は大であった。田中は、一九〇〇(明治三三)年に生まれ、京都帝国大学法学部を卒業後、同助手、助教授、教授として「ローマ法」「西洋法制史」講座を担当し、京大退官後は甲南大学に移った。田中の業績は枚挙に暇がなく、ここではその著書『法史学第一部(比較法史学)』、『法史学第二部(ローマ法史)』(いずれも三和書房、一九四九年)、『世界法史概説』(有信堂、一九五〇年)を挙げるにとどめる。本学においても、一九五二(昭和二七)年の大学院基礎法学専攻の設立以降八八年に至るまで「ローマ法」を、また六三年以降は「ラテン語原典講読」も担当した。また専任者不在の期間には学部、大学院の「西洋法史」をも担当している。とくに田中の「ラテン語原典講読」には、法学部のみならず文学部の大学院生も参加して、彼らに大きな影響を与えることとなった。

4 日本法史・日本近代法史

本学法学部における「日本法史」の歴史は、京都大学から猪熊兼繁が嘱託講師として来学して「日

本法制史」を一九四七（昭和二二）年度から講じたことに始まる。翌年度からは囑託講師として前田正治が講義したが、前田は一九四九年三月に本学助教授に昇任し、四九年度から専任教員による開講となった。その後一九五五年に、講義内容は制度史にとどまらないとの意図から、学科目名称を「日本法史」と変更し、以後その名称は今日まで続く。また一九五八年から前田は「日本法史」とともに「日本近代法史」も開講した。同年度の要覧によると、「わが近代法史の解明は、日本法の真の近代化のための要請であるが、従来は日本法史の講義の一部に包含せしめるに過ぎなかつたので到底意を尽し得ず、本年度よりこれを分離開講することになった。明治維新以降を叙述する。本講を独立して開講している大学は未だ少く、これに先鞭をつけることによつて明治研究の重要性を提唱したい」と力説する。その意気込みも今日まで継承され、一九九七（平成九）年度以降は「日本近代法史」を一年生配当に変更し、六法の立法過程を把握した上での六法科目の受講を推薦している。

前田正治は一九一三（大正二）年に生まれる。一九三七（昭和一二）年京都帝国大学法学部卒業後、翌年六月に同大学大学院に入学し牧健二の指導をうけるが、九月には軍務応召をうけ、中国大陸に渡る。一九四二年八月応召解除により大学院に復帰、四三年一〇月には新たに設けられた大学院特別研究生として、牧の下でライフワークと言うべき近世村法研究に着手した。一九四九年三月に、上述のごとく本学に助教授として着任し、五年に教授となつて以降、八一年名城大学法学部に移るため定年扱い退職するまで、三二年強の長きにわたり研究教育に尽力し、同年名誉教授の称号が授与された。その後も大学院での授業の担当などのために来学、自ら収集した近世古文書の判読を楽しんでいたが、一九九八（平成一〇）年一月三〇日逝去した。

「村制裁を通じて観たる我国近世村法の自主性」〔法学論叢〕五二卷五・六号、京都大学、一九四六年）に始まる前田の研究は、京都大学法制史研究室・関西学院大学基礎法研究室所蔵古文書等の丹念な解説・分析による近世村落を核とした庶民団体法史の究明であつた。とくに一九五〇（昭和二五）年有斐閣から出版された『日本近世村法の研究 附録村法集』は、村民集会・租税等負担・協同・農業秩序など一二に区分される近世村落の村規約についての初の体系的著述であり、封建領主の支配のもと、被支配関係が強調されがちな近世村落内の村法のもつ「自主性」を強調した論は学界に大きな影響を与えたが、同時に、領主法と村法との関係の究明が前田の以後の研究課題ともなつた。それに取り組み成果を上げたのが「領主法上の刑罰権と村制裁権との関係」（法制史学会編『刑罰と国家権力』創文社、一九六〇年）や「法と村落共同体——江戸時代における村法を中心として」（清水盛光他編『封建社会と共同体』創文社、一九六一年）、「相給村の一考察——越後国刈羽郡坂田村『難洪出入』をめぐって」（『牧健二博士米寿記念 日本法制史論集』思文閣出版、一九八〇年）である。また、これらの諸論の基盤となる村法関係論稿としては、「日本近世農村の法意識」（『法と政治』一卷三・四号、関西学院大学、一九五〇年）、「但馬旧森尾村に於ける明治以降の村法資料」（同三卷二・三号、一九五二年）、「播磨国加古郡福里村年貢資料（大西家文書）（一一二）」（共同執筆、同八卷一一二号、一九五七年）、「信濃国小懸郡辰ノ口村史料（飯島家文書）」（同二一卷一号、一九六〇年）、関西学院大学日本法史研究会「基礎法學研究室収集古文書（十一—十二） 越後国刈羽郡坂田村文書（I・II）」（同四五卷四号、四六卷三号、一九九四—一九九五年、解題分担執筆、IIが絶筆となる）や、「摂津国菟原郡横屋村松田久治郎家文書」（『兵庫史学』八号、兵庫史学会、一九五六年）、「村政の推移」（清水盛

光・前田正治編『近世後進地域の農村構造——信濃國小懸郡辰ノ口村の場合』京都大学人文科学研究所調査報告第一九号、京都大学、一九六一年）、「村制裁」（清水盛光・前田正治編『続近世後進地域の農村構造——備前国津高郡加茂郷の場合』同第二〇号、一九六三年）、「明治以降の村法の一考察——兵庫県出石郡森尾・神美村村法について」（『手塚豊教授退職記念論文集 明治法制史政治史の諸問題』慶応通信、一九七七年）などがある。

前田の関心は村法にとどまらず、庶民団体法にも向けられており、「仲間法論序説」（『法と政治』三卷一号、関西学院大学、一九五二年）、「二三の名古屋町内文書に就いて——宮町々代役御用留・飯田町人別御改帳を中心とする都市法研究覚書」（同五卷三・四号、一九五五年）、「日本庶民団体法史論覚書」（同一〇卷三号、一九五九年）や、「但馬森尾村清峰講に就いて」（『法制史研究』三号、法制史学会、一九五三年）、「株」考——日本庶民団体法史研究の一環として」（『龍谷史壇』九九—一〇〇号、龍谷大学、一九九二年）があり、関連して「北海道の五人組帳」（『法と政治』一四卷三号、関西学院大学、一九六三年）の論稿がある。

前田の名が初めて専門著述で検出されるのは領主法の分野である。京都帝国大学法学部日本法制史研究室で編集が進められた『近世藩法資料集成』のうち、第二卷『熊本藩御刑法草書附例』（一九四三年）の校正に参加したことが初見であるが、その事業を受け継いで石井良助が代表者となって藩法研究会が組織された折、その一員として参画し、当時指導していた大学院生等の協力を得て、『藩法集2 鳥取藩』（創文社、一九六一年）、『藩法集10 続鳥取藩』（創文社、一九七二年）を編集し、師の事業の継承発展に寄与した。関連して「鳥取藩『御舊法御定制』編纂の意義」（『法と政治』一八卷

二号、関西学院大学、一九六七年）、「鳥取藩『律』考」（同二三卷三・四号、一九七三年）、「鳥取藩『在方御追放帳』」（『名城法学』三六卷四号、名城大学、一九八七年）、「鳥取藩の在方追放——『御追放帳』に拠りつつ」（平松義郎博士追悼論文編集委員会編『法と刑罰の歴史的考察』名古屋大学出版会、一九八七年）と、一連の鳥取藩法について論じている。

これ以外に、明治法史研究では、「明治税制の成立」（『税法学』七号、三晃社、一九五一年）、「明治初年の相統法」（『家族問題と家族法』第六卷、酒井書店、一九六八年）、「明治初年の藩職制——但馬村岡藩を中心として」（『明治研究』関西学院大学共同研究Ⅰ、一九六七年）の論考がある。また、「謡曲にあらわれた法の諸相」（『法と政治』一九卷一号、関西学院大学、一九六八年）、「『権理』と『権利』覚え書」（同二五卷三・四号、一九七五年）は豊かな学識を披瀝した力作である。教科書としては、共同執筆の『法律学演習講座・日本法制史』（青林書院、一九五四年）がある。さらに、かつて本学法学部に在籍した森順次とともに滋賀県議会史監修委員として『滋賀県議会史』第一—四巻（滋賀県議会、一九七二—七六年）の監修・執筆にあたっている。

この間、一九五九（昭和三四）年四月より二年間、さらに大学紛争に荒れた六九年四月より八月までと、二度にわたり法学部長を務めたほか、大学の学生部長、教務部長、図書館長を歴任した。また、法制史学会理事・監事として学会の発展に寄与したほか、日本学術会議会員（第九—一二期）として、日本の学問の振興にも重要な貢献をしている。なお、俳句にも造詣が深く、句集『比叡』『白鳥』『北嶺』がある。

前田が請われて定年一年前に名城大学に籍を移したことにより、「日本近代法史」は新井勉（金沢

大学—兵庫教育大学—日本大学)、藤原明久(神戸大学)に講義を依頼しているが、「日本法史」担当者には専任教員として林紀昭が着任した。

林紀昭は、一九四一(昭和一六)年に生まれる。京都大学法学部卒業後、同大学大学院法学研究科に進み、日本学術振興会奨励研究員、滋賀大学教育学部講師、助教を経て、一九八一年本学に助教として着任、八二年教授に昇任し、現在に至る。一九九七年度から二年間は法学部長を務めている。

林は研究の主眼を、隋唐において体系化された律令の古代日本の継受過程に置いており、大学院・滋賀大学在籍時代に「新羅律令に関する二・三の問題」(『法制史研究』一七、法制史学会、一九六七年)、「大化薄葬令の再検討」(『法学論叢』八五巻五号、京都大学、一九六九年)、「飛鳥浄御原律令に関する諸問題」(『史林』五三巻一号、京都大学史学研究会、一九七〇年)などを、また研究の基礎史料の『令集解』については『令集解漢籍出典試考』(上、自費出版油印、一九七〇年)などを発表した。一方、近世法について京都大学日本法史研究会『藩法史料集成』(創文社、一九八〇年)の中村藩等の分担執筆をした。

本学に移り、「御定書系藩刑法典の一考察——福山藩『御仕置定式』の分析を中心に」(『法と政治』三二巻四号、関西学院大学、一九八一年)、「紀州文政一揆の一考察」(同三七巻四号、一九八六年)、「公事方御定書受容の一形態——浜田(館林)藩の場合」(京都大学日本法史研究会『法と国制の史的考察』信山社出版、一九九五年)などと藩政研究を続ける一方、前田正治購入等の史料紹介のために、「基礎法学研究室収集古文書」を『法と政治』に不定期に刊行、目下一五号を数える。また律令法研究では、律令研究会編『譯註日本律令八 唐律疏議譯註篇四』(東京堂出版、一九九六年)で詐偽律

を分担執筆するほか、ソウル大学招請研究員として留学した折、韓国法史学会『法史学研究』（二一、一九九〇年）に「日本における律令研究と私の問題関心」を発表した。また「日本律令法の成立とその特質」（『日本の古代』七、中央公論社、一九八六年）や牧英正他編『日本法制史』（青林書院、一九九三年）に「律令法」などの概論も発表している。

5 東洋法史

本学における「東洋法史」の教育は、一九五二（昭和二七）年度から六三年度までは内藤乾吉が大学院において「東洋法史特殊講義」「東洋法史特殊研究」を担当し、学部においては、「東洋法史」が設置された六四年度から九六年度までは八重津洋平、九七年度からは川村康が担当している。新制大学院法学研究科修士課程基礎法学専攻開設と同時に「東洋法史」が講義科目とされ、八重津が本学初の「東洋法史」専任教員として採用されて以来、学部・大学院ともに、この科目は一貫して存続されてきた。ここ三〇年来、他大学の法学部では、基礎法学就中東洋法史の専任教員は先任者が退職すると後任者の補充が行われないのが一般的ななかで、八重津の定年退職後、川村が後任の専任教員として採用されたことは、特筆に値する。このことは、解釈法学一辺倒に流れがちな日本の大学法学教育とは一線を画し、広い社会的視野をもつ人間形成に資する法学教育を理念とする「ソーシャル・アプローチ」の精神を伝統とする本学法学部の神髄の発露である。またこのことは、「アジア研究」はせいぜい西欧近代化以降を扱えば十分であるという近年の皮相的認識に抗して、近代化以前をも把握しなければ本当の意味でのアジア理解は不可能であるという腰の据わった視点を本学法学部が有してい

ることをも、如実に示しているのである。

内藤乾吉は、一八九九（明治三二）年に生まれ、東京帝国大学法学部政治学科を卒業した。以来、東方文化学院京都研究所研究員、京都府立京都図書館長を経て、一九四八（昭和二三）年に大阪商科大学講師に任ぜられた。一九四九年に大阪商科大学を母体として設立された大阪市立大学法文学部教授となり、六三年に定年退職、七八年に逝去した。本学には、一九五二年度から六三年度まで大学院法学研究科基礎法学専攻の「東洋法史特殊講義」「東洋法史特殊研究」担当の非常勤講師として来講した。近代日本における東洋史学研究の泰斗内藤湖南を父とし、小島祐馬を師とする。

研究業績は、唐代の官制及び唐律疏議を中心とした基本法制史料の分析、明清の基本法制史料の解題から、日本古代の法制まで多岐にわたり、その主たるものは『中国法制史考証』（有斐閣、一九六三年）に収められている。また、実父湖南の遺稿を整理検討して『内藤湖南全集』（筑摩書房、一九六九―七六年）の出版に尽力し、書道研究にも造詣が深かったという。精細篤実な研究姿勢をもって知られ、寡作ながらも、その論考には参閲措く能わざるものがある。仁井田陞（東京大学）とともに戦後日本の中国法史研究の第一世代の双璧をなした。

八重津洋平は、一九二七（昭和二）年に生まれる。本学文学部史学科を卒業し、同大学院法学研究科修士課程基礎法学専攻に進む。一九五七年博士課程入学と同時に助手に採用され、六〇年に専任講師、六四年に助教、七一年に教授となる。一九九六年に定年退職、名誉教授の称号を授与された。この間、一九八四年度から八五年度まで法学部長、八八年度から九一年度まで図書館長を務めている。本学部の「東洋法史」の講義は八重津の助教昇任を機に一九六四年度から設置され、以来九五年度

まで八重津は専任教員としてこれを担当、九六年度は非常勤講師として来講した。

助手時代に日本近世の法制について「播磨国加古郡福里村年貢資料（大西家文書）（一一二）」（分担執筆、『法と政治』八巻一一二号、関西学院大学、一九五七年）、「刑法草書」を中心とした熊本藩の刑罰体系について」（同八巻三・四号、一九五七年）を著し、また、本学法学部実態調査団の一員として参加した法社会学的調査の成果報告として、「近畿の一山村における入会および財産区に関する調査報告」（『法と政治』一〇巻二号、関西学院大学、一九五九年）、「但馬山村における親族扶養の実態と意識——温泉町竹田地区の場合」（同三巻一号、一九六二年）を分担執筆している。これらの調査・研究体験から得られた法に対する認識が、中国法史研究に底流として活かされてくることになる。中国法史研究における業績としては、漢代から唐代に至る官制研究の一環として「漢代贖刑考」（『法と政治』一〇巻四号、関西学院大学、一九五九年）、「魏晋南北朝の贖刑制度」（同四巻四号、一九六四年）、「唐代官人の貶をめぐる二三の問題」（同二八巻二号、一九六七年）、「唐代御史制度について（一一二）」（同二二巻三号、二二巻三号、一九七〇—七一年）がある。しかし大学紛争時の資料カード散逸の事情もあり、研究の関心は、八重津の法史の中核をなす唐律研究に移る。それは「唐律疏議職制律譯註」（律令研究会編『譯註日本律令六 唐律疏議譯註篇二 東京堂出版、一九八四年』を最大の成果とするが、その前提には「唐律疏議校勘表・同補遺」（分担執筆、桑文堂、一九六三年）、「官板唐律疏議について」（『法と政治』一四巻二号、関西学院大学、一九六三年）、「日本伝存唐律疏議鈔本の研究（二）」——宮内庁書陵部所藏荻生北溪校訂本、大阪市立大学図書館所藏福田文庫および龍谷大学図書館所藏本」（同二八巻二号、一九七七年）、「紅葉山文庫本『令義解』書入補考」（林紀昭

と共同執筆、『瀧川博士米寿記念論集』汲古書院、一九八四年)、「故唐律疏議」(滋賀秀三編『中国法制史——基本資料の研究』東京大学出版会、一九九三年)などに結実した緻密な基礎的研究が存する。さらに唐律疏議の編纂年代については『唐律疏議』製作年代問題をめぐって——その一 序論的考察』(『法と政治』四三巻四号、関西学院大学、一九九二年)、蒲堅「試論『唐律疏議』制作年代問題」の翻訳(森正夫と共訳、同四四巻二号、一九九三年)などを通じて、仁井田陞及び牧野巽によって発表され通説と化している開元二五年説に再検討を迫った。本学大学院に非常勤講師として来講していた内藤乾吉を師とする八重津の研究姿勢は師と相通じ、多作とは言い難いけれども周到で綿密な論考には、粗製量産学徒をして赤面覆う能わざらしむものがある。戦後日本の中国法史研究の第一世代の一方の雄たる内藤の講筵に連った八重津は、滋賀秀三(東京大学)、中村茂夫(金沢大学)、奥村郁三(関西大学)らとともに、その第二世代の一翼を担っている。内藤によって本学法学部に播かれた種は、八重津という大きな果実へと育まれたのである。

川村康は一九六一(昭和三六)年に生まれる。早稲田大学法学部を卒業し、同大学院法学研究科に進み、早稲田大学法学部助手、東京大学東洋文化研究所助手を経て、一九九六年に本学法学部専任講師として着任し、翌九七年に助教授に昇任して、それ以来「東洋法史」の講義を担当している。

主な業績として、緻密な史料操作の上になった「宋代折杖法初考」(『早稲田法学』六五巻四号、早稲田大学、一九九〇年)、「唐五代杖殺考」(『東洋文化研究所紀要』一一七冊、東京大学東洋文化研究所、一九九二年)、「宋代杖殺考」(同一二〇冊、一九九三年)、「宋代断例考」(同一二六冊、一九九五年)、「宋代主刑考」(『法と政治』四八巻一号、関西学院大学、一九九七年)などの諸論、訳注に「唐

律疏議雜律訳註」(律令研究会編『譯註日本律令八 唐律疏議譯註篇四』東京堂出版、一九九六年)がある。その研究領域は唐宋中国の家族法、刑法、刑罰が中心となっている。

6 英米法

本学における「英米法」の講義は、法文学部が発足して三年後の一九三七(昭和一二)年、弁護士湯浅恭三の担当により開始されたが、戦争の混乱の中で消滅していった。戦後、新制大学法学部発足時は社会法を担当する清水兼男が「外国法(英米法概論)」をも担当する予定で設置申請したが、最終的に「外国法(英独仏)」を開講することとなり、多くの専任教員が担当した(本書四一―四三ページ参照)。その中で英法の担当を予定して採用したのが、深瀬秀である。

深瀬秀は一九二二年に生まれる。本学法文学部、同大学院を経て一九四七(昭和二二)年、本学法学部助手に就任し、五〇年に専任講師、五六年には助教教授に昇任している。「イギリスにおけるミッド(令状)の起源」(『法と政治』一卷三号、関西学院大学、一九六〇年)、「イギリスの訴訟方式における令状(writ)の発達」(同一七卷四号、一九六六年)、「イギリス中世不動産法に関する一考察―リースホールド・leasehold にたいする法的救済の変動について」(同一八卷三号、一九六七年)の論文と、その他多くの書評がある。ただし、一九六五年まで法学特殊問題で英米法を論じてきた深瀬がその後種々の事情で講義を担当できなくなったため、しばらく英米法は不開講が続いた(深瀬は一九八八年定年退職した)。一時は「外国法」と名称を変えてイギリス以外の外国法を視野に入れることも計画されたが、実現することなく、一九九六(平成八)年、甲南大学から丸田隆を迎えて新たな

出発を迎えた。

丸田隆は、一九四九（昭和二四）年に生まれる。一九七三年本学法学部を卒業して大学院に進み、及川仲のもとで法社会学を学ぶ。フルブライト奨学生としてミシガン大学ロー・スクールでLL.M.を取得した後、甲南大学法学部助教授に就任、同教授を経て、本学教授に就任した。最初のアメリカ留学中に丸田の関心は次第にアメリカの社会と法及びその歴史へと向けられていき、法社会学研究で培った実証的な方法を用いながらのアメリカ司法制度、とくに陪審制度の研究に集中する。その成果は、現在までの丸田の名著と言うべき『アメリカ陪審制度研究——ジュリー・ナリフイケーションを中心に』（法律文化社、一九八八年。本著により、一九九〇年法学博士の学位を取得）に結晶している。それ以外に、著書として『陪審裁判を考える——法廷にみる日米法文化比較』（中央公論社、一九九〇年）、『銃社会アメリカのディレンマ』（日本評論社、一九九六年）、『アメリカ民事陪審制度——「日本企業常敗」仮説の検証』（弘文堂、一九九七年）、共著として『陪審制度』（大阪弁護士会監修、第一法規出版、一九八九年）があり、論文として「現代アメリカ法社会学の一面面——J・スコルニクの方法をてがかりとして」（『法と政治』二七卷二号、関西学院大学、一九七六年）、「リアリズム法学の生成と機能に関する一考察——現代アメリカ法社会学との接点を中心に」（同二九卷一号、一九七八年）、「刑事陪審裁判における不適切証拠の事前排除——Motions in Limine（不適切証拠排除申し立て）について」（同四三卷四号、一九九二年）や、「P・セルズニクの法社会学について」（『法社会学』三〇号、有斐閣、一九七八年）、「アメリカ法社会学の方法をめぐる最近の論争について」（同三二号、一九七九年）、「日本陪審制度の今日的意味」（同四〇号、一九八八年）、「アメリカ陪審制度

の今日的意味」(同四二号、一九九〇年)、「米国における裁判官の任命制度」(同四四号、一九九二年)のほか、「陪審制の動向——複雑な訴訟と陪審の排除」(『法律時報』五五卷一一号、日本評論社、一九八三年)、「アメリカ陪審制度の理念と問題点」(同六四卷五号、一九九二年)や、「陪審制度の可能性と限界(一一四)」(『甲南法学』二四卷三・四号、二五卷二号、二八卷一号、同四号、甲南大学、一九八四—八八年)、「マサチューセッツ州における Jury Nullification」(同二七卷一号、一九八六年)、「世紀転換期のアメリカと若き法律家ブランドイス」(同二七卷三・四号、一九八七年)、「司法への国民参加について——檢察審査会制度を中心に」(同三〇卷二号、一九九〇年)や、「陪審裁判を受ける権利と答弁取引」(『自由と正義』三五卷一三三号、日本弁護士連合会、一九八四年)、「アメリカの変容」とアメリカ法史学の課題」(『天野和夫・矢崎光国・八木鉄男先生還暦記念 現代の法思想』有斐閣、一九八五年)、「環境保護訴訟と民事陪審を受ける権利」(『陪審制度』第一法規出版、一九八九年)、「民事陪審をめぐる神話と現実」(『アメリカ法』一九九〇—二二号、日米法学会、一九九〇年)、「市民とともに歩む司法改革」(『法学セミナー』三八卷三号、日本評論社、一九九三年)、「刑事陪審裁判における公判前証拠開示と証拠排除について」(『刑法雑誌』三三卷四号、日本刑法学会、一九九四年)があり、その他にも多くの英文論文や書評等があつて、その精力的活躍には驚くべきものがある。「西洋法史」にコモン・ロー研究者たる深尾裕造を得たことをもあわせて、本学基礎法研究室がわが国における英米法研究の中心地となることを期待したい。

V 外国語研究室

法学部の外国語教育体制 法学部の外国語担当専任教員数は、現在、英語が七名、独語と仏語がそれぞれ二名、合計一名で、これに宗教主事一名を加えた総計一二名で「外国語研究室」を構成している。また第二外国語として、一九九七年度から中国語を開設しているが、法学部には現在のところ専任教員は配置されていない。なお、宗教主事がどの研究室に所属するかについては本人の意思が尊重される。たとえば、前宗教主事の内田政秀は「基礎法研究室」に所属していた。

「外国語研究室」は他の四研究室とともに学部教育・研究・運営に関与しているが、これは、他学部には存在しない本学部独自の組織体である。しかしながら法学部においても、外国語担当教員の学部分属が決定されて以来、一九七〇年代の当初までの約二〇年間は、このような外国語担当者の「研究室自治」は存在していなかったのである。今日「外国語研究室」は、他の研究室同様、研究室固有の諸問題——外国語カリキュラム、専任教員の採用や昇任人事、非常勤講師の手配等々——を、学部長室委員会や教授会の審議に諮る前に、まずもって研究室会議にて論議する権限を慣行として付与されている。

また、定例で行われている法学部研究会にならって、「外国語研究室」も年間数回の定例研究会を開催し、他学部や他大学からの参加者も含め、教員相互の学術的啓発に努めている。法学部外国語担当専任教員は「法政学会」のメンバーでもあるが、その研究成果を機関誌『法と政治』に発表するの

は不適切なため、外国語担当専任教員は従来、『論攷』（全学の外国語教員、宗教主事、さらに体育教員など「学長直属教員」のための発表機関誌で、大学教務部管轄）に稿を寄せていた。ところが、『論攷』は一年に一度の発行であり、しかも個々の寄稿者には四〇〇字詰め原稿用紙で三〇枚以下という枚数制限が課され、これに違反した場合は提出原稿の書き直しを命じられるといった実情にあった。法学部では、一九七二（昭和四七）年、故松浦績司の退職記念号『外国語・外国文学論文集』発行を契機に、こういった論文集を外国語教員の恒常的な発表の場としてはどうかとの論議が起り、三年に一度、学部予算による発行が承認されることとなった。これは外国語担当教員の研究活動にとつて大きな励ましとなり、第二号からは『外国語外国文化研究』と改称して、一九九八（平成一〇）年三月現在、第一一号を発行するまでに至っている。

外国語担当教員の学部専属　法学部では、新制学部として発足（一九四八年）して五年後に英語担当教員、一年後と一二年後には仏語・独語担当教員の学部専属がそれぞれ開始された。このように外国語担当教員がそれぞれの学部に専属するという方式は、短大解消といういわば時の力によつて生まれたものであった。換言すれば、この方式は事前に十分その設立理念やこの方式による教育的達成目標（理念）を検討した上で選ばれたものではなかった。とくに英語に関する限り、この学部専属が、予科時代に確立されていた「英語の関学」の衰退化を大学全体として食い止めようとする方策の一環であったことは明らかである。すなわち現在から振り返ってみると、外国語担当者の学部専属方式は、各学部が学部独自の教育理念に添って外国語部門を設定したものでなかったと言える。

また、外国語教育は「一般教育」の系列に準ずるものと見なされた。しかし、本学では「一般教育」

の科目のみを担当する教員が特定学部専属することはない。ここに、この専属方式の特殊性がある。このような背景と特殊性をもつ外国語担当教員の学部専属方式は、これが樹立された結果、教育効果の面や制度的妥当性の点で、極めて有効に働いた場合と、必ずしもそうではなかった場合とが認められる。いわばメリットとデメリットが、この制度にはある。そういった条件のなかで個々の外国語教員は、それぞれの現実的な教育現場において努力してきたといえる。ここでは、互いに絡み合っている、このメリットとデメリットの両面から、この制度の成立以来ほぼ四〇年にわたる学部外国語教育の歴史とその問題点を一瞥してみよう。

外国語教育に対する学部の責任体制が整ったのが、専属方式の最大の利点であった。かつての文学部決定方式とは異なり、この学部専属方式においては、外国語担当教員が、それぞれの学部が志向する教育目標をめざして、また学部の所属意識に基づいて積極的に協力することができる。外国語担当教員が、その所属学部の行う教育に関して責任をもつことができるのである。漠然とした「一般教育」の組織において、全学の学生すべてに対して一律に外国語教育を行う在り方は、当時多くの大学に見られたが、本学の外国語担当教員は、自己の所属する学部の学生を対象に、学生たちの実態に応じた、きめの細かな応接を行うことができたのである。いわばよき意味での学部共同体ができた。その意味において、この学部専属方式は、関西学院大学というさらに大きな大学共同体の外国語教育の発展に寄与することができたとと言える。

一九六九（昭和四四）年から七〇年にかけて、関西学院大学は創設以来の最大の試練を体験した。神崎昭伍の言葉を借りれば、「百年に一度起こるかどうかの学園紛争の数年」（本書第3部「外国語教

育について」があったのである。法学部の学生自治会は、抗議行動として関連建物を封鎖し、そのことよって意思表示を行おうとした。学生たちが大学教育の在り方を問う、この出来事のなかにあつて、すべての教員がこれを試験として受け止めたと言える。教育者・研究者である教員が個々人としてそれぞれにこの試験を体験した。「1 英語」でもふれられているように、この学園紛争を契機として、大学ではさまざまな改革案が提示され、法学部ではこれを契機に、一つの改革として第二学年に「人文演習」が設置され、すべての外国語教員と宗教主事がこの演習を担当することになった。これも学部専属方式であればこそ可能となったことである。こうして外国語担当教員は、狭義の外国語教育の役割だけではなく、それぞれの研究活動による学部教育への寄与をも果たすことができるようになった。そしてこの「人文演習」が学部学生との、さらに緊密な関係を生みだすに至つたのである。法学部では、このような「人文演習」が現在も行われている。

しかし、この学部専属方式は以上のような利点のみではなく、いわばその裏面としてのマイナスの性格をも有していた。この裏面はかなり複雑な構造を見せる。

第一に問題となるのは、外国語担当教員が特定の学部へ専属するとはいへ、外国語科目が学部の専門諸科目を助ける「補助科目」となり得るかどうかということである。過去においては、外国語の授業が専門科目に対して十分に補助の役割を果たした時代があつた。たとえば専門科目が外国語を使つて行われ、ゼミナールなども外国語によつて運営されている場合、外国語教育はそれを助ける補助科目として極めて有効に機能することができると言える。ゼミ参加には、学生の外国語能力がまず最初に要求されるからである。また、このように外国語を話すことを要求される極端な場合でなくとも、専門科目

の教育が、必須要件として外国語文献の理解などを必要とする場合には、学部所属の外国語教員は学生の外国語読解力の養成をめざすことによって補助科目としての役割を果たすことができる。

だが、専門教育が多岐に分かれ、それぞれの特殊性と独自性が生まれた場合、ある科目によっては、外国語教育との有機的連関を必ずしも必要としない分野もあらわれてくる。また現在は、外国語教育を単なる「補助科目」とは見なさない傾向がますます強まり、これまでの教育体制ではとかく不足がちであった外国語の「聴く、話す、書く」能力の養成も強く求められてきている。さらに、中国語やその他の外国語の科目を新たに責任をもって開設しようとする場合には、この学部専属方式における「補助科目」としての位置づけに適合しない状況も生じてきている。

そこで第二に言えることは、現在の大学制度においては外国語教育が単なる「補助科目」ではなくなったことを確認することが、今後の法学部の外国語教育にとってどのような意味を帯びるかということである。それと同時に、外国語担当教員それぞれの研究成果（論文）を学部がどのように評価するかという問題も必然的に生まれてくる。外国語教育が独自の教育目標をもち、それを習得する学生が、その学生自身の目的と専門性に応じて、自由に能力を発揮できるようなカリキュラムと教育体制がつくりだされねばならないのである。いわば外国語教育の独立性が要請されているのだが、この場合外国語教員の研究成果の評価と外国語教員の地位を制度的にどのように考え、その処遇をどうするかという問題が生ずる。それはたとえば、外国語教育は独立しており、他の教育部門と対等であるから、大学院担当資格を認定するために研究業績を評価する機会を外国語教員にも認めるべきかどうかといった問題であり、これは全学的な課題でもある。もはや外国語教育が単なる「補助科目」では

なくなり、独自の教育理念と教育方法をもたねばならない状況を迎えていることは明らかである。いわば自立性をもった外国語教育の在り方と、外国語担当教員の処遇の問題は、こうして全学的な課題となつてきているのである。

このように、学部専属方式には、メリットとデメリットの双方があることは論を俟たない。外国語担当教員の文学や言語に関する蘊蓄は米欧の制度や文化について、独自に学生たちの蒙を啓くとともに、関連する専門分野科目の補完的役割をも果たしてきた。また、大学紛争後の演習科目「人文演習」の設置は、外国語担当教員のさらなる知的活用をめざすものであるとともに、少人数教育の一翼をもち、学生とのきめ細かな接触をいっそう強化することになった。これらは専属方式故に可能となつたカリキュラムの一例である。しかしながら一方、この方式のもとでは、外国語担当教員が大学院教育を担うことはできず、学部内の他の専門科目担当教員とその研究成果について同列に評価される道が閉ざされる。そのため、外国語担当教員の間に失意が鬱積するという弊害があるのである。「一般教育の大綱化」による再編成以後の時代にあつて、この問題はさらに切実な様相を帯びるに至つた。本学の外国語教育は、神崎昭伍がいうように、「大学自体が——ということとは、各学部、研究室、教員個人単位ではなくて——責任と主体性をもつて、自己を決定しなくてはならない」（本書第3部「外国語教育について」といった大きな曲がり角に遭遇しているのであり、それは、学部専属方式の傘のもとにある法学部外国語担当教員の切実な課題ともなつていたのである。

1 英語

英語教育は大学予科で 法学部の前身「法文学部」が創設されたのは一九三四（昭和九）年であった。法文学部法学科（法律学、政治学専攻）の第一期生（六九名）は、同時に発足した「商経学部」の学生とは異なり、いわゆる語学としての英語の授業は課されていない。彼らの圧倒的多数（六七名）はその二年前に開設された「大学予科」の第一期生でもあった（学生数はいずれも『関西学院七十年史』一九五九年による）。したがって、「英語」については、彼らは予科の二年間でみっちりこまれていたのである。そこで培われた英語力が学部における「外国法講読」や「英国法」、「国際私法」や「国際公法」、さらに「外交史」等々の、英語の知識を必須とする学科目の基盤となったわけである。

「予科学則」の「学科課程」によると、甲類（法文学部に進学するコース）の第一学年では、毎週の授業総数三二時間のうち「英語」には一〇時間の履修（第二外国語の「独逸語」または「仏蘭西語」は四時間の選択履修）が、第二学年には各週の授業総数三〇時間のうち八時間（独、仏は四時間）の履修が課されている。つまり、第一、第二学年を合わせた各週授業総数六二時間のうち実に三割近い一八時間があてがわれていたことになる。いかに「英語」が重視されていたかがわかる。ちなみに、各学科目の成績は一〇〇点満点で五〇点以上が合格。ただし学年の成績評価は、各学期の得点の平均が六〇点以上でないとは落第し、二回以上の落第は除籍、という厳しいものであった。

予科開設年（一九三二年）の専任教員一名、兼任教員四名、合計一五名のうち、「英語」担当者はすべて専任で、その数（五名）は全体の三分の一を占めている。その第一年次の陣容は、マシューズ（W. K. Matthews、英会話）、那須生平、河辺満麿（基督教概説、英語）、児玉国之進、山田友治

であった。さらに、第二年度の予科完成年次には専任六名、兼任四名の合計一〇名が加わり、そのうち英語担当教員は三名であった。専任が清水英明、兼任が土山喜一（日ノ本女学院）、W・J・M・クラックである。これらの英語教員は「いずれもその道のすぐれた研究者であり、またほとんどが海外での研鑽を経た実力者」（『関西学院大学経済学部五十年史』）であった。予科全学年教員数二五名のうち八名も英語教育に充当されていたという事実は、英語に対する意気込みと熱の入れようが強烈なものであり、学院創立当時から伝統が生き生きと脈打っていたことをうかがわせる。

『関西学院七十年史』は、「学院教育の特質」の一つとして「国際性」を挙げ、それと関連して「英語教育の徹底」を指摘している。それによると、「創業時代の教科書は国語・漢文を除く科目はほとんど英語の原書が使用され、多くの外人教師によって直接教えられた」という。そして『関西学院七十年史』は、普通学部の規則書の総則第一条に「英語教育の徹底」ぶりの根拠を見いだしている。すなわち、第一条には「本院ハ主トシテ英語ヲ以テ普通学ヲ授ケ、之レニ国語及ビ漢文ヲ加ヘ、高等ノ学校ニ入ラントスル、或ハ実業ニ就カントスルモノニ、須要ナル教育ヲ為ス所トス」とある。当時の校主中村平三郎に見られたごとく、日本人教師もまた英語での授業に携わったのである。

英語教育の暗転 一九三〇年代にはいり、軍国主義、国家主義の世相が色濃くなる中で行われた、アメリカとカナダからの宣教師団の強制帰国は、「英語教育」に限定して言っても、大打撃であった。ベーツ前院長、アウターブリッジ前法文学部長、ヒルバーン法文学部教授らが一九四〇年から翌年春にかけて相次いで帰国し、上ヶ原のキャンパスはまさに灯の消えた寂しさに包まれた。アメリカ、カナダは「敵国」であり、英語は「敵国語」となった。『関西学院の100年』（一九八九年）は、一九

四二（昭和一七）年に図書館時計台の“MASTERY FOR SERVICE”を刻んだエンブレムが「敵国語を使っている」との理由で取り壊されたこと、その破片が当時の学生によって保管されていて、後にその子息から返還されたとの新聞記事を載せている。

新制学部初年度 敗戦後の一九四六（昭和二一）年、予科が三年制に改組されるとともに大学は三学部制となり、法学部は法文学部から独立したが、英語教育は依然として大学予科で行われていた。

一九四七（昭和二二）年三月三十一日「教育基本法」ならびに「学校教育法」が公布され、予科は廃止されることになった。新制大学の開設は一九四九年度からとなっていたが、本学は同志社大学や立命館大学とともに、国公立大学に先駆け、四八年度に、「六・三・三制」による民主主義の教育理念に基づく新制大学をスタートさせた。

初年度生は各学部所属ではなく、教養学科課程生として受け入れられた。これは、一学年度中は教養課程に専念し、その間にそれぞれの適性に応じた学部と学科の選択を考える力をつけさせるという方針からであった。学科課程は、文部省の新制大学設置基準に従い、一学科につき「一週一時間十五週の講義を一単位とする」に基づき、「一校時九十分通年三十週の授業三単位」を標準とした。

各学部における「英語」は、一般教養科目（後に一般教育科目と改称）中「人文科学関係」科目として「十二単位」が必修とされた。原則として第一、二学年度の履修（週二校時）であった。二年間で一二単位ということは、「一校時九十分通年三十週の授業三単位」を標準とするから、授業時数では一週わずか三時間である。単位数だけを見れば、一般教養科目一六科目四八単位必修のうち「英語」が一二単位（全体の二五パーセント）を占めていたから、なお英語重視の姿勢がうかがわれるとはい

え、この授業時間数は、予科時代の第一学年度一週一〇時間（第二学年度一週八時間）と比較すれば大幅な減少である。このように「英語」授業時間数が減少した理由は、新学制によるカリキュラムが学生たちの「自学自習」を建て前として構成されていたことと、他の学科目が大幅に増加したことにある。

新制学部二年度以降　　大学を教養部と専門学部との二つに分けた国公立大学方式（いわゆる横割り方式）も採用せず、また学部に教養と専門の双方を置くいわゆる縦割り方式もとらず、その中間を行つた初年度の関学折衷方式は、残念ながら、その理念に反して、目に見えた実効を上げられなかつたようである。一つは、第二学年度生が、熟慮の上で、ある学部を選択志望しても結果的に意中の学部に入れてもらえないという事態が生じたこと、いま一つは運営面でさまざまな障害が生じてきたことによる。そこで翌年の一九四九（昭和二四）年度にはこの制度を廃止して、第一学年度生から学部所属させることにした。縦割り方式に踏み切つたのである。

当時、学習実績が低下し、とくに「語学」においては著しくそれが後退していた。「後退」の主な理由は、「語学」の講義の多くを非常勤講師任せにしたことであつた。この点について『関西学院七十年史』は次のように書き残している。

「創立以来英語の学習にもっとも力を入れ、学院卒業生の社会における評価においても英語の熟達が定評となつている学院にあつてはこれは重大な問題であるので種々研究がなされ、語学力の実質的向上のために単位数の改訂や授業方法の改善が行なわれた。同時に語学担当の教員を増員し、かつ各学部に所属するようにした。従来学部には専門学科の教員だけが所属し、語学担当者

は文学部の所属となっていたのを改めたのである。」

そこで、単位制改訂については、一九五〇（昭和二五）年度から一科目「一校時一〇〇分通年講義四単位」を標準とすることになった。さらに学生たちには、「自学自習を重んじる新学制の方針にもとづき、一時間の教室内の講義に対して二時間の教室外の自習を要求することを前提」としたので、図書館の充実を図り、「自主的学習の便をはかった」。設置基準から言えば、一学科につき「一週一時間十五週の講義一単位」を標準とするから、通年では二単位となる。したがって、四単位は計算上週二時間（一二〇分）になる。つまり、「三単位制」から「四単位制」へと一単位増すには授業時間を三〇分増して一二〇分としなければならぬところを、一〇分増によって一単位増としたのである。したがって、計算上は単位制改善とは言えない。むしろ単位制改悪であろう。とすれば、学生の「自学自習」を信頼するか、あるいはそれを強力に奨励する以外に語学力を向上する手立てはないわけである。そのために図書館を充実させ、語学担当教員を各学部配属することにしたのである。今日の学生とは異なり、当時の学生は「エリート集団」であったので、勉学に関しては「自学自習」の意気の高かったことが、この措置を可能にしたと言える。それにしても語学担当教員の学部配属が一九五三（昭和二八）年までずれ込んだのは、人事に手間ひまがかかるのは常識であり、戦後の混乱期であることを斟酌したとしても、遅きに失したきらいがある。

初代語学担当専任教員の学部配属 一九五三（昭和二八）年、天羽徳之助と松田裕が法学部英語担当専任教員として就任した。先述した学部の英語教育を充実させるための人事であった。

天羽徳之助は、一九〇九（明治四二）年に生まれる。関西学院専門部文学部英文科を卒業後、兵庫

県立第一神戸商業学校英語科教諭、進駐軍検閲局新聞部翻訳係、関西学院理工専門部専任講師、関西学院短期大学専任講師を歴任した後、南カリフォルニア大学大学院特別生（英語科専攻）として入学、米国南ダコタ州ウエスレアン大学第四学年に編入学し、BAを取得した。一九五三（昭和二八）年、本学法学部に助教として着任し、六二年教授に昇任した。天羽は、マーク・トウエインやシェイクスピアに関する論文を発表する一方、英作文の指導に並々ならぬ情熱を燃やしていた。英文の教科書 *Writing English on Current Topics*（南雲堂、一九六〇年）の二冊を残している。学生に対しては「一時限の講義に備えて四時間の予習が必要」と叱咤激励するのが口癖であった。天羽は、文学作品の翻訳についても一家言を有し、「翻訳の理論と実際」というエッセイを『時事英語学研究』(Vol. II, No. 1、日本時事英語学会、一九六三年)に発表している。自身も志賀直哉の短編を数編、見事な英語で翻訳し、その実践に努めた。また大学行政の面では、外国語教育専門委員会（学長の諮問機関）委員長や大学評議員に選ばれ、全学の英語担当教員のリーダー的存在であった。本学に着任してから二八年間、法学部では二二年間尽力した。一九七五（昭和五〇）年定年退職、名誉教授となり、九五年一月三日逝去した。

松田裕は、一九二六（大正一五）年に生まれる。本学文学部英文学科を卒業し、文学部助手を経て、一九五三（昭和二八）年に法学部専任講師として就任した。助教を経て、一九六五年教授に昇任した後、一九六七年九月から翌年八月には英国に学院長期留学している。一九九一（平成三）年退職（定年退職扱）し、同年名誉教授の称号が授与された。それまでの「38年間、法学部における英語の

研究・教育の中心として活躍し〔中略〕その厳しい教育態度は、学生諸君からも畏敬されて」〔『外国語外国文化研究Ⅷ 松田裕名誉教授記念号』巻頭言、一九九一年〕いた。松田の業績は目覚ましく、著書四冊——『米語の衝撃——辞書の嘘』（大修館書店、一九七五年）、『英語語法の諸相』（篠崎書林、一九七七年）、『米語のインパクト——当てにならない辞書の標示』（大修館書店、一九八七年）、『日英語の交流』（研究社出版、一九九一年）——に加え、学術論文数は六〇点を超え、書評も六点に及ぶ。学究として同僚の尊敬を集めたばかりでなく日本時事英語学会での評価も高く、法学部外国語研究室のみならず、関西学院大学全体の名を高からしめた。

一九五四（昭和二九）年、四月には松浦績司が、六月には松下正雄が就任した。

松浦績司は、一九〇七（明治四〇）年に生まれる。早稲田大学師範部英文科卒業後、兵庫県立豊岡高等女学校教諭、福岡県立福岡工業学校教諭、兵庫県立洲本中学校教諭を歴任し、一九五二（昭和二七）年関西学院短期大学助教授に就任。一九五四年本学法学部助教授に就任し、六一年には教授に昇任している。一九七二年定年退職、名誉教授となるまで法学部で一八年間、学院では二〇年間、教育・研究に専念した。『外国語・外国文学論文集Ⅰ 松浦教授退職記念』（一九七二年）の「巻頭言」は松浦の人柄をよく捉えているので、ここに引用する。

「松浦先生は、本学に御着任以来二十年間、英語教育の担当者として、日々、教壇にあって、短軀ながらも情熱に溢れ、流麗なる弁説をもって講義されるとともに、常に深い師情をもって学生に接せられ、多数の学生の畏敬するところでありました。また、先生は、研究者としても数々の優れた業績を残され、とくにワーズワース研究については学界においても定評のあるところであ

ります。かかる先生の功勞に報いるため、今度、関西学院大学から、関西学院大学名誉教授の榮譽を授号されました。」

松浦は、樟蔭女子大学教授として転任した後も法学部の非常勤講師を続けた。その間法学部の学生たちから「英語Ⅲ」を担当してほしいとの要望が出され、専任者しか担当できない決まりであったものを、教授会の審議で特例として認めるというエピソードもあつた。一九七四（昭和四九）年四月三〇日逝去した。

松下正雄は、一九一一（明治四四）年に生まれる。本学法文学部文学科（英文学専攻）卒業後、長崎市私立鎮西学院中学部教諭、神戸市私立第二報徳商業学校教諭、神戸市私立神港女子商業学校教諭、神戸市立商業学校教諭、兵庫県立御影高等学校教諭、兵庫県立西宮高等学校教諭、海技専門学院専任講師などを歴任した。一九五二（昭和二七）年に本学法学部兼任講師、五四年六月には法学部助教として就任し、六四年教授に昇任した。一九七六年定年退職し、名誉教授となるまで二二年間（非常勤を含めて二四年間）、法学部とかわつた。

松下は非常にユニークな研究で知られており、それは、著書の『スカンジナビヤ伝承文学の研究——アイスランド古詩を中心に』（関西学院大学研究叢書第二二篇、創文社、一九六五年）に見られる。教授会での名誉教授推薦のおり、審査員の一人が「きわめて重厚な研究」と絶賛した著作である。北欧文学に関する研究の他に、「動詞の活用」に関するもの、「否定の意味」に関するもの、「前置詞」に関するものなど十数編の論文を残している。退職を控えた数年間はほとんど失明状態で点字に頼っていたが、学問に対する情熱は失せることなく、自身の退職記念号である『外国語・外国文化研究Ⅲ』

松下教授退職記念』(一九七六年)にも、長文の英語による論文“A Glimpse of Subjunctive Present Verbs and their Equivalent Forms: Mainly in the English and Spanish Languages”を寄稿するはじであった。一九八五(昭和六〇)年一月六日逝去した。

英語教育新時代——苦惱と種々の試み 以上のような優秀な専任教員を迎え、法学部の英語教育は新時代に入った。当時のカリキュラム編成を瞥見してみよう。

一九五二(昭和二七)の『大学要覧』の「学部に関する内規及び注意事項2——単位の計算」では次のように書かれている。

「英語は昭和二十七年入学学生より毎週二時間通年授業を以て一単位とし、在学中に八単位を必修しなければならない。(昭和二十六年以前の入学者は毎週二時間通年授業を以て二単位と数え、在学中に八単位を必修とすることと一、二年度に於て履修することによりはなし)但し本年、第一年度に於ては外人教師担当科目一単位、邦人教師担当科目二単位計三単位を必修とするが、第二年度以後の履修方法は更めて指示する。」

これによると、大学の英語教育に対する姿勢は、新制大学発足時と比べると、強化されていることが明らかである。一九五二(昭和二七)年度の新入生は、単位数は計八単位と同じであっても、実質的に五一年度以前の入学生の一・五倍の学習を要求されているからだ。翌年以後も同様のカリキュラムで、第一学年度生に対しては指導を強めるとの方針であった。すなわち、一年次の学生は、「外人教師担当科目」を一週一時限(二時間に相当)二単位、「邦人教師担当科目」を二時限二単位、合計四単位を描えなければならなかった。二年次以後は一週二時限で四単位を課された。外国人教師の一

時限を二単位、邦人教師のそれを一単位としたことは、学生の負担を考慮すれば合理的な判断であったと言えよう。

一九五二(昭和二七)年度の「法学部授業実施要綱」(ちなみに新制大学発足から五一年度までは『大学要覽』は作成されていない)には、外国人教師はノルマン(W. H. H. Norman)とミセス・ノルマン、邦人教師には松下正雄、永井衷、池田吉太郎、津川力、山本保の名が挙がっているが、テキスト名も授業方針も書かれてはいない。しかし、翌年には専任の松田裕が「和釈」として Chesterton: *The Innocence of Father Brown* v' Henry James: *An International Episode* のテキスト名を記している。その後、一九五五(昭和三〇)年ごろから他の教員も徐々にではあるが、『要綱』にテキスト名や授業方針を記入し始め、『要綱』の体裁が整えられていった。それによると、英米の著名作家、詩人、思想家の作品やエッセイが教材として使われている。初代法文学部長ウツズウォースの「ソーシャル・アプローチ」の教育理念に基づき、「出来るだけ広い視野に立った法学・政治学の教育を主眼」(一九五二年「法学部要綱」)とした教育方針に対応したとも言えよう。またそのような教材の選択は、当時の日本の大学における英語教育一般の通念に沿うものでもあった。

「要綱」によれば、「英語」の構成も年度によって異なり、種々試行錯誤が見られる。一九五二(昭和二七)年度には「英語」(一年)(二年)、五四年度には「英語」(I)(II)、五五年度はそれに加えて「英語」(I)(英会話)、五七年には「英語I」「II」を「英訳I」「II」、「英作I」「II」、「英会話I」の三つに分類、六七年度には「英語I」「II」を「甲I、II」(訳読)、「乙I、II」(英作)、「丙」(英会話)となり、七〇年になると、ほぼ今日と同様に、「英語I」「II」を「甲」(訳読)、「乙」

(英作文その他)とされている。

新制大学の教育方針の一つが「学生の自学自習」を根幹に据えることであつたことについてはすでに触れたが、法学部学生総数は年々増え続け、一九五二年度に一、〇五〇人、五七年度には二、〇二六人と二、〇〇〇人台を突破している。多人数となれば学生個々の学習意欲や動機は千差万別をきわめ、学歴欲しさだけの、学問や勉強への意欲や動機に欠けた学生も多数交じるのは必然である。とすれば「学生の自学自習」に期待するだけではまず、外的刺激が必要となる。このような状況のもと、また積極的に法学部生の英語力を高める意図と、英語学習をさらに続けたいという意欲的な学生の期待に応えるためにも、一九五五(昭和三〇)年度から、選択科目ではあるが「英語Ⅲ」が設けられ、専任教員が担当するようになった。R.L.Stevenson: *Virginibus Puerisque* J.S.Mill: *On liberty* Select Essays of Robert Lynd G.D.H.Cole: *The Future of Socialism* ハックスレーの評論『週刊タイムス』などのテキストが使用された。「英語Ⅲ」は「自学自習」の精神をもった学生が履修したので、活気ある授業風景が展開された(本書第3部、松田裕「まあぢなりあ」参照)。

さらに、一九六〇(昭和三五)年度から「英書講読」が専門科目四単位として設けられ、これを主として学部英語専任者が担当することになった。この科目は英語教員免許取得のための必修科目として文部省から指定されたものであつたが、「英語」の専門家が学部配属されているのだから、わざわざ文学部英文科に委託するまでもないというのが理由であつた。松浦績司は Herbert Read: *Chains of Freedom* 松下正雄は Leo Huberman: *The Truth about Socialism* 松田裕は『ニチ一日スウィーク』や『タイム』による時事英語、中村賢二郎(講師)は *Foreign-Trade English*

Correspondence を講じている。幅広く多様な英語学習の機会を与えようとする意図があったと言えよう。そして「英書講読」が、選択科目とはいえ、専門科目の一つとして自由なテーマを講じていることから判断すると、当時の法学部が「ソーシャル・アプローチ」の精神と国際性を発揮しようとした意図が読みとれるのである。当時の「要綱」にも「アメリカ諸大学との交渉が従来に比して一層緊密となり、法学部の学術研究機関たる『法政学会』の機関誌『法と政治』の英文版はかの地の諸大学の学術雑誌と交換におくられている」とある。このような英語教育をうけて巣立った法学部卒の英語教員は、中学・高校の教育現場において、英文科出身の英語教員とはひと味違った特色を發揮したことが伝えられている。

一九六五（昭和四〇）年度からは、学生に勉学の厳しさを求めるという方針から、第三学年度への先修条件が課されることになった。すなわち、「法学部学科目履修規定」は「二カ年以上在学し次の科目と単位を修得しえなかつた者は第二学年度生として取扱ひ、第三学年度に配当された科目の履修をみとめない」ことになった。英語についても、一、二年で四単位が揃えられなければそれだけで三年進級が不可能となるという厳しいものとなった。その背景には、四年度まで英語をひきずり、すでに就職が内定しているにもかかわらず期末試験で英語が不合格となり、就職内定を棒に振ってしまう学生が続出していた事態への配慮、また、語学力は学習期間が中断したり学習が散漫になればなるほど低下するものだから、三年進級の段階でチェックポイントを設けて集中させようという「親心」もあった。その上、「英語Ⅰ」を修めなければ「英語Ⅱ」に進めないという措置も追加された。さらに、欠席回数が年間一〇回を超えた学生は受験失格者となった。なお、先修条件については、一九七四

(昭和四九)年度に、それを満たさなければ「研究演習」が履修できないというようにやや緩和された。

このように「自学自習」の精神がずると後退していく学生気質の変質の過程で、種々の試行錯誤と苦悩のなか、様々なカリキュラム改革の試みがなされたのである。

一九六四(昭和三九)年には、増加し続ける学生数に対応するため、英語担当教員一名の増員が図られた。そこで、山崎隆司が新たに採用されることになった。

山崎隆司は一九三五(昭和一〇)年に生まれる。本学文学部英文科卒業後、同大学院文学研究科英文学専攻に進み、一九六四年、博士課程を修了して法学部専任講師に就任した。一九六八年助教授に昇任し、同年八月より二年間、米国にフルブライト留学した。専攻はミルトン、キーツ、ステイヴンズなどの英詩である。一九七三年退職し、神戸市外国語大学へ転任した。本学在職中の業績としては、『Wallace Stevens の詩的世界——その構造と理論』(『外国語・外国文学論文集』I、関西学院大学、一九七二年)などがある。

大学紛争以降の英語教育の変貌 本学では一九六八年から七六年にかけて起こった大学紛争の“洗礼”の結果、教授会は従来の教授のみではなく学部教員全員で構成することになった。紛争の思想的背景に民主化・公平化が横たわっていたからである。多くの犠牲の上に成り立った民主化・公平化であった。その民主化・公平化の余波をうけ、英語カリキュラムにおいても一年と二年への授業数や単位配分が公平になった。一九七〇(昭和四五)年度の「大学履修内規」によって、「英語Ⅰ甲」(訳読)と「英語Ⅱ乙」(英作文その他)を第一学年度に一週一講時ずつ、それぞれ二単位、合計四単位

の配分となった。二年次の四単位と合わせて従来通り総計八単位が必修となった。この方式が今日まで継続されている。

ただし、この均等配分の背景には「英会話Ⅰ」の完全選択化もあつた。一九七〇年には、それまで必修であつた「英会話」が選択科目となつた。「英会話」は、すでに一九五七年度から「英語Ⅰ」とは別に開講された「英訳」または「英作」で代替できるようになつていたが、ここにおいて完全選択となつた。

一九六九（昭和四四）年度まで、英作文や英会話の単位数を訳読の半分としていたのは、作文や会話表現力にウエイトを置いたためであるが、それが一九七〇年度になつてなぜ均等配分になつたのか。「英会話」がなぜ選択になつたのか。「英会話」完全選択化の主たる理由は、新制以降の大学の大衆化によつて学生数が急増し、それに伴つて、英会話担当専任者の手当がつかなくなつたことにある。また「英会話」が必修から外されたので、以前のように、「英語Ⅰは甲（訳読）・乙（英作）および丙（英会話、その他）」とし、甲は毎週一講時の通年授業で2単位、乙と丙は毎週一講時の通年授業をもつて各々一単位とし、計4単位とする（一九六九年履修規定）という配分ができなくなつた。そこで、「丙」の単位を「乙」に加算し、「甲」「乙」各二単位の均等配分となつたのである。

いずれにしても、「英会話」の完全選択化は、「英語の関学」の伝統——それまで培われた実践的な英語力の高さ——からすればたいへんな後退である。また、「訳読」と「英作」への単位均等配分も、従来の不均等配分に毅然とした「英作重視・表現力重視」の姿勢があつただけに、公平主義の余波を被りすぎたきらいがないでもない。ときならずして、英語産業の流行と相俟つて、「実用英語」（話し、

聞ける英語)への大合唱が全国的に起こったため、本学は時代を先取りしていたのに、時代に“迎合”して時代に遅れるという矛盾を犯したのではないか、と反省される。

しかしながら一方では、優秀な日本人英語担当教員の充実など、英語教育の徹底もみられた。「欠席回数制限」を課し、「科目間の専修条件」を定め、教室に対する教員の毅然たる態度などによって、教育への厳しさの手は緩めていない。学生数増加のため、きめ細かな対応が実質的に不可能となったこと、また一方では、勉学・試験に対する厳しさを学生に求めるという方針から、再試験制度は一九七一(昭和四六)年度から廃止されることになった。なお、厳しさの徹底にとどまらず、一九八七(昭和六二)年度からは、英語の学習が四年間継続できるよう、「英語Ⅲ」を「授業内容が異なれば」の条件付きで「重複履修」を認めている。

このように、大学紛争期における、本学部の英語教育は、後退と引縮めの側面が見られるが、その一方で着実な進展もあった。それにはまず、「人文演習」の設置が挙げられる。教職科目の「英書講読」は一九七〇(昭和四五)年度に廃講となった。この年度に「人文演習」が新設され、「人文演習」と「英書講読」を同時に担当することは教員の負担増につながるからであった。「人文演習」は教員免許状取得の必修科目ではないが、これが設けられた理由の一つは、紛争を契機に少人数教育の必要性が唱えられ始めたにもかかわらず、第二年次に少人数教育の方策としてのゼミが存在しない——教員と学生との人格的に緊密な関わりが欠如する——ことへの配慮であり、いま一つは、外国語担当者の文学や語学の専門性を「語学教育」以外の場で活用するという狙いであった。これも「ソーシヤル・アプローチ」という学部教育理念が教育実践に反映された一例である。「人文演習」は今日も継

続しているが、関心のある学生たちの、人間と言葉と社会についての広く深い洞察力を培う契機となっている。なお、「英作文(特)」、「英会話(特)」、「英語Ⅲ(特)」などの科目が教員免許取得用の科目として「英書講読」に代替されている。

さらに一九七二(昭和四七)年の「総合教育研究室」、七六年の「情報処理研究センター」の設置などの機運のなかで、八八年、ようやくにしてLLやCAIなどの教育機器が登場してきた。「登場してきた」と書いたが、実はこの陰には「外国語教育専門委員会」(学長の諮問機関)の切なる働きかけがあったことを忘れてはならない。外国語教育専門委員会は、早くも一九七〇年一〇月には、LLを設置するよう「答申」を出していたのである。八八年以降、教室に携帯用テープレコーダーを運び込む英語担当者の姿が年々増加していった。教育機材を併設したA、B、C号館が落成したのは、一九八九(平成元)年三月のことであった。

これらの措置により、年々増加していた法学部の学生が教室の内外で、英米文化にかかわる知識と教養を拡大・深化させる契機を与えられた。そういった環境のなかで基礎固めのできた学生たちは、卒業後の本人の努力により、また、意識的にも無意識的にも「英語の関学」の伝統を背負い、それぞれの領域で活躍している者が多いことは事実である。

このような時流のなかで、「英語の関学復活」の機運が生まれてきた。「英会話Ⅰ」はすでに選択となっていたが、二年以降の学生にも機会を与えるべく「英会話Ⅱ」も増設した。法学部では現時点で一〇クラスもの「英会話」を開講しているが、不思議なことに、各クラスとも履修者が少ないのが現状である。「不思議なことに」というのは、学外の英会話学校に授業料を払ってまで通っている法学

部生が相当数いるのである。いわゆるダブルスクールである。その理由を推測するに、学部提供の英会話クラスの厳しさにはついていけないが英語は話せるようになりたい、そこで通えばすぐにもうまくなれるという宣伝に乗せられて、「気楽な」英会話学校に高い授業料を払って通い、自己満足しているだけなのではないか。個々の学生の問題ではあるが、その成果は極めて疑問である。

そのような学生を教えるにあたっては、「英語の関学復活」といつても、全学生に「自学自習」時代の授業を押しつけるわけにはいかない。そこで、一年次の春学期（一九九二年よりセメスター制導入）を修了予定の学生のなかから約三〇名一クラス（一九九六年度より二クラス）をTOEFLテストによって選出し、ESL等の「外国人のための英語教育」でマスター以上の資格を持つアメリカ人教員（二年契約、一年延長可のコントラクト・ティーチャー）の教える「インテンシブ・コース」に送り込むという制度を設けたのである。学部提供科目ではあるが、教員の処遇等も含めて、教務部のもと、「英語教育委員会」（事務局は言語教育センター）が差配している。公平の時代から多様性の時代に移ったためか、今のところこのような「差別化」に対して大きなクレームはないようだ。現在、「英語Ⅲ」とのドッキングや複専攻化を計画して、さらにこのプログラムの充実を図るべく検討中である。

セメスター制については、本来の集中方式（たとえば一科目一週二講時二単位）は非常勤講師の手当のめどがつかないので、やむなく、「一科目一週一講時一単位」で春、秋学期と分けている。セミ・セメスターと言うべきであろう。学生に緊張感を持たせるといふ点では有利な制度だが、半年間で次の選択ができるという利点を悪用してか、授業開始の四月には早々と放棄してしまう学生も増え

ている。試行錯誤してみろしかないうだ。

大学紛争以降の教員体制　大学紛争期までの大学英語教員は言語学（英語学）と英米文学専攻の者がほとんどで、「実用英語を」の大合唱を尻目に、教室では、いわゆる「教養としての英語」を教授していた。したがって、文学作品や著名な思想家の人生論などがテキストの主流であった。「教養課程」（教育課程）が、人生の多感な時期に、「人生とは何か」を考えさせることを狙いとしていたからだ。ことばの仕組みや美しさを、ひいては人生そのものを、アカデミズムの観点から説き起こし、学生たちを啓発しようとしてきたのである。直接的な効用は二義的だった。いや、廻り廻って、結局はそのほうが効用にも資するとの信念からであった。

「実用英語を」の大合唱と「大学の大衆化」は、しかしながら、日本経済の隆盛ならびに「国際化」と相俟って、このようなアカデミズムを「過去の遺物」として歴史の闇に押し流そうとする。今このアカデミズムは歴史の試練に耐えられるか否かの瀬戸際にある。

一方で、外国語教育というものはいわゆる四技能の円満なる発達をめざすべきものである。その意味では、学制が変わって以来、「聞く、話す」が等閑に付されがちであったことは否めない。世間も「聞く、話す」英語を要請する。学生も期待する。そんな時代が到来したのだ。

このような機運は教員採用方針にも反映されることになる。従来通り文学、言語学を専攻する教員の採用に加えて、後述する安田雅美のような言語学の知識を背景とした応用言語学（英語教育学）を専門とする教員が登場するのである。これは法学部のみならず本学においても、エポックメイキングであった。本田盛、門田修平、木村真治らが後続するのだが、彼らは、英語教育を科学するという学

間が市民権を獲得していった過程の生き証人なのである。

一九七二（昭和四七）年、松浦績司の定年退職に伴い、その後任として佐伯美智一が着任した。一九七三年には山崎隆司の後任として小山敏夫が、七五年には天羽徳之助の後任として安田雅美が、七六年には松下正雄の後任として廣瀬典生がそれぞれ着任した。松田裕の指導のもと、これらの教員が法学部英語教育の新時代を担うことになった。

佐伯美智一は、一九四〇（昭和一五）年に生まれる。本学文学部卒業、同大学院文学研究科博士課程（英文学専攻）を修了した。プール学院短期大学専任講師、同助教授を経て、一九七二（昭和四七）年法学部専任講師に就任した。一九七四年に助教授、八〇年には教授に昇任し、現在に至る。一九八四年より一年間アメリカ（Tulane University, New Orleans）に学院留学している。一九九一（平成三）年度から九三年度には国際交流部長を務めた。アメリカ文学を専攻し、ナサニエル・ホーソン研究に手を染めた後、一九七五年からはセオドア・ドライサーの長編研究に着手、「ドライサーの感傷性——そのリアリズム精神に照らして」（『論攷 英米文学語学研究』Ⅷ、関西学院大学、一九七九年）を皮切りに、論文多数があり、現在は短篇に取り組んでいる。近著には、「ドライサーの『アメリカの悲劇』（『外国語・外国文化研究』Ⅶ、関西学院大学、一九八八年）、「ドライサーの短篇（Ⅰ）」（『論攷 英米文学研究』XXV、関西学院大学、一九九七年）、「ドライサーの短篇（Ⅱ）」（『言語と文化』創刊号、関西学院大学、一九九八年）などがある。

小山敏夫は、一九四一（昭和一六）年に生まれる。神戸大学教育学部英語科を卒業し、本学大学院文学研究科（英文学専攻）に入学、博士課程を修了した。兵庫県立尼崎西高等学校教諭、西宮市立西

宮西高等学校教諭、京都外国語大学専任講師を歴任後、一九七四（昭和四九）年本学法学部専任講師として着任した。一九七六年助教授、八三年教授に昇任、現在に至る。一九七九年九月から八一年二月までフルブライト客員研究員として、また、九三年四月から翌年三月までは学院留学在外研究員として米国立ヴァージニア大学で研鑽を積んだ。専攻はアメリカ文学で、とくにフォークナーを中心に研究活動を続けている。『ウィリアム・フォークナーの短篇の世界』（山口書店、一九八八年）の著書、『ロンビア米文学史』（山口書店、一九九七年）の翻訳（共訳）のほか、論文多数がある。日本アメリカ文学会事務局幹事、アメリカ文学会での司会、地区委員をするなど学会活動も活発に行っている。

安田雅美は、一九四七（昭和二二）年に生まれる。本学経済学部を中退し、米国北カロライナ州 Warren Wilson College に入学し、B.A.を取得した。一九七一年一二月米国内ティアナ州立大学応用言語学科修士課程を卒業し、M.S.を取得した。上記米国内ティアナ大学での研究助手、関西学院高等部、中学部での講師、神戸YMCA外語学校英語科講師、甲南女子大学文学部非常勤講師、本学文学部、法学部での非常勤講師などを歴任の後、一九七五（昭和五〇）年六月法学部専任助手として就任した。一九八〇年八月から八二年九月まで、フルブライト留学助成によりジョージタウン大学言語学部にて在外研究に従事した。一九八一年一〇月、同大学院のPh.D.Candidateとなる。一九八八年教授に昇任、現在に至る。応用言語学専攻。主な論文には、“The Development of Error Analysis to Different Models in Second Language Acquisition Studies and Language Teaching” (*Kwansei Gakuin University Annual Studies*, Vol. 32, Kwansei Gakuin University, 1983), “The Accuracy

Order of Sentential Complement Structures among Japanese University EFL Students” (*id.*, Vol. 36, Kwansai Gakuin University, 1987) がある。第四別館の文部省によるマルチメディア教育システムの導入計画実施にあたっては、自身の特別研究期間であるにもかかわらず、尽力した。また、英語インテンシブ・コース設置の準備期間も含め、設置後の言語教育センター・コーディネーターとして活躍した。

廣瀬典生は、一九四八（昭和二三）年に生まれる。本学文学部英文学科卒業後、同大学院文学研究科（英文学専攻）に進み、一九七六年、同博士課程を修了して法学部専任助手として就任した。一九八一年助教、八八年教授に昇任、現在に至る。一九七八年から二年間、関西学院ランバス留学基金により南メソジスト大学にて在外研究に従事した。専攻はアメリカ文学・文化、とくにダウン・エジヤート著『レイニー——ある新婚夫婦の物語』（大阪教育図書、一九九六年）、『コロンビア米文学史』（共訳、山口書店、一九九七年）、ルドルフォ・アナヤ著『アルバカーキ——わが心の川、リオグランデに生きて』（大阪教育図書、一九九八年）、ルドルフォ・アナヤ著『ハラマンタ——太陽の道を行け』（地湧社、一九九九年）の翻訳書のほか、論文多数がある。研究成果の中には、アメリカ人による研究書に引用されているものもある。また関西学院大学アメリカ研究会編『アメリカ——その夢と現実』（啓文社、一九八七年）、同『アメリカの現状と展望』（啓文社、一九九〇年）、『さまざまのアメリカ』（啓文社、一九九四年）、『変貌するアメリカ』（晃洋書房、一九九九年）に執筆し、総合コース「アメリカ」を講じている。

一九九二(平成四)年、法学部は英語教員の定員枠を一名増やした。学生数の増大に対して非常勤講師への依存度が七〇パーセントにも達するという悪弊を緩和するための措置であった。それをうけて一九九三年、門田修平が着任することになった。ところで、松田裕は、定年を三年早め、退職に踏み切った。その後任として、一九九一年、本田盛が着任している。さらに、本田の総合政策学部移籍による後任として、一九九五年、小笠原敬二が就任することになった。

次いで、法学部にとっては画期的なことだが、戦後初めて外国人宣教師の英語教員としての配属が容認された。フィリップ・パーク (Philip Park) である。他の学部は、早くから外国人宣教師・英語教員を一名ずつ擁していた。インフォーマントとしての役割をも担ってくれる宣教師の配属は英語教員の願いであったが、「学部紹介」で「国際性」を表明し続けていたのにもかかわらず、法学部ではこれを受け入れなかった時期があったのである。

本田盛は、一九五〇(昭和二五)年に生まれる。獨協大学外国語学部英語学科卒業後、国際基督教大学大学院教育学研究科に進み、英語教育方法学を専攻、博士前期課程を修了した。大阪女学院短期大学英語科専任講師、助教授を経て、一九九一(平成三)年本学に法学部助教授として就任した。安田と同様コンピューターに通暁し、CAIなど大学英語教育におけるコンピューター利用の研究に意欲を燃やしている。一九九五年、総合政策学部に移籍した。法学部在籍中の業績として、「コンピューターは英語教育を変えられるか」(『英語教育研究』第一六号、日本英語教育学会関西支部、一九九三年)がある。

フィリップ・パークは一九三三年に生まれる。グローブ・シティ大学を卒業し、Bachelor of Arts

in History and Political Science を取得した。一九五八年、プリンストン神学校修士課程を卒業し、Master of Divinity を取得した。一九九二年、サンフランシスコ神学校に Doctor of the Science of Theology in New Testament を取得した。博士論文は「Toward An Ethnically Plural Church: A Model for Adult Bible Study」である。一九九三年、宣教師として本学法学部助教授に就任し、九八年教授に昇任した。「VI キリスト教主義教育」で後述するように、学部のみならず、本学の人権教育、平和教育に誠心誠意を尽くしている。

門田修平は、一九五五（昭和三〇）年に生まれる。神戸市外国語大学外国語学部英米学科卒業後、同大学院英語学専攻（MA）を修了した。被昇天高等学校教諭、被昇天女子短期大学英語科専任講師、龍谷大学経営学部専任講師を歴任後、一九九三（平成五）年より本学法学部助教授に就任し、九九年教授に昇任した。心理言語学、応用言語学専攻。専攻に関係する論文多数がある。一九八五年五月、日本カトリック短期大学学術研究奨励賞を受賞した（研究名: Subvocalization and Processing Units in Silent Reading）。語学ラボラトリー学会理事、日本音声学会研究企画委員、語学ラボラトリー学会誌 (Language Laboratory) 査読・編集委員、大学英语教育学会評議員、大学英语教育学会リーディング研究会代表、ことばの科学研究会編『ことばとコミュニケーション』(Journal of Language Processing)』（英潮社刊）編集委員長、語学ラボラトリー学会関西支部基礎理論研究部会長などを歴任。専攻の心理言語学研究、及びその英語教育への応用に関する論文が多数ある。

小笠原敬二は、一九五四（昭和二九）年に生まれる。神戸市外国語大学外国語学部英米学科卒業後、同大学院外国語学研究所修士課程英語学専攻を修了した。賢明女子学院短期大学専任講師、助教授を

経て、一九九五（平成七）年本学に法学部専任講師として着任した。心理言語学を専攻した。同年一月一七日の阪神・淡路大震災のため、四月の授業開始が例年より遅れたが、その授業開始を待たずして四月二八日突然の永眠。法学部での活躍が期待されていたが、その活躍の姿を見る暇もなかった。

一九九六（平成八）年、小笠原の後任として木村真治を迎えることになった。木村は、一九五七（昭和三二）年に生まれる。本学法学部を卒業、ニューイングランド大学（オーストラリア、ニューサウスウェルズ州）教育学部教職課程を修了後、テンブル大学大学院英語教育学修士課程を卒業し、MEd.を取得した。Geelong Church of England Grammar School（オーストラリア、ヴィクトリア州）日本語科教諭、帝国女子短期大学（大阪国際女子短期大学）専任講師、助教授を歴任の後、一九九六年本学に法学部専任講師として着任した。一九九八年助教授に昇任、現在に至る。英語教育学を専攻する。主な業績には、「マルチメディアの心理言語学的基礎考察」（『論攷 英米文化研究』XXV、関西学院大学、一九九六年）、「日本人英語学習者のための英文難易度推定プログラムJERFの研究と開発」（『外国語外国文化研究』XI、関西学院大学、一九九八年）がある。木村は本学部卒業の英語担当者であり、その意味でも活躍が期待される。

英語教育の行方 近ごろの学生は、幼いころから大学入学までの間に、受験対策に慣らされてきたせいか、大学における「講義」や「試験」もマニュアルで対処するのが当然と考えている。英作や英訳のリポートを課すときちんと提出するが、その中身について深く考えてはいないようだ。もちろんすべての学生がそうだというのではないが、法学部自治会までが、四月のオリエンテーション時期に楽勝科目への「履修指導」などを行っている現状がそれを象徴している。

このような現状から判断して、新制大学発足時のカリキュラムの大前提であった「自学自習」の原則はすでに有名無実化してしまつたと言わざるを得ない。また、これまで実施してきた指導強化の数々の試みも、この原則に立つ限り、効果は期待薄であろう。とすれば、一クラス四〇—六〇人の学生を、意欲や動機や能力において、これまで通り、同質と捉えて教授すること自体を再考してみなければならぬのではないか。多様化の時代に迎合するというよりは、時代の多様化を有効に活用することが求められているのではないか。

個々の学生の意欲や動機がどうであれ、大学・学部が外国語科目を課すことは大学・学部の教育理念や基本姿勢にかかわることであり、とくに法学部においては、その学問的成り立ちから言っても、その「ソーシャル・アプローチ」の学問的姿勢から言っても、英語をはじめとする外国語の学習は不可欠である。したがって、外国語を必修として学生を叱咤激励する態度は堅持しなければならないだろう。

2 フランス語

関西学院大学の「第二外国語」 フランス語教育は、戦前の「大学予科」時代から戦時下を経て一九四八（昭和二三）年の新制・関西学院大学への改編に至るまで継続された。その間、フランス語はドイツ語と並んで必修選択の方式をとっている。

一九四八（昭和二三）年に新制関西学院大学が開学する。以後、当然のことながら外国語を履修する学生数は年を追って増加した。しかし、教員組織の観点から眺めてみると、ドイツ語とフランス語

の場合、一〇年を経て一九五八年に至るまでは、予科時代の方式が受け継がれていたのである。すなわち、大学に比べて比較的小規模であった「大学予科」の時代と同様に、単一の組織すなわち文学部が全学のフランス語教育の人事を、取りまとめて行っていた。文学部から各学部へ講師が派遣され、教科書の選定もすべて文学部の責任において行われた。したがって、形式上はともかく、実質的には各学部における外国語クラスの決定も、当該学部がこれを自主的に行うというのではなく、文学部がクラスの数や編成を定め、各学部に割り振るといふ体制をとっていた。

本学が新制大学として発足し、それぞれの専門諸科目が系統的に組織される複数の学部がつくられ、学部が教員人事とカリキュラム編成を行う総合大学の時代になっても、こと外国語（とくに第二外国語）の教育体制としては、「学部自治」がいまだに確立していなかったといつても過言ではない。

学部縦割り制の実現 「V 外国語研究室」の冒頭で述べたように、法学部では、まず一九五三（昭和二八）年に、英語科目において外国語担当教員の学部所属制度が実現した。次いで、全学的にフランス語科目担当教員の配置が進められ、法学部では、一九五九年に山田照美が学部専属教員となった。これが現在の、いわゆる「学部縦割り方式」といふ本学独特の外国語教育体制の始まりである。この制度の特質を抜きにしては本学及び法学部の外国語教育の歴史を論ずることはできない。一九六八年に至って法学部には第二外国語担当教員の増員により、フランス語科目担当者として丹治恆次郎が着任、「第二外国語」では独・仏の両科目で四名の人事体制が、以後三〇余年続いたのである。

山田照美は、一九二八（昭和三）年に生まれる。京都大学文学部フランス文学科を卒業、同大学院を修了し、一九五九年本学に法学部専任講師として就任し、六四年に助教となつた。一九六七年に

はフランス政府招聘教授団の一員（スタジュール）として渡仏し、一〇月まで研修に従事した。一九七一年に教授となり、以後二四年間、本学部のフランス語教育に尽力した。フロベール、バルザックの研究を続け、『バルザック研究——『絶対の探求』をめぐっての一考察』（『外国語外国文化研究』IX、関西学院大学、一九九四年）などの諸論を発表するとともに、本学の総合コースでは一九八五年から九五五年に至るまで「在日朝鮮人問題」の代表者を務め、九一年には『新版・在日朝鮮人』（明石書店）を共著名として出版している。しかし山田は、一九九五（平成七）年一月一七日の阪神・淡路大震災の後、持病を抱えた上にこの異常事の過労が加わり、二一日に逝去した。その後、山田には名誉教授の称号が贈られている。

丹治恆次郎は一九三五（昭和一〇）年に生まれる。大阪外国語大学フランス語学科卒業。商社勤務の後、京都大学大学院文学研究科（フランス語フランス文学）修士課程を修了、同博士課程を中退し、天理大学外国語学部助手を経て、一九六八年に本学法学部専任講師に就任した。一九七一年助教授、七七年教授となり、現在に至る。近代フランスの表現理論の研究、とくにポール・ヴァレリーの研究にあたり、フランス及び日本ヴァレリー研究会の会員である。またフランス・ベルリオーズ協会の会員でもあり、一九八一年には『ベルリオーズ回想録』全巻（白水社）を訳出した。近時はポール・ゴードンの表現論的意味の研究及び「比較文化論」の研究を課題としている。

山田の死後、関谷一彦が後任として着任した。関谷は、一九五四（昭和二九）年に生まれる。関西大学文学部フランス文学科を卒業後、ソルボンヌ文明講座、アンジエ・カトリック大学で二年間フランス語・フランス文学を学び、一九八〇年から八三年まで新日鉄室蘭及びアルジェリア・アナバ国営

製鉄所にて技術協力のフランス語通訳・翻訳に従事、八三年から一年間は東海興業海外事業部にてフランス語の通訳・翻訳に従事した後、関西大学大学院文学研究科博士課程を経て、一九九六年本学に法学部専任講師として着任した。一九九九年には助教教授に昇任し現在に至っている。主に一八世紀フランス文学、とくにデイドロ、サド、ルソーなどを研究し、啓蒙思想との関係から、従来大学の研究室ではあまり研究対象として扱われなかった性愛やエロティスムの研究も行っている。現代思想の分野ではカストリアデイスの『人間の領域』（法政大学出版局、一九九八年）を共訳で出版している。

学部に関する外国語教育 外国語教育に対する学部の責任体制が整ったのが、専属方式の最大の利点であったことは、前述の通りである。法学部でいえば、フランス語の授業はドイツ語と同様、「フランス語Ⅰ」として一年次に基礎文法（甲）とリーダー（乙）の二コマ、二年次に講読の二コマ（甲・乙）という体系をとった。二年間を通じて「第二外国語」の必要単位は八単位である。また、三・四年生の専門課程の「研究演習」へと進む先修条件として外国語Ⅰの履修が定められ、こうして学部教育としての制度上の連関が生まれた。また学生の勉学態度にかかわって出席制度が検討され、いわゆる「二分の一制度」について、法学部では一〇回以上の欠席を不認定の条件とすることが決定された。履修学生に対するこういった形式的制約は、教育の本身という実質が伴わない限り意味がないが、外国語教育に対する学部の責任体制を整えようとする試みの一環であったと言える。

フランス語Ⅲ、ドイツ語Ⅲの開設 他方で学部専属方式のもとでの専門科目と外国語科目との関係は、さまざまな問題点をも含んでいるが、この両者が四年間のカリキュラム課程において楔型に交差する可能性もあった。その一つのあらわれが一九七九（昭和五四）年度からの、三・四年生を対象と

した「フランス語Ⅲ」と「ドイツ語Ⅲ」の開設である。これはフランス語とドイツ語の専任教員各二名が週一コマのクラスをもち、アドヴァンスト・コースとしての授業を行うものである。必修単位に数えられず自由選択制であるため、少人数ではあるが意欲的な学生が集まっている。フランス語の授業では山田照美がバルザックの作品を系統的に読み、丹治恆次郎はジャン・ジャック・ルソーの「社会契約論」や「言語起源論」などを読んだ。履修した学生のなかには卒業後、この授業の内容に関連をもつ職種を選んだ者もいる。しかし、この「フランス語Ⅲ」、「ドイツ語Ⅲ」のクラスも、意欲的に開設したものとはいえず、やはり講読中心の授業であった。実情をいえば、このアドヴァンスト・コースとしての授業は、開設以来常に少人数のクラスであり続けた。現代の学生のなかに強く潜在する要求である「話す、書く」能力を養成するためには、このクラスには改善が必要であった。そこで一九九七（平成九）年度からは「フランス語Ⅲ」の二つのクラスの一方を、フランス語のネイティブ・スピーカーでフランス語教育法のベテランであるフレデリック・タカハシが非常勤講師として担当した。現在、この講座はジェニ・マリ・ジャンムジャンログッドの担当となり、授業はすべてフランス語によって行っている。

3 ドイツ語

法学部におけるドイツ語教育 法学部におけるドイツ語教育のこれまでの歴史を振り返ってみると、それは貧弱なものであったと言わざるを得ない。その原因は、ドイツ語教育のすべてを、文学部及び他大学から派遣された非常勤講師に負っていたことにある。一九五二（昭和二七）年度より発行

された『大学要覧』は不完全ながらもこれまでの法学部におけるドイツ語教育の概況を伝えている。法学部における言語教育に対する英語・フランス語教員の努力は、ドイツ語教員にもほぼ該当する。そこで以下は、まず『大学要覧』などに依拠し、また努めて他言語との重複を避けつつ、法学部におけるドイツ語教員の努力について述べていきたい。

『大学要覧』によれば、一九五二年度は五名の非常勤講師により、一、二年次生のドイツ語教育が、週一回、四時間、四単位で実施されていた。翌五三年度になると、一年次生に対しては一回二単位の授業が週に二回、文法と読本の二種に分かれて行われている。クラス構成の基準や体系的な教育目標は、『大学要覧』に明示されていないが、一年次生のクラスを一人の教員が週二回担当して、文法と訳読の授業を行っていたことはわかる。ある年には、一人の教員が前期に文法を教え、後期に読本を用いて授業を行っている。

以後、数年間はこうした教授形態が続くが、一九五七（昭和三二）年度からは、各講師が文法と読本を分担して担当することになり、入門ドイツ語の授業が週二回、相互に有機的関連性を持って、一年間にわたって行われるようになった。二年次生配当の中級ドイツ語は「辞書さえあれば可成りの独文」を読解していく能力の養成を目的としている。このように、辞書を用いて文章を理解していく態度を学生に身につけさせ、広く言葉に対する畏敬の念を養うことは、ドイツ語教育のみならず、大学の勉学の根幹でもある。この教育指針は現在でも継承されている。

一九六〇（昭和三五）年に神崎昭伍が着任し、法学部のドイツ語教授陣は初めて専任教員を擁することになった。一九六二年度から神崎が「ドイツ語」の文法クラスを担当し、ここに入門ドイツ語の

教育を専任教員が行う形態が整ったのである。一九六八年に須賀洋一が近畿大学より本学に就任してから、法学部は二名の専任教員がドイツ語教育の責任を負うこととなった。神崎の退職後は河村克俊が着任し、二名の体制は現在も継続している。この年から一年次生の文法クラスを専任教員が担当することで、法学部生は入学した年に必ず専任教員の授業を受けるシステムが確立したが、その後、担当科目の負担増が重なり、現在では一年次生のクラスの約六割を専任教員が担当している。

一九六〇年ごろから、大学進学者が増加するにつれて、大学一般が大衆化していくとともに、これまでの人文主義的教養教育の傾向が強かった第二外国語教育の意義をめぐって、とくに大学紛争を境に論議が繰り返された。安易な方向に流されやすい学生の要望をいれて、単位の軽減に踏み切った大が一部でみられたが、それは逆に学生の知的荒廃を招く結果になっているようである。

本学においても大学紛争後、学生の勉学負担の軽減化を口実として、履修単位を削減しようとする動きがみられた。外国語担当教員はこぞって、大学におけるあるべき第二外国語教育の在り方について真摯に議論を重ね、第二外国語が、学生を未知の学問領域へ向かわせるために大きな役割を果たしていることを広く再認識させた。法学部においても、それぞれの学問領域で、これまでにドイツ語が果たしてきた役割大であることは論を俟たない。

一九七〇（昭和四五）年度に実施されたカリキュラムの変更は、一方で外国語担当教員に負担増をもたらしたが、他方では各教員がこれまで發揮することのできなかった能力を、担当科目を通して学生に還元できる機会となった。すなわち本来の外国語の教授のほかに、西洋文学や人文演習を担当することに、いっそうの責任をもって法学部の一般教育を担うことになったのである。さらに法学

部が他学部在先がけてアドヴァンスト・コースの「ドイツ語Ⅲ」を設置したことは特記されよう。開設当時は他学部からも、大学院への進学をめざす学生が多く履修し、そのなかには現在中堅の研究者として学界で活躍している者もいる。

なお、この年度にドイツ語の科目名は「甲」、「乙」の種類名となり、『大学要覧』に教育目標とその到達目標が明示されるようになった。「ドイツ語Ⅰ甲」では文法を、「Ⅱ乙」では読本教材をもとに初級ドイツ語が教授されている。初級ドイツ語を履修した学生は中級の読み物へと進むが、「Ⅱ甲」では小説を中心にフィクション系統の文体にふれさせ、また「Ⅱ乙」では論文、エッセー等の文体に親しませて学生のドイツ語力の向上に努めている。専任教員が一年次生の文法を担当し、ドイツ語の基礎教育にあたっているため、中級ドイツ語の担当は非常勤講師に依頼せざるを得ない現況であるが、幸いなことに各教員の真摯な協力の結果、法学部のドイツ語教育はかなり高度な水準に達していると言えよう。それに加えて最近では法学部生の学習態度が、他学部生と比較すると良好であると聞かれることが多い。これは専任教員の喜びの一つである。

ドイツ語の教員体制 次に、法学部のドイツ語教員について紹介していく。

神崎昭伍は、一九三〇（昭和五）年に生まれる。京都大学文学部でドイツ語・ドイツ文学を専攻、同大学大学院博士課程を修了した。一九六〇年より本学法学部で非常勤講師としてドイツ語を担当し、同年九月より専任講師に就任している。一九六五年に助教、一九七二年に教授に昇任し、通算四〇年の長きにわたって、法学部のドイツ語教育ならびに「外国語教育委員会」の委員長として、大学の外国語教育の改善に努力した。神崎の専門領域はドイツ叙情詩で、ドイツの詩人リルケやトラークル

についての論文が多数ある。さらに神崎はフロイトならびにユングの精神分析学にも関心を示し、この方面でも確固とした研究業績を残している。「人格喪失の極点——リルケ」(『独仏文学研究』第三輯、関西学院大学、一九六〇年)、「トラークル・ノート(二)——『なげき』について」(『独仏文学研究』第七輯、関西学院大学、一九六四年)、「フロイトの文明論(二)」(『独逸文学研究』第一〇輯、関西学院大学、一九六七年)、「ユンクのナチズム体験」(『外国語外国文化研究』VI、関西学院大学、一九八五年)、などがそれである。また神崎は日本シュューベルト協会の相談役として、日本におけるシュューベルトの歌曲の普及に努めており、一九七六年五月から七八年三月までオーストリア・ウィーン大学に学院留学した。学会活動では、一九八四年から八七年の四年間、阪神ドイツ文学会の幹事として、学会の運営に携わっている。一九九八年に定年退職し、名誉教授の称号が授与された。

須賀洋一は、一九三五(昭和一〇)年に生まれる。関西大学文学部でドイツ語・ドイツ文学を専攻。大阪大学大学院修士課程を修了後、近畿大学教養部非常勤講師、専任講師を経て、一九六八年本学に法学部助教授として就任し、七四年には教授に昇任している。須賀はドイツ近代文学における「市民意識」を研究テーマとする。「市民意識」研究としては、『ドイツ市民劇研究』(共著、三修社、一九八六年)、『シュトルム文学研究』(共著、東洋出版、一九九三年)などがある。その他、「シラーと近代」(『ドイツ文学』七三号、日本独文学会、一九八四年)、「フリードリヒ・ヘッベル『マリア・マグダレーネ』試論——禁欲と消費」(『外国語外国文化研究』X、関西学院大学、一九九六年)、「ヘッベルとシュトルム——シュトルムのヘッベル文学の受容について」(『論攷 ヨーロッパ文化研究』XXV、関西学院大学、一九九七年)など、シラー、ヘッベル等に関する論文が多数ある。一九七二年七月、私

学研修福祉会在外研修員としてドイツ・ギーセン大学に、八〇年にはドイツに学院留学した。学会活動では、一九八四年から八七年の四年間、さらに九二年から九五年の四年間阪神ドイツ文学会幹事として学会の運営に携わった。またドイツ語学文学振興会の協議員としてドイツ語の普及に努めている。

河村克俊は、一九五八(昭和三三)年に生まれる。立命館大学文学部卒業後、本学大学院修士課程に入学、哲学を専攻する。一九八四年ドイツ・トリリア大学に留学し、一九九三年に哲学博士号を取得する。神戸大学大学院文化学研究科講師を経て、一九九七年より神崎の後任として本学法学部に助教授として就任、ドイツ語を担当して現在に至る。専門はカント哲学であり、主著(独文)として『自発性と決意性』『純粹理性批判』の二律背反論におけるカントの自由概念と、その18世紀ドイツ思想史からの由来』(Verlag Frommann-Holzboog, 一九九六年)をはじめ、カント及び生命倫理に関する論文が多数ある。たとえば「無制約な決意性としての超越論的自由」(『実践哲学とその射程』現代カント研究3、晃洋書房、一九九二年)、「生命倫理をめぐるドイツの現状——シンガー事件とドイツの哲学界」(『カントと生命倫理』晃洋書房、一九九六年)、「Euthanasie und Meinungsfreiheit. Biethik in Deutschland」(『文化学年報』一六号、神戸大学大学院文化学研究科、一九九七年)、その他がある。

なお、二〇〇〇(平成一二)年度より、本学理学部より青島雅夫をドイツ語担当の教授として迎える予定である。青島は、一九三九(昭和一四)年に生まれる。本学文学部でドイツ語・ドイツ文学を専攻。同大学院修士課程を終了後、一九六五年五月から六八年三月までドイツのテュービンゲン大学、ベルリン自由大学、ミュンヘン大学に留学し、六八年四月より本学理学部に専任講師として着任した。

一九七三年に助教、八〇年には教授に昇任している。専門はドイツ近代文学で、研究業績としては、『ドイツ短編小説の変容』（共著、クヴェレ会、一九八四年）、『ドイツ市民劇研究』（共著、三修社、一九八六年）、『ヘッセへの誘い』（共著、毎日新聞社、一九九九年）などがある。

4 外国語教育の発展に向けて

大学紛争は功罪さまざまの結果をもたらしたが、外国語教育に対しても大きな問いかけをした。紛争が一段落した一九七一（昭和四六）年一月、小寺武四郎学長は「外国語教育の改革に関する試案」を提示した。「試案」は、当時の学生たちの思想的・倫理的抛り所であった「主体性」を背景として、つまり「上から一方的に単位や訓練を強制することは望ましくなく」、「自主的自発的な勉学の機会を広く与え」、「学生自身が主体的に外国語学習に取り組みよう努力」させようとする狙いから、「履修の自由化」と「1ヶ国語必修制」を提案した。そしてさらに「学生が多数の学科目の中から自己の好む学科を自由に選択できるようにする」ため、外国語の授業形態に、従来の「演習方式」に加えて「総合コース方式」を取り入れようとした。これは、たとえば、「英語と英国文化」、「ドイツ語とドイツ文化」、「フランス語とフランス文化」と銘打って、複数の外国語担当教員が講義するというものがある。

「外国語教育専門委員会」（学長の諮問機関）は、一九七二（昭和四七）年一〇月、これに対して、「学長試案に対する外国語教育専門委員会の回答並びに要望書」を作成、提出した。その主旨は、学長試案の前提である「英語の関学の」伝統の形骸化」についての疑義と、提案の個々の施策の実効

性に対する懐疑であり、外国語教育を充実させるなら、むしろ、「外国語教育研究所」の設置、L L教室の敷設、「外国語教育専門委員会」を大学評議会の諮問機関として常設化することを要望する、というものであった。

結局「試案」は日の目を見なかった。その狙いが先に見たように、当時の学生世論を汲み上げようとする前向きのものであったことは確かだが、しかし、それに加えて別の狙い（経営的発想）があったと思えるふしもないわけではない。この「外国語教育論争」は、関西学院にとつて、法学部にとつて「外国語教育」の何たるかを、担当者が誠実をもって絶えず念頭に置く必要があることへの警鐘でもある。その意味で、上記専門委員会の「回答並びに要望書」の中の次の文章は引用して記録に留めるに値する。

「外国語教育の改革は、個人の思いつきや短期的な見通しによる機構いじりによつて達成されるべきものではないし、また十分練り上げた計画の立案についても、その実施についても、現実言語学教育を担当しているものの体験と意見を無視しては成功し得ないはずである。さらにまた、語学担当教員の側においても、各学部分属という現状から生ずる所属学部だけの事情にとらわれた判断を越えて、ひろく超学部的視野に立つて、本学における語学教育全般に関する問題の協議に積極的に取り組み、担当者各自の教授法に関する経験と知識の交換および最近の外国語教授法の研究やL Lその他の今日の教育メディアに関する理解を深めることが急務である。」

結局、委員会常設化への外国語担当者の熱意は「外国語教育委員会」として日の目を見ることになつた。神崎昭伍が委員長になつてから、この委員会の活動はめざましく、次々と建設的な企画を立て、

当局にその実現を促した。L.L.をはじめとした、八〇年代当時としては最新の教育機器の設置、英語のインテンシブ・コースの開講、そのための契約教員（ネイティブ・スピーカー）制度の導入、その実施場所としての「外国語教育センター」の開設などはその一端である。また、外国語担当者の身分・処遇をめぐり、大学評議会をして「大学院担当資格問題検討委員会」を発足せしめ、結果的に、大学院担当者と非担当者との間の給与体系一本化を実現させた。この委員会なしには適わないことであつた。この委員会は一九九六（平成八）年に「言語教育研究センター」として発展解消する。

「言語教育研究センター」は第一部会（英語）と第二部会（その他の外国語及び日本語）に分かれて活動しているが、原理的には全学の外国語担当教員が所属する機関である。学部専属方式の中で、全学的な外国語教育の在り方を検討する、諮問機関でもなければ具申機関でもない常設機関として産声をあげたのである。現在は教務部長がセンター長を兼務しているが、まもなく外国語教員の中からセンター長が任命され、教務部から独立することは既定の方針である。英語に続き、独語インテンシブ・コース、仏語インテンシブ・コースも一九九七（平成九）年より設置されているし、英語同様それぞれの夏期研修も実施され、法学部の学生も参加している。

また研究機能としては、教務部所管であつた『論攷』（全学の外国語教員の発表機関誌）も一九九七年に『言語と文化』と改称されて、その編集・発行権も言語教育研究センターに移管された。

さらに言語教育研究センターは独立大学院（言語コミュニケーション文化）設立に向けてのその母体として全学の承認を得ている。この大学院は外国語教員の研究成果を活用しようとするものである。

「自学自習」の原則は、すでに有名無実化してしまつたとはいえ、外国語教育は、法学部における

「ソーシャル・アプローチ」の教育方針の一環として、ことばを通して外国の制度や文化などに対して学生の目を開かせ、国を挙げて「国際化」が叫ばれるようになるずっと以前から、「黙々と」「国際化」の土壌を肥やし、貢献し続けてきた。法学部は、学校や商社や旅行社など外国語と日常にかかわって仕事をしている者、直接にかかわってはいないが外国語を背景知識として生かさなければ仕事ができない者など、数多くの卒業生を輩出している。外交官も生まれている。また、卒業後外国語とは一切のかかわりをもたぬ者も多数いるには違いないが、その者たちの個々の人間形成、教養形成において、外国語と外国語を通して獲得された外国に関する知識がいかに大きな働きをしたか、そしてそれが国力としての潜勢力をもったことなど、今さら問い直す必要はないであろう。総じて、外国語教育は、戦後日本の経済発展の原動力の一つとして大いなる貢献をしたのだから。

最後に強調しておかねばならぬことだが、言うまでもなく、学部における外国語教育を担ったのは専任者だけではない。数多くの非常勤講師の協力がある。ここにいちいち名前は挙げないが、この点感謝を込めて記しておく。

VI キリスト教主義教育

法学部とキリスト教主義教育 一九四八（昭和二三）年、戦後の新しい教育システムのもとに、法学部は新制大学の独立した学部として発足することになった。しかし新制法学部においても、学院の教育理念の根幹をなすキリスト教主義教育が維持されねばならない、という認識は変わることがなかった。新しい学則の第一条は「本大学は教育基本法及び学校教育法の規定するところに従ひ広く知識を授けると共に深く専門の学芸を教授研究し基督教主義に基き人格を陶冶することを目的とする」とし、また一九五〇年の学校法人関西学院寄附行為では、その三条で学院は「教育基本法及び学校教育法に従い、基督教主義に基いて、教育を施すことを目的とする」と謳っている。これらの意義を独自に内実化していく課題を、新たな法学部も負うことになった。

もちろんそのことはただ法学部内だけにかかわることがらではなく、学院全体のキリスト教主義教育と連動するものであった。敗戦直後の一九四五（昭和二〇）年一〇月、文部省は「私立学校ニ於テハ〔中略〕宗教上ノ教育ヲ施シ又ハ宗教上ノ儀式ヲ行フコトヲ得」という内容の訓令第八号を発し、それまで訓令第一二号によって制約していた私立学校の宗教教育を自由にした。これによって教育制度の改まった新制大学下で新しいキリスト教主義教育の可能性が開け、それに対応してさまざまなキリスト教活動の建て直しが学院全体で図られた。現在、引き続き行われている宗教活動委員会の設置もその一つであるが、学部におけるキリスト教主義教育という点で特筆すべきは、一九五二（昭和二

七) 年以降、本学の各学部ごとに宗教主事を置くという処置がなされたことである。学院にはそれまでも早くから礼拝主事の制度があつたが、各学部に教職者を配置するということはなかつた。新制法学部は、学部の教育と運営に携わる宗教主事制度を発足させることで、建学の精神であるキリスト教主義教育を内に根づかせる試みに着手することになったのである。

発足と足固め 一九五三(昭和二八)年、法学部の初代宗教主事となつたのは長久清である。長久のもとで法学部のキリスト教主義教育の基盤が形成され、整備されることになった。

長久は、一九〇七(明治四〇)年に生まれる。関西学院神学部本科を卒業後、日本メソヂスト須磨教会、興南教会、山口教会、日本キリスト教団関西学院教会の牧師として活躍した経歴をもち、関西学院にはすでに戦時中の困難な時期の一九四二(昭和一七)年に学院礼拝主事補として着任していた。法学部が発足し、宗教主事の制度が施行された後、しばらく関西学院教会の主任牧師を兼務しながらその主事職にあつたが、一九六二年同教会牧師を辞任し、法学部の宗教主事の専任となつた。その後宗教主事として二〇年余りを務め、その間にスコットランドのセント・アンドリュース大学神学部に留学した時期を除き、学生だけではなく教職員の精神的指導や信仰的相談に尽くした。退職時に法学部長阪本仁作は、長久が在任中「終始変ることなき温容と謙虚さをもつて」その職責を果たしたと述べ、法学部教職員に「信仰のもつ力と偉大さを教え」たと献辞を捧げた(『共励 長久清先生退職記念論文集』一九七四年)。長久の在任期間は戦後の混乱の時期から始まって大学闘争に至るまでの多難な時代であつたが、この間彼の弛まない活動は法学部のキリスト教主義教育と主事制度の基礎を創る上で特筆されるべきものであつた。

長久の学術的な専攻分野は実践神学で、とくに礼拝学の論文や著作がめだつ。『礼拝と礼拝堂』（日本基督教団出版局、一九七〇年）は、長久が関西学院教会の会堂建築に携わったときの経験を下地に、神学的な視点から、礼拝と教会堂の意味について論じた類のないものである。それまで日本では教会建築に関する知識は、一般的に漠然としたものでしかなく、しかもそのような漠然とした知識に基づいて、多くの教会堂が建設されてきたのが実情だった。この実践的分野があまり論じられてこなかったのは、日本だけではなく欧米の実情でもあったが、わが国では、一九六〇年代に至ってようやく本格的な研究書や論文が出されるようになった。それはプロテスタント教会において、この重要な問題がいかに不問に付されていたかを、如実に物語るものであった。このような研究状況において長久は、そうした最新の欧米文献を精力的に読みつつ、日本の事情に合った教会堂の神学的プランを模索した。法学部の専任宗教主事となってから数年を経た一九六五（昭和四〇）年、セント・アンドリュース大学へ留学したのも、そうした研究のためであった。しかし、このとき彼は教会建築といった問題にとどまらず、実践神学教授ジェームス・ホワイトの指導のもとで、礼拝学の研鑽に努めることになった。その結果、礼拝学の神学的見地からも教会建築の問題を見直していくという幅が生まれ、それはわが国で最初の本格的な研究となったのである。

長久は留学中ヨーロッパの教会堂を精力的に見学し、それらを参考にしながら先の著作を執筆している。もともと研究が浅く、この種の指導的研究書もなかった日本では、この本は一般に向けて啓蒙的な役割を担いつつも、既成概念にとらわれることなく、丹念な論証と実例を挙げた説得的な研究書となった。彼が主として依拠したと思われる研究は、本学と姉妹校関係にあるアメリカの南メソジス

ト大学教授ジェームス・ホワイト（アンドリュース大学のホワイトとは別人）の、プロテスタント教会における礼拝と教会建築の著作や、ジュネーブ大学のアンドレ・ピエレの礼拝堂建築に関する論文書などであった。

教会の本質について教義学的に論じたものが神学であるとするれば、それを目に見える形であらわすのが礼拝であり、またそれを空間的に象徴化したものが礼拝堂である。したがって、新しく礼拝堂を建築しようとする場合、まず教会の伝統とその礼拝の本質について神学的に研究することから始めなければならぬ。礼拝堂が美的にどうかということよりも、まずそこで行われる礼拝とは何であるかを理解し、その上で礼拝の機能を十分に発揮できるための構図を考えられねばならないのである。その意味で会堂建築の計画は、同時に教会論と礼拝論の研鑽が伴わねばならないわけで、長久はこの点をとくに強調して、牧師を中心に信徒役員や教会員による研究を要請する。そして教会員が共通の教会観、礼拝観を確立した上で教会建築に着手するのが望ましく、そうするなかで教会はキリストの体としての成長をなし遂げる、と考えた。こうして長久にとつては、礼拝堂を建てるのが教会を形成することと同じ行為となった。正しい形をもって建てられた礼拝堂は、教会がめざす終末的な目標、すなわち神の国を指し示すものであり、このような点を考察すれば、礼拝堂を新たに建築することは、教会に託された救いのわざを象徴化しつつ現実化することであった。

このような長久の礼拝観なり教会観が、法学部の礼拝の執行や学生への信仰的訓練に、有形無形に関わっていたであろうことは想像に難くない。本学と歴史上密接な関係にある関西学院教会の牧師を務めたという経歴からも、長久が教会と大学のキリスト教主義教育との連係に力を注いだことは容易

に知れる。長久の求めた法学部の宗教教育は福音宣教の一環として、いや伝道そのものとしてあつたに違いない。

長久には他にも教会建築に關して『教会建築』（共著、日本基督教団出版局、一九八五年）、『教会と教会堂』（同、一九八八年）の著作があり、またスコットランド留学中の印象を書いた『訪欧雜記』（私家版、一九六七年）などがある。社会的にも実践的で、教会牧師や教会立幼稚園長、保育所長といった仕事を兼務し、また後年、日本精神薄弱者育成会の常任理事や会長を務め、西宮市身体障害者授産所運営審議会の委員も歴任した。

五〇年代から六〇年代の宗教教育 新制大学の発足に伴い、法学部は正課としての一般教養科目のうち、宗教科目として「基督教概説」四単位と「聖書概説」四単位の二科目を開講し、学生はその二科目中の一科目を必修することになった。長久は他の学部と同じように、学部独自の礼拝を実施し、法学部の学生の宗教指導や生活指導全般の任にあつた。また宗教主事の職制は、このような学部の教育に責任をもつだけではなく、学院全体の宗教活動にも関わるため、学院の本部に所属する宗教総主事を中心にして宗教主事会が発足した。

一九五〇（昭和二五）年、全学院のキリスト教主義活動を支えるものとして「宗教活動委員会」がつくられることになり、法学部もそれに参加することになった。宗教活動委員会は「全学院の基督教活動を有効活発ならしめるため適切なる計画を立案審議し、その遂行に当ることを目的とする」（規約第二条）という委員会規約からも分かるように、学部間の縦断的な活動を円滑に推進するためのものであつた。

学部の子キリスト教主義教育活動に叙述をもどせば、長久は法学部学生に通年の「基督教概説」を講義し、キリスト教の理解に必要な基礎的な知識を教えた。その授業内容をみると、イスラエル民族の宗教発展を歴史的に概説し、キリスト教の起源とその後の発展といったことがらを内容に、キリスト教の基礎的な知識を提示しようとしている。また他方、「聖書概説」では聖書の成立事情を概観し、その内容の要点を講義するとともに、聖書の聖典たる意味を明らかにしようとしている。これは主としてキリスト教主義の高校を卒業した、いくぶんかの知識をもった者たちに配慮しての上級コースであったことがうかがえる。

法学部が学院創立時からのキリスト教主義による教育という理念を継承したことは、すでに述べた。それは法学と政治学という専門分野の教育のみならず、「常にキリスト教的な意味で社会に貢献する人格形成を念願」したからであり、これを内実化するための施策がこの時期いくつか行われた。講義と礼拝を軸とする学部のキリスト教主義教育活動の全体を統括するため、宗教主事を中心にこれを数名の宗教委員が助け、協議運営するという制度が整ったのもこの時期であった。法学部のキリスト教員の数に文学部や経済学部などに比べ少数ではあったが、キリスト教主義教育に関しては学部全体が協力することで了解されたのである。

こうして制度的な整備が徐々に行われていったが、そのような努力にもかかわらず、法学部の礼拝状況は当初より困難な中であつた。これは学院全体にも共通した事情であるとともに、日本の当時のキリスト教全体にも言い得ることだつた。戦後間もない時期、キリスト教への関心は国民全体に強く、いわゆるキリスト教ブームが起こつた。敗戦による従来の社会秩序の崩壊、そのなかでの精神的原点

の喪失といったことによつて、キリスト教への関心は一挙に人々の間で高まつた。またキリスト教が一般的に歓迎されたのは、アメリカによる占領やその対日政策によつて、多くの宣教師が訪日して活動したことも一因であろう。事実、占領軍司令官ダグラス・マッカーサーは日本国民全体が遠からずキリスト教に改宗するという、樂觀的な感想さえ述べたと伝えられる。しかし、そのような流行は戦後の混乱が収束するにつれて終わりを告げ、それに対応するかのようには、本学でも宗教活動は低迷し続ける状況に陥つた。各学部ともに礼拝出席者の数は目に見えて減少したのである。発足間もない法学部でも、学部礼拝が出席者不足のために維持できず、経済学部や文学部との合同実施を余儀なくされた。さまざまな努力にもかかわらず、法学部はその翌年も文学部、経済学部との合同礼拝に切り替えている。

こうした事態を打開するために決定されたのが、一九五二（昭和二七）年からの大学宗教主事の各学部への配置であり、また各学部独自の礼拝堂の確保である。この年から学部一年生や中途編入学生を対象にして、週一回の礼拝出席義務を負わせ、出席不良者への注意、学生調書への記入といった手続きがとられるようになった。こうして、低迷していた礼拝出席状況はようやく改善されることになった。またこの間には、宗教活動委員会を中心にして学院全体の宗教活動も整備拡充され、春秋の二回の宗教運動や、夏の教職員修養会、クリスマス行事、毎週の教職員早天祈禱会が、学部単位の活動と連係しながら実施されていった。聖書研究会が各所に組織されて活動を広げたのも一九六〇年代であり、宗教講座や、キリスト教教育を紹介するパンフレットが作成されて、新入生に渡されるようになったのもこの時期であつた。こうして法学部の宗教活動は学院の動きと歩調を合わせつつ、六〇年

代、着実に展開されていった。

長久が宗教主事であった二〇数年余りの間、関西学院大学は大きな変貌を遂げた。そして、この時代の最後に関西学院大学を襲ったのが大学紛争の嵐であった。それは戦後民主主義の虚像を暴くだけではなく、市民主義的価値に迎合した日本のキリスト教をも激しく問い返した。本学のキリスト教主義もその例外ではなかったのだが、その嵐がおさまらぬなか就任したのが、内田政秀第二代宗教主事であった。

混乱から再建へ 内田政秀は、一九二五（大正一四）年に生まれた。本学文学部神学科を卒業、その後、同大学院神学研究科修士課程を修了した。卒業後、日本キリスト教団に所属し、天王寺教会、甲子園教会や北九州の田川教会、大牟田正山町教会といった任地で牧師を務めた後、一九七三（昭和四八）年から九三年まで、本学法学部で第二代宗教主事としての職務にあたった。その間大学宗教主事を四年間歴任し、ダブリン大学トリニティ・カレッジ文学部、トロント大学イマニュエル神学校に留学して研鑽を重ねた。この縁で、内田は後に総合コース「カナダ」の責任者として指導にあたり、日本カナダ学会理事や副会長を務めることになった。

内田が就任した当時、宗教主事の職制は教員系列ではなかったが、一九七六（昭和五一）年の職制改定により、宗教主事も投票権をもつ教授会の正式メンバーとなり、教授、助教授、専任講師という教員系列のなかで呼称されるようになった。それ以前では長久は、宗教主事という職責を大学における牧師として位置づけ、投票権をもつ教授会の正式メンバーに加わることに消極的であった。しかし、学院としても宗教主事の大学教員としての立場を明確にし、学部自治と教育に積極的に関与するこ

とのほうが望ましいと判断した。内田もそれに賛成し、法学部内での職制の明確化に努力した。彼はキリスト教主義教育の学部への浸透のためには、学部における自己の責任を分担し、他の教員と協力、共働することが不可欠であると判断したのである。

内田の研究のテーマはキリスト教とリベラル・アーツ教育との関係（「キリスト教主義教育の再検討について」『キリスト教主義教育』関西学院キリスト教主義教育研究室年報一五号、関西学院大学、一九八七年など）、あるいは大学における宗教教育の在り方に関するもの（「カナダの大学における宗教教育の現状・管見」同一三三号、一九八五年など）、日本の思想史や精神史に関する考察（「三木清における思想の屈折」『論攷』四九号、関西学院大学、一九八二年など）、神学と聖書学にかかわる論文（「アウレンのキリスト像」同四〇号、一九七八年など）と多岐にわたっている。また人権問題に関する活動や多くの論文、随筆などがあり、とくに九州の田川、筑豊での体験から、被差別部落の解放問題についての関心が高かった。

しかし、そのような研究論文をここで取り上げて分析するよりも、内田の場合には、その個人的な歴史や人柄を取り上げることのほうがいっそう有効に違いない。そのことはまた、この時期の法学部のキリスト教主義教育の実態をより鮮明にするだろう。事実、内田の本領はその人柄にあった。彼の退職にあたり、法学部長三浦澄雄は、名誉教授推薦のための教授会に際して「本学で最高の宗教主事であった」という発言がなされたことを引用し、内田の包容的人柄と「神を信じる者の強さ」に言及している（『外国語外国文化研究区 内田政秀名誉教授記念号』関西学院大学、一九九四年）。三浦によれば、内田の内面的強さと外面的温和さとは表裏一体であり、それらは戦時中に死に向かい合った

彼の深い経験に由来していると言えるのである。

確かに内田にとって、第二次世界大戦とその敗戦の経験は、宗教と人生を考えるにあたって重要なものとなっていた。もともと彼は旧制高校の理科の出身であったが、その後、戦争の進展に伴い陸軍飛行学校に入学した。しかし、その同期の約三分の一の青年が訓練中の事故や特攻によって命を失っており、内田が敗戦後、どのような思いでそれを総括し、その後の人生を歩んだかは『特操三期の三次』（私家版、一九九三年）の著作にうかがい知ることができる。ここでは、内田が「求道の一課題」（論攷 キリスト教学研究Ⅱ 関西学院大学、一九八七年）と題した随筆風の論文を概観することで、その一端を論じてみよう。

内田によれば、キリスト教信仰の確かな根拠は、特定の教義の正統性の承認や変転する時代思想への追認にあるのではない。それは「しっかりと何か」を核として捉え、それに照応しながら自身の求道の課題を一つ一つ検証していくことから始まる。畢竟、日本に信仰や神学が根づかないのは、この「求道としての問題意識」が欠如しているからに他ならない。

内田個人にとってこの求道の課題の発端となったのは、軍隊生活における死の問題であった。それは知の学習以上の体験として、彼の人生にとって決定的とも言える実存的な基点を与えた。いったい学徒出陣という号令一つによって、多くの学生が心底から一八〇度の方向転換をなしたのはなぜか。旧制高校の伝統である自由主義を瞬く間に脱ぎ捨て、それを天啓のように受け取ったのはなぜか。国を憂う理性を愛国主義に転じて戦場に進み出た学徒の精神性は、表面上は積極的な内面の転換であったが、実は自分の本質をもたない消極的な意識ではなかったか。漱石が論じるように、日本の近代史

上のどの時代をとつても日本人は、私情を殺して押し流されることを常に繰り返してきた。青年は自分がいつたいどのくらい押し流されたのかを測定する、不動の基準をもたなかった。それゆえ内田にとつて戦争の反省というのは、ファシズムや軍国主義批判である前に、自分自身の問題であり、精神的に解決すべき出来事なのであった。

こうして内田は大戦中の学徒たちの自我や心情を、自分のそれを含めて内側から理解し分析しようと試みた。そして、明治以来の近代日本の歩みのなかで、屈折していく民衆の精神、天皇制へと吸収されていく知識人の内面を批判的に捉えかえそうとした。そのとき彼にとつて、そうした問題の原点、不動の出发点を備えるものとして立ち現れてきたのが、キリスト教であった。内田は、聖書の冒頭で神が「光あれ」と言われて光があったということは、混沌の人間世界に闇から解放されるべき原点がもたらされたということに等しい、と悟った。悪の権力を凌駕して歴史を前方に形成する歩みがそこに始められたのであり、一切はそれを基準として理解されなければならない。この認識こそが彼の戦時経歴に照応した、知の核を備えるものとなったのである。

宗教主事としての働きの背後にあったのは、こうした内田自身の実存的な体験であった。人前で決して声を荒げるようなことがなかった彼の温厚な人柄は、学徒出陣の苦い経歴と、その後の真摯な思索によって得られた信仰に、深く裏打ちされていたのである。

七〇年代から八〇年代のキリスト教主義教育　内田が就任した当時の大きな問題は、大学紛争後の学生たちのアパシーであった。この数年間の混乱により、大学全体で学生のチャペル出席状況は低迷していた。全国的な大学紛争は、キリスト教主義大学における「建学の精神」を根底から問うものと

なつた。建学の精神が空洞化したのか、あるいはそれ自体すでに資本制的社会に積極的に迎合するものであつたのか。そうした問いが激しく学院の掲げるキリスト教主義に問われたのであつた。しかし、その問題は他のキリスト教主義大学の場合と同じように、はつきりした結論が出ないまま「正常化」の波にのみ込まれていった。こうしたことに対する失望と批判的雰囲気、そしてその後の無力感が法学部だけではなく学院全体のキリスト教活動、キリスト教科目やチャペルへの批判やアパシーとなつて現象化した。やがてチャペルの時間は、多くの学生たちにとつて長めの休憩時間と同じになり、教員のなかにもその時間帯をゼミの授業や個人的な講義に使う風潮が出てきた。

内田は北九州の炭坑の町で青年たちを牧会した経験から、学部内のキリスト教主義活動や教育活動だけではなく、学院全体のさまざまな分野に学生たちを積極的に参加させようと努力した。春秋の宗教運動のプログラムや学部チャペルに学生を参加させたり、聖書研究会を催すなどがそれである。また学生だけではなく教職員に向けても、法学部クリスマスを企画して恒例の行事にした。これには法学部教員の丹治恆次郎、数少ないクリスチャンの一人であつた佐野彰などの協力があつた。

内田はチャペルを開かれたものとして捉え、狭い意味での礼拝とは考えなかつた。それゆえチャペルの講話(あるいは説教)はクリスチャンに限られないという立場をとつた。そうすることによって、キリスト教以外の構成員が自由に参加できる機会を設け、また彼らの声に率直に耳を傾けようとしたのである。もちろんそのことは学院のキリスト教主義の精神を相対化することでは決してなかつた。チャペルは強制的であつてはならないのは憲法上明らかだと論じる一学生の質問に答え、内田は次のような論旨によつて彼の立場を表明している(『CODニュース』三九号、関西学院大学、一九八六

年)。

内田によれば、宗教活動を私立学校が行うことは法制度上容認されたことがらである。日本国憲法は第二〇条第三項において「国及びその機関は宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」と記し、また教育基本法第九条第二項にも、教育の問題として同様のことを述べている。しかし、これらの文言は宗教教育等をしてはならない機関を、国と地方公共団体に限定しており、国公立でない教育機関、つまり私立学校が「特定の宗教のための宗教教育、その他宗教的活動」を行うことを認めている。このことは私立学校の宗教教育・宗教活動を認めた日本国憲法に沿うものである。したがって、宗教教育としてのチャペルはしっかりと守られなければならない。

もちろん強制ということでは、特定の思想、宗教を強要されてはならない。それはただ憲法が信教の自由を定めているからという消極的理由からだけではない。キリスト教の側からみても、入信の強要は正しいことではなく、個人にも組織にもかえって害をたらす。学院においてチャペルへの出席は強く求められているものの、キリスト教への入信の強制はないし、あってもならない。学部チャペルへの出席も、出席しなくても罰則があるわけではなく、強制の名に値するものではない。各学部において、チャペルはプロテスタント教会の礼拝形式に準じて行われている。しかしそれにはキリスト教を前提とした信仰告白、あるいは献身の表明、サクラメントの執行が含まれているわけではない。それは純然と教育的要素によって構成されている。

憲法上の問題にかえれば、「思想・信教の自由」は受動的な自由ではなく、能動的・主体的な自由こそが重要である。人が自己の所信を表明し、それを他者に伝える布教の自由や、学校法人とし

ての私立学校が自身の教育方針を建学の精神として、明確に打ち出すことがそれにあたる。私立学校の存在意義はここにあり、関西学院ではキリスト教がそれである。憲法第二〇条第三項は、国内にある諸機関が広くこのような積極的自由を行使することを前提にしている。しかし、権力を有する国家などがこのような自由を用いると国民に対する思想、信条の強制や統制になるために、主体的な意味における「思想・信教の自由」の行使を国家などに限って禁止した。学校といえども同じと見られ、とくに日本では私立学校が国公立に倣い、そのようになるのがよいとされがちである。しかし、私立と国公立とはその性格が基本的に異なる面があることは重要である。

さらに、憲法や法一般というものを問題とするのであれば、その前提に契約という関係があることに留意すべきである。学校について言えば、教育方針や建学の精神を明らかにして学生を募集する学校と、どのような教育をうけたいかという意志によって入学先を選択する学生との間には契約関係がある。したがって、もし建学の精神が動脈硬化を起し、また学校の運営がそれにすぐわなくなったとき、学生から是正を求められて当然である。こうして私立学校は法制的特性として、宗教教育をはじめとして、独自の教育活動を展開する余地をもっており、関西学院のユニークさは専門や一般教育と並ぶ宗教教育において最も明確に見いだされる、と内田は結語する。

このような内田のリベラルな理解を反映して、法学部のチャペルでは古いタイプのチャペル即神礼拝といった考え方は後退していった。内田の考え方は、すでに論じたような開放性を神学的にも内包するものであった。チャペルという活動は、学生を単に教育の客体とするのではなくて能動的な主体として位置づけた上で、学生自らが信仰的な知へと挑戦できる場だと理解されたのである。

内田は一九九三（平成五）年に定年退職し、名誉教授の称号を贈られるが、その任期の最後に他の教員の協力を得て、長く懸案であった宣教師の招聘問題に努力した。この努力によって法学部教授会のコンセンサスが得られ、アメリカ合衆国で少数者問題にかかわってきたフィリップ・パークが、新しい宗教主事と同時に着任することになった。

新たな挑戦に向けて 第三代の宗教主事として一九九三（平成五）年に就任し、現在に至っているのが栗林輝夫である。栗林は一九四八（昭和二三）年に生まれ、国際基督教大学、東京神学大学院神学研究所修士課程を修了した。その後約一〇年ほど、ニューヨーク・ユニオン神学校、ハンブルグ大学、ジュネーヴ大学、メキシコのクエルネヴァカ国際資料研究所といった神学校や大学で神学研究に努め、博士号を取得した。帰国後は四国学院大学で教鞭をとっていたが、内田の退職に伴い本学法学部に就任した。著作には『荊冠の神学』（新教出版社、一九九一年）、『日本民話の神学』（日本基督教団出版局、一九九七年）などがある。関心領域は現代の組織神学で、ことに第三世界論や解放神学に興味を示している。

宣教師のフィリップ・パークは、「V 外国語研究室」でも紹介されているように、一九三三年に韓国系アメリカ人三世として生まれ、グローブ・シティ大学を卒業後、プリンストン神学校修士課程を修了した。デトロイト、ピッツバーグなどで牧師を務め、とくにアフリカ系アメリカ人の少数者問題やスラム地域での青年教育に力を注いだ。ニューヨークの合同長老教会本部の人種問題部門と海外宣教師部門で働いた後、一九八八（昭和六三）年に来日し、在日韓国人問題研究所の研究員となって教会活動に協力した。来日後は青山学院大学でも教鞭もとっていたが、一九九三年に本学法学部の宣教

師として招聘された。専門分野は新約学で、とくに少数者問題を聖書と関連させつつ解釈するという独自の研究を進めており、新約学でサンフランシスコ神学校から博士号をうけた。アメリカの代表的キリスト教誌『クリスチャン・センチュリー』にもたびたび寄稿し、学問的自由と信仰の問題、大学でのキリスト教教育、黒人問題や日本における少数者差別や天皇制問題などについて記事を書いている。

九〇年代のキリスト教主義教育 一九九〇年代に入って大学教育は大きな変革を求められた。大学審議会答申の示す大学教育改革は、各大学においてその教育理念や目的に基づいて教育がなされることを要請し、大学は社会の要請に適切に対応しながら「特色あるカリキュラム」を編成し実施する、ということを求めた。こうしたなかで、大学設置基準の大綱化に伴い、学院は一九九三（平成五）年度より第二次中期計画を進め、時代に対応する教育体制の整備を目標に掲げた。大綱化には、大学、とくに私立学校に対して、各大学の個性をどのようにカリキュラム編成上に生かすのかという挑戦を要求する面があった。言い換えれば、それは、各々の大学が建学の精神を生かした独自の教育を展開することへの期待を表明するものでもあった。かくして学院も、それに対応して、建学の精神としてのキリスト教主義教育の意義と内容が、具体的にどのように学部教育に実現されるべきか、改めて問われることになった。

学院の理念と目標の再編成、具体的なカリキュラム改革の実施が日程に上りつつあったとき、法学部では次の世紀に向けた枠組みを新しく模索する努力が重ねられていた。そのなかで、キリスト教主義の在り方を改めて問い返し、その教育を効果的に実施するためのカリキュラム作りも項目の一つと

して挙げられることとなった。

学院の教育理念が理解されるためには、学生の側の積極的な応答が必要とされるのは言うまでもない。しかし現状では、単位と関係しないことに学生が反応しない風潮がますます強くなっている。それはとりもなおさず、学部の教育理念をいっそう明らかにし、それに基づいた独自のカリキュラムと教育方法の開発が求められている現実を示唆する。

法学部は他の学部と並び、専門教育による知の育成、教養教育による幅広い知の涵養、そしてキリスト教主義教育による人格陶冶の目標をもっている。そこでその教育理念を表す特色あるカリキュラムの充実に留意しながらも、キリスト教科目については従来の授業量を維持し、「キリスト教Ⅰ」（四単位必修）を維持することが定められた。「キリスト教Ⅰ」はキリスト教の基礎的なことから触れて、少しでも学生の自発的な関心呼び起こすために、教材の開発と二学期連続の授業時間を確保した。すなわち春学期においては聖書の概論的な内容を準備し、また法学や政治学専攻の学生の関心に合わせて、ユダヤ・キリスト教の法理解、契約思想などを基礎にして内容を深めるようにした。また秋学期には、日本という精神風土における日本の文化とキリスト教の折衝を論じる試みがなされている。それが宗教一般に対する学生のアパシーを克服し、人間を考える上で有効なアプローチであると考えられたからであった。

また従来、人文演習として提供されていたキリスト教教育担当者の科目が「キリスト教演習」と改題されて提供されるようになったのも、この間のカリキュラム改革の表れの一つである。教育課程改革を機に法学部は教育理念や目標の再点検を行い、またそれに基づいたカリキュラムや教育方法の

改革をめざした。そこでは教養と専門教育を兼ね備えた人間の形成という理念に沿って、そのなかでキリスト教教育の独自性を、どのように法学部のカリキュラムのなかに反映させていくかが問われたのである。

他学部と比較すると、近年の法学部のキリスト教主義教育における特色は、キリスト教的な人権教育という点にあると言えるかもしれない。もちろん人権教育の必要は、国際化の課題とあわせて学部横断的な教育方針であつて、法学部の宗教教育だけが提唱しているものではない。しかしこれまで個人的にも栗林、パークがともに神学的課題として人権や平和に関心をもち研究活動をしてきたことは、法学部の宗教教育の現在と将来を計る上で無視できない点となるだろう。

パーク宣教師が就任して以来、チャペルで新しく英語によるサーヴィスが行われるようになったことも、この九〇年代の特色の一つである。チャペルは現在まで週に三回もたれているが、そのうちの一回が英語でなされている。しかし、チャペル出席者の少なさは法学部だけではなく全学に共通した問題であり続けている。現在まで法学部のチャペルは実験実習指導補佐の協力を得て一応円滑に行われてきた。しかし、内田による開かれたチャペルの伝統を継承しながら、これをどのように展開していくかは今後の大きな課題である。出席者の減少をくい止めるためには、直接あるいは間接的にキリスト教の成績にチャペル出席を加えて評価するしかない、という意見も宗教主事の間にはある。しかし、それは学生の出席数の確保という点では有効であつても、果たしてチャペルがめざす教育効果を上げることになるのかどうか意見が分かれよう。全学的な行事であるクリスマス音楽礼拝などへの出席は相対的に多いのに比べ、日常のチャペルへの出席状況や講演会などへの関心の低さは深刻で

あり、今後これにどう対処すべきかが問われている。

最後に、最近の数年間のことがらについて言及しておこう。学院全体に目を向ければ、阪神・淡路大震災時に発生した日本キリスト教団との関係、また日曜日入試の問題などが学内で多くの論議を呼び起こし、学院全体のキリスト教の在り方にまで議論が及んだ。日曜日入試は最終的に一九九七（平成九）年度入試より導入されたが、その際に生まれた種々の問題は、今後さらに取り組むべき課題として残った。

こうしたなかで、一九九七（平成九）年四月から「キリスト教と文化研究センター」が発足し、学際的な諸問題についての総合的なキリスト教研究の試みがなされつつあるのは朗報である。センターはキリスト教主義の直面する現状と課題に対処するため、大学独自の専門教育機関として設置されたもので、現代社会の広範な知へのニーズに対応するための研究組織である。現代の社会は、従来のような内側に向けたキリスト教ではなく、思想、文化、歴史に関わるさまざまな学問分野との折衝のなかで、キリスト教が現代的にパラダイムを組み替えることを求めている。このセンター研究に対して法学部の宗教教育がどう関わり、内容を充実化させていくことができるだろうか。またキリスト教におけるMDS（複数分野専攻制）が実施されることになったが、それとのつながりで法学部の教育が「キリスト教主義教育による人格の陶冶」という教育目標をいかに達成し得るのか。そうした問題が今後の法学部におけるキリスト教主義教育の課題になっているのである。

以上、本稿は新制学部として法学部が発発してからのキリスト教主義教育の歴史を、カリキュラム

の変遷等を論じて概観してきた。またこの五〇年を支えた宗教主事の職制やその研究、人となりを紹介することで、人格陶冶をめざした法学部のキリスト教主義教育の方向と成果を検証してきた。しかし、この稿を執筆するにあたっては大きな制約があったことも率直に表記しておきたい。それは残念なことに内田政秀が退職後の一九九四（平成六）年十二月二七日に急逝し、在任中の詳細を具体的に聞くことができなかつたことに由来する。またその前任者の長久清の場合も、その活動や当時のチャペル状況、教育にかかわる資料は散逸し、多くを見ることができなかつた。今後ともに資料の発見に留意し、機会があれば改めて論じることにはしたい。

第3部

特別寄稿

大学事始

関西学院大学名誉教授 大石 兵太郎

(一九五四年一月三〇日逝去)

大学は昭和九年（一九三四年）、法文学部と商経学部の二学部として出発した。文学部門や経済商学部門については学院は長い伝統をもつていたが、法学部門にはそれがなかつた。従つて法学を担当する教授陣は専門部時代には誠に寥々たるものであつた。それだのになぜ法学部門が開設せられるようになったのであろうか。これは学院としては相当の英断であつた筈であるが、その理由や動機を明かにする材料を私はもちあわしていない。当時の院長ベーツ先生や専門部文学部長で初代の法文学部長になられた故ウツツウォース先生が折にふれていわれたところから判断すれば、阪神地方には法学部をもつ大学が僅か一つしかなくしかもそれとはちがつた学風をもつた法学部門をつくつて見たいということ、多数の学生を擁する商経学部に対して均衡のとれた学部を置くにはどうしても大学のほかに法学を併置しなければならぬという。この二つが主なる動機であつたと想像される。

昭和七年（一九三二年）大学認可、予科開設となつたが、法学部門直接の生みの親はいうまでもなくウツツウォース先生であつた。先生は英文学者であつたが、法律や政治についてはなかく深い理解と興味をもつて居られた。その下で準備をやつたのが故中島重教授と私であつた。中島教授は昭和

五年同志社大学法学部長を辞し、賀川豊彦先生の推挙を通じベーツ院長によつて専門部教授として来院せられたが、氏の来院は法学部門建設の第一着手であつたといえる。私はいわば子飼の若輩であるので、いつも委員会に出て事務的なことを担当したり部長の使走りを仰せつかつたが、法文学部創設についてはウツツウオース先生は相当に精神を使われ苦心を払われたようで、部長室で私が対談していると、急に椅子から立ち上つて拳をふつたり手で頬をおさえたりしつゝ、部屋をぐる／＼なんべんも廻られるというようなこともあつた。そこへ、吾々は有力な加勢者を得たのである。或日のこと部長は、学院の募金のため一父兄として奔走していられる山本五郎氏は古い東大法科出の実業家で、この方に将来法学科卒業生の就職を担当していただくことにし、さしあたつて法学教授陣の建設について一役買つてもらふことにしたいという相談があつた。私はその旨を受けて同氏を浜寺の私邸に訪問しその快諾を得た。その結果同氏は法学部の参与となられ、同氏の提案によつて東大の牧野英一氏を、又部長の提案によつて前司法次官にして学院中学部の古い先輩であつた皆川治広氏を、法学部顧問に迎えることになつた。両顧問は昭和九年（一九三四年）学部開講にあたり相前後して来学せられ、学部と学生のために感銘深き記念講演をせられた。なほ山本氏は牧野氏と学友であつたので、私は山本氏に同道、東大の研究室に牧野博士を訪問して法学部の運営について貴重な示唆を受けたが、前東大大学教授久礼田益喜氏の愛弟子故大森英太郎氏を刑法の助教授として迎えることの出来たのは、牧野教授の好意によるものであつた。

しかし法学部門が順調に滑り出し得たについては、部長始めこれらの人々の尽力のほか、当時の世論を喚起した京大の滝川事件が期せずして我々に幸いしたことをあげねばならないであろう。同事

件による脱退教授への交渉は主として中島教授があたられたが、その結果田村徳治氏が行政学及び行政法学の教授として来院せられることになり、末川博、恒藤恭、宮本英雄の諸教授が打揃つて講師となることを快諾せられた。これ等の諸講師は名目は講師であつたが、専任者と全く変らず、その熱心さにはいたく感激した。殊に末川博士の推挙により当時京大の副手として脱退せられた石本雅男氏を民法学の助教授として迎えることが出来た。私は当時政治学の助教授であつたが、学部開設の初年度には、これ等の人々のほか、学院文学部の深山盈二氏、同高商部の久保岩太郎、馬淵得三郎、前同大教授高橋貞三、弁護士片山通夫、京都地方裁判所部長庄司直治などの諸氏が講師として講義を担当せられ、次年度あたりには三戸寿氏が法制史担当の助教授として来院せられ、大阪控訴院部長竹野竹三郎、京大教授末広重雄、弁護士湯浅恭三、九大法学士片山謙二（昭和十五年に商法担当の教授になられた）、大阪商大教授実方正雄などの諸氏が講師として来院せられた。

かようにして学部開設当時の陣容が一応整つたのであるが、これは形の上のことであつて、我々として最も重要視した関心事は、この法学部門をして異色ある存在たらしめるために如何なる学風を形成すべきかということであつた。何等の伝統なく自分達の手で新しい法科大学を作るといふ意気込から、中島田村の両教授を中心に隔週毎に研究会をやつて、夜間十時を過ぎるまで講義を続けるという始末であつた。その間次第に各位の立場が明かとなり、我法学科は単なる高等試験の準備教育に墮したり解釈法学に偏することを極力さげねばならぬ。常に社会学的な法理論の教授に努めようということに一致した。これが我々が法学部の学風として標榜してきた、いわゆる法学の社会学的研究の意味である。

いま学院六十周年記念を迎えるにあたり、法学部門開設の準備時代から今日も猶職を奉じているものは私只一人となつた。当時の部長ウツツウオース先生は昭和十四年に他界せられ、中島教授、大森助教授は何れも既に物故せられ、田村、石本両教授は学院を去られた。こゝに私はこれ等諸賢の法学部建設のために尽された功績を想うと同時に、これらの創設者が意図せられた我法学部の学風について特別の注意を喚起したいと思う。

〔関西学院六十年史〕一九四九年 より転載

この十年の回想

関西学院大学名誉教授 武内辰治

(一九九六年三月八日逝去)

昭和二十四年に六十周年を迎えた関西学院は、更に十年の年輪を刻んで、いま七十周年を迎えようとしている。この十年の歩みは学院の飛躍的發展の時機であったとともに、法学部もまた相当の發展を遂げて来た。法学部の全学生が千人にも満たなかった頃から、今は二千人を越える有様となり、この量的發展は自然また質的な發展とも表裏している。そのうち最も目に立つ変化は法学館の新築であり、久し振りに訪れた方は法文館に文学部と同居していた頃との随分の相違に驚かれることだろう。また新制大学院の諸課程の設置も、外見に華々しいことではないが、法学部の質的な充實を物語るものである。

教授陣容は十年の間に可成の移動があつた。曾て法学部創設当時在職されていた田村徳治博士は、その後追放解除を機に再び復帰され、後述の新制大学院設置に大きな力となり、大学院の法哲学・政治哲学関係の講座を担当していただいたが、稀に見る大学者としての透徹した理論と高潔な風格は得難い大きな指導力であつた。また中堅の陣容には民法の西沢修教授、憲法の一円一億教授、民法の福地俊雄教授の新任を見、更に兼任教授に商法の西島弥太郎教授、民法の柚木馨教授を加え、実定法の

面に大きい増強が行われた。この間部内からは飛沢謙一・前田正治・足立忠夫・山本正太郎の四助教授が教授に昇任し、村西義一・深瀬秀・安屋和人の三助手は講師を経て助教授に、米沢明助手は講師に夫々昇任した。更に助教授に加藤一明・北岡勲・赤井節の三氏、専任講師に上田徹一郎・阪本仁作・及川伸の三氏を新任した。語学教育については夫々専任者を学部配属する方針が定められ、英語担当として天羽徳之助・松浦巖司・松下正雄の三助教授及び松田裕講師を迎え、松田講師は助教授に昇進した。その他専任助手四名・嘱託助手四名・助手補四名が研究及び研究室勤務に従っている。

この十年間に旧制学位の審査権が可成活発に発動された。先ず東北大学名誉教授広浜嘉雄氏を嚆矢として、部内では中井淳・前田正治・山本正太郎・飛沢謙一・一円一億・足立忠夫の諸教授に、部外では名城大学教授西本頼氏に法学博士の学位が授与された。また三戸寿教授は京都大学より、武内は立命館大学より法学博士の学位を授与された。

外遊した人々としては、昭和二十六年大石兵太郎教授が学術会議より、足立忠夫助教授（当時）が行政学会より、ほぼ時を同じくして米国の視察に赴き、昭和二十七年より二十九年にかけて武内が米國コロンビア大学に、又三十一年夏にはハワイ大学に出講し、昭和三十二年にはフルブライト留学資金により西沢修教授が一ケ年間米國南メソヂスト大学に留学し、同年学院の留学制度により飛沢謙一教授が三ヶ月間フランスに留学し、昭和三十三年には足立忠夫教授がアジア行政会議の日本代表の一員としてフィリッピンに赴き、来年には山本正太郎教授が学院留学制度により三ヶ月間英國留学、赤井節助教授がイスラエル国の留学資金により一ケ年間同國留学、武内は米國マカレストーカーレッヂ及ミネソタ大学に一年間講演の予定である。

この間学院を去った方には品川登講師（現在金沢大学）・清水兼男教授（同上）・浜田一男教授（現在九州大学）・三戸寿（現在金沢大学）があり、川村大膳助教授は文学部に転じた。

最も不幸な出来事は中井淳・大石兵太郎・田村徳治三博士の逝去である。中井博士は昭和二十九年一月元日に急逝された。その以前より高血圧に悩んではおられたが、二十八年の秋一旦快方に向われ、講義さえ再開しておられたところ、その大晦日に俄かに自宅で倒れ、ついに起たれなかった。厳格な学風に加えて、茫漠とした風貌の中にも極めて繊細な感覚を備え、古風さと近代性を兼備した独自の風格は教授・友人・学生の全てに深く敬愛されていた方であった。大石博士は同じ年の十一月三十日に逝去された。春來健康に異状を覚えられ乍らも学長の激務に無理を重ねておられたが、胃癌の宿痼は再度の入院も効なく学長の現職を以て逝かれたのである。政治学界の最高峰としての存在は勿論、田村博士を法文学部の生みの親と称すれば、大石博士は法学部の育ての親とも云うべく、慈父の如き温かさを以て学部の、また学院の興隆への功績は絶大なものがあつた。田村博士は昭和三十三年十一月二十五日に逝去された。博士の学界における声価は論ずる迄もないが、この年の春停年御退職の後、大学院の講義担当の他特に研究会顧問として後進の指導に専念され、また極めて広い視野における幾多の業績の果に、曾ての草分けとして開拓された行政学に関する理論の完成を晩年において期しておられただけに、益々筆硯の御旺んなことを祈っていたのであるがこれまた大石博士同様胃癌の病魔は前年度における御入院も甲斐なく、夏頃から病勢悪化し、ついに不婦の客となつておわられた。この柱石とも云うべき三博士を失つた痛手は中々に医すことができないが、七十周年を迎えるに当り、心から御生前の功勞に深謝の意を捧げて御冥福を祈り上げる次第である。

右のような人事の動きの中にも、新制大学院の構想が着々と実現して来た。旧制のを共に大学院にも新制として設置すべく計画され、昭和二十五年先ず法学研究科として政治学専攻の修士課程が認可され、新制大学院の名乗りを挙げた。更に昭和二十七年には基礎法学専攻の修士課程が、二十九年には基礎法学の博士課程が設置された。政治学専攻の博士課程は中井・大石両教授の逝去によってしばしば頓挫し意外に遷延しながら、漸く本年度より開設することができ、ここに基礎法学・政治学を通じて修士・博士両課程が備わることとなった。

法学部は長らく法文館の中に文学部と同居していたが、多年の希望がみのり、漸く昭和三十二年に法学館が、図書館西南の地域に新築され、教室も増築されて面目を一新した。これと共に研究室も全部新館に集中したが、その後の増員で既に飽和状態となつてきている。十年前には事務室も三人位で処理していたし教授会も狭い部長室で事足りていたことを思えば隔世の感がある。合同研究室も新制大学院の設置と共に公法政治・私法・基礎法の三室が置かれ、徐々に資料を整えてきたが、新館移転を機に公法を政治と分離して四室に増加した。教室も合併教室の建設はあったと云うものの、なお常は不足と狭隘を免れなかったが、大教室の新築によつて先ず甚しい不自由は一応解消した。しかし演習生の数が学生の増加で現在では夫々四十名を越える有様となつては、十人余りの演習を親しく行うことのできたころが懐しく思われる。

六十周年を迎えた翌昭和二十五年に法政学会が発足し、これを母体として「法と政治」が創刊され待望の機関誌が生れた。この折の産婆役としての中井教授の労を忘れることができない。「法と政治」は思い切つてB4の大判で出発し、大学機関誌として異彩を放つた。最初は季刊というものの、二号

ずつの合併号で事実上は半年刊であったが、執筆陣の増強と共に徐々に発行回数を増加し、第三巻よりはほぼ季刊の体制が整った。本年で第十巻を迎え、その第三号は七十周年記念号として予定している。創刊以来執筆者諸氏の真摯な業績によつて「法と政治」は今や学界にも高く評価されている。法政学会では右の他、学術研究書の発行が行われ、これ迄に故大森英太郎教授の「刑法哲学」、故中井淳教授の「デュギー研究」、故田村徳治教授の「法律体系論」（上・下）を刊行した。昭和三十二年法政学会を改組し、文字通り教授・学生一体として運営に当る民主的組織を確立した。現在の事業は右の他、親睦・厚生・研究等の種々の面に亘っている。

法学部学生よりなる法学会も学生自治を健全に運営している。会務運営の諸機関の他に法律研究部・政治研究部・時事英語研究部・司法試験研究部がある。法律研究部では関西学生法律討論会に優勝の歴史もあり、また政治研究部同様教務陣の応援を得て数次の実態調査を実施してきた。司法試験への関心も漸次高まりつつあり、最近では毎年若干の合格者を見つつある。

法学部学生の就職状況も上昇の一路を辿り殊に昨年度の躍進は目覚ましいものがあつた。関係者の努力に負うところの多いのは云う迄もないが、学生諸君の自覚が一層の成果を見つつあることを歎ぶと共に、更に躍進を期している。

以上事実在即して回顧を試みたので甚だ固苦しい回想になつた。この事実が次の十年間の法学部の発展の強固な礎となることを祈りつつ筆を擱く。

〔関西学院七十年史〕一九五九年 より転載

法学部創設時代のおもいで

元関西学院大学法学部教授 石本雅男

私は、関西学院が大学になり、法学部が創設されて昭和九年四月から発足するに際して、招かれてはじめて法文学部助教授として赴任したのであるが、このたび法文学部創設六十周年を迎えるに当たって、法学部の歴史を編纂するために一筆書くようにとの御依頼をうけたが、何分にも遠い過去のことであり、記憶も多少薄れてはきているが、大学創立当時のメンバーの諸兄の多くは今では殆んど他界されているので、多少ともお役に立つかとおもって、当時を顧みておもい出すことを二、三書きしるしてみたいとおもう。

私が関西学院大学に赴任するようにとの勧誘をうけたのは昭和八年（一九三三年）十月中島重教授からであった。私はその年八月京大事件によって京大法学部（副手）を辞職した直後であったので、今後の身の振り方についてはまだなにも決まっていなかったもので、教授の御好意ある申し出に感謝し、取りあえず西宮の関西学院大学に出かけ、院長ベーツ博士と法文学部長就任予定のウッズウォース博士にお目にかかったが、その時御兩人から特に強調されたのは、この大学では学問の自由は必ず充分に尊重するということであったので、私も快く働かしていただきたいといって、その日の会談で赴任

が内定し、数日後ベーツ院長から、理事会の決定を経て正式に赴任決定のお手紙をいただいた。その節、ウッズウォース教授との会談の節、教授の希望として、赴任の上は関西学院大学の近くに居を移してほしいということであった。その理由としては、このたび大学法文学部が発するについては、何分にも創立のことであり、各教授には大学と特に緊密に連絡をとって、講義についてはもとより、その他の事項についても絶えず大学と緊密な連絡をとり、特に学生の個人的指導に留意して、単に学問上のことがらのみでなく、学生のあらゆる教養的指導にも力をつくしていただき、新しいよい伝統を創っていない時間にも出来る限り研究室などで学生の指導につとめていただき、新しいよい伝統を創っていただきたいということであり、そのためには他の大学においてよくみられるような、講義が終われば直ちに帰宅されるようなことをしないですむように、成るべく大学に居て学生との個人的接触を積極的にいかけてもらいたいということであった。そこで私は昭和九年四月の開講に先立って、永年すみなれた京都を引きはらって甲東園に居を移し、全く新たな心境で赴任したのである。

私のために与えられた研究室は二つであったが、当時は全教授は一樣に二室を与えられていた。一つは公的な研究室であり、他の一つは別棟になった私的研究室というよりもむしろ休養室ともいえるべきもので、現在の図書館の北隣にあった独立した建物で、ここでは各教授が一つずつの私的な休養のための室を振り当てられていた。そこは当時のわが国の大学ではまだ一般的ではなかったスチーム暖房の設備があり、木造洋館の趣きのゆたかな建物で、部屋は狭かったが、アットホームの気分の落ちついた誠心誠意としてはいそいそと過ごした。ここでは学生その他の突然の訪問をうけることもなく、お茶などいれて落ちついて休養の時を過ごすことができた。だが、特に疲れたり、特別の用事

のない限り、在学中は公的な研究室に居るのが常であった。

学生数は第一学年総数二〇〇名で、そのうち商経学部が一二〇名、法文学部が八〇名で、その法文学部内部では法学科五〇名、文学科三〇名であった。したがって講義も小ぢんまりした教室で行われ、声もよく透り、学生も極めて静粛且創設時の熱意に燃えて熱心であり、快よい日々を過ごすことができた。そして学生と教授との接触については学生側にもよく徹底していたので、毎日公的研究室で何名かの学生から質問をうけたり談笑したりする機会があった上に、夜間拙宅に訪問をうけることも稀ではなかった。当時はまだ私も若かったし、色々の質問をうけることは勉強にもなった。また講師として毎週行われた恒藤恭先生の講義には、私自身ノートをもって学生と一緒に聴講し勉強した。京大にいた頃は学生時代から研究室時代を通じて、数年にわたって西田幾太郎先生の哲学の講義とか田辺元先生の哲学特殊講義やヘーゲルの講読とか落合太郎先生のパスカルの講読とか、その他の講義に、多くの文学部やその他の学部の教授（恒藤先生もその一人）や先輩と一緒に聴講して、たのしい日々をおくっていたが、こちらに居をうつしてからはそれもかなわなくなったので、恒藤先生の講義の聴講は唯一のたのしみであった。

大学創設時のすがすがしい気分を一入たかめたのは大学構内における禁煙の実行であった。その当時は大学の構内には煙草の灰皿は一つもなく、構内では煙草を吸う人は居なかった。私自身も諸教授や学生同様大学では煙草は一切吸わなかった。末川博先生は仲々のヘビースモーカーであったが、講師として来ていられた間は構内では絶対に喫煙されなかった。これは大学側の何等の布告によるものでもなく、明治以来長年にわたって実行されていた吾国キリスト教新教徒の信条にもとづく慣習によ

るものであり、それを各自が尊重していたに過ぎなかつたのであるが、それが徹底している実情をみて、それまでに鍛えられた関西学院の精神的伝統にあらためて敬意を表した次第である。そして、図書館の正面の屋根の上の塔にあらためて高くかかげられた「マスター・フォア・サービス」の標語も、必ずや全学に浸透して、美しい伝統をあらためて生み出すであろうという明るい希望をいだかせたのである。

法文学部長ウツズウォース教授が開講にあたって特に強く希望されたのは、法学における社会学的アプローチということであつた。簡単にいえば、当時我国の一般の大学特に国立大学における一般的傾向としてみられたいわゆる高等文官試験偏重の傾向に追従しないでほしいということであつた。もともと明治時代に官吏養成機関として出発した東京大学の伝統が、それと異なる趣旨で設立された、政府の所在地から遠くはなれた地に設立された国立大学にいつしか深い影響を与えていたことが、外国人教授の目からみると極めて不自然にみられていたようで、この点はその後も事あるごとに強調されて、大学人として官僚臭のない教養ゆたかな、社会的感覚のすぐれた、奉仕の精神に富んだ知識人、教養人としての卒業生を世におくり出したいと言つていられた。これは法学教育をその本質においては最高の社会教育だと考えたギリシアのプラトン以来の（近世自然科学の確立までの）二千年にわたるヨーロッパの大学の精神的伝統にみられる宗教（哲学）教育、社会教育、医学教育のための神（哲）学部、法学部、医学部という思想の中にはぐくまれ、幾多の宗教的また世俗的権力との戦いの歴史の中で鍛えられ洗い上げられた大学思想が根本にあつたのではないかとおもわれた。ウツズウォース博士は若き日に来日され、すでに長年わが国に滞在されていた上に、当時は毎週一日京大文学部におい

てイギリス文学の講師として講義をもたれていたので、京大の教授たちとも親しく接触され、わが国の大学の傾向などについてもしたしんでいられたようであった。

このような状態の中で法文学部が発足したが、私は、五年の創設期を過ぎた昭和十四年四月十七日、新学期初の民法講義にそなえて、早めに昼食をとるため、午前十一時過ぎ研究室を出たところで赤紙の召集令状を受け取った。それは敬愛するウツズウォース博士の突然の逝去のための悲嘆の涙のまだかわかぬ直後でもあったので、一瞬私にとっては一つの時期が終わったという感におそわれた。ベーツ院長は法文学部長に代わって直ちに全法学部生を集めてこれを告げ、全学を代表して私のために告別の辞を述べられた。その日は教授会があったので、これが最後になるかも知れないと思い最後まで出席し、助手採用のための規則作りのための会議で私の私案なども申し述べた上で、諸教授と別れの挨拶をして、夕方家にかえってからは息つく間もない程忙しく、四日後に応召し、満州にわたり、一ヶ月後にはソ連のトーチカを目前に見るソ満国境の町ポクラニチナーヤに赴任した。そこは、数百メートル先はソ連の丘になっており、中腹には民家が散在していたが、ソ連領に通ずる旧シベリア鉄道のトンネルの入口は固く塞ぎされていた。私の大学生活はその後三年半にわたって中絶した。

召集解除になって無事帰宅したのは昭和十七年暮れであった。昭和十八年度は久し振りに大学で講義はしたが、戦運日々に悪く、学生も学徒出陣などで、文科系の大学はほとんど機能を停止し、わずかに命脈を保っていた状態であった。私は翌昭和十九年七月再び召集令状をうけて応召したが、南方の戦線への乗船予定の輸送船が全部撃沈されたので、己むなく内地勤務となり、翌年終戦を迎えてからも残務整理のため仲々召集解除されず、年を越えて昭和二十一年一月末にやっと帰宅し、大学の講

義をはじめたのは二十一年四月からであった。

戦後大学の再出発にあたって、法文学部は法学部と文学部に分かれ、私は初代の法学部長となったが、一年で辞退した。戦後は大学は私立のため文部省の制約をうけることが著しくなくなつた代りに、マックアーサー司令部の制約をうけることになった。大学としては先ず新制の大学に何時転換するかということが問題となつた。結局国立大学より一年先んじて新制大学に移行することが評議會で決定し、マックアーサー司令部の示唆によつて新しいカリキュラムを編成することになった。當時司令部はわが国の憲法、民法その他の改正や農地制度の改革とならんで、我国教育制度の改善、改革に力をいれ、そのために教育担当官が大学に来て諸教授と懇談する機会も度々あり、私としても、京都大学で行われたルーズベルト大統領夫人の私的懇談会（二〇人程度）にたのまれて大学の代表として出席したこともあつた。肩のほらなないお茶の会であつたが、会の終了にあたって夫人が「一人の女を教育するためにかくも多数の教授方が御参集いただき感謝に堪えない」と丁重な謝辞をのべられたことは当時としては印象的であつた。

司令部の示唆したものはいろいろあつたが、時間割の編成には二つの原則があつた。その一つは授業時間についての次のような原則であつた。それは一科目（単位四）の講義時間は一週に一時間とし、ただしその時間の講義には学生が一時間の予習と一時間の復習をするものとみなし、その結果、学生はこの一時間の講義のために、その前後に大学の図書館なり私宅において二時間の学習ができるように時間割を組むということであつた。そしてこの一科目の講義は一週に一回とし、前期に一五回（一五週）、後期に一五回（一五週）実施し、一年間に合計三十回の講義をした場合にこれを四単位とみ

とめるというものであった。但し語学のみは三十回の講義で二単位とするというのである。この原則は強制的ではなかったので、従来の方針とも勘案して、大体の目安として、一科目の講義を一回一時間半とし、学生がそれについての予習復習を一時間半とするものと見込んで、一日に二科目または三科目（語学を除いて）の講義をきくことのできるようにして一応試みてはどうか、また一年後に国立大学が新制に移行する際に文部省として新たな方針を打ち出すかも知れないからということも考慮された。次に法学部の提供することを定めた科目の中の語学と一般教養科目を一括して教養科目とし、専門科目と並行して、一年度から四年度まで講義をすることとする、但し、初年度は大部分を教養科目とし専門科目をすくなく組み入れ、二年度以降漸次教養科目を減少し専門科目を増加し、第三年度は更にそのようにして、第四年度では大多数を専門科目とするが、なお若干の教養科目を配するということであつた。これは従来のような制度即ち教養科目は高等学校の段階で、専門科目のみを大学課程で履修するという大学の方針を変えて、教養科目も大学における専門科目同様に学修基準の高いものとみとめるべきであるということが従来ともすれば軽視されがちであつたことを是正するという趣旨であつた。そのために法学部の語学を担当する先生は法学部専属の教授ということになつた。

私はその後間もなく大阪大学に新たに法文学部を創設するのでスタッフとして赴任されたという今村総長の強い要望もつて大阪大学理学部の赤堀四郎教授が来訪され、当初は半年程固辞していたが、宮本英雄、末川博両先生の強いおすすめにより、また理事の古武弥四郎教授のおすすめもあり、大石兵太郎教授と相談し、転任を決意し、教授会でも支持をうけ、理事会でも諒承を得て二十三年十二月正式に大阪大学に転出し、爾後は後任の西沢修教授の赴任されるまで講師として講義と演習を担当し

たので、その後の法学部の事情については詳細を知ることとはできなかつた。

このような次第で、私の関西学院大学時代は専任として十四年余、講師として数年間であつたが、若い時代の情熱を燃やした点でおもいで深いものがある。最近関西学院大学が益々発展する姿をみるにつけ、よろこびに堪えない。

(一九九三年執筆)

旧制大学としての法文学部法学科を回顧する

関西学院大学名誉教授 片山 謙 二

関西学院のいろいろの年史をひもどくと、大学関係に限定していえば、旧制大学と新制大学との區別が目立っている。これは、敗戦に基因する昭和二十二年三月公布の教育基本法と、同じ日に公布されたそれを実施するための一つとしての学校教育法によるもので、この二つの法律は、いわば教育に関する新憲法（従来の教育憲法であった教育勅語は昭和二三年の国会で排除ないしは失効確認の決議がなされた）と、それを実施するための一般法との関係にあるから内容が重複する点が少なくないが、強いてそれぞれの特徴を挙げると、教育基本法の中心は教育の機会均等と義務教育年限の延長にかかっているのに対して、学校教育法の中心は、学校制度の改革、すなわちそれまでは小学校六年、中学校五年、高等学校三年、大学三年と定めていたものの、学校の種類ごとに別々に学校令が定められて相互に連繋がなく、そのうえ大学への道が限定されていたものを、新制度では小学校六年、中学校三年、高等学校三年、大学四年と定めて、義務教育を中学校までに延長するとともに、初等教育、中等教育、高等教育に一貫性がとられ、しかも大学の門戸をすべての高等学校卒業生に平等に開放するという民主的体制がとられたと説明されている。

だが、明治に生まれ旧体制下に育ち、新体制を見つづけてきた私にとっては、旧体制の方がはるかによかったように思える。それは教育体制が六、五、三、三制から六、三、三、四制に変わったただけではなく、教育の内容が次のように大きく変わったからである。

	初等教育	中等教育	高等教育
旧体制	六	五	三→三
		↙ ↘	
新体制	六	三→三	四

これを説明しよう。まず旧制高等学校は、実質的には大学の予科的存在であった。だから高等教育期間は旧制高校プラス大学の六年間であった。ところが新制高等学校は五年の旧制中学校を、義務教育期間延長の必要をも考慮して、三年の新制中学校と三年の新制高等学校に分離して作られたもので、その実体は中等教育であったように思われる。だから新体制下では高等教育期間は新制大学の四年間だけで、それをさらに内部では二年の教養課程と二年の専門課程に分けている。旧制大学の方がはるかに多くを学びえたわけである。尤も最近では新制高校の内容は旧制高校の内容に近づいてきているとさく。

旧制高校生で特に目立ったのはその「蛭カラ」振りである。弊衣破帽、高い朴齒の下駄、黒いマント、寮歌等を中心とするその生活態度は、何か青春期のストレスの捌け口になっていたとむしろほ

えましくさえ思えたのであった。私が本学法文学部の専任講師として着任したのは、このようにわが国の学校制度が旧体制下にあった昭和一三年四月であった。昭和一五年に助教授になると同時に法文学部の学生主任を仰せつかったが、その翌年、昭和一六年一月八日太平洋戦争に突入するというあわただしい時期だったのである。従って私の旧制大学としての法文学部在任時代の回顧は、戦時中の学生主任としての回顧が中心とならざるをえない。ところが私の法文学部在任期間は、特殊の事情のため昭和一九年三月までの六年間にすぎなかった。何ゆえそうならざるをえなかったのか。その間の事情を説明して、更に私が法文学部法学科に來任するようになった経緯を明らかにしてこの回顧談を締めくくりたい。

学徒出陣を避けえなかった当時、学生諸君にとっては勿論のことだが、いつ召集されるかも知れない私にとつても、戦場に耐えうる体力をつくるのが最大の課題であった。戦時中の学生主任としての私は、毎朝講義が始まる直前の約一五分間大学の附近を一緒に走ることにした。またときには完全武装した学生を引率して、午前一〇時頃本学を出発し、まず六甲山頂まで行進し、次いで有馬へ降り、有馬から宝塚へ、更に隊列をととのえて大学まで無言で行進したこともあった。四〇キロメートルも歩いたのであるか。各自とも自分の体力づくりに必死だったのである。

このようなこともあった。それは文部省の通達により虚弱学生を鍛錬するために集団合宿をしなければならなくなったことだ。当時は食料事情が悪く、米は配給制であったためどこへ行くにも米を持参しなければならなかった。幸いなことに私は米を持参しなくてもよい旅館を知っていた。長野県の

国鉄信濃大町駅から糸魚川駅に至る大糸線の、信濃木崎駅から南神城駅にかけて仁科三湖といわれる湖が木崎湖、中綱湖、青木湖と続いている。その中綱湖と青木湖の中間にある宿がそれだ。早速現地を赴きいろいろと依頼したところ、いつでも来てよいという。これ幸いとばかり二〇名ほどの虚弱学生を連れて出かけた。そこでは朝食前に体操と駆け足、朝食後は近所の農家（養蚕業）で繭かき（繭の選別）を手伝い、午後は自由時間で自習、散策、伝馬船漕ぎなど各自それぞれ鍛錬につとめた。青木湖は北アルプス白馬山麓にある面積一・八平方キロメートル、深さ六二メートルの透明度の高い淡水湖で、当時は湖畔に建物一つなく、何か幽邃な感じを湛えている景勝の地であった。そのうえ公魚わかぎの豊富なことで知られており、体力に乏しい虚弱学生諸君にとっては、たべ放題の「銀しゃり」（当時の白いご飯）ととれとれの公魚に大満足のようにであった。陣中見舞に來られた今田恵学部長も鍛錬の成果が上がっているらしいことと合宿をとりまく環境のよさにご満足のように見受けられた。

ところで、昭和一八年に学生に対する徴兵延期の停止が発令され、いわゆる学徒出陣が実施されるようになってから、学校に残っている学生は兵役に服しえない少数の虚弱者と徴兵年齢に達していない者だけとなり、しかも教育に関する戦時非常措置として相当数の私立大学の整理縮小が命じられ、その上在學生が勤労働員に駆り出されるなど、大学や専門学校は名だけの存在で実質は皆無に近い状態であった。特に私立学校では授業料収入激減のため経営困難に陥り、教職員の整理・配置転換が避けられなくなった。そこで学院では昭和一九年二月一七日全教職員が図書館に集合し、席上理事会代表から昭和一九年度に実施される学院新体制について説明を受けるとともに、これに伴う教職員の整理・配置転換のため一応全員の辞表提出が求められたのである。そして教職員の整理手続としては、

学院に残留してもらおう教職員には後日辞表を返還し、辞表を返還しない教職員に対しては、三月末を以て退職手続をとるといふやり方であった。幸か不幸か、私はこのやり方で三月末日に退職手続をとられたのである。この手続による退職者の人数は次の通りである。

	専任教員	講師	職員	計
大学法文学部	三	二		五
大学商経学部	二	一		三
大学予科	四	一		五
専門部文学部	四			四
高等商業学校	九	二		一一
中 学 部	二			二
本 部			二	二
計	二四	六	二	三二

ところで、私が商法を担当する専任講師として法文学部に來任するようになった背景には次のような経緯がある。私は昭和五年に九州大学法文学部を卒業したが、最終学年の頃、どうしたはずみからか権利濫用論に興味をもち、フランス語の原書を購入してこの問題に対する関心を高めていた。ところが昭和五年六月に出版された京都大学教授末川博先生の名著『権利侵害論』の最終章で権利濫用が

取り扱われていること、しかも先生はこれまでに権利濫用に関する論文を数篇書かれていることを知り、何とかして先生のお教えを仰ぎたいと考えた。ところが当時の大学院制度はおおらかなもので、入学試験はなく、修了すべき課程などもなかった。そこで末川先生のお宅にうかがい、直接にお願いしたのである。ご寛大な先生は初対面の私の希望を即座にお聞き入れになり、その後の京都大学法学部教授会で私の大学院入学を御提案になり、かくして私は京都大学法学部大学院生として末川先生門下生の一人に加えて頂いたのである。

末川先生から頂いた最初のテーマは、京都大学図書館に温存するフランス民法典の編纂過程に関する膨大な資料を利用し、その編纂過程を克明に分析してフランス民法典編纂の意味を明らかにすることであった。一つの対象の発展過程を丹念に分析してその特質を究明するという研究方法は、末川先生から教わった研究方法としてその後の私の実証的研究の基礎となっている。京都大学法学部大学院生としてのこの私の最初の論考は、四〇〇字詰原稿紙三〇〇枚程度のものであったが、発表の目度もなく書齋に温存していたところ、私の本学来任によっておくれげながら『法文学部研究年誌』第五輯に掲載することができたのである。

末川先生の門下生として約三年にわたって民法全般の研鑽を積んだある日、先生から民法を基礎として商法を研究してみてはとの御助言を頂いた。当時は単純に商法学徒は総じて民法の知識に不足していた故のおすすめで考え、民法から商法に転向したのであるが、今にして考えると、当時本学商経学部で民法を講義しておられた先生は、本学法文学部に商法の専任者がおられないことを考慮されてか（法文学部には民法の教授として末川門下生の大先輩石本雅男氏がおられた）、もしかすると私を法文

学部の商法担当専任者として御推薦下さるための下準備だったのでなかったかと、今更ながら先生の深い御配慮と慈父の御温情とに対し感銘を新にする次第である。事実私は末川先生の御推挙を受けて商法の専任講師として法文学部に來任したのであった。

以上述べたような経緯で私の旧制大学としての法文学部在任期間は僅か六年に過ぎなかったが、私にとつてこれが不運だったとは思っていない。これを契機として私は職場を貿易商社に変え、今度は貿易を中心とする世界経済の分析調査にたずさわるようになり、それに興味をもつようになって、いっしょに法律から経済へと専攻分野も変わるようになったからである。

法律学徒としての私は未成熟のまま終わったが、経済学徒としては貿易商社に在任中の昭和二六年早くも国際経済学会の理事に選任され、昭和三二年一〇月関西学院大学経済学部に世界経済論担当教授として返り咲いたばかりか、昭和五年日本E.C.学会の創設と相まって今度は初代理事長に押され、わが国におけるE.C.研究の草分け的存在といわれるようになったのである。このようになったのもひとえに旧制大学としての本学法文学部を退任させられたたまものとむしろ感謝している。

(一九九三年執筆)

なお、片山氏は、二〇〇〇年五月一日ご逝去されました。

法学部の伝統

関西学院大学名誉教授 村西義一

私は一九四四（昭和一九）年に関西学院大学商経学部経済学科を卒業したので（学部は異なっても）、卒業五十年が法学部開設六十年になる。「因みに、私は一九四七（昭和二二）年より法学部に勤務することになった」。なお、私が関西学院大学と御縁ができたのは、一九四〇（昭和一五）年四月に同予科乙類に入学してよりで、このときは関西学院創立五十周年の半年後であり、そして一九八九（平成元）年三月に定年退職した。このときは学院創立百周年の半年前であり、丁度五十年間即ち人生八十年の三分の二を学院とともに過ごさせて頂いたことになる。誠に感謝の念に堪えない。

ところで、わが法学部の歴史的沿革をみる場合には、その先駆的なものに触れなければならないと思う。

関西学院において法律学・政治学に関係ある科目ができたのは、大学設立一九三四（昭和九）年が初めてといってもよい位で、それ以前は文学・経済学・商学関係の科目が殆どであったが、文学専門部社会科学の中に社会学関係が主であるが、政治学・法律学関係の科目も僅かではあるが設けられていた。それらの科目に関係ある専任の先生方についてみると、河上丈太郎先生が一九一八（大正七）年――

一九二八（昭和三）年まで、関西学院文学専門部社会科学教授として社会学・法学の講義を担当され、一九二一（大正一〇）年には新明正道先生が同専門部社会科学教授「一九二一（大正一〇）年—一九二六（大正一五）年」として同じく社会学の講義を担当され、一九二三（大正一二）年には松沢兼人先生が同専門部社会科学教授「一九二三（大正一二）年—一九四五（昭和二〇）年」として社会事業・政策の講義を担当され、一九二六（大正一五）年に小松堅太郎先生が同専門部社会科学教授「一九二六（大正一五）年—一九四四（昭和一九）年—大学開設後は法文学部教授」として社会学の講義を担当され、同年、大石兵太郎先生が同専門部社会科学教授「一九二六（大正一五）年—一九五四（昭和二九）年—大学開設後は法文学部教授」として政治学・政治思想史の講義を担当され、一九三〇（昭和五）年には中島重先生が同専門部社会科学教授「一九三〇（昭和五）年—一九四四（昭和一九）年—大学開設後は法文学部教授」として憲法の講義を担当せられていた。これらの基盤の上に法文学部法学科は誕生したとい得る。

次に大学開設に当たつての経緯を考えてみれば、大学予科を二年制にした理由は次の二つにあったようである。即ちその一つは、大学の予科を二年制とするか三年制にするかの問題であった。学院大を教育を独自のものにするため、さまざまな角度から慎重に検討された結果、ついに二年制を採用したのであり、その二は「なるべく早く大学本科を開設しよう」という点であった。また三年制とする、中学部四年からの入学を認めることになるので、それでは学院中学部の教育体制を乱すおそれがあることを考慮する面もあったとされている。

前述の如く、学部は法文学部と商経学部の二学部として出発したが、何故、法文・商経の二学部と

して出発したのであるうか。

学院の過去の長い伝統からみて、経済・商学の部門や文学部門の学部が設けられたことは当然だといえるが、法学部門が新たに設けられたことについては、何か積極的な理由があつた筈である。その主たる理由としては、恐らく次のことが考えられる。その一つは、当時阪神地方には法学部を有つてゐる私立大学は僅か一つしかなかったこと、その二は、これまでの法学部は、単なる国家試験の準備教育であつたり、解釈法学に終始したりしていた弊があつたのを学院教育によつて新しい法学教育を敢行しようとしたこと（後に述べるソーシャル・アプローチ）、その三は、関西学院大学として均衡のとれた学部にしようとしたこと、というのは、商経学部は多数の学生を擁するので、この学部の他にさらに一学部を設ける場合、文学部のみではその均衡が保てないので、法学部門を加えることによつて均衡を保とうと考えたこと、以上の三点がその主要な理由であらう。

さらに問わねばならないことは、何故に法文・商経の二学部としたかについてである。これは恐らく一挙に法・文・商・経の四学部として出発するよりも、むしろ法文・商経の二学部として出発し、他日の発展を待つという含みがあつたであらう。このようにして学院大学は、法文・商経の二学部として出発し、法文学部には、文学部と法学科、商経学部には、商業学科と経済学科とを設けることになつたのである。

殊に上記の第二の理由即ち法学部の特色について敷衍して述べると、かつて初代学部長ウツズウォース博士が口癖のようにいつておられた言葉に「ソーシャル・アプローチ」というのがある。この言葉は、学院のモットーたる「マスタリー・フォア・サービス」と同じように、人によつて解釈もちが

い、説明もちがっているが、それだけに弾力性と適応性とに富んだ含蓄ある言葉だと思う。いずれにしても、ウッズウォース博士が、わが国諸大学の法学部が示していた共通の特徴たる官僚の養成・法律マニアの養成とちがって、もつと広い社会の実相の深い洞察を根柢としたところの穩健高邁な方法、そしてキリスト教的な意味で社会への貢献をいつも念じているところの若き世代の育成をもって使命とすべきことを語っておられたことには間違いないと思う。この「ソーシャル・アプローチ」という精神は、法学部の伝統として今もなお絶えることなく脈うっているものであって、殊に学生の多くが阪神間の実業家の子弟で、いわば官界よりも民間に出て行くのが大体において本学創設以来の傾向であるので、わが法学部においてできるだけ広い視野に立つた法学・政治学の教育を主眼とし、社会に出ても知識人としての指導性と特殊技能とを充分に發揮できるようにと心がけているのである。しかし大学においては、教育と研究とは相互に離れた単なる並存であってはならない。大学における教育こそは、高度の研究によって裏づけられて初めて完全たるを得るのである。

この伝統は大学開設当時の先生方、例えば行政学の田村徳治、憲法学の中島重、民法学の石本雅男、法史学の三戸寿、政治学の大石兵太郎、戦後直後の政治思想史の中井淳の諸先生方によって、学問の方法論として主として社会学的方法が採られてきている。この学風は今後とも正しく受け継がれて行くであろうし、そうあることを希求している。

一九四〇（昭和一五）年は、所謂皇紀二六〇〇年であり、翌年末太平洋戦争が勃発するという戦時体制下であり、学生生活は夏季休暇には武庫川下流に在る鉄鋼所に勤勞奉仕とか、桜小場の学院の修練道場の建築作業等に出掛け、学生の自治組織たる学生会は報国団に改組された（勤勞奉仕等の場合

は報国隊と称せられた。そして一九四一（昭和一六）年には修業年限の短縮、卒業期繰り上げの措置がとられ、終に在学徴集延期停止の実施そして学徒出陣「一九四三（昭和一八）年」となった。私はその措置により三年になって二カ月後の一九四三（昭和一八）年九月三〇日仮卒業、同年二月一日入営、翌一九四四（昭和一九）年九月三〇日卒業ということになった。

そして終戦を迎え、大学は同年一〇月より授業を再開したが、教室に入って驚いたことは教室内で喫煙している学生があったことである。従前には迎も思いも及ばぬことであった（それは校庭でさえ禁煙であったから）。学生の雰囲気は全く一変したという感を深くした。

次に法学部在職中の思い出のままに記すことにする。

私は一九四七（昭和二二）年五月に大石兵太郎先生のお力添えにより、法学部助手に採用されたが、就任後直ぐに大石先生に伴われて当時の学長アウターブリッジ先生にお会いし、優しく言葉を賜るとともに温き手を差し延べて握手をして頂いた感激は今も忘れ得ない。また大石先生は学会に出席するに際して種々懇篤な御注意をして下さった。そして法学部の京都宇治への親睦旅行の際、初めは日帰りの予定の処、宴会が盛大になって一泊することになり、その費用の調達のため、先生は泊まられず奔走せられたことには頭が上がらない。

一九五二（昭和二七）年八月にリコールの実態調査が実施されたが、それは近畿地区において行われたリコールの経緯に基づいてその実態を調査し、立法的並びに制度政策的立場からこれに検討を加え、その良好な運用のための必要条件を考察しようとするものであり、その調査対象として一九五〇（昭和二五）年旧兵庫県武庫郡本山村及び本庄村（現神戸市東灘区本山町及び本庄町）においてなさ

れたりコールについて調査がなされた。調査担当者（代表者）として学長大石兵太郎、教授中井淳、助教授山本正太郎、専任講師村西義一（いずれも当時の職名）外学生諸君の協力を得たのであったが、その中三名の先生方は既に世を去られているが、思い出多い調査であった。元々頑健な大石先生が胃癌で亡くなられる前に（御退院後）、田村徳治先生のお伴をして当時段上町に在ったお宅にお見舞いに寄せて頂いたが、出てこられた先生のお褒れの御様子は今も眼前に焼きついている。

私が助手になった当時は、学院の規模は小さく（法学部の専任の先生一六名を含めて大学全体で六名、その他高商、理工・文学専門部、高・中を含めても約一五〇名、学生数も大学一、五〇〇名、他を含めても三、九〇〇名）、学院の家族的親愛感は今現在（法学部四三名を含めて大学二八六名、中高六〇名、学生数大学のみで約一四、〇〇〇名）に比してより深かったように思われ、他学部の先生方とも顔と名前とおおよそはひつつけて分かつていたが、現在では他学部の先生方については余りというか殆ど分かりかねる。これを補う唯一の機会は今一度の教職員の祝会であろう。

従って、その当時は私達助手間（他学部との）の交際も親密であり、教職員組合が結成される前後だったと思われるが、私達助手数名が当時の丹羽俊彦財務部長に助手の待遇改善等について直接面会して話し合いをした。ところが、そのことが翌日法学部の方にも通ぜられていたらしく、三戸先生に法学部のわれわれ三名が呼ばれ、そのようなことをしないようにと注意された。こういったことが機縁となり助手の会がつくられた。そして法学部の機関誌『法と政治』の第一巻が刊行（法政学会）される際（一九四九（昭和二四）年一二月）、その原稿の出張校正（奈良市の天理時報社）に私達法学部の三名以外に文学部の助手高島徳三さんにお手伝いをして頂いたこともあった。

大学の新制大学開設年度は一般には一九四九（昭和二四）年度からと定められていたが、学院においては一年早めて一九四八（昭和二三）年度より開設することにした。これへの切り替え移行措置として、専門学校等よりの編入を認めることになり、その編入学生のための科目認定の事務に携わり、苦勞をしたことも懐しい思い出である。

法学部の校舎は大学開設以来法文学部として一つの建物（現文学部校舎）であつて、その二階に法学部資料室があり、助手がそこで研究・事務に従事していた。一九五七（昭和三二）年に新しい法学部の建物ができ、共同研究室も本館（現在のでなく旧の）二階に、私法・公法・基礎法・政治の四研究室と先生方の研究室が図書館の北側の第一教授研究館別館とに分かれて在つたが、一九六二（昭和三七）年に社会学部校舎の北側に第一教授研究館ができ、そこに先生方の個人研究室（神・文・社・法）が完成した。そして一九七八（昭和五三）年に現在の法学部本館ができ、先生方の研究室はそれの三・四階に法学部専用個人研究室が完備した。

一九六五（昭和四〇）年前後に法政学会の財政が逼迫し、法政学会の存続か解消かの問題、即ち『法と政治』の編集（法政学会）とそれの購読料と法政学会とを分離するかどうかについて論議されたが、学生諸君の側からは存続の意向が強く、会費値上げで存続と決定した。その結果、現在はその当時に比べると財政は大いに豊かになっている。

一九五七（昭和三二）年は私にとつては殊に思い出の多い年である。それはその年度一年間の内地留学（現行特別研究）が認められて、東京大学を中心に研究することになった。その期間中即ちその年の夏に田村徳治先生が東京へ公務で出張せられた時、私の下宿（台東区谷中）をお訪ね下され、先

生と御一緒に日本学士院、上野公園から東大構内を散策して、先生の宿泊先である茗荷谷にあった東京教育大学（現筑波大学）内の茗溪会館で食事の御相伴にあずかり、色々有益なお話を承り、そしてその翌日は文京区本駒込の名勝六義園（柳沢吉保がその下屋敷に完成した名園）を見学して後、東京駅までお見送りしてお別れした。その秋、先生の御著書『社会史観』が下宿に送られてきた。校正をさせて頂いたものであり、感銘深く読ませて頂いた。

関西学院大学法学部を退職された三戸寿先生が同じく私の下宿をお訪ね下され、久し振りにお会いし、懐かしさが込み上げてきた。御一緒に東大へ行く途中、上野広小路で御昼食にあずかり、そして東大へ、三戸先生は久保正幡先生にお会いのため、私は法学部図書館へと正門を入った所でお別れした。そして翌朝、先生が中川善之助教授にお会いになるため、金沢大学へ行かれるのを上野駅へお見送りしてお別れした。

また同僚の深瀬さんが東大の伊藤正己教授に研究上のことに關してお会いになるために、私の下宿で一泊せられ、楽しくお話する機会を得たことも忘れ得ない。

それ以後については、例えば学園紛争（一九六八（昭和四三）—一九六九（昭和四四）年）などの大事件もあったが周知のことであり、割愛することにする。

関西学院大学法学部開設以来の良き伝統を層一層活かして、新しい世紀に向かつての輝かしい発展を祈念しつつ筆を擱く。

（一九九三年執筆）

上ヶ原春秋

関西学院大学名誉教授 前田 正 治

(一九九八年一月三〇日) (逝去)

私が関西学院大学の専任となったのは昭和二十四年三月一日付であった。普通新任の発令は四月一日付なのだが、私の場合はどうしたことか一月早かった。それには、すでに前年度から非常勤講師として日本法制史の講義を担当していて、前年の九月で京都大学大学院特別研究生第二期を了えていたから身分的に重複することがなかったのと、それだから一月でも早く専任の地位を与えてやろうという温情からであったかもしれないし、同時に学年末の多忙期に手薄な勤務要員の増強といった要因もあったかもしれない。事実、学院での最初の仕事は入試事務の処理への参加からはじまった。

当時法学部の事務職員は福田信子書記ただ一人であった。だから入試の事務なども十人前後の教授会メンバーで万事が行われ、大石法学部長が陣頭に立って算盤を弾かれるといった有様で、そうした日夜の作業を通じて先輩の同僚の方々にもすぐ溶け込めるようになり、四月の開講の頃には教授会の皆さんとすっかり馴染みとなっていた。

これより先、はじめて大石法学部長にお目にかかったとき、発足して間のない新制大学ということについてわざわざご説明を受けたが、氏の大阪弁は、大阪育ちの私にとって、初対面からアット・ホ

ームな印象を覚え、初任の緊張感をやわらげられた。また新任のご挨拶にアウトブリーチ学長とはじめて握手を交した折の手の大きさとあたたかさは、四十余年を経たいまもみずみずしい実感としてのこっている。そして私に充てられた研究室は大阪大学に転任されたばかりの石本雅男教授のあとの室であった。

当時は新制大学としての出発がはじめられたばかりであったが、やがて大学院にも新制が誕生することとなり、講義というものもなかった旧制大学院とは劃期的な改革であった。昭和二十五年にはまず修士課程に政治学専攻が開設され、二年後に基礎法学専攻も設置され、私もその要員に加わることとなった。博士課程は政治学関係が中井淳・大石兵太郎両教授の逝去という不測の事態から増設が遅れて、基礎法学の方が先に二十九年から設置された。

基礎法学という名称は新制大学院の設置とともに名付けられたもので、法哲学・法社会学関係と法学関係を含む名称である。この名称は一足先に設置されていた早稲田大学大学院がこの称を採っていたのを範としたもので、法学部長から二十六年に学長に就任された大石兵太郎教授が大浜信泉早稲田大学総長とは予てから親しい接触があり、新制大学院の構想にも何かと早大の先例を参考にされていて、この称が受け容れられることとなったようであった。しかし法学に関するいろいろの用語は西欧に由来するものが多いにも拘らず、基礎法学の外国語の語源には的確なものを見出し難く、語源ははっきりしないままであったが、文部省関係で常用されてきている法学一般という用語よりは遙かに適切な言葉だと親しむことができた。ところが、その出所は意外な折に明らかとなった。もう十年ぐらい前になるか、私たちの属する法制史学会の大会が早稲田大学で開催された際、当番校として

懇親会の挨拶に立たれた中村吉三郎教授が往年を回想しつつ、新制大学院設置の折に、法制史を含む法学一般の語に慊らず、あれこれと考えて早稲田大学で創案したもので、外国の用語を典拠としたものでないことを明らかにされ、基礎法学の名称の生まれた経緯を知ることができたのであった。

基礎法学専攻の具体的陣容は法哲学の田村徳治教授、法社会学の飛沢謙一教授、西洋法史の三戸寿教授と日本法史担当の小生の四人が中心となったのだが、法史学関係の講義を整える上にはローマ法に田中周友京都大学教授、東洋法史には内藤乾吉大阪市立大学教授の御出講を請い、長年にわたって講義をお続けいただき、研究者の育成にも大いに御寄与を賜った。

この新制大学院の設置申請については格別の想い出がある。もう記憶も定かではなくなっているが、多分博士課程増設前の昭和二十八年頃のことであつたらう。当時大学院教務学生委員を担当していたためか、事務室も手薄であつたので申請手続を担当した。何分不馴れなことが多く、楠井隆三教務部長（経済学部教授）と再々の打ち合わせを行い、大石学長にも指示を仰ぎながら何とか書類を整えていった。また講師の依頼には、わざわざ足を運んで就任承諾書を求めたようなこともあつた。いよいよ申請日限の迫った段階では誰もいない事務室で一人で徹夜して、朝になって出勤してきた事務の人を驚かせたようなこともあつた。いまからおもえば一寸調子の乗せられて阿呆なようなことであつたが、その頃は創設のよろこびに弾んで心燃えていたのであつた。

新制大学の発足後は、法学部としても上昇の時期にあたり、多彩な発展がみられた。新制大学院の設置と拡充、法文館から独立した法学部新館の建設着工、共同研究室の設置や図書の実、機関誌の創刊とその母体として学生と教員の一体となつた法政学会の誕生、学生の就職運動の活発な展開など、

まさに躍進の時期であった。

法政学会を基盤として創刊された機関誌『法と政治』はA4判であった。従来大学の機関誌といえは菊判（B5）と相場が決まっていたものだが、戦後あらゆる文化活動が復活してきた段階で『季刊法律学』など新しい出版に大型のA4がみられるようになり、『法と政治』の大判も、それだけ言論の自由が拡大されたような愉しさがあり、独自の機関誌を得たよるこびは大きかった。当時編集を担当したのだが、季刊の定時刊行の強行にはまだ執筆陣が乏しく、外部からの寄稿を求めたことさえあったほどである。

当時戦後の民主化の風潮のうちに法社会学が時代の脚光を浴びて法学の各分野からも関心が向けられ、いわゆる「生ける法」追究のために封建遺制の考究ともかわりながら実態調査が盛んに行われ、この機に法政学会の行事として法学会法律研究部の学生を主体として教員側も参加助言するという態勢でこうした面の調査を試みることとなった。委細は略する（以下の括弧内は『法と政治』掲載の巻号である）が、その最初の企画は昭和二十七年八月に夏季休暇を利用して十日間を兵庫県飾磨郡家島町における「家島に於ける相続に関する実態調査報告」（四―一）で出発した。当時四年生でこの地の出身の橋本寿男君（故人）が設営し、学生十一名と教員側も数名が参加して、小学校の作法室を宿舎として各戸の聴取を行った。湯水期で共同井戸はカラカラで、口も漱げず顔も洗えない日々を共に苦闘したが、こうした学生諸君との共同調査は研究意欲を誘発し、また教員と学生の融和のよき契機ともなった。二十八年には島根県簸川郡出東村における「親方子方制度に関する実態調査報告」（五―一）、二十九年には長野県北安曇郡北小谷・中土村における「入会権の実態調査報告」（六―一）など連年

の調査作業を行い、それぞれの地域でのさまざまな回想があるが際限がないので此処には略しておく。なお、この間法学会政治研究部ともタイアップした香川県小豆島における「農漁村の選挙に関する実態調査」(五―一)が行われた。

その後法政学会の改組により、研究者を主体とする法学部実態調査団によってこうした作業が行われるようになり、昭和三十四年以降、「近畿の一山村における入会および財産区に関する調査報告」(二〇―二)、「但馬山村における親族扶養の実態と意識」(一一―四・一三―一)などが行われたが、法政学会の行事として実態調査とは性格が変わったものになった。

大石法学部長の学長就任後、三戸寿法学部長の在任は三期におよび、それは法学部が種々の面で充実発展した時期であった。当時関西学院では四期にわたる長い学部長の在任をみた学部もあったが、発展の反面には旧体制の変革を要する面も出てきて学部内の機構の民主化が計られ、三戸教授の退職、武内辰治法学部長の出現となった。それ以来、法学部長の任期を一期とする慣行が成立して今日に至っている。

教授陣容についてはこれまで大学院中心に触れてきたが、学部の法史関係の陣容は、新制発足当時には「法史学」「法律思想史」「日本法制史」の三科目で、前二者は三戸教授が担当、西洋法史の内容は両者の講義の中に含めておられた。しかし「日本法制史」の「制」、「法律思想史」の「律」と用語のアンバランスを覚え、いつかは整理を要するとおもっていた。『関西学院七十年史』によれば、創立五十周年記念の昭和十四年当時の法史関係科目は「法制史」として三戸助教授担当が記されているのみであった。そもそも「法史学」という名前はかつて東北大学の栗生武夫教授が提唱されたのには

じまるといわれているが、東北大学出身で粟生教授の教えを受けておられた三戸教授が、のちに「法制史」を「法史学」と改められたのであろう。法というものの領域を汎く捉える意味において、私も法史学の名称の方が好ましいと考える。しかし「日本法制史」は私が赴任するまでは専任者がなかったから、この科目を設置する上にも他の大学で多く使われていた称をそのままに踏襲したものである。

その後武内法学部長の時期に、たしか昭和三十三年であつたとおもうが、学部カリキュラム改正の機に、法史関係の名称を「制」や「律」の字を排し、また大学院の講義名称とも対応せしめて「西洋法史」「日本法史」「法思想史」に統一し、また時代の要請に対応して「日本近代法史」を増設し、差し当たり私が担当した。三戸教授転任のあと「西洋法史」「法思想史」担当には大阪市立大学法学部から赤井節助教授を迎え、間もなく教授昇進、サヴィニー研究会を興すなど活発な活動に大いに期待していたが、不幸病を得て四十一年昇天して了われた。その後任には広島大学から三浦澄雄教授を迎えて現在に至り、この四月からは法学部長の重責を負うておられる。また大学院修士・博士両課程にそれぞれ「東洋法史特殊講義・特殊研究」を置いた以上、学部にもそれに対応する「東洋法史」の講義の要を覚えていたが、本学の基礎法学専攻に学んだ八重津洋平助手が専任講師に任用を機にこの講義科目を設置することができた。八重津教授はすでに法学部長・図書館長を歴任された。日本法史は私が昭和五十六年に定年扱いで退職したあと、滋賀大学林紀昭助教授を迎え、間もなく教授昇進、法学部の中核として活動されている。かくて法史学関係は日本・東洋・西洋の三教授によって充実した活躍が行われていて後顧の憂いが無い。

現在法学部で日本法制史研究会が持たれている。これは私の退職後、八重津・林両教授の発案で私も加えて、他に有縁の方々とともに毎週一回の集いである。これは法学部資料室に収めている日本法制史関係の未整理史料の調査検討を行い、成果の一部は『法と政治』に成稿したものもある。蒐集だけはしたものの、在職中多忙に追われて十分目を通し得なかつた文献の活用が計られ、併せてなお学院の空気に触れる機を得ていることはまことに有難く愉しいことである。

昭和四十三年から起こつた学園紛争には、もろに渦中にあつて苦々しい日を過ごしたものであつたが、これについては一般的な叙述があろうから冗筆は避けたい。

昭和四十年に国際法制史学会が誕生し、ウィーンで第一回の総会が開かれ、学院の短期留学の機を得て私もこれに参加することができた。これはウィーン大学が創立六百年を記念して開催を引き受けたもので、磨り耗つた石廊下に六百年の年齢を覚えた。わが関西学院大学法学部はその十分の一の六十年を迎えたばかりである。六百年の先は量るべくもないが、わが法学部の築いてきた、またこれから積み重ねられるであろう足蹟が、長い歴史のうちにささやかでも尊い光を放つものであることを禱っている。

(一九九三年執筆)

関西学院と私

関西学院大学名誉教授 足立忠夫

昭和二十一年四月一六日就任

京都大学を卒業して大学院に進んでいたところ、偶然にも昭和一八年、月収九〇円、おまけに召集免除の大学院特別研究生の一員に選ばれた。その「特権」のせいか、張り切つて勉強しすぎたのだろう。かつての肺病を再発させてしまった。やむなく療養所に入り、そこで敗戦を迎えた。しかし、特別研究生（前期）も終了したので無収入となり、中学時代の同級生・川村大膳君が関西学院の予科の先生をしていたので、昭和二十一年三月初旬、彼に頼んで私の論文と履歴書とを法文学部に提出してもらつたところ、大変高い評価を受け、助手・講師を素つ飛ばして助教授に採用ということになった。

三月には当時の法学部長にあたる石本雅男先生や大石兵太郎先生、三戸寿先生の集団面接を受けたうえ、神崎院長との面談も終え、就職が決まった。四月には何でも好きなことをやつてよいという条件で政治学特講という授業をもたしてもらうことが知らされた。その授業は四月一六日から始まった。京都の下宿から阪急仁川駅に降りた。今の競馬場のところは、一面の焼野が原であった。仁川の左岸にそつて学院に向かつて歩いていく。学生も続々と歩いていく。ほとんどが復員学生で、陸軍や海軍

の将校服を着ており、二九歳の私よりは年長に見えた。「こんな偉そうな人びとに講義するなんて、とても自分にはできない。もうやめてしまおうか」と考え、来た道に戻ろうとしたが、「それでは喰いはぐれになる」と思い直して、重い足を引きかえして、法文館（今の文学部）の建物に入った。授業では、「いかにして日本の官僚制を改革すべきか」というテーマで二〇回ほどしゃべったと思う。

というのは、一年前のことであるが、日本を占領した米軍は、西日本をクルーガー將軍の指揮下におき、その本部が京都の四條烏丸通下ルの大建ビル（今の丸紅ビル）におかれ、四條通りの大丸の西側にクルーガー図書館というのが開設された。アメリカの文献に飢えていた私は早速、そこに行ってみた。貸し出しもできるといふ。二冊どうしても読みたい本があった。手続きを尋ねてみたところ、大建ビルの軍政部の「情報・教育局」（Civil Information and Education—略してCIEといた）に赴き、そこで許可をもらえといふのである。現在の人にはとても分かってもらえないが、大建ビルの前には数名の背の高い屈強な米兵がピストルをもって立番をしており、中に入るのには全く恐る恐るであった。ところが、私に会ったのは私より若いテキスターという次長であり、しかも私が借りたいと頼んだ書物の著者はオハイオ州のアントオックの大学で教わった先生であるので、二人は大いに意気投合。その後、何度も会うようになり、彼から「How to Reform the Japanese Bureaucracy」というテーマで君の考えを書いてくれ」と頼まれた。年末から一週間ほどでそれを日本語で書いて、テキスター氏のところに持参した。これはすぐ英訳され、マッカーサー司令部の公務員制度課に送られ、日本の公務員法の制定に際して参考にされたという。数年前、占領行政時代を研究している一学究が私の英文論稿を国会図書館で発見し、送ってくれた。それを機にその日本語を公表した（拙著『地域

公共学の提唱』、公務職員研修協会、一九八九年)。しかし、この論稿の構想は敗戦と同時にメモしておいたので、昭和二十一年の最初の講義で喋ることができたのである。

昭和二一（一九四六）年は言うまでもなく敗戦直後の窮乏期で、一日二、三合の配給米も何十日と欠配。ヤミ米は一升五〇円くらい。物価も一カ月に二倍三倍と上昇するインフレ。政府、というよりは連合国は、それを防止するために、旧円を廃し新円に切り替え、月給の五〇〇円を超える部分は銀行の封鎖預金となり、引き出すには厄介な手続きを要することにした。もとより、預金などない私はまさに飢えに瀕していた。だから、四月末にいただける関学からの月給はどれくらいだろうかと、わくわくしながら待っていた。ところが、一五〇円をわずかに超えるだけであった。そのわけは、月給は三〇〇円ほどだが、お前は四月一六日から講義したのだから、ほぼ半額というのである。まあ、なんとケチな学校に就職したのだろうかと嘆息するとともに、私の就任は四月一六日であったというのは終生忘れられなくなったのである。

三年間の沈黙の後の多弁―石本先生を送る―

助教授に就任したため、昭和二十一年から教授会には毎回出席していた。私の性格を知っている人には信じられないことであろうけれども、教授会では一言もしゃべらなかつた。私を紹介してくれた川村大膳君が「こんどきた足立君というのはおとなしい人だな」という評判を聞いたよ」と話してくれたことがある。

しかし、二三年に京都大学の滝川事件のあと京大の副手から関学の法文学部の教授になられ、法学

部と文学部とが分かれた二一年から一年間法学部長を務められた石本雅男先生が新設の大阪大学の法学部に移る意思を教授会で表明されたときには、京大で同じく副手をした経験もあり、また学問の自由に殉ずるような先生の行動を知っていただけに、私は驚きかつ残念であった。そこで、はじめて発言し、「先生を頼りにしてきた私には思わざることである。何とか断念していただけないだろうか」という旨を二、三回述べた。それから、私は教授会の常習的発言者いや多弁家となった。私は生来、そういう性格だったようである。小学校一年の一学期はひとりの友人とも話をしなかったが、二学期になってひとりと話ができるようになるかと誰とでもしゃべり、友人となることができた。オール・オア・ナッシングというのは悪い癖だと思うが、しばしばその癖がでる。

法学部に居座る決心——政治学科の衰退から充実へ——

昭和二六年二月、私は米國行政視察団の一員として渡米し、約一〇〇日間滞在した。まだ、占領時代であったから、渡米は珍しかった。学部長の大石兵太郎先生も別のグループで同時に出発した。往きは飛行機であったが、帰りはサンフランシスコから軍用船であった。前年に朝鮮戦争がはじまり、一時は釜山近くまで撤退した米韓軍は日本から大量の米軍の増援でソウルを回復し、さらに北上したが、北朝鮮に中国軍が加担したため米韓軍は再びソウルを撤退せざるをえなくなった。アメリカ本国から増援軍が続々と送り込まれた。その軍用船に乗せられたのである。約一週間のノン・ストップで横浜に着いた。

昭和二九年は法学部とくに政治学科には痛恨の一年であった。一月一日、台北帝大から引き上げ関

学に就任され政治学史を担当された中井淳先生が脳出血で亡くなられた。五〇歳であったが、若い教師や学生から「オヤジ」と慕われた先生だったから、文字通り「オヤジ」を失った気持ちになった。そのうえ、一月三〇日には、アメリカからの帰りの船で大時化にもかかわらず一度も食堂行きをやめられたことのない大石兵太郎先生が胃癌で亡くなられた。五五歳であった。先生は関学出身、東北帝大を出て昭和九年から関学法文学部に在籍され、多数の政治学の著者で政治学会の指導者であり、法学部にとっては大きな看板であり政治学科の支柱であった。アメリカから帰られてすぐ学長になられた。政治学科は武内辰治先生と私と村西先生の三人だけになってしまった。

しかも、詳細は省くものの、私は二六年の暮れから西宮に移り住んでいたが、当時の法学部のありかたについては大きな疑問を感じていた。その問題の余波で阪神間育ちの私は、大学教授としての節操を失いそうになっていた。そこで意を決して再び京都に移り住んだ。しかし、その問題は依然として解決しない。とうとう私をいれて四人の教授会のメンバーが学部肅正のために辞職を覚悟で立ち上がった。昭和三十一年のことであった。幸い教授会の多数が同調され、当時の学部長は引責辞職された。苦しい思い出である。昭和三二年の春、私は関学に居付く決心をして仁川の現住所に移り住むことになった。

法学部に平和が訪れるとともに、学部長は武内辰治先生に替わり、まもなく法学部も長年の法文学部（今の文学部）の校舎から南西に新築の校舎（今はない）に移った。政治学科も加藤一明、阪本仁作の諸先生も就任され、充実の一途を辿った。法律学科も同様であった。

大学紛争から北九州大学―敗残兵から「市公学の協働体制の提唱へ」―

昭和四一年、私は関西学院教員組合の法学部選出の委員となり、全学の委員長となった。私は生来、というよりは、戦前の教育の「阿堵物（金銭）は賤しきもの」という考えをタテマエのうえにせよと信じていた。だから、賃上げを強く交渉するには不適當な人間であると自覚していた。しかし、当時の大学当局が篠山の旧県立兵庫農科大学農学部跡地に薬学部を新設するという案を発表したが、財政難から断乎反対すべきであると考えていたので、組合の新学部設立反対運動には確信をもって立ち上がった。そして、その運動がともかくにも成功した。賃上げに成功したかどうかは他人の評価に任すより外はない。

だが、その翌年の昭和四二年、私は法学部長に選ばれた。そして、まもなく授業料の値上げがあり、全国の大学紛争に一年さきがけて、関学には、とくに法学部には、大きな紛争がおこった。任期二年間の一年間は、なんとか切り抜けることができた。この大学紛争に対して、五名の学生を停学にするという他学部よりは非常にゆるやかな処分を、教授会の圧倒的多数の支持をえて、なんとか切り抜けることができた。しかし、その翌年も、ごくわずかだが授業料値上げが発表されたため、また、全国中をふきまわった紛争の嵐の影響をうけたため、学生の運動は処分撤回を主要求として、東大の安田講堂の攻防戦に匹敵するようなものにまでたかまってしまった。昭和四四年一月下旬の教授会で、法学部長の私は教授会に処分撤回の是非を計ったが、やはり圧倒的多数で撤回すべきでないという案が支持された。ところが、一カ月もしないうちに、私が健康を害して病院にはいつているあいだに、教授会は圧倒的多数で撤回すべきであると決定してしまった。私は、それでは、一年前の処分は間違っ

ていたことになり、間違った処分によって五人の学生に大きな苦痛をあたえたことになるから、責任を負うと表明して、辞表を出し、旅に立ち、あとは家にひきこもって閉門蟄居した。その間、私が学生からも同僚教授からも極悪非道の人間として罵られたことは、いうまでもない。私は、昔の古傷にふれたくないので、これ以上書かない。

しかし、その年の七月には大学が正常化され、その正常化案の内容は、形式的にはともかく、実質的には処分は撤回されなかったと解釈される部分があると考えて辞表を撤回して、法学部に復帰した。いや、それではあまりにもきれいごとになるから、妻子をかかえた私の生活難がそういう解釈をさせたと、露骨にいふべきかもしれない。その意味において、私の復帰に尽力して下さった当時の前田正治法学部長や阪本仁作教務主任やその他の先生には心から感謝している。

私は法学部に復帰したものの、自分を敗残兵であると考え意識を強くもち続けた。一年間ほどは、極度のノイローゼに悩んだ。しかし、二年後には、すくなくとも学問的には立ち直ることができた。

立ち直って最初に私がやろうとしたのは、学生たちの提起した問題を根本的に自分自身に問いなおすことであつた。紛争の当時、私は自分の考え、すなわち、伝統的な大学の自治や学問の自由に対する考えかたをただしきものであると心から信じていた。しかし、率直にいつて、心の片隅に、これでもいいのかなーという疑惑の念も、ほんのすこしにせよ、もっていた。その疑惑を徹底的に考えなおそうとした。辞表提出直後、孤立無援の境地にあつた私を、金井元彦兵庫県知事は、有難いことに、県の収用委員会の委員に任命した。これは私を行政の実務に接近させた。そこで、行政と接する市民の生活あるいは生活意識というものをじかに知ることができた。そして、行政の専門家はもちろんのこ

と、人民のためとか市民本位の政治とかをお題目のように唱える進歩的学者が、これこそ市民のための政治であると考えるときに前提している市民の生活意識と、現実の市民の生活意識とのあいだに、大きなズレがあることを発見した。それと同様に、大学の教授が、これこそ学生のための学問の自由であると考えるときに前提している学生の生活意識と現実の学生の生活意識とのあいだに大きなズレがあることも発見した。前者の学者と市民とのズレについては、さきの『行政と平均的市民』（日本評論社、一九七五年）という書物と「公共市民学の提唱」という論文に書いた。そして、教師と学生とのズレをも含めて、知的エリートと一般市民とのあいだのズレがどうして現代においてきびしく発生するのかわかるといふ問題を、現代社会の特質との関連においてとらえ、それを克服するには、まず、なにをなすべきかを論じようとしたのが、『現代の公共問題と市民』（ぎょうせい、一九七八年）である。そこには、私が紛争中に犯した過ちに対する自己批判や自己懺悔を書くとともに、私に対決した学生への挑戦状ないしは果たし状ともいふべきものも突きつけることになった。

このような私の学問上の意識の変化は、専攻する行政学の研究のしかたにも大きな影響を与えた。それは、行政に関する理論は、我々の生活のグラス・ルーツともいふべき地域社会において、公共サービスを研究する学究が、サービスを提供する公務員とそれを受領消費する市民とが協働体制を組んで探求する、すなわち、私のいう「市・公・学」の協働する公共市民学の方法によるのでなければ開発されないという主張となった。昭和五年、当時北九州大学の学長に就任されてから一〇日後に亡くなられた吉富重夫先生のピンチ・ヒッターとして北九州大学に七月に四日間、集中講義に赴いたとき、当時の北九州の先生方に私の突飛な前記の構想を語ったところ、非常に興味深いので大学の諸先

生や一部の市民を集めるからといって特別講演をやらして下さった。その二、三カ月後に、できるだけ、お前の構想を近く設立する予定の大学院に生かすようにするから、是非、北九州大学に赴任するようにと何度も依頼された。しかも、私には関学における敗残兵である意識は消えていなかったし、五二年の春には満六〇歳の定年退職の時期に達していた。遂に意を決して関学を退職し、北九州大学に移った。しかし、私の構想は学部間の障壁を壊すことになるので、当時の法学部長の努力にもかかわらず、実は結ばなかった。五年間の在職後に同大学の定年を迎えてしまった。しかし、北九州大学在職中も現在の住処から通っていたから、関学には非常勤講師をして講義をしており、北九州大定年後も続けた。とくに一般教育の政治学には執着するように講義した。若い頃は御座なりの講義しかできなかつたが、六〇歳ころからはある程度の自信を持って講義ができるようになったからである。本年二月、七六歳になった。昨年、非常勤講師としての定年もすぎた。思えば、病気で休講することもあったが、昭和二一（一九四六）年から平成四（一九九二）年までの四七年間、一年も欠かさず講義をしたわけである。

なお、私の構想は、私の下では学究として果だった山崎克明君と村上芳夫君たちの努力によって、本年四月に北九州大学法学部に行政学科として一部結実した。感謝である。

（一九九三年執筆）

まあぢなりあ

関西学院大学名誉教授 松田裕

新制大学制下の関西学院大学の教養英語は、発足当時は文学部に委ねられ、文学部から講師が各学部に派遣されて、マッケンジー教授指導のもとに英語教育が行われていた。間もなく一貫教育への要望が高まり、昭和二十八年から各学部が語学教育の責任も担うことになり、専任の英語教員が各学部に所属するようになった。法学部にはこの年に天羽徳之助教授と講師の私が、翌年松浦績司、松下正雄両助教授が着任した。後者三名が「松」を共有しているところから、学生から三松と称せられる破目になったが、養家を継いでいた天羽先生の旧姓も小松だったので、実際は三松半といふべきであつた。

マッケンジー制度下では、全学部共通の英作文テキストを作製使用し、年三回の定期試験が行われていた。短期間ではあつたが、共通集中方式の教養英語が行われていたのである。その名残りで英語の定期試験は年三回施行されていたが、間もなく現行の年二回に切り替わつた。学生の学習意欲を刺戟し、挑戦と自己評価の機会をより多く提供できるこの年三回試験制度は残しておくべきだと思ふ。

必修で受講クラスが指定される英語(Ⅰ)(Ⅱ)では、モティベーション不足からか、学生の不勉強に終始悩まされた。その点選択科目の英語(Ⅲ)は希望者のみ入ってくるので、受講生の準備の手応えが感じられ、気持ちよく教えることができた。必修の英語(Ⅰ)(Ⅱ)での速効成果が乏しくて、ともしればくじけ勝ちになる心の抛り所となった。

遅刻が多いのも悩みの種だった。教室がいつまでもガサガサして落ち着かないからである。終業五分前に入ってきたながら、遅刻の申告をするありさまである。

第一時限のクラスに必ず遅刻してくる学生がいた。たまりかねて君は家が遠いのかと聞くと、

「はい、遠いです。須磨なんです」

「ほくは須磨より二駅西の垂水から通っているんだよ」

英会話クラスで、担当の外国人教師が教室のドアに鏡をかけて遅刻者をしめだしてしまい、学生からの苦情でゴタゴタしているから、学生に話してほしいと要望されたことがあった。アメリカの大学では遅刻者に対して非常に厳格で、遅刻してゆくと、教師からジロリと睨まれ、二、三度重なると出席簿からオミットされてしまうぐらいだから、諸君も留學している気持ちでがんばってほしいと要望した。

英作文クラスでは、「関西学院の印象」だとか「忘れ得ない人」といったテーマについて英文エッセイを書いてもらい、添削して返却する方法を繰り返した。この種の英作文は受験英語の範疇に入っていないとみえ、これに不慣れな学生の指導に手数がかかり苦労したが、教え甲斐はあった。ある時は、たまたま学費が大幅に値上げされた直後だったので、学費が高過ぎるといふ苦情をうんざりする

程読まされたことがある。

どのクラスでも二、三名の、英文科生に匹敵するような立派な英文を書ける学生を発見できるのは嬉しいことである。“Fly me to the Sun”という英詩を提出した女子学生がいた。太陽に接近するまでに黒こげになってしまわないかと思ったが、詩そのものは洒落ていて秀れたものだった。文法的な誤りもないし、課したテーマとは違う詩ではあるが、相当な英語の実力を示していると判断して良い評価を与えておいた。一年程経過してから、フランク・シナトラなどが歌っている“Fly me to the Moon”というポップソングがあるのに気づいた。なんのことはない、moonをsunに置き換えただけの代物だったのである。語学教師は大衆文化にも注意を払うことを怠ってはならない。

一昔前の大学用英語テキストには誤植が多く、注釈の誤りも少なくなかった。解しかねる箇所があると、ミスプリントではないかと一応疑ってみるのだが、原書が入手できない時には確かめるすべがなく、自己の語学力不足によるのかもしれないと、確認するため、学内でネイティブ・スピーカーの姿を探し求めるのであった。

サマーセット・モームの短篇に“A Woman of Fifty”（五十女）というのがあるが、テキストとして採用して下調べしていると、

It was evident that Tito was very much in love, but less so than Laura was.

にぶつかつた。ローラの母親によれば、彼女が特にティトーが好きだとはどうしても思えないのとことであるから、この文は文脈にあわないことになる。幸い注釈者の中野好夫氏が、同じ出版社から英和対訳書を出していたのでのぞいてみると、「ティトーの恋が、深い、烈しいものであることは明ら

かに見てとれたが、しかしローラのほうは、はたしてどの程度なのかそれほどはっきりしなかった」と訳してある。これは前後と脈絡はとれてはいるが、「テイトローはローラほど恋してはいなかった」という文法に則した訳とは相い容れないことになる。そこでその頃発売されたばかりのハイネマン社のモーム全短篇集を、丸善神戸支店でそつと開いてみた。なんと、*than* は *that* に変えられていた。ミスプリントであることに漸く気づいて訂正されていたのだ。nがtに変わるだけで文意が逆転したのには感動を覚えた。このことを販売促進のために訪れた教科書会社の社員に告げたのはいうまでもないが、その後彼から聞いた話では、中野氏はハイネマン版でも誤植があるのかと驚いておられたそうだから、名訳者として自他ともに許す中野氏は、文法を超越した訳ではあるが、結果的には正確な訳を施しておられたことになる。眼光紙背に徹するとはこのことか。

後に二年生配当の人文演習も担当することになった。前期に言語学関係のテキストを輪読し、後期に言語に関するテーマを選んで研究発表させ、それに基いてデイベートする方法をとった。もともと言語学の基礎知識を欠いているのだから無理もないとは思うけれど、学生間の議論乃至質疑応答が少なく、私のほうからの質問、或いは問題提起によつて補うことが多く、講義をしているのと大して変わりなく、毎年うまく運営できなかったというフラストレーションを感じながら終える始末だった。活字として提示されている既成の論にのみたよらないで、自分の手足を働かせた実態調査を行つてオリジナルな研究報告をするように徹底し続けたが、応じてくれる学生は少なかった。

最も印象的な研究報告は、社会階層・職業・年齢などによつて地方方言の使用度に差があるかどうかの調査であった。街頭や駅のプラットホームなどで話しかけ、その人の言語によつて社会階層を推

測し、それが現実のものとの程度一致しているかを計ったものである。調査対象者は限られていたけれども、推測はかなり正確な数値を示していた。言語行動の一面を探ったに過ぎないにしても、見知らぬ人々に勇気をふるって話しかけ、実態調査を行ってくれたことに感銘を受けたのである。

その後フランス語担当として山田照美・丹治恆次郎両氏、ドイツ語担当として神崎昭伍・須賀洋一両氏が着任され、外国語研究室は充実していったのである。

英語のほうも山崎隆司氏が着任したが、数年後神戸外国語大学へ転職された。そして佐伯美智一、小山敏夫、安田雅美、廣瀬典生の諸氏が順次同僚となった。研究会、研究室会議などで活発な議論が応酬されて、活気を呈するようになったのは、この頃からである。

昭和四十三年から四十四年にかけて全学連主導による大学騒動が吹き荒れたが、思わぬ喜ばしい影響を外国語研究室は被むるに至った。語学教員は個人研究室、図書費、人事などで差別を受けていたが、法学部執行部の世代交替も原因して、徐々にではあるが、大いに改善されるに至ったのである。

また、外国語教員の研究成果発表の機関誌を三年に一度出版するために、予算を与えられて裨益を受けた。

外国語・外国文学専攻者にとって海外留学は特に重要必須なものであるが、外国語研究室はその機会を十分に活用することができた。個人研究に資する所大であると共に、外国語教育にも計り知れない貢献をもたらしていると考えられる。

新学部が創設されると、それに応じて転任する教員もおられるだろうから、研究室もかなりの変化を生じることになると思われるが、よき発展を遂げられるよう願っている。

松浦・松下両氏は定年退職後お亡くなりになり、天羽氏は病床に伏しておられる。私も難聴のため定年前にフエイド・アウェイした。

私の後、本田盛氏が着任しておられ、更に新しい人事も考慮されているとのことであるから、心強い限りである。

(一九九三年執筆)

法政学会五〇年の歩み

関西学院大学名誉教授 広岡隆

法政学会の設立

法政学会が設立されたのは昭和二四年一月ですが、その経緯と背景はつぎの資料によって知ることが出来ます。

法政学会の学術研究誌『法と政治』の創刊号（昭和二四年二月）に、大石兵太郎法学部長は、「創刊のことば」のなかで、つぎのようにのべておられます。

「学園再建の一齣として、創設以来一学部であつた関西学院大学法文学部が解消せられ、法学部が独立した一学部となつたのは、昭和廿一年のことである。それが昨廿三年に至つて旧制の入学うち切りとなり、新制による法学部として再出発をすることになつた。

時あたかもキリスト教総合学園としての関西学院は、今秋をもつて創立六十周年をむかへたのである。われわれ法学部教授、学生並に同窓生は、これを機会に一丸となつて関西学院大学法政学会を結成し、しばらく休刊となつていた旧法文学部時代の研究年誌を廃刊して、新たに本誌を創刊することにした。種々の事情でのびのびになつていた、われわれの研究発表機関が、この記

念すべき機会に与えられるようになったことは、なんといつても大きい喜びである。」

「本学創設以来、法学部門にたずさわられた諸先輩は一人の例外なく、自己の方法的立場を広い意味に於てのいわゆる社会学的方法に求められたが、われわれの学風はこゝに見出されるべきであつて、現下の事態はこうした立場の正当性をいよいよ確信せしめる。われわれは本誌の創刊によつて相互の学問的な精進がさかんにせられるばかりでなく、本学部特有の学風が確立せられることを強く念ずるものであるが、更にこれを通してわが国今後の法律学と政治学の新しい発達に、積極的な寄与の出来ることを衷心より喜びとするものである。

こゝに関西学院大学法政学会の隆盛を念願すると共に、本誌に対する学内外の支持と鞭撻を切望して止まない次第である。」

同法学部長は、また、「昭和廿四年度法学部学事報告」において、つぎのようにのべておられます。

「廿四年十一月 法学部教授、学生及同窓生を以て学術雑誌『法と政治』と会誌『法政学会会報』を発行し、学部関係者の親睦を計ることを目的として法政学会を設立せり 会費年額四百円 十二月『法と政治』第一巻第一、二号合冊を学校より五万円の補助を得て、六十周年記念号として発刊せり 学界より相当の注目を得たり」

昭和四三年九月の「法政学会報」の巻頭言で、足立忠夫教授（現名誉教授）は、設立当時を回顧して、つぎのようにのべておられます。

「戦災をまぬかれ、また、海外の教会の援助もあつて、敗戦直後の法学部の充実は、他大学に比してめざましいものがあつた。各地から集められた多くの教師（私もその一人）は、戦後の窮迫

時にもめげず、研究に没頭したが、業績を発表する機関誌は、皆無に等しかった。かくて、教師の間から、わが法学部も他の古い大学の法学部の如く、独自の機関誌をもちたいという要望がわきあがった。しかし、それは、経済的にはきわめて困難で、学生諸君の協力なくしては不可能であるということになった。当時の法学部長大石兵太郎先生や教師からも学生からもオヤジと慕われていた中井淳先生等が中心となって、法学会の役員たちに頼みこみ、かれらもそれを快よくひきうけて、『法と政治』の発刊を援助する目的のために、学生大会を今の文学部の第一教室で開催し、満堂異議なく承認された〔中略〕。当時は、〔中略〕戦後の民主化の渦中であって、教師も学生も、飢えに耐えつつ、日本の民主化を成就しようという精神的共同体がおそらくその背後に存在していたからであろう。」

以上の資料によつて、われわれは、学問的共同体を創設しようという教員と学生との強く結びついた意思によつて、法政学会が誕生したこと、そして、当初の主たる目的は、学問研究の機関である法学部に不可欠な学術研究誌の不在をすみやかに解消して、法政学会を『法と政治』の発行母体とすることにあつたことを、鮮かに認識することができます。

なお、前記の大石法学部長の「昭和廿四年度 法学部学事報告」によると、二四年度四月末日現在の法学部の学生数は旧制・新制併せて六〇一名でしたから、学生数がその四倍以上になっている現在に比べて、教員と学生との結びつきはずっと濃密であつたことが、容易に推察することができます。

法政学会が歩んだ栄光の道と苦難の道

法政学会の設立後間もなく制定された規約は、法政学会の事業として、「機関雑誌『法と政治』及法律学又は政治学に関する研究叢書を刊行する事」を冒頭に掲げていましたが（四条）、これらの事業は順調にスタートしました。

「法と政治」という雑誌名を大きな文字で上部に、「関西学院大学法政学会」という発行母体をやや小さな文字で下部に、ともに茶色で表示し、その間に論説などの記事の表題、筆者を黒い文字で表示するという、瀟洒な表紙のデザインは、当時の新進気鋭の助手、現在の名誉教授安屋和人先生の考案によるものと聞いています。『法と政治』は「毎季一回之を發行」するという当初の規約の原則により、年四回発行して現在に至り、平成一一年三月には、五〇巻一号が刊行されています。そこに掲載される教員の品質の高い論説は、学問研究の機関としての関学法学部の評価を高め、また、大学院学生にとっては、そこに優れた研究成果を発表することによって、学界で認められ、研究者として巣立って行くことを可能にしました。『法と政治』は内外の諸大学に広く寄贈されるようになりましたが、外国の大学のより多くの読者の目にとまるように、欧文の論文を掲載した *Kwansei Gakuin Law Review* が、昭和三六年から年一回刊行されるようになりました。学部学生の論文集としての『法と政治』が発行されたことも、短期間ながらありました。

他方、規約にいう研究叢書としては、田村徳治『法律体系論上・下』（昭和二七・二八年）、大森英太郎『刑法哲学研究』（昭和二九年）、中井淳『デュギー研究』（昭和三一年）のような名著の刊行もありました。

また、設立後しばらくして、法政学会主宰の新入生歓迎講演会、さらに遅れて、学外の著名人の招

聘による特別講座、学生研究団体に対する助成、学生図書費の支給、学内討論会、ゼミ論文集出版助成など、法政学会の活動は、ますます多彩になりました。

このような法政学会が歩んだ栄光の道は、また同時に、苦難の道でもありました。足立名誉教授の前掲の文章に続くつぎの文章において、それが集約されています。

「だが、その後のインフレと大学教育の普及は、法学部をしていわゆるマスプロ学部へとむかわしめ、それにつれて、設立当時の共同体的意識は徐々に減退し、それに対応して、法政学会は極端にいえば、教師の側の独断的運営にゆだねられるようになった。当初の会費の四百円から千円までの増額、また、新しい入会金の徴集、その倍増等が、規約にうたわれた総会にふせられることなく、教師によって一方的に決定されてしまうという事態が続出したのをみても、この間の事情はうかがわれよう。

このような事態をうれえた学生諸君が立ち上って、法政学会を正常な状態にもどそうという運動が起った。昭和三十一年の秋であった。そしてその結果、『法学部の発展に寄与する』という目的が規約に付加され、機関誌発行以外の事業も行なうことが認められるとともに、それ以後は、学生をまじえた常任評議員会や総会が定期的に開催され、入会金も現行の千円に半減されるようになった。法政学会の民主的運営は、すくなくとも形式的にせよ、今日まで続いている。だが、印刷費の高騰にもかかわらず、会費の十数年間の据えおきは、増嵩した機関誌発行費の残余の数十万円を学生研究活動助成に支出するという方法をやむなくとらしめ、しかも、『法と政治』は、大部分の学生にとっては無縁であり、また、学生に支出される部分には教師はほとんど無関心で

あるということになった。だから予算面からみても、実際の運営面からみても、法政学会は教師と学生の二元的分化の状態をていしていいえよう。昭和三十八年頃から、組織を検討する会がたびたび開催され、発展的解消論を中心として長期にわたる論議のすえ、やはり存続ときまり、昭和四十二年の新しい規約となった。」

これを他の資料によつて補足しますと、設立後数年間は、総会は全く開催されていません。昭和三〇年代には総会が開かれていますが、その頃には、当初の規約にはなかつた定足数、決議要件が設けられていて、「会員総数の一〇分の一が定足数、出席者（委任状を含む）の過半数により決議し、定足数を満たさないときは、会員総数の三〇分の一以上の出席により、その議決権の過半数で仮決議し、仮決議の趣旨を法学部学生控室に一週間以上公示し、その期間内に会員総数の二〇分の一以上の会員の連署による異議の申立がないときは、仮決議をもつて総会の決議とする」旨のルールができていました。そして、実際には、仮決議方式によつたことがほとんどでした。

昭和四二年の規約改正のときの総会は、定足数は欠けていましたが、仮決議要件を満たした集会決議で改正案を可決し、従来の仮決議の場合と同様に公示し、さらに会員の投票に付し、賛成多数という形で改正するという、より慎重な方法によつています。

私が教授として法学部に勤務することになり、法政学会の会員となったのは、この規約が施行されていた昭和四三年四月ですが、規約の内容を簡単に説明しましょう。

総会は、「規約改正・財産処分その他重要事項を決定する」機関であり（七条）、その決議は「会員総数の十分の一以上の会員が出席し、その議決権の過半数」によるとされてきました（二〇条）。

代議員会は、「法学部専任の教員・助手補及び法学部学生代表・大学院学生代表」をもって構成し（二二条一項。助手補というポストはその後廃止されました）、法政学会の目的を達成するための事業、予算・決算の承認、規約改正の発議などの事項を行い（二二条）、その決議は、「代議員総数の過半数」が出席し（委任状を定足数に算入）、「その議決権の過半数」によるとされ（二二条の二）、その「決定事項は二週間以上の期間公示」し、決定につきその期間内に「会員総数の二十分の一以上に当る会員の連署による異議の申立」があれば、「その事項について総会の承認を経なければならぬ」とされていきました（二二条の三）。

常任評議委員会は、会長と教員代議員・学生代議員のなかから選出された各三名とで構成し、「代議員会の委任により常務を行う」とせられました（二三条、一四條）。

編集委員会は教員代議員で構成し、『法と政治』などの刊行に関する事務を行うとせられました。法政学会には、教員代議員より選出された庶務委員・会計委員各一名を置き（二〇条）、会計監査委員は、教員代議員・学生代議員より各一名を選出するとされました。

規約の改正は、「代議員の三分の二以上の決議又は会員総数の十分の一以上の会員の連署により発議し、総会に於て会員総数の十分の一以上の会員が出席し、その議決権の三分の二以上に当る多数を以って決議しなければならない」とされました（二四條）。

また、「規約」の委任を受けて（二八條）、別に、「法政学会規則」で、入会金一、〇〇〇円、年会費一、〇〇〇円と定められました。その金額の変更は総会の決議を要する」とされていきました（規約一八條ただし書き）。

このように昭和四二年に規約が整備されましたが、法政学会の財政状況は好転しませんでした。物価の変動に伴ない、『法と政治』の印刷費が高くなり、学生研究団体助成費も増額せざるを得なくなつたにも拘らず、会費は従来のままに据え置かれ、本来は基金として積み立てるべき入会金を経常費に繰り入れて予算を組むという、昭和四〇年度からの正常でない措置をくりかえすという状況でした。そして、会費の増額や財政状態改善のため規約改正は、総会の決議事項であり、総会を開くには定足の充足が極めて困難であるという、規約上および事実上の制約によって、法政学会はその手足を縛られていました。財政状況はますます悪化し、このままにしておけば、過去に積み立ててきた基金まで食い潰さざるを得ない状況になりました。

昭和五五年の規約の抜本的改正——安定した基礎の構築

私が法学部長に就任し、法政学会の会長になった昭和五五年四月には、法政学会の財政状況の悪化はその極限に達していました。この窮状を救うことが焦眉の急と考えられました。

そこで、教授会の懇談事項において、または特別に懇談教授会を開いて、教授会の意を体し、他方では、教員常任評議員であった時武英男教授、小川芳彦教授（すでに故人とられました）、三浦澄雄教授（現名誉教授）と私、および学生常任評議員の方々と数次にわたって会合し、種々の改革案が出た結果、最後に意見の一致をみたのは、次の三点にわたる改革案でした。それは、同年一〇月二九日の代議員会のための代議員に対する出席要請のパンフレット、および、十一月一九日の総会のための会員に対する出席要請のパンフレットに記載した「改革案の要点」において示されています。

(1) 機関誌購読料の新設（次年度入学生から入学時に四年分を一括納入してもらう。予算上も編集会計を他から切り離して独立させる。現在の在學生からは購読料を徴収せず一定額を一般会計から編集会計に繰り入れるという過渡的経過措置をとる）

(2) 現状に合わせた組織変更（総会の機能の多くを代議員会に移す。学生常任評議員を補佐する学生評議員の新設）

(3) 細部の変更（すでに存在しない「助手補」の削除、「大学院学生」の明文化、「規約」を「会則」へ、「規則」を「細則」への名称変更など）。

一〇月二十九日の代議員会で改革案を承認してもらって、いよいよ十一月十九日の総会の日がきました。定足数を確保することが大切ですから、二限目の集まりやすい時間に、あらかじめ教授会によって休講措置をとっていただいて、現在はすでに取り壊されている法学部本館東側の別館の教室を会場として、会員の出席が定足数に達するのを待ちました（委任状は認めませんでした）。ゼミなどにおける教員の学生に対する出席の呼びかけなどもあったおかげで、定足数（会員総数二、五二八名でしたから定足数は二五三名）をはるかに超える会員の出席を得て、まず、会長の私から、窮状の打開のための会員の英断を要請し、前述の改革案の要点(1)については会計主任の三浦先生、(2)(3)については庶務主任の小川先生、学生活動費等については学生常任評議員の吉峰和彦君から、それぞれ議案説明をして、議案は、まず(2)(3)、つぎに(1)の順序で、具体的な改革案を示して、それぞれ圧倒的多数で可決されました。そのとき隣席におられた三浦先生と私が握手して、法政学会の発展のための安定した基礎が構築できたことについて喜びをわかち合ったことが、今も脳裡に蘇って

きます。

このようにして生まれた昭和五五年の「関西学院大学法政学会会則」、「法政学会会計細則」および「法政学会代議員選出細則」が―後年少し改正された部分がありますが―現行の「会則」、「細則」です。重要な改正の要点だけを簡潔にのべます。

組織については、「関西学院大学法学部の専任教員、学生、本学大学院法学研究科学生、その他代議員会の推薦した者」を会員とするとされました（五条）。機関については、会員数が多くなり、その総数の一〇分の一以上の出席という定足数を満たした総会の開催が事実上困難となった現状に合わせ、法政学会の意思決定が機能的になされるようにするため、会則の改正をも含めて、代議員会を恒常的な意思決定機関とし（一一一条、一四一条、二七一条一項）、会則改正に関する代議員会の決定について、二週間以上の公示期間内に会員総数の一〇分の一以上にあたる会員の連署による異議の申し立てがあるときは、その事項について総会で決定しなければならぬとされました（七条、二七条二項）。常任評議員会に關して、学生常任評議員を補佐し、その委任により企画、立案、執行を行うための学生評議員を委嘱できるようになりましたが（一七条二項）、常任評議員会の構成そのものは、従来そのままにされました（一六条）。しかし後年の改正により、会長、教員代議員より選出された五名、学生代議員より選出された四名、大学院学生代議員より選出された一名により構成するとされました。会計については、入会金・会費・購読料（『法と政治』の刊行費にあてる）の区別を認め（二〇条）、それらの金額は細則に委ね（二一条）、「法政学会会計細則」では、学生会員の入会金は一、〇〇〇円とし、会費は年間一、〇〇〇円とし（一条）、購読料は入学時に四年分一〇、〇〇〇円を徴収し、大

学院学生に関しては、毎年二、五〇〇円を徴集し、購読料は昭和五六年度入学生より適用し（二条、付則ただし書き）、会計は一般会計・編集会計・基金会計に区分し、各区分内でのみ繰り越しを認め（三条）、会費は一般会計に、入会金とその利息は基金会計に、購読料は編集会計に入れることとされました（四条）。これにより、『法と政治』の安定した刊行の基礎ができ、毎年の基金積み立てが保障されました。

「法政学会代議員選出細則」では、代議員となる「学生および大学院学生の代表は、ゼミナール代表各一名、一般学生代表二〇名および大学院学生代表三名」とされ、「学部学生第二学年については、原則として第一学年時にゼミナール代表であった代議員が、第二学年のクラス代表として引きつづき行うものとし、第二学年のクラスに代議員が一名もない場合は、そのクラスより代表二名を選出する」とされました。

以上の「会則」、「細則」は、昭和五六年四月一日から施行することとされました。

この昭和五五年の組織改革・財政的基礎の構築以後、代議員会の開催、『法と政治』の刊行、学生の諸研究団体の活動とそれに対する助成、特別講座その他、法政学会の活動は、順調に行われているように見受けられます。

私は、平成七年三月に関西学院大学を定年退職いたしました。そして名誉教授の多くの方々がそうであるように、今も非常勤講師として講義を通じて学生諸君と接しています。そこで、講義との関係で申しておきたいことがあります。

『法と政治』は、会員である全学生に配布される仕組みになっていますが、多くの学生が必ずしもそ

の熱心な読者でなく、なかには、『法と政治』のなかの論説は自分にとって無縁なものと考えている学生がいて、このような意味における法政学会の二元的分化という憂うべき状態が、『法と政治』の安定的刊行ということの裏に存在するのではないか、と思います。この状態の改善は、学生会員の意識改革によってしかなし得ません。

『法と政治』の論説が自分の理解を超えた高すぎるレベルのものであると考えることも、教授の講義とは別のものだと考えることも、ともに誤解です。論説は、一見アクセスしにくいようにみえても、注意して読めばその論旨は必ず理解できるものであり、教授の講義のなかにその人が『法と政治』に書いたことがでてくることが少なくなく、そうでなくても、論説をよく読んでおけば、その教授の講義の背景となつてゐる考え方がよく解るもので、研究と教育とは不可分なものです。

学生会員が『法と政治』の内容に親しむことが、法政学会の本来の目的である学問的共同体を築くための重大な要素であることをのべて、法政学会のますますの発展を祈願する次第です。

(一九九九年執筆)

法学部の運営を支えて——激動の時代をふりかえって——

元学校法人関西学院調査役　　尼　子　卓　司

私の法学部事務長としての在任期間は、一九七一年四月から一九七七年五月までの六年間であった。その六年間は、法学部の長い歴史からみると僅かな期間ではあるが、今ふりかえってみると、あのきびしかった大学紛争の後半期から大学改革推進への激動の時期であり、法学部にとっても単なる短い期間ではなかったように思われる。

特に、その頃の法学部は、全共闘学生の学内における最後の戦いの場であったように、授業妨害や試験妨害による政治的ストライキがくりかえされて、しばしば法学部校舎がバリケード封鎖されていた。そのような混乱状況のなかで、法学部は学部長をリーダーとして教育・研究活動の正常化への努力と大学改革の推進のために全力を傾けた時期であった。したがって事務室の苦勞も多く大変であったが、それだけに事務職員の存在意義も大きかったように思われる。

さて、私の法学部在任期間における大きなできごとをいくつかにまとめてみると次の三点になる。

1. 紛争対応と正常化への努力

大学において理由は何であれ、授業や試験が正常におこなえないことは致命的な問題である。紛争

が他の学部比べて長引く法学部にあつては、「全力を挙げて授業と試験は実施していく。安易な休講やレポート試験はおこなわない」と云うのがその頃の法学部教授会の確認であり、法学部全学生に対する態度であつた。したがつて事務室もそれに可能な限り協力、支援することであつた。デモ隊が学内をザクザク行進したり、中央芝生や法学部校舎前で集会をおこなっていると云う騒然としたなかで、教室変更や時間割変更をしても可能な限りの授業や試験は実施した。そのためには、学部長、教務・学生の主任・副主任の先生と事務長・事務主任が結束してその対応に当たつた。ある時などは、教務・学生係の両主任の先生がデモ隊を身近にひきつけておいて授業を実施すると云う戦術もおこなつたように思う。

このような状況における事務室の最も重要な機能は、今の言葉で云えば、情報の受信、発信の機能であり、法学部の拠点になることであつた。法学部校舎が封鎖された場合、短期間であれば図書館や同窓会館の一室を借りて連絡場所的な仮事務室を設定し、封鎖が長期化する場合は学外に仮事務室を設定した。もちろん必要な重要書類は職員が分担をきめて持ち出し、執行部の先生方にも分担してもらふことがあつた。当時はパソコンもFAX、留守電もなく、先生方に教授会や委員会の緊急連絡をするにしても、夜おそくや早朝にも電話をかけなければならなかつた。また、学生への伝達は、すべて手書きの住所・氏名の封筒を用意して中央郵便局に運んで郵送しなければならなかつた。

思い返してみると、その時の事務室の職員は実によくやつたと思う。当然、学部長、執行部の先生方と事務室は、密接に連携をもちながら、「午後からの授業への対応」「定期試験や臨時試験実施方策」「教授会の議案準備」「学生諸君への通知文の作成」等々のために、明けても暮れても学長府や他学部

法学部の運営を支えて

年度	法学部長	教務主任	同副主任	学生主任	同副主任
一九七二	安屋 和人 (二年目)	広岡 隆	小川 芳彦	時武 英男	須賀 洋一
一九七三	阪本 仁作	真砂 泰輔	丹治恆次郎	岡 俊孝	前野 育三
一九七四	阪本 仁作	真砂 泰輔	前野 育三	山崎 寛	丹治恆次郎
一九七五	米沢 明	時武 英男	須賀 洋一	佐野 彰	佐伯美智一
一九七五	米沢 明	田村 精一	小山 敏夫	小川 芳彦	佐伯美智一

との連絡調整をしながら、長時間に亘る打ち合わせをしなければならなかった。また、執行部以外の先生方も、大学全体の各種委員会（特に大学改革に関する多くの専門委員会があった）、学部の各種委員会を合わせると、一人の先生が最低三〜四、最高七〜八の委員会の委員をされており、それぞれの会合は場所も時間も不規則であった。もちろん、すべての先生方は、担当科目の授業、人文・社会演習、研究演習の実施については大変な労力を傾けられており、特に研究演習Ⅰ・Ⅱの学生指導は封鎖期間中は演習の場所まで先生がさがし求めて、その費用まで個人負担されていた。

以上に述べたように、大学紛争時における先生方と事務室の苦労は大変なものであったが、正常化に向けての教職員の具体的な努力こそが、多くの学生を動かし、法学部全体としての正常化と大学改革推進への歩みとなっていたと思っている。

なお、私の在任期間の学部長および教務・学生関係の先生方は次の通りであった。

一九七六	及川 伸	山下 未人	前野 育三	黒田 展之	山田 照美
(二年目)					

2. 旧法学部本館の狭隘化・老朽化への対応と新しい法学部本館の建設

旧法学部本館および別館（ⅡG）は、一九五六年九月に竣工されたものである。私が法学部に就任した時点で、すでにその建物は老朽化し狭隘化していた。

特に狭隘化の問題として、まず事務室が極めて狭く、学生受付のカウンターもなかった。次に問題になっていたのが、二階の「資料室」であった。狭い資料室にすぎ間のないくらいの書架が並び、床の上にも製本雑誌や法例集が積み上げられていた。

事務室については、学部長室と会議室をせばめて、印刷室を設け、事務室のドアを入れてすぐのところは、学生用のカウンターを設置させてもらった。資料室については、あまりに図書資料が多いので二階の荷重限界を超えているのではないかと思ひ、竹中工務店に調査をしてもらった。その結果「限界重量をはるかに超えて、あぶない」ことが判明し、急遽一階から柱のかわりにセメントブロックを二列に積み上げて二階の資料室を支えると云う対策をとった。しかし、それは応急処置であるため、安屋学部長と一緒に図書館長にねばり強く交渉して、約八万冊程度を図書館の四階の書庫に移すことをおこなった。この図書資料の移動は、紛争中でもあり、また予算もなかったため、近くの運送屋をたのんで半日程度の手荒な作業であった。その作業は、あまりの手荒さでF先生と運送屋がトラブルを起こし、F先生と運送屋の両方にあやまる一幕があった。

その他、大学院生からは、院生の二階共同研究室の狭隘化と備品の整備（机・ロッカー）の苦情もあった。また、別館（通称ⅡG教室）に近い、チャペル教室は床の状態が悪く、木製の床の一部が腐っており、チャペル横の小さな宗教主事室は床がぬけかけて、机が傾いている状態であった。

ひどい建物の状態であるので、安屋学部長と私は久山理事長に対して法学部本館・別館の建て替えをねばり強く口頭と文書で申し入れた。その回答は、「建て替える必要性は認めるが、先ず紛争を解決するのが先で、法学部は、もっと理事会に協力すべきである……」と云うものであった。この建設問題は、理事会に協力したかどうかは別として、安屋学部長から阪本、米沢学部長に引きつがれて実現していった。具体的には、阪本学部長の時代に施設部・法学部（法学部委員は安屋教授）で設計図がきまって及川学部長の代に入り、紛争もほぼ静まってきたのを見さだめて建設工事がおこなわれ、一九七八年三月三〇日に現在の法学部本館が完成竣工した。

この建設問題での忘れがたい思い出としては、設計段階で安屋委員と事務室の意見がたびたび一致せず、よく激論になった。安屋先生は顔に似合わず気持ちのやさしい方で、最後には事務室の意見を多く取り入れてもらった。

次に、建設をするに当たって困った問題が三つあった。

その第一は、建設工事が進んで旧法学部本館を半分ずつ解体する工事作業があった。その時の学部長は及川学部長で、事務室の前にあった学生自治会室を撤去させるのに学部長と私はかなりの苦勞をした。自治会室の学生は、その時点でも法学部の政策に色々な点で反対しており、簡単にはいかず、工事日程の限度のところ、やっと休日の日に私と沢谷職員が立ち会って自治会役員数名に自治会室

をかたづけさせて、その翌日から解体工事に入った。

第二の問題として、成全寮の寮自治会との「敷地問題」がおこった。現在の男子学生の三つの寮は上ヶ原六番町のスポーツセンターの横にあるが、法学部本館建設の時点は旧法学部本館のすぐ横（学生会館側）に成全寮と静修寮の古い建物があった。法学部の建設工事のため成全寮の裏の空き地を削ることになったので、そこでバレーボールやキャッチボールをしていた寮生が、一方的な工事着工に反対して「この土地は寮の敷地である」と主張して、時々工事を妨害して、いわゆる「寮問題」の一つとして学生部に対して寮闘争をおこなっていた。この敷地問題は、やがて学生部によって提案された「学生諸施設整備計画」によって、寮の新築移転問題へとつながっていった。

第三の問題としては、馬に対する「騒音問題と通路問題」があった。現在も法学部本館の裏に馬術部の厩舎があるが、馬術部より、工事の騒音と振動のため馬達がおどろいて精神不安定となるとして、学生部に対して厩舎の移転を要望してきた。馬術部は歴史も古く、多くのOB達も部員と一緒に生活の要望であったが、代替地が無いので、高い防音壁と厩舎にはすっぽりと防音のために厚手のシートをかぶせたりした。また、馬の通る通路を変更して最大限に馬に対する配慮をおこなった。まさに馬に対する迷惑問題であった。

今、法学部本館の建物を見ると、何の問題もなく建っていると思われるが、以上のような問題を解決してできなかった建物である。私は残念ながら建物完成の直前（一九七七年六月）に学生部へ配転となり、新しい法学部本館に入ることはできなかった。

3. 法学部学生自治会の再建に関連して

全国の主要な大学の自治会組織は、長びく大学紛争によって、自らの武力闘争とセクト対立によって解体していったと云われている。法学部学生自治会も紛争の初期は法学部学生自治会の組織をもって学費値上げ反対運動をおこなうが、やがて自治会の名は消えて「法闘委」（法学部学生闘争委員会）から「金共闘」の闘争運動に移っていき、事実上、法学部学生自治会の組織は失われていった。

現在、本学における学部自治会は、法学部と神学部の二学部の学生自治会のみが存在しているが、法学部学生自治会は一九七三年一月になって再建されたものと見るべきである。

この法学部自治会再建に深く関わられた学部長は阪本仁作学部長と米沢明学部長であった。この自治会再建問題には、事務室も大きな影響をうけることになった。法学部学生自治会の再建は、一九七三年一月になって急に再建されたものではなかった。学内の紛争が徐々に静まるにつれて、法学部学生自治会を名乗る小集団の学生たちが自治会室を拠点として、学生集会や学生大会を開催しようしたり、法学部祭をおこないたいとして、休講措置や教室の使用を学部長に要求書としてたびたび提出していた。この要求書については事務室として簡単には受け取ることができず、その対応には学生正・副主任の先生と事務室とで根気よく学生と話し合いをおこない、教室使用については、状況によつては使用を容認しながら、学生達の自治会再建への動きを見守った。なお、法学部（教授会）としての法学部学生自治会の成立を認める要件として、私の記憶では「法学部全学生が認める自治会規約を有すること。全学生の参加を前提とするクラス代表者による代議的な組織をもっていること。全学生の投票によつて選出された会長をはじめとする役員が存在すること……等」であったと思う。

この条件は同時に後述する自治会費を交付する要件でもあった。

一九七二年度に入ってから少数の学生によって何回かの学生大会が開催されては、自治会長と役員
の選挙がおこなわれていたが、自治会再建とは認められず、どうか法学部学生自治会の成立を教授
会として認めたのが一九七三年度になってからである。

さて、自治会再建に際して、最初に問題になったのが、紛争中の自治会不在期間中の自治会費の交
付問題であった。すなわち、自治会費は古くから法学部長が自治会長の依頼によって、学費納入と一
緒に代理徴収しており、紛争中も代理徴収を続け、自治会再建まで交付せず学院で管理されていた。

自治会との間で問題になった点は、自治会再建迄の蓄積された自治会費の取り扱いであった。自治会
の学生は「それをどうするかは学生自治会費として徴収しているのだから、学生自治の問題で、
自治会の要求どおりに自治会に交付すべきである」と主張したが、法学部（教授会）としては「自治
会が存在しなかった期間の自治会費は、あくまで自治会の再建を期待して代理徴収したものであるか
ら、自治会の存在がない以上、学部の責任としては納入した学生個々に払い戻すべきものである」と
して学生側の主張は認めなかった。

この面倒な自治会の再建、自治会費の払い戻し問題では、阪本学部長時代の岡学生主任・前野副主
任（一九七二年度）および山崎学生主任・丹治副主任（一九七三年度）の先生方が、交渉に来る学生
達の前面に立って誠意をもって対応された。そして一九七三年秋の自治会役員の選挙結果や学生大会
の成立状況を確認した上で、その年度分の自治会費の交付を、法学部教授会は認めることとなって、
事実上、法学部学生自治会は再建されたことになったのである。

ここで事務室が大変になったのは、自治会空白期間の畜積されていた自治会費の納入者個々への払い戻し作業であった。払い戻し対象者には、卒業生もあり、入学年度によって払い戻し金額が異なるため、会計課との払い戻し金額の照合や、郵便小為替による郵送返還の作業は、約三カ月の労力を要する大変な事務量であった。広瀬事務主任と数名の職員は日常業務を終えたあと、長時間の残業によってこの業務を処理したと記憶している。

この自治会再建と自治会費交付の問題に対する学生達の一連の動きを思い起こしてみると、他の政治的問題については、授業妨害やバリケードストはおこなっても、この問題に関しては自称・自治会役員と称する学生達は終始、話し合い路線を守り、いわゆる一般学生を上手に引きつけながら例外的にさえ見られるくらいに、自治会の再建をおこなったと思われる。

この学生自治会は他学部の自治会再建にも影響をおよぼすことでもあり、全学的にも大きな注目を集めるところとなった。

以上、思い出すままに書いてみたが、私の在任していた頃の事務室と現在の事務室は、法学部の教育・研究活動を事務室とおして支援すると云う基本的な機能において何等変わるところはない。もし変わっているところがあるとすると、職員の法学部に対するアイデンティティーではないであろうか。あえて昔と云う言葉を使えば「昔の法学部は教員と職員が全体としてひとつにまとまって家族的であった」と云えよう。私も法学部にいた時は、先生方と運命共同体的な気持ちで働いていたように思われる。現在の職員は、法学部事務室の職員であると云うまえに、私学である関西学院の職員であると

云う意識が強いと思われる。但し、これによって法学部事務室の機能は、けっして低下するものではないと確信している。

(一九九九年執筆)

外国語教育について

関西学院大学名誉教授 神崎 昭 伍

一九三〇（昭和五）年に生まれ、敗戦時に十五歳であった私のような世代、つまり、初等教育は戦前に受け、中等教育の途中に敗戦を経験した世代の人間は、戦中・戦後を問わず、家庭でも学校でも、外国語の学習についてよく聞かされたものである。「学問をやりたければドイツ語を、芸術・文化ならフランス語、実業家になりたければ英語を勉強するべきだ」というのである。敗戦をさかいとして、神国日本から平和にして文化的な民主主義国に生まれ変わったはずなのだが、明治時代以来の日本の文化政策が色濃く残ったままであり、この状況は六〇年代までも続いていた。それにきれいに引っかけて、現在、定年退職一年前にさしかかっている。その三十八年間に起こった、外国語教育をめぐるさまざまな出来事や状況の変化を思い起こすと、あらためて歴史の推移、変遷を思いかえさぬわけにはいかない。

アメリカ系のミッション・スクールとして発足した本学は、そもその始めから英語教育を重視してきた結果、関学の英語教育は社会一般の認めるところであった。とくに敗戦後、多くのアメリカ軍関係者が日本に進駐してきて、社会のさまざまな場所で英語が必要になったとき、関学卒業生の英語

が即戦力として役に立った。その結果、「英語の関学」という神話ができ上がった。しかしそれは一日にして成ったのではなく、「英語を教育するのだ」という学院の主體的決意で、戦争がたけなわになる一九四〇年ごろまで、数多くのネイティブ・スピーカーが英語を教え、また多くの講義やゼミが英語で実施されてきた長い歴史の積み重ねがしからしめたのであった。(事実、私が京都大学を卒業した一九五五年ごろ、英語関係の職種を求めて就職活動をしていた友人たちが、最終選考にあたって、関西学院大学か、大阪外国語大学の出身者と競り合いになると、大抵の場合、「おまえの大学は役にたたないな」と引導を渡されて、悔しがつっていたのが記憶に残っている。)

しかし、私が本学に就職した一九六〇年には日本全体がまだ戦後の疲弊と混乱から脱出しておらず、多くの私立大学は、大学であり続けるために、いかにお金をかけずに文部省の基準をクリアするかに汲々としていた時代であった。当時、法学部にはすでに四名の英語の専任教員が在席していたが、ドイツ語・フランス語の専任ポストが初めて設定され、五九年に法学部に最初のフランス語専任教員として今は亡き山田照美教授(当時専任講師)、六〇年にドイツ語専任として私が就職したのである。それまでは、文学部に講師の派遣を依頼し、時間割は法学部が決定していたのだが、その法学部に外国語授業の経験があり、実施内容に責任を持てる教員は存在しなかった。その結果、カリキュラム編成はひどく無計画なもので、私が就職した初年度において、週二クラス開講されていたドイツ語文法は、一方のクラスが二百名を超え、もう一クラスは十数名であった。

『法学部五十年史』の資料として外国語問題を取り扱えば、法学部がその中に存在している関西学院大学の外国語教育問題と切り離して扱うことはできない。

外国語教員の身柄は各教授会に所属し、大学の制度の限度内で各学部の方針にしたがって、教育（カリキュラム編成と実施）と研究が任されていたのである（いわゆる縦割り制度）。

その間、百年に一度起こるかどうかの学園紛争の数年があったが、一九六九年にフランス語担当の丹治恆次郎教授とドイツ語担当の須賀洋一教授が着任された以外は、独・仏に関して専任教員の顔ぶれは変わらず、言語教育の歴史の意味は、外面的な出来事の連鎖よりはそこで問題となり、解決を迫られた問題の連鎖であると思われる。長い年月の間に、いくつかの問題は解決したが、いまだに未解決の問題もある。それらの問題はすべてが絡み合っていて、簡単には解きほぐせないが、大きく分けて、外国語授業の実施をめぐる問題と、外国語教員処遇に関わる問題に大別される。

教育実施に関わる問題

私が在席した三十八年間を通じ、関西学院大学のどの宣伝誌においても「少人数教育」が謳歌されてはいるが、文部省に届けた定員と、募集要項に公表される定員と、予算上必要な定員と、実際に入学してくる学生数にはつねに食い違いがあった。あらかじめ年間カリキュラムを設定するにさいして、計算の基準になるのは、許容範囲内ではあるが文部省定員より少し多めの通称予算定員数であった。外国語教育を実施するには少人数教育が必至の条件になるが、極めて少数の専任教員の担当時間数と少人数教育を実施するのに必要な学部全体での開講時間数とは当然のことながらデイレンマにおちいる。入学者の見積もりが大きくなほうにはずれると、一クラスの人数が七、八十人になることもあったし、四月に授業を開始する段階では、教員の手配と教室の手配がおいつかず、一年間そのままで押し

通さねばならないことがよく起こった。その危険性は現在一九九七年でも解決してはいない。

専任カパー率（専任教員担当時間／総開講時間数×100）を上昇させようと思えば、専任教員の数が限られているばあい、専任教員担当時間数を異常なほどに多くするか、設定クラス数を減らし、多人数クラスで教育を実施するかのどちらかが必要になってくる。したがって、少人数教育を実施するとすれば、必然的に多くの非常勤教員の担当時間数が増加する。外国語教育のしからしめる要求から少人数クラス制度を堅持してきた結果として、法学部の外国語授業の専任カパー率は三〇パーセントに達したことはない。（極めてラフな数字だが、国立大学では七〇パーセント、公立大学では五〇パーセントを超えるのが常識となっている。）

この問題に関しての一つの解決法は、言語教育センターが導入し、その後、三田の総合政策学部で実施されている「インストラクター」（契約教員）による教育である。二年から三年程度の契約で、若いネイティブ・スピーカーの外国語教育の専門家に授業に専念してもらう。契約期限が切られているのは、マスター学位を取得して、さらにドクター学位を取得するための業績として非ネイティブ・スピーカーへの授業経験を積むことを願っているからである。言語教育センターでの経験によれば、うまくいった場合、極めて優秀な教員がおおきな教育成果を上げている。それを全学的に実施するのが望ましいのであるが、経営上の経済的な理由からいまだに実現していない。

外国語教育用教室と設備の問題

一九六〇年代の前半、冷暖房がないという貧困時代の基礎的条件をのぞけば、外国語教育のための

少人数用の教室がなく、六〇年代ごろには、二百から四百人用の大教室で五十人程度の学生諸君に授業をしたことが多かった。現在では、ＬＬ教室、パソコン教室、ＡＶ教室もかなり整備されてきたが、ＬＬ教室に関してははまだ教員の要求を満たすだけの数が確保されるに至っていない。

外国語教員処遇問題

前述の縦割り制度の結果が、さまざまな問題となって現れてきている。

新制大学の大学院設置当初には、他大学を定年退職された有名教授をむかえるため、大学院指導教授の定年が七十歳に設定されていた。この決まりには経過措置が付いていて、七〇年代には六十八歳が定年となった。しかし、そうでない教員の定年は六十五歳だったのである。

制度上、大学院は各学部の専門科目上に設置されていたため、各学部に所属する一般教育科目担当教員は、大学院指導資格に関して審査の対象となる可能性は皆無であった。さらに、大学院指導教授は一般教員より給料が一号俸上であると同時に、実際の授業担当とは関係なしに、博士課程指導教授、修士課程指導教授のそれぞれに月額一定額の手当が付き、ボーナス計算の基礎として計算されていた。八〇年代になって、定年制度は教授ならば六十八歳、それ以外は六十五歳となった。定年格差の是正に関し、外国語担当教員が中心となって声をあげ始めてから、すでに二十年の歳月が経過していた。一九九五年の総合政策学部の設立がインパクトとなって、大学院指導教授手当は実際の授業担当教員に基づく増担手当となり、給与の一号俸差は廃止された。さらに、他大学から総合政策学部に移籍してこられた指導教授が、総合政策学部に大学院が設置されるまでのあいだ、指導教授資格を失うこと

になるため、「各学部研究科は他学部の教授に指導教授資格を認めることができる」との申し合わせがなされている。しかし、その申し合わせに基づき、総合政策学部以外に所属する教員で、他学部の大学院指導教授資格を認定された教員はまだ存在しない。

他方、それと平行して文部省の独立大学院構想をうけ、共通科目担当教員も参加する独立大学院の検討がはじまっている。その他、研究発表誌の問題、研究資料費配分の問題、個人研究室割当の問題などもあったが、法学部ではほとんど解決している。

外国語教育委員会

こうした、外国語教員がおかれた状況をなんとか大学全体にわたって解決しようとして、外国語教員は、七〇年代初頭に外国語教育委員会を設置するように大学に求めた。数年間にわたる曲折ののち、大学評議会の諮問機関として「外国語教育委員会」が成立した。その責務は、大学全体にわたり、外国語教育に関与しての大学評議会の諮問にこたえ、また意見を大学に具申することであった。外国語教育委員会が関わった問題を列記すれば、定年制格差の撤廃、LL教室とCAI教室の設置、ネットワークで結ばれた各学部パソコン教室の設置、英語インテンシブ・コースの開講とその実施場所としての言語教育センターの設置、総合政策学部の外国語カリキュラムの作成、給与格差の撤廃と大学院指導教授手当の見直し、大学院指導教授資格審査制度の見直しと数多い。そのほとんどは二十年に近い年月の経過のうちで解決したが、九七年度より外国語教育委員会は解散し、その機能は大学教務部の所轄する言語教育研究センターの第一部会（英語）、第二部会（英語以外の外国語および日本語）に

移行することとなった。いまだに未解決の大学院問題は上述のように検討が続けられている。

今までの外国語学習と今後

ヨーロッパの歴史を見れば、一方では、政治、経済の勢力関係を、他方では、文化の伝統や継受を背景として、ラテン語が学問語であった時代、フランス語が国際語・学問語であった時代、ドイツ語が学問語であった時代等がいれかわり、そして今、英語が全世界的に国際語であり、学問語となっている。

ユーラシヤ大陸の最東端に海をへだてて存在する列島・日本においては、周知のように中国語を日本語ふうを読むいわゆる漢文が学問語であり、權威語であった。明治時代に文化のモデルを中国から西欧に移したとき、それまで存在しなかった概念や事物を翻訳するためにも多くは漢語が使用された。ドイツ法をもととする近代的な法律が日本に導入されたときにもこの事情は変わらなかった。法律ができて、いざそれを使って裁判をやろうとすると、判例がない。判事も検事も弁護士もドイツ語の判例を読まねばならなかった時代があった。そこでドイツ語使用にさいしては、間違いなく日本語に翻訳し、日本国内での法律的判断が誤らなければそれでよいので、何かをドイツ人に伝える必要はない。この事情は法律に限らず他の学問領域においても同様であった。学問をするならドイツ語をとく、法律をするにはドイツ語が必要であるという考え方はこの時代にでき上がったものと考えられる。と同時に、その読み方や使用も漢文と酷似し、日本国内で日本人同士の間で使われていけばよかった。六〇年ごろまではきわめて拙劣な発音の、極端な場合には、音なしのドイツ語の名手が存在し

ていた記憶がある。現在、批判の対象となつている翻訳・文法型の外国語学習の成立もこの時代の必要に由来する。今、翻訳・文法型の学習に対して、「実用外国語を」との批判がなされているが、明治時代、いや、敗戦後しばらくの間も、翻訳・文法型の学習が実用であつたのである。第二次世界戦争後五十年たつて、世界の政治・経済・文化的状況がヨーロッパ中心からアメリカ中心に変わった。かつての欧米植民地から多くの国民国家が独立して発展をはじめている。それにともなつて、国際社会での日本の位置が変化した。こうした変化を受けて、現代日本における外国語使用についての実用性の概念も変化してしまつたのである。

こうした変化ないしは必要性から、言語教育センターが設置され、「英語の関学」復活を旗印にして英語のインテンシブ・コースが全学的に開講されるにいたり、ドイツ語・フランス語の同様なコースも一九九七年秋からの開講を目指して準備中である。

同時に、明治政府の「脱亜入欧」文化政策に強く規定されている英語必修、フランス語、ドイツ語選択必修という枠の見直しも必要だろう。以前から本学においても、スペイン語、ポルトガル語、ロシア語等が、政治的・実業的状况に基づいて、選択科目として開講されていた。現在ではさらにそれに加えて、中国語、朝鮮語、インドネシア語、タイ語、マレイシア語など近隣地区の言語を提供する大学が多くなつてきている。外国とは本来、近い国が外国なのである。ドイツ国内で外国語とは、フランス語、イタリー語、英語、スラブ系言語、ハンガリー語のことであり、日本語はいわば特殊外国語という位置づけをされていた。しかし、明治維新以来百数十年にわたり、敗戦からだけでも五十年を超える時間、積み上げてきた英独仏語に関する知識量と人材と教育のノウハウは多い。本学におい

でも第二外国語として英独仏以外の言語を提供しようとする動きがあるが、その場合、教員と教科書と辞書をどうするか、大学としてのレベル・コントロールをどうするか等々、現実的な難問に直面する。おそらくはそれらの難問の根本的解決をまたずにとにかく授業を提供し始めなくてはならないであらう。

しかも、大学として大きな責任があるのは、近代社会を切り開き、さらには、それを批判する理論までも生み出してきた英独仏語に対するスタンスのとりかただろう。これは、重視するにしろしないにしろ、英語が社会全体の学問語としてあまり認められなかった時代に、英語で授業をあえてした大学の主体的決意に比すべき、数十年間にわたって、いや、おそらくは半世紀・一世紀にわたって、その影響をおよぼす重大な態度決定となる。関西学院大学をどんな大学にするのかを決定する決定的な要因なのである。

英語が国際語となり、学問語となったと上述した。政治・行政・経済・アカデミズム・国際関係を問わず、「外国語は英語だけで何の不自由もない」という発言をよく耳にする今日このごろである。しかし、それは社会のどのレベルに関する事柄なのか。日本にいて、あるいは国連などの国際機関にいて、活動する場合には英語でほとんどのことを済ますことができるであらう。冷戦時代にも、大きな枠組みが変化しないという意味で安定していて、交渉の相手、その際に使用する言葉などが変わることはなかった。世界が一応安定し、各国間の関係が—どんな関係であっても—変化しない時代はもうすんだのである。国際関係の流動化が始まり、世界のさまざまな場所の、さまざまな状況のもとで、現地の常民と意思の疎通をはからなければならぬ状況は、今後ますます増加すると思われる。英語

だけで十分な時代とは、いわば、戦後、五〇年代、六〇年代を通じての圧倒的な経済力と軍事力を背景としたパックス・アメリカナの後遺症といえるであろう。そのアメリカ自体においてすでに多くの社会的不統一が現象し始めている。アメリカという大きな国自体が、国際社会の様相を呈し始め、多言語圏化の傾向を見せている。英語の天下は後二十年や三十年、あるいは五十年は続くだろうが、その間、国際関係の流動化、多様化はますます進行し、印欧語系以外の言語の必要性は高まっていくに違いない。

『五十年史』への寄稿文を終えるにあたり、近代精神を切り開き、支えてきた印欧語系の言語にどうスタンスをとるのかという問題と、近隣諸国の言語をどこまで学生に提供するのか、という問題を提起しておきたい。いずれも大学が、現代世界の中の自己の在り方を決定する根幹に関わる問題であって、なりゆきに任せてその場しのぎの対策の積み重ねで解決できる問題ではない。大学自体が——ということとは、各学部、研究室、研究室、教員個人単位ではなくて——責任と主体性をもって、自己を決定しなくてはならない。外国語教育はそんな曲がり角にさしかかっている。

最後に格言を一つ。「外国語教育を軽蔑しているところには、軽蔑するにたる外国語教育しか存在しない。」

(一九九七年執筆)

なお、神崎氏は、二〇〇〇年一月一七日ご逝去されました。

法曹を志す後輩諸君へ

元神戸地方検察庁検事 榎 原 義 夫

(一九四二年卒業)

学院に司法試験研究部が、誕生して既に七年になる。草創の時代は、私が学院の旧制中学部に教鞭を取っていた頃の教え子が、担当した。彼等が高等部を終えて、法学部に入学すると同時に発足した訳だが、その頃は教授達も部の発足には素より好意的であつたが、合格の見込については全く悲觀的であつた。

何しろ、その頃迄に司法試験に合格した者は、法学部始まつて以来、私一人であり、私の合格そのものが、奇蹟か、全くの偶然の幸運の如くに思はれていたからである。私が昭和二十一年頃最近学院を去られた三戸教授に司法試験の受験希望を打明けた所、同教授は、「そんな事は考えない方が良い」と言われた位なのである。それは、司法試験というものが、それ程に困難な試験であり、学究的精神や、質実な氣風に全く欠けていた当時の学院出身者の中から、司法試験の合格者が出る等といふ事は、その実状をよく知つていられた教授としては、全然期待し得なかつたのである。そして、私の希望は同教授には寧ろ滑稽なものにさえ感じられたのである。

私が、昭和二十二年度に合格した時には、教授方も驚かれたが、問もなく、三戸教授や、逝かれた

大石教授の懇請によつて、私が司法試験研究部の構想を企画し、約七年前に此の部が発足したものである。そして、螢雪の功を積み、此の部から、待望の合格者三名を出し、此の部に關係を持たれた同窓の中にも数名の合格者が輩出し、一方、部とは無關係に学院を卒業後、他の大学の研究部に籍を置かれ、合格する後輩も出て来たのである。何れにせよ、夢問する風潮^がが、ウツボツとして母校に興つて来た事を私は喜んでゐる。此の風潮は、私独りの力によるものではない事は、私もよく知つてゐる。寧ろ、それは時代であり、学院の学生の質が、時代と共に変遷して来たものであるという方が適確なのであるが、此の風潮の形成に、一臂の力を捧げ得たという私の密かな自負は、生涯を通じて、私の心を去らないであろうと思つてゐる。そして、此の私の自負心に対して、学院の生えぬきの先輩であり、今尚、学院の為に教鞭をとつて、後輩の指導のみに専念してられる高等部の喜多先生、山本先生、中学部の矢内先生、法学部の山本教授等は、快哉の拍手を贈つて下さる事と信じてゐる。

ともあれ、私は、司法試験のみが、学生の目標であると考えてゐる訳ではないし、その受験は人生航路のほんの一部に過ぎないのである。私が、後輩諸君を叱咤し、叫び続けるものは、功利的なものでも、出世主義でもない。誠実に人生を生きぬく為に、法学部に入学した者は、司法試験や、警察を組織、行政関係の上級職の合格を担い、或いは、その合格に匹敵する教養を身につけて、一流会社の入社試験を突破せよというのである。それは、大学に相応しい事だからなのである。

幸い、司法試験研究部で、真面目に勉強した人達が、何人も一流銀行、商社、行政庁の試験に合格して、勇躍赴任し、今尚、此の部の定例行事には、元氣な顔を見せてゐる。

此の面は、法学部だけではなく、文学部、商経学部の人達にも通ずる事で、夫々各学部の専門課程

を見事に履修して大学卒業生らしい活動の場を社会に求めねばならないのである。

商経学部の昭和三一年度卒業の戸田積君が、同学部卒業者のトップを切つて公認会計士の難関を突破した事を、司法試験研究部の幹部である我々は、心から喜んでゐる。

関西学院は、教会ではない。殊に大学は、職業教育を受ける場所と心がけるべきである。大学卒業生である事だけが、稀少価値を持つていた時代は、昔の夢である。無能力者が、親の虚栄や、世の常識的な通弊として、何等志す所もなく、漫然と通学する事は、社会悪である。

志を立て、努力し、進歩する者のみが、社会の適格者なのである。そして真に適格性を具備した者が、社会の指導を担当しなければ、歪みが起るのである。

後輩諸君の奮起を求める。(昭和二十二年司法試験合格)

(法学会誌「礎」一六号、関西学院大学、一九五九年より転載)

なお、榎原氏は、一九七七(昭和五二)年一二月に神戸地方検察庁を退官された後、神戸地方検察局所属公証人を経て、一九九〇(平成二)年には弁護士を開業され、一九九七(平成九)年一〇月九日ご逝去されました。

関学法学部と法曹界

弁護士、関学法曹菘月会幹事 小山 章 松

(一九六九年卒業)

1. 関学法曹の歴史

榎原義夫(昭一七年法文卒、元大阪高等検察庁検事、故人)は母校関西学院中学部の教師をしなから、昭和二二年司法試験に合格し、二年の司法修習を終え、昭和二五年検事に任官する。彼は中学部の教え子で、法律家むきの生徒に母校法学部に進学し法曹になることを勧めた。ここから関学法曹の歴史が始まる。

榎原は検事の仕事をしながら、土曜日、日曜日に、自宅で彼らの受験指導をした。非常に厳しい指導をしたようであるが、他面家族的な雰囲気であった。その指導を受けた中から、昭和三二年、大石貢二(昭三二年卒、裁判官)、保沢末良(昭三二年卒、裁判官のち弁護士、元鹿児島県弁護士会会長)らが合格し、翌昭和三三年井上洋一(昭三一年卒、弁護士)が合格した。

このような中、学生の間で将来法曹界に進む希望を持っていた学生の有志が、「司法試験研究部」の名称で法学部の援助を受けない自主的な勉強会を設立し、高等文官司法科試験合格者で昭和三三年法学部に赴任した福地俊雄教授(民法専攻、関西学院大学名誉教授)を顧問に迎えた。

井上らは、同研究部に入部してくる学生を榎原と同様手弁当で指導し、その中から昭和三五年川合孝郎（昭三三年卒、弁護士、大阪地方労働委員会会長）、昭和三七年谷口仲夫（昭三七年卒、裁判官のち公証人）が合格、谷口は前年昭和三六年関学ではじめて四年生で、論文試験に合格した。昭和三七年は榎原の指導した女性二名（昭三二年卒、岡島〔旧姓和島〕道代、裁判官のち弁護士、昭三二年卒、岡本生子、弁護士）も合格、関学ではじめての女性法律家が誕生した。岡本は本学女性弁護士第一号、岡島は女性裁判官第一号である。翌三八年には、井上の同期の堀山美智雄（昭三一年卒、元大阪高等検察庁検事、故人）、井上の教え子渡部雄策（昭三八年卒、裁判官のち弁護士）が合格した。渡部は一年先輩の谷口とライバル意識を持って勉強した結果の合格であった。関学出身者の司法試験合格者が徐々に増えてきたにもかかわらず、法学部の協力は、研究部が法政学会の傘下になり予算をつけてくれただけで、先輩の手弁当による受験指導であった。あくまでも学生の自主的な運営に任されていた。法学部は、学部の伝統である「ソーシャル・アプローチ」を堅持すべきであるとの考えから、学部に法職課程を設置することに消極的であった。当時の足立忠夫法学部長は「法学セミナー」一九六八年一〇月号に「法職課程を設置することは、模擬試験等技術教育にかたむく恐れがあり、したがって偏狭な法律書生を作り上げることになる。またこういうコースの設置は、このコースの学生とそれ以外の学生とあいだに差別を生み、法学部全体の教育の妨げにもなると考える」と述べている。同教授の見方は法職課程や法曹に対する理解が不十分である。先輩法曹は、後輩が偏狭な法律書生にならないために、関学の建学の精神を持った法曹を育てるために献身的に指導にあたったのである。

昭和四〇年代にはいり、前半は不調であったが、渡部の指導を受けた土手基史（昭四四年卒、現役で国家公務員上級試験に合格、大蔵省へ、現在九州財務局局長）が昭和四二年三年生で短答式試験に合格、画期的なことであった。翌昭和四三年には土手の影響で、土手とともに東俊一（昭四四年卒、弁護士、愛媛県弁護士会元会長）、小山章松（昭四四年卒、弁護士）の三人が四年生で短答式試験に合格、以後現役で短答式試験の合格者が出るようになった。これは先輩の勉強を身近に観察できた結果である。この年、阿部静枝（昭四〇年卒、弁護士のうち裁判官）が女性三人目の最終合格をする。

このころになると徐々にではあるが、受験希望の学生も増えてきた。学園紛争によって大学改革は多少なざ紙浦健二（昭四六年卒、裁判官）がはじめて現役で合格した。学園紛争によって大学改革は多少なざれたが、法学部に法職課程を作ることは依然消極的であった。その後も先輩が手弁当で後輩を指導する良き伝統が続き、合格者も徐々に増えてきた。昭和五〇年代に入っても法学部の協力はなかった。昭和五〇年代に入ると、井阪博（昭五〇年合格、検事、元司法研修所教官）他優秀な学生の合格者が増えてきた。顧問の福地教授は昭和五五年関学を定年退任され、上田徹一郎教授（民事訴訟法専攻、関西学院大学名誉教授）に顧問になっていただいた。

昭和六〇年代から平成に入り、毎年コンスタントに合格者が増えていったが、先輩の指導よりも、予備校の力をかりての合格者が増えてきた（平成六年島戸真、平成七年竹添明夫、平成九年岡本恵が四年生で合格しているが予備校の影響が強く出ている）。

関学出身の司法試験受験者数は、二〇〇名を超えることがなかったが、後に述べる法職課程が出来た平成七年以降増えだし、平成七年には二〇〇人を超え、平成一〇年には三〇〇人、平成一一年には

四〇〇人を超えた。法学部の学生に、司法試験への関心が高まった結果である。これも法職課程講座が多少寄与していると思われる。

平成六年には建学以来最多の九名の合格者を出した。平成一〇年には六名合格、そのうち女性が五名を占めた。二一世紀女性時代の先取りの感がする。平成一一年に、念願の二桁（一〇名）の合格者を出した。

2. 関学法曹弦月会について

(1) 沿革

昭和三二年の司法試験に関学から前記の大石、保沢ら五名の合格者を出した。当時の合格者は三〇〇名程度、関学からの受験者は二〇名もいなかったと思われる。当時の『法学セミナー』は、法学部の教授スタッフから見れば、学生の実力が並々ならぬことを告げているとコメントしている。

椋原は合格祝賀会をするため、同窓法曹に呼びかけようと考えたが、昭和三二年当時椋原以降大学出身者で司法試験合格者は、昭和二五年合格の佐古田英郎（昭二四年卒、裁判官のち弁護士、元大阪弁護士会会長）しかいなかった。そこで関学中学部、高等部、予科出身者で、他大学に行った法曹にも声を掛けた。小野良一（昭一七年予科修了、九大卒、昭二二年合格、検事のち弁護士）、徳矢卓史（関学中、昭二六年高卒、明大卒、昭三〇年合格、弁護士）が参加した。ここに、昭和三二年の合格者も入れて九名で、関学法曹弦月会が誕生した。

関学大出身の弁護士第一号は、昭和三二年合格者が修習を終えた昭和三五年四月に弁護士登録した

宇佐見明夫（昭二八年卒）ら三名である。ちなみに裁判官第一号は昭和二八年任官した前記の佐古田英郎、検察官は前記の榎原義夫である。

（2）現在の構成

一〇三名である。内訳は、弁護士七四名、裁判官九名、検察官五名、司法修習生一三名、公証人一名、学者一名。そのうち、女性は一九名（裁判官一、検察官一、弁護士一〇、修習生七）である。二割弱を占め、女性の活躍がうかがえる。法学部の女子学生の増え方からして、ますます女性の比率が増すと思われる。

法学部以外では経済学部六名、商学部二名、このうち公認会計士の資格を持っているのが渡辺隆文（昭四六年経卒、弁護士）、大神深雪（昭六〇年商卒、修習生）の二名である。他大学出身者は、前記した二名を含めて五名である。

故人は、榎原義夫他三名、他に試験に合格した者二名である。したがって、関学大卒業者の司法試験合格者は他学部をいれて平成一〇年度までで丁度一〇〇名である。

（3）活動

毎年一回総会を開き、ゴルフコンペを一回、合格祝賀会を行っている。主に同窓法曹の親睦につとめている。

3. 法学部と法曹の関係

関学出身の法曹と法学部は長い間、全く関係がなかったが、平成四年一月真砂泰輔法学部長のと

きに、先輩法曹（関学法曹弦月会）と法学部関係者との間で懇談会がもたれた。先輩法曹は二〇名が参加した。決められたテーマはなかったが有意義であった。後の法職課程講座開講に大きな力を与えることになった。

4. 法職課程講座の設立

(1) 平成七年一月一七日阪神・淡路大震災の影響を多大に受けたが、同年から、先輩弁護士、及び司法修習生を講師とし、法職課程講座が開設された。正規の単位はもらえないが、熱心な多くの学生が受講した。受講生の中から平成九年吉田裕樹（平八年卒）が合格した。年々受講生が増えている。九鬼正光（昭四八年卒、弁護士）、沢登（昭五二年卒、弁護士）、村上博一（平二年卒、弁護士）らが中心になって、若手弁護士、修習生らの献身的な指導によって年々講義内容、指導も充実してきている。

(2) 法職課程の今後の課題

① どのような法曹を育てるのか

どのような法曹を育てるのかの問題意識をはっきりさせる必要がある。そうでないと、ただ単に合格者の数を増やすことだけが目的になってしまい、予備校と変わらなくなる。建部の目的である「ソーシャル・アプローチ」、建学のモットーである「マスタリー・フォア・サービス」の精神を持った教育をすべきである。

② 受講生が増えてきた場合に、少人数のゼミを維持できるのか

受験生、受講生が増えることは先輩法曹としてはうれしいことであるが、人数が増えれば増える

ほど、講師と学生との関係が希薄になり、きめ細かい指導ができなくなるおそれがある。今から対策を考える必要がある。

③ 講師の養成

今後、学部、大学院で法職課程講座が単位をとれる制度になれば、講師の養成が重要になる。単に司法試験に合格したことだけでは、講師の資格として不十分である。司法試験の合格者の大幅な増員によって、合格者のあいだの実力差が大きくなるからである。指導するのに長けているかどうか、講師自身も研究課題をもって研究に取り組んでいるかどうか、人間性が豊かかどうか等が講師の選定基準になると思う。今のように毎年一桁の合格者であれば、講師に誰が適当かの情報は入りやすいし、選別可能であるが、合格者が二桁以上になるとその判断が難しくなる。学部、大学院での、指導教授の判断が重要になる。

5. 今後の法曹と法学部のつながり

(1) 法曹の再教育と法学部

平成一一年から合格者が一、〇〇〇人になり、また平成一二年からは試験科目に行政法、破産法、労働法、国際公法、国際私法、刑事政策がなくなる。その後も合格者を一、五〇〇人、二、〇〇〇人に増員する計画がある。そうすると年々法曹の質が落ちるし、特別科目の勉強も必要になってくる。一定レベルの法曹人を供給するためには事後研修、再教育が欠かせない。また国際化、多様化する社会に対応するためには外国法の研修、語学教育も必要である。これらの事後研修をする施設、人材を

有するのは大学以外にない。大学、特に法学部は法曹人を教育するカリキュラムを大学院を中心に早急に検討し、法曹を受け入れる体制を整えるべきである。

(2) 法曹から大学への情報提供

一方、大学人も法曹から学ぶべき点が多い。社会の新しい法的紛争の情報は第一戦で仕事をしている弁護士が多くを持っている。既存の法理論では解決できない、新しい法的紛争を解決する理論、判例変更、立法を要求していくためには、判例を事後的に研究するだけでは、時代の要請についていけなくなるし、学生のニーズに応じられない。そのためには、法的紛争の解決のため現場で働いている法律実務家と共同研究する必要がある。特にこれから研究者をめざそうとする大学院生にとっては、問題意識をもってテーマに取り組むために、是非必要なことである。

このような問題意識をもって、関学出身の実務家と法学部の先生の有志で平成九年四月にKG現代法研究会を設立した。平成一一年九月で一三回をかぞえる。年四回ないし五回のペースで研究会をすすめている。毎回原則として実務家と研究者が同一テーマで報告することになっている。今のところ院生の出席が少ないのが残念である。これからも継続的に続けることを希望する。

(3) 法律実務講座

法学部教育において、法が具体的に社会でどのような働きをしているかを勉強することは、これから法律を学ぼうとする初学年の導入期教育には大切なことである。具体的法的紛争事件を通して法の働きを先輩法曹から学ぶことが、抽象的な法律学を学ぶ手助けになると思う。

関学法曹の中には、自分の個別事件のほかに、消費者問題、公害環境問題、国際人権問題、少年問

題等社会的事件を弁護団を組んで取り組んでいる者、研究をしている者もいる。

彼らを講師として十分活用できる。講義を受講した学生の中から、法曹に興味を持ち、法曹に生き甲斐を感じた学生が将来有能な法曹に育っていくことは間違いない。これも建部の目的である「ソーシャル・アプローチ」の実践の一つであると考ええる。

(一九九九年執筆)

大阪司法書士関学会と法学部

司法書士、大阪司法書士関学会会長 神 船 庄 司

(一九六六年卒業)

明治二十二年(一八八九年)九月二十八日兵庫県知事の認可をうけた「私立関西学院」は、同年十月十七日開校式を挙行し、校祖ランバス初代院長を中心とした一握りの教師と神学部および普通学部の生徒十九名が、「原田の森」の木造の粗末な校舎において学院最初の歩みを始めました。遡ること今から百十年前のことです。時を経て昭和の初め、丁度七十年前に原田の森から上ヶ原へ校地の移転が敢行され、大学昇格への道が開かれました。上ヶ原への移転は、大学開設を語るとき常に語られねばならない学院史にのこる一大エポックとなった事業であり、学院全体のその後の発展に大きく貢献してきました。時の院長であった第四代のベーツ院長が、原田の森時代高等学部部长のときに学生に対して与えたモットーが「マスタリー・フォア・サービス」であり、今日なお建学の精神として燃えつづけています。マスターとサーバントという言葉の対照を用いてあり、全人類のしもべとなるために技や知識を克服してその主人となりなさい、という意味であります。

さて、法学部は戦後間もなく、文学部、経済学部とともに新制大学として再スタートしたときに開設されました。この度開設五十年という大きな節目を迎えられ、心からお慶びを申し上げます。戦後

の学院の復興と再建、新制大学への切り替え、という困難な時代をのりこえられ、法学部のみならず、今日の学院全体の飛躍的發展と充実を実現されたことはまさに瞠目に値することだと思えます。思いおこせば私の法学部在学時代、昭和四十年前後から始まった授業料値上げ反対の大学紛争が学院内に吹き荒れ、全共闘活動が学院内を蹂躪してしばしば授業も中止されるなど、それまで経験したことのない危機的な状況が数年間つづきました。そして、私達の記憶に生々しいあの平成七年一月十七日の阪神・淡路大震災。私の息子がその年の二月一日から始まる学院の大学入学試験を受験するというその直前におこった大災害でした。阪急電車も大被害をうけて、まだ部分的にしか走っていない一月末に、仁川駅から学院までの道の途中、小雪の舞う底冷えのする寒い日でしたが、建物が軒並み無残に倒壊し、塀が倒れているその中を、名状しがたい驚きと恐怖と緊張を覚えながら学院までいったことが、きのうのことのように思い出されます。学院も建物その他に被害をうけながらも、学院当局が建物修復と予定どおりの入試の実施という、大変な事態をのりこえられたこと、又新聞等で度々報道されたことですが、本学院生が多数、ボランティアとして罹災各地に馳せ参じ、組織的な大救援活動を長期に亘ってくり広げ、被災者の物心両面にわたる大きな支えになったこと、このち「ボランティア」が社会的に大きく評価され市民の間に定着していったこと、等々、大変な時代を我々は経験しました。戦後のこの五十年という年月は、まさに波瀾万丈の五十年でした。

さて、在学時代の私は、授業にはきちんと出席する学生でしたが、唯クラブには四年間どこにも入部したことはなく、家庭教師のアルバイトで得た金を全部レコードとオーディオ用品の購入にあて、オーディオ装置はパーツを買ってきて自分で手作りですべてを組み、ひたすら自分が満足する音を追

求ずるとともにクラシック音楽ばかり聴いておりました。今日では家族も増えて狭い家に大きなスピーカーをでんと置く余裕もなく、テレビから録画したクラシック音楽番組のテープを聴いて、目と耳の両方で楽しんでいきます。

話をかえて、我々司法書士と関西学院とのかかわりについて述べたいと思います。大阪府内に事務所をもつて仕事をしている大阪司法書士会の会員の中で、関西学院大学の卒業生が集まった「大阪司法書士関学会」が発足したのは昭和五十八年三月でした。現在、リストアップされた会員数は六十二名です。当初の主な活動は会員の親睦をはかることであり、年に一回例会を開いている情報交換をしたり、仕事上のことで疑問点があれば教え合ったりしておりました。ところが、平成七年の阪神・淡路大震災のとき、当時の宮田院長から学院の状況についていろいろお話をきいた頃から、我々会員の気持ちの中に、もつと関西学院とかかわりのあることで何かしたい、と思うようになりました。その後学院法学部から、司法書士の実務を学生に教えてほしい、という要望をうけましたので、平成八年頃から度々法学部事務局と話し合いの場をもち、法職課程講座として司法試験コースのみであったのを、平成九年度から司法書士試験コースもスタートさせて、我々大阪司法書士関学会の会員、つまり我々卒業生の現役司法書士が講師として学生のために喜んで一肌脱ごうということになりました。

一年目はとり敢えず、土曜日の午前と午後各九十分ずつ初級コースのみの講座で、二回生以上が対象でしたが、我々も一年目ということで大変力がいり、講師の希望者も多くて、自分の担当する講座の大変詳しいレジュメをつくって学生に配り、かなり程度の高い内容も教えました。受講生も五

十名程あり、講座を欠席する学生もあまりなく、私語もなく静かに受講しておりました。そして、これが我々講師陣の目玉商品ともいえるものですが、受講生のうち希望する学生に、我々の司法書士事務所での実際の仕事を経験させるという無料の配属実習を実施しました。学生を法務局や大阪地方裁判所へつれていって、現場の職員の話をきいたり、実際の法廷の見学をし、又我々の事務所でも務を覚えたり、不動産の取引現場の見学、等々本職がかりきりで実習を行いました。これが学生たちに大変好評で、司法書士が毎日どんな仕事をしているのかがわかった、司法書士事務所の実際の雰囲気を感じることができて大変為になった、といった感想が多数ありました。以上のほかに、一年目の講座が終了したとき、受講生に受講の感想をきいたところ、基本的なことをもつと教えてほしい、毎回違う講師が交代で担当するので講座内容に統一性がない、等の意見がありました。

これらの意見を参考にして、二年目からは、初級と中級の二コースにわけ、又この講座をうけただけで司法書士試験に合格できるわけがないので、もっぱら司法書士に対して学生が興味や関心をもてるような内容にし、ごく初歩的な内容を話して一つでも覚えてくれればいい、といった位の気持ちで取り組み、対象も入学直後の一回生から受講できる形にしました。二年目は七十名近い申し込みがあり、この講座に対する学生の関心が高いことが伺われました。

今年三年目を実施しており、初級コースは七月初めに終了し、中級コースは十一月の終わりまで現在毎週土曜日に実施しております。一回生から受講できるということは、逆にいうと学生の法律知識のレベルがまだ低いので、そのレベルに合わせた内容の講座しかできないわけですが、今年度の特徴として、中級コースの受講生が講座終了後に、自発的に図書館内の部屋に集まり、登記手続、書式、

等の勉強を午後六時頃までやっております。我々はこの自発性を大いに支援したいと思っています。

この講座を担当する我々としては、まず第一に受講してくる学生の期待を裏切らないような内容にしなければならぬと思います。一方、教室での講義よりも司法書士事務所での実習の方が、実務を覚えられることと、登記や訴訟手続の裏付けとなるいろいろな法的根拠を同時に勉強できるという点ではるかに効果的であることはよくわかっていながら、実習の受け入れ先、実習期間、実習レベルの統一、等の点で苦慮しています。が、我々は講師陣の充実につとめ、我々と学生たちとの交流、学生相互間の交流もはかっていきながら、今後更によりよい形でこの講座が継続できるように努力したいと思えます。最近、私の事務所の地元支部では、高校卒の人が何人も司法書士試験に合格して入会してきました。大学を卒業してもなかなか就職できないこの不況の時代、何か技術や資格を身につけねばという考えなのでしょう。大学四年間で実務も理論も合格レベルにまで達するのは並大抵のことではないと思いますが、本人のやる気、ハングリー精神さえあれば合格可能な試験です。

司法書士という仕事は、互いに相反する利害を有する当事者間にあつて、どちらの側にも片寄らない中立公正な立場で執務しなければならないこととされています。もし当事者間で合意がえられないときは、契約の履行としての登記手続等については司法書士としての仕事をすることはできません。そして司法書士は後々争いがおこらないようにこれを予防する意味からも、当事者双方の意思を十分に確認した上でどちらの側にも公平になるように、常に職務上の原則を崩さないことが大切です。現在、司法書士は一般市民の身近にいて、気軽に何でも相談できる、いわゆる「町の法律家」としての存在が認識されてきました。我々は市民のニーズや信頼に応えるために、地域に密着した業務活動を

行っています。本学院出身の司法書士がどんどん社会に出てきて活躍してくれることを心から期待しています。

(一九九九年執筆)

法 学 部	学 院・大 学・(社 会)
シ ョ ン	
2000 (平12) 年	
<p>1. 28 「ロースクール推進委員会」の設置を決定</p> <p>3. 31 田村精一教授定年退職（4.1付名誉教授）</p> <p>（2000年度より青島雅夫教授が理学部から移籍、豊下栢彦教授、宇野聡助教授就任予定）</p> <p>注）助手に関しては、のちに法学部専任教員となった者に限って記載した。</p>	<p>2. 1 初のF日程入試を実施</p>

X 年 表

法 学 部	学 院・大 学・(社 会)
<p>験科目を4科目から3科目とし、口頭試問を口述試験とする。</p>	
<p>1999 (平11) 年</p>	
<p>3. 31 上田徹一郎教授、佐野彰教授、三浦澄雄教授、黒田展之教授定年退職 (4教授とも4.1付名誉教授)、後藤峯雄教授退職</p> <p>4. 1 田上富信法学部長就任</p> <p>4. 1 深尾裕造教授、櫻田大造助教授、高島千代専任講師、高橋裕専任講師就任</p> <p>4. 1 中国語が選択必修科目となる。また、研究演習が第4年度において必修選択となる。</p> <p>4. 1—9. 20 澤田庸三教授、イギリスに学院留学</p> <p>5. 12—7. 1 P.ラインゴールド招聘客員教員(ミシガン・クリニカル・ロー・プログラム)来学</p> <p>5. 19 法曹養成システム構想委員会の設置を決定</p> <p>5. 20 加藤一明名誉教授逝去</p> <p>9. 1 福田吉博助教授、学院留学(～2001.3.31)</p> <p>9. 30 稲葉一人教授退職</p> <p>10. 1 須賀洋一教授、ドイツに学院留学(～2000.3.31)</p> <p>10. 1 丸田隆教授、アメリカに学院留学(～2000.3.31)</p> <p>10. 1 J.オッキイ招聘客員教員(ニュージランド、カンタベリー大学)来学(～2000.2.18)</p> <p>11. 24 法政学会50周年記念講演会・レセプ</p>	<p>4. 1 社会学部に社会福祉学科を設置</p> <p>4. 1 大学院総合政策研究科修士課程を設置</p>

法 学 部	学 院・大 学・(社 会)
9. 1 植木一幹専任講師、カナダにランパス留学(～1999.8.31) - - 「法職課程講座」に、司法試験コースに加えてあらたに司法書士コースを開設 11. 30 及川伸名誉教授逝去 - - 学士入学試験を廃止し、編入学試験として実施	9. 25 新大学図書館竣工 9. 25 講義棟F号館竣工

1998 (平10) 年

1. 30 前田正治名誉教授逝去 2. - 入試会場として高松及び金沢試験場を設ける 3. - 大学入試センター試験を利用した入学試験を実施 3. 31 山下末人教授、神崎昭伍教授定年退職(ともに4.1付名誉教授) 4. 1 稲葉一人教授就任 4. 1 大学院のカリキュラムを Semester 化 4. 1 法学部本館内に大学院演習室3部屋を設置 5. 6 M.ティーン客員教授(英国サセックス大学)来学(～1998.6.21) 6. 6 米沢明名誉教授逝去 9. 1 柳屋孝安教授、ドイツに学院留学(～2000.3.31) 10. 1 前野育三教授、オーストラリアに学院留学(～1999.3.31) 10. 1 北山俊哉助教授、アメリカに学院留学(～1999.9.30) - - 特別推薦入試・協定校推薦入試を実施 - - 大学院前期課程一般入試において受	1. 30 『関西学院大学白書1997』発行 2. 13 中学部新館竣工 4. 1 山内一郎院長就任
---	--

X 年 表

法 学 部	学 院・大 学・(社 会)
<p>8. 1 長岡徹教授、アメリカに学院留学 (～1998.3.31)</p> <p>10. 1 安田雅美教授、アメリカに学院留学 (～1997.9.30)</p> <p>10. 1—11. 1 趙新華客員教授(吉林大学) 来学</p>	<p>8. 22 インターネットにホームページ開設</p>
1997 (平 9) 年	
<p>2. - 入試会場として広島試験場を設ける</p> <p>3. - 大学院前期課程入学試験を第二次についても実施</p> <p>3. 27 名誉教授規程の改正により、故大石兵太郎、故大谷英一、故阪本仁作、故小川芳彦、故山田照美各教授に名誉教授の称号授与</p> <p>3. 31 中西正助教授退職</p> <p>4. 1 林紀昭法学部長就任</p> <p>4. 1 加藤徹教授、曾和俊文教授、河村克俊助教授就任</p> <p>4. 1—9. 30 黒田展之教授、イギリスに学院留学</p> <p>4. 1—9. 30 平松毅教授、ドイツに学院留学</p> <p>4. 1 R.バジル客員教授(ビクトリア・ユニバーシティ・オブ・ウエリントン)来学(～1998.3.31)</p> <p>4. 1 劉雪蓮客員研究員(吉林大学)来学(～1998.3.31)</p> <p>4. 1 張利民客員研究員(蘇州大学)来学(～1998.3.31)</p> <p>4. 1 複数分野専攻制に法律学プログラム10名、政治学プログラム4名の履修を承認</p>	<p>4. 1 今田寛学長就任</p> <p>4. 1 複数分野専攻制を実施</p>

法 学 部	学 院・大 学・(社 会)
<p>1. 17 阪神・淡路大震災により名誉教授1名、非常勤講師1名、下宿学生3名が死亡</p> <p>1. 17 飛沢謙一名誉教授逝去</p> <p>1. 21 山田照美教授逝去 (3.11 法学部葬)</p> <p>2. - 入試会場として名古屋試験場を設ける</p> <p>3. 31 米沢明教授、広岡隆教授定年退職 (4.1 付名誉教授)</p> <p>4. 1 前野育三法学部長就任</p> <p>4. 1 小笠原敬二専任講師就任</p> <p>4. 1 本田盛助教授、総合政策学部へ移籍</p> <p>4. 1 法律学科入学定員を430名に変更 (合計580名)</p> <p>4. - 胡悦容員研究員 (吉林大学) 来学 (~1996.4.30)</p> <p>4. 28 小笠原敬二専任講師逝去</p> <p>10. - 「法職課程講座」(中級)を開設 (司法試験講座)</p>	<p>(1. 17 阪神・淡路大震災)</p> <p>3. 6 初のB日程入試を実施</p> <p>3. 18 阪神・淡路大震災による犠牲者追悼礼拝</p> <p>(3. 20 東京でサリン事件)</p> <p>4. 1 神戸三田キャンパスに総合政策学部開設</p> <p>10. 1 新大学図書館第一期閉館</p>

1996 (平 8) 年

<p>3. 8 武内辰治名誉教授逝去</p> <p>3. 31 八重津洋平教授定年退職 (4.1 付名誉教授)</p> <p>4. 1 安井宏教授、丸田隆教授、関谷一彦専任講師、木村真治専任講師、川村康専任講師、山田真裕専任講師就任</p> <p>5. 8 宋炳庸客員教授 (延辺大学) 来学 (~1998.3.19)</p>	<p>4. 1 経済学研究科にエコノミスト・コース (昼夜開講制、社会人対象) 設置</p> <p>(7. 1 堺市の小学校でO-157集団食中毒発生)</p>
---	--

X 年 表

法 学 部	学 院・大 学・(社 会)
10. 21 申政武客員教授 (吉林大学) 来学 (~1993.9)	
1993 (平 5) 年	
2. 3 入試会場として小倉試験場を設ける 3. 31 内田政秀教授定年退職 (4.1 付名誉 教授) 4. 1 三浦澄雄法学部長就任 4. 1 栗林頼夫教授、フィリップ・パーク 助教授 (宣教師)、門田修平助教授就任 4. 4 小山敏夫教授、アメリカに学院留学 (~1994.3.31) 4. 8—9. 21 田上富信教授、スウェーデ ンに学院留学 6. 1 野田辰一郎事務長 (異動、~現在) 7. 1—9. 30 広岡隆教授、フランスに学 院留学	4. 1 商学研究科にマネジメン ト・コース (昼夜開講制、 社会人対象) 設置 9. 22 総合政策学部キャンパス起 工式
1994 (平 6) 年	
4. 1 植木一幹助手就任 4. 1—9. 30 荒川雅行助教授、ドイツに 学院留学 4. 1 李潔客員研究員 (吉林大学) 来学 (~1995.3.31) 4. - 「法職入門講座」を開設 9. 8 R.L.ワッツ客員教授 (クイーンズ大学) 来学 (~1995.1.31) 12. 27 内田政秀名誉教授逝去	4. 1 柚木学学長就任 9. 14 講義棟 E 号館、第一教授研 究館新館竣工 12. 21 『関西学院白書1994』発行
1995 (平 7) 年	
1. 3 天羽徳之助名誉教授逝去	

法 学 部	学 院・大 学・(社 会)
<p>一、一 教材開発室設置</p>	<p>(11. 2 即位の礼)</p>
<p>1991 (平3) 年</p>	
<p>3. 31 安屋和人教授、松田裕教授定年退職 (ともに4.1付名誉教授)</p> <p>4. 1 真砂泰輔法学部長就任</p> <p>4. 1 柳屋孝安助教授、本田盛助教授、福田吉博専任講師就任</p> <p>4. 1 政治学科入学定員を150名に変更(合計600名、臨時定員増)</p> <p>4. 1 コンピュータ教室(A号館302号)を利用した授業を始める</p> <p>6. 5—9. 6 岡俊孝教授、イタリア、スイス等に学院留学</p> <p>10. 16 魯義客員教授(吉林大学)来学 (~1992.7)</p>	<p>(1. 17 湾岸戦争勃発)</p> <p>(6. 3 大学設置基準、学位規則等改正〔設置基準の大綱化、博士・修士の種類廃止等〕)</p>
<p>1992 (平4) 年</p>	
<p>3. 31 及川伸教授定年退職(4.1付名誉教授)</p> <p>4. 13—7. 12 澤田庸三助教授、イギリスに学院留学</p> <p>7. 8 中西正助教授、アメリカにランバス留学(~1994.7.7)</p>	<p>4. 1 武田建理事長就任</p> <p>4. 1 言語教育センター設置</p> <p>4. 1 セメスター制実施</p> <p>4. 1 経済学部オープン・カレッジ・コース設置</p> <p>4. 1 商学研究科、大学院飛び級入学制度実施</p> <p>4. 1 大学自己点検・評価制度実施</p>

X 年 表

法 学 部	学 院・大 学・(社 会)
3. 31 村西義一教授定年退職（4.1付名誉教授）	締結 3. 31 久山康理事長・院長、武田建学長辞任
4. 1 平松毅教授、富田宏治専任講師、北山俊哉専任講師就任	4. 1 加藤誠之理事長、宮田満雄院長、栢植一雄学長就任
4. 1 A号館を法学部準専用講義棟として使用開始	4. 12 天皇の代替わり行事に関するキリスト教主義4大学長の共同意見表明
6. 1 岡本康雄事務長（異動、～1993.5）	
7. - 李放客員研究員（吉林大学）来学（～1990.1）	
7. - 蓬煥兵客員研究員（吉林大学）来学（～1990.7）	
7. 15—9. 27 及川伸教授、イギリスに学院留学	
8. 1 岡本仁宏助教授、アメリカにランパス留学（～1991.7.31）	9. 1 高等部校舎及び高中部礼拝堂竣工式
11. 30 時武英民法学部長辞任	11. 4 創立100周年記念式典
12. 1 岡俊孝法学部長就任	
- - 指定推薦入学制度実施（1990年度入学生より）	

1990（平2）年

3. 17—6. 16 前野育三教授、スウェーデン、ドイツ、アメリカに学院留学	(1. 13 大学入試センター第1回試験) 3. 28 講義棟D号館竣工式
3. 31 加藤一明教授定年退職（4.1付名誉教授）	
4. 20 宋炳庸客員教授（延辺大学）来学	
4. 27 林紀昭教授、中国、韓国に学院留学（～1991.4.26）	

法 学 部	学 院・大 学・(社 会)
3. 28—9. 26 黒田展之教授、アメリカ・イギリスに学院留学 4. 1 長岡徹助教授、岡本仁宏専任講師、中西正助手就任 5. - 韓冬雪客員研究員（吉林大学）来学（～1988.4） 6. 3 一門一億名誉教授逝去 6. 7 渡辺良二教授逝去 - - 法学部資料室を改造	

1988（昭63）年

- | | |
|---|--|
| 3. 25—4. 15 朱日福招聘研究員（吉林大学）来学
3. 30 森脇俊雅教授、アメリカに学院留学（～1989.3.29）
3. 31 深瀬秀助教授定年退職
4. 1 時武英男法学部長就任
5. 6—7. 29 山田照美教授、フランスに学院留学
5. —11. 李完櫻客員研究員（吉林大学）来学
6. 1 小川芳彦教授逝去（7.2 法学部葬）
8. - 鄒鈞客員教授（吉林大学）来学（～1989.2）
10. 1 内田政秀教授、アイルランドに学院留学（～1989.3.22） | |
|---|--|

1989（昭64・平元）年

- | | |
|---|---|
| 2. - 神学部を除く6学部が東京入試を実施
3. 17—6. 16 前野育三教授、アメリカ等に学院留学 | (1. 7 天皇没、元号「平成」となる)
3. 30 講義棟A・B・C号館竣工式
3. 31 兵庫県と北摂土地譲渡契約 |
|---|---|

X 年 表

法 学 部	学 院・大 学・(社 会)
9. 7—12. 27 H.タウベンフェルト交換教授 (南メソジスト大学) 来学	
10. 17 阪本仁作教授、イギリス、フランスに学院留学 (～1985.3.15)	

1985 (昭60) 年

1. 6 松下正雄名誉教授逝去	
4. 1 荒川雅行助手就任	
4. 1 吉林大学より交換院生2名受け入れ (～1986.3)	
4. 21—9. 28 上田徹一郎教授、ドイツに学院留学	
6. 3—8. 19 加藤一明教授、イギリスに学院留学	6. 13 北摂三田ニュータウン校地購入案理事会提出
7. 17 阪本仁作教授逝去 (9.4 法学部葬)	7. 11 同案理事会可決
	9. 12 城崎進学長辞任
	9. 13 武田建学長事務取扱就任
	11. 26 武田建学長就任

1986 (昭61) 年

4. 1 佐野彰法学部長就任	4. 1 大学授業スケジュール改訂 (前期試験を7月に実施)
4. - 前年度吉林大学交換院生1名の期間延長 (～1987.3)	4. 17 学生サービスセンター竣工式
4. 4—6. 30 田中通裕助教授、フランスに学院留学	(4. 26 ソ連チェルノブイリの原子力発電所大規模事故)
5. - 吉林大学より交換院生3名受け入れ (～1987.4)	
6. 1 田中良宣事務長 (異動、～1989.5)	
8. 1 橋本信之助教授、アメリカにランバス留学 (～1987.9.19)	

1987 (昭62) 年

法 学 部	学 院・大 学・(社 会)
<p>ることを確認)</p> <p>4. 1 上田徹一郎法学部長就任</p> <p>4. 1 田上富信教授就任</p> <p>4. 1—9. 20 山下末人教授、ドイツに学院留学</p> <p>6. 1 萩原一良事務長(異動、～1986.5)</p> <p>6. 12 中国・吉林大学と友好協力協定書締結。本学部から阪本仁作教授、八重津洋平教授、後藤峯雄教授が出席</p>	
1983 (昭58) 年	
<p>3. 25 丹治恆次郎教授、フランスに学院留学(～1984.3.24)</p> <p>5. 24 張光博客員教授(吉林大学)来学(～1984.5)</p> <p>4. 2—10. 1 三浦澄雄教授、ドイツに学院留学</p> <p>4. 21—7. 20 前野育三教授、スウェーデンに学院留学</p> <p>4. 21—7. 20 後藤峯雄教授、アメリカ等に学院留学</p>	
1984 (昭59) 年	
<p>2. 29 田中茂樹教授退職</p> <p>4. 1 八重津洋平法学部長就任</p> <p>4. 1 澤田庸三専任講師就任</p> <p>4. 10 佐伯美智一教授、アメリカに学院留学(～1985.3.30)</p> <p>4. 18—9. 22 佐野彰教授、イギリスに学院留学</p>	<p>3. 12 千刈キャンブ・センター棟竣工</p> <p>7. 21 新学生会館竣工式</p>

X 年 表

法 学 部	学 院・大 学・(社 会)
4. 1 広岡隆法学部長就任 4. 1 渡辺良二助教授就任 4. 1—6. 30 須賀洋一教授、ドイツに学院留学 10. 1 安田雅美専任講師、アメリカにフルブライト留学（～1982.9.21） 11. 19 法政学会総会。規約改正、『法と政治』購読料を新設	

1981 (昭56) 年

3. 30 真砂泰輔教授、イギリスに学院留学（～1982.3.29） 3. 31 前田正治教授定年扱退職（4.1付名誉教授） 4. 1 林紀昭助教授就任 7. 16 西沢修名誉教授逝去 10. 11 法学部内に第6別館建設検討委員会設置 11. 18 特別学生の正規学生への身分変更を教授会決定	4. 1 城崎進教授、学長に就任 9. 6 カーター元米大統領に名誉学位記授与 9. 30 情報処理研究センター棟竣工式
--	--

1982 (昭57) 年

1. 28 1982年4月から協定大学の単位を認めることを決定 3. 1 学部検討委員会答申を教授会に提出（特色ある学部づくりのための専任教員充実計画案提出） 3. 18 試験制度検討委員会最終答申（不正行為防止の徹底、不正行為科目のみの無効を維持し、教育的処置をはか
--

第4部 資料

法 学 部	学 院・大 学・(社 会)
4. 10 廣瀬典生専任講師、アメリカにランバス留学（～1980.3.31）	4. 1 客員教授制実施
5. 1—7. 31 山田照美教授、フランスに学院留学	(5. 20 成田空港開港)
	6. - ネズミ講への学生部長公示
	(8. 12 日中平和友好条約調印)
	10. 14 千刈セミナーハウス献堂開館式

1979 (昭54) 年

	(1. 13 初の国公立大学共通一次試験実施)
	3. 1 国際交流センター発足 (7. 12 国際センターと改称)
4. 1 橋本信之専任講師、田中通裕助手就任	
4. 1 小川芳彦教授、イギリスに学院留学（～1980.3.31）	
7. 23 小山敏夫助教授、米国州立ヴァージニア大学フルブライト客員研究員（学院留学、1980.4.1—81.3.31留学延長）	
11. 26 文部省視学委員による視察	

1980 (昭55) 年

3. 29 文部省視学委員による視察の結果、政治学科入学定員を厳守すること、政治学科専任教員定員が大学設置基準に照らして2名不足しているので早急に充足することを勧告される
3. - 不正行為多発につき学部長告示
3. 31 福地俊雄教授定年退職（4.1付名誉教授）

X 年 表

法 学 部	学 院・大 学・(社 会)
<p>学院留学、78年3月までは自費)</p> <p>5. - 法学部学生自治会、20—24に向けてストライキ確立批准投票を行うも不成立</p> <p>7. 1—9. 10 及川伸教授、ヨーロッパに学院留学</p> <p>7. 28 法学部校舎建設計画の理事会案を教授会承認</p>	
1977 (昭52) 年	
<p>1. 28 法学部本館一時封鎖。教職員により封鎖解除</p> <p>1. - 学院本部における暴力事件に対する法学部長声明</p> <p>3. - 法学部校舎建設に伴い研究室一部移動開始</p> <p>3. 31 足立忠夫教授、一円一億教授定年退職 (ともに4.1付名誉教授)</p> <p>4. 1 森脇俊雅助手就任</p> <p>4. 28—9. 10 岡俊孝教授、イタリアに学院留学</p> <p>6. 1 野村晃事務長 (異動、~1982.5)</p> <p>11. - 卒業必要単位を144から140に減らすことを決議</p>	<p>1. 13 ランバス留学基金制度発足</p> <p>2. 8 差別落書きについて学長告示</p> <p>3. 25 総合体育館竣工式</p>
1978 (昭53) 年	
<p>2. - 学生自治会長より旧館・新館における学生利用等についての要請書提出</p> <p>3. 30 法学部本館竣工式</p> <p>3. 31 西沢修教授定年退職 (4.1付名誉教授)</p> <p>4. 1 山下末人法学部長就任</p>	<p>4. 1 小寺武四郎学長就任</p>

法 学 部	学 院・大 学・(社 会)
<p>8. - 法学部校舎の建て替えを理事会決定</p> <p>8. 9—12. 20 時武英男教授、アメリカ、イギリスに学院留学</p> <p>12. 16 定期学生大会、3項目の要求書を決議し、学部長に提出</p>	<p>9. 9 「同和教育の基本方針」決定</p> <p>10. 3 「同和教育の企画」決定</p> <p>12. 4 1977年度以降学費の漸増方式（スライド方式）導入を決定</p>

1976（昭51）年

<p>1. 20 全学で7名の専任教員定員を増加することとなり、法学部では1名を増加することとなる</p> <p>1. 24 学生大会で1月28日及び2月12日以降の無期限ストを決議</p> <p>2. 12 法学部封鎖、試験延期。この後も封鎖・解除を繰り返す</p> <p>2. 13 定期試験無期延期を決定</p> <p>2. 20 4年生はレポート試験とする</p> <p>2. - 法学部校舎新築準備委員会設置</p> <p>3. 23—31 定期試験実施</p> <p>3. 31 学生大会でスト解除</p> <p>3. 31 松下正雄教授定年退職（4.1付名誉教授）</p> <p>4. 1 及川伸法学部長就任</p> <p>4. 1 田中茂樹助教授、廣瀬典生助手、塚本和彦助手就任</p> <p>4. 1 法律学科入学定員を450名に変更（合計550名）</p> <p>4. 4—14 定期試験実施</p> <p>5. - 神崎昭伍教授、ドイツ及びヨーロッパ各国に留学（～1977年3月までは</p>	<p>3. 1 情報処理研究センター設置</p>
---	--------------------------

X 年 表

法 学 部	学 院・大 学・(社 会)
<p>9. 26 同和教育推進行事として講演会開催</p> <p>9. 26 同和問題に関して法学部教員集会開催</p> <p>12. 16 法学部学生総会で学費改定問題に関してストライキを決議。3・4限の授業休講</p>	<p>6. 22 西治辰雄学長就任</p>
<p>1975 (昭50) 年</p>	
<p>1. - 法学部長と自治会代表が会見。自治会より施設の改善に関する7項目要求提出</p> <p>2. 12 法学部封鎖。法学部長と自治会長により話し合いが行われる。定期試験中止</p> <p>2. 17 学年末定期試験をレポート試験とすることを教授会決定</p> <p>3. 13 封鎖解除、窓口業務再開</p> <p>3. 15 『外国語・外国文学論文集』を『外国語外国文化研究』と改称し、発行</p> <p>3. 21 法学部資料室再開</p> <p>3. 25 仮事務所から完全に引き上げる</p> <p>3. 28 大学卒業式中止のため、ゼミ単位で卒業証書授与</p> <p>3. 31 飛沢謙一教授、天羽徳之助教授定年退職 (ともに4.1付名誉教授)</p> <p>4. 26 八重津洋平教授、イギリス及びヨーロッパ各国に学院留学 (~1976.3.15)</p> <p>6. 1 安田雅美助手就任</p>	<p>1. 24 文化総部を中心として学生集会開催。一時正門封鎖</p> <p>2. 12 経済、商、文、社会学部校舎封鎖</p> <p>2. 13 機動隊、学院周辺に待機</p> <p>2. 14 西治辰雄学長辞任</p> <p>2. 15 勝本卓美学長事務取扱就任</p> <p>2. 21 学生集会開催。大衆団交、全学封鎖を主張</p> <p>5. 1 久保芳和学長就任</p> <p>7. 7 同和教育委員会規程施行</p>

法 学 部	学 院・大 学・(社 会)
-------	---------------

1973 (昭48) 年

	(1. 27 ベトナム和平協定調印)
3. 31 武内辰治教授定年退職 (4.1 付名誉教授)、長久清宗教主事定年退職、坂井秀夫教授、山崎隆司助教授退職	
4. 1 内田政秀宗教主事、後藤峯雄専任講師就任	4. 6 第4別館竣工 4. 12 小寺武四郎学長、院長に就任
4. 26 田村精一教授、ドイツに学院留学 (~1974. 3. 25)	
5. 4 安屋和人教授、スイスに学院留学 (~1974. 2. 26)	
	9. 13 特別研究期間制度規程施行 (内地留学規程廃止)
	9. 21 学院組織改編。院長は理事長が兼務
	9. 30 小寺武四郎院長辞任
10. 31 藤井昭治教授退職	10. 1 玉林憲義院長事務取扱就任
	(10. 23 第一次石油ショック)
11. - 法学部自治会再建	11. 30 図書館新館竣工
12. 7 1972年以前の蓄積分の自治会費の納入者への返還作業終了	

1974 (昭49) 年

1. 16 自治会費の代理徴収を教授会承認	
	2. 14 久山康理事長・院長就任
	3. 31 小寺武四郎学長辞任
4. 1 米沢明法学部長就任	4. 1 西治辰雄学長事務取扱就任
4. 1 黒田展之教授、小山敏夫専任講師就任	
4. 1 社会演習再履修者は任意のクラスの社会演習または人文演習を履修することとなる	
4. 30 松浦績司名誉教授逝去	

法 学 部	学 院・大 学・(社 会)
1971 (昭46) 年	
4. 1 佐野彰教授、前野育三助教授就任	4. - 再試験制度廃止
4. 1 初の実験実習指導補佐1名を採用	4. 1 助手制度を改め、実験実習指導補佐・教学補佐を設ける。
4. 1 社会演習を必修とする。社会演習・研究演習の評価を優・良・可・不可とする	
4. - 阪本仁作教授、ドイツに学院留学(～1972.3.15)	
6. 1 尾子卓司事務長(異動、～1977.5)	(6. 17 沖繩返還協定調印式)
6. 15—17 法学部封鎖、授業妨害	
7. 7 丹治恆次郎助教授、フランスに留学(～1972.3.4)	
12. 9 兵庫県警により法学部本館4カ所を強制捜索。この年より一部学生により自治会再建の動きが起こる	12. - 国庫助成要望署名運動に参加
1972 (昭47) 年	
3. - 法学部分置図書25,000冊を図書館に分置	
3. 31 松浦績司教授定年退職(4.1付名誉教授)	
4. 1 阪本仁作法学部長就任	4. - 同和問題専門委員会設置
4. 1 三浦澄雄助教授、佐伯美智一専任講師就任	
4. 1 入学定員を法律学科300名、政治学科100名に変更	
7. 15 須賀洋一助教授、ドイツに留学(～1973.3.28)	(5. 15 沖繩復帰)
- - 『外国語・外国文学論文集』発行	6. 14 同和問題に取り組む大学の基本的姿勢発表
10. 26 差別発言事件発生	(9. 29 日中国交正常化)
11. 15 人権問題研究委員会(仮称)設置	10. 12 総合教育研究室設置
12. - 人権問題委員会発足	

法 学 部	学 院・大 学・(社 会)
7. 31 法学部本館一時封鎖	
8. 4 法学部本館一時封鎖	8. 3 1968年度大学卒業式(中央芝生)
8. 6 前田正治法学部長辞任	(8. 7 「大学の運営に関する臨時措置法」公布)
8. 7 加藤一明法学部長就任	8. 13—31 大学夏期休業
9. 1 法学部本館一時封鎖	
10. 16 法学部一時封鎖	10. 15 全学部校舎一時封鎖
	11. 8 学長選考規程及び学長辞任請求規程が学生に信任される

1970 (昭45) 年

	1. 8 小寺武四郎学長就任
	1. 22 改革推進本部解散
	(3. 14 日本万国博覧会開催)
4. 1 安屋和人法学部長就任	4. - 総合コース開講
4. 1 カリキュラム改編	
4. 1 再試験廃止	
5. 7 第2学年の学生に対するクラス担当を1年担当者が引き継ぐこととなる。ただし、人文演習修了生は人文演習担当者が担当する	5. 16 改革推進日にかわり「土曜オープンセミナー」実施
6. 22—23 法学部学生による反安保ストライキ。法学部本館封鎖	6. 5 学長辞任請求規程施行細則施行
8. 1—10. 20 加藤一明教授、イギリスに学院留学	
10. 21 法学部本館封鎖、機動隊導入	10. 19 バリケード・ピケによるストライキに対する学長告示
12. 17 文部省視学委員による視察があり、専門科目担当者は週14時間以内を責任時間とすること、政治学原論担当者は専任教員が望ましいこと、政治史は日本と西洋に分けるべきであること等の指摘を受ける	

X 年 表

法 学 部	学 院・大 学・(社 会)
5. 10 「法学部通信」No. 1 発行	改革に関する学長代行提案」の提示と説明
5. 15 「法学部学生諸君」発送	
5. 16 天羽徳之助教授、「法学部教授会の『処分制度』に関する提案について」を出す	
5. 23 「法学部通信」No. 2 発行	5. 24 小寺武四郎学長代行、院長代行に就任
5. 26 法学部闘争委員会による大衆団交について審議するも未了。小寺武四郎学長代行が教授会に出席し、「学長代行提案」につき質疑応答	
6. 2 法学部闘争委員会との交渉の結果、会見不可能との学生主任の判断を承認	6. 9 改革結集集会、王子陸上競技場で開催。参加学生約1万人。学長代行提案承認、正常化宣言支持
	6. 13 兵庫県警の応援を得て全学の封鎖を解除
	6. 14 中央芝生でキャンパス解放集会
	6. 19 小寺武四郎学長代行、大学立法に反対声明
6. 26 新入生に履修指導を行う	6. 27 特別調査企画委員会を解消、改革推進本部設置
- - 法律研究部より討論会要求	6. 30 大学授業再開。オフィス・アワー発足
6. 30 法学部別館封鎖、機動隊出動	7. 5 第1回改革推進日（毎土曜日実施）
7. 2 法学部闘争委員会より大衆団交の要求あるも条件折り合わない旨教授会報告	7. 11 「キャンパス創意開発機構」(Campus Organization Development—略称COD)設置
7. 3 法学部チャペルで妨害	7. 17 加藤秀次郎理事長・理事辞任
7. 5 改革推進日。法学部学生約1/4が出席	7. 18 矢内正一理事長就任
7. 9 大衆団交拒否を教授会決定	
7. 16 法学部で授業妨害	
7. 29 法学部本館一時封鎖	

法 学 部	学 院・大 学・(社 会)
2. 15 法学部再封鎖	解除
2. 17 足立忠夫法学部長より再度辞意表明	2. 15 大学休校措置。学内再封鎖
2. 19 機動隊導入による入試強行並びに封鎖解除について教授会有志による「声明書」を出す	2. 26—27 全学集会。小宮孝院長、中央講堂で20時間をこえる追及を受ける
2. 28 足立忠夫法学部長辞任	
3. 1 西沢修法学部長就任	3. 2 小宮孝院長、学長代理を辞任
3. 6 全共闘学生、法学部教授会の審議中入室、各教授を追及。教授会は68年3月の処分を撤回し、今後の学生の処分権を放棄する自己批判書に25名が署名	3. 3 小宮孝院長辞任
3. 9 全共闘学生による法学部教授会追及集会。学生の処分権放棄を確約	3. 4 笹森四郎学長代理事務取扱就任。武藤誠院長事務取扱就任
3. 10 法学部教授会追及集会	
3. 12 西沢修法学部長辞任	3. 18 古武弥正学長辞任。笹森四郎学長代理事務取扱辞任
3. 12 処分撤回・処分権放棄について教授会で正式に追認	3. 19 小寺武四郎学長代行就任
3. 13 前田正治法学部長事務取扱就任	3. 19 アンケートその1「廃校か否か」発送
3. 15 法学部教授会追及集会	
3. 16 卒業試験をレポートにかえる件を学部長決定	3. 22 特別調査企画委員会設置
3. 31 前田正治法学部長事務取扱辞任	
4. 1 前田正治法学部長就任	4. 1 休校措置解除
4. 7 学年末試験をレポートにより代替することを教授会承認。レポートは担当者に直接送付する	4. 4 アンケートその2「新しい大学の創造にむかって」発送
4. - 法闘委に処分撤回・処分権放棄の声明書は提案の形で行うこと、追及集会には応じないこと、後期試験のレポートによる実施は撤回しないことを回答(4.26教授会)	4. 8 アンケートその1の総括を発表
	4. 28 アンケートその2の結果を郵送
5. 10 大学改革に関する見解をまとめ「法学部教授会提案」発表	5. 7 教職員集会で小寺武四郎学長代行より「関西学院大学

X 年 表

法 学 部	学 院・大 学・(社 会)
7. 16—9. 16 西沢修教授、ヨーロッパに 学院留学	
8. 12 山崎隆司助教授、フルブライト奨学 金によりアメリカ留学(～1970.8.18)	
9. 1 大谷英一教授逝去(9.24法学部葬) - - 法学会長名で組織委員会、学費値上 げ等について公開質問状提出、大衆 団交を要求	
10. 23 学生バリケードスト、授業中止	
10. 27 法学部改革をめぐり、教員懇談会開 催	
12. 19 法・文・社会学部で6項目要求の1 日スト (この年、大谷英一教授、山崎寛助 教授、長久清宗教主事、内地留学)	12. 2 全学執行委員長名で常務会 ・小宮院長宛8項目公開質 問状を提出
1969 (昭44) 年	
1. 9 法学会より1月16日大衆団交の要求 を受けるも、処分撤回要求は拒否す ることを決議	1. 7 第5別館封鎖 1. 17 全共闘、学院本部封鎖 (1. 18 東大安田講堂の封鎖解除)
1. 16 法学部教授会団交(理事会団交の斡 旋を約束)	1. 24 全学集会 1. 27 古武弥正学長休任。小宮孝 院長、学長代理を兼任
1. 18 法学部学生大会の投票により無期限 ストへ突入。校舎封鎖	1. 28 学院は大衆団交要求拒否回 答
1. 20 法学部事務室、同窓記念会館二階に 移動	1. 30 教職員集会
1. 24 法学部長名で理事会団交を小宮孝院 長、古武弥正学長宛に進言。法学部 学生に学部長所信表明	
2. 6 法学部校舎については機動隊による 封鎖解除は行わないよう総務部長に 申し入れるが、2月9日機動隊により 解除される	2. 6 武装全共闘学生約250人、入 試会場である体育館を襲撃。 機動隊出動 2. 9—10 機動隊により学内封鎖

法 学 部	学 院・大 学・(社 会)
12. 26 「法学部学生諸君に訴える」を送付 (この年、松浦績司教授、小川芳彦 助教授、内地留学)	文・商・社会学部でもスト 突入
1968 (昭43) 年	
<ul style="list-style-type: none"> 一、一 法学部闘争委員長より教授会宛要望 書提出 (1.17教授会) 1. 19 法学部学生自治会集会 1. 22 ストライキ中止、バリケード撤去を 求める「告示」を法学部長名で出す 1. 27 法学部ストライキ解除 1. 30 法学部執行部、学生総会を計画 1. 31 法学部長名で学生総会を認めない旨 の告示を出す 1. 31 レポートをもって試験にかえる等の便 宜的措置はとらない旨の告示を出す 3. 7 バリケードを構築して行った学生の ストライキは学内の秩序を乱した行 為であって違法であることを教授会 で確認 3. 23 教授会はバリケードを構築してスト ライキを企画・実行したこと、第5 別館を不法占拠したことを理由に学 生処分を発表 (7名を無期停学) 3. 31 田岡良一教授、西原寛一教授定年退 職、岡島吉昭助教授退職 4. 1 広岡隆教授、藤井昭治助教授、須賀洋 一助教授、丹治恆次郎専任講師就任 4. 9 警察により法学会室捜査 5. 22 3月23日の学生の処分を解除、1名 卒業承認 6. - 教授学生討論会開催 	<ul style="list-style-type: none"> (1. 29 東大紛争始まる) 3. 28 大学卒業式。午前の経済・ 商・理3学部の卒業式終了 後、全共闘学生が本部建物を 占拠封鎖、処分撤回を要 求。午後の神・文・社会・ 法四学部の卒業式は中止。 兵庫県警に機動隊導入を要 請 4. 9 3月28日における学生によ る建造物不法侵入、威力業 務妨害によって、警察によ り学内捜査

X 年 表

法 学 部	学 院・大 学・(社 会)
11. 30 山本正太郎教授逝去	
1966 (昭41) 年	
2. 12 赤井節教授逝去	
3. - 実方正雄兼任教授退職	
6. 1 藤井康雄事務長 (異動、～1971.5)	4. 1 古武弥正学長就任 (5. - 中国文化大革命始まる)
12. 6 法・社会学部、薬学部設置に反対してストライキ突入 (この年、時武英男助教授、神崎昭伍助教授、内地留学)	11. 11 父兄会費値上げ、薬学部新設に関する公聴会を要求する学生集会 12. 7 臨時理事会で薬学部設置案を撤回
1967 (昭42) 年	
1. 28 法政学会総会、規約改正	
3. 31 K. C. ウッズウォース専任講師 (待遇) 退職	3. 31 新保健館竣工式
4. 1 足立忠夫法学部長就任	4. 1 計算センター設置
7. -10. 山田照美助教授、フランスに留学	7. 13 加藤秀次郎理事長就任
9. - 松田裕教授、イギリスに学院留学 (～1968.8.18)	
- - 法学会より学費値上げ反対声明が教授会に提出される (9.13教授会)	
10. 1 真砂泰輔助教授就任	11. 22 常務会で68・69年度以降入学生の学費値上げを決定、全共闘に通知
12. 14 法学部長名でスト中止を求める告示を出す	12. 7 理事会で学費改訂案可決
12. 16 法学部学生ストライキ突入	12. 16 全共闘、第5別館封鎖

法 学 部	学 院・大 学・(社 会)
	法学部で授業スト。経済・神学部授業辞退 12. 11 図書館新館竣工式

1964 (昭39) 年

2. - 田岡良一教授、学士院会員となる	
3. 31 椿寿夫助教授退職	3. 21 スポーツセンター竣工式
4. - 坂井秀夫助教授、山崎隆司専任講師、K. C. ウッズウォース専任講師(待遇)就任	4. 1 学費改訂
4. - 5. 山本正太郎教授、コロンビア大学に研究招聘	4. 28 加藤秀次郎理事長事務取扱就任
4. - 10. 岡島吉昭専任講師、田村精一専任講師、内地留学	5. 25 第5別館竣工
6. 1 西岡博之事務長(異動、~1971.5)	6. 11 北沢敬二郎理事長に就任
	(10. 1 東海道新幹線開業)
	(10. 10-24 東京オリンピック開催)

1965 (昭40) 年

4. 1 飛沢謙一法学部長就任	
4. - 山下末人助教授就任	
4. - 10. 西沢修教授、赤井節教授、内地留学	
6. 1 金田一男事務長(異動、~1966.5)	
7. 10-9. 13 前田正治教授、ヨーロッパ留学	
9. 15 長久清宗教主事、スコットランドに留学	
10. 26 上田徹一郎助教授、フンボルト財団奨学生としてドイツに留学(~1967.10.5)	
10. - 岡俊孝専任講師、内地留学(~1966.3)	

X 年 表

法 学 部	学 院・大 学・(社 会)
1962 (昭37) 年	
3. - 長久清宗教主事、関西学院教会牧師の兼職を辞任	(3. - 米国、ベトナムで戦闘に参加)
4. - 小川芳彦専任講師就任 (アメリカ留学中、～7.)	
4. -10. 上田徹一郎助教授、八重津洋平講師、内地留学	
6. 24 大谷英一教授、欧米諸国へ留学 (～1963.5)	6. 2 農村教育実習場鉄入れ式
8. - 及川伸助教授、アメリカに留学 (～1963.10)	
8. - 『Kwansei Gakuin Law Review』創刊	9. 10 羽東台開発株式会社設立発起人会
10. - 田岡良一教授、阪本仁作助教授、内地留学 (～1963.3)	9. 13 第一教授研究館竣工式
	10. 26 新学制による学位規程定める
1963 (昭38) 年	
4. 1 西沢修法学部長就任	4. 1 文学部仏文学科設置
4. 1 西原寛一教授就任	
4. 1 大学院法学研究科修士課程民刑事法学専攻 (入学定員15名)、法学研究科博士課程民刑事法学専攻 (入学定員2名) 設置。法学研究科修士課程基礎法学専攻入学定員を10名に変更	
4. -10. 天羽徳之助教授、椿寿夫助教授、内地留学	
6. -10. 一円一億教授、欧米諸国に留学	
10. - 福地俊雄教授、山田照美専任講師、内地留学 (～1964.3)	
	12. 10—11 学費問題で文・社会・

法 学 部	学 院・大 学・(社 会)
6. 1 金田一男事務長〈初代〉(昇格、～1963.5)	
7. - 赤井節助教授、イスラエルに外地留学(～1960.10)	
9. - 武内辰治教授、米国マカレスター、ミネソタ、デューク各大学客員教授(～1960.8)	
9. - 山田照美専任講師就任	
	10. 1 生活協同組合設立総会
	11. 1 ランバス記念禮拜堂献堂式
	11. 2 体育館、学生会館竣工
	11. 3 同窓記念会館竣工式

1960 (昭35) 年

3. 31 柚本馨兼任教授、西島弥太郎兼任教授退職	3. 31 旧制大学廃止
4. - 田岡良一教授、岡島吉昭専任講師就任	4. 1 社会学部設置
6. - 8. 足立忠夫教授、学院留学規程による外地留学(イタリア、フランス、イギリス、ドイツ等)	6. 16 木村蓬伍理事長就任 (6. 23 新安保条約批准書交換発効)
9. - 神崎昭伍専任講師就任	
10. - 椿寿夫助教授就任	
	(12. 27 政府、国民所得倍增計画を決定)

1961 (昭36) 年

3. 31 北岡勲助教授退職	
4. 1 福地俊雄法学部長就任	4. 1 理学部設置
4. 1 田村精一専任講師就任	
10. - 岡俊孝専任助手就任	
10. - 前田正治教授、加藤一明助教授、内地留学(～1962.3)	

X 年 表

法 学 部	学 院・大 学・(社 会)
1957 (昭32) 年	
<p>1. 19 武内辰治法学部長就任 3. 31 三戸寿教授退職 5. - 村西義一助教授、内地留学(～1958.3) 7. - 八重津洋平助手就任 7. —10. 飛沢謙一教授、欧州各国留学 9. 12 法学部新校舎落成式 9. - 西沢修教授、アメリカ及びヨーロッパ各国に留学(～1958.7)</p> <p>11. 1 加藤一明助教授就任</p>	<p>10. 10 名誉学位規程施行 - - 新グラウンド土地購入</p>
1958 (昭33) 年	
<p>3. 31 田村徳治教授定年退職 4. 1 北岡勲助教授、阪本仁作専任講師、上田徹一郎専任講師就任 4. —10. 松田裕助教授、安屋和人助教授、内地留学</p>	<p>3. 31 短期大学廃止 4. 1 小宮孝教授、院長に就任</p>
1959 (昭34) 年	
<p>4. 1 前田正治法学部長就任 4. 1 赤井節助教授、及川伸専任講師、山崎寛助手、時武英男助手就任 4. 1 入学定員を法律学科・政治学科合わせて300名に変更 4. 1 大学院法学研究科博士課程政治学専攻設置(入学定員2名) 4. —10. 米沢明専任講師、内地留学 5. —8. 山本正太郎教授、アメリカ、カナダ、イギリス、フランス各国に外地留学</p>	<p>4. 1 文学部独文学科設置</p>

法 学 部	学 院・大 学・(社 会)
6. - 松下正雄助教授就任 6. -10. 前田正治教授、内地留学 7. - 武内辰治教授、内地留学（～1954.4） 11. 30 大石兵太郎学長逝去	10. 1 堀経夫経済学部長、学長事務取扱を兼任
1955（昭30）年	
4. 1 柚木馨兼任教授、福地俊雄兼任教授就任 4. - 8. 飛沢謙一教授、一円一億教授、内地留学 11. 5 法学部合併教室（大学6号館、のちの第2別館）竣工 -、- カリキュラム改訂、卒業論文廃止	1. 27 堀経夫学長就任 6. 30 千刈キャンパスサイト開所式 7. 11 関西学院大学研究叢書・同論文叢書刊行規程決定 8. 31 図書館増築完成
1956（昭31）年	
4. - 福地俊雄教授就任 5. -10. 足立忠夫教授、内地留学 6. - 7. 武内辰治教授、ハワイ大学客員教授 12. 28 三戸寿法学部長辞任。武内辰治法学部長事務取扱就任	5. - 関西学院大学研究叢書第一編刊行 6. 22 H. W. アウターブリッジ院長辞任。加藤秀次郎院長就任 10. 27 「関西学院発祥之地」の記念碑除幕式 (12. 12 日ソ国交回復) (12. 18 日本、国連に加盟)

X 年 表

法 学 部	学 院・大 学・(社 会)
1952 (昭27) 年	
3. - 浜田一男教授、品川登専任講師退職	3. 19 大学教職課程規程制定
4. 1 一門一億教授、西島弥太郎兼任教授 就任	3. 31 短期大学応用化学科廃止
4. 1 入学定員を法律学科・政治学科合 わせて200名に変更	4. 1 神学部神学科設置
4. 1 大学院法学研究科修士課程に基礎法 学専攻設置 (入学定員15名)	4. 1 文学部美学科・社会事業学 科設置
8. - 武内辰治教授、コロンビア大学の招 聘により渡米 (~1954.6)	4. - 内地留学規程制定
	4. - 各学部に宗教主事を置く
1953 (昭28) 年	
4. - 長久清宗教主事、天羽徳之助助教授、 松田裕専任講師就任	1. 29 短期大学校舎竣工
	2. 12 関西学院職制制定
	11. 1 宗教総主事制実施
	12. - 『欧文紀要』創刊 (1953. 1. 16 欧文紀要規程大学評議会決定)
1954 (昭29) 年	
1. 1 中井淳教授逝去	1. 14 院長選任規程制定
4. - 松浦績司助教授、米沢明助手就任	3. 4 学長選任規程制定
4. 1 大学院法学研究科博士課程基礎法学 専攻設置 (入学定員2名)	3. - 外地留学規程制定
	4. 1 今田恵理事長、H. W. アウ ターブリッジ院長、大石兵 太郎学長就任
	4. 1 大学院博士課程神学研究科、 文学研究科、経済学研究科 設置
	4. - 大学院特別研究生制度発足

法 学 部	学 院・大 学・(社 会)
3. 9 臨時措置として特別試験を3科目までに限って認める。	3. 2 旧学位令による学位授与認可
3. 20 新制大学第1回卒業式。政治学科38名、法律学科50名の計88名が卒業	
4. 1 大学院法学研究科修士課程政治学専攻設置（入学定員20名）	4. 1 短期大学（商科、英文科、応用化学科）設置
4. - 法学会誌『礎』創刊	4. 1 大学院修士課程文学研究科、経済学研究科設置
	(6. 25 朝鮮戦争勃発)
	(7. 24 レッドパージ始まる)
	9. 3 ジェーン台風により短期大学応用化学科校舎、実験室に損害
12. 15 清水兼男教授退職	11. 2 短期大学応用化学科廃止決定
	12. 7 学校法人関西学院寄附行為制定

1951（昭26）年

2. 7—6. 大石兵太郎教授、学術調査団の一員として渡米	2. 24 学校法人関西学院寄附行為認可
2. 7—6. 足立忠夫助教授、米国行政教育視察団の一員として渡米	
4. 1 三戸寿法学部長就任	3. 31 専門学校廃止認可
4. 1 西沢修教授就任	4. 1 大石兵太郎学長就任（不在の間、今田忠院長が代理）
4. 1 川村大膳専任講師、文学部へ移籍	4. 1 商学部設置
4. 1 入学定員を法律学科・政治学科合わせて150名とする	4. 1 大学各学部学科ごとに入学定員を設定
	(9. 8 対日平和条約、日米安全保障条約調印)
11. - 田村徳治教授就任	10. 17 名誉教授規程決定

X 年 表

法 学 部	学 院・大 学・(社 会)
12. - 森順次教授退職	
1948 (昭23) 年	
<p>1. 20 旧制大学4学部(法・文・商・経済)設置認可</p> <p>4. 1 新制大学法学部(法律学科、政治学科)発足</p> <p>4. 1 教授に大石兵太郎、石本雅男、三戸寿、武内辰治、清水兼男、中井淳、大谷英一、浜田一男、兼任教授に実方正雄、助教授に足立忠夫、山本正太郎、飛沢謙一、専任講師に品川登、助手に深瀬秀、安屋和人、村西義一が就任</p> <p>11. 30 石本雅男教授退職</p>	<p>3. - 国民生活科学研究所閉鎖</p> <p>4. 1 新制大学(法・文・経済学部)設置 (旧制大学学生募集停止)</p> <p>4. 1 H. W. アウターブリッジ学長(新制大学)就任</p> <p>4. 1 新制高等部設置</p>
1949 (昭24) 年	
<p>3. - 前田正治助教授就任</p> <p>4. - 川村大膳専任講師就任</p> <p>11. - 法政学会設立</p> <p>12. 15 法政学会誌「法と政治」創刊</p>	<p>6. - エドモンド・ブランデン作詞、山田耕筰作曲の“A SONG FOR KWANSEI”完成</p> <p>(12. 5 私立学校法公布)</p>
1950 (昭25) 年	
	<p>2. 1 公選制による最初の院長選挙実施。今田恵教授を選出</p> <p>2. 3 今田恵教授、院長に就任</p> <p>2. 23 H. W. アウターブリッジ学長、理事長に就任</p>

法 学 部	学 院・大 学・(社 会)
<p>4. 1 法学部開設。石本雅男法学部長就任</p> <p>4. 1 足立忠夫助教授、浜田一男助教授、山本正太郎助手就任</p> <p>9. - 中井淳教授、大谷英一助教授就任 実方正雄兼任教授就任</p> <p>11. 1 森順次教授就任</p>	<p>院長に再選され就任</p> <p>2. 13 古武弥四郎学長事務取扱就任</p> <p>(3. 5 米国教育使節団来日)</p> <p>4. 1 大学を法・文・経済の3学部とする</p> <p>4. 1 専門学校政経科を高等商業学部、理工科を理工専門部と改称し、食品化学科を増設。文学専門部を新設</p> <p>4. 1 大学予科3年制となる</p> <p>(11. 3 日本国憲法公布)</p> <p>12. 12 教職員組合結成</p>
1947 (昭22) 年	
<p>4. 1 大石兵太郎法学部長就任</p> <p>5. - 深瀬秀助手、村西義一助手就任</p> <p>5. 9—11 新憲法講演会 (大石、武内、石本、清水、大谷、森各教授。於：大阪朝日新聞社講堂)</p> <p>6. - 安屋和人助手就任</p>	<p>(3. 31 教育基本法・学校教育法公布)</p> <p>3. 31 古武弥四郎学長事務取扱就任</p> <p>4. 1 H. W. アウターブリッチ学長就任</p> <p>4. 1 文学部宗教学科を神学部に変更</p> <p>4. 1 新制中学部設置</p> <p>(7. 8 大学基準協会創立。大学基準を決定)</p>

X 年 表

法 学 部	学 院・大 学・(社 会)
4. 1 神崎驥一院長、学長・法文学部長等を兼任	4. 1 学院機構大改組
4. 1 商経学部教員法文学部に配置	4. 1 専門部政経科、理工科新設
4. 1 武内辰治助教授商経学部より移籍	5. 1 国民生活科学研究所開所
10. - 清水兼男助教授就任	- - 商経学部学生募集停止

1945 (昭20) 年

1. - 法文学部校舎、教授研究室、中央講堂等川西航空機会社に供出	7. 24 勤労働員中の川西航空機宝塚工場に爆撃を受け、鈴木吉満元高商教授、学生三名が犠牲となる
	8. 6 空襲により音楽室、予科食堂他若干被害を受ける
	(8. 6、9 広島・長崎に原子爆弾投下される)
	(8. 15 ポツダム宣言受諾、無条件降伏)
9. - 法文学部11名卒業	(10. 15 文部省、私立学校での宗教教育を許す)
10. - 大学授業再開	(10. 24 国際連合成立)
	(10. 30 GHQ、軍国主義的・超国家主義的教育を禁止)
	11. 22 学生会結成式

1946 (昭21) 年

(1. 4 軍国主義者等の公職追放)
1. 19 神崎驥一院長・学長・専門学 校長辞任表明。認められず

法 学 部	学 院・大 学・(社 会)
9. 25 「法文学部研究年誌」第五輯発行	9. 24 財団法人関西学院寄附行為 変更認可 (アメリカ・カナダ兩教会 との関係変更かつ財政の独 立)
	(10. 16 大学・専門学校などの修業 年限を3カ月臨時短縮)
12. 26 卒業繰り上げ措置による最初の卒業式	(12. 8 太平洋戦争始まる)
1942 (昭17) 年	
	9. 19 修業年限6カ月短縮による 繰り上げ卒業式
	10. 1 法文学部文学科に国文学専 攻開設
1943 (昭18) 年	
	3. 31 専門部神学部閉鎖
	(5. 19 日本西部神学校開校式)
	(6. 25 学徒戦時動員体制確立要綱 を閣議決定)
9. 10 大森英太郎教授、鳥取震災により逝去	(10. 2 学生生徒の徴兵猶予停止)
	(10. 12 「教育ニ関スル戦時非常措 置方策」閣議決定)
	11. 20 出陣学徒の仮卒業式・社行会
	(12. 1 学徒出陣)
1944 (昭19) 年	
	2. 1 大学予科、中学部校舎ほか 校地施設を海軍に徴用供出
	2. 17 全教職員辞表提出
3. - 中島重教授・片山謙二助教授退職	3. 31 高等商業学校、専門部文学 部廃止

X 年 表

法 学 部	学 院・大 学・(社 会)
2. 10 C. J. L. ベーツ院長・学長、法文学部長を兼任	
2. 10 『法文学部研究年誌』第四輯発行	
	(3. 30 文部省、大学でも軍事教練を必修とする)
4. 1 H. W. アウターブリッジ法文学部長就任	3. 31 教育勅語の意義徹底に伴う大学学則変更認可
	7. - 選抜学生、旧満州で勤勞奉仕
	(9. 3 第二次世界大戦勃発)

1940 (昭15) 年

3. 31 田村徳治教授退職	2. 18 旌忠碑除幕式
9. 11 H. W. アウターブリッジ法文学部長辞任。今田恵教授、法文学部長に就任	4. - 内地留学制度発足
	9. 11 C. J. L. ベーツ院長・学長・専門部長など外国人役職辞任。神崎驥一商経学部長、院長・学長・専門部長に就任
	(9. 27 日独伊三国同盟締結)
	(10. 12 大政翼賛会発会式)
	12. 30 C. J. L. ベーツ元院長帰国

1941 (昭16) 年

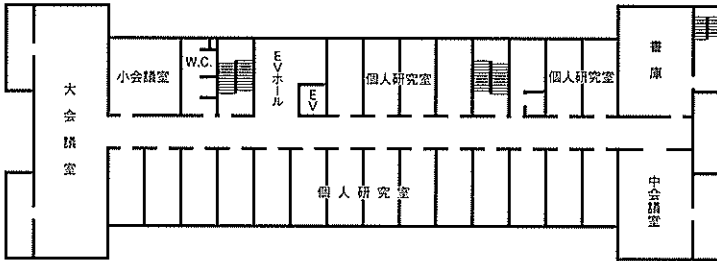
4. - 英国法2単位を削除し、比較法・経済統制法各1単位を新設	2. 11 学生会解散、報国団発足
7. 18 『法文研究雑誌』発行	
	(8. 30 大学の学部にも軍事教練担当の現役将校を配属)
	9. 12 報国隊結成

法 学 部	学 院・大 学・(社 会)
4. - 法文学部校舎増築工事竣工 11. 30 『法文学部研究年誌』第一輯発行	4. 1 高等商業学校設立 (4. 10 文部省、国体明徴を訓令)
1936 (昭11) 年	
4. 1 大森英太郎講師就任 12. 30 『法文学部研究年誌』第二輯発行	(2. 26 2・26事件)
1937 (昭12) 年	
3. 15 大学第1回卒業式。法学科卒業生63名 3. 27 法文学部法学科卒業者に対して法制及び経済の高等学校教員無試験検定資格許可 4. 1 三戸寿講師・片山謙二講師就任	2. 3 天皇后兩陛下御真影下付 4. 1 大学院開設 (7. 7 日華事変勃発) (7. - 日本基督教連盟国策協力を表明)
1938 (昭13) 年	
2. 15 『法文学部研究年誌』第三輯発行 4. 14 法文学部法学科卒業者に対し公民科の師範学校・中学校・高等女学校教員無試験検定資格許可	3. 31 女子入学に伴う大学学則変更認可 (4. 1 国家総動員法公布) (6. 9 文部省の通牒により勤労動員始まる)
1939 (昭14) 年	
2. 6 H. F. ウッズウォース法文学部長逝去	

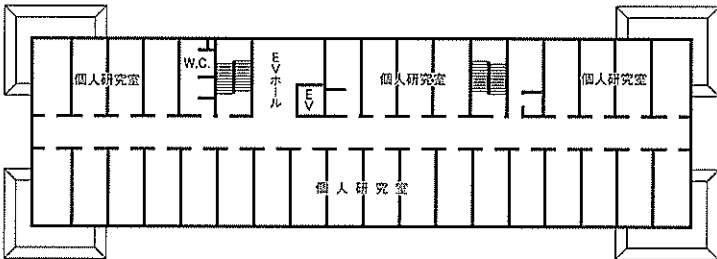
X 年表〔1932年－2000年3月〕

法 学 部	学 院・大 学・(社 会)
1932 (昭7) 年	
	3. 7 大学令による関西学院大学 設立認可 4. 1 大学予科開設 (予科長に菊 池七郎高等商業学部教授) 4. 1 C. J. L. ベーツ院長、学長を 兼任
1933 (昭8) 年	
	4. 9 予科校舎竣工 9. 18 山田耕筰来院。校歌「空の 翼」発表
1934 (昭9) 年	
4. 1 法文学部 (法学科・文学科) 開設。 法学科入学生68名、教授にH. F. ウッ ズウォース (学部長)、今田恵、小松 堅太郎、中島重、S. M. ヒルバーン、 竹友庸雄、田村徳治、助教授に大石 兵太郎、志賀勝、石本雅男、法学科 参与に山本五郎、顧問に牧野英一、 皆川治広が就任	1. 15 大学学則変更認可 (法文学 部7学科を2学科とし、文 学科に6専攻、法学科に2 専攻を置く) 4. 1 商経学部開設 (学部長に神 崎驥一高等商業学部長) 4. - 産業研究所設置
1935 (昭10) 年	
	3. 31 高等商業学部、専門部文学 部哲学科廃止

3階



4階



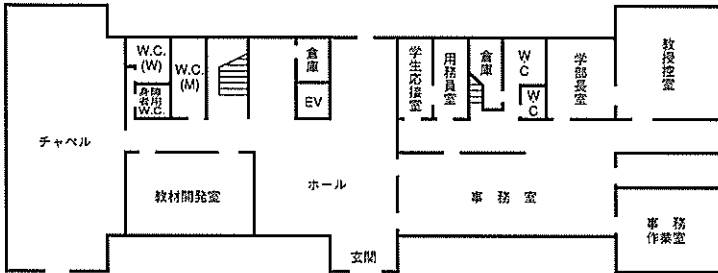
IX 校舎・教室

6 法学部本館平面図〔1998年〕

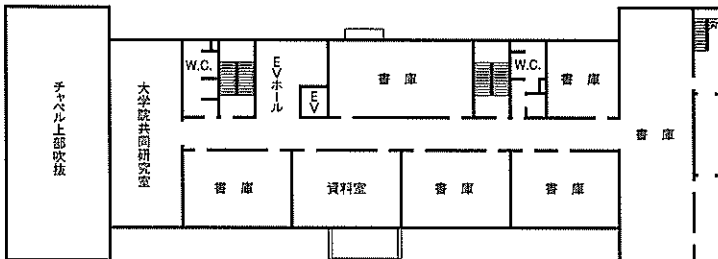
〔関西学院大学要覧〕

現在の法学部校舎

1階



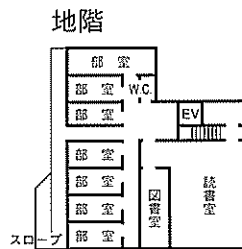
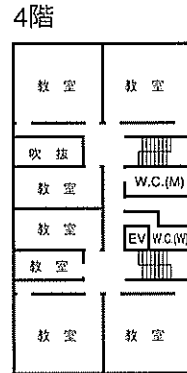
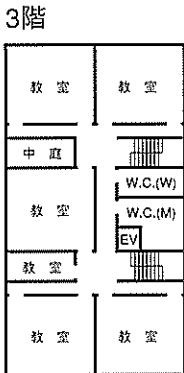
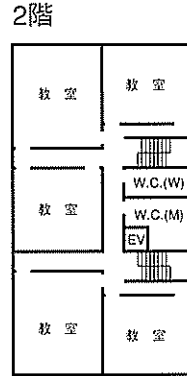
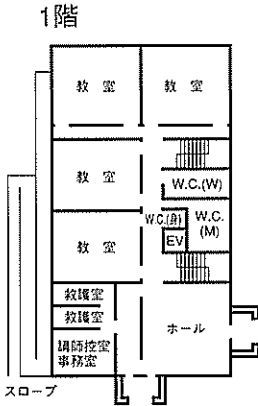
2階



5 A号館平面図〔1989年〕

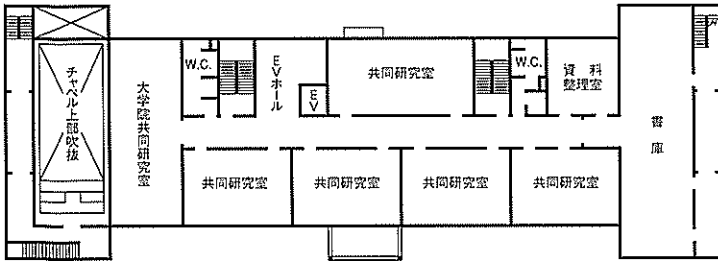
〔『関西学院大学要覧』〕

1989年4月より、A号館が法学部準専用講義棟として使用開始された。

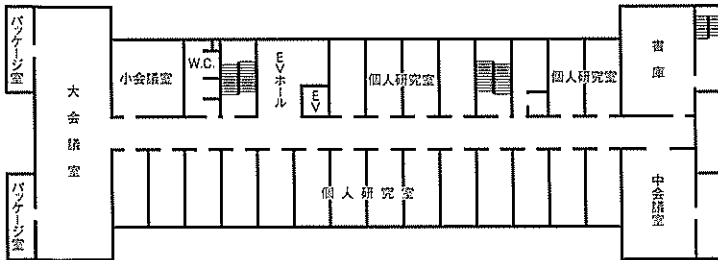


IX 校舎・教室

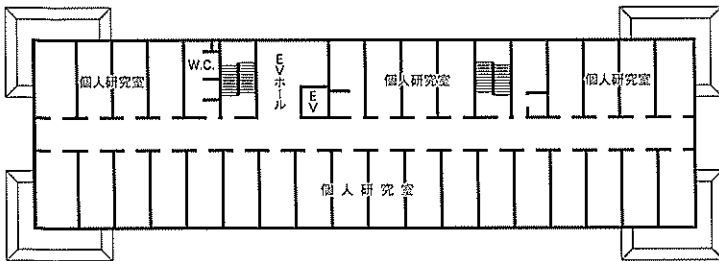
2階



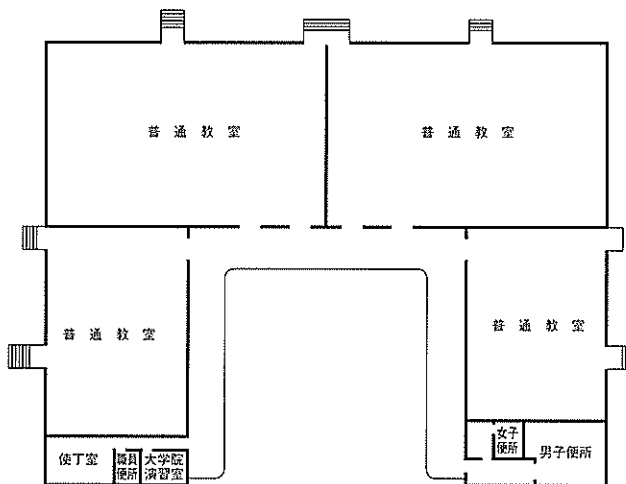
3階



4階 (すべて個人研究室)



第2別館

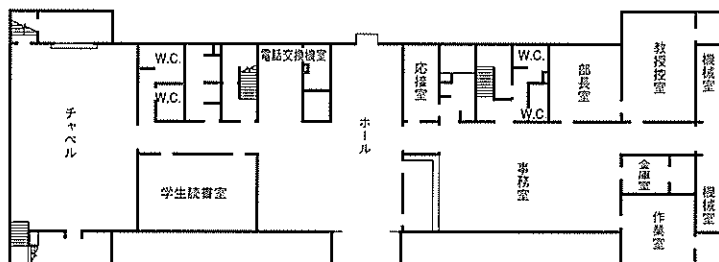


4 法学部本館平面図〔1978年〕

〔関西学院建物写真概要〕

1978年3月、法学部本館が竣工した。

1階



Ⅸ 校舎・教室

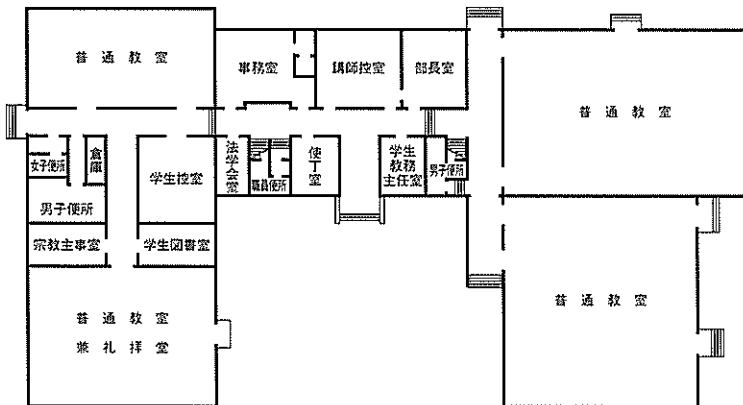
3 法学部本館及び第2別館平面図〔1958年〕

〔大学院博士課程専攻増設認可申請書〕

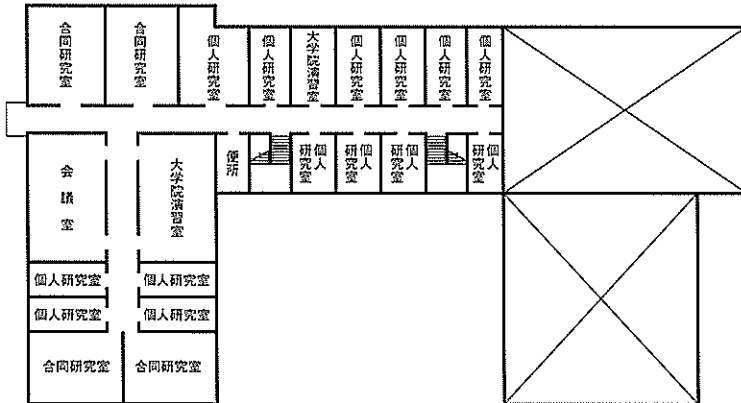
1957年7月、法学部新校舎が竣工した。これが初の法学部専用校舎である。

法学部本館

1階



2階

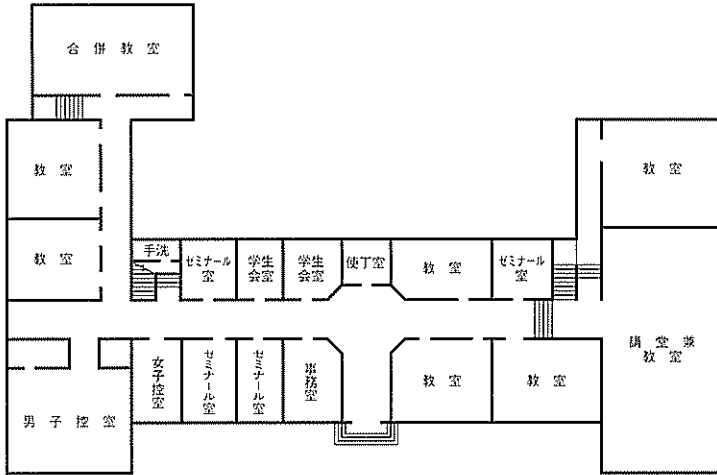


2 法学部校舎平面図〔1948年〕

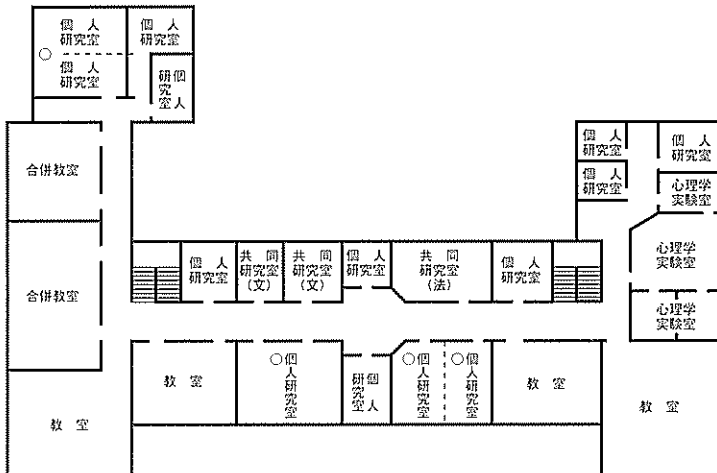
〔大学設置の認可申請〕

文学部と共同使用。

1階



2階



(注) ○印は必要に応じ教室に転用

IX 校舎・教室

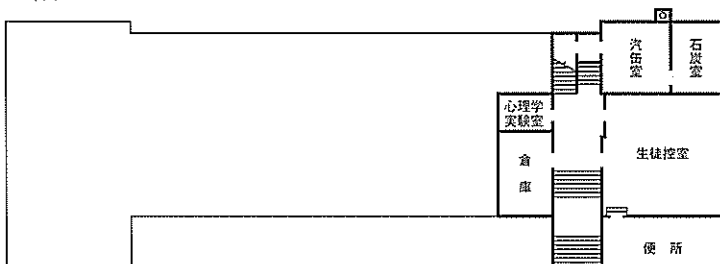
IX 校舎・教室

1 法文学部校舎平面図〔1934年〕

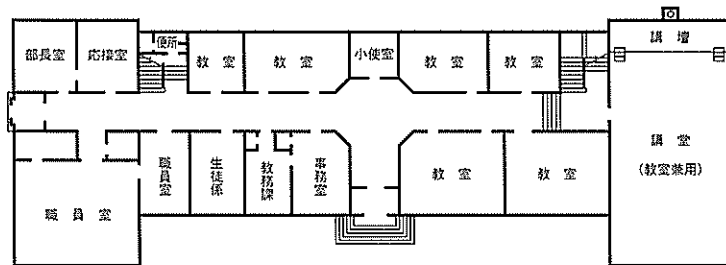
〔大学設立ノ件認可申請〕

専門部文学部と共同使用。

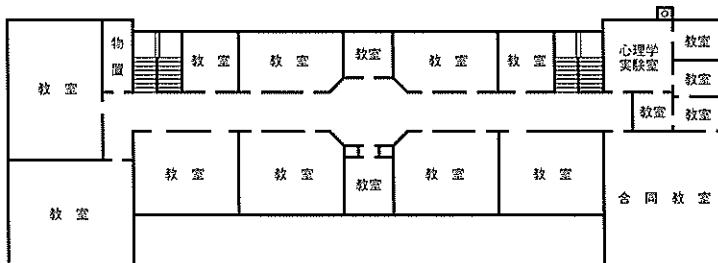
地階



1階



2階



第4部 資料

- (6) 専門の試験ではレポート論文制にすべきではないか。
- (7) ゼミ、その他での報告内容は事前に学生に配布しうよう印刷センターを設置するとか、それが不可能なら、各学部印刷専門の職員や印刷設備をおくべきではないか。

B その他

- (1) 大学立法などについて討論集会を開くべきではないか。
- (2) 教授会是非公開でもよいが、議事録は公開すべきだとする意見もあった。
- (3) 法学部討論集会を開催せよという意見もあった。

備考：先週カリキュラム問題等について討議したものうち、重複するものが少なかつたが、この分は省略した。

Ⅷ 大学紛争関係資料

- 1) 学生の出席者は先週より約30名減少して、総数の6.1%となった。このように第1回を最高として、出席者が毎回減少の一途を辿った理由には、種々のものが考えられるが、欠席者の中には、このような形式で行なわれる改革推進日に出席して討論する意欲を失なった者がかなりある点を十分考慮しなくてはならないであろう。9月からはこのような気分を一新して、学生が真の改革を実現するため進んで討論に参加しようと思いついた改善を加えなければならない。
- 2) その他の点では、これまでの報告で総括又は要望したことが、ひきつづいて当てはまり、とくに付け加えることはない。

Ⅱ

A カリキュラム問題

(一) 語学問題

(1) 語学一般

- ① 外国語の出席制は維持すべきだとする意見。
- ② 語学科目は一般に程度が低く、高校時代より学力低下のおそれあり。
- ③ 同一科目でも担当者により採点の差が大きすぎる。

(2) 英語

英会話必須でよいとする意見もあった。

(3) 第二外国語

前期文法、後期講読にすべきだとする意見。

(二) 一般教育科目

- (1) 一般教育科目は整理再検討し、選択の範囲を拡大すべきだ。
- (2) 一般教育科目の大学教育における位置づけがあいまいである。
- (3) 一般教育科目の授業は一般に安易に過ぎる傾向があり、もっと特定のテーマについて深く問題を掘り下げるやり方をすべきだ。

(三) 宗教科目

- (1) 現行チャペルアワーを廃止し、これを講義時間にあて、別の形でやるべきではないか。
- (2) 宗教科目は現代の宗教問題を中心において講義してほしい。

(四) その他

- (1) 体育科目は3・4年でも自由にとれるようにしてほしい。
- (2) 志望学部の変更が容易になるよう他学部の講義もとれるようにしてほしい。
- (3) 卒業に必要な科目数が多すぎる。
- (4) 関連科目の講義については担当者相互に事前に連絡協議すべきである。
- (5) 学内成績が就職選考に直接結びついている点を再検討せよ。たとえば点数制でなく合否制をとるべきではないか。

- ㊸履修科目数の制限を廃止せよとの要求が強い。
- ㊹選択必修と選択の区別をはずし、全科目を選択科目とし、これによる弊害は履修指導でカバーせよ。
- ㊺一般教育と専門とのタテ割り制を強く希望。
- ㊻専門科目の一部を1年生におろし、その場合、専門ゼミを2年生におろしてはどうか。
- ㊼年度がわりでのゼミの変更を認めたらどうか。
- ㊽プロ・ゼミの実現に努力してほしい。
- ㊾他学部の講義の受講を現在より容易にしてほしい。
- ㊿カリキュラム決定については、学生と教員との委員会で協議すべきである。

D. その他

- 1)「大学とは何か、自分は大学生生活に何を期待するか」という問題について議論したグループがあった。
- 2)院長制を廃止し、学長一本とし、中高部は附属にすべきだという意見があった。
- 3)学長は大学評議会の決定に従って行動すべきもので、独断的な決定を避けなければならない。そして大学評議会に対して学生の意見を反映させる方法が考慮されるべきである、という意見が多かった。
- 4)学部教授会には専任講師・助手（ただし、助手と院生の二重身分制が廃止された場合）を加えるべきである。
- 5)カリキュラム、施設の充実など事項によって、教授会の公開、ないし議事録の公開が望ましい、という意見が多かった。
- 6)オフィス・アワーは授業と重なって出席不可能な場合が多いから考慮されたい、という意見が出され、多くの学生が同意した。
- 7)授業再開後も講義内容が改善されて居らず、興味がもてない（例えば昨年と同じ講義ノートを読み上げるような講義がある）、という意見が出された。
- 8)大学当局の大学立法反対は声明書のみでは不足であり、いままじ積極的態度表明が必要である、という意見があった。
- 9)法律学科、政治学科間の転科をもっと容易にして欲しい、という要望があった。

17 改革推進日報告 7

(1969年8月9日)

第6回改革推進日報告 8月9日(上)

法学部

出席：教員 28名(欠5名) 学生 147名(6.1%)

Ⅷ 大学紛争関係資料

政、であるという意見がかなりあった。

- 2) 財政について、財政公開後、公認会計士、理事と学生とによる集会を開き、質問出来る機会をおくべきである。
- 3) 自治会設立について、自治の範囲、構成、などについて（例えば、規約改正、リコール制、政治活動の可否など）討論がなされた。

C. カリキュラム問題

(一) 語学問題

1) 語学一般

- ① 外国語教育の目的——一般教養としてのそれか、専門研究のための手段としてのそれか。両方にありとすればいずれに重点がおかれるべきか。
- ② 大学設置基準法規定の単位数のみに必須単位を限定し、それ以上は選択制にしてはどうか。
- ③ 出席をとること、出席数による受験資格制限に疑問あり。

2) 英語

- ① 英会話は1年間だけの履修および現在の受講者数では無意味で、選択制にしてはどうか。
- ② 英会話の授業方法・内容の充実（L.L.の設置や授業方法等の改善）が必要。

3) 第二外国語

- ① 独・仏以外の語学（スペイン語・中国語・ロシア語など）を開設してはどうか。
- ② 英語を第一外国語とするコースと、それ以外の語学を第一外国語とするコースに分けて選択できるようにしてはどうか。
- ③ 第二年次に仏語から独語、独語から仏語というようにスイッチできるようにしてほしい。

(二) 一般教育科目

- ① この科目の理想的な実施は実際問題として不可能なのではないか。
- ② 法制上の制約があるが、自由選択制にする方向が望ましい。
- ③ 総合コース制の実施に努力してほしい。

(三) 宗教科目

- ① 無意味とはいえぬ。信仰の問題とは別にしても、少なくともキリスト教に関する知識の習得という面でも利点がある。
- ② 選択科目にしてはどうか。建学の精神との関係上選択制には疑問ありとの反対意見もある。

(四) その他の問題

- ① 現在の大学には教育が存在しているか。単なる知識の伝達に止まるのではないか。

改革推進日における教員の役割を学生の主体性との関連において、より掘り下げた検討をする必要がある。

4) 討論における基本視点

「学生の自治」を中心にした今回の討論が十分に展開しなかった一つの大きな理由として「学問の自由と大学の自治」の現代的意義を根本的に掘り下げて検討するという姿勢が教員・学生いずれにも、必ずしも十分でなかったということがあげられるのではないと思われる。したがって、今後の改革推進日の持ち方については、この基本視点を絶えず強調してゆく必要があると思われる。

16 改革推進日報 6

[1969年8月2日]

第五回改革推進日 8月2日(土) 報告

法学部

出席：教員 27名(欠6名) 学生 176名(約7.3%)

I

- 1) 先週作成した7月の総括の内容に加えて、今回特に追加、強調すべき点はない。ただ、今週のテーマがカリキュラムという身近な問題であったためか(勿論、今週のテーマにのみ議論が集中したわけではないが)、具体的な意見、要望、疑問などが比較的多く出された。
- 2) 毎回報告しているように、推進本部から学生への直接のフィードバックの要請が相変わらず強かった。

II

A. 学長選挙規定に関連する問題

- 1) 学歴・職歴などの資料の提示だけでは不充分である。立会演説会などを開いて、その人柄などについて十分な予備知識を得て、選挙にのぞむことが不可欠である。
- 2) 第一次選考に就いては学生の参加が認められていない。同様、最終選考においても学生の参加が認められない。こういった、一橋方式に就いて、疑問もしくは、不満を示すものが少なくなかった。
- 3) 任期が3年もあるので、学長リコール制度についても規定すべきではないかという見解が出された。
- 4) 改革案が、いわば不意打ちに、外部に先に公表されるということに対する不満を示す者が多かった。
- 5) なお、学部長選挙についても、この際、改革が望ましいという意見があった。

B. 学生参加について

- 1) 学生の参加すべき事項は、(イ) 教育、教育施設の充実、(ロ) 学長の選任、(ハ) 財

Ⅷ 大学紛争関係資料

3)その他、以下の点についても討論があった。

- ①カリキュラムについて オリエンテーションを徹底して行ない、また、全学的に教養科目を設定し、学生の選択の自由を拡大すべきだ。
- ②関学の改革と大学立法との関係。
- ③大学自治と警察権との関係。
- ④現状から見て、もっと大学側が積極的に改革の具体案を示し、学生の信任投票を求めるべきだという意見も出された。
- ⑤学生・教員・大学執行部・改革推進本部相互間の問題意識がまちまちであり、相互に意見の交流がなされるべきだ、という意見が出された。

15 改革推進日報 5

[1969年7月26日]

改革推進日 7月分の総括 7月26日 法学部

1)出席率の推移 学生総数約 2,400名

- 第1回 650名(約25%)
- 第2回 400名(約16.6%)
- 第3回 300名(約13%)
- 第4回 193名(約8%)

と回を追って減少の傾向を示している。このような傾向は来月に入っても続くことが予想されるので、その原因の究明と今後の改革推進日の持ち方について再検討を加え、何らかの新しい方向を打ち出す必要がある。

2)学生の意見・要望に対する対応

- i)出席した学生の大多数は、改革推進日に出した彼らの意見や要望を、ただ吸い上げただけでなく、改革推進本部が責任をもって、かつ迅速に反応を示し、毎週どのような声が出されたか、また、それに対する大学側の見解や回答は、どのようなものであるかを、まとめて公表することを希望している。この希望を十分に理解しないで、スケジュールに沿って機械的に改革推進日を運営することは困難であるばかりでなく、これまで比較的熱心に出席して意見を述べてきた学生を失望させる結果になる可能性があり、改革推進日そのものも失敗に帰する恐れがある。
- ii)そのことと関連して、改革推進機構と日常業務処理機構との関係を明確にし、相互の調整を円滑にすることによって学内世論に基づく改革の推進をはかるべきであろう。

3)改革推進日における教員と学生との関係

③カリキュラムは、教授会と学年別学生代表との公開協議会によって決するとい
う意見。

④処分制度——大学法廷の設置。

以上

14 改革推進日報告 4

[1969年7月26日]

第4回改革推進日 7月26日(土) 報告

法学部

I

出席：教員 30名 学生 193名(約8%)

- 1)出席者が前回より更に減り、学生総数の1割以下となった。このような減少傾向は来週以後も続くものと予想されるので、この際、改革推進日の持ち方について、再検討を加え、何らかの新しい試みを早急に行なう必要がある。
- 2)学生の多くは依然として改革推進日の意義について疑問をもち、学生の意見に対して、大学側が迅速、かつ積極的に反応しないで、ただ単に、さまざまな要望や意見を聞くだけに終わっている点に不満をもっているように思われる。

II

- 1)学生自治の在り方について次のような意見があった。
 - ①大学自治を根底から考えて、学生自治の問題を考えるべきである。
たとえば、大学の自治は学問の自由を守る一手段として認められるべきものであるか、権力者に対する批判の府として大学の自治が必要なのか、いずれにせよ、大学自治は教授会自治だけではない。
 - ②学生の自治意識の自覚をどう高めるか。
たとえば、実質的な討論の場として、大衆団交・全学集会・学部集会・学年別集会などが持たれるべきだ。
 - ③学生会館の自主管理の在り方、方法など。
 - ④カリキュラム編成への学生参加。
- 2)大学機構の在り方について次のような意見があった。
 - ①学長の権限を明確にせよ。
 - ②院長制を廃止し、学長一本にせよ。
 - ③評議会の権限を明確化せよ。
 - ④教授会構成メンバー資格を専任講師まで拡大すべきである。
 - ⑤学内選出理事が理事会の過半数を占めるようにすべきだ。また、有能な専任理事を相当の報酬をもって迎え、経営を担当すべきだという意見もあった。

Ⅷ 大学紛争関係資料

④無関心な学生が多い。

などが挙げられよう。もっともこれらの点については、学生層の正確な分析が必要であろう。

- 2) J 2 で、午前10時から新一年生を対象とするフレッシュマン共闘準備会による討論会が計画されていたが実現しなかった。なお、一部教室へ合同討論を J 4 でしょうと一部の学生が呼びかけたが、これも実現しなかった。

(2)

- 1)自治会のあり方について、以下のような各種の意見が出された。

①全員加入制と任意加入制について——全員加入制が圧倒的多数を占めた。

それをふまえて：

A) 自治会形骸化の現状認識と一般学生の自治意識の昂揚

B) 執行部の独走をチェックする制度の必要性

②政治活動との関連について：

いわゆるバリ・スト以外は政治活動は制限されない。学外の政治活動について、代行案は触れていないが、この点はどうか。

③会長・役員について：

クラス・ゼミから代表者を選出して、会長候補をきめるという制度はどうか。

会長の指名による委員制度の廃止。

四年生にもその委員を選出させるべきである。

会長不信任制度が現行ではない。

代議員の選出方法にも問題がある。

④学生総会：

総会の成立が在籍者数の1/6で成立するのは少なすぎる。運営方法についても、議長団選出方法、討議時間の引きのばしなどに問題がある。

現行法29条改正の必要（1/10の要求があれば臨時総会を必ず開催すべきだとする意見）。

⑤その他：

外部者による会計監査制度の必要、および公開。

手続事項は重要事項（例えばスト権確立）と一般事項でウェイトを変えるべきである。

自治会規約、役員などを設けず、問題ごとに学生の大衆討議によって決すべきだという意見もあった。

- 2)その他、以下の点についても討論がなされた。

①大学の自治と機動隊導入。

②学長・学部長のリコール制。

I

- 1)出席した学生の数は前週より減少した。約400名
- 2)集会の持ち方を考えなければならない。(担当者2・3人の合同でやってもよいのではないか)
- 3)現場の把握の仕方と集約の仕方の関係を検討すること。
- 4)学生の声が吸い上げられた結果、本部はどのように集約して現場におろすかの問題(feedback)
- 5)推進日のスケジュールは極めて画一的であり、形式的であり、推進の具体的内容を考える必要あり。一応の基準と考えてやってもよいのではないか。画一的な歩調がどういう意味で必要なのか。
- 6)無関心な学生をいかにして討論の場に引き入れるかを考えなければならない。例えば学生だけで討論する場をもってよいか。

II

- 1)学長代行提案に示されている抵抗権の概念について相当な議論がなされた。
例えば a. 学生のスト権と抵抗権との関係
b. 学生の権利と責任との関係
c. 抵抗権と要求権との関係
- 2)自治会のあり方について討議がなされた。
a. 学生と自治会執行部との関係
b. 自治会規約の検討
- 3)キャンパス放送の内容について批判的意見が多い。

13 改革推進日報告 3

(1969年7月19日)

第3回改革推進日 7月19日(土)報告

法学部

(1)

出席：教員 31名 学生 300名余(約13%)

- 1)先細り傾向が益々顕著になってきた。この点の原因究明が大切であろう。要因としては、これらの学生の間には
 - ①スト権投票を経ながら、レポートを提出し、授業をうけており、心情的に複雑なものがある。
 - ②一方的な学校当局による強制だとする印象からくる反撥。
 - ③長期にわたる斗争で、学生相互間に意識の断層が明瞭となり、討論の共通の基盤が失なわれかけていること。

Ⅷ 大学紛争関係資料

して行くかに問題がある。(吸い上げるパイプとなるか、形骸化をどう防ぐか)

- 2) 学生がこの集会に主体的に取り組むためには、教師はどのような立場をとるのか、はっきりする必要あり。(押しつけ的という気持をもっている学生あり、学生の意見をどう受止めていくのか)
- 3) 学生の中にも、討議すべき課題について自主的に決定したいという気持も強い。
- 4) 討議資料とか集合場所、時間等を集会当日より相当前に学生に知らせる必要あり。
- 5) 現状の教室状態では討議を進める上で極めて問題がある。画一的にやるのがよいかどうか。学外に自主的に場所を求める等、相当の伸縮性を認めるべきである。又、各学部の状況を勘案して、合理的な教室の配分を行なうべきである。

報告(2)

1) 大学の改革推進スケジュールへの反応

- a. 大学側の一方的スケジュールに反対——学生の主体性の取り入れられうる余地のあるスケジュールの編成を希望
- b. スケジュールに従って行なった討議の結果が大学改革の実施にいかん反映されるかということが学生の最大の関心事

(注)改革案に関連してこれまでに提出された学生の意見や要望がどのようなものであり、またどのように処理されたかについての説明、公表がないため、これから改革推進日に出される意見も十分に反映されないのではないかという危惧から、上記のような意見が非常に多かった。

2) 推進日の運営の仕方について

- a. 討議資料は学生が検討する時間的余裕を見こんで作成・配布してほしい。
- b. 十分に討論できるような教室を確保して欲しい。
- c. 会合の持ち方として、学生の中から議長を選出し、教員も一構成員としてこれに参加する方式が望ましい、という意見がかなりあった。

3) その他、個別的な問題として、主として以下のような点が討議された。

- a. スト投票をめぐる問題
- b. 学生の自治に関する現状について
- c. 処分問題(処分のあり方)
- d. 苦情処理の具体化について
- e. 学長代行提案と6項目要求との関連について

12 改革推進日報告 2

[1969年7月12日]

第2回改革推進日 7月12日(土)報告

法学部

旧3年生諸君のゼミナール編成は勿論そのままです。

旧2・3年生のクラス委員・ゼミ委員の諸君は担当教員に連絡をとるようお願いします。

いくつかのクラス・ゼミナールでは、すでに集会が持たれております。

3)教授会は現在、学長代行提案と法学部教授会提案の間に見られる相違点を検討中です。

〈大学広報センター・ニュース〉

△5月7日 全学教職員集会が開かれ、教職員ほとんど全員が出席した場所で、小寺学長代行から、大学改革提案の説明があった。同日、全学生に提案が送付された。

△5月12～14日 西宮北口の仮事務所で就職予定者の身体検査が行なわれた。法学部は13日午前中に行なわれ、多数の諸君が検査をうけた。

△5月12日 自由応募形式で申込みのあった会社の募集要項の掲示を開始した。

△5月10日 法学部教授会の改革提案を法学部学生全員に送付した。

〈あとがき〉

新しい制度のもとで正常な形での授業が開始されるまでに、なお幾多の日数が過ぎて行くことでしょうか、この日々を空しく過ごすことなく、大学を考え、人間を考え、世界を考えて、有意義に過ごされんことを願っております。

①レポートについての連絡は、本人現住所および父兄住所あてにしましたが、その他の通信はすべて本人現住所（下宿先）へしています。

②新4年生は、同封の身上調書および宗教カードを6月5日までに学部あてに郵送するか、西宮北口の仮事務所へ提出して下さい。

新1年生にはすでに送付済ですから、5月末日までに提出して下さい。

旧1・2年生は、学年末試験終了後上記の用紙をお渡しする予定です。

③試験の成績発表は履修届の時期にいたします。

11 改革推進日報告 1

[1969年7月5日]

第1回改革推進日 7月5日（土）

法学部

報告（1）

1)改革推進日の初回の集まりは全学生の約 $\frac{1}{4}$ 強（約650名）の学生が出席したが、今後、この数の学生が集まるかどうかという点が危惧される。先き細りの傾向をどう打開

Ⅷ 大学紛争関係資料

容れるべき点は容れ、一体として学園の改革に努力して行かねばなりません。諸君が、学園再建の道標ともいべきこれらの提案をいっそう断味されて、ゼミやクラスの討議を踏まえて密度の高い検討を行われ、建設的に対処されることを切に希望します。

それにしても、諸君にとってもっとも身近な今日の学生自治に、真の自治の姿が失われていることはなげかわしいことです。「学長代行提案」に示されているように「学生世論に基づく民主的かつ合理的な自治組織を確立することは」まさに「急務である」とおもいます。全法学部学生の総意の盛り上げるような自治組織の建設に多大の期待を寄せています。

紛争に遭遇されたことは、諸君にとってまことに不幸であったとおもいますが、しかしました大学の在り方について今日ほど痛切におもいを致しうる時機に在学されたことは、またとない機会であるともい、得ましよう。今こそ法学部学生諸君の起つべきときです。「人間回復をめざす創造的批判の府」としての大学を築き上げるために、諸君の精力的な御努力を心から望んでおります。

追記 先般大学当局からお送りしました「学長代行提案」の正誤表を同封しますから、御修正下さい。

10 法学部通信 2

(1969年 5月23日)

法学部通信 No. 2

1969. 5. 23

関西学院大学法学部

さきにお送りしました学部長よりの通信ですすでに御存知のように、5月7日の全学教職員集会で学長代行からの改革提案が示され、それと相前後して法学部教授会提案が諸君のお手もとにとどいていると思います。諸君はすでにそれ等を熟読しておられるとは思いますが、今後法学部では各クラス・ゼミナールを単位に熱心な討議をもり上げて行きたいと考えております。諸君もクラス・ゼミナールの集会・討論会には積極的に参加されるように希望しております。

〈学部ニュース〉

- 1)旧3年生のレポートによる試験は予定通り終了しました。旧1・2年生の試験は現在レポート受付中です。いろいろと忙しいことと思いますが、期日(6月5日)におくれないように注意して下さい。
- 2)新1年生のクラス編成及び担任教員を決定して、新入生諸君に送付しました。旧2年生諸君のクラス編成は従来そのままにして、担任教員については一部の変更を行なうことになりました。(別紙同封)

2. 研究・教育 4. 経営と教学

- 4月7日 教授会で上記の分科会は小委員会と改称される。
- 4月17日 上記小委員会は提案作成委員会となり、4月18日より25日まで各委員会で提案作成に着手。
- 4月26日 教授会で上記提案を審議。
- 4月28日 教授会で上記提案を審議。
- 5月2日 教授会で上記提案を審議し、少数意見を付して印刷にまわす。

〈あとがき〉

学校の様子をお知らせするために法学部通信を諸君にお送りすることになりました。初めての試みで不充分なものとなりましたが、今後も引続き発行して行く予定です。法学部提案も出来上り、学長代行提案も公表されましたので、積極的な御意見を法学部事務所（西宮市上ヶ原）あてにお寄せ下さい。

9 法学部学生諸君

〔1969年5月15日〕

昭和44年5月15日

法学部学生諸君

関西学院大学法学部長

前田 正治

諸君は、さきに「学長代行提案」を、また最近「法学部教授会提案」を手にとられて、いま両者を熟読しておられるときとおもいます。

「学長代行提案」は、私学の危機、そしてまた関西学院大学の危機を克服すべく、全学の衆知を集め、専門委員会の検討の結果を総合して成されたものであります。これには法学部教授会メンバーの中からも委員として参加し、またその機を通じて法学部の意向もある程度反映されているわけですが、法学部教授会自体としても、この危機に際して、新しい大学の在り方について、教授会の全員が夫々分科委員会にわかれて日夜討議を続けて来ましたので、その成果を「法学部教授会提案」として発表した次第です。発表時期の関係で、一見屋上屋を重ねるような感があるかもしれませんが、法学部教授会としては、主体的立場において、随分の目子をかけて努力して来ました以上、やむにやまれぬものがあり、今後の改革の一助となることを希求しています。

諸君はこの二つの提案に接して、ある点では相似し、またかなり異った点のあることをも発見されるでしょう。それは今后提案を検討して具体化を計る上において消化して行かねばならぬところです。大学が全体として「学長代行提案」を足場に、現在の混迷から脱却して新しい出発を企図しているとき、われわれも主張すべき点は主張し、

Ⅷ 大学紛争関係資料

隙のないようレポート作成時間の配分に注意して下さい。)

- ②新入生のガイダンスについて、法学部では色々討議を重ね、苦慮致して参りましたが、全員を集めて行うことはしないことになりました。その代り、新入生のクラスわけを行なって色々御相談に応じることになりました。これには法学部全教員が当ります。なお、その割当では近日中に各人宛通知される筈です。
- ③本年度「大学要覧」を近日中にとりあえず新1年生の諸君に郵送する予定です。なお、新2・3・4年生の諸君には印刷の都合で少し遅れますが、何らかの方法でお渡ししたいと思います。

(文責 教務主任)

(大学広報センター・ニュース)

すでに御承知のように、新しい大学執行部が3月19日に発足しました。それ以来、新執行部が小寺学長代行を中心として、大学の改革と正常化のための作業を進めていることも諸君の御承知の通りであります。すなわち、学長代行の下に特別調査企画委員会を設ける一方、大学改革案作成のため、学長代行の諮問機関として7つの専門委員会が設置され、各委員会は連日作業を続けてまいりました。その結果、専門委員会の答申や合同専門委員会の討議をふまえて、学長代行の改革案が発表される段階にまで至りました。すでに諸君のもとに、この学長代行提案が発送されたと思います。

また、上記の改革案作成のため、広く諸君の意見を聞くべく、二度にわたってアンケートが旧1・2・3年の諸君に送られました。その回答の集計結果は、諸君の手許にすでにとどいていることと思います。

以下に、大学広報センター発表の最近のニュースより、主だったものを抜粋・抄録します。

- ①休校措置は4月1日付で解除されました。
- ②4月21日、アンケート(その1)「廃校か否か——その結果と一つの解釈」を全学生および教職員に発送しました。
- ③4月28日、アンケート(その2)「新しい大学の創造にむかって」の結果を全学生(新入生を除く)および教職員に発送しました。
- ④5月8日、各学部および学生部関係の窓口業務を再開しました。場所、業務内容、執務時間などは大学より知らせます。
- ⑤4月27日、新4年生に対して就職課より就職登録手続などの書類を発送しました。

〈法学部教授会における大学改革提案作成経過〉

法学部教授会は去る2月23日の教授会で大学改革についての分科会を設置し、法学部教員のすべてが各分科会に所属し、大学改革について真剣に討議を重ねてきました。各分科会の構成はつぎの通りです。

1. 組織と機構
3. 処分

第4部 資料

くとも従来のような、学生側にいわせれば説明会程度のものでなく、もっと内容のある公聴会のようなものを開き学生の意見も聞き、納得のうえで行なうべきである。学生が学費改定に不同意の場合は異議申立をみとめるような制度を設けるのも一方法であり、在籍学生の圧倒的多数の反対があれば、それを確認する方法を制度化して、そのもとでの学費値上についての学生の拒否をみとめてもよいであろう。

しかし、他方、経営と教学を分離するという基本的態度をとって授業料増額の問題について学生に拒否権をみとめるのは適当でないとする意見もある。

VI 以上のことは大体の方向であり具体的な面については今後一層の検討を行なうことにする。

以上

8 法学部通信 1

[1969年5月10日]

法学部通信 No. 1

1969. 5. 10

関西学院大学法学部

法学部学生諸君！

緑のみいたずらにさわやかな頃となりましたが、諸君は学院の現状を憂いつつ、日夜いろいろと考え、かつ再建のための努力を続けておられることと存じます。

法学部教職員も、紛争に対処し、大学の改革をはかるため、連日連夜会議を重ね、各種委員会の意見を総合して法学部教授会としての提案を作成しました。別送された学長代行提案とともに熟読して下さい。やがてこれらを諸君とともに検討する日のくることを待ち望んでいます。

それにしても諸君とのコミュニケーションがとぎれていることは、まことにかなしむべきことで、ここに「法学部通信」を発行し、現状を御連絡します。いよいよ諸君の御健闘を祈っております。

法学部長 前田 正治

〈教務関係ニュース〉

①遅れていた昭和43年度学年末試験を「レポート方式」で次のごとく行なっています。

イ) 旧3年に対しては4月10日問題発送、4月30日締切、現在採点中で5月中旬には成績が出揃う筈です。

ロ) 旧1・2年に対しては5月8日問題発送、6月5日締切で、6月中旬には成績が出る予定です。

(この期間中には全学集会その他の行事が予定されて居りますので、それらに支

Ⅷ 大学紛争関係資料

開する必要があるとする意見があるが、若しこれを実行すればいたずらに事務能率を低下させまた日常業務を混乱させる可能性があり、また能力のない者がこれを行なうこと自体無意味であると考えからこの必要もないと考える。毎年一回乃至二回日時を限って公開する立命館方式もすでに無意味であることを付言しておく。

昭和43年度の決算については従来の公表様式とはちがったものにすることが必要である。

なお、学院の窓口をとった金銭については、学院の経理と同様に、すべて監査の対象にするべきである、とする意見もある。

Ⅳ 経営努力

学費値上げが限界にまできている現状では、学費外収入の占める比率を増大させるよう経営計画をたてる必要がある。寄附金については、税制問題を私大連盟とおして強力な運動として促進すべきであり、一方事業収入の獲得のためにその具体策を検討すべきである。

しかしこれらの財源獲得の方法には、自ずから限界性があるだけに容易ではない。そこで当面している財政的経営の危機をのりこえるために、国庫助成の拡大に努力すべきである。勿論この問題で一番危惧されていることは政府権力の介入を招くことにある。たしかにこの危惧を否定しえないが、私学の独自性を失わないように政府権力の介入を阻止するとともに私学自らの教育研究の内容を内面化してゆくべきである。国庫助成であればいわゆるヒモツキとなるということをおそれるという段階ではない。ヒモツキをチェックして国庫助成を拡大してゆく努力をすることは、学院の財政問題資料パンフレットでも強調しているところであり、この際全学的に社会にうったえる努力をすべきであろう。

Ⅴ 学生参加

学生あるいはその父兄が納入する学費（授業料その他の納付金）が經常収入の90%を占める現状で、学生がその納付金の使途に多大の関心を示すのは当然であり、従って学生が予算及決算について何らかの形で関与を求めることも否定出来ない。決算についてはⅢで述べたことで充分であるが、予算については問題がある。学費がどのような形で学生に還元されるかは学生にとって重要なことであるが、予算編成ということは広い視野に立って考慮決定すべきことであるから、これに直接学生を参加させることは無理であり、若し学生の参加をみとめるとしても予算単位たる学部段階で教育研究費に関する部分についてだけ、出来るだけ学生の意見を反映させるような方策を考えるべきである。

但し、予算決定と関連して、学費改定は学生にとって重大な事項であるから、少な

ることは最低限必要である。予算の最終決定権は理事会にあるとしても、理事会と予算委員会との関係は大蔵省と文部省との関係のように考えてよいと思われる。

経営と教学の分離ということがよくいわれるが、私学においては両者の完全な分離は考えられず、予算委員会を設置するとすれば少なくともこの委員会が経営と教学の接点になることは明かであり、予算編成が下からの積上げ方式をとる限り予算単位である各学部教授会は経営についても或る程度の責任を負うことになるものと考えられる。

予算委員会を設置することに関連して、各予算単位間の要求予算の調整・総合予算案の審議等は大学の重要事項であるから、この問題は大学評議会で審議すべきであるとする意見もある。この意見に従えば当然、二の組織・機構のⅠの(5)大学評議会の審議事項のなかに、各予算単位間の要求予算の調整・総合予算案等に関する事項が付け加えられることになる。もっともこの場合でも各予算単位からの予算要求という下からの積上げ方式を採用することには変りはない。したがって、二の組織・機構のⅡの(2)教授会の審議事項に、学部要求予算に関する事項を付け加えることになる。さらに大学評議会で予算に関する事項を審議する場合でも、大学評議会内部で予算委員会を設置することが望ましい。

Ⅲ 経理の公開

最近の私学における学園紛争の原因の一つとして、その財政に対する学生の疑惑があげられている。私学の学費（授業料・その他の納付金）が国公立のそれに比べて格段に高く、しかも在籍者数が増大し、納入者たる学生並びに父兄が納入金の使途について多大の関心を示すようになったことが、経理の公開を要求するに至った理由である。

学院は私立学校法第47条にもとづく財務諸表（財産目録・貸借対照表・収支計算書）の一部を毎会計年度末に公表しているが、必ずしもその様式、記載方法、科目の名称、科目の決定、分類、配列などが明瞭に表示されているとはいえない。経理の公開とは会計学という公開性の原則にもとづく公開でなければならず、従ってそこには明瞭性の原則が含まれ、従って利害関係者の判断を誤らせないように工夫が望まれ、そのために経理に関する諸規定の整備、公表する財務諸表の種類およびその様式について一段の検討と工夫が必要である。

更に公表財務諸表の信頼性を高めるために公認会計士の監査報告書を添付することが必要であろう。公認会計士による監査に当っては学院、学生代表両者によって委嘱された会計士がこれに当る必要があるという意見があるが、この点については、財政全般の管理、運営が近代化されれば必ずしも二重の外部監査を必要とすることもないと云える。

尚この点と関連して経理の公開という場合会計帳簿並びに証票書類の類まで常時公

Ⅷ 大学紛争関係資料

従来学校法人における会計は主として金銭収支の均衡をはかるため予算の編成とその実績の記録計算とを主な機能として運用されてきたといえることができる。ところが近年私学においては急激にその経営規模が拡大し、財政上の困難をもたらす必然的に会計の果たすべき機能の拡充強化が要請されるに至っており、これは四学においても同様である。ところが、本学においてはこれらの機能を担当すべき財務部は、前に述べた客観状況の変化に対処しえないように考えられる。即ち旧来の会計機能とその組織とが経費の節減あるいは慣行という名のもとに守られて、近代的な学校経営に不可欠な経営計画と統制という機能はむしろ付加的な業務として会計担当者に兼務させられている。この際抜本的な機構改革を行ない業務の分掌と責任の明確化をはかることが必要であるとする。

経営規模の拡大と財政的困難の増大に対処するために、合理的な財政計画の設定、運営能率の判定、計画樹立に必要な統計の作成および資料の収集、会計および制度の監査が必要である。これらの業務は、従来会計課において本来の業務（実績の記録計算および現金の出納等）に付随した形で而も不十分な形でしか行なわれていなかった。そこで新たに財務部に管理課を設け、これらの業務に専念させる必要がある。

II 予算委員会の設置

私学経営における決定的に重要な問題は合理的な予算の編成にある。私学の予算が企業予算とその性格を異にすることはいうまでもないが、両者に共通した点は予算に経営者の経営方針ないし経営計画が公式に表明されていることである。学校法人において一度予算が決定されると原則として変更は許されないから、その予算編成の過程は極めて慎重であることを要する。ところが学院現行規定による財務委員会は種々の理由から形骸化し、本来の予算審議という機能を十分に果たしているとはいえない。したがって予算制度そのものの根本的な検討を要する。

予算は明確な教学方針にもとづき、教学上の要求とこれを充足すべき財政上の諸条件との調和にもとづいて編成されることが大切であり、従って上述の如き形骸化した財務委員会のもとで天下りの的に予算が決定されることには反対である。また教職員の予算に対する意識が極めて低いことにも問題がある。財政の合理化並びに教学の充実のためには現行の財務委員会制度を発展的に解消し、新しい予算制度にもとづく予算委員会の設置が必要である。予算委員会では教育・研究の場より積上げられた予算要求と財政上の諸条件との調和を合理的にはからい予算単位（学院本部・大学本部・各学部・図書館・保健館・産業研究所など）の要求予算の調整、総合予算案の審議等を行ない、教学の充実をはからねばならない。

予算制度の具体的な改革については今後の検討にまつが、少なくとも予算委員会の構成について各予算単位からその規模に応じて予算委員を選出し予算委員会を構成す

(イ)本提案は、教員と学生との対等な地位のみが前提となっているように思われる。勿論、教員と学生は真理の前には平等であり、人間として尊重されなければならないという点においても平等である。しかし、教員は学問においても人格においても学生よりも相当な距離をおいて高い水準にあってもらいたいという学生、父兄、社会の期待にこたえるための努力をするよう義務づけられており、学生はそうでないという地位の相違はやはり見逃してはならない重要な事柄であると考えられる。従って、これに附随して秩序維持の責任も教授側が主として負うべきであるという考えの上に立った現行処分制度は極めて当を得たものであると信じるものであり、学生があらゆる面において対等な学生を裁くという行き方からは少なくとも現在の時点においては決してよい結果はうまれない。かえって新たな紛争の原因を生み出すことになるか、あるいは秩序維持の役割を全く果さない結果に終ることは火を見るよりも明らかであると思う。

しかし現行制度の改革を全面的に否定するものではない。学部間の不統一を是正するための教授および助教授からなる処分の審議、決定、執行を行なう全学的な機関の設置、処分学生の再審請求権および処分学生の要求に基づき、処分学生の指名する一定数の学生（これに教員が加わってもよい）が弁護人として参加する制度を設ける。

(ロ)教育と研究の場としての大学が、その自治の組織と機能を維持し、大学およびその構成員の諸権利を保障して行くためには、きびしい自主的・自律的な秩序を確立する必要があることは申すまでもない。大学としてこのような秩序を自ら維持し、保障して行くための自律の制度として、秩序を侵害し規律に違反するものをきびしく非難するための制裁処分の制度が必要である。

教員は研究・教育という大学の機能の遂行について、その職責上第一次的に責任を負うものであり、さらに規則の解釈の一貫性、維持の継続性という点、直接的な管理者ではないということ、あるいは学生間に発する事案等について教員に期待されるところが大きいなどの理由からして処分制度の上においても重要な役割を果たすものでなければならない。

一方学生も大学の重要な構成員としてこの制度への参加を認めて行くべきであるが、制度の直接的な運用上におけるものであるよりは（先の教員の役割との対比の上で）、制度の適切な維持、改善の面において参加をさせるのが適切である。

五、財 政

学費値上問題に端を発した本学の学園紛争を契機に、私学に於ける財政問題とくに関西学院のそれについて種々検討した結果次のように考える。

I 財務部管理課（仮称）の設置——財政機構の整備

Ⅷ 大学紛争関係資料

為の正否・意味を明確にすることを原則とすべきで（ただし、規律維持手続開始以前の「討論会」などで行為の意味が明確になっている場合がある）、制裁はこれらの手段をつくした後、最小限必要な範囲で行なうべきである。なお、いずれの制裁についても被制裁者からの異議申立があれば、それに対して規律委員会は審理を行なわなければならない。したがって、規律委員会の制裁決定が出ても、一定の異議申立期間内は効力を生ぜず、期間満了と同時に、決定は確定する。

なお、制裁の種類は、停学・退学のみでよい。制裁権者は現行法制度との関連上学長とすべきか。

- (4)むすび……新規規律維持制度は、(1)でのべたように、基本的に処分しないという考え方に立つものであり、この制度が十分に運用されるためには、学生が主体的な大学構成員として秩序維持に積極的に参加するという自覚が前提となる（自治会の体質・規約の改正も関連）。さらに従来大学の組織機構を改革し、日常的に学生の意見が大学に反映されるような制度、学生の権利の制度的保障が基礎となる。このような方向がとられない限り、「処分すべし」と考えられる学生が必ずあられるであろう。大学が、学生を無権利状態におき、または、学生に不十分な権利しか認めていない場合には、「処分できない」「処分すべきでない」といった悪循環を生み出していくのは、必然である。逆にこのような方向が積極的にとられれば、「処分すべし」と考えられる学生も減少し、さらには処分制度自体が不必要となる方向に向うと考えられる。したがって、この制度の発足に当たっても学生の同意を得て、学生自身の積極性を目覚めさせることが必要であることはもちろん、発足後においても、たとえば公聴会その他でさらに改革を積み重ねていくことに努めねばならない。

(1)処分撤回および処分権放棄についての少数意見

いわゆる処分権は、教授側が大学の伝統の中から生じた合意、また法的には学則によって負わされ、また負うことを承認した責任あるいは義務であり、「優越的な立場から一方的に」行使する権利でも権力でもない。権利の放棄は一般に許されるが、責任や義務の「一方的」な放棄は許されない。

処分撤回については、例えば事実誤認のごとく現行処分制度の枠内で認められる理由に基づくものであるならば合法であるが、現行処分制度そのものの否定の上に立つかぎり、処分権放棄と同様やはり違法であり、従って無効である。

(2)教育的処分についてその少数意見

「教育的処分は……実効性に乏しく……」との観点から教育的という言葉の意味を一面的に規定してはならない。たとえば責任の明確化、失なわれた正義の回復という他の面を見落してはならない。

(3)新規規律維持制度についてその少数意見

は学外社会の意識、さらに最近強くあらわれてきた権力の大学に対する動きを考えると、新しい形の秩序維持制度の必要性も考えられる。新秩序維持制度を考えるにしても、あるべき大学像の実現の方向において考えられるべきで、制裁も秩序維持のために最小限度必要な範囲に止められるべきである。したがって、たとえば新制裁規定においては、この趣旨を第一に規定すべきである。

(2) 規律維持手続が開始する場合

(イ) 学生の自治活動あるいは権利主張に関連して生じた秩序侵害行為……このような行為が学生自治のルールに違反する場合は学生自身による自主規制が行なわれるべきである。しかし、それが学生の自主規制で処理できない場合、特に教員の権利、責任領域の侵害となる場合には規律維持手続が開始する。

(ロ) カンニング、その他偶発的違法行為……このような場合も学生の自主規制によることができ、またよるべきものであれば、それに任せる。その限度を超える場合には規律維持手続が開始する。

(3) 規律維持機関および手続……(1)にのべた二つの考え方(1)の(イ)(ロ)に応じて次の二つの方法が考えられる。

(イ) 現在のような過渡期においては、あらかじめ「制裁」を前提としないで新規規律維持制度を含む新しい秩序維持のためのルールの漸次的具体的形成を意図するもので、前述(2)のうち特に(イ)について「討論会方式」を採る。これは申立をまって学部長が討論会を開催し、教員・学生双方から議長団が構成され、議長の下に討論会を行なうものである。そして討論の結果何らかの制裁あるいは議決を目指すのではなく、問題とされた行為の正否・意味を全学(部)的に明らかにし、大学構成員の自覚によって積極的に秩序維持を行なっていくという考え方である。しかし、(2)の(ロ)のカンニングなどでは、新規定において試験無効または0点とするというふうに定め、機械的に処理していくことができよう。

(ロ) 新「規律委員会」(学部段階と全学段階のそれ、構成は教員・学生から成り、学生は自治会委員とは別個に学生投票などで選出)を作る。問題となる行為があれば一定数の学生・教員の「申立」によって委員会は活動を始め、「申立」を理由なしと認めればその旨を「申立人」に明示する。理由ありと認めれば行為の内容に応じて規律維持方法(たとえば討論会方式か委員会自身による制裁決定か)、制裁の程度を決定する。ただし、カンニングは(3)の(イ)でのべた形で処理すれば特に規律委員会にかけする必要もなくなろう。カンニング以外の行為については、刑罰をうけたか否かなどの諸事情を考慮した上で、制裁の程度を決定することも考えられるが、やはり原則は、学生の自主規制または規律委員会・担任教員の調成(処分としての戒告でない)によって市民としての義務(損害賠償など)を果すよう勧告に務めることである。(2)の(イ)については討論会方式を通して行

Ⅷ 大学紛争関係資料

Ⅲ 処分権の放棄について

次に「処分権の放棄」についてのわれわれの態度を明らかにしておきたい。教授会が、学内秩序を維持してゆく責務を有するという伝統的な処分制度を前提として考える場合には「処分権の不行使」ともかく、「処分権の放棄」は無効であるという主張にも十分な根拠があろう。けだし、それらは、大学における公序に違反するとせられるであろうからである。しかし、われわれは、そのような形式的な法律論のみに拘泥するものではない。今や、あるべき大学における公序ならびにその一環としての学則48条に具体化されている伝統的な処分制度が根本的な再検討を迫られているからである。したがって、われわれの行なった「処分権放棄」は、法的意味におけるものではなく、新しい規律維持制度を設けねばならないというわれわれの卒直な態度表明に外ならないのである。と同時に、今回の学園紛争の過程におけるわれわれの学生諸君への対応が、極めて不十分であり、そのためもあって学生諸君の抗議行動の一層の激化をもたらしたことをも反省し、われわれは、現在の処分制度の下においては、一切処分権を行使しないという立場をも採るものである。したがって現行処分制度に内在する欠陥をより拡大する方向での改革案（中教審中間報告・草案のごとし）には反対せざるをえないのである。

なお、このようなわれわれの態度表明が現行処分法制に違反するものではないことを附言しておきたい。

Ⅳ 新規律維持制度

(1) 基本的考え方……「新らしい」大学においても「自律的秩序維持制度」は、もちろん必要である。しかし、それはあくまでも「研究教育の場」としての大学の本質をふまえ、かつ、学生も大学構成員として特に教授と基本的に対等な、権利義務の主体たることを基礎にして形成されねばならない。したがって右の権利義務関係は、明文をもって、あるいは慣行的に明確にしていかなねばならないが、このような権利義務関係からの逸脱行為に対して制裁が加えられることとなる。ただ、単純に処分（制度）がなければ秩序が維持できないという考え方は、きびしく反省されなければならないし、秩序維持は消極的に処分をもってではなく、主体的な大学構成員の秩序維持に対する積極的姿勢・行動によるものであることを自覚すべきであろう。

(イ)そしてこのような自覚を大学構成員のすべてがもつようになった場合には、処分制度は不必要になると考えられ、かかるあるべき大学の追求途上にある現在でも処分制度は不要であるという考え方は相当な根拠をもっている。

(ロ)しかし、従来からの処分制度に対する一種の慣れから、現在処分制度をなくしてしまうことには不安が感じられるようであるし、現在における学生の意識あるい

I まえがき

従来の特分は、学生を大学の管理に服するものという従属関係においてのみ理解し、教育の一環として行なわれてきた。しかし、本来、教員と学生とは、それぞれの機能を異にしつつも、構成員としては、基本的に対等な主体として、大学における教育・研究に従事すべきものである。それ故に、教員をもって構成する教授会が、いわゆる教育的処分の名のもとに、優越的な立場から一方的に処分することは、大学における学生の基本的地位とは相容れないことになるのである。さらに、大学が大衆化し、学生自身による自律的な自治活動が要請されている今日、自治活動の一環としての行動に対して、上記のような処分をもつてのぞむことは、教授会の意図に反して、学生の自治活動を抑圧する手段ともなり、これは教員と学生のあるべき相互関係を敵対関係にまで転化するものといわなければならない。また、いわゆる教育的処分は、現在の大学においては極めて実効性に乏しく、非現実的なものになっているということができよう。かくして、現在、処分という従来の制度そのものが抜本的に検討されるべき時期にたちっていると考えるのである。

II 処分の「白紙撤回」について

さきに、われわれは、昭和42年度に行なった7名の学生に対する停学処分を「白紙撤回」したが、それは「白紙撤回」当時における特殊な学内状況を前提としたものであったので、新規規律維持制度に関するわれわれの提案を述べるにあたって、今ここにその理由を明らかにしておきたい。

まず、われわれのとつた上記の措置が、処分当時における判断基準（学則・慣行を含む）に照らして違法であったという根拠によるものではないことを明確にしておかねばならない。にもかかわらず、われわれが「白紙撤回」の措置をとつたのは、ここ1年余の短期間において、従来の処分制度についての根本的疑問が提出され、それとの関連において、われわれの処分のあり方に関する考え方が大きく変動したということに基づく。すなわち、学期が改正されていない現状ではあれ、新しい処分のあり方に関する現在におけるわれわれの考え方を前提とする限り、さきの処分は誤りであり、適法な停学処分を解除したことのみによっては、救済されえない被処分学生の受けるであろう不利益をなくさなければならないと考えられたからである。また、さきの処分が今回の学園紛争の一因をなしていることにかんがみ、処分を「白紙撤回」することによって、われわれに対する学生諸君の信頼を僅少なりとも回復し、大学における学生の権利を確立することの一助ともしたいというわれわれの切実な願望が、右のような措置をとらしめるに至つたいま一つの理由であった。したがって、さきに行なった「白紙撤回」の措置は、上記のような事情に基づく一種の「復権」として、ないしは法律的には「特殊な撤回」としての性格をもつものである。

Ⅷ 大学紛争関係資料

Ⅳ 試験制度

試験とは教員にとっては授業効果を、学生諸君にとっては学習成果を判断するために必要なものとする。しかし現在の試験の結果が就職推薦の序列を決定する為に利用されていることは大きな問題があるといわねばならない。しかしこの問題は各大学が個別的に解決出来る問題ではないので、各大学が一致してその改善を対外的に強く求める必要がある。

このため従来の試験制度について根本的な改革を行なう必要があるが、まず差当って試験結果の外部に対する公表は合否だけとし試験の成績と就職推薦との結びつきを切りはなすことにしてはどうかと考える。勿論この場合求人会社の推薦人員の制限に対して大学側は抽選という手段をとるか或いは学生間の自主規整にまつことになり、学生の能力の有無の判定は一切会社側にまかせるほかない。このような方法をとった場合、学生はより一層実力養成のため努力するようになり、更に一枚の試験答案が学生の就職を左右するという抑圧から学生を解放し、自主的な勉学に資するという利点が考えられる。しかし一方、大学側がこのような方法をとるかぎり、会社側が求人をしていないという欠点が生じる。この両者の関係については慎重に検討する必要があるが、少なくともⅤに述べているような機構の設置もこの問題の解決の一方途といえるが、原則的にははじめに述べた如く、合否の判定のみという方向を志向すべきであり、企業側に積極的に働きかける努力をすべきである。

Ⅴ 教育に関する苦情・異議処理機構

なお、以上の様な制度の上で教育を行ないながらも、その中から現われてくる教育に関する苦情・異議処理機構を設置し、具体的な問題に対応して、そのよって来たる本質を正しく把握し、教育実施面に確実に反映させるようにする。

Ⅵ 教育・研究問題検討委員会

大学における教育の改革にとって何よりも決定的なことは、われわれ自身の内部から、いかにすればより講義の内容を充実させることができ、またいかなる方法によって素材の選択や智識の伝達あるいは自主的思考への指導をよりよく行なうのか、大学の試験はいかにあるべきか、等につき相互の反省と探究をより徹底させることである。そのために、上記の検討委員会を発足させねばならないと考える。大学における「研究を通しての教育」という理想は、えてして教育の軽視を結果していたという反省が一般化している現在、いかにして、われわれはこの困難な理想を実現しうるか、根本的に検討を要すると考える。

四、処分制度

個に基礎教育科目として明確に位置づける必要があるであろう。特に、ここでは将来専門的に学ぶべき法学や政治学の学問としての正当な位置づけをおこなうことを強調したいと考える。

なぜならば、専門へ進む場合にその学問の位置づけが行なわれていない限り、学生は遂に社会諸科学の中において、さらに全人間性の中において自己の主体的位置を確認しえないことになるからである。

- (2) このような一般教育の趣旨を生かすためには、いわゆる総合コースを採用するという方法が考えられるが、これを実施するには周到な、長期にわたる研究と準備を必要とする。これは、しかし、単独科目の形態でも必ずしも不可能ではない。すなわち、人文・社会・自然の三系列を通して、あるいは各系列ごとに、その年度の大きなテーマを設定するという方法をとるとか、各担当者がそれぞれテーマを掲げて、全学的に多種多様のテーマの科目をおき、学生の側でそのテーマを自主的につなぎ合わせるようにする（現在各学部別教養科目を統合再編すれば相当な数になる）等が考えられる。後者の方がさしあたり現実的である。
- (3) 先にのべたように専門分化が進行すればするほど一般教育の必要性は増大するが、これは同一学部内においても、また他学部との関係においても同様である。従って、同一学部内においては特殊講義の開設を積極的に行ない単数または複数の担当者が実施することも考えられる。また学部間にわたる共通の特殊講義を同様に開設することも可能である。後者の特殊講義を履習するについては、基礎的あるいは基本的な他学部の専門科目を履習しておく必要があるから、他学部のこれらの科目を広く開放するようにしなければならない。また共通の特殊講義を履習しないまでも、学生が自ら専門との関係において特殊なテーマを研究するため、あるいは特に興味をいづくテーマの学問的深化をはかるためにも他学部の講義を履習できるように計る必要がある。この場合、学部間の履習上の障害を取り除くよう各学部が互に協力しあわなければならない。

しかし、上のようにといっても、学生が法学部に在籍する以上、法学部の専門科目については、必須的な基礎科目を設定しておき、他の科目については学部間にわたって自由選択にすることができるよう措置する必要がある。

- (4) 以上のごとく、カリキュラムの編成については各学部が大学という次元で互に協力しあい、総合大学の実をあげてゆくことが必要であるから、これに見合う機構の改革が要望される。

カリキュラムの自主編成を多くすることは、学生の自主的な研究・学習の意欲の昂揚をまって始めて実効をあげうる問題であるから、学生がこの点容易な無目的な選択に流れないよう、充分、教員の態勢を整えるとともに、履習指導を充実し、学生の自覚を促さなければならない。

Ⅷ 大学紛争関係資料

Ⅱ カリキュラム

学生諸君の要望を出来るだけ学科編成に反映させるための方法としては、まず毎年学部で教員・学生双方によって構成されるカリキュラム検討審議会を開いて、基本方針及び細目を検討する。その結果にそった上で、教育の面に於ける学生の主体性尊重の意味で、個人が自主的・主体的にカリキュラムを組み得る制度にする（Ⅲの（3）参照）。法学部学生として望ましい履修順序・学科内容の難易等から結果する制限は、履修制度上の制限とせず、プレティンやガイダンスに於ける履修指導をもって行なう。

Ⅲ 学習科目

（1）カリキュラムで、従来から特に問題となっているのは、教養課程（科目）の理念ないし性格、および教養課程（科目）と専門課程（科目）との関連づけの問題である。大多数の大学では四ケ年の教育期間の前半に教養部門をおくか、あるいは教養課程の科目を履修するようカリキュラムを編成している。

法学部においても、第一、二学年度は、若干の専門科目の第二学年度への配当を除き、主として教養科目を履修するよう科目配当を行なっている。これは、一つには人間的・社会的ないし市民的一般教養の特殊的・専門的教育に先行する基底の意味の認識（一般教養科目）と、二つには、専門的教育への準備・入門の意味での基礎教育の必要性という二つの理由に基づくものである（基本科目）。

しかし、高度の専門分化は他面において、専門的研究者・知識人の視野の狭隘化を惹起し、また個別科学相互間の総合的連関をも見失なわしめるという弊害を産み出している。しかし、学問の対象たる現実自体は、分化し専門化した学問の存在を求めはするが、現実には分化専門化したものが一体となって動いているのが実状であるから、学問相互間の関連を失なわせてはならないし、本来一体たる現実自体への適合を回復してゆかなければならない。このことは、文化全体や人間生活全体の見地からみても必要であろう。

右のことは大学教育についてもいえることであって、大学において専門教育が必要であるならば、専門教育の分化・専門化をよりすすめることに対応して、その人間的・社会的な統一化・一般化をめざす必要性が強くなってくるであろう。後者に一般教育の存在を強く主張しうる根拠があると考えられ、専門教育と一般教育とが同時に存在し、不断に相互検証と補完作用をしなければならない理由がある。これを法学部についていえば、法律・政治の専門教育と同時に、それを補完するものとして一般教養科目を、四年間を通じ並行的に設定してゆくことが必要であると考えられよう。

右のように一般教育本来の趣旨の重視を提言するならば、従来、教養科目としてあつかわれてきたものの中で特に専門への準備・入門となるべき科目を教養とは別

てか、る目的にそうための適正なサービスを行なうことが大切である。かゝる観点よりして、学生が参与すべき学院の組織ないし機能は、教学関係殊にカリキュラムの編成や一般図書館の整備などであろう。一般図書館の整備については学生が意思決定に参与することを認めても支障ないと思われるが、カリキュラムの編成については、学部教授会がその責任を最終的に負うべきものであるから、自らの責任において決定すべきであり、たゞ最終的決定に至る過程において学生の意見・要望を汲み上げるため、学生との協議会を持ってその意見を斟酌するようにならなければならない。

教育職員の人事は教授会、事務職員の人事は総務部（形式的には理事会）の専権事項であって、この点についての学生の参与を認める余地はない。

たゞし、学長は大学の教学を統轄・代表する地位にあるので、その選挙については学生に何らかの方式での参与を認めるとも考えられる。その場合、方式としてはいわゆる一橋方式（推せんされた複数の候補者のうち、学生の投票で一定数以上の反対があったときは、候補者から除く方式）を一応妥当と考える。

三、教 育

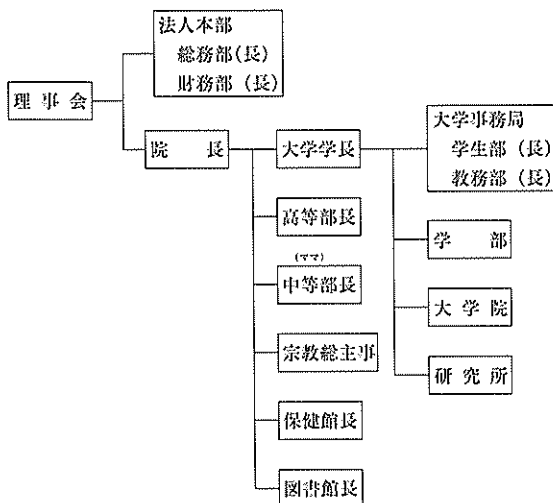
I 問題点

今日の大学危機は、大学自体に存在する内部矛盾の顕在化のかたちをとって現われているが、根本的には、大学における教育・研究のあり方自体が問われていることに存在するのであり、しかも、それがたんに大学自身の内部問題として、大学の存立を現実的に条件づけている社会状況と切り離しては、とらえることのできないことがらである点で、深刻な様相を帯びているのである。

戦後、大学が大衆化し、学生の勉学の志向の目的が多様化してきているにもかかわらず、大学は基本的には従来の教育体制を維持しつづけてきた。このことは、学生の側において、一方では従来の教育体制に対する疎外感、反面からは被抑圧感を産み出し、他方では勉学志向の面での就職目的の支配を結果し、これが現実社会体制下の一般的な人間疎外現象との類似性において、大学の教育体系自体への失望・反感を惹起し、現在の大学の紛争の根本的な原因の一つとなっていると考える。真の学問的意欲を回復するためには、どうすべきか？ これが今日の大学教育における根本的問題である。

大学は教職員および学生が、学問研究と教育という共通の目的の下に、機能を異にしながらもそれぞれ主体的な構成要素をなしている以上、学生諸君の自主性に基づく知的活動を保証する制度が是非とも必要であると考えられる。それは一方では学生諸君に大きな責任を負わせることであると同時に、教員個々人が組織に埋没することなく、自己の道義的責任において、自から真と信ずることを述べる条件となると考える。

Ⅷ 大学紛争関係資料



学生部長および教務部長は、学長の信頼に基づいて、その執行機関として活動すべきものであるから、学長の任命によるとする現行制度を維持すべきである。全学部の学生主任・教務主任の主任会議で互選すべきであるという考えもあるが、以上の点からみて、好ましいとはいえない。

教務主任・学生主任の主任会議における審議（民主的な下からの積みあげ）と学長任命にかかる教務部長・学生部長との関係をどう調整するのかを検討しなければならない。例えば、部長によって出された原案が主任会議で修正され得るようにすることも考えられる。主任会議にそのような審議決定権をもたせた場合、大学評議会（その教務・学生問題についての決定）との関係をどうするかが更に問題となる。

学部の教務・学生問題で裁量を伴うものは、教務主任・学生主任が学部長の指示の下で原案を作成して教授会の審議を求め、もしくは、教授会からの委任に基づいて教務主任・学生主任が決定すべきであるが、教授会・教務主任・学生主任等によって決定されたところに従って専ら機械的に執行し得る段階になれば、教務主任・学生主任は細部にわたる干渉を加えないで、専らその執行を事務職員に委ねるべきである。（これは、組織改革というよりは、むしろ運用のあり方の問題である。）

V 学院および大学の組織と学生の参加

新しい大学の理念からすれば、学生が自ら研究しうる環境を与えること、したがっ

(2) 大学院研究科委員会の審議事項

現行の職制（31条）によると、研究科委員会の審議事項は、次の諸事項である。

1. 大学院担当教員の審査に関する事項
2. 学位審査に関する事項
3. 学科課程に関する事項
4. 入学、退学、転学、休学、課程の修了および卒業に関する事項
5. 学生の資格認定および身分に関する事項
6. 学生の賞罰に関する事項
7. その他研究科に関する事項

以上のうち、6. を削除し、7. を繰上げて6. とする。「学生の賞罰に関する事項」を削除する理由は、教授会のところでのべたと同じである。

IV 学院・大学・学部の事務機構

経営と教学とを機構の上で分離する方向で考え、その角度から現在の事務機構をみると、次のような改正が望ましいと考えられる。

現在院長の下に総務部（長）および財務部（長）が置かれているが、総務部（長）および財務部（長）は、法人の経営の面を担当する機構であるから、これを法人本部として理事会に直属せしめるべきである。

そして、院長は下記の如き象徴的機関として、学長は教学を掌る機関として、それぞれ法人本部とは別に存するものとする。総務部（長）および財務部（長）を院長の下におくという従来の制度は、これを改めるべきである。

総務部長および財務部長は教授がこれを兼任するのではなく、専任職とすべきである。

院長は大学・高等部・中等部・宗教総主事、保健館、図書館等の学院内の諸部門を精神的に統合する象徴的な地位のものとし、学長は、大学の教学の面における最高責任者とし、大学事務局（学生部・教務部）、学部、大学院および研究所を統轄するものとする。

更に、理事会に対して、学院の経営に関する長期計画、重要施策などについて諮問に応じ、また、種々の調査研究をする部局として、企画室を置く。

われわれの望ましいと考える管理および事務機構を図解すれば、概ね次の如くである。

Ⅷ 大学紛争関係資料

1. 教授、助教授、講師、助手、実験助手の人事に関する事項
2. 名誉教授に関する事項
3. 教授および研究に関する事項
4. 学科課程に関する事項
5. 学生の入学、退学、転学、休学、課程の修了および卒業に関する事項
6. 学生の資格認定および身分に関する事項
7. 学生の訓育および賞罰に関する事項
8. 学部諸規定の変更に関する事項
9. その他学部に関する重要事項

以上のうち、7を「学生の訓育に関する事項」と改め、「賞罰」を削除する。

〔理由〕(1)現在教授会で審議している賞で、上記の職制に規定する「賞」に該当するものがないと考えられる。同窓会で与えられる賞は、それに該当しないと考えられる。

(2)教授会が学生の懲戒処分を審議決定することは適当でないと考えられる。従って「罰」を審議事項として規定すべきではない。

その点を改正すれば、1. ないし9. の諸事項は、いずれも教学に関する重要事項であり、教授会の審議事項として存置すべきである。なお、9. の「その他学部に関する重要事項」について、これを教授会の審議事項から外すし、学部長の決定事項とし、それについて学部長が教授会に諮問し得るとする改正案もあるが、法学部教授会としては、直ちに賛成することができない。1. ないし8. の事項以外であっても「重要事項」と考えられる事項については、教授会は、学部長の諮問機関としてではなく、審議決定機関として活動すべきである。

教授会の決定事項のいかんにより教授会記録の全部もしくは一部を助手・学生に周知せしめる方法を検討すべきである。

Ⅲ 大学院研究科の意思決定機関（研究科委員会）

大学院研究科委員会は、大学院研究科の教学に関する意思決定機関として、教学に関する重要な事項について、できるだけ大学院研究科の授業を担当する教員の総意を反映する形で機能するように方向づけられなければならない。

(1) 大学院研究科委員会の構成

現行の学院職制では、研究科委員会は、各研究科において授業を担当する教授をもって構成する(30条)が、授業を担当する助教授等をも、構成員に加えることが検討されてよい。また、いわゆる㊸と㊹の制度は、教員の身分的階層を印象づけている点があるので、諸大学での取扱いなどをも充分調査した上で、検討してみなければならない。

5. として「名誉教授の承認に関する事項」を置く。

6. として「その他大学に関する重要事項」を置く。

②構成

現行制度では助教授にメンバー資格を与えられていないが、助教授にまで拡大すると、大学評議会における人事問題の審議の場合に障害を生じる余地がある。

(6)連合教授会

決議機関としてはボディーが過大であるため不適當であり、また、大学評議会の責任の転嫁・分散に利用される危険性も含む。したがって正規の制度的な機構としては設置せずに、随時非公式な会合（教員集会ないし教職員集会）を開催すればよい。

II 学部の意思決定機関（教授会）

教授会は、学部の教学に関する意思決定機関として教学に関する重要な事項について、できるだけ学部教員の総意を反映する形で機能するように方向づけられなければならない。

(1)教授会の構成

現行の学院職制では、教授会は、教授および助教授をもって構成することになっており（26条）、専任講師、宗教主事等は、教授会の構成者とはせられていない。しかし、専任講師は、大学のパーマネントな教員であり、教授または助教授に準ずる仕事を行なうものであるから、これを教授会の構成者とするのが望ましい。また、専任講師という地位を認めることが必要であるか否かについても根本的に検討する必要がある。専任講師という地位は、学校教育法によれば、必ずしも存置しなければならないものではない。大学の教員の階層をできるだけ少なくするために、関西学院大学において、専任講師という地位を置かないことにするのも一つの方法である。そうすれば、教授会への参加の問題は自ら解消するが、もし専任講師という地位を置くことがやはり合理的であるということになれば、専任講師を教授会の正式のメンバーとすべきである。宗教主事の教授会におけるメンバーシップないし投票権については慎重に検討する必要がある。

語学担当教員の人事については、語学研究所の設置の問題との関連において検討の要がある。

助手・助手補の制度は、助手補を廃止し、助手は研究助手のみとし、事務目的のためには専任の事務職員を増加すべしとの意見もあるが、学部によって必ずしも同じではないので、その取扱いをどうするかは、各学部で検討すべきである。

(2)教授会の審議事項

現行の職制（27条）によると教授会の審議事項は、次の諸事項である。

Ⅷ 大学紛争関係資料

員とする。

現在の私立大学の財政的基礎は、学生の納入する学費に依存する部分が極めて大であることを考慮すれば、経営と教学とを組織・機構の上で分離することは適当ではなく、教職員および学生の意思に基づいて経営が行なわれるようにすべきであって、その観点から、理事会や評議員会の構成において、教職員の比重を大にすべきであるという意見もある。

(3) 院長

院長はシンボリック性格のものとして存置する。

職務上当然には理事にはならない。

院長は、シンボリック機関にすぎないから、その諮問機関として、現在のような常務会を設置する必要はない。

院長職を廃止して、中・高部を大学の附属とする。その場合は学長の下に宗教総主事・図書館長等を置き、学長の選挙には事務職員も全員参加せしめるようにする。という見解もあるが、宗教総主事を学長の下に置くこととすると、学長資格者として福音主義のキリスト教徒たることを要することとなり、教学の最高責任者としての適任者があっても福音主義のキリスト教徒でないとの理由によって学長となしえないという欠陥を生ずるのではないかという疑問がある。

(4) 学長

教学の最高責任者として学長在任中は教員としての職務を行なわない。

選挙については五の末尾参照

(5) 大学評議会

① 権限

現行の職制(29条)によると、大学評議会の審議事項は次の諸事項である。

1. 大学学則および内規変更に関する事項
2. 大学専任教員の所属ならびにその各部定員に関する事項
3. 大学に関する重要事項
4. 名誉教授の承認に関する事項

以上のうち、

1. はそのままとする。
2. の「大学専任教員の所属」は審議事項からはずす。
2. の「各部定員」という表現は意味を明らかにするため「各学部および研究所の教員の定員」と改める。
3. として「複数学部に及ぶ関連事項」を追加する。
4. として「大学入試に関する事項」を追加する。

ップを発揮し責任をもってその衝に当ることが必要であると考え、この観点から私立学校法の枠内において、理事会の構成を次のごとく改める。

理事の定員を減らし12名とする。

- ① 職務上理事となる者は、学長のみとする。
- ② 評議員会により選出された者5名
- ③ 評議員会が広く学院の内外より経営の最高責任者たるにふさわしい者を理事長たる理事に選出する。理事長は専任職とする。
- ④ 理事長が学識経験者、同窓会および学院の教育に理解ある者の中から選出する者5名
- ⑤ 常務理事をおき、理事長がこれを任命する。
- ⑥ 上述のように学長は職務上理事を兼ねるが、理事長になることはできない。

(2)評議員会

理事会の定員減少による経営上の権限と責任の強化にともない、他方理事会の独走をコントロールしチェックする評議員会の機能を発揮しやすい構成にする。学院教職員・学外の学院関係者および学識経験者・キリスト者による多様な構成とする。これは、評議員会が学院教職員の意思を充分反映するとともに、大学の社会的使命を大局的客観的な立場から考えて理事会の決定をコントロール、チェックするためである。

①構成

- ① 各学部および中・高部からそれぞれ選出された者8名
- ② 学院全教職員の互選による者12名。教職員たる評議員が各部の利益代表的性格に終ることなく全学的視野に立って参加することの必要上、上述①とは別の選出母体から選出される。
- ③ 院長・学長および中・高部長のうち1名は、職務上構成員となる(3名)
- ④ 福音主義に立つ教役者から理事会が選任する者4名
- ⑤ 在留宣教師から理事会が選任する者4名
- ⑥ 25才以上の同窓から理事会が選任する者5名
- ⑦ 在学者の父兄および学院に関係のある者から理事会が選出する者4名
- ⑧ 学院に功勞のある者および学院の教育に理解のある者から理事会が選出した者5名

なお、教職員の構成比率をいたずらに大にすることは、評議員会が大学の社会的使命を大局的客観的な立場から判断することを困難ならしめ、理事会の意思決定と行動を萎縮せしめる虞があるので、上記の①②にかえ、教職員の互選による者5名とする意見もある。

②評議員の被選挙資格者は、満2年以上(現行5年)在籍の満25才以上の専任教職

7 法学部教授会提案

[1969年5月10日]

法学部教授会提案

目次

- 一、前 文
- 二、組織・機構
- 三、教 育
- 四、処分制度
- 五、財 政

一、前 文

大学は、教職員および学生が、その機能を異にしながらも、学問研究および教育という共通の目的の下に、それぞれ主体的な構成要素として、有機的に結合しているべきものである。

われわれは、大学の運営において、大学がその研究・教育の機能を最もよく果たし得るよう組織されるべきこと、学生が自己の人格形成について自主的に判断し得る年齢に達している者として、その自主的な学習・自己啓発が尊重されるべきこと、および、教員が、学生の教育並びに自己の専門的研究に従事するものとしてその立場が尊重され、教学に関する意思決定において教員および学生の総意が結集されることが殊に重要な点であるという基本認識に立脚し、上記の点に関して種々の問題があった従来の大学のあり方を是正するため、次の如き改革を提案するものである。

今般、関西学院大学において、新執行部の下で、新しい大学のあり方について検討が進められ、近く改革に関する学長代行提案がなされようとしている。このときにあたり、法学部教授会としても、新しい大学のあり方について真剣に討議したことに基づいて、われわれの考えを卒直に表明したいと思う。われわれの考えが、大学諸制度の改革に際して参照せられ、新しい大学の誕生の一助となり得ることを希望するものである。

二、組織・機構

I 学院および大学の管理機構

われわれは、原則として教学と経営とを組織・機構の上で分離するという考え方を前提として、学院および大学の管理機構は次のごとくあるべきであるとする。

(1) 理事会

理事会が、理事長を中心として、学院財政の管理運営について強力なリーダーシ

長の判断でそれを認める。

二、議長 学生一名・教員一名（計二名）。

ただし、学生議長が司会を行い、教員議長は議事運営についてチエツク・協議する。

三、他学部学生の参加 他学部学生は、「事実確認」のためぜひ必要と考えられる場合に限り、両議長の協議によつて、入場させ、その報告が終れば退場する。

法学部教授会

一月十三日

〔原典縦書〕

5 法学部学生諸君へ

〔1969年1月24日〕

法学部学生諸君へ

バリケードストのおこなわれている現状では予定通りの学年末試験の実施は不可能であるから、延期することに決定した。

我々としては、今後も「理事会団交」の実現などに努力していくつもりである。

ことの重大性に鑑みて、学生諸君も事態の収拾に努力せられるよう希望する。

一月二十四日

法学部長 足立 忠夫

学生各位

〔原典縦書〕

6 理事会団交受諾要請

〔1969年1月24日〕

法学部教授会は、学院当局に対し、全学執行委員会が申出ておりますいわゆる「理事会団交」を一定の条件の下に至急受諾されるよう希望いたしますので、学長を通じ進言いたします。なお、そのための条件の設定については、われわれはあらゆる協力を惜しまない所存であることを附言いたします。

一月二十四日

法学部長 足立 忠夫

小宮院長 殿

古武学長 殿

〔原典縦書〕

Ⅷ 大学紛争関係資料

一、学生会館の管理運営権を学生に

一、以上を大衆団交の場で文書でもって確認し、責任者は引責辞職せよ。

法学部斗争委員会

法学会

西宮市上ヶ原

関西学院大学

法学部学生自治会

電西官㊟3514内線法学会

足立学部長 殿

[原典縦書]

4 教授・学生集会を開くにあたって

(1969年1月13日)

「教授・学生集会」を開くにあたって

法学部教授会は、来る一月一六日午後、後記の条件を学生・教員双方が厳守するという約束のもとで、法学会執行部が要請してきた「大衆団交」に応じて「教授・学生集会」を開くことを決意しました。

「学費値上反対」「不当処分撤回」「機動隊導入弾劾」さらに「カリキュラム改編反対」という要求を、特に学年末という時期に提出し、無期限ストが計画されていることに對し、われわれは若干の抵抗を感じております。しかし、教員・学生間に無用の対立があつてはならないし、また意思の疎通を特にこの際深める必要があると考えるので、この集会をもつことにしました。それは、右にあげた諸要求の問題点を具体的に解明し、諸君とともに問題の眞の解決方向を見出すための場を、特に設けることが必要であると考えたからであります。われわれは、抽象的なスローガンの下での力による「解決」は、問題の一時的表面的な解決にすぎず、眞の解決ではないと考えております。眞の解決のためには、学生も教員も問題を自己の問題としてとらえ、何を改革すべきか、それに対して如何に対処すべきかを、個々具体的に明らかにしていくことが前提条件であると考えます。この点を学生諸君一人一人が了解して集会に参加されることを切に希望し、「大衆団交」において右の趣旨が十分に貫徹されるよう努力されんことをお願いしたいと思います。

次にあげるような、法学会執行部との間で合意した「大衆団交」運営の三条件も、右の趣旨を貫徹するための、最低不可欠の条件と考えております。

一、時 間 三・四時限（ただし多少の延長は認める）。

教員側から、主として健康上の理由で退場・休養の要求があれば、議

2 告示

(1968年1月22日)

告 示

昨年末以来、法学部教授会は法学会執行部に対して、スト中止・バリケード撤去を求め、クラス・ゼミナールなどを通じて学生諸君に大学の正常な事態の回復を計るよう説得しつづけてきた。さまざまな情勢の変化が現われているにもかかわらず、法学部において、いまなおストライキが継続されているのは、はなはだ遺憾である。

一、法学部は、昨春以来組織委員会を設け、それを中心として教学の問題につき研究を進めてきているが、さらに今回の学費問題を契機としてこれを一層推進し、法学部における教育の充実と刷新に責任をもつて努力する。

一、右の実現のために、われわれは、学生諸君の意向を十分に反映させつつ、理事会及び学院当局に対して強い要求を行なうかたい決意をもっている。

一、大学は一切の圧力に拘束されない自由な研究と教育を行なう場であるから、実力をともなうストライキはその合法性を認めることはできない。しかも、教育をうける権利は学生にとつて本質的な権利であるから、多数決によつてもこれを侵害することは違法である。さらに、バリケードという物理的手段によつてこの権利を侵害することは、学生の人格的および身体的自由をふみにじるものであるから、断じて許すことができない。

右の見解にもかかわらず、われわれは学生諸君自らが自主的にストライキを中止し、バリケードを撤去することを期待し、説得を重ねてきたのである。しかるに依然として事態の正常化は認められないので、われわれは重大な決意をもつて、ストライキを中止し、バリケードを撤去するよう重ねて要求するものである。

昭和四十三年一月二十二日

法学部長 足立 忠夫

[原典縦書]

3 六項目要請書

(1968年12月)

要 請 書

12月23日に、以下の事項に関し、大衆団交を開催する事を要請する。

一、43・44年連続学費値上げ白紙撤回

一、不当処分撤回

一、機動隊導入、捜査協力自己批判

一、文学部学科制改編白紙撤回、法学部のカリキュラム改編を中止せよ。

Ⅷ 大学紛争関係資料

1 法学部学生諸君に訴える

〔1967年12月26日〕

法学部学生諸君に訴える。

先日、法学部学生諸君のスト突入に際して「いわゆるストは合法性を承認することができない。スト実行のすみやかなる中止をもとめる。」旨の告示を部長名で発し、法学会執行部に再三ストの中止を説いたにもかかわらず、バリケードが構築され、事実上、すべての講義が不可能となっている。

教授会は法学部に於ける教育と研究に対する責任をになうものである。思想や学問の自由は、実力によって左右されてはならず、大学に於ける教育や研究は、いわゆるストやバリケードなどの手段によって阻害されるべきものではない。実力を用いて教育と研究を阻害することにより、大学の問題を解決しようとするのは、大学の自治をみずから破壊する行為にすぎない。したがって法学部教授会は、理由のいかんにかかわらず、目的を達成するために、ストライキ及びバリケードなどの実力手段によって、学生諸君の受講を阻止することを承認できない。重ねて、いわゆるストライキの中止を強くもとめるものである。

学長告示にもべられているごとく、理事会はいわゆる「大衆団交」は拒否しているが、学生代表との話し合いを拒否してはいない。かかる状況にあるにもかかわらずバリケードによる受講の阻止をつづけている法学会執行部、ならびに法学部闘争委員会の態度は理解に苦しむところである。

教授会は、一日も早く正常な講義が可能になることを望んでおり、いつでも講義の可能な体制にある。学生諸君も登校を中止することなく、事態の本質を深く認識して、正常な講義の可能な状態が一日も早く実現されるように努力されんことを切に望んで止まない。

昭和四十二年十二月二十六日

法学部長 足立 忠夫
〔原典縦書〕

第 4 部 資 料

年度	專 政	博士課程前期課程(修士課程)					博士課程後期課程(博士課程)					在學生 合計	修士學位 取得者數	
		入 定員	1年	2年	3 年 以 上	計	入 定員	1年	2年	3年	4 年 以 上			計
1990	政 治	20	2	1	—	3	2	0	0	1	—	1	4	1
	基礎法	10	0	0	—	0	2	0	1	0	—	1	1	0
	民刑事 計	15	3	1	—	4	2	1	0	1	—	2	6	0
1991	政 治	45	5	2	—	7	6	1	1	2	—	4	11	1
	基礎法	20	1	2	—	3	2	1	0	0	—	1	4	1
	民刑事 計	10	0	0	—	0	2	0	0	1	—	1	1	0
1992	政 治	15	2	4	—	6	2	0	1	0	—	1	7	1
	基礎法	45	3	6	—	9	6	1	1	1	—	3	12	2
	民刑事 計	20	0	2	—	2	2	2	1	0	—	3	5	1
1993	政 治	10	0	0	—	0	2	0	0	1	—	1	1	0
	基礎法	15	4	4	—	8	2	1	0	1	—	2	10	1
	民刑事 計	45	4	6	—	10	6	3	1	2	—	6	16	2
1994	政 治	20	1	1	—	2	2	1	2	1	—	4	6	1
	基礎法	10	1	0	—	1	2	0	0	1	—	1	2	0
	民刑事 計	15	4	7	—	11	2	0	1	0	—	1	12	3
1995	政 治	45	6	8	—	14	6	1	3	2	—	6	20	4
	基礎法	20	2	1	—	3	2	0	1	3	—	4	7	1
	民刑事 計	10	0	1	—	1	2	0	0	1	—	1	2	1
1996	政 治	15	1	8	—	9	2	3	0	1	—	4	13	6
	基礎法	45	3	10	—	13	6	3	1	5	—	9	22	8
	民刑事 計	20	2	2	—	4	2	1	0	3	—	4	8	0
1997	政 治	10	1	0	—	1	2	1	0	0	—	1	2	0
	基礎法	15	3	3	—	6	2	2	3	1	—	6	12	1
	民刑事 計	45	6	5	—	11	6	4	3	4	—	11	22	1
1998	政 治	20	2	3	—	5	2	0	1	2	—	3	8	2
	基礎法	10	0	1	—	1	2	0	1	0	—	1	2	1
	民刑事 計	15	1	5	—	6	2	0	2	4	—	6	12	1
1999	政 治	45	3	9	—	12	6	0	4	6	—	10	22	4
	基礎法	20	1	3	—	4	2	0	0	3	—	3	7	1
	民刑事 計	10	1	0	—	1	2	0	0	1	—	1	2	0
1998	政 治	15	4	5	—	9	2	1	0	5	—	6	15	1
	基礎法	45	6	8	—	14	6	1	0	9	—	10	24	2
	民刑事 計	20	2	3	—	5	2	0	0	2	—	2	7	2
1999	政 治	10	3	1	—	4	2	0	0	0	—	0	4	1
	基礎法	15	8	7	—	15	2	1	1	1	—	3	18	4
	民刑事 計	45	13	11	—	24	6	1	1	3	—	5	29	7
1999	政 治	40	4	3	—	7	2	1	0	1	—	2	9	2
	基礎法	20	1	3	—	4	2	0	0	0	—	0	4	0
	民刑事 計	30	16	11	—	27	2	1	1	1	—	3	30	5
		90	21	17	—	38	6	2	1	2	—	5	43	7

Ⅶ 学生数統計

年度	専攻	博士課程前期課程(修士課程)					博士課程後期課程(博士課程)						在学生 合計	修士学位 取得者数
		入学 定員	1年	2年	3年 以上	計	入学 定員	1年	2年	3年	4年 以上	計		
1980	政治	20	0	0	0	0	2	1	1	3	9	14	14	0
	基礎法	10	0	0	0	0	2	1	0	0	5	6	6	0
	民刑事	15	2	3	0	5	2	2	0	2	2	6	11	2
	計	45	2	3	0	5	6	4	1	5	16	26	31	2
1981	政治	20	2	0	0	2	2	0	1	4	8	13	15	0
	基礎法	10	0	0	0	0	2	0	1	0	2	3	3	0
	民刑事	15	2	3	0	5	2	2	2	2	2	8	13	3
	計	45	4	3	0	7	6	2	4	6	12	24	31	3
1982	政治	20	0	2	—	2	2	0	0	4	7	11	13	0
	基礎法	10	3	0	—	3	2	0	0	1	1	2	5	0
	民刑事	15	0	2	—	2	2	2	2	3	2	9	11	2
	計	45	3	4	—	7	6	2	2	8	10	22	29	2
1983	政治	20	1	2	—	3	2	0	0	2	6	8	11	0
	基礎法	10	1	3	—	4	2	0	0	1	1	2	6	1
	民刑事	15	2	0	—	2	2	1	2	3	0	6	8	0
	計	45	4	5	—	9	6	1	2	6	7	16	25	1
1984	政治	20	0	3	—	3	2	0	0	1	3	4	7	3
	基礎法	10	1	2	—	3	2	1	0	1	0	2	5	0
	民刑事	15	0	1	—	1	2	0	1	5	0	6	7	1
	計	45	1	6	—	7	6	1	1	7	3	12	19	4
1985	政治	20	0	0	—	0	2	1	0	0	—	1	1	0
	基礎法	10	1	2	—	3	2	0	1	1	—	2	5	1
	民刑事	15	0	0	—	0	2	1	0	5	—	6	6	0
	計	45	1	2	—	3	6	2	1	6	—	9	12	1
1986	政治	20	2	0	—	2	2	0	1	0	—	1	3	0
	基礎法	10	0	2	—	2	2	0	0	1	—	1	3	1
	民刑事	15	0	0	—	0	2	0	1	4	—	5	5	0
	計	45	2	2	—	4	6	0	2	5	—	7	11	1
1987	政治	20	0	2	—	2	2	0	0	1	—	1	3	0
	基礎法	10	1	1	—	2	2	0	0	1	—	1	3	0
	民刑事	15	0	0	—	0	2	0	0	4	—	4	4	0
	計	45	1	3	—	4	6	0	0	6	—	6	10	0
1988	政治	20	1	1	—	2	2	0	0	1	—	1	3	1
	基礎法	10	0	2	—	2	2	0	0	1	—	1	3	2
	民刑事	15	1	0	—	1	2	0	0	2	—	2	3	0
	計	45	2	3	—	5	6	0	0	4	—	4	9	3
1989	政治	20	1	1	—	2	2	0	0	1	—	1	3	1
	基礎法	10	0	0	—	0	2	1	0	0	—	1	1	0
	民刑事	15	1	1	—	2	2	0	0	1	—	1	3	1
	計	45	2	2	—	4	6	1	0	2	—	3	7	2

第 4 部 資 料

年度	專 政	博士課程前期課程(修士課程)					博士課程後期課程(博士課程)					在學生 合 計	修士學位 取得者數		
		入學 定員	1年	2年	3 年 以 上	計	入學 定員	1年	2年	3年	4 年 以 上			計	
1970	政 治	20	3				2	2							1
	基礎法	10	0				2	0							4
	民刑事	15	2				2	1							8
	計	45	5	10	12	27	6	3	3	0	5	11	38		13
1971	政 治	20	1				2	3							1
	基礎法	10	2				2	2							2
	民刑事	15	1				2	3							5
	計	45	4	5	9	18	6	8	3	3	5	19	37		8
1972	政 治	20	1				2	0							2
	基礎法	10	1				2	1							1
	民刑事	15	2				2	0							2
	計	45	4	4	5	13	6	1	8	3	8	20	33		5
1973	政 治	20	3				2	2							2
	基礎法	10	2				2	1							1
	民刑事	15	1				2	1							1
	計	45	6	5	1	12	6	4	1	7	8	20	32		4
1974	政 治	20	3				2	2							3
	基礎法	10	1				2	1							2
	民刑事	15	3				2	1							3
	計	45	7	7	1	15	6	4	4	2	13	23	38		8
1975	政 治	20	4				2	4							2
	基礎法	10	2				2	1							0
	民刑事	15	1				2	1							1
	計	45	7	8	1	16	6	6	4	5	14	29	45		3
1976	政 治	20	1				2	2							1
	基礎法	10	1				2	1							1
	民刑事	15	0				2	0							1
	計	45	2	7	4	13	6	3	6	4	15	28	41		3
1977	政 治	20	2				2	1							3
	基礎法	10	0				2	0							0
	民刑事	15	4				2	1							0
	計	45	6	4	5	15	6	2	3	6	18	29	44		3
1978	政 治	20	0				2	1							2
	基礎法	10	0				2	0							1
	民刑事	15	1				2	1							2
	計	45	1	8	4	13	6	2	2	3	24	31	44		5
1979	政 治	20	0	1	1	2	2	1	1	2	11	15	17		1
	基礎法	10	0	0	1	1	2	0	0	0	5	5	6		1
	民刑事	15	2	5	0	7	2	0	1	2	2	5	12		4
	計	45	2	6	2	10	6	1	2	4	18	25	35		6

Ⅶ 學生數統計

年度	專 政	博士課程前期課程(修士課程)					博士課程後期課程(博士課程)					在學生 合計	修士學位 取得者數	
		入 定員	1年	2年	3 年 以 上	計	入 定員	1年	2年	3年	4 年 以 上			計
1960	政 治	20	8	0	1	9	2	0	2	—	—	2	11	0
	基礎法	15	7	7	4	18	2	0	0	3	1	4	22	2
	民刑事	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	35	15	7	5	27	4	0	2	3	1	6	33	2
1961	政 治	20	2	8	0	10	2	0	0	1	—	1	11	1
	基礎法	15	1	7	8	16	2	1	0	0	2	3	19	2
	民刑事	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	35	3	15	8	26	4	1	0	1	2	4	30	3
1962	政 治	20	2	2	6	10	2	0	0	0	1	1	11	2
	基礎法	15	2	1	13	16	2	1	1	0	2	4	20	0
	民刑事	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	35	4	3	19	26	4	1	1	0	3	5	31	2
1963	政 治	20	1	2	3	6	2	1	0	0	1	2	8	1
	基礎法	10	3	2	10	15	2	0	1	1	2	4	19	0
	民刑事	15	6	0	0	6	2	0	0	0	0	0	6	1
	計	45	10	4	13	27	6	1	1	1	3	6	33	2
1964	政 治	20	7	1	4	12	2	0	1	0	1	2	14	3
	基礎法	10	1	3	6	10	2	0	0	1	1	2	12	5
	民刑事	15	4	4	1	9	2	0	0	0	1	1	10	2
	計	45	12	8	11	31	6	0	1	1	3	5	36	10
1965	政 治	20	4	7	1	12	2	2	0	1	1	4	16	5
	基礎法	10	1	1	0	2	2	1	0	0	2	3	5	0
	民刑事	15	6	4	2	12	2	0	0	0	1	1	13	4
	計	45	11	12	3	26	6	3	0	1	4	8	34	9
1966	政 治	20	2				2	1						1
	基礎法	10	2				2	0						2
	民刑事	15	4				2	3						1
	計	45	8	10	3	21	6	4	3	0	5	12	33	4
1967	政 治	20	7				2	0						4
	基礎法	10	1				2	1						0
	民刑事	15	10				2	0						1
	計	45	18	8	8	34	6	1	3	2	5	11	45	5
1968	政 治	20	4				2	0						4
	基礎法	10	4				2	0						2
	民刑事	15	2				2	0						6
	計	45	10	18	9	37	6	0	1	3	7	11	48	12
1969	政 治	20	1				2	2						5
	基礎法	10	2				2	1						0
	民刑事	15	7				2	0						4
	計	45	10	10	13	33	6	3	0	1	6	10	43	9

第4部 資料

3 大学院法学研究科〔1950—1999年度〕〔空欄は不明〕

〔年次報告〕

年度	専攻	博士課程前期課程(修士課程)					博士課程後期課程(博士課程)					在学生 合計	修士学位 取得者数	
		入定員	1年	2年	3年以上	計	入定員	1年	2年	3年	4年以上			計
1950	政治	20	10	—	—	10	—	—	—	—	—	—	10	—
	基礎法	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	民刑事計	20	10	—	—	10	—	—	—	—	—	—	10	—
1951	政治	20	10	7	—	17	—	—	—	—	—	—	17	—
	基礎法	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	民刑事計	20	10	7	—	17	—	—	—	—	—	—	17	—
1952	政治	20	5	9	7	21	—	—	—	—	—	—	21	4
	基礎法	15	5	—	—	5	—	—	—	—	—	—	5	—
	民刑事計	35	10	9	7	26	—	—	—	—	—	—	26	4
1953	政治	20	10	5	10	25	—	—	—	—	—	—	25	4
	基礎法	15	12	5	—	17	—	—	—	—	—	—	17	—
	民刑事計	35	22	10	10	42	—	—	—	—	—	—	42	4
1954	政治	20	2	7	4	13	—	—	—	—	—	—	13	0
	基礎法	15	11	11	4	26	2	0	—	—	—	0	26	3
	民刑事計	35	13	18	8	39	2	0	—	—	—	0	39	3
1955	政治	20	2	2	9	13	—	—	—	—	—	—	13	2
	基礎法	15	3	10	12	25	2	0	0	—	—	0	25	6
	民刑事計	35	5	12	21	38	2	0	0	—	—	0	38	8
1956	政治	20	3	2	7	12	—	—	—	—	—	—	12	2
	基礎法	15	4	3	10	17	2	0	0	0	—	0	17	4
	民刑事計	35	7	5	17	29	2	0	0	0	—	0	29	6
1957	政治	20	1	3	5	9	—	—	—	—	—	—	9	2
	基礎法	15	2	4	8	14	2	1	0	0	0	1	15	3
	民刑事計	35	3	7	13	23	2	1	0	0	0	1	24	5
1958	政治	20	1	1	2	4	—	—	—	—	—	—	4	2
	基礎法	15	5	0	5	10	2	4	1	0	0	5	15	4
	民刑事計	35	6	1	7	14	2	4	1	0	0	5	19	6
1959	政治	20	0	1	1	2	2	2	—	—	—	2	4	1
	基礎法	15	7	4	1	12	2	0	3	1	0	4	16	1
	民刑事計	35	7	5	2	14	4	2	3	1	0	6	20	2

Ⅶ 学生数統計

年 度	学 科	入 学 定 員	入 学 志願者数	在 学 生 数					卒 業 生 数	
				1 年	2 年	3 年	4 年	合 計	9 月	3 月
1988	政 治 法 律 計	100		175	161	138	172	646	0	
		450		487	536	460	541	2,024	5	
		550	6,903	662	697	598	713	2,670	5	587
1989	政 治 法 律 計	100		180	180	161	173	694	0	
		450		518	483	535	537	2,073	0	
		550	6,600	698	663	696	710	2,767	0	578
1990	政 治 法 律 計	100		135	177	183	204	699	3	157
		450		467	510	480	611	2,068	4	501
		550	9,447	602	687	663	815	2,767	7	658
1991	政 治 法 律 計	150		192	134	174	220	720	3	159
		450		575	465	510	577	2,127	4	468
		600	5,390	767	599	684	797	2,847	7	627
1992	政 治 法 律 計	150		154	188	131	229	702	3	167
		450		448	567	458	604	2,077	6	479
		600	5,973	602	755	589	833	2,779	9	646
1993	政 治 法 律 計	150		155	154	188	185	682	7	136
		450		473	441	564	568	2,046	12	419
		600	6,079	628	595	752	753	2,728	19	555
1994	政 治 法 律 計	150		169	153	154	229	705	1	182
		450		488	468	437	689	2,082	13	587
		600	5,391	657	621	591	918	2,787	14	769
1995	政 治 法 律 計	150		175	167	150	194	686	2	140
		430		564	483	466	520	2,033	5	411
		580	4,773	739	650	616	714	2,719	7	551
1996	政 治 法 律 計	150		156	175	166	199	696	6	143
		430		471	553	481	564	2,069	14	440
		580	4,349	627	728	647	763	2,765	20	583
1997	政 治 法 律 計	150		143	152	176	211	682	11	158
		430		451	464	548	580	2,043	21	433
		580	4,190	594	616	724	791	2,725	32	591
1998	政 治 法 律 計	150		147	142	145	214	648	7	159
		430		463	446	470	669	2,048	21	489
		580	4,804	610	588	615	883	2,696	28	648
1999	政 治 法 律 計	150		150	146	142	189	627	10	116
		430		529	457	443	611	2,040	31	433
		580	4,794	679	603	585	800	2,667	41	549

第4部 資料

年 度	学 科	入 定 学 員	入 学 志 願 者 数	在 学 生 数					卒 業 生 数	
				1 年	2 年	3 年	4 年	合 計	9 月	3 月
1974	政 治 法 律 計	100	9,397	646	761	699	677	2,783	0	649
		300							0	
		400							0	
1975	政 治 法 律 計	100	10,282	546	633	751	758	2,688	2	611
		300							5	
		400							7	
1976	政 治 法 律 計	100	8,427	752	536	629	880	2,797	3	724
		450							2	
		550							5	
1977	政 治 法 律 計	100	8,208	669	740	529	764	2,702	2	639
		450							6	
		550							8	
1978	政 治 法 律 計	100	9,102	580	663	735	631	2,609	1	522
		450							1	
		550							2	
1979	政 治 法 律 計	100	8,097	149	154	160	206	669	1	725
		450							2	
		550							3	
1980	政 治 法 律 計	100	6,584	149	147	148	189	633	2	626
		450							3	
		550							5	
1981	政 治 法 律 計	100	6,811	202	142	142	176	662	0	540
		450							0	
		550							0	
1982	政 治 法 律 計	100	6,483	131	200	139	173	643	1	579
		450							0	
		550							1	
1983	政 治 法 律 計	100	5,672	182	129	194	163	668	0	554
		450							2	
		550							2	
1984	政 治 法 律 計	100	6,039	158	180	128	229	695	1	790
		450							1	
		550							2	
1985	政 治 法 律 計	100	6,008	141	156	178	161	636	2	572
		450							4	
		550							6	
1986	政 治 法 律 計	100	5,204	140	136	152	203	631	2	737
		450							7	
		550							9	
1987	政 治 法 律 計	100	5,860	163	140	135	190	628	1	600
		450							5	
		550							6	

Ⅶ 学生数統計

年 度	学 科	入 学 定 員	入 学 志願者数	在 学 生 数					卒 業 生 数	
				1 年	2 年	3 年	4 年	合 計	9 月	3 月
1960	政 治 法 律 計	300	652	557	570	566	614	2,307	0	16
			2,715						8	526
			3,367						8	542
1961	政 治 法 律 計	300	657	558	551	575	591	2,275	0	121
			3,219						4	384
			3,876						4	505
1962	政 治 法 律 計	300	834	587	557	549	633	2,326	0	130
			3,412						2	386
			4,246						2	516
1963	政 治 法 律 計	300	901	594	586	560	633	2,373	2	131
			3,497						8	414
			4,398						10	545
1964	政 治 法 律 計	300	803	581	613	569	617	2,380	1	137
			3,553						4	408
			4,356						5	545
1965	政 治 法 律 計	300	979	692	622	567	620	2,501	0	133
			4,489						5	442
			5,468						5	575
1966	政 治 法 律 計	300	1,288	711	738	561	601	2,611	6	
			5,157						5	
			6,445						11	542
1967	政 治 法 律 計	300	1,482	645	768	663	617	2,693	0	
			5,513						0	
			6,995						0	555
1968	政 治 法 律 計	300	833	552	697	685	701	2,635	0	
			3,717						0	
			4,550						0	664
1969	政 治 法 律 計	300	635	530	540	683	718	2,471	0	
			3,153						0	
			3,788						0	654
1970	政 治 法 律 計	300	405	775	543	509	701	2,528	0	
			2,032						0	
			2,437						0	644
1971	政 治 法 律 計	300	996	674	821	472	550	2,517	0	
			5,125						0	
			6,121						0	502
1972	政 治 法 律 計	100	650	763	695	507	2,615	2,615	0	
		300							0	
		400							0	451
1973	政 治 法 律 計	100	768	712	677	737	2,894	2,894	0	
		300							0	
		400							0	680

2 法学部政治学科・法律学科〔1948—1999年度〕

〔『年次報告』〕

〔空欄は不明。入学志願者は一般入試のみ〕

年 度	学 科	入 学 定 員	入 学 志 願 者 数	在 学 生 数					卒 業 生 数	
				1 年	2 年	3 年	4 年	合 計	9 月	3 月
1948	政 治 法 律 計	*1			83	99	0	182	—	—
1949	政 治 法 律 計		410	216	97	121	97	531	—	38
1950	政 治 法 律 計		348	206	225	145	119	695	0	37
*2 1951	政 治 法 律 計	150	983	283	214	257	143	897	0	50
1952	政 治 法 律 計	200	1,183	293	270	230	257	1,050	0	64
1953	政 治 法 律 計	200	1,296	352	288	315	240	1,195	0	29
1954	政 治 法 律 計	200	1,493	360	350	364	318	1,392	0	185
1955	政 治 法 律 計	200	1,361	401	356	413	387	1,557	0	254
1956	政 治 法 律 計	200	1,543	514	393	440	434	1,781	0	284
1957	政 治 法 律 計	200	2,016	557	513	480	473	2,023	0	29
*3 1958	政 治 法 律 計	200	441 1,432 1,873	561	553	532	554	2,200	1	365
1959	政 治 法 律 計	300	486 2,272 2,758	573	570	568	555	2,266	5	374
									17	460
									18	463
									0	21
									4	482
									4	503

*1 新制度1年生（入学定員600人）は学部・学科の区別なし。

*2 1951年度より学部ごとに入学定員を設定した。

*3 1958年度より入学時に法律学科・政治学科の志願を区別した。

Ⅶ 学生数統計

Ⅶ 学生数統計

1 法文学部法学科〔1934—1950年度〕

〔「文部省年報」、〔年次報告〕〕

年 度	入 学 志願者数	在 学 生 数	卒 業 生 数
1934	79	68	—
1935	61	124	—
1936	61	180	63
1937	70	180	54
1938	80	204	53
1939	104	235	60
1940	96	253	65
1941	110	188	⑫ 98
1942	134	270	⑨ 81
1943	168	275	⑨ 94
1944	*1	268	⑨ 77
1945	110	247	⑨ 11
1946	44	172	⑨ 66
			③ 26
1947	117	163	⑨ 16
			③ 37
1948	0	109	36
1949	0	70	58
1950	0	7	2

③⑨⑫は当該年度卒業月

*1 法文学部入学志願者：102人

第4部 資料

ば他学部 of 学生も部員となることができる。

第34条 各研究機関の長は事業の性質について代議員会に報告しなければならない。

第2節 体育・厚生機関

第35条 本会第3条の目的にそつた体育・厚生活動を行なう部をおくことができる。

第36条 前条の部は執行部会厚生部活動の一環として之を行なう。

第6章 改正

第37条 本会規約の改正は代議員会で代議員の3分の2以上の賛成により代議員が発議し、大会に於いて出席人員の過半数の承認を得なければならない。

第7章 補則

第38条 この規約は公示の日から起算して1週間を経過した日から之を施行する。

第39条 本会は顧問及び参与をおくことができる。顧問は学部教授より委嘱し、会長の諮問に応じ指導に任ずるものとする。参与は本学学生中より委嘱し、委員の補導に任ずる。

第40条 顧問及び参与は会長が之を決定し、代議員会の承認を得なければならない。

VI 法学部学生自治会規約

は、金銭の出納に関する事務を管理する。尚、各部々長及び各研究機関の長は会計員を選ばなければならない。

- 第20条 本会の経費は自治会費・学生交付金・事業収入金及び寄付金その他をもってあてる。
- 第21条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。会計報告は毎年1回これを行なう。
- 第22条 本会の予算は各部々長・研究機関の長・会長・副会長・会計を以って構成し、その決定は代議員会の承認を必要とする。
- 第23条 本会の決算は会計・会長・副会長が会計年度末に代議員会に於いて説明し、出席人員の3分の2以上の承認後、学生大会に於いて報告しなければならない。
- 第24条 前年度の剰余金は次年度の予算内に繰り入れるものとする。
- 第25条 会計委員は各部及び各研究機関の会計を監督しなければならない。
- 第26条 本会自治会員は何時でも本会会計について説明を求めることができる。但し、目的事項を明示して会長に提示しなければならない。

第4章 会長選挙

第1節 会長の公選制・資格及び辞任

- 第27条 法学会会長は法学部自治会員の公選によって決まり、任期は1カ年とする。会長選挙は毎年1月中に之を行なう。但し、緊急のときはこの限りではない。
- 第28条 会長は各部々長及び各研究機関の部長、副部長、会計を兼任することはできない。各部々長は各研究機関の部長・副部長・会計を兼任することはできない。
- 第29条 会長が辞任した場合、副会長が会長の職務を代行し、速やかに会長辞任を公示して25日以内に会長選挙を行なわねばならない。

第2節 選挙管理委員会

- 第30条 本会会長の選挙にあたっては選挙管理委員会を設け、これが選挙管理事務にあたる。選挙管理委員会は本会自治会員より5名選出する。尚、選挙管理委員は被選挙権を有しない。

第5章 研究及び体育・厚生機関

第1節 研究機関

- 第31条 本会に政治学研究部・司法試験研究部・法律研究部・時事英語研究部・憲法研究部をおく。但し第3条の目的にそった研究部をおくことができる。
- 第32条 各研究機関の長は各部員の互選により決定し、代議員会に報告する。但し、研究機関の長は本会自治会員とする。
- 第33条 各研究機関の部員は本会自治会員を原則とするが、研究機関の長の承認があれ

会長が必要と認めた場合。

第10条 (選出並びに資格) 代議員は1・2年の各クラスより1名選出、3・4年は1・2年の代議員と同数を全体より選出する。但し、任期は原則として1年で、学会代議員選挙は毎年学年度初めに之を行なう。尚1年生に限り学会執行部から代議員を依頼することができる。

第11条 (職務) ①代議員は代議員会に於いて本会の運営に関する審議を行ない、決議をする機能を有する。

②代議員は第16条に於ける何れかの部に属さねばならない。

第12条 (欠員・リコール及び辞任) ①代議員に欠員が生じたときは速やかに補欠選挙を行なわねばならない。但し、選出された代議員の任期は前任者の残りの任期とする。

②代議員の不信任は各クラスの3分の2以上の賛成によって決定する。

③代議員は自己の所属するクラスの許可を得て辞任することができる。

第13条 (議事運営) 代議員会の議長は会長又は副会長が選任する。代議員会の議事は出席人員の過半数でこれを決定し、可否同数のときは議長がこれを決する。

第14条 (定足数及び議決定数) 代議員会は代議員総数の過半数の出席がなければ議事を開き議決することはできない。尚、委任状は効力を有しない。但し、代議員により委任された代理人(その代議員と同一の選出母体の構成員であること)は之を認める。

第3節 執行部会

第15条 執行部会は最高執行機関とする。

第16条 (構成) 執行部内に次の各部と役員をおく。

①庶務部・調査部・図書部・編集部・企画部・厚生部。但し、第3条の規定にそった各部を設けることができる。

②会長1名、副会長2名、会計1名、各部長1名。

第17条 (会長の職務) ①会長は法学会を代表し、法学会機構の運営を総括し、会計全般を管理しなくてはならない。

②会長は自己の職務を補佐し、法学会の運営を円滑にする副会長2名及び会計1名を自治会員の中より選任する。但し、代議員会の過半数の承認を必要とする。各部々長は会長・副会長がこれを選任し、代議員会の過半数の承認を必要とする。

第18条 (役員) 役員は代議員の許可を得て辞任することができる。

第3章 会 計

第19条 会計は金銭の出納に関する事務の一般を管理し、各部々長及び各研究機関の長

VI 法学部学生自治会規約

第3条 (目的) 本会は自治の精神に基づき、学生の権利、発展を擁護すると共に学術・思想並びに共同精神の育成に努め、内外の充実に努めることを目的とする。

第4条 本会は第3条の目的を達成するため、種々の活動及び事業を行う。

第2章 機 関

第5条 (機関) 本会は次の機関をおく。(1) 学生大会 (2) 代議員会
(3) 執行部会

第1節 学生大会

第6条 (大会) ①法学部学生大会(以下、大会と称す)は、本会の最高議決機関である。

②会長は大会に於いて一般報告をなし、自治会員の諸要求・希望を聴取しなければならない。

③大会は定期大会と臨時大会とに分ける。

定期大会は毎年1回会長が之を招集する。

臨時大会は、(1) 本会学生の10分の1以上により大会の目的事項を示した要求書を会長に提出した場合、(2) 代議員会の3分の2以上の要求がある場合、(3) 会長が必要ありと認めた場合、招集することができる。

④大会の招集は少なくとも10日前には会議の目的事項を公示しなければならない。大会に於いては予め公示した事項についてのみ決議することができる。但し、緊急のときはこの限りではない。

第7条 (定足数及び議決定数) ①大会は全自治会員の6分の1以上の出席がなければ議事を聞き議決することはできない。議決は出席人員の過半数の同意を必要とし、可否同数のときは議長が決する処による。

②大会出席人員が定数に満たないときは仮決議することができる。但し、仮決議は学生控室その他3カ所に公示しなければならない。公示1週間後全会員の20名以上の連名による異議書が会長に提出されなければ決議とすることができる。

第8条 (議事運営) 大会の議長は出席人員の中から選び、なきときは会長がこれを指名する。尚、会長は議事運営のため副議長及び書記を選ぶことができる。

第2節 代議員会

第9条 (代議員会) ①代議員会は大会に準ずる議決機関であり、同時に執行機関である。代議員会の活動は自治会員の総意に反してはならない。

②代議員会の招集は原則として毎月1回会長がこれを行なう。但し、次の場合臨時に招集することができる。

(1) 過半数の代議員が連名で要求書を会長に提出した場合、(2) その他、

第4部 資料

第四十三条 本会に法律研究部、政治研究部、時事英語研究部の各部を置く

但し第二条の目的に則つた研究部を置く事が出来る

第四十四条 各研究機関の長は各研究部々員の互選により決定し委員会に報告する

但し研究機関の長は本会々員とする

第四十五条 各研究機関の部員は本会々員を原則とするが研究機関の長の承認があれば

他学部学生も部員となる事が出来る

第四十六条 各研究機関の長は事業の性質について委員会に説明しなければならない

第四十七条 各研究機関の長は本会委員会の議事に参加し議決する権能を有する

第六章 改正

第四十八条 本会規約の改正は委員会で学会委員の三分の二以上の賛成により委員会が

発議し総会に於て出席人員の過半数の承認を得なければならない

第七章 補則

第四十九条 この規約は公示の日から起算して一週間を経過した日からこれを施行する

(原典縦書)

3 法学会規約(抄)〔1958年改正〕

〔関西学院大学学生会会員名簿〕1968年度

第7条 学会委員は1、2年の各クラスより2名選出、3年は全体より選挙する。但し任期は原則として1ヶ年として学会委員選挙は毎回10月中に之を行う。尚1年生に限り入学時に委員会から委員を依頼することが出来る。

第43条 本会に法律研究部、政治研究部、時事英語研究部、司法試験研究部の各部を置く。但し第2条の目的に則つた研究部を置く事が出来る。

4 法学部学生自治会規約〔1974年改正〕

〔新入生歓迎パンフレット「春風」1993年〕

第1章 総則

第1条 (名称) 本会は関西学院大学法学部学生自治会(法学会)と称する。

第2条 (構成) 本会は法学部学生をもって会員とする。

VI 法学部学生自治会規約

場合

(二)委員会の三分の二以上の要求がある場合

(三)会長が必要ありと認めた場合

招集する事が出来る

第三十条 総会の招集は少くとも十日前にその会議の目的事項を公示しなければならない
い 総会に於ては予め公示した事項に付いてのみ決議することが出来る

第三十一条 総会は全会員の六分の一以上の出席がなければ議事を開き議決する事は出来ない
議決は出席人員の過半数の同意を必要とし可否同数のときは議会の決するところによる

第三十二条 総会の出席人員が定数に満たないときは仮決議する事が出来る
但し仮決議は学生控室その他三ヶ所に公示しなければならない
公示一週間後全会員の二十名以上の連名による異議書が会長に提出されなければ決議とする事が出来る

第三十三条 総会の議長は出席人員の中から選びなきときは会長がこれを指名する 尚
会長は議事運営のため副議長及び書記を選ぶ事が出来る

第四章 会 計

第三十四条 会計は金銭の出納に関する事務の一般を管理し各部々長及び各研究機関の
長は金銭の出納に関する事務を管理する 尚各部々長及び各研究機関の長は会計員
を選ばなければならない

第三十五条 本会の経費は法学会費学生会交付金事業収入金及び寄附金その他を以て宛
てる

第三十六条 本会の会計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終るものとする

会計報告は毎年一回これを行う

第三十七条 本会の予算は各部々長・各研究機関の長・会長・副会長・会計を以て構成
しその決定は委員会の承認を必要とする

第三十八条 本会の決算は会計、会長、副会長が会計年度末に委員会に於て説明し出席
人員の三分の二以上の承認を求めた後学生総会に於いて報告しなければならない

第三十九条 会計は三月に各委員会において会計報告をしなければならない

第四十条 前年度の剰余金は次年度の予算内に繰入れるものとする

第四十一条 会計委員は各部及び各研究機関の会計を監督しなければならない

第四十二条 本会員は何時でも本会々計に就いて説明を求める事が出来る

但し目的事項を明示して会長に提出しなければならない

第五章 研究機関

第4部 資料

第十六条 会長は各部々長及び各研究機関の部長、副部长、会計を兼任する事は出来ない
各部々長は各研究機関の部長、副部长、会計を兼任することは出来ない

第十七条 役員は委員の許可を得て辞任することが出来る

第十八条 学会委員は自己の所属するクラスの許可を得て辞任することが出来る

第十九条 会長が辞任した場合副会長が会長の職務を代理し速かに会長辞任を公示して二十五日以内に会長選挙を行わなければならない

第二節 委員会及び会議

第二十条 委員会は本会の議決機関であり同時に執行機関である 委員会の活動は本会学生の総意に反してはならない

第二十一条 委員会の召集は原則として会長が毎月一回これを行う
但し次の場合臨時に招集する事が出来る

(一) 過半数の学会委員が連名で要求書を会長に提出した場合

(二) その他会長が必要と認めた場合

第二十二条 委員会は学会委員の過半数の出席がなければ議事を開き議決することが出来ない

尚委任状は効力を有しない

第二十三条 委員会の議長は会長又は副会長がこれを選任する

委員会の議事は出席人員の過半数でこれを決定し可否同数のときは議長が之を決する

第二十四条 会長は何時でも各部々長及び各研究機関の長よりなる会議を招集し各部及各研究機関の連絡を図り本会の運営を円滑にしなければならない

第三節 顧問及び参与

第二十五条 本会に顧問及び参与を置く

顧問は法学部教授より委嘱し会長の諮問に応じて指導に任ずるものとする

参与は本学々生中より委嘱し委員の補導に任ずる

第二十六条 顧問及び参与は会長がこれを決定し委員会の承認を得なければならない

第三章 総 会

第二十七条 総会は本会の最高の議決機関である

第二十八条 会長は総会に於て一般報告をなし本会学生の諸要求希望を聴取しなければならない

第二十九条 総会は定期総会と臨時総会とに分ける

定期総会は毎年一回会長がこれを招集する

臨時総会は

(一)本会学生の十分の一以上より総会の目的事項を示した請求書を会長に提出した

2 法学会規約〔1955年10月23日改正〕

〔法学会誌〔礎〕13号〕

第一章 名称及び目的

第一条 本会は関西学院大学法学会と称する

第二条 本会は建学の精神と自治の本旨に基き学術思想並びに共同精神の育成に努め内外の充実を図り依つて本学法学部の発展を助長することを目的とする

第三条 本会は第二条の目的を達成する為種々の活動及び事業を行う

第二章 組 織

第四条 本会は関西学院大学法学部の学生を以て組織する

第五条 本会に委員会を置く

第六条 委員には次の各部を置く

(一) 庶務部 (二) 調査部 (三) 図書部 (四) 編集部 (五) 企画部

但し第二条の規定に則つた各部を設ける事が出来る

第一節 委員及び役員

第七条 学会委員は一二年の各クラスより二名選出する

但し任期は原則として一ケ年とし学会委員選挙は毎年十月中に之を行う

尚一年生に限り入学時に委員会から委員を依頼する事が出来る

第八条 学会委員は委員会に於て本会の運営に関する審議を行い決議をする機能を有する

第九条 学生委員は第六条に於ける何れかの部に属さなければならない

第十条 学会委員に欠員が生じた時は速に補欠選挙を行わなければならない

但し選出された学会委員の任期は前任者の残りの任期とする

第十一条 学会委員の不信任は各クラスの三分の二以上の賛成によつて決定する

第十二条 本会に左の役員を置く

会長 一名 副会長 二名 会計 一名 各部長 一名

第十三条 会長は法学部学生の公選により決り任期は一ケ年とする 会長選挙は毎年十月中に之を行う 但し緊急のときはこの限りでない

第十四条 会長は法学会を代表し法学会機構の運営を総括し会計全般を管理しなければならない

第十五条 会長は自己の職務を補佐し法学会の運営を円滑にする副会長二名及会計一名を委員の中より選任する

但し委員会の過半数の承認を必要とする各部々長は会長及副会長がこれを選任し委員会の過半数の承認を必要とする

第4部 資料

第十一条 代議員は委員会に於て本会の運営に関する審議を行い決議をする権能を有する。

第十二条 代議員は第四条に設ける委員の何れかに属さねばならない。

第四節 委員会

第十三条 会長は必要に応じて委員会を招集出来る。委員会は代議員の過半数を以つて成立し議事は出席代議員の半数以上で決する。尚研究機関の長は委員会に出席することが出来る。

第十四条 特別委員は会長の命じた職務を行い、議決権は有しない。

第五節 顧問及び参与

第十五条 本会に顧問及び参与を置くことが出来る。

顧問は本学教授中より委嘱し委員長の諮問に応じて指導に任ずるものとする。

参与は本学々生中より委嘱し委員の補導に任ずる。

第十六条 顧問及び参与は会長が之を決定する。

第三章 会 計

第十七条 本会の経費は法学会費、学生会交付金、寄附金その他を以つて宛てる。

第十八条 予算会議は各部及び各研究部代表及び会長、副会長、会計委員を以つて構成し、その決定は委員会の承認を必要とする。

第十九条 本会の会計年度は毎年四月一日に始り翌年三月三十一日に終るものとする。会計報告は毎年一回これを行う。

第四章 研究機関

第二十条 本会には法学研究部、政治研究部、時事英語研究部の各部をおく。

但し第二条の目的に沿つた研究部をおくことが出来る。

第五章 改 正

第二十一条 本規則の改正には代議員の三分の二以上の賛同を得て、総会の決議あるを有する。

第六章 補 則

第二十二条 本規則は昭和二十九年九月廿九日より効力を生ずる。

〔原典縦書〕

VI 法学部学生自治会規約

1 法学会規則〔1954年9月29日改正〕

〔法学会報「礎」10号〕

第一章 名称及目的

第一条 本会は関西学院大学法学会と称する。

第二条 本会は建学の精神と自治の本旨に基き学術思想並びに共同精神の育成に努め内外の充実を図り依つて本学法学部の発展を助長することを目的とする。

第二章 組織

第三条 本会は法学部学生を以つて組織し公選による会長及び代議員を定めその運営の責に任せしめる。公選の方法については別に之を定める。

第四条 本会には左の役員を設けその職責を分担する。

- ①企画委員 ②調査委員 ③庶務委員 ④会計委員 ⑤図書委員
⑥渉外委員 ⑦編集委員 ⑧厚生委員 ⑨チャペル委員
⑩新入生補導委員

第五条 委員は常任委員及び特別委員とする。

常任委員は代議員が之に当り特別委員は当該職務を参酌して会長が之を選任する。但し上記の選任は代議員の半数以上の承認を必要とする。

第一節 総会

第六条 総会は最高議決機関であり毎年一回会長がこれを召集する。

但し緊急の場合はこの限りではない。又会員の十二分の一以上の要求あるときは会長は総会を召集しなければならない。

第七条 総会は会員の六分の一以上の出席がなければ議事を開き議決することが出来ない。

議決は出席人員の過半数の同意を必要とする。

第二節 会長及び副会長

第八条 会長は公選とし法学会を代表する任期は原則として一年とする。

第九条 会長は自己の職務を補佐する、副会長二名を選任することが出来る。

但し上記の選任は第五条但書の規定を準用する。

第三節 代議員

第十条 代議員一、二、三年の各クラスより二名選出する。

但し任期は原則として一年とする。

第4部 資料

2 本会則改正に関する代議員会の決定につき、第15条第2項の公示期間内に会員総数の10分の1以上にあたる会員の連署による異議の申立てがあるときは、その事項について総会で決定しなければならない。

付 則 この会則は、昭和56年4月1日から改正施行する。
ただし購読料は、昭和56年度入学生より適用する。
この会則は、1993年4月1日から改正施行する。

■法政学会会計細則■

第1条 本会学生会員の入会金は1,000円とし、会費は年間1,000円とする。

第2条 購読料は入学時に4年分10,000円を徴収する。大学院学生に関しては、毎年2,500円を徴収する。ただし、5年以上在学する学生に関しては、5年目から毎年2,500円を徴収する。

第3条 会計は一般会計・編集会計・基金会計に区分し、各々の区分内でのみ繰越を認めるものとする。

第4条 会費は一般会計に、入会金は基金会計に入れる。

基金の利息は基金会計に入れる。

購読料、「法と政治」の売上金および「法と政治」の刊行への寄付は、編集会計に入れる。

付 則 1 この細則は、昭和56年4月1日から施行する。
ただし購読料は、昭和56年度入学生より適用する。
2 この細則は、昭和59年4月1日から改正施行する。

■法政学会代議員選出細則■ (省略)

V 法政学会会則

7 学生常任評議員・大学院学生常任評議員・庶務委員・会計委員及び会計監査委員の選出

8 その他必要と認められた事項

第15条 1 代議員会の決議は代議員総数の過半数に当る代議員が出席し、その議決権の過半数をもってこれをなす。

ただし、委任状は定足数に算入する。

2 代議員会の決定事項は二週間以上の期間公示することを要す。

第4節 常任評議員会

第16条 常任評議員会は会長、教員代議員より選任された5名、学生代議員より選任された4名、大学院学生代議員より選任された1名を以って構成する。

第17条 1 常任評議員会は代議員会の委任により常務を行う。

2 学生常任評議員は常任評議員会の承認のもとに学生評議員若干名を委嘱することができる。学生評議員は学生常任評議員を補佐し、その委任により企画、立案、執行を行う。

第5節 編集委員会

第18条 編集委員会は教員代議員をもって構成し、学部長が編集委員長となる。

第19条 編集委員会は機関誌「法と政治」及び法律学、政治学に関する研究叢書の刊行に関する一切の事務を行う。

第3章 庶務及び会計

第20条 1 本会の経費は法政学会の入会金・会費・「法と政治」購読料・寄付その他の収入をもってこれにあてる。

2 購読料は「法と政治」の刊行費にあてる。

第21条 入会金・会費・購読料の金額は、別に細則をもってこれを定める。

第22条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり3月31日に終る。

第23条 本会に庶務委員、会計委員各1名を置き、教員代議員より選出する。

第24条 庶務委員は一般の事務を行い、会計委員は出納に関する一切の事務を行う。

第25条 会計監査委員は代議員会が教員代議員、学生代議員より各1名選出する。

会計監査委員は常任評議員になることができない。

第26条 会計監査委員は毎年1回会計監査を行い、代議員会にこれを報告する。

第4章 改正

第27条 1 本会則の改正は常任評議員会の決議、または代議員総数の5分の1以上もしくは会員総数の20分の1以上の連署により発議し、代議員会で決定する。

第3条 本会は法律学、政治学に関する学術思想の研究と共同精神の育成につとめ、法学部の発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会は機関誌「法と政治」及び法律学、政治学に関する研究叢書を刊行し、その他前条の目的を達成するために必要な事業を行う。

第2章 組織及び機関

第1節 組織

第5条 関西学院大学法学部の専任教員、学生、本学大学院法学研究科学生、その他代議委員会の推薦した者は本会の会員となる。

第6条 会長は本会を代表し、法学部長がこれにあたる。

第2節 総会

第7条 総会は本会の改廃、第27条第2項の手續による会則の改正、その他重要事項を決定する。

第8条 1 代議委員会が必要と認めるとき、又は会員総数の10分の1以上の会員の連署による請求あるとき、会長は総会を招集しなければならない。

2 会長が必要と認めるとき、総会を招集することができる。

第9条 総会の招集は5日以前に公示しなければならない。

第10条 総会の決議は会員総数の10分の1以上の会員が出席し、その議決権の過半数をもってこれをなす。

第3節 代議委員会

第11条 代議委員会は会則の改正その他重要事項を決定する。

第12条 1 定期代議委員会は毎年1回6月末日までに会長がこれを招集する。

2 会員総数の20分の1以上または代議員総数の5分の1以上の連署による請求があるとき、会長は臨時代議委員会を招集しなければならない。

3 会長が必要と認めるとき、臨時代議委員会を招集することができる。

第13条 代議員は本学法学部の専任教員ならびに学生および大学院法学研究科学生の代表をもって構成する。

学生代表の選出については、別に細則をもってこれを定める。

第14条 代議委員会は下記の事項を行う。

- 1 第4条に規定する事業の報告
- 2 予算及び決算の承認
- 3 会則の改正
- 4 細則の制定・改廃
- 5 総会招集の請求
- 6 入会希望者の選考

V 法政学会会則

2 本会則改正に関する代議員会の決定につき、第15条第2項の公示期間内に会員総数の10分の1以上にあたる会員の連署による異議の申立てがあるときは、その事項について総会で決定しなければならない。

付 則 この会則は、昭和56年4月1日から改正施行する。
ただし購読料は、昭和56年度入学生より適用する。

■法政学会会計細則■

- 第1条 本会学生会員の入会金は、1,000円とし、会費は年間1,000円とする。
- 第2条 購読料は入学時に4年分10,000円を徴収する。大学院学生に関しては、毎年2,500円を徴収する。
- 第3条 会計は一般会計・編集会計・基金会計に区分し、各々の区分内でのみ繰越を認めるものとする。
- 第4条 会費は一般会計に、入会金は基金会計に入れる。
基金の利息は基金会計に入れる。
購読料、「法と政治」の売上金および「法と政治」の刊行への寄付は、編集会計に入れる。
- 付 則 この細則は、昭和56年4月1日から施行する。
ただし購読料は、昭和56年度入学生より適用する。

■法政学会代議員選出細則■

会則第13条に定める学生および大学院学生の代表は、ゼミナール代表各1名、一般学生代表20名および大学院学生代表3名とする。
ただし学部学生第2学年については、原則として第1学年時にゼミナール代表であった代議員が、第2学年のクラス代表として引きつぎ行うものとし、第2学年のクラスに代議員が1名もない場合は、そのクラスより代表2名を選出する。

付 則 この細則は、昭和56年4月1日から施行する。

3 法政学会会則〔1993年度〕

第1章 名称及び目的

- 第1条 本会は関西学院大学法政学会と称する。
- 第2条 本会の事務所を関西学院大学法学部に置く。

- 6 入会希望者の選考
- 7 学生常任評議員・庶務委員・会計委員及び会計監査委員の選出
- 8 その他必要と認められた事項

- 第15条 1 代議員会の決議は代議員総数の過半数に当る代議員が出席し、その議決権の過半数をもってこれをなす。
ただし、委任状は定足数に算入する。
- 2 代議員会の決定事項は二週間以上の期間公示することを要す。

第4節 常任評議員会

- 第16条 常任評議員会は会長並びに教員代議員及び学生代議員中よりそれぞれ選任された各3名を以って構成する。

- 第17条 1 常任評議員会は代議員会の委任により常務を行う。
- 2 学生常任評議員は常任評議員会の承認のもとに学生評議員若干名を委嘱することができる。学生評議員は学生常任評議員を補佐し、その委任により企画、立案、執行を行う。

第5節 編集委員会

- 第18条 編集委員会は教員代議員をもって構成し、学部長が編集委員長となる。
- 第19条 編集委員会は機関誌「法と政治」及び法学、政治学に関する研究叢書の刊行に関する一切の事務を行う。

第3章 庶務及び会計

- 第20条 1 本会の経費は法政学会の入会金・会費・「法と政治」購読料・寄付その他の収入をもってこれにあてる。
- 2 購読料は「法と政治」の刊行費にあてる。
- 第21条 入会金・会費・購読料の金額は、別に細則をもってこれを定める。
- 第22条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり3月31日に終る。
- 第23条 本会に庶務委員、会計委員各1名を置き、教員代議員より選出する。
- 第24条 庶務委員は一般の事務を行い、会計委員は出納に関する一切の事務を行う。
- 第25条 会計監査委員は代議員会が教員代議員、学生代議員より各1名選出する。
会計監査委員は常任評議員になることができない。
- 第26条 会計監査委員は毎年1回会計監査を行い、代議員会にこれを報告する。

第4章 改正

- 第27条 1 本会則の改正は常任評議員会の決議、または代議員総数の5分の1以上もしくは会員総数の20分の1以上の連署により発議し、代議員会で決定する。

V 法政学会会則

第2条 本会の事務所を関西学院大学法学部内に置く。

第3条 本会は法律学、政治学に関する学術思想の研究と共同精神の育成につとめ、法学部の発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会は機関誌「法と政治」及び法律学、政治学に関する研究叢書を刊行し、その他前条の目的を達成するために必要な事業を行う。

第2章 組織及び機関

第1節 組織

第5条 関西学院大学法学部の専任教員、学生、本学大学院法学研究科学生、その他代議員会の推薦した者は本会の会員となる。

第6条 会長は本会を代表し、法学部長がこれにあたる。

第2節 総会

第7条 総会は本会の改廃、第27条第2項の手続による会則の改正、その他重要事項を決定する。

第8条 1 代議員会が必要と認めたとき、又は会員総数の10分の1以上の会員の連署による請求あるとき、会長は総会を招集しなければならない。

2 会長が必要と認めたとき、総会を招集することができる。

第9条 総会の招集は5日以前に公示しなければならない。

第10条 総会の決議は会員総数の10分の1以上の会員が出席し、その議決権の過半数をもってこれをなす。

第3節 代議員会

第11条 代議員会は会則の改正その他重要事項を決定する。

第12条 1 定期代議員会は毎年1回6月末日までに会長がこれを招集する。

2 会員総数の20分の1以上または代議員総数の5分の1以上の連署による請求があるとき、会長は臨時代議員会を招集しなければならない。

3 会長が必要と認めたとき、臨時代議員会を招集することができる。

第13条 代議員は本学法学部の専任教員ならびに学生および大学院法学研究科学生の代表をもって構成する。

学生代表の選出については、別に細則をもってこれを定める。

第14条 代議員会は下記の事項を行う。

1 第4条に規定する事業の報告

2 予算及び決算の承認

3 会則の改正

4 細則の制定・改廃

5 総会招集の請求

V 法政学会会則

1 法政学会規則〔1949年度〕

〔「法と政治」1巻1・2号〕

- 第一条 本会を関西学院大学法政学会と称する
- 第二条 本会の事務所を関西学院大学法学部に置く
- 第三条 本会は会員の知識を交換し、併せて会員相互の連絡を計る事を目的とする
- 第四条 本会は前条の目的を達する為、左の事業を行う
- 一、機関雑誌「法と政治」及法律学又は政治学に関する研究叢書を刊行する事
 - 二、其の他必要であると認めた事業
- 前項の機関雑誌は毎季一回之を発行し、研究叢書は不定期に之を発行する
- 第五条 本会は左の者を以て会員とする
- 一、関西学院大学法学部の教授、助教授、専任講師、助手、及学生
 - 二、関西学院大学法学部（旧法文学部法律学科、政治学科を含む）の出身者
 - 三、本会評議員会に於て推薦又は承認した者
- 第六条 本会は毎年一回以上總會を開く
- 第七条 本会に左の役員を置く
- 一、評議員（若干名） 評議員は本会の運営に当る
 - 二、評議員長 評議員長は本会を代表し、法学部長を以て之に充てる
 - 三、会計担任（若干名）
 - 四、編纂担任（若干名）
 - 五、庶務担任（若干名）
- 第八条 評議員長の任期は之を定めず其他の役員の任期は一ケ年とする
- 第九条 本会会員は会費として年額四百円を納める事を要する
- 第十条 本会会員には機関雑誌「法と政治」を配布する
- 第十一条 本会規則の改正、変更、及財産処分は總會の議決による

〔原典縦書〕

2 法政学会会則〔1981年度〕

第1章 名称及び目的

- 第1条 本会は関西学院大学法政学会と称する。

Ⅳ 博士学位取得者一覧

B. 博士学位（論文博士）

〔博士学位記原簿（乙）〕

学位記番号	氏名	学位	論文題目	発行所	職名(学位取得当時)	論文提出年月日	学位授与年月日
乙法第1号	有田喜十郎	法学博士	倉荷証券法の実証的研究	法文化社	株式会社住友倉庫取締役大阪支店支店長 関西学院大学商学部講師	1962. 3.30	1965. 3.31
乙法第2号	赤井 節	法学博士	ヘブライズム法思想史の研究・序説	創文社	関西学院大学法学部教授	1965. 8.31	1965.12.10
乙法第3号	劉 翻才	法学博士	中華民国（台湾地区）に於ける公害とその法的救済手段		立法委員 私立中国文化学院常務理事兼教授	1970.12.22	1971. 4. 8
乙法第4号	加藤 一明	法学博士	日本の行財政構造	東京大学出版会	関西学院大学法学部教授	1979.12.18	1980. 9.29
乙法第5号	及川 伸	法学博士	法社会学と実証主義法学	法文化社	関西学院大学法学部教授	1980.10.22	1981. 3.24
乙法第6号	米沢 明	法学博士	名板貸責任の法理	有斐閣	関西学院大学法学部教授	1982.10. 6	1983. 3.30
乙法第7号	上田徹一郎	法学博士	判決効の範囲—範囲決定の構造と構成—	有斐閣	関西学院大学法学部教授	1986. 2.17	1986.10. 1
乙法第8号	山下 末人	法学博士	法行為論の現代的展開	法文化社	関西学院大学法学部教授	1987. 4.24	1987.12.21
乙法第9号	土居 靖美	法学博士	アメリカ憲法と司法審査基準の研究	慶書院	愛媛大学文学部教授	1987. 5. 7	1987.12.21
乙法第10号	山崎 克明	法学博士	公務員労働関係の構造	九州大学出版会	北九州大学法学部教授	1988. 7.13	1989. 5.24
乙法第11号	丸田 隆	法学博士	アメリカ陪審制度研究—ジュリー・ナリフィケーションを中心に—	法文化社	甲南大学法学部教授	1989.11. 6	1990. 3.28
乙法第12号	田中 圭二	法学博士	酌量と刑事責任	成文堂	高岡法科大学法学部教授	1990. 7.23	1991. 3.27
乙法第13号	黒田 展之	博士(法学)	天皇制国家形成の史的構造—地租改正・地価修正の政治過程—	法文化社	関西学院大学法学部教授	1993. 6.29	1994. 5.10
乙法第14号	田中 通裕	博士(法学)	親権法の歴史と課題	信山社	関西学院大学法学部教授	1993.10. 6	1994. 5.10
乙法第15号	村上 芳夫	博士(法学)	アメリカにおける広域行政と政府間関係	九州大学出版会	北九州大学法学部教授	1995. 5.19	1996. 1.17
乙法第16号	森嶋 俊雅	博士(法学)	小選挙区と区割り—制度と実態の国際比較—	芦書房	関西学院大学法学部教授	1998. 7. 1	1999. 2.26

Ⅳ 博士学位取得者一覧

1 旧学位令に基づく博士学位取得者

〔旧制博士学位級〕

番号	氏名	学位	論文題目	職名(学位取得当時)	文部省認可年月日
4	広浜 嘉雄	法学博士	主論文「日本の私法制度論考」	弁護士 東北大学名誉教授	1952.11.21
8	中井 淳	法学博士	主論文「フランスに於ける新自然法論」 副論文「法と国家—レオン・デュギーの場合—」	関西学院大学 法学部教授	1953.12.25
12	西本 穎	法学博士	主論文「利息法史論」 副論文「利息法理論」「利息制限法註釈及び批評」	元京都大学教授 弁護士	1955.10.5
14	前田 正治	法学博士	主論文「日本近世村法の研究附録村法集」 副論文「日本近世農村の法意識」「仲間法論序説」	関西学院大学 法学部教授	1955.10.13
15	山本正太郎	法学博士	主論文「英国土地取用制度論」 副論文「英国における行政裁判と司法的統制」	関西学院大学 法学部教授	1955.12.5
16	足立 忠夫	法学博士	主論文「英国公務員制度の研究」 副論文「官僚制度の特質」	関西学院大学 法学部教授	1955.12.27
19	飛沢 謙一	法学博士	主論文「ジョルジュ・ギユルヴィツナの法思想の体系」 副論文「ギユルヴィツナの法社会学の体系(一)」 「レオン・ベトラジツキイの法思想」	関西学院大学 法学部教授	1956.11.19
20	一円 一億	法学博士	主論文「法の解釈と適用」 副論文「憲法における天皇の地位」	関西学院大学 法学部教授	1956.11.19
27	北岡 勲	法学博士	主論文「イギリス政治哲学の生成と展開」 副論文「現代のイギリス政治思想」	関西学院大学 法学部助教授	1959.12.19
28	小関 紹夫	法学博士	主論文「イギリスにおける近代行政の展開」 副論文「行政改革の理論と実際」	専修大学講師 国立国会図書館 専門調査員	1959.12.19
37	落合 勇	法学博士	主論文「憲法の思想的底流—続篇第一、平和主義の原理と日本国憲法— 同続篇第二、憲法と政治— 同続篇第三、権利思想の生成と発展」	大阪大学助教授	1960.3.28
38	福地 俊雄	法学博士	主論文「法人法の理論序説—ドイツ九世紀における主要学説の批判を中心として—」 副論文「近代法人理論の歴史的背景と課題の変遷」	関西学院大学 法学部教授	1960.3.28
41	西沢 修	法学博士	主論文「米国人による日本人養子の問題—第一部日本の側よりする考察—混血孤児の問題に関する一考察— 第二部米国の側よりする考察—米国における養子入国者の法的地位—」	関西学院大学 法学部教授	1960.3.30
50	大谷 英一	法学博士	主論文「刑法において特殊な「推定」の行われる二部面の研究」 副論文「労働法における両罰規定」	関西学院大学 法学部教授	1960.3.31

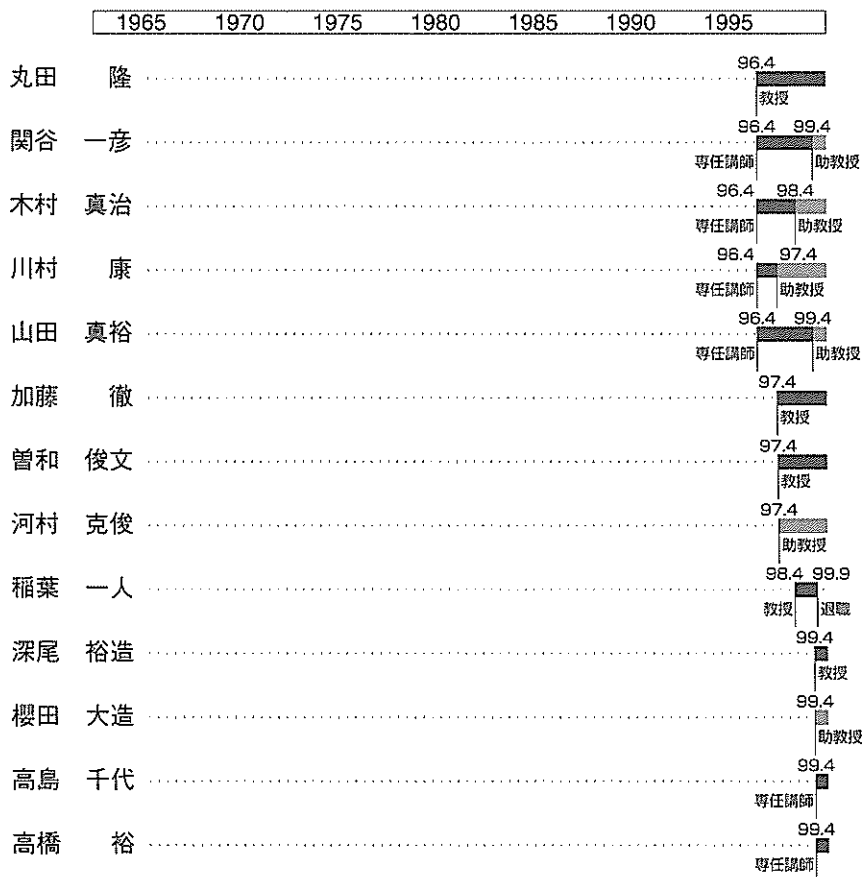
2 新制学位規程による博士学位取得者

A. 博士学位(課程博士)

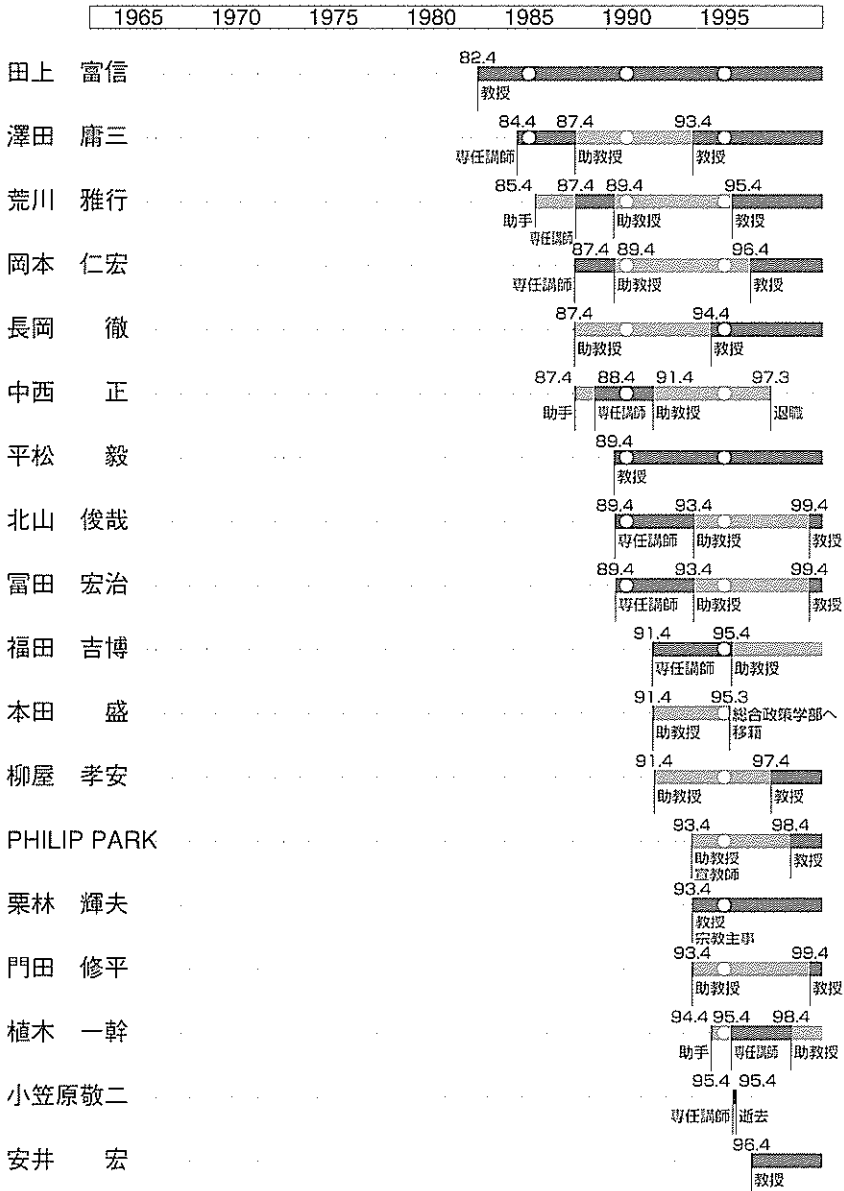
〔「博士学位記原簿(甲)」〕

学位記番号	氏名	学位	論文題目	論文提出年月日	学位授与年月日
甲法第1号	何 力	博士(法学)	中国の関税自主権の回復と日中関係—國民政府の「連英米制日」を中心に—	1998.12.8	1999.3.19
甲法第2号	松原英世	博士(法学)	刑事制裁による企業活動のコントロールについて	1999.10.25	2000.3.17

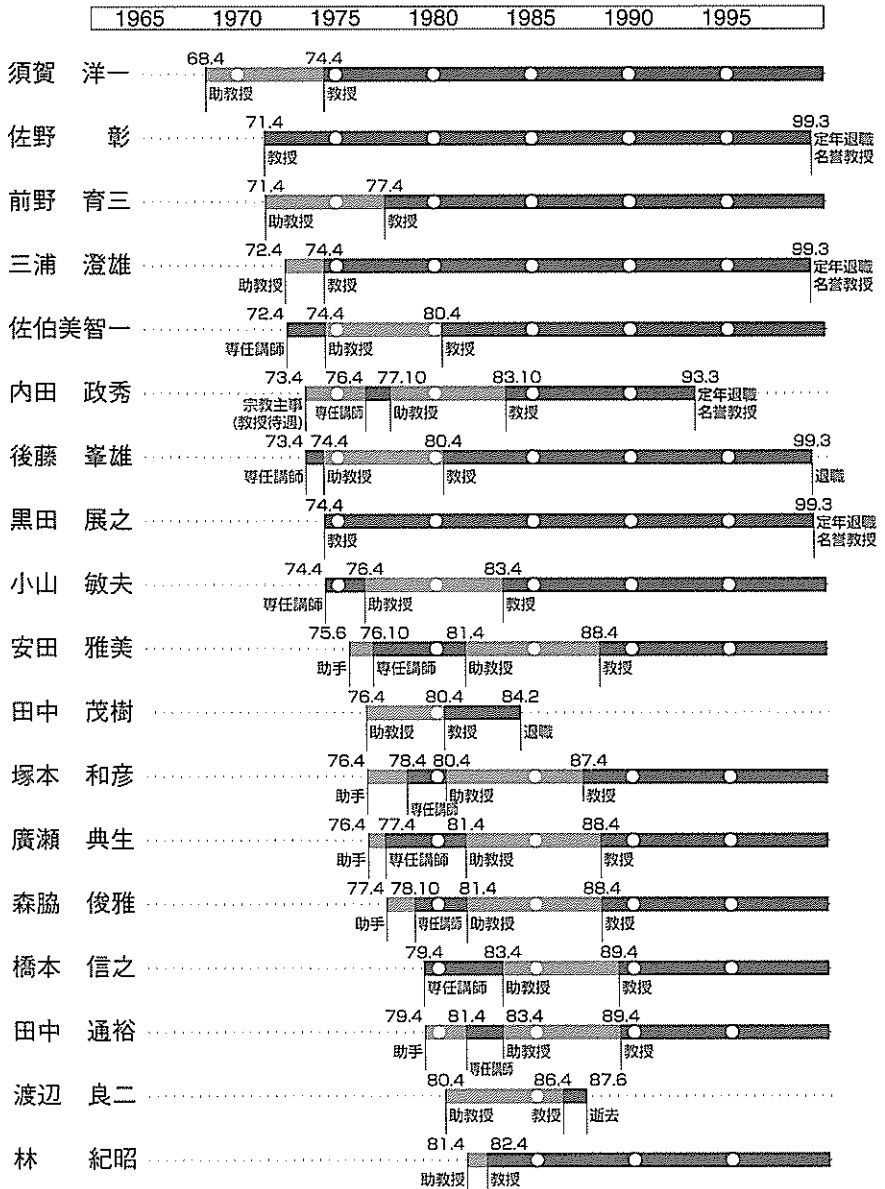
Ⅲ 人事記録



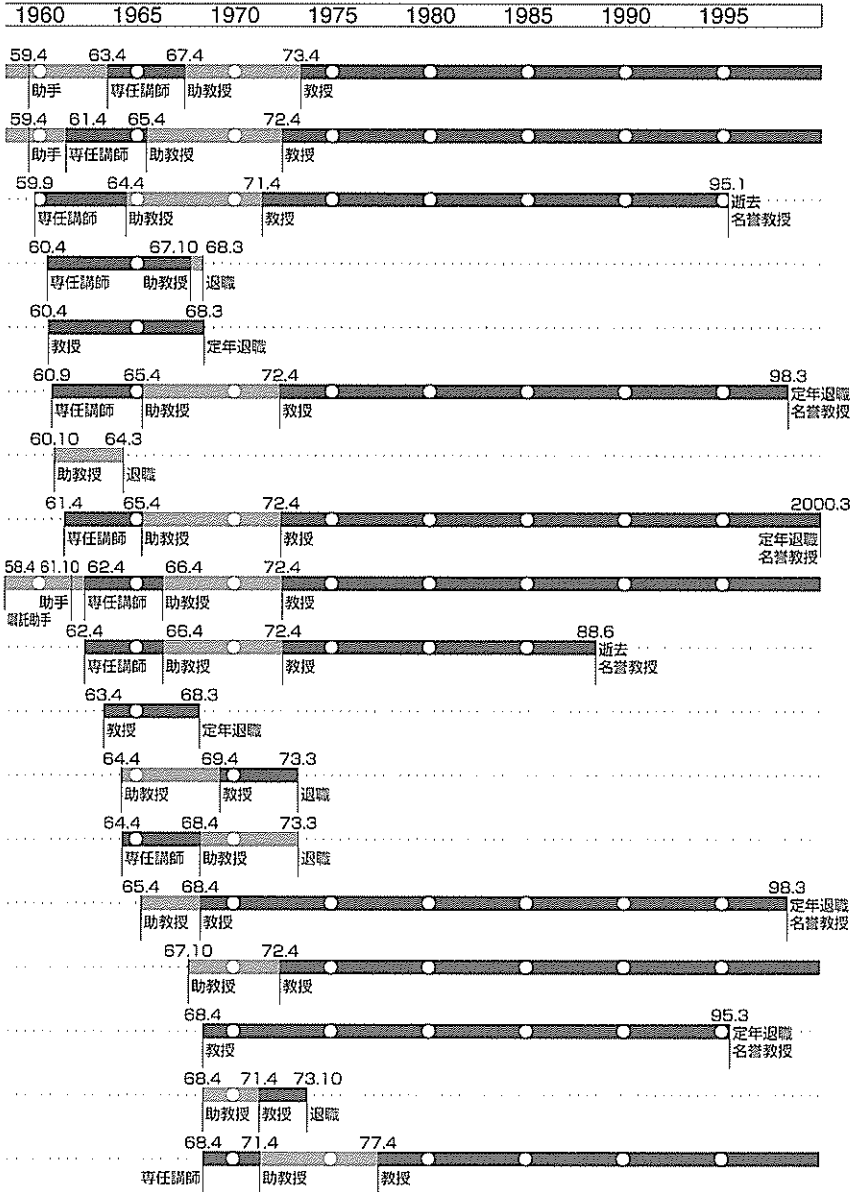
第4部 資料



Ⅲ 人事記録



第4部 資料

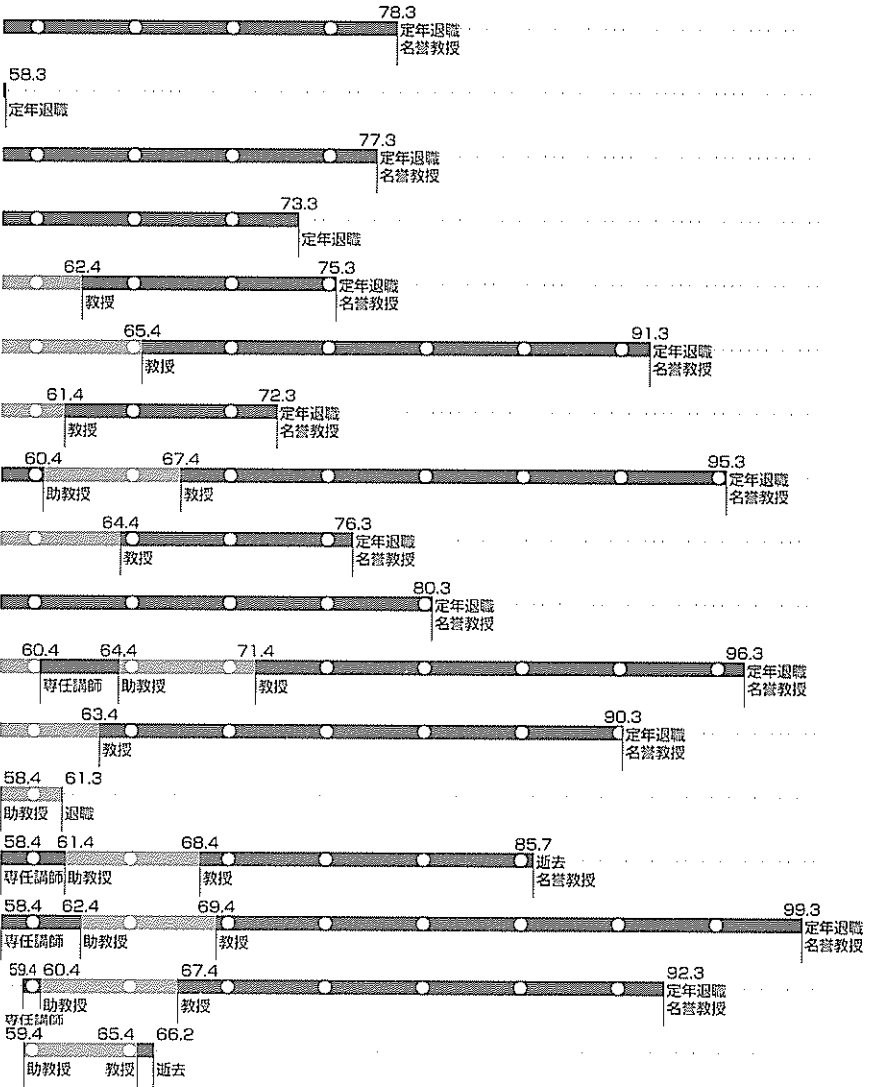


III 人事記録

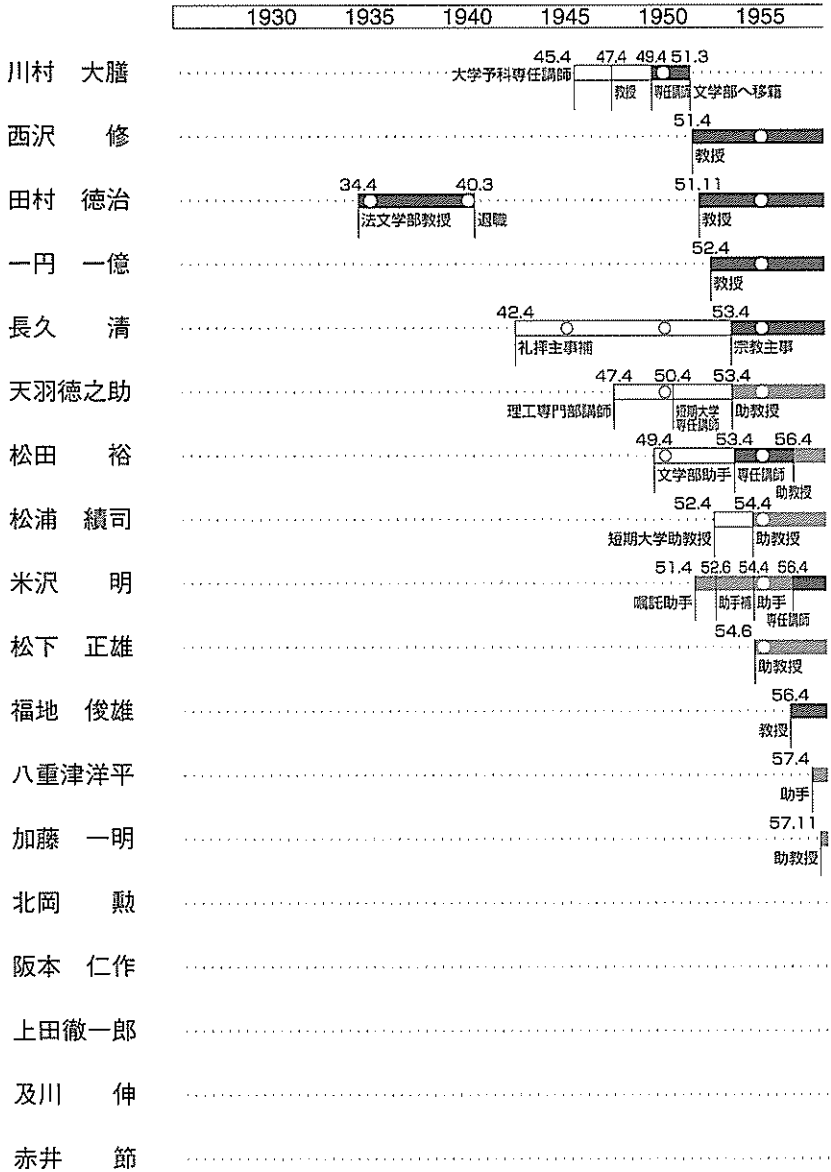
	1930	1935	1940	1945	1950	1955
山崎 寛						55.4 専任助手補
時武 英男						55.4 56.4 嘱託助手補 専任助手補
山田 照美						
岡島 吉昭						
田岡 良一						
神崎 昭伍						
椿 寿夫						
田村 精一						
岡 俊孝						56.4 専任助手補
小川 芳彦						
西原 寛一						
坂井 秀夫						
山崎 隆司						
山下 末人						
真砂 泰輔						
広岡 隆						
藤井 昭治						
丹治恆次郎						

第 4 部 資 料

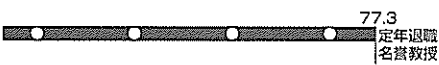
1960 1965 1970 1975 1980 1985 1990 1995



Ⅲ 人事記録



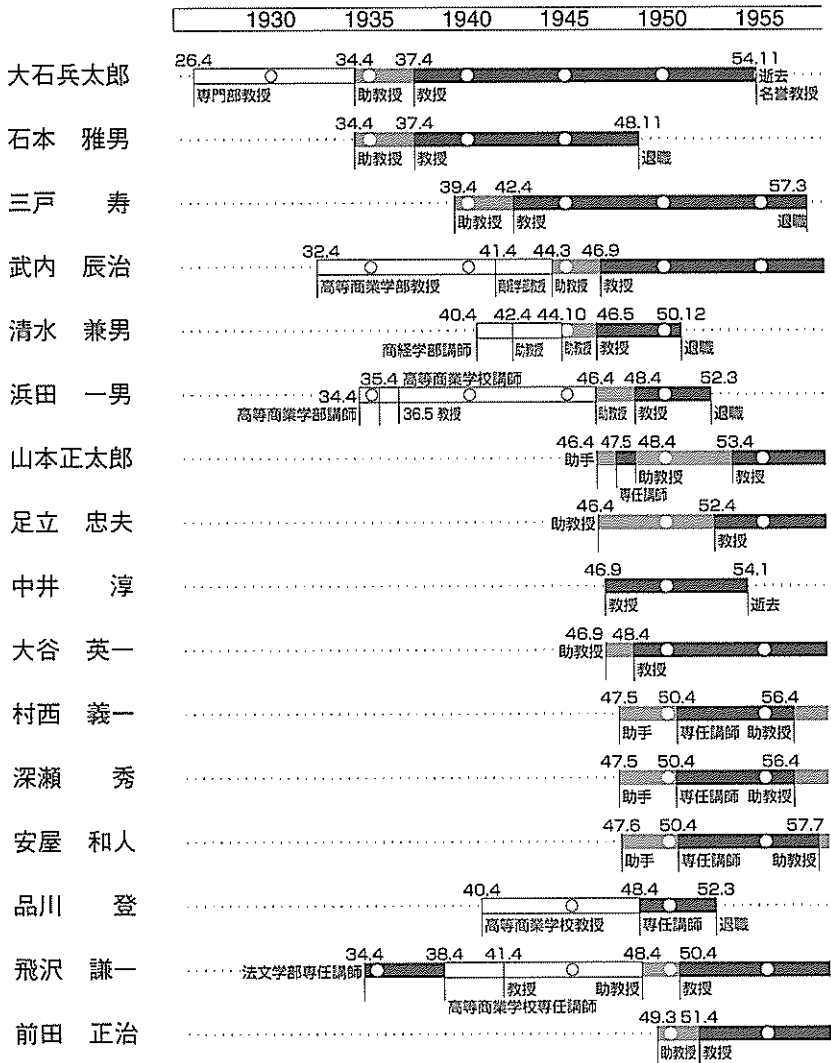
1960 1965 1970 1975 1980 1985 1990 1995



Ⅲ 人事記録

2 新制大学専任教員在職表〔就任順〕

〔『年次報告』〕



Ⅲ 人事記録

1 法学部長在職者一覽〔1948年以降〕

〔年次報告〕

氏名	在任期間	
大石兵太郎	1948年 4月 1日	～ 1951年 3月31日
三戸 寿	1951年 4月 1日	～ 1956年12月28日
武内 辰治	1956年12月28日	～ 1957年 1月19日
武内 辰治 <small>(事務取扱)</small>	1957年 1月19日	～ 1959年 3月31日
前田 正治	1959年 4月 1日	～ 1961年 3月31日
福地 俊雄	1961年 4月 1日	～ 1963年 3月31日
西沢 修	1963年 4月 1日	～ 1965年 3月31日
飛沢 謙一	1965年 4月 1日	～ 1967年 3月31日
足立 忠夫	1967年 4月 1日	～ 1969年 2月28日
西沢 修	1969年 3月 1日	～ 1969年 3月12日
前田 正治	1969年 3月13日	～ 1969年 3月31日
前田 正治 <small>(事務取扱)</small>	1969年 4月 1日	～ 1969年 8月 6日
加藤 一明	1969年 8月 7日	～ 1970年 3月31日
安屋 和人	1970年 4月 1日	～ 1972年 3月31日
阪本 仁作	1972年 4月 1日	～ 1974年 3月31日
米沢 明	1974年 4月 1日	～ 1976年 3月31日
及川 伸	1976年 4月 1日	～ 1978年 3月31日
山下 末人	1978年 4月 1日	～ 1980年 3月31日
広岡 隆	1980年 4月 1日	～ 1982年 3月31日
上田徹一郎	1982年 4月 1日	～ 1984年 3月31日
八重津 洋平	1984年 4月 1日	～ 1986年 3月31日
佐野 彰	1986年 4月 1日	～ 1988年 3月31日
時武 英男	1988年 4月 1日	～ 1989年11月30日
岡 俊孝	1989年12月 1日	～ 1991年 3月31日
真砂 泰輔	1991年 4月 1日	～ 1993年 3月31日
三浦 澄雄	1993年 4月 1日	～ 1995年 3月31日
前野 育三	1995年 4月 1日	～ 1997年 3月31日
林 紀昭	1997年 4月 1日	～ 1999年 3月31日
田上 富信	1999年 4月 1日	～

Ⅱ 専門科目・演習担当者一覧

- 刑事法特殊研究Ⅰ 大谷英一(63-68)、中山研一(72)、時武英男(75-97)
- 刑事法特殊研究Ⅱ 平場安治(63-69)、中山研一(71)、前野育三(79-97)
- 刑事法特殊研究Ⅲ 滝川春雄(67)、中山研一(81)
- 刑事法特論 宮沢成樹(「英語圏の犯罪学理論」98)
- 民事訴訟法特殊研究 小室直人(64)、上田徹一郎(71-79・81-84・86-95・97・「判決効の範囲Ⅰ」98・「判決効の範囲Ⅱ」98)、稲葉一人(「A D R」98・「裁判官の和解」98・「米国証擧法Ⅰ」99)
- 労働法特殊研究 浅井清信(63-64)、安屋和人(71-72・74-83・85-96)、久保敬治(73)、柳屋孝安(「労使関係法」98)
- 国際私法特殊研究 実方正雄(63-65)、川上太郎(67・71-74)、田村精一(76-81・83-94・96-97・「属人法」98-99・「国際民事手続法」98-99)
- 経済法特殊研究 北村五良(63-67・71-72・74・76)、茶園成樹(「競争法」98・「国際経済法」98)
- 私法原理特殊研究Ⅰ 西沢修(59-62)
- 私法原理特殊研究Ⅱ 福地俊雄(59-62)
- 民事法特論 浅田福一(「国際取引法」98-99)
- 研究演習 武内辰治(58-72)、足立忠夫(58-76)、飛沢謙一(58-65・67-74)、前田正治(58-80)、一円一億(58-76)、山本正太郎(58-65)、大谷英一(58-61・63-68)、加藤新平(59-60)、西沢修(59-76)、福地俊雄(59-79)、田岡良一(60-67)、西原寛一(63-67)、加藤一明(72-89)、広岡隆(72-94)、安屋和人(72・74-90)、及川伸(73-91)、米沢明(73-94)、阪本仁作(74-85)、山下末人(74-97)、上田徹一郎(75-98)、佐野彰(77-98)、小川芳彦(78・80-87)、岡俊孝(78-99)、真砂泰輔(78-80・82-99)、八重津洋平(78-95)、時武英男(78-99)、田村精一(78-99)、黒田展之(79-98)、山崎寛(79-99)、三浦澄雄(80-98)、村西義一(83-88)、前野育三(83-99)、林紀昭(88-89・91-99)、田上富信(88-99)、平松毅(90-99)、森脇俊雅(94-99)、橋本信之(95-99)、塚本和彦(95-99)、田中通裕(95-99)、丸田隆(96-99)、安井宏(96-99)、加藤徹(97-99)、曾和俊文(98-99)、長岡徹(99)、深尾裕造(99)、荒川雅行(99)

- 究]98・「民事陪審判例の研究」98)、宮沢節生(「弁護士の法社会学Ⅰ」99・「弁護士の法社会学Ⅱ」99)
- 西洋法史特殊研究 田中周友(59-69・71-75)、三浦澄雄(76-77・79-82・84-91・93-97・「ゲルマン法の研究」98・「中世法の研究」98)、深尾裕造(「所有権法史概論」99・「所有権法史特論」99)
- ローマ法特殊研究 田中周友(58-69・71-88)
- 日本法史特殊研究 前田正治(58-87)、林紀昭(88-89・91-97・「日唐律令比較研究」98・「近世村法研究史論」98-99)
- 東洋法史特殊研究 内藤乾吉(58-66・68)、八重津洋平(73-74・76-81・83-97・「唐律疏議名例律の講読」98・「唐律疏議職制律の講読」98)、川村康(「唐代法制史料研究」99・「宋代法制史料研究」99)
- 比較法学特殊研究Ⅰ 実方正雄(59-62)
- 比較法学特殊研究Ⅱ 西島弥太郎(58-62)
- 比較法学特殊研究Ⅲ 柚木馨(58-59)
- 比較法学特殊研究 谷口知平(63-67・71-81)、石部雅亮(82-86)
- 英米法特殊研究 丸田隆(96-97・「アメリカ契約法史研究」98・「アメリカ契約法理論研究」98-99)
- 基礎法特論 M.ディーン(「イギリス法制度」98)、P.D.ラインゴールド(「アメリカ法制度」99)
- 民法特殊研究Ⅰ 西沢修(63-76)、山崎寛(79)、山下末人(80-81・83-97)、安井宏(96-97)
- 民法特殊研究Ⅱ 福地俊雄(63-79)、山崎寛(80-97)
- 民法特殊研究Ⅲ 柚木馨(63)、山下末人(71-79)、田上富信(84-87・89-97)
- 民法特殊研究Ⅳ 田中通裕(95-97)
- 民法特殊研究 山崎寛(「建設工事請負契約」98・「抵当権の効力」98)、田上富信(「損害賠償法」98-99・「契約法」98-99)、田中通裕(「家族法の判例研究」98-99・「家族法の比較法研究」98-99)、安井宏(「法律行為論研究」98-99・「錯誤論研究」98・「財産法判例研究」99)、山下末人(「英米契約法」99・「日独法律行為論」99)
- 商法特殊研究Ⅰ 西原寛一(63-69)、米沢明(71-94・97)、佐野彰(95-96)
- 商法特殊研究Ⅱ 実方正雄(63-65)、佐野彰(77-83・85-94)、塚本和彦(95-97)
- 商法特殊研究Ⅲ 米沢明(95-96)、加藤徹(97)
- 商法特殊研究 佐野彰(「海商法Ⅰ」98-99・「海商法Ⅱ」98-99)、塚本和彦(「有価証券法の比較法的研究Ⅰ」98・「有価証券法の比較法的研究Ⅱ」98)、加藤徹(「企業組織法Ⅰ」98-99・「企業組織法Ⅱ」98-99)
- 刑事法特殊研究 大谷英一(58-61)、時武英男(「アメリカ刑事訴訟法Ⅰ」98-99・「アメリカ刑事訴訟法Ⅱ」98-99)、前野育三(「刑事政策」98-99・「少年司法」99)、荒川雅行(「経済刑法」98・「環境刑法」98)

II 専門科目・演習担当者一覧

- 「日本政治史Ⅰ」98-99・「日本政治史Ⅱ」98-99)、澤田庸三(「イギリス政治史Ⅰ」98-99・「イギリス政治史Ⅱ」98)
- 政治思想史特殊研究 森義宣(60-64)、富田宏治(「日本思想史の課題」98-99・「文化接触と文化変容」98-99)
- 日本政治思想史特殊研究 村西義一(72-78・80-95)、西田毅(79)
- 西洋政治思想史特殊研究 阪本仁作(72-76・78-85)
- 行政学特殊研究 足立忠夫(58-88・91-92)、橋本信之(95-97・「行政と政策」98-99・「組織と意思決定」98-99)
- 地方行政論特殊研究 吉富重夫(59-67)
- 政治哲学特殊研究 今井仙一(59-60)、岡本仁宏(「自由主義」98-99・「市民社会」98-99)
- 地方自治論特殊研究 加藤一明(72-75・77-81・83-96)、北山俊哉(「地方自治理論の系譜」98・「地方政府と公共政策」99)
- 国際政治論特殊研究 武内辰治(58-83)、後藤峯雄(84-92)
- 外交史特殊研究 武内辰治(60-73)、岡俊孝(74-97・「二十世紀の戦争と外交」98-99・「国際危機と対外政策」98-99)
- 行政法特殊研究 山本正太郎(58)、広岡隆(72-76)、真砂泰輔(「都市計画法」98・「農村計画法」98)、曾和俊文(「環境行政法の基本構造」98-99・「環境行政法執行システム」98-99)
- 行政法特殊研究Ⅰ 広岡隆(77-94)、真砂泰輔(95-97)
- 行政法特殊研究Ⅱ 真砂泰輔(77-80・82-92・94)
- 国際法特殊研究 田岡良一(63-69・71-75・77)、小川芳彦(76・78・80-87)、福田吉博(「国際法の基本問題」98-99・「国際紛争の平和的処理方法」98)
- 憲法特殊研究 一円一億(58-80・83)、土居靖美(82)、平松毅(89-97・「職業倫理」98・「政治倫理」98・「ドイツ憲法論Ⅰ」99・「ドイツ憲法論Ⅱ」99)、長岡徹(「アメリカ憲法論Ⅰ」98-99・「アメリカ憲法論Ⅱ」99)
- 政治組織論特殊研究 加藤一明(93・95-96)、R.L.ワッツ(94)、R.バジル(97)
- 政治学原論特殊研究 田畑烈(58-67)、吉富重夫(72-76)、森脇俊雅(94-97・「政治学方法論」98-99・「実証政治理論」98-99)
- 比較行政制度論特殊研究 足立忠夫(59-69)
- 比較政治制度論特殊研究 一円一億(59-76・79-80・82-83)
- 法治主義行政特殊研究 山本正太郎(59-65)、杉村敏正(67)、広岡隆(70-71)
- 国際公法特殊研究 田岡良一(59-62)
- 比較政治特殊研究 櫻田大造(「日米加関係の研究」99・「比較外交政策論の研究」99)
- 法哲学特殊研究 加藤新平(59-62)、飛沢謙一(63-69・71-82・87-88)、田中茂樹(83-86)
- 法哲学史特殊研究 中谷敬寿(59-69)、矢崎光國(72-86)
- 法社会学特殊研究 飛沢謙一(58-66・68・70)、及川伸(72-97)、丸田隆(「刑事陪審判例の研

独書講読 三戸寿(53-56)、大谷英一(57)

原典講読(独) 一円一億(58-59・61・63)、大谷英一(58-60・63)、足立忠夫(60)、福地俊雄(61-62)、阪本仁作(64-67・79-82・84)、赤井節(64)、上田徹一郎(64-65・68-69)、八重津洋平(65-72・83・94-95)、山下末人(66-68・74)、坂井秀夫(68-72)、山崎寛(70-73・75-77・80)、前野育三(72・78-79・82・84-87)、広岡隆(73-77・83)、三浦澄雄(73-77・80-82・84-91・96-97)、中山研一(81)、田上富信(83・89-90)、渡辺良二(85・87)、脇圭平(86)、黒田展之(88・93)、塚本和彦(88)、平松毅(89-92・94・96)、荒川雅行(91・96)、松井宏興(92)、柳屋孝安(93-94・97)、森脇俊雅(95)、中西正(95)、岡本仁宏(97)

文献研究(独) 三浦澄雄(98-99)

仏書講読 飛沢謙一(54-57)

原典講読(仏) 飛沢謙一(58-62・64-65・68-88)、田岡良一(61・63・65-67)、岡俊孝(68-72・75-76・78・81-82・84・86・88-93・95)、藤井昭治(68-73)、小川芳彦(73-74・83・85)、芹田健太郎(77・87)、畑肇(77・79-86・92)、広岡隆(79-80・89-91-92・94・96)、田中通裕(89-91・93-97)、橋本信之(90)、三浦澄雄(93-94)、澤田庸三(97)

文献研究(仏) 加藤徹(98-99)、安井宏(98)、田中通裕(99)

原典講読(羅) 田中周友(63-88)

文献研究(中) 林紀昭(98)、川村康(99)

研究演習 大石兵太郎(52-54)、武内辰治(52・55-58・60-72)、中井淳(52-53)、田村徳治(52-57)、三戸寿(52-56)、石本雅男(52)、飛沢謙一(53-62・64-74)、前田正治(53-80)、田畑忍(55-56)、足立忠夫(57-76)、一円一億(58-76)、山本正太郎(58-65)、大谷英一(58-61・63-68)、福地俊雄(58-79)、加藤新平(59-60)、西沢修(59-76)、田岡良一(60-67)、西原寛一(63-67)、加藤一明(67-89)、安屋和人(67-72・74-90)、広岡隆(68-94)、及川伸(69-91)、米沢明(69-94)、阪本仁作(70・72-85)、山下末人(70-97)、上田徹一郎(71-98)、村西義一(72-88)、坂井秀夫(72)、藤井昭治(73)、佐野彰(73-98)、八重津洋平(73-74・76-95)、小川芳彦(74-78・80-87)、岡俊孝(74-99)、時武英男(74-99)、田村精一(74-99)、真砂泰輔(75-80・82-99)、黒田展之(75-98)、山崎寛(75-99)、三浦澄雄(76-98)、前野育三(79-99)、後藤峯雄(82・84-94)、田中茂樹(82-83)、林紀昭(84-89・91-99)、田上富信(84-99)、平松毅(89-99)、森脇俊雅(90-99)、橋本信之(91-99)、塚本和彦(91-99)、田中通裕(91-99)、澤田庸三(96-99)、長岡徹(96-98-99)、丸田隆(96-99)、安井宏(96-99)、曾和俊文(97-99)、荒川雅行(97-99)、加藤徹(97-99)、岡本仁宏(98-99)、富田宏治(99)、北山俊哉(99)、深尾裕造(99)、稲葉一人(99)

<博士課程・博士課程後期課程>

政治史特殊研究 猪木正道(59-61)、坂井秀夫(72)、増田毅(73)、黒田展之(76-77・79-97・

II 専門科目・演習担当者一覧

安井宏(96-97)

民法特殊講義II 福地俊雄(63-79)、山崎寛(80-97)

民法特殊講義III 柚木馨(63)、山下末人(69-79)、福地俊雄(80-81)、田上富信(83-87・89-97)

民法特殊講義IV 田中通裕(93-97)

民法特殊講義 山崎寛(「建設工事請負契約」98・「抵当権の効力」98)、田上富信(「損害賠償法」98-99・「契約法」98-99)、田中通裕(「家族法の判例研究」98-99・「家族法の比較法研究」98-99)、安井宏(「法律行為論研究」98-99・「財産法判例研究」98-99)

商法特殊講義I 西原寛一(63-67)、米沢明(68-94・97)、佐野彰(95-96)

商法特殊講義II 実方正雄(63-65)、西原寛一(68-69)、藤井昭治(71-73)、佐野彰(77-83・85-94)、塚本和彦(95-97)

商法特殊講義III 佐野彰(72-76)、塚本和彦(91-94)、米沢明(95-96)、加藤徹(97)

商法特講 佐野彰(「海商法I」98-99・「海商法II」98-99)、塚本和彦(「有価証券法I」98・「有価証券法II」98)、加藤徹(「企業組織法I」98-99・「企業組織法II」98-99)

民事訴訟法特殊講義 小室直人(64-69)、上田徹一郎(70-79・81-84・86-95・97・「当事者平等原則I」98・「当事者平等原則II」98・「民事訴訟法上の諸問題」99)、稲葉一人(「米国民事訴訟手続」98・「米国倒産手続」98・「新民事訴訟法I」99)

労働法特殊講義 浅井清信(63)、安屋和人(64-72・74-83・85-96)、久保敬治(73)、柳屋孝安(「雇用関係法」98)

経済法特殊講義 北村五良(63-77)、茶園成樹(「競争法」98・「国際経済法」98)

国際私法特殊講義 実方正雄(63・65)、川上太郎(67-71)、田村精一(72・74-81・83-94・96-97・「国際親族法」98-99・「国際債権法」98-99)、西賢(73)

公法原理 原竜之助(52-53・55-56)、一円一億(57)、山本正太郎(57)、大谷英一(57)

私法原理 西島弥太郎(52-57)、石本雅男(52-53・55)、実方正雄(53-57)、西沢修(56-57)、福地俊雄(56-57)、柚木馨(57)

英書講読 飛沢謙一(53)、前田正治(54)、西沢修(54-57)、武内辰治(57)

原典講読(英) 足立忠夫(58-59・61-62)、山本正太郎(59-60・62)、一円一億(60)、西沢修(61)、加藤一明(63-64)、安屋和人(63)、及川伸(64-75・90-91)、米沢明(64-67)、坂井秀夫(65-67)、山下末人(65)、小川芳彦(68-71)、時武英男(68-72・88)、田村精一(68-72・78)、真砂泰輔(70-74・83・85・87・89)、佐野彰(71・83)、前野育三(73-76・89・91)、勝部元(75-77)、田中茂樹(76-81)、松岡正章(77)、後藤峯雄(78-82・86・88・91)、潮海一雄(79)、大野真義(80-81)、林紀昭(82-89・92-96)、山崎寛(82・84-87)、黒田展之(84)、森脇俊雅(90・93)、畑盤(90・94・96)、橋本信之(92・97)、荒川雅行(92-93・97)、長岡徹(94)、澤田庸三(95)、吉岡祥充(95)、福田吉博(96)、丸田隆(97)

文献研究(英) 福田吉博(98)、川村康(98)、荒川雅行(98)、前野育三(99)、岡本仁宏(99)、深尾裕造(99)

- 政治組織論特殊講義 加藤 一明(93・95-96)、R.L.ワッツ(94)、R.バジル(97)
- 政治哲学特殊講義 岡本仁宏(「自由主義」98-99・「市民社会」98-99)
- 法哲学特殊講義 田村徳治(52-57)、加藤新平(59-62)、飛沢謙一(63-65・67・70-79・87-88)、
田中茂樹(80-86)
- 法哲学史特殊講義 恒藤恭(53)、加藤新平(55・57)、中谷敬寿(59-70)、矢崎光国(72-82)
- 法思想史特殊講義 矢崎光国(83-84)、飛沢謙一(85-86)
- 法社会学特殊講義 飛沢謙一(53-66)、及川伸(68-97)、丸田隆(「刑事陪審裁判の問題点」
98・「民事陪審裁判の問題点」98)、宮沢節生(「アメリカ法社会学の諸相Ⅰ」99・「アメリカ
法社会学の諸相Ⅱ」99)
- 西洋法史特殊講義 三戸寿(52-56)、田中周友(58-73)、三浦澄雄(74-77・79-82・84-91・93-
97・「ゲルマン法の研究」98・「中世法の研究」98)、深尾裕造(「コモン・ロー法学史概
論」99・「コモン・ロー法学史特論」99)
- ローマ法特殊講義 田中周友(52-88)
- 日本法史特殊講義 前田正治(53-81)、林紀昭(82-89・91-97・「日本古代社会と法」98・「近世
幕藩制社会と法」98-99)
- 東洋法史特殊講義 内藤乾吉(53・56-66・68)、八重津洋平(71-74・76-81・83-97・「唐律疏議
名例律の講読」98・「唐律疏議職制律の講読」98)、川村康(「唐代法制史料研究」99・「宋
代法制史料研究」99)
- 比較法学特殊講義 谷口知平(63-81)、石部雅亮(82-86)
- 英米法特殊講義 丸田隆(96-97・「アメリカ契約法入門」98-99・「アメリカ契約法判例研究」98)
- 基礎法特論 M.ディーン(「イギリス法制度」98)、P.D.ラインゴールド(「アメリカ法制度」99)
- 民法特殊講義Ⅰ 西沢修(59-62)
- 民法特殊講義Ⅱ 福地俊雄(58-62)
- 民法特殊講義Ⅲ 柚木馨(58-59)
- 民法法特論 浅田福一(「国際取引法」98-99)
- 刑事法学特殊講義 大谷英一(55)
- 刑事法特殊講義 大谷英一(56-61)、時武英男(「犯罪捜査の諸問題」98-99・「公判手続に関する
諸問題」98-99)、前野育三(「刑事政策」98-99・「少年司法」99)、荒川雅行(「経済刑法」98)
- 刑事法特殊講義Ⅰ 大谷英一(63-68)、中山研一(70-71)、時武英男(72-97)
- 刑事法特殊講義Ⅱ 平場安治(63-70)、中山研一(72)、前野育三(78-97)
- 刑事法特殊講義Ⅲ 滝川春雄(67-68)、荒川雅行(97)
- 刑事法特論 宮沢節生(「犯罪学理論」98)
- 商事法特殊講義Ⅰ 実方正雄(58-62)
- 商事法特殊講義Ⅱ 西島弥太郎(58-62)
- 民法特殊講義Ⅰ 西沢修(63-76)、山崎寛(78-79)、山下末人(80-81・83-97)、田中通裕(91)、

II 専門科目・演習担当者一覧

- 67)、富田宏治(「日本思想史の課題」98-99・「文化接触と文化変容」98-99)
日本政治思想史特殊講義 村西義一(68-78・80-95)、西田毅(79)
西洋政治思想史特殊講義 阪本仁作(68-70・72-76・78-85)、脇圭平(86)、小笠原弘親(87-88)
政治史特殊講義 猪木正道(55-57・59-61)、坂井秀夫(70-72)、増田毅(73)、黒田展之(74-77・79-95・「日本政治史Ⅰ」98-99・「日本政治史Ⅱ」98-99)、澤田庸三(「イギリス政治史Ⅰ」98-99・「イギリス政治史Ⅱ」98)
政治史特殊講義Ⅰ 黒田展之(96-97)
政治史特殊講義Ⅱ 澤田庸三(96-97)
政治学研究特殊講義 田畑忍(56)
地方行政論特殊講義 吉富重夫(59-63)、加藤一明(64-69)
地方自治論特殊講義 加藤一明(70-75・77-81・83-96)、北山俊哉(「地方自治理論の系譜」98・「地方政府と公共政策」99)
行政学特殊講義 足立忠夫(54-90)、橋本信之(91-97・「行政と政策」98-99・「組織と意思決定」98-99)
比較行政制度論特殊講義 足立忠夫(59-65・67-69)
国際政治論特殊講義 武内辰治(52・55-81・83)、田中直吉(54)、後藤峯雄(82・84-94)
外交史特殊講義 武内辰治(52・55-65・67-71)、田中直吉(54)、岡俊孝(72-97・「二十世紀の戦争と外交」98-99・「国際危機と対外政策」98-99)
憲法特殊講義 俵静夫(53)、一円一億(54-80・82)、土居靖美(81・83-88)、平松毅(89-95・「職業倫理」98・「政治倫理」98・「ドイツ憲法論Ⅰ」99・「ドイツ憲法論Ⅱ」99)、長岡徹(「アメリカ憲法論Ⅰ」98-99・「アメリカ憲法論Ⅱ」98-99)
憲法特殊講義Ⅰ 平松毅(96-97)
憲法特殊講義Ⅱ 長岡徹(96)
行政法特殊講義 原竜之助(52-53)、山本正太郎(54-65)、杉村敏正(66-67)、広岡隆(68-71)、真砂泰輔(「行政組織法」98・「地方自治論」98)、曾和俊文(「行政救済の法システム」98-99・「行政裁量の司法統制」98-99)
行政法特殊講義Ⅰ 広岡隆(72-94)、真砂泰輔(95-97)
行政法特殊講義Ⅱ 真砂泰輔(72-73・75-80・82-92・94)、曾和俊文(97)
国家学特殊講義 小松堅太郎(55-58)、小野哲(63)、吉富重夫(64-76)、栗城寿夫(77-79)
国家学原論特殊講義 小野哲(62)
国際公法特殊講義 田岡良一(53-62)
国際法特殊講義 田岡良一(63-71)、小川芳彦(72-75・77-78・80-87)、福田吉博(「国際法の基本問題」98-99・「国際紛争の平和的処理方法」98)
政治学原論特殊講義 田畑忍(58-71)、吉富重夫(72-76)、森脇俊雅(90-97・「政治学方法論」98-99・「実証政治理論」98-99)

(76-83)、塚本和彦(80-99)、渡辺良二(80-87)、森脇俊雅(81-86・89-99)、林紀昭(81-88・91-98)、田上富信(82-99)、橋本信之(83-85・87-99)、田中通裕(83-99)、澤田庸三(87-99)、長岡徹(87-94・98-99)、平松毅(89-99)、荒川雅行(89-99)、岡本仁宏(91-99)、富田宏治(91-99)、北山俊哉(91-96・99)、中西正(91・94-96)、柳屋孝安(91-96)、福田吉博(95-97)、安井宏(96-99)、丸田隆(96-97・99)、加藤徹(97-99)、曾和俊文(97-99)、川村康(97-99)、山田真裕(98-99)、稲葉一人(98)、稲葉一人・宇野聡(99)、櫻田大造(99)、深尾裕造(99)、植木一幹(99)

研究演習Ⅱ 大石兵太郎(50-54)、中井淳(50-53)、武内辰治(50-52・55-59・61-72)、三戸寿(50-56)、大谷英一(50-68)、飛沢謙一(50-74)、前田正治(50-81)、西沢修(50-57・59-76)、浜田一男(50-51)、石本雅男(50-51)、実方正雄(50-65)、一円一億(52-77)、西島弥太郎(53-60)、石本雅男(53)、足立忠夫(53-77)、山本正太郎(54-65)、福地俊雄(56-79)、柚木馨(56-59)、田畑忍(56)、北岡勲(60)、加藤一明(60-89)、村西義一(61-88)、田岡良一(61-67)、阪本仁作(62-70・73-85)、深瀬秀(62-66)、安屋和人(62-72・75-90)、赤井節(62-65)、米沢明(62-94)、及川伸(62・65-91)、椿寿夫(62-64)、西原寛一(64-67)、上田徹一郎(64-65・69-98)、八重津洋平(65-74・77-95)、坂井秀夫(65-72)、時武英男(66-99)、田村精一(66-72・75-99)、山下末人(66-97)、岡俊孝(67-99)、小川芳彦(67-78・81-87)、山崎寛(68-99)、真砂泰輔(68-80・83-99)、広岡隆(69-94)、藤井昭治(69-74)、佐野彰(72-98)、前野育三(72-97・99)、後藤峯雄(73-82・85-93)、三浦登雄(73-98)、黒田展之(75-98)、田中茂樹(77-84)、塚本和彦(81-99)、渡辺良二(81-87)、森脇俊雅(82-87・90-99)、林紀昭(82-89・92-99)、田上富信(83-99)、橋本信之(84-86・88-99)、田中通裕(84-99)、澤田庸三(88-99)、長岡徹(88-95・99)、芹田健太郎(88)、平松毅(90-99)、荒川雅行(90-99)、岡本仁宏(92-99)、富田宏治(92-99)、北山俊哉(92-97)、中西正・上田徹一郎(92)、後藤峯雄・鈴木基史(94)、中西正(95-96)、柳屋孝安(92-97)、福田吉博(96-98)、安井宏(97-99)、丸田隆(97-98)、加藤徹(98-99)、曾和俊文(98-99)、川村康(98-99)、山田真裕(99)、稲葉一人・上田徹一郎(99)

2 大学院法学研究科

〔関西学院大学概要〕、〔関西学院大学要覧〕、〔関西学院大学大学院要覧〕

<修士課程・博士課程前期課程>

政治学特殊講義 大石兵太郎(52-54)、田畑忍(55・57)

国家論特殊講義 中井淳(52-53)

比較政治論 武内辰治(52)

比較政治特殊講義 櫻田大造〔日米加関係の研究〕99・〔比較外交政策論の研究〕99

政治思想史特殊講義 中井淳(52-53)、堀豊彦(55)、森義宣(56-58・60-64)、村西義一(65-

II 専門科目・演習担当者一覧

86-88-89)、前野育三(71-76-78-82-84-89)、三浦澄雄(72-77-79-82-84-89)、後藤峯雄(73-82-84-89)、黒田展之(74-77-79-86-88-89)、田中茂樹(76-79-81-83)、塚本和彦(76-81-83-89)、森脇俊雅(77-83-85-87-89)、田中通裕(79-85-87-89)、橋本信之(79-85-88-89)、渡辺良二(80-85-87)、林紀昭(81-89)、田上富信(82-87-89)、澤田庸三(84-89)、荒川雅行(85-89)、長岡徹(87-89)、中西正(87-89)、岡本仁宏(87-88)、平松毅(89)、富田宏治(89)、北山俊哉(89)

法学基礎演習 安屋和人(90)、及川伸(90-91)、山下末人(90-97)、広岡隆(90-94)、上田徹一郎(90-95-98)、八重津洋平(90-95)、佐野彰(90-96-98)、田村精一(90-94-96-99)、真砂泰輔(90-94-98)、山崎寛(90-98)、三浦澄雄(90-91-95-98)、田上富信(90-92-94-98)、田中通裕(90-91-93-99)、平松毅(90-96-98-99)、長岡徹(90-95-98-99)、荒川雅行(90-93-95-99)、中西正(90-91-95-96)、時武英男(91-99)、前野育三(91-94-99)、林紀昭(91-97-99)、塚本和彦(91-99)、柳屋孝安(91-97)、福田吉博(91-96-98)、米沢明(92-94)、植木一幹(94-96)、安井宏(96-99)、丸田隆(96-98)、川村康(96-99)、加藤徹(97-99)、曾和俊文(97-99)、稲葉一人(98)、稲葉一人・田上富信(99)、深尾裕造(99)、高橋裕(99)

政治学基礎演習 黒田展之(90-93-95-96-98)、後藤峯雄(90-94)、森脇俊雅(90-95-97-99)、橋本信之(90-99)、澤田庸三(90-91-93-98)、富田宏治(90-99)、北山俊哉(90-97)、岡俊孝(92-96-98-99)、岡本仁宏(92-99)、山田真裕(96-99)、櫻田大造(99)、高島千代(99)

人文演習 松浦績司(70-71)、長久清(70-72)、天羽徳之助(70-74)、松田裕(70-74-76-84-86-90)、山田照美(70-77-79-84-86-87-89-94)、神崎昭伍(70-75-78-83-85-92-95-97)、須賀洋一(70-71-73-79-81-95-97-98)、丹治恆次郎(70-72-82-84-99)、山崎隆司(71-72)、松下正雄(73-75)、内田政秀(73-78-80-87-89-92)、佐伯美智一(73-80-82-83-85-99)、小山敏夫(74-78-81-85-87-92-94-98)、安田雅美(76-79-83-88-90-95-98-99)、廣瀬典生(77-80-87-89-97-99)、本田盛(91-94)、栗林輝夫(93-94)、P.パーク(93-99)、門田修平(93-99)、関谷一彦(96-99)、木村真治(96-99)、河村克俊(97-99)

研究演習 1 大石兵太郎(50-54)、武内辰治(50-52-55-71)、中井淳(50-53)、三戸寿(50-56)、大谷英一(50-68)、飛沢謙一(50-73)、前田正治(50-80)、西沢修(50-57-59-76)、実方正雄(50-65)、浜田一男(50-51)、石本雅男(50-51)、足立忠夫(52-76)、一円一億(52-76)、西島弥太郎(53-59)、山本正太郎(53-65)、福地俊雄(55-78)、柚木馨(55-59)、田畑忍(55-56)、加藤一明(59-88)、北岡勲(59-60)、田岡良一(60-66)、村西義一(61-87)、阪本仁作(61-70-72-85)、深瀬秀(61-65)、安屋和人(61-72-74-89)、赤井節(61-65)、米沢明(61-93)、及川伸(61-64-90)、椿寿夫(61-63)、西原寛一(63-66)、上田徹一郎(63-65-68-97)、八重津洋平(64-73-76-94)、坂井秀夫(64-72)、時武英男(65-99)、田村精一(65-72-74-98)、山下末人(65-96)、岡俊孝(66-99)、小川芳彦(66-77-80-87)、山崎寛(67-99)、広岡隆(68-93)、真砂泰輔(68-79-82-99)、藤井昭治(68-73)、佐野彰(71-97)、前野育三(71-96-98-99)、三浦澄雄(72-97)、後藤峯雄(73-81-84-94)、黒田展之(74-97)、田中茂樹

- 政治学特講 J R.バジル(「南アジア・東南アジアの国家形成」97)、吉森義紀(「ラテンアメリカの政治変動」98-99)
- 英書講読 天羽徳之助(58・61-62・64-69)、松浦績司(58-69)、松田裕(58-66)、中村賢二郎(58-66)、菱川精一(58)、阪本仁作(58-59)、松下正雄(59-63)、R.H.マデン(67)
- 法と社会 A 広岡隆(「国の統治と国際社会の法」94-96・「国家の統治機構と国際機構」97-99)、川村康(「法と基本的人権」96)
- 法と社会 B 広岡隆(「近代市民社会の法」94-96・「市民社会の法と国際社会における日本」97-99)、川村康(「日常生活の中の法」96)
- 政治学入門 A 森脇俊雅・富田宏治・北山俊哉(「日本の政治」94)、黒田展之・富田宏治・北山俊哉(「日本の政治」95-96)、橋本信之・富田宏治・北山俊哉(「日本の政治」97)、黒田展之・富田宏治・山田真裕(「日本の政治」98-99)
- 政治学入門 B 韓冬雪・澤田庸三・岡本仁宏(「政治の世界」94)、岡俊孝・森脇俊雅・澤田庸三(「世界の政治」95-99)
- 憲法と政治 橋本信之・長岡徹(94-95・98-99)、長岡徹・山田真裕(96)、真砂泰輔・曾和俊文・山田真裕(97)
- 刑事法概論 時武英男・前野育三・荒川雅行(92-98)、時武英男・前野育三(99)
- 私法概論 潮海一雄(92)、山下末人(93-97)、田中通裕・田村精一・山崎寛・田上富信・安井宏・柳屋孝安・加藤徹(98)、田中通裕・田村精一・田上富信・安井宏・加藤徹(99)
- 司法制度入門 丸田隆・曾和俊文・稲葉一人(99)
- 専門基礎特論 A (現代の人権) 長岡徹・山崎満幾美・木村治子・吉井正明・笈宗憲・古殿宣敬・西田雅年・松本隆行・本上博文(95)、荒川雅行・山崎満幾美・木村治子・吉井正明・笈宗憲・古殿宣敬・西田雅年・松本隆行・本上博文(96)、荒川雅行・吉井正明・木村治子・山崎満幾美・増田正幸・笈宗憲・古殿宣敬・松本隆行・松山秀樹・西田雅年(97)、荒川雅行・笈宗憲・亀井尚也・鴫田香織・西田雅年・古殿宣敬・増田正幸・松本隆行・松山秀樹・山崎満幾美・吉井正明(98)、長岡徹・大搦幸男・笈宗憲・亀井尚也・鴫田香織・西田雅年・古殿宣敬・増田正幸・松本隆行・松山秀樹・吉井正明(99)
- 専門基礎特論 B (東アジアの政治経済事情) 大西裕(95-96・98-99)、木村幹(97)
- 社会演習 飛沢謙一(70-74)、前田正治(70-76・78-80)、西沢修(70-75)、一円一億(70-74・76)、上田徹一郎(70-72・74-79・81-84・86-89)、深瀬秀(70-87)、八重津洋平(70-74・76・81・83-89)、時武英男(70-74・76-87)、福地俊雄(70-79)、安屋和人(70-72・74-83・85-89)、米沢明(70-86・88-89)、及川伸(70-75・77-89)、山下末人(70-76・78-81・83-89)、広岡隆(70-89)、田村精一(70-72・74-81・83-89)、小川芳彦(70-75・77-78・80-87)、山崎寛(70-73・75-89)、真砂泰輔(70-73・75-80・82-86・88-89)、藤井昭治(70-71)、武内辰治(70-72)、足立忠夫(70-76)、加藤一明(70-75・77-81・83-84・86-89)、村西義一(70-78・80-88)、阪本仁作(70-72-76・78-83・85)、坂井秀夫(70-72)、岡俊孝(70-76・78-89)、佐野彰(71-83・85-

II 専門科目・演習担当者一覧

- 政治学特講II 山川雄己(「政治体系論の諸問題」70・「政治システム分析」71)、武内辰治(「現代アメリカの外交政策」72)、高寄昇三(「地方行政制度論」76)、橋本信之(「農業政策転換過程における行政」79・「サイモンの組織理論」80-81)、坂本勝(「人事行政上の問題」82)、山岡秀一(「市民運動と地方自治体」83・「地方政治論」84・86-88)、足立忠夫(「地域公共学」89・「市民対行政関係論」90)、若田恭二(「政治心理学」91)
- 政治学特講III 勝部元(「マルクス主義の方法論・国家論」70・「国家論・国家変革論」71・「マルクス主義国家論」72・「マルクス主義の政治思想」73-74・「政治思想としてのマルクス主義」75)、田中正人(「フランス労働組合史」77・「フランス政治史」78・「フランス・サンディカリズム」79)、足立忠夫(「公務員の生態」81)、坂本勝(「行政責任の問題」82)、鈴木博信(「レーニン主義・スターリン主義」83・「ソビエトの政治」84-85)、西川知一(「ヨーロッパの政治」86-88・90)、豊下植彦(「戦後冷戦体制論」89)
- 政治学特講IV 勝部元(「マルクス主義の革命論・現代日本国家論」70-72・「現代革命論」73・「現代革命の歴史と理論」74-75)、田中正人(「フランス社会主義運動史」77・「1930年代フランス政治史」78・「フランス人民戦線」79)、鈴木博信(「ソビエト政治」83・「ソビエトの外交」84-85)、後藤峯雄(「中国政治事情」86)、西川知一(「ヨーロッパの政治」87-90)
- 政治学特講V 西川知一(「政治意識」77・「政党論」78・83・「政治過程論」80・「ヨーロッパ現代政治史」81・「政治心理学」82)、足立忠夫(「行政改革論」84)、山岡秀一(「地方政治論」85)、鈴木博信(「ソビエトの政治」86-89・「ソビエト・東欧の政治」90-91)
- 政治学特講A 足立忠夫(「現代と政治学」92)、若田恭二(「現代と政治学」93-95、「政治社会学」96-99)
- 政治学特講B 若田恭二(「政治心理学」92-99)
- 政治学特講C 依田博(「データ分析入門」92-93)、中野秀一郎(「カナダの政治と社会」94)、小西砂千夫(「地方自治の計量分析」95)、山田真裕(「サーベイデータ分析」96-98)、高島千代(「近現代日本の政治家群像」99)
- 政治学特講D 依田博(「計量政治分析」92-93)、R.L.ワッツ(「カナダの政治と連邦制」94)、小西砂千夫(「税制改革の計量分析」95)、山田真裕(「アグリゲートデータ分析」96-98)、高島千代(「近現代日本の政治と民衆」99)
- 政治学特講E 鈴木博信(「ソビエト・東欧の政治」92・「ロシア・東欧圏の政治」93-99)
- 政治学特講F 吉森義紀(「ラテンアメリカの政治と社会」93-96)、北山俊哉(「日本の政治経済」97-98)、J.S.オケイ(「現代東南アジアの政治と権力」99)
- 政治学特講G 吉森義紀(「ラテンアメリカの革命と反革命」93-94・「ラテンアメリカの政治変動」95-96)、北山俊哉(「地方政治と地域経済」97・「事例から理論へ」98)、J.S.オケイ(「東南アジアの人権問題とナショナリズム」99)
- 政治学特講H R.バジル(「南アジア・東南アジアの政治」97)、吉森義紀(「ラテンアメリカの政治と社会」98-99)

- マス・コミュニケーション論 山本明(66)、山田宗睦・山本明(67-68)、岡村黎明(69)、津金沢聡広(70-73)、津金沢聡広・山本武利(74)、山本武利(75)
- 経済史 天川潤次郎(70-72・74-85・87-89)、北村次一(73・86)、柚木学(90-92)、藤井和夫(93・95-97)、作道潤(94・96)、竹岡敬温(98)、寺本益英(99)
- 国際経済論 杉谷滋(70-74)、鈴木克彦(75-78・80-83・85-87)、上河泰男(79)、池本清(84)
- 国際経済学 杉谷滋(88・90・92・94)、鈴木克彦(89・91・93・95・97・99)、利光強(96・98)
- 英政治学 北岡勲(58)
- 英政治学講読 足立忠夫(52)、村西義一(53-56)、兵頭泰三(57)
- 外国政治学(英) 北岡勲(59)、阪本仁作(60)、村西義一(61)、岡俊孝(62-65)、古川勝弘(65-69)、加藤一明(66)、原英次(67)、中村五郎(68-69)
- 政治学英書講読 中村五郎(70-71)、山崎克明(71-72)、古川勝弘(72-73)、広岡正久(73-75)、堺慎介(74-80・83-88)、豊島修(76-88・98)、水瀧征矢雄(81-82)、後藤峯雄(82・84)、澤田庸三(84-87)、岡本仁宏(87-89・92-95・97-98)、森脇俊雅(89)、富田宏治(89-91)、北山俊哉(89-92)、若田恭二(93-95・97-99)、山田真裕(96-97)、高島千代(99)
- 独政治学 阪本仁作(58)
- 外国政治学(独) 阪本仁作(59・65)、足立忠夫(60)、君村昌(61)、山本浩三(63)、坂井秀夫(64)、山川雄己(66-69)
- 政治学独書講読 山川雄己(70-71)、阪本仁作(72-73)、足立忠夫(74)、村山高康(75-78・82-89・93-95)、森脇俊雅(79-81・90)、川合全弘(91-92)、岡本仁宏(96-98)、三浦澄雄(99)
- 外国政治学(仏) 岡俊孝(64-69)
- 政治学仏書講読 岡俊孝(70-76・86-87・94)、田中正人(77-78)、橋本信之(79-85・88-89)、澤田庸三(90-91)、富田宏治(92)、柳内隆(93・95-99)
- 科外講座 田村徳治(54-57)
- 政治学特殊問題Ⅰ 脇圭平(「第二次世界大戦後のヨーロッパ政治の動き」67)、畑中和夫(「社会主義政治の理論とメカニズム」68)、勝部元(「マルクス主義による政治科学理論の展開」69)
- 政治学特殊問題Ⅱ 山川雄己(「現代アメリカ政治学」67)、勝部元(「マルクス主義による政治科学理論の展開」68-69)
- 政治学特殊問題Ⅲ 畑中和夫(「社会主義憲法」68)
- 政治学特殊問題Ⅳ 勝部元(「国家権力変革論」68)
- 政治学特講Ⅰ 山川雄己(「政治体系論の諸問題」70・「政治システム分析」71)、武内辰治(「現代アメリカの政治構造」72)、高寄昇三(「地方行政財制度論」76)、森脇俊雅(「現代アメリカ政治学」79-80)、橋本信之(「政策の形成実施過程と行政官僚制」82)、山岡秀一(「国政選挙と地方選挙」83・「地方選挙論」84)、足立忠夫(「学際的研究論」85・「地域主義論」86・「現代市民論」87・「現代組織論」88・「公共サービス論」90・「行政学と法律学」91)

II 専門科目・演習担当者一覧

- 政治組織論 横越英一(71)、古川勝弘(72-73)、依田博(76-82・84-91)、加藤一明(92-96)、村上芳夫(97-98)
- 政治過程論 山田真裕(99)
- 行政学原論 足立忠夫(50-68・70-76・82)、吉富重夫(69)、早瀬武(77)、君村昌(78)、加藤一明(79)、坂本勝(80-81)、橋本信之(83-92)
- 行政学 橋本信之(93-99)
- 地方行政論 山本正太郎(51-54)、加藤一明(55-69)
- 地方自治論 加藤一明(70-75・77-78・80-81・83-92)、北山俊哉(93-99)
- 国際政治論 武内辰治(50-52・55-72・83)、田中直吉(54)、後藤峯雄(73-82・84-93)、後藤峯雄・鈴木基史(94)、鈴木基史(95-98)、豊下楯彦(99)
- 比較政治 櫻田大造(99)
- 政治思想史 中井淳(51-53)、山崎時彦(54-57)
- 西洋政治思想史 北岡勲(58-60)、阪本仁作(61-70・72-76・78-84)、阪本仁作・脇圭平(85)、脇圭平(86)、小笠原弘親(87-88)、岡本仁宏(89・91-99)、小野紀明(90)
- 日本政治思想史 村西義一(62-78・80-92)、西田毅(79)、冨田宏治(93-99)
- 政治史 川村大膳(50-51)、猪木正道(53・55-58・61)、野口名隆・猪木正道(59-60)、野口名隆(62-63)、坂井秀夫(64-72)、増田毅(73・78)、黒田展之(74-77・79-86)
- 西洋政治史 澤田庸三(87-99)
- 日本政治史 黒田展之(87-99)
- 外交史 武内辰治(52・55-58・61-65)、田中直吉(54)、尾上正男(59-60)、岡俊孝(66-99)
- 社会思想史 堀経夫(55-64・66-70)、久保芳和(65・71)、張光夫(72-84)、篠原久(85-88・90-94・96-97・99)
- 経済原論 小宮孝(55-58)、豊倉三子雄(59・61-67)、尾上久雄(60)、生田種雄(68・83・87・92-93・96)、長岡豊(69-79・81-82・84-85・88)、森本好則(80・89-90)、安井修二(86・91)、河野正道(95)、三上和彦(97)、山田勝裕(98-99)
- 財政学 柏井象雄(55-59・61)、橋本徹(60・62-73)、山本栄一(74・79-83・90)、能勢哲也(75・78・84)、米原淳七郎(76-77)、林宜嗣(85-86・89)、中井英雄(87-88)、中島克己(91)、戸谷裕之(92-94・99)、林宏昭(95-96)、小西砂千夫(97)、高林喜久生(98)
- 金融論 小寺武四郎(55-68)、矢尾次郎(69)、石井隆一郎(70-71)、内橋吉朗(72-74・76-79・81-83)、山崎啓雄(75)、三木谷良一(80)、川口愷二(84-87・90)、片山貞雄(88)、古川顕(89-91-93)、久保田哲夫(94)、平山健二郎(95-98)、田中敦(99)
- 経済政策 金子弘(55-63)、縄田栄次郎(64-68)、小西唯雄(69-73・75-96)、野尻武敏(74)、西田稔(97-99)
- 社会政策 余田博通(55-58)、岸本英太郎(59)、大前朔郎(60-77)
- 新聞学 藤原恵(56-61・68-69)、坂本遼(62-66)、坂本遼・藤原恵(67)

- System]64)、前田正治(「明治法史」67)
- 法学特講Ⅰ 菊地博(「民法」70)、飛沢謙一(「私法の歴史」72)、芹田健太郎(「人権の国際的保護」73、「海の国際法」74・「亡命と国際法」75)、藤田久一(「国際人道法」76)、森省三(78)、八木鉄男(「近代イギリス法哲学の潮流」79)、山下末人(「私法概論」84)、田上富信(「私法概論」85-87・89)、潮海一雄(「私法概論」88)、田中通裕(「私法概論」90-91)
- 法学特講Ⅱ 菊地博(「民法」70)、栗原宏武(「少年法」72)、芹田健太郎(「国際連合と平和維持活動」74・「人権の国際的保障」75)、家正治(「植民地問題と国際法」76)、塚本和彦(「有価証券法」79)、浅田福一(「国際取引法」84-91)
- 法学特講Ⅲ 山村恒年(「環境法」73-77)、村田哲夫(「環境法」79-83)、村上直之(「犯罪報道の社会史」86)、徳岡秀雄(「アメリカ少年司法史」87)、塩見雅弘(「少年法運営の実態」88)、内城善雄(「行刑の過去と現在」89)、下村幸雄(「法と裁判」90-91)
- 法学特講Ⅳ 山村恒年(「環境法」73-79-83)、安屋和人(「労働基準法上の諸問題」74)、一円一位(「規範および法の発生発展の過程とその将来」75)、塚本和彦(「有価証券法」76)、斉藤豊治(「少年法改正の諸問題」77)、R.E.ミッチェナー(「アメリカ法と世論」84)
- 法学特講Ⅴ 芹田健太郎(「国際法」77-78・80-83・「国際紛争処理法」84)
- 法学特講A 山下末人・申政武(「中国民法と日本民法の比較」93)、長岡徹(「アメリカ憲法入門」96)、植木一幹(「基本的人権の法思想史」97)
- 法学特講B 浅田福一(「国際取引法」92-99)
- 法学特講C 下村幸雄(「法と裁判」92-98)、西山健・山崎浩一(「法と裁判」99)
- 法学特講D 平松毅(「消費者法」94-96)、荒川雅行(「経済犯罪論」98)
- 法学特講E 畑中和夫・西村幸次郎(「ソ連東欧法・中国法」92)、西村幸次郎(「中国法」94・96)、李衛東(「中国法」98)
- 法学特講F 田上富信(「損害賠償法」94-98)、齋藤修(「損害賠償法」99)
- 法学特講G 山崎寛(「債権担保法」94-98)、松井宏興(「債権担保法」99)
- 法学特講H 小泉直樹(「知的所有権」97-99)
- 法学特講J 前田雅子(「社会保障法」97-99)
- 法学特講K 曾和俊文(「環境法」98-99)
- 法学特講L 平松毅(「情報法」99)
- 政治学 村西義一(50-51)
- 政治学原論 大石兵太郎(50-54)、田畑忍(55-56)、田畑忍・吉富重夫(57)、吉富重夫(58-75)、足立忠夫(76-80)、森脇俊雅(81-83・85-87・89-99)、西川知一(84)、三宅一郎(88)
- 比較制度論 足立忠夫(51-52)
- 国家学原論 中井淳(50-53)、小松堅太郎(55-57)、北岡典(58-60)、小野哲(61-63)、栗城寿夫(64-72・75・77)
- 比較政治組織論 加藤一明(54-60)、川口是(61-63)、古川勝弘(64-69)

II 専門科目・演習担当者一覧

- 64)、八重津洋平(60-62)、岡島吉昭(60-67)、時武英男(61-65・67-68)、田村精一(61-69)、小川芳彦(62-66・68-69)、山崎寛(63-66・69)、広岡隆(68-69)、小島孝(68)、真砂泰輔(69)
- 法学英書講読 田村精一(70-72)、山崎寛(70)、真砂泰輔(70・80・82)、森井暲(70-71)、松下泰雄(71-74)、西賢(71-72)、藤倉皓一郎(72)、佐野彰(73)、前野育三(73)、八重津洋平(74)、千葉勇夫(74)、松岡正章(75-76・78-80・83・90)、斉藤豊治(75-77)、畑隆(75-76)、田中茂樹(76)、畑中和夫(77・82・84・88・90)、松井宏興(77-80)、佐藤幸治(78)、田島裕(78・81・83)、安井宏(79)、田中通裕(79)、小川芳彦(80)、釜田泰介(81-86)、林紀昭(81・91)、大野真義(82-88)、新井勉(85-87)、丸田隆(85・89・91-92・95-96・98)、上田寛(86)、荒川雅行(87-88)、藤原明久(88-97)、真山金(89-90)、松浦好治(91-95)、畑中和夫・西村幸次郎(92)、吉岡祥充(93)、植木一幹(94-96)、櫻原義比古(94-95)、川村康(96)、久保成史(96-99)、曾和俊文(97)、山崎康仕(97・99)、柳屋孝安(98)、福田吉博(98-99)
- 独 法 安屋和人(51-53)
- 外国法(独) 安屋和人(54-58)、上田徹一郎(59-65・68-69)、椿寿夫(61-62)、八重津洋平(63-69)、西原寛一(67)
- 法学独書講読 八重津洋平(70-71・73・76-77・95)、前野育三(71)、森井暲(72・74)、三浦澄雄(72・76)、田村精一(74)、斉藤豊治(75・78)、塚本和彦(78-79)、渡辺良二(80)、松岡正章(81-82・84-85)、河上倫逸・三浦澄雄(83)、荒川雅行(85-86)、兼子義人(87-89)、中西正(87-91)、野口寛(89-98)、三成賢次(92)、植木一幹(96)、吉田栄司(96)、稲葉一人(98)、稲葉一人・高橋裕(99)
- 外国法(仏) 西島弥太郎(59-67)、田岡良一(67)、藤井昭治(68-69)
- 法学仏書講読 藤井昭治(70)、小川芳彦(71-72・77)、芹田健太郎(73-76・78-87・89-90)、田中通裕(84-85・96-97)、真山金(88)、福田吉博(91-95)、千藤洋三(92)、広岡隆(97-99)
- 法学通論 品川登(50-51)、深瀬秀(50)、安屋和人(50)
- 特殊問題Ⅰ 深瀬秀(「英法史」62)
- 法学特殊問題 深瀬秀(「英法史」63)
- 法学特殊問題Ⅰ 一円一億(「法の基本問題」64)、深瀬秀(「英米法」65)、小川芳彦(「国際裁判制度」66・「国際連合の法的構造」67)、菊地博(「商法手形法・民事訴訟法」68)、藤井昭治(「約款論・銀行取引約定」69)
- 法学特殊問題Ⅱ 深瀬秀(「英米法」64)、K.C.ウッズウォース(「History and Modern Structure of the Anglo-American Legal System」65)、小川芳彦(「国際条約法」66-67)、菊地博(68)、藤井昭治(「約款論・銀行取引約定」69)
- 法学特殊問題Ⅲ K.C.ウッズウォース(「History & Sources of the English Common Law System」64・「Principles of Anglo-American Law」65・「An Introduction to the Anglo-American Legal System」66)、菊地博(「商法手形法」67・「商法手形法・民事訴訟法」69)
- 法学特殊問題Ⅳ K.C.ウッズウォース(「Principal Features of the Anglo-American Legal

- 民事訴訟法 小野木常(50-52)、山本戸克己(53・66)、小室直人(56)、中野貞一郎(58-60)、
上田徹一郎(61-64・67-69・71・73-79・82・84・86-95・97-99)、上田徹一郎・山本戸克己(65)、
高島義郎(70・80-81)、井上治典(72)、池田辰夫(83・85)、堤竜弥(96)
- 強制執行法・破産法 鈴木正裕(64)、山本戸克己(65)、高島義郎(66-69・73-74・77-79)、上田
徹一郎(70・72)、福永有利(71)、上北武男(75-76・80)
- 民事執行法・破産法 上田徹一郎(81・83)、池田辰夫(82・84)、上北武男(85-90)、中西正
(91-92・94-96)、宮川知法(93)、堤竜弥(97)、稲葉一人(98)、稲葉一人・宇野聡(99)
- 国際私法 実方正雄(50-52・55・57・59・61・63)、田村精一(65-72・74-81・83-94・96-99)、
西賢(73)、松岡博(82)、椛田嘉章(95)
- 法 理 学 飛沢謙一(50-74)、田中茂樹(76・78・81-86)、矢崎光国(80)、兼子義人(87-89)、
野口寛(90-98)、植木一幹(99)
- 法律思想史 三戸寿(51-56)
- 法 思想 史 赤井節(58-59・61-62・64)、飛沢謙一(66・68・70-71・73)、矢崎光国(75・81・83・
85)、田中茂樹(77・79)、野口寛(87・89)、松浦好治(91・93・95)、山崎康住(97・99)
- 法律社会学 飛沢謙一(50-54)
- 法 社 会 学 飛沢謙一(55-60)、及川伸(61-96)、及川伸・丸田隆(97)、阿部昌樹(98-99)
- 法史学特論 三戸寿(50)
- 法 史 学 三戸寿(51-56)、前田正治(57)
- 西 洋 法 史 田中周友(58・65-67)、赤井節・塙浩(59-60)、赤井節(61-64)、柴田光蔵(68-69)、
塙浩(70-71)、三浦澄雄(72-75・77・79-82・84-91・93-98)、河上倫逸(83)、三成賢次(92)、
深尾裕造(99)
- 法 制 史 前田正治(50)
- 日本法制史 前田正治(51-54)
- 日本法史 前田正治(55-75・77・79-80)、林紀昭(81-89・91-99)、市川訓敏(90)
- 日本近代法史 前田正治(58-60・62-64・66・68・70・72・74・76・78-79・81-84)、新井勉(85-87)、
藤原明久(88-99)
- 東 洋 法 史 八重津洋平(64-74・76・78-96)、川村康(97-99)
- 比 較 法 早川武夫(63・66-69)、西賢(71-73)、畑中和夫(77)
- 外 国 法 三戸寿(50)、田島裕(78・81・83)、畑中和夫(79-80・82・84・88・90)、丸田隆(85・
87・89・91)、上田寛(86)
- 英米法概説 蕭揚(53)、山本正太郎(59)、早川武夫(68-69)、藤倉皓一郎(72)、深田三徳(74)
- 英 米 法 丸田隆(92-99)
- 英 法 足立忠夫(51)、山本正太郎(51-52)、深瀬秀(51・53)、浜田一男(51)、前田正治
(51)、西沢修(51)、米沢明(57)
- 外国法(英) 山本正太郎(54)、深瀬秀(54-61)、米沢明(58-62)、赤井節(59)、及川伸(59-61、

II 専門科目・演習担当者一覧

- 国際法B 坂元茂樹(92-96)、戸田五郎(97)、糟谷英之(98-99)
- 民法 石本雅男(50)、勝本正晃(50)、西沢修(51)
- 民法特講 石本雅男(51)
- 民法I 西沢修(「総則・物権法」52-54)
- 民法II 西沢修(「債権法」52-54)
- 民法総論 福地俊雄(55-58・70-74・77)、西沢修(59-64・66-70・75)、椿寿夫(65)、米山隆(76)、山下末人(78-80)、山崎寛(81-85)、田上富信(86-87・89)、潮海一雄(88・92)、田中通裕(90-91)
- 物権法 西沢修(55-56・59-65・72-75)、西沢修・林良平(57)、林良平(58)、榎梯次(64)、山下末人(66-71・90-92)、松井宏興(76-89)
- 債権法総論 西沢修(55-57・71-74)、柚木馨(59)、福地俊雄(60-70・75-78)、潮海一雄(79-80・82)、山下末人(70・81・83-84)、田上富信(85)、山崎寛(86-92)
- 債権法各論 柚木馨(55-58)、福地俊雄(59-66)、山下末人(65・75-77・85-89)、山崎寛(67-74・78-80)、潮海一雄(81)、田上富信(82-84・90-92)
- 親族・相続法 柚木馨(55)、福地俊雄(56-59・79-82)、椿寿夫(60-64)、西沢修(65-71)、山下末人(72-74)、山崎寛(75-77)、千藤洋三(78・92)、田中通裕(83-89)、潮海一雄(90-91)
- 民法A(総論) 田中通裕(93)、山下末人(94-99)
- 民法B(物権) 山下末人(93)、山口純夫(94)、吉岡祥充(95)、安井宏(96-99)
- 民法C(債権総論) 山崎寛(93-98)、田上富信(99)
- 民法D(債権各論) 田上富信(93-98)、山口純夫(99)
- 民法E(親族・相続) 山口純夫(93)、田中通裕(94-99)
- 商法 浜田一男(50-51)、実方正雄(50-51)
- 商法特講 浜田一男(51)
- 商法I 実方正雄(52-54)
- 商法II 西島弥太郎(52-54)
- 商法総則・商行為法 実方正雄(55-60)、米沢明(61-97)、米沢明・山口賢(98)、山口賢(99)
- 会社法 実方正雄(55-65)、西原寛一(66-68)、米沢明(69-94)、塚本和彦(95-96)、加藤徹(97-99)
- 手形法・小切手法 西島弥太郎(55-62)、西原寛一(63-65)、小橋一郎(66)、藤井昭治(67-74)、畑肇(75-79・82・90-99)、塚本和彦(80-81・83-89・91-94・97-98)、田中昭(95-96)
- 海商法・保険法 西島弥太郎(55-67)、小島孝(68-70)、佐野彰(71-96・98-99)、保久行弘(97)
- 経済法 北村五良(62-77)、笹井昭夫(78-93)、根岸哲(94)、久保成史(96-99)
- 社会法 後藤清(51-54)
- 労働法 後藤清(55-60)、安屋和人(61-72・74-90)、久保敬治(73)、柳屋孝安(91-98)、榎原義比古(99)

II 専門科目・演習担当者一覧〔1950-1999年〕

(注) () 内は西暦

1 大学学部

〔関西学院大学概要〕、〔関西学院大学要覧〕

- 憲法 俵静夫(50-51)、一円一億(52-74・76)、伊藤公一・一円一億(75)、伊藤公一(77)、佐藤幸治(78-79)、渡辺良二(80-85)、平野武(86)、長岡徹(87-89)、平松毅(90-91)
- 憲法 A 長岡徹(92・94・99)、平松毅(93・95・98)、吉田栄司(96-97)
- 憲法 B 平松毅(92・94・96-97・99)、長岡徹(93・95・98)
- 比較憲法 山本浩三(62-63・65-70・78)、藤馬竜太郎(71-77・79・88)、釜田泰介(80-86)、渡辺良二・阿部照哉(87)、平松毅(89)、長岡徹(90-91)
- 行政法 山本正太郎(50-55)
- 行政法総論 山本正太郎(56-64)、園部逸夫(65)、杉村敏正(66-67)、広岡隆(68-75・78・80-81・83・85・87・89・91)、真砂泰輔(76-77・79・82・84・86・88・90・92)
- 行政法各論 山本正太郎(56-64)、山本正太郎・杉村敏正(65)、室井力(66)、真砂泰輔(68-73・75・78・80・83・85・89・91)、千葉勇(74・81)、広岡隆(76-77・79・82・84・86・88・90・92)、芝池義一(87)
- 行政法 A 広岡隆(93・95)、真砂泰輔(94・96・98)、曾和俊文(97・99)
- 行政法 B 芝池義一(93・99)、広岡隆(94・96)、真砂泰輔(95・97)、曾和俊文(98)
- 租税法 山本正太郎(60-64)、山本正太郎・清永敬次(65)、清永敬次(66-72・74・77・79-81・83・85・87)、谷口勢津夫(89・91・95・97)、田中治(93)、宮谷俊胤(99)
- 刑法 大谷英一(50-54)
- 刑法総論 大谷英一(55-61・63-66)、平場安治(62)、大谷英一・平場安治(67)、植田重正(68)、中山研一(69-72)、前野育三(73-75)、斎藤豊治(76-78)、大野真義(79-88)、荒川雅行(89-98)、加藤敏幸(99)
- 刑法各論 大谷英一(55-61・63-66)、平場安治(62・68)、大谷英一・時武英男(67)、中山研一(69)、時武英男(70-86・88)、前野育三(87・89・91・93-94)、荒川雅行(90・92・95-98)、加藤敏幸(99)
- 刑事政策学 滝川春雄(67)、平場安治(68)、森井暁(70・73)、前野育三(71-72・74-99)
- 刑事訴訟法 大谷英一(50-54)、滝川春雄(55-61)、中武靖夫(62)、平場安治(63-64)、時武英男(65-69・86-88・91-99)、森井暁(70-74)、松岡正章(75-85・90)、時武英男・荒川雅行(89)
- 国際公法 田岡良一(50-51・53-67)、小川芳彦(68-75・77-78・80-84)、芹田健太郎(76・79)
- 国際法 I 小川芳彦(85-86)、小川芳彦・芹田健太郎(87)、芹田健太郎(88-90)、真山金(91)
- 国際法 II 芹田健太郎(85-87)、真山金(88-91)
- 国際法 A 坂元茂樹(92-94)、福田吉博(95-96・98-99)、戸田五郎(97)

I 学 則

ただし、退学は次の場合に限る。

- 1 性行不良で改善の見込みがないと認められた者
- 2 学力劣等で成業の見込みがないと認められた者
- 3 正当の理由がなく出席が常でない者
- 4 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第12章 学生心得

第58条 学生は次に掲げる事項を守り、本大学院設立の根本精神を体得するように努めなければならない。

- 1 常に広い視野に立って専門学術を研究し、精深な学識を涵養するに努めること
- 2 人格の本義を認め、キリスト教主義により人格の完成を期すこと
- 3 自由自治の本領に立ち、本大学院学風の振興に努めること
- 4 学則及び諸規則を守り、つねに品位と秩序を保つこと
- 5 努めて禁酒・禁煙を守ること

附 則 〔省略〕

選考の上、これを研究員とすることができる。

第50条 公共団体又はその他の機関から本大学院の特定授業科目について修学を委託される者があるときは、選考の上委託生としてこれを許可する。

第51条 本大学院の特定授業科目について聴講を希望する者があるときは、選考の上聴講生としてこれを許可する。

- 2 聴講生の聴講し得る授業科目の科目数及び単位数は、各研究科の定めるところによる。
- 3 聴講生はその聴講科目につき試験を受けることができる。
- 4 試験に合格した者には願い出があれば証明書を交付する。

第52条 研究科は、当該研究科の特定の授業科目又は複数科目からなるコースの履修及び単位の修得を希望する者に対し、選考の上科目等履修生としてこれを許可することができる。

- 2 科目等履修生の履修し得る授業科目の科目数及び単位数は、各研究科の定めるところによる。
- 3 研究科は、科目等履修生が履修した授業科目の試験を受け、合格したときは所定の単位を与えるものとする。

第53条 本学則第39条又は第41条の資格を有する者は当該研究科に欠員がある場合に限り選考の上、特別学生として入学を許可することができる。ただし、入学後成績特に優秀な者は研究科委員会の決定により正規の学生とすることができる。

- 2 特別学生が修士の学位を授与されるためには正規の学生となってから1学期間以上の在学期間を要する。

第54条 本学と協定のある外国の大学の大学院学生で、本学の授業科目の履修を希望し、当該大学の推薦のある者は、所属を希望する本大学院研究科委員会の承認を経て、交換学生として入学を許可することができる。

- 2 研究科は、外国の大学の大学院等から要請があり、当該学生の教育上及び研究上有益であると認めた場合は、短期留学生として入学を許可することができる。
- 3 交換学生及び短期留学生に関する規程は、別にこれを定める。

第55条 本章に定めるほか研究員・委託生・聴講生・科目等履修生・特別学生・交換学生及び短期留学生については、本学則の他の各章の規定を準用する。

第11章 賞 罰

第56条 品行方正、学術優秀、志操堅固な者はこれを表彰する。

第57条 本学則又は規則に背き、その他学生の本分にもとる行為をなした者は、その軽重によりこれを懲戒する。

- 2 懲戒は譴責・謹慎・停学及び退学の4種とする。

I 学 期

願い出なければならない。ただし、休学の期間は各課程それぞれ原則として通算2年以内とし、2年を経過してなお復学又は退学しない場合は除籍される。

- 2 休学を認められた者は授業料その他諸費を免除される。ただし、別に定める休学在籍料を納入しなければならない。
- 3 休学期間中は在学期間に算入しない。
- 4 第1項により休学・退学した者又は除籍された者が、その復学・再入学を願い出たときは、研究科委員会の議を経てこれを許可することがある。ただし、休学した者が復学しようとする場合は、原則として休学期間満了前に復学を願い出るものとし、退学した者又は除籍された者が再入学しようとする場合は、退学又は除籍の日から、博士課程前期課程又は修士課程にあっては2年以内、博士課程後期課程にあっては6年以内に再入学を願い出るものとする。

第45条 本大学院から他の大学院に転学する者は所定の手続を行わなければならない。

- 2 転学に関する手続は別にこれを定める。

第8章 学年・学期及び休日

第46条 本大学院の学年は4月1日から翌年3月31日までとし、4月1日から9月30日までを春学期、10月1日から翌年3月31日までを秋学期とする。

第47条 本大学院の休業日を次のとおりとする。

- 1 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- 2 日曜日
- 3 本学院創立記念日（9月28日）
- 4 春季休業 3月5日から3月31日まで
- 5 夏季休業 8月4日から9月30日まで
- 6 冬季休業 12月22日から1月7日まで

大学院委員長は大学院委員会の議を経て前各号の休業日を変更し、また臨時に休業の日を定めることができる。

第9章 学 費

第48条 本大学院の授業料・入学金その他学費に関する規程は別にこれを定める。

- 2 授業料その他学費を納入しない者は別に定める規程によって除籍する。

第10章 研究員・委託生・聴講生・科目等履修生・特別学生・交換学生及び短期留学生

第49条 本大学院博士課程における標準修業年限を終了し退学後、学位論文作成のため引続き研究指導を受けることを希望する者があるときは、当該研究科において

第4部 資料

- 2 大学に3年以上在学し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと当該研究科において認められた者
- 3 大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- 4 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- 5 外国において、学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと当該研究科において認められた者
- 6 文部大臣の指定した者

第40条 本大学院の博士課程前期課程又は修士課程への編入学については次のとおりとする。

- 2 研究科は、他の大学院の博士課程前期課程又は修士課程を1学期間以上修了した者から、本大学院に編入学の願い出がある場合、審査の上これを許可することができる。
- 3 編入学者の修業年限及び在学年限については、本学則第35条、第36条、第37条を基準に当該学生の入学前の課程を勘案し、研究科で決定する。

第41条 本大学院に入学して博士課程後期課程を修め得る資格は次のとおりとする。

- 1 修士の学位を有する者
- 2 前号と同等以上の外国の学位を有する者
- 3 修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

第42条 本大学院の入学時期は毎年4月および10月とする。

- 2 本大学院に入学を志願する者は、所定の手続を行うものとする。
- 3 前項の志願者（博士課程前期課程から後期課程への進学志願者を含む）については、所定の選抜試験を行い、許可又は不許可を決定する。
- 4 入学に関する手続は、別にこれを定める。

第7章 留学・休学・転学及び退学

第43条 研究科は、本学と協定のある外国の大学の大学院又は本学が認定する外国の大学の大学院等へ留学を希望する者に対し、選考の上これを許可することができる。

- 2 留学の種類は、交換留学及び認定留学とする。
- 3 研究科は、当該学生が留学先大学院等で修得した単位については、本学則第15条第3項の規定を適用し、当該研究科において修得した単位として認定することができる。
- 4 留学の期間は、1学期間又は2学期間とし、その期間を本学における在学年数に算入することができる。
- 5 交換留学及び認定留学に関する規程は、別にこれを定める。

第44条 病気その他の事由によって休学又は退学しようとする者は、保証人連署の上

I 学 則

表2 大学院において取得できる教育職員免許状の種類

研究科名	専攻名	免許状の種類	研究科名	専攻名	免許状の種類
神 学	神 学	中学校専修 宗教	文 学	フランス文学	中学校専修 英語
		高等学校専修 宗教			高等学校専修 国語 英語
	哲 学	中学校専修 社会		ドイツ文学	中学校専修 英語
		高等学校専修 国語 英語 公民			高等学校専修 国語 英語
	美 学	中学校専修 社会		社会 学	中学校専修 社会
		高等学校専修 国語 英語 地理歴史			高等学校専修 公民
	心 理 学	中学校専修 社会		社会福祉学	中学校専修 社会
		高等学校専修 国語 英語 公民			高等学校専修 公民
	教 育 学	中学校専修 社会		政 治 学	中学校専修 社会
		高等学校専修 国語 英語 地理歴史 公民			高等学校専修 公民
	日本史学	中学校専修 社会		基 礎 法 学	中学校専修 社会
		高等学校専修 国語 英語 地理歴史			高等学校専修 公民
	西洋史学	中学校専修 社会		民 刑 法 学	中学校専修 社会
		高等学校専修 国語 英語 地理歴史			高等学校専修 公民
日本文学	中学校専修 国語	経 済 学	中学校専修 社会		
	高等学校専修 国語 英語		高等学校専修 地理歴史 公民		
英文学	中学校専修 英語	商 学	高等学校専修 商業		
	高等学校専修 国語 英語		理 学		
			物 理 学	中学校専修 理科	
			化 学	高等学校専修 理科	
				高等学校専修 理科	

4 博士論文・博士最終試験については、別にこれを定める。

第37条 本大学院における最長在学年数は、博士課程前期課程又は修士課程にあっては5年、博士課程後期課程にあっては6年とする。

第5章 修士学位・博士学位

第38条 本大学院において各研究科の課程を修了した者に、修士又は博士の学位を授与する。

2 第1項に定める者のほか、本大学院に博士論文を提出して、本大学院の行う博士論文の審査及び所定の試験に合格し、前項の者と同等以上の学力があると認められた者に博士の学位を授与する。

3 学位に関する規程は、本章に定めるもののほか、別にこれを定める。

第6章 入学・編入学及び進学

第39条 本大学院に入学して博士課程前期課程又は修士課程を修め得る者の資格は次のとおりとする。ただし、第2号については、本学商学部生について商学研究科において適用する。

- 1 学士の学位を有する者または大学を卒業した者

第6節 商学研究科 [省略]

第7節 理学研究科 [省略]

第8節 教職課程

第33条 本大学院において教育職員免許状（中学校専修及び高等学校専修）を取得しようとする者は、各研究科配当の関係科目中から教育職員免許法及び同施行規則に定める必要単位数を修得しなければならない。ただし、中学校教諭1種及び高等学校教諭1種普通免許状の取得資格を有する者に限る。

第34条 本大学院において取得できる教育職員免許状の種類は次のとおりである。
〔表2〕

第4章 課程の修了

第35条 本大学院博士課程前期課程又は修士課程に2年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、専門外国語学力の認定、修士論文の審査及び最終試験に合格することを、同課程の修了要件とする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の場合において、当該博士課程前期課程又は修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。
- 3 修士論文・修士最終試験については、別にこれを定める。

第36条 本大学院博士課程に5年以上（修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む）在学し、必要な研究指導を受けた上、専門外国語学力の認定、博士論文の審査及び最終試験に合格することを、同課程の修了要件とする。ただし、在学期間に関しては、とくに優れた研究業績をあげた者については、博士課程に3年（博士課程前期課程2年又は修士課程2年を含む）以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士課程前期課程又は修士課程を在学1年以上で修了した者の在学期間に関しては、博士課程前期課程又は修士課程における在学期間に3年を加えた期間とする。ただし、優れた研究業績をあげた者については、博士課程に3年（博士課程前期課程又は修士課程における在学期間を含む）以上在学すれば足りるものとする。
- 3 第1項及び前項の規定にかかわらず学校教育法施行規則第70条の2の規定により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者の在学期間に関しては、3年以上とする。ただし、優れた研究業績をあげた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

I 学 則

国際私法特殊講義	2	民法法特論	2
刑法法特論	2	研究演習	4
文献研究（英）	2	文献研究（独）	2
文献研究（仏）	2		
2 博士課程後期課程			
1 政治学専攻			
政治哲学特殊研究	2	政治学原論特殊研究	2
政治史特殊研究	2	政治思想史特殊研究	2
行政学特殊研究	2	政治組織論特殊研究	2
地方自治論特殊研究	2	国際政治論特殊研究	2
外交史特殊研究	2	比較政治特殊研究	2
憲法特殊研究	2	行政法特殊研究	2
国際法特殊研究	2	政治学特論	2
公法特論	2	研究演習	4
2 基礎法学専攻			
法哲学特殊研究	2	法思想史特殊研究	2
法社会学特殊研究	2	英米法特殊研究	2
西洋法史特殊研究	2	ローマ法特殊研究	2
日本法史特殊研究	2	東洋法史特殊研究	2
基礎法特論	2	研究演習	4
3 民刑事法学専攻			
民法特殊研究	2	商法特殊研究	2
刑法特殊研究	2	民事訴訟法特殊研究	2
労働法特殊研究	2	経済法特殊研究	2
国際私法特殊研究	2	民法法特論	2
刑事法特論	2	研究演習	4

第23条 学生は入学後所定の期日内に研究演習を担当する専任教授のうちから指導教授を定め、その指導のもとに授業科目の選択、論文の作成などを行うものとする。

- 2 前期課程の必要修得単位数は30単位とし、うち研究演習8単位および文献研究の1カ国語4単位を必修とする。
- 3 後期課程において履修すべき授業科目については、指導教授の指導によって、これを定めるものとする。
- 4 指導教授が必要と認めたときは、学生は所定の単位数以外にその指示する授業科目をも履修しなければならない。

第5節 経済学研究科〔省略〕

- 6 研究科は、指導教授が教育上特に必要と認めた場合、研究科委員会及び他の大学院又は研究所等の承認を得て、当該学生が他の大学院又は研究所等において研究指導を受けることを許可することができる。
- 7 前項に規定する場合において、研究指導を受ける期間は、博士課程前期課程又は修士課程の学生については、1年以内とする。

第1節 神学研究科〔省略〕

第2節 文学研究科〔省略〕

第3節 社会学研究科〔省略〕

第4節 法学研究科

第22条 法学研究科各専攻における授業科目並びにその単位数を次のとおりとする。

1 博士課程前期課程

1 政治学専攻

政治哲学特殊講義	2	政治学原論特殊講義	2
政治史特殊講義	2	政治思想史特殊講義	2
行政学特殊講義	2	政治組織論特殊講義	2
地方自治論特殊講義	2	国際政治論特殊講義	2
外交史特殊講義	2	比較政治特殊講義	2
憲法特殊講義	2	行政法特殊講義	2
国際法特殊講義	2	政治学特論	2
公法特論	2	研究演習	4
文献研究（英）	2	文献研究（独）	2
文献研究（仏）	2		

2 基礎法学専攻

法哲学特殊講義	2	法思想史特殊講義	2
法社会学特殊講義	2	英米法特殊講義	2
西洋法史特殊講義	2	ローマ法特殊講義	2
日本法史特殊講義	2	東洋法史特殊講義	2
基礎法特論	2	研究演習	4
文献研究（英）	2	文献研究（独）	2
文献研究（仏）	2	文献研究（羅）	2
文献研究（中）	2		

3 民刑事法学専攻

民法特殊講義	2	商法特殊講義	2
刑事法特殊講義	2	民事訴訟法特殊講義	2
労働法特殊講義	2	経済法特殊講義	2

I 学 則

博士課程後期課程

研究科名	専攻名	入学定員	収容定員
神 学	神 学	2名	6名
文 学	哲 学	2名	6名
	美 学	2名	6名
	心 理 学	2名	6名
	教 育 学	2名	6名
	日 本 史 学	2名	6名
	西 洋 史 学	2名	6名
	日 本 文 学	2名	6名
	英 文 学	2名	6名
	フ ラ ン ス 文 学	2名	6名
	ド イ ツ 文 学	2名	6名
	小 計	20名	60名
社 会 学	社 会 学	2名	6名
	社 会 福 祉 学	2名	6名
	小 計	4名	12名

研究科名	専攻名	入学定員	収容定員
法 学	政 治 学	2名	6名
	基 礎 法 学	2名	6名
	民 刑 事 法 学	2名	6名
	小 計	6名	18名
経 済 学	経 済 学	3名	9名
商 学	商 学	3名	9名
理 学	物 理 学	5名	15名
	化 学	5名	15名
	小 計	10名	30名
合 計		48名	144名

第2章 職員組織〔省略〕

第3章 教育課程

第13条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という）によって行うものとする。

2 各研究科の授業の単位の基準は、学部の授業の単位の基準に準ずる。

第14条 各専攻において演習を担当する教授のうちから各学生の指導教授を定める。ただし、理学研究科各専攻においては特別実験及び演習を担当する教授のうちから各学生の指導教授を定める。

第15条 各専攻における専修科目（必修及び選択必修科目）以外の授業科目は、指導教授の指示に従って当該研究科の授業科目のうちから選択履修しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、指導教授が当該学生の研究上特に必要と認めた場合に限り、各研究科における選択科目として、他の研究科又は他の大学院の授業科目を履修することができる。ただし、他の研究科委員会又は他の大学院の承認を得なければならない。

3 前項の規定により修得した単位については、博士課程前期課程又は修士課程においては10単位までを所定の単位数に算入することができる。

4 研究科は、指導教授が教育上特に必要と認めた場合、研究科委員会の承認を得て、当該学生が本大学院に入学する前に大学院において修得した単位を当該研究科博士課程前期課程又は修士課程において修得した単位として認定することができる。

5 前項の規定により認定できる単位数は、編入学の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、合わせて10単位を超えないものとする。

第4部 資料

は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

- 3 博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

第3条 本大学院に次の研究科及び専攻を置く。

研究科名	専攻名	博士課程 修士課程の別	研究科名	専攻名	博士課程 修士課程の別	
神学研究科	神学	博士課程	社会学研究科	社会学 社会福祉学	博士課程	
文学研究科	哲学	博士課程	法学研究科	政治学 基礎法学 民刑事法学	博士課程	
	美学		経済学研究科	経済学	博士課程	
	心理学		商学研究科	商学	博士課程	
	教育学		理学研究科	物理学 化学	博士課程	
	日本史学					
	西洋史学					
	日本文学					
	英文学 フランス文学 ドイツ文学					

第4条 本大学院各研究科の修士課程の標準修業年限は2年、博士課程の標準修業年限は5年とする。

- 2 博士課程はこれを前期2年及び後期3年の課程に区分する。

- 3 博士課程前期課程は修士課程として取り扱うものとする。

第5条 本大学院の目的を達成し、学生の研究指導を行うために、図書館及び各研究科にその専攻部門に応じて研究室を置く。

- 2 図書館及び研究室に関する規程は別にこれを定める。

第6条 本大学院学生の定員を次のとおりとする。

博士課程前期課程

研究科名	専攻名	入学定員	収容定員
神学	神学	10名	20名
文学	哲学	6名	12名
	美学	6名	12名
	心理学	6名	12名
	教育学	6名	12名
	日本史学	6名	12名
	西洋史学	6名	12名
	日本文学	8名	16名
	英文学	8名	16名
	フランス文学	6名	12名
	ドイツ文学	6名	12名
	小計	61名	128名
社会学	社会学	6名	12名
	社会福祉学	6名	12名
	小計	12名	24名

研究科名	専攻名	入学定員	収容定員
法学	政治学	20名	40名
	基礎法学	10名	20名
	民刑事法学	15名	30名
	小計	45名	90名
経済学	経済学	30名	60名
商学	商学	40名	80名
理学	物理学	13名	26名
	化学	20名	40名
	小計	33名	66名
合計		234名	468名

I 学 則

3 民刑事法学専攻

民法特殊研究Ⅰ	4	民法特殊研究Ⅱ	4
民法特殊研究Ⅲ	4	商法特殊研究Ⅰ	4
商法特殊研究Ⅱ	4	刑事法特殊研究Ⅰ	4
刑事法特殊研究Ⅱ	4	民事訴訟法特殊研究	4
労働法特殊研究	4	経済法特殊研究	4
国際私法特殊研究	4	民法研究演習Ⅰ	12
民法研究演習Ⅱ	12	商法研究演習	12
刑事法研究演習	12		

博士課程の学科目については必修選択の区別を設けない。

第24条 1 学生は入学後所定の期日内に研究演習を担当する専任教授のうちから指導教授を定め、その指導のもとに学科目の選択、論文の作成等を行なうものとする。

2 修士課程の必要履修単位数は32単位以上とし、そのうち各専攻必修科目(24単位)以外の学科目は指導教授の指示によって本研究科の学科目のうちから選択履修しなければならない。但し、1科目に限って他の研究科の学科目を選択履修することができる。

博士課程の必要履修単位数は20単位以上とする。

3 指導教授が必要と認めたときは学生は所定の単位数以外にその指示する学科目をも履修しなければならない。

第33条 修士の学位を得ようとする者は、本大学院修士課程に2カ年以上在学し、所定の学科目について32単位以上を修得し、同課程入学後5カ年以内に専門外国語学力の認定を受け、修士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。

9 大学院学則〔1998年度〕

〔関西学院大学大学院要覧〕

第1章 総 則

第1条 本大学院は学部における一般的及び専門的教養の基礎の上に、専門の学科を教授研究し深広な学識と、研究能力と、さらに進んで研究指導能力を養うとともに、キリスト教主義に基づいて人格を陶冶し、もって文化の進展に寄与することを目的とする。

第2条 本大学院に修士課程と博士課程を置く。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又

法社会学特殊講義	4	}の中8	原典講読(独)	2	}の中4
比較法学特殊講義	4		原典講読(仏)	2	
国際法特殊講義	4		原典講読(羅)	2	
西洋法史特殊講義	4	}の中8			
ローマ法特殊講義	4				
日本法史特殊講義	4				
東洋法史特殊講義	4				

3 民刑事法学専攻

民法特殊講義Ⅰ	4	}の中12	民事訴訟法特殊講義	4	}の中4
民法特殊講義Ⅱ	4		労働法特殊講義	4	
民法特殊講義Ⅲ	4		経済法特殊講義	4	
商法特殊講義Ⅰ	4		国際私法特殊講義	4	
商法特殊講義Ⅱ	4		研究演習	4	
刑事法特殊講義Ⅰ	4		原典講読(英)	2	}の中4
刑事法特殊講義Ⅱ	4		原典講読(独)	2	
			原典講読(仏)	2	

2 博士課程

1 政治学専攻

政治哲学特殊研究	4	政治学原論特殊研究	4
政治史特殊研究	4	政治思想史特殊研究	4
行政学特殊研究	4	比較行政制度論特殊研究	4
地方行政論特殊研究	4	国際政治論特殊研究	4
外交史特殊研究	4	憲法特殊研究	4
法治主義行政特殊研究	4	比較政治制度論特殊研究	4
国際法特殊研究	4	行政学研究演習	12
憲法研究演習	12	国際政治論研究演習	12
法治主義行政研究演習	12		

2 基礎法学専攻

法哲学特殊研究	4	法哲学史特殊研究	4
法社会学特殊研究	4	比較法学特殊研究	4
国際法特殊研究	4	西洋法史特殊研究	4
ローマ法特殊研究	4	日本法史特殊研究	4
東洋法史特殊研究	4	法哲学研究演習	12
法社会学研究演習	12	国際法研究演習	12
法史学研究演習Ⅰ	12	法史学研究演習Ⅱ	12

I 学 則

政治学研究演習 I	8	政治学研究演習 II	8
政治学研究演習 III	8	憲法研究演習	8
行政法研究演習	8	原典講読 (英)	2
原典講読 (独)	2	原典講読 (仏)	2
2 基礎法学専攻			
法哲学特殊講義	4	法哲学史特殊講義	4
法社会学特殊講義	4	比較法学特殊講義	4
国際法特殊講義	4	西洋法史特殊講義	4
ローマ法特殊講義	4	日本法史特殊講義	4
東洋法史特殊講義	4	法哲学研究演習	8
法社会学研究演習	8	国際法研究演習	8
法史学研究演習 I	8	法史学研究演習 II	8
原典講読 (英)	2	原典講読 (独)	2
原典講読 (仏)	2	原典講読 (羅)	2
3 民刑事法学専攻			
民法特殊講義 I	4	民法特殊講義 II	4
民法特殊講義 III	4	商法特殊講義 I	4
商法特殊講義 II	4	刑事法特殊講義 I	4
刑事法特殊講義 II	4	民事訴訟法特殊講義	4
労働法特殊講義	4	経済法特殊講義	4
国際私法特殊講義	4	民法研究演習 I	8
民法研究演習 II	8	商法研究演習	8
刑事法研究演習	8	原典講読 (英)	2
原典講読 (独)	2	原典講読 (仏)	2

上記の学科目のうち必修科目は次のとおりとする。

1 政治学専攻

政治学原論特殊講義	4	} の中16	研究演習	4
行政学特殊講義	4		原典講読 (英)	2
国際政治論特殊講義	4		原典講読 (独または仏)	2
憲法特殊講義	4			
行政法特殊講義	4			
国際法特殊講義	4			

2 基礎法学専攻

法哲学特殊講義	4	}	研究演習	4
法哲学史特殊講義	4		原典講読 (英)	2

うち2科目8単位以上を選択履修しなければならない。

博士課程の必要履修単位数は20単位以上とする。

3. 指導教授が必要と認めたときは学生は所定の単位数以外にその指示する学科目をも履修しなければならない。

第30条 修士の学位を得ようとする者は、本大学院修士課程に2箇年以上4箇年以内在学し、所定の学科目について32単位以上を修得し、同課程入学後5箇年以内に専門外国語学力の認定を受け、修士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。

第31条 本大学院において博士の学位を授与する者は次の通りとする。

1. 本大学院博士課程に3箇年以上6箇年以内在学し、所定の学科目について20単位（神学部は26単位）以上を修得し、同課程入学後10箇年以内に専門外国語学力の認定を受け、博士論文の審査および最終試験に合格した者
2. 本大学院に博士論文を提出して、本大学院の行う博士論文の審査と所定の試験に合格し、前項の者と同等以上の学力があると認められた者

第32条 外国語学力認定・修士論文、修士最終試験および修士学位授与・博士論文・博士最終試験および博士学位授与については、別にこれを定める。

附則 この学則は昭和34年4月1日から施行する。但し第31条第2項の規定は、同条第1項の規定による博士の学位の授与があつた日から適用する。

8 大学院学則（抄）〔1963年度、修士・博士課程民刑事法学専攻開設〕

〔「関西学院大学要覧」〕

第4条 各研究科に次の専攻を置く。

4 法学研究科

修士課程 政治学・基礎法学・民刑事法学

博士課程 政治学・基礎法学・民刑事法学

第23条 法学研究科各専攻における学科目ならびにその単位数を次のとおりとする。

1 修士課程

1 政治学専攻

政治学原論特殊講義	4	政治思想史特殊講義	4
政治史特殊講義	4	国家学特殊講義	4
地方行政論特殊講義	4	比較行政制度論特殊講義	4
行政学特殊講義	4	国際政治論特殊講義	4
外交史特殊講義	4	憲法特殊講義	4
行政法特殊講義	4	国際法特殊講義	4

I 学則

西洋法史特殊講義	4	}の中4	刑事法特殊講義	4	}の中4
ローマ法特殊講義	4		民法特殊講義	4	
日本法史特殊講義	4		商法特殊講義	4	
東洋法史特殊講義	4		原典講読(英)	2	
研究演習	4		原典講読(独又は仏)	2	

2. 博士課程

1. 政治学専攻

政治哲学特殊研究	4	政治学原論特殊研究	4
政治史特殊研究	4	政治思想史特殊研究	4
行政学特殊研究	4	比較行政制度論特殊研究	4
地方行政論特殊研究	4	国際政治論特殊研究	4
外交史特殊研究	4	憲法特殊講義	4
法治主義行政特殊研究	4	比較政治制度論特殊研究	4
国際公法特殊研究	4	行政学研究演習	12
憲法研究演習	12	国際政治論研究演習	12
法治主義行政研究演習	12		

2. 基礎法学専攻

法哲学特殊研究	4	法哲学史特殊研究	4
法社会学特殊研究	4	比較法学特殊研究(I)	4
比較法学特殊研究(II)	4	比較法学特殊研究(III)	4
西洋法史特殊研究	4	ローマ法特殊研究	4
日本法史特殊研究	4	東洋法史特殊研究	4
刑事法特殊研究	4	私法原理特殊研究(I)	4
私法原理特殊研究(II)	4	政治哲学特殊研究	4
法哲学研究演習	12	法社会学研究演習	12
法史学研究演習(I)	12	法史学研究演習(II)	12
刑事法研究演習	12	私法原理研究演習(I)	12
私法原理研究演習(II)	12		

博士課程の学科目については必修選択の区別を設けない。

- 第22条 1. 学生は入学後所定の期日内に研究演習を担当する専任教授のうちから指導教授を定めその指導のもとに学科目の選択、論文の作成等を行うものとする。
2. 修士課程の必要履修単位数は32単位以上としそのうち各専攻必修科目24単位、法学研究科に属する必修科目以外の諸学科目および文学研究科と経済学研究科の学科目にして政治学または基礎法学の研究に必要な学科目の

1. 修士課程

1. 政治学専攻

政治学原論特殊講義	4	政治思想史特殊講義	4
政治史特殊講義	4	国家学特殊講義	4
地方行政論特殊講義	4	比較行政制度論特殊講義	4
行政学特殊講義	4	国際政治論特殊講義	4
外交史特殊講義	4	憲法特殊講義	4
行政法特殊講義	4	国際公法特殊講義	4
政治学研究演習（Ⅰ）	8	政治学研究演習（Ⅱ）	8
政治学研究演習（Ⅲ）	8	憲法研究演習	8
行政法研究演習	8	原典講読（英）	2
原典講読（独）	2	原典講読（仏）	2

2. 基礎法学専攻

法哲学特殊講義	4	法哲学史特殊講義	4
法社会学特殊講義	4	西洋法史特殊講義	4
ローマ法特殊講義	4	日本法史特殊講義	4
東洋法史特殊講義	4	憲法特殊講義	4
行政法特殊講義	4	刑事法特殊講義	4
民事法特殊講義（Ⅰ）	4	民事法特殊講義（Ⅱ）	4
民事法特殊講義（Ⅲ）	4	商事法特殊講義（Ⅰ）	4
商事法特殊講義（Ⅱ）	4	法哲学研究演習	8
法社会学研究演習	8	法史学研究演習（Ⅰ）	8
法史学研究演習（Ⅱ）	8	刑事法研究演習	8
民事法研究演習（Ⅰ）	8	民事法研究演習（Ⅱ）	8
原典講読（英）	2	原典講読（独）	2
原典講読（仏）	2		

上記の学科目のうち必修科目を次の通りとする。

1. 政治学専攻

政治学原論特殊講義	4	} の中16	研究演習	4
行政学特殊講義	4		原典講読（英）	2
国際政治論特殊講義	4		原典講読（独又は仏）	2
憲法特殊講義	4			
行政法特殊講義	4			

2. 基礎法学専攻

法哲学特殊講義	4	法社会学特殊講義	4
---------	---	----------	---

1 学 則

7 大学院学則（抄）〔1959年度、博士課程政治学専攻開設〕

〔関西学院大学要覧〕

第3条 本大学院に神学研究科・文学研究科・法学研究科・経済学研究科・商学研究科を置く。

第4条 各研究科に次の専攻を置く。

3. 法学研究科

修士課程 政治学・基礎法学

博士課程 政治学・基礎法学

第5条 本大学院において授与する学位の種類および名称は次のとおりとし、その下に（関西学院大学）と明記するものとする。

神学博士・神学修士・文学博士・文学修士・法学博士・法学修士・経済学博士・経済学修士・商学修士

第6条 本大学院各研究科の修士課程の修業年限は2箇年、博士課程の修業年限は3箇年とする。

第9条 本大学院に大学院委員長を置き、大学長がこれを兼ねる。

第10条 各研究科に研究科委員長を置き、学部長が当該研究科委員長を兼ねる。

第11条 各研究科に研究科委員会を置き、授業を担当する教授をもつてこれを構成する。
研究科委員会は研究科委員長が必要と認めた場合または5名以上の委員の要求があつたとき開催される。

第12条 研究科委員会は次の事項を審議する。

1. 大学院担当教員の審査に関する事項
2. 学位審査に関する事項
3. 学科課程に関する事項
4. 学生の入学・退学・転学・休学・課程の修了および卒業に関する事項
5. 学生の資格認定および身分に関する事項
6. 学生の賞罰に関する事項
7. その他研究科に関する事項

第13条 本大学院に大学院委員会を置き、大学院委員長・研究科委員長および各研究科から選出されたそれぞれ2名の教授をもつてこれを構成する。

大学院委員会は大学院委員長が必要と認めた場合または一研究科より要求があつたとき開催される。

第14条 大学院委員会は次の事項を審議する。

1. 大学院学則・規定および内規の変更に関する事項
2. その他大学院に関する重要事項

第21条 法学研究科における学科目ならびにその単位数を次のとおりとする。

第4部 資料

- 第41条 1. 本大学院の特定の学科目について聴講を希望する者があるときは、銓衡の上聴講生としてこれを許可する。
2. 聴講生の聴講し得る学科目は、1年を通じて3科目12単位以内とする。
3. 聴講生はその聴講科目につき試験を受けることができる。試験に合格した者には願い出があれば証明書を交付する。
- 第42条 本学則第32条または第33条の資格を有し、且つ外国公館の証明ある外国人は当該研究科に欠員ある場合に限り、銓衡の上、外国人特別学生として入学を許可することができる。
- 第43条 特別の規定のない限り、本学則は委託生・聴講生および外国人特別学生にも準用する。

第10章 賞 罰

- 第44条 品行方正、学術優秀、志操堅固な者はこれを表彰する。
- 第45条 本学則または規則に背き、その他学生の本分に悖る行為をなした者は、その軽重によりこれを懲戒する。懲戒は譴責・謹慎・停学および退学の4種とする。但し退学は次の場合に限る。
1. 性行不良で改善の見込がないと認められた者
 2. 学力劣等で成業の見込がないと認められた者
 3. 正当の理由がなくて出席が常でない者
 4. 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第11章 保健館・寄宿舎〔省略〕

第12章 学生心得

- 第47条 学生は、次に掲げる事項を守り、本大学院設立の根本精神を体得するように努めなければならない。
1. 常に広い視野に立つて専門学術を研究し、精深な学識を涵養するに努めること
 2. 人格の本義を認め、基督教主義により人格の完成を期すること
 3. 自由自治の本領に立ち、本大学院学風の振興に努めること
 4. 学則および諸規則を守り、つねに品位と秩序とを保つこと
 5. 努めて禁酒・禁煙を守ること

附則 この学則は昭和29年4月1日から施行する。

I 学 則

験に合格し、前項の者と同等以上の学力があると認められた者

第31条 外国語学力認定・修士論文・同最終試験・修士学位授与・博士課程一般試験・博士論文・同最終試験および博士学位授与については、別にこれを定める。

第5章 入 学

第32条 本大学院に入学して修士課程を修め得る者の資格は次のとおりとする。

1. 大学を卒業した者
2. 大学を卒業した者と同等以上の学力がある者
3. 外国の大学を卒業した者

但し前3項のいずれに属する者に対しても、研究科によっては、次のような制限がある。〔省略〕

第33条 本大学院に入学して博士課程を修め得る者の資格は次のとおりとする。

1. 修士の学位を有する者
2. 本大学院の当該研究科において修士課程を修了した者
3. それと同等以上の外国の学位を有する者

第34条 本大学院の入学時期は毎年4月とする。

本大学院に入学を志願する者は、所定の手続を行わなければならない。入学に関する手続は別にこれを定める。

第6章 休学・退学および転学

第35条 病気その他の事由によつて休学または退学しようとする者は、保証人連署の上願い出なければならない。但し休学の期間は原則として1年を越えることができない。

- 2 授業料その他学費を納入しない者は、別に定める規定によつて除籍する。
- 3 前2項により休学・退学した者、または除籍された者がその復学を願ひ出たときは、研究科委員会の議を経てこれを許可することがある。

第36条 他の大学院より本大学院に、また本大学院より他の大学院に転学しようとする者は所定の手続を行わなければならない。転学に関する規定は別にこれを定める。

第7章 学年・学期および休日 〔省略〕

第8章 学 費 〔省略〕

第9章 委託生・聴講生および外国人特別学生

第40条 公共団体またはその他の機関より本大学院の特定学科目について修学を委託される者あるときは、銓衡の上委託生としてこれを許可する。

法史学演習（Ⅰ）	4	法史学演習（Ⅱ）	4
英書講読	4		
2. 博士課程			
法哲学特殊研究	4	法哲学研究演習	4
法哲学史特殊研究	4	法社会学特殊研究	4
比較法学特殊研究（Ⅰ）	4	比較法学特殊研究（Ⅱ）	4
比較法学特殊研究（Ⅲ）	4	西洋法史特殊研究	4
西洋法史研究演習	4	ローマ法特殊研究	4
日本法史特殊研究	4	東洋法史特殊研究	4
政治学特殊研究	4	政治学研究演習	4
政治哲学特殊研究	4	国際政治論特殊研究	4
国際政治論研究演習	4		

博士課程の学科目については必修選択の区別を設けない。

第21条 1. 学生は入学後所定の期日内に、研究演習を担当する専任教授のうちから指導教授を定め、その指導のもとに学科目の選択・論文の作成等を行うものとする。

2. 修士課程の必要履修単位数は32単位以上とし、そのうち各専攻（各類型）必修科目24単位、法学研究科に属する必修科目以外の諸学科目および文学研究科と経済学研究科の学科目にして、政治学または基礎法学の研究に必要な学科目のうち、2科目8単位以上を選択履修しなければならない。

博士課程の必要履修単位数は20単位以上とする。

3. 指導教授が必要と認めるときは、学生は所定の単位数以外にその指示する学科目をも履修しなければならない。

第4節 経済学研究科〔省略〕

第5節 商学研究科〔省略〕

第4章 学位

第29条 修士の学位を得ようとする者は、本大学院修士課程に2箇年以上在学し、在学4箇年以内に所定の学科目について32単位以上を修得し、専門外国語学力の認定を受け、修士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。

第30条 本大学院において博士の学位を授与する者は次のとおりとする。

1. 本大学院博士課程に3箇年以上在学し、在学7箇年以内に所定の学科目について20単位以上を修得し、専門外国語学力の認定を受け、一般試験・博士論文の審査および最終試験に合格した者
2. 本大学院に博士論文を提出して、本大学院の行う博士論文の審査と所定の試

I 学 則

第 3 節 法学研究科

第20条 法学研究科における学科目ならびにその単位数を次のとおりとする。

1. 修士課程

(1) 政治学専攻

政治学特殊講義	4	政治思想史特殊講義	4
政治史特殊講義	4	国家学特殊講義	4
行政学特殊講義	4	国際政治論特殊講義	4
外交史特殊講義	4	憲法特殊講義	4
行政法特殊講義	4	国際公法特殊講義	4
研究演習 (I)	4	研究演習 (II)	4
研究演習 (III)	4	英書講読	4

(2) 基礎法学専攻

法哲学特殊講義	4	法哲学史特殊講義	4
公法原理	4	私法原理	4
刑事法特殊講義	4	法社会学特殊講義	4
法哲学演習	4	法社会学演習	4
西洋法史特殊講義	4	ローマ法特殊講義	4
日本法史特殊講義	4	東洋法史特殊講義	4
法史学演習 (I)	4	法史学演習 (II)	4

上記の学科目のうち必修科目を次のとおりとする。

1. 政治学専攻

政治学特殊講義	4	政治思想史特殊講義	4
国家学特殊講義	4	国際政治論特殊講義	4
憲法特殊講義	4	研究演習	4
英書講読	4		

2. 基礎法学専攻

甲類

法哲学特殊講義	4	法哲学史特殊講義	4
法社会学特殊講義	4	法哲学演習	4
法社会学演習	4	公法原理または 私法原理	4
英書講読	4		

乙類

西洋法史特殊講義	4	ローマ法特殊講義	4
日本法史特殊講義	4	東洋法史特殊講義	4

第4部 資料

第5条 本大学院において授与する学位の種類および名称を次のとおりとする。

神学博士・神学修士・文学博士・文学修士・法学博士・法学修士・経済学博士・
経済学修士・商学修士

第6条 本大学院の目的を達成し、学生の研究指導を行うために、図書館および各研究科にその専攻部門に応じて研究室を置く。

図書館および研究室に関する規定は別にこれを定める。

第7条 本大学院学生の定員は別にこれを定める。

第2章 職員組織

第8条 本大学院に学事管理委員長を置き、大学長がこれを兼ねる。

第9条 各研究科に研究科委員長を置き、学部長が当該研究科委員長を兼ねる。

第10条 各研究科に研究科委員会を置き、授業を担当する教授および助教をもつてこれを構成する。

研究科委員会は研究科委員長または3名以上の委員の要求があつたとき開催される。

第11条 研究科委員会は次の事項を審議する。

1. 大学院担当教員の審査に関する事項
2. 学位審査に関する事項
3. 入学・試験および卒業に関する事項
4. 学生の資格認定および身分に関する事項
5. 学生の賞罰に関する事項
6. その他研究科に関する事項

第12条 本大学院に学事管理委員会を置き、学事管理委員長・研究科委員長および各研究科から選出されたそれぞれ2名の教授をもつてこれを構成する。

学事管理委員会は学事管理委員長が必要と認めた場合または一研究科より要求があつたとき開催される。

第13条 学事管理委員会は次の事項を審議する。

1. 大学院学期・規定および内規の変更に関する事項
2. その他大学院に関する重要事項

第3章 学科課程

第14条 講義・演習および研究は、原則として通年1週2時間をもつて4単位とする。

第15条 各専攻において演習を担当する専任教授のうちから各学生の指導教授を定める。

第1節 神学研究科〔省略〕

第2節 文学研究科〔省略〕

I 学 則

科目中、基礎法学又は政治学の研究に必要な科目の中より2科目8単位以上を選択履修すること。高選択科目範囲は広い視野に立たしめるため、出来る限り広汎に亘るよう排列したが、実際の履修に当つては個別的に指導を与えることとする。

6 大学院学則〔1954年度、博士課程基礎法学専攻開設〕

〔関西学院大学要覧〕

第1章 総 則

第1条 本大学院は学部における一般のおよび専門的教養の基礎の上に、専門の学科を教授研究し深広な学識と、研究能力と、さらに進んで研究指導能力を養うと、もに、基督教に基づいて人格を陶冶し、もつて文化の進展に寄与することを目的とする。

第2条 本大学院に修士課程と博士課程を置く。修士課程は広い視野に立つて専攻分野について精深な学識と研究能力を養うことを目的とする。博士課程は独創的研究によつて新領域を開拓して学術水準を高めると、もに、専攻分野に關して研究を指導する能力を養うことを目的とする。

第3条 本大学院に神学研究科・文学研究科・法学研究科・経済学研究科・商学研究科を置く。

第4条 各研究科に次の専攻を置く。

1. 神学研究科

修士課程 聖書神学

博士課程 聖書神学

2. 文学研究科

修士課程 日本文学・英文学・哲学・美学・心理学・教育学・社会学・西洋史学

博士課程 日本文学・英文学・哲学・心理学

3. 法学研究科

修士課程 政治学・基礎法学

博士課程 基礎法学

4. 経済学研究科

修士課程 経済学

博士課程 経済学

5. 商学研究科

修士課程 経営

5 大学院学則（抄）〔1952年度、修士課程基礎法学専攻開設〕

〔関西学院大学概要〕

第2条 本大学院に修士課程を置く。

第3条 本大学院に神学研究科・文学研究科・法学研究科及び経済学研究科を置く。

第6条 法学研究科に左の専攻を置く。

政治学・基礎法学

第8条 本大学院に一年以上在学して正規の授業を受け、所定の単位を履修し且つ研究論文の審査に合格したる者に修士の学位を授与する。本大学院に於て授与する修士の種類を左の如く定める。

神学修士・文学修士・法学修士・経済学修士

第17条 法学研究科に於て開講する専門科目及び単位数とその履修方法を次の如く定める。

1. 基礎法学専攻

法哲学特講	4	法哲学史特講	4	公法原理	4
私法原理	4	法社会学特講	4	法哲学演習	4
法社会学演習	4	西洋法史特講	4	ローマ法特講	4
日本法史特講	4	東洋法史特講	4	法史学演習（1）	4
法史学演習（2）	4				

2. 政治学専攻

政治学特講	4	政治思想史特講	4	国家学特講	4
国際政治論特講	4	外交史特講	4	憲法特講	4
行政法特講	4	国際公法特講	4	研究演習（1）	4
研究演習（2）	4	研究演習（3）	4		

上の開講科目の中必修科目を次の如く定める。

1. 基礎法学専攻

甲類

法哲学特講	4	法哲学史特講	4	法社会学特講	4
法哲学演習	4	法社会学演習	4	公法原理又は私法原理	4

乙類

西洋法史特講	4	ローマ法特講	4	日本法史特講	4
東洋法史特講	4	法史学演習（1）	4	法史学演習（2）	4

2. 政治学専攻

政治学特講	4	政治思想史特講	4	国家学特講	4
国際政治論特講	4	憲法特講	4	研究演習	4

上の開講科目の中必修科目以外の諸科目及び文学研究科並びに経済学研究科の諸

I 学 則

第二十三条 本大学院の授業料入学金その他の学費に関する規定は別にこれを定める

第五節 委託生、聴講生、外国人学生

第二十四条 本大学院は正規学生の研究に支障のない範囲に於て銓衡の上委託生及び聴講生の入学を許可する

第二十五条 公共団体若くはその他の機関より本大学院の特定学科目について修学を委託される者あるときは銓衡の上委託生としてこれを許可する

第二十六条 本大学院の特定の学科目について聴講を希望する者があるときは銓衡の上聴講生として許可する

聴講生の聴講し得る学科目は一年を通じて五科目二十単位以内とする 聴講生はその聴講科目につき試験を受けることが出来る

第二十七条 本学則第十七条の資格を有し且つ外国公館の証明ある外国人学生は銓衡の上入学を許可する

第二十八条 特別の規定のない限り本学則は委託生聴講生及び外国人学生にも準用する

第六節 賞 罰

第二十九条 学力優秀志操堅固な者はこれを表彰し別に規定した奨学金を支給する

第三十条 本学則又は規則に背きその他学生の本分に戻る行為をなした者はその軽重によりこれを懲戒する 懲戒は譴責謹慎停学及び退学の四種とする

第七節 寄宿舎及び保健館

第三十一条 本大学院学生のため寄宿舎及び保健館を附設する 寄宿舎及び保健館に関する規定は別にこれを定める

第四章 学生心得

第三十二条 学生は左に掲げる事項を守り本大学院設立の根本精神を体得するよう努めなければならない

- 一、学生はつねに広い視野に立つて専門學術を研究し精深な学識を涵養すること
- 二、学生は人格の本義を認め基督教主義により人格の完成を期すること
- 三、学生は自由自治の本領に立ち本大学院学風の振興に努めること
- 四、学生は学則及び諸規則を守りつねに品位と秩序とを保つこと
- 五、努めて禁酒禁煙を守ること

[原典縦書]

研究演習（以上各科目とも四単位とする）

右の開講科目の中必修科目以外の諸科目及び文学研究科並びに経済学研究科の諸科目中法学研究に必要な科目の中より二科目八単位以上を選択履修すること 高選択科目の範囲は広い視野に立たしめるため出来る限り広汎に亘るやう排列した
が実際の履修に当つては個別的に指導を与へることとする

第十五条 文学研究科に於て開講する専門学科目とその履修方法を左の如く定める
〔省略〕

第十六条 経済学研究科に於て開講する専門科目とその履修方法を次の如く定める
〔省略〕

第二節 入学、退学、その他

第十七条 本大学院に入学し得る者は次の資格を有する者とする

- 一、大学を卒業した者
- 二、大学に於て大学卒業と同等以上の学力ありと認められた者
- 三、文学研究科に於ては大学に於て各専攻に関する学科目二十単位以上を履修した者又はこれと同等以上の学力ありと認められた者に限る

第十八条 本大学院の入学時期は毎年四月とする

本大学院に入学を志願する者は所定の手続を行はなければならない 入学に関する手続は別にこれを定める

第十九条 病気その他の事由によつて休学又は退学しようとする者は保証人連署の上願ひ出るものとする 但し休学の期間は原則として一年を越えることは出来ない 前項により休学又は退学した者が復学を願出たときは教授会又は委員会の議を経てこれを許可することが出来る

第二十条 他の大学院より本大学院に又本大学院より他の大学院に転学しようとする者は所定の手続を行はなければならない 転学に関する規定は別にこれを定める

第三節 学期及び休日

第二十一条 本大学院の学年は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

講義及び演習は原則として一週二時間一年を以て四単位とする

第二十二条 本大学院の休業日を左の如く定める

- 一、国家の定めた祝祭日
- 二、日曜日
- 三、本学創立記念日
- 四、春季休業 三月二十日より四月十日に至る
- 五、夏季休業 七月一日より九月一日に至る
- 六、冬季休業 十二月二十五日より一月十日に至る

第四節 学 費

I 学 則

本大学院に於て授与する修士の種類を左の如く定める

法学修士 文学修士 経済学修士

第八条 本大学院の目的を達成し学生の研究指導を行ふため各研究科にその専攻部門に
応じて研究室を置く

研究室に関する規定は別にこれを定める

第九条 本大学院学生の定員は別にこれを定める

第二章 職員組織

第十条 本大学院の授業担当教員は原則として大学教授を以て充当する。但し教授に
劣らない学力を有する助教及び講師を置くことが出来る

第十一条 本大学院の学事管理のため大学院授業担当教授を以て大学院委員会を構成
し左の事項を審議処理する

- 一、大学院担当教員の審査に関する事項
- 二、学位の審査に関する事項
- 三、大学院学則及び諸規定の変更に関する事項
- 四、その他大学院に属する重要事項

第十二条 大学長は本委員会を招集しその議長となる

第十三条 本大学院各研究科に委員会を置き左の事項を審議する。分科委員会は当該
学部長がこれを招集しその議長となる

- 一、入学、試験及び卒業に関する事項
- 二、学生の資格認定及び身分に関する事項
- 三、学生の賞罰に関する事項
- 四、その他各研究科に属する事項

第三章 研究科

第一節 学科課程

第十四条 法学研究科に於て開講する専門学科目とその履修方法を左の如く定める

政治学専攻

政治学特講	政治思想史特講	国際政治論特講	外交史特講
国家学特講	行政法特講	国際公法特講	憲法特講
法律思想史特講	研究演習（Ⅰ）	研究演習（Ⅱ）	研究演習（Ⅲ）（以上各科目とも四単位とする）

右の開講科目の中必修科目を左の如く定める

政治学専攻

政治学特講	政治思想史特講	国際政治論特講	国家学特講
-------	---------	---------	-------

日本政治思想史	4	西洋政治史	4
日本政治史	4	外交史	4
政治学研究演習Ⅰ	4	政治学研究演習Ⅱ	4
のうから24単位			
憲法A	4	憲法B	4
行政法A	4	行政法B	4
国際法A	4	国際法B	4
労働法	4		
のうから8単位			
憲法と政治	2	専門基礎特論B	2
政治学特講A	2	政治学特講B	2
政治学特講C	2	政治学特講D	2
政治学特講E	4	政治学特講F	2
政治学特講G	2	政治学特講H	2
政治学特講J	2		
のうから4単位			

4 大学院学則〔1950年度、修士課程政治学専攻開設〕

〔「大学院設置認可申請書」〕

第一章 総 則

第一条 本大学は学部における一般的並びに専門的教養の基礎の上に専門の学術を研究し精深な学識と研究能力とを養ふと共に基督教に基いて人格を陶冶し以て文化の進展に寄与することを目的とする

第二条 本大学院に修士課程を置く

第三条 本大学院に法学研究科、文学研究科、経済学研究科を置く

第四条 法学研究科に左の専攻を置く

政治学

第五条 文学研究科に左の専攻を置く

哲学 心理学 英文学

第六条 経済学研究科に左の専攻を置く

経済学 経営学

第七条 本大学院に一年以上在学して正規の授業を受け所定の単位を履修し且つ研究論文の審査に合格した者に修士の学位を授与する

I 学 則

憲法 A	4	行政法 A	4
刑法総論	4	国際法 A	4
民法 A (総論)	4	民法 C (債権総論)	4
商法総則・商行為法	4	法社会学	4
日本法史	4		
のうちから 8 単位			
行政法 B	4	刑法各論	4
民法 D (債権各論)	4	会社法	4
刑事訴訟法	4	民事訴訟法	4
法理学	4	西洋法史	4
東洋法史	4	英米法	4
法学研究演習 I	4	法学研究演習 II	4
のうちから 12 単位			
c 次の科目を選択科目とし、12 単位修得すること。			
憲法 B	4	行政法 B	4
租税法	4	刑事政策学	4
国際法 B	4	民法 B (物権)	4
民法 E (親族・相続)	4	手形法・小切手法	4
海商法・保険法	4	経済法	4
労働法	4	民事執行法・破産法	4
国際私法	4	法思想史	4
日本近代法史	4	法学英書講読	4
法学独書講読	4	法学仏書講読	4
法学特講 A	2	法学特講 B	2
法学特講 C	2	法学特講 D	2
法学特講 E	4	法学特講 F	2
法学特講 G	2	法学特講 H	2
法学特講 J	4		
法学部 政治学副専攻プログラム (40 単位)			
a 次の科目を必修科目とし、4 単位修得すること。			
政治学入門 A	2	政治学入門 B	2
b 次の科目を選択必修科目とし、36 単位修得すること。			
政治学原論	4	政治組織論	4
行政学	4	地方自治論	4
国際政治論	4	西洋政治思想史	4

表1 1995—99年度学生定員

学部及び学科名	入学定員	編入学定員	収容定員
神 学 部	20名	—	80名
文 学 部	哲 学	30名	120名
	美 学	40名	160名
	心 理 学	40名	160名
	教 育 学	40名	160名
	史 学	125名	500名
	日 本 文 学	125名	500名
	英 文 学	170名	680名
	フ ラ ン ス 文 学	40名	160名
	ド イ ツ 文 学	40名	160名
	小 計	650名	2,600名
社 会 学 部	480名	—	1,920名
法 学 部	法 律 学	430名	1,720名
	政 治 学	150名	600名
	小 計	580名	2,320名
経 済 学 部	620名	—	2,480名
商 学 部	620名	—	2,480名
理 学 部	物 理 学	65名	260名
	化 学	65名	260名
	小 計	130名	520名
総合政策学部	300名	50名 (3年次)	1,300名
合 計	3,400名	50名	13,700名

第3章教育課程のための備考

- 1 国際交流科目とは、本大学と外国の大学とが共同して行う教育プログラムのうち、学部において適当と認められるものについて、単位認定することができる科目をいう。
- 2 外国大学科目とは、交換留学又は認定留学によって修得した授業科目のうち本大学が開講する授業科目に相当しないものについて、学部において単位を認定することができる科目をいう。
- 3 第21条の2に定める複数分野専攻制の副専攻科目群を次のとおりとし、所定の要件を満たした者については、修了証書を授与する。〔法学部関連のみ掲載〕

法学部 法学部副専攻プログラム (40単位)

- a 次の科目を必修科目とし、4単位修得すること。

法と社会A	2	法と社会B	2
-------	---	-------	---
- b 次の科目を選択必修科目とし、24単位修得すること。

憲法と政治	2	私法概論	2
刑事法概論	2	専門基礎特論A	2

のうちから4単位

I 学 則

2 交換学生に関する規程は別にこれを定める。

第81条 特別の規程のない限り、本学則の規定は委託生・聴講生・科目等履修生及び交換学生にもこれを準用する。ただし、第7条の規定はこれを準用しない。

第8章 賞 罰

第82条 品行方正学術優秀志操堅固な者はこれを表彰する。

第83条 学則又は規則に反し、その他学生の本分に背く行為のあった者はその軽重に拠ってこれを懲戒する。懲戒は誹責・謹慎・停学及び退学の4種とする。ただし、退学は次の場合に限る。

- 1 性行不良で改善の見込みがないと認められた者
- 2 学力極めて劣等で成業の見込みがないと認められた者
- 3 正当の理由がなくて出席が常でない者
- 4 本大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第9章 寄宿舍及び保健館

第84条 本大学学生のために寄宿舍及び保健館を付設する。寄宿舍及び保健館に関する規程は別にこれを定める。

第10章 学生心得

第85条 学生は次に掲げる事項を守り、キリスト教主義に基づく本大学の建学の精神を体得するように努めなければならない。

- 1 人格の本義を認め、信念を涵養し、知徳を錬磨し、人格の完成を期すること
- 2 常に敬虔な態度をもって身を勉じ、人類の福祉に貢献すること
- 3 自由自治の本領に立って協力一致、本大学学風の振興に努めること
- 4 学則ならびに諸規則を守り、秩序と静粛を保つこと
- 5 禁酒禁煙を守ること

附則1 1990年（平成2年）4月1日施行の教育職員免許法の一部改正にともなう学則第59条の改正については、1990年度（平成2年度）入学生からこれを適用する。

2 第3条の規定にかかわらず、1995年（平成7年）度から1999年（平成11年）度までの間、学生の定員は次のとおりとする。〔表1〕

3 第21条の2は、総合政策学部には適用しない。

4 この学則は、1998年（平成10年）4月1日から改正施行する。

- 1 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- 2 日曜日
- 3 本学院創立記念日（9月28日）
- 4 春季休業 3月5日から3月31日まで
- 5 夏季休業 8月4日から9月30日まで
- 6 冬季休業 12月22日から1月7日まで

学長は大学評議会の議を経て前各号の休業日を変更し、また臨時に休業の日を定めることができる。

第75条の2 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第6章 学 費

第76条 学費は、入学金、授業料、研究資料費、実験実習費、教育充実費その他をいう。

- 2 学費は、納入後、いかなる理由があっても返還しない。
- 3 学費の納付に関する規程は別にこれを定める。

第7章 委託生・聴講生・科目等履修生及び交換学生

第77条 公共団体又はその他の機関から本大学の特定の授業科目について修学を委託される者があるときは、選考の上委託生としてこれを許可する。

第78条 本大学の特定の授業科目について聴講を希望する者があるときは、各学部で選考の上聴講生としてこれを許可することができる。

- 2 各学部は前項に定めるほか、別に聴講生コースを設定し、これを開設することができる。
- 3 聴講生はその履修した授業科目の試験を受けることができる。
試験に合格した授業科目については、願い出があれば証明書を交付する。

第79条 本大学の特定の授業科目あるいは複数科目からなるコースの履修及び単位の修得を希望する者があるときは各学部で選考の上科目等履修生としてこれを許可することができる。

- 2 教育職員免許状・博物館学芸員資格の取得のための科目等履修生及び交換学生用国際プログラム科目等履修生に関する規程は別にこれを定める。
- 3 科目等履修生がその履修した授業科目の試験を受け、合格した授業科目については、単位を与える。

第80条 本大学と学生交換に関する協定のある外国の大学の学生で、本大学の授業科目の履修を希望し当該大学の推薦のある者は、所属を希望する学部教授会の承認を経て、交換学生として入学を許可することができる。

I 学 則

2 前条第2号による編入学生の修業年限は3年とする。ただし、6年をこえて在学することはできない。

第68条 本大学から他の大学に転学を希望する者、又は本大学の他の学部に転学部を希望する者は、所属学部長の許可を得なければならない。

2 転学部については第66条及び第67条の規定を準用する。

第69条 病気・家庭の事情及びその他の理由により休学しようとする者は、所定の休学願を春学期又は秋学期授業開始後1カ月以内に所属学部長に提出して許可を得なければならない。

2 休学開始の時期は春学期又は秋学期の初めとする。

3 休学の期間は1年間又は半年間とする。

4 許可された休学期間の経過後も継続して休学しようとする者は、原則としてその休学期間満了前にあらためて休学願を提出しなければならない。

5 休学し得る期間は、通算2カ年以内とする。

6 休学期間は、在学年数に算入しない。

第70条 本大学を退学しようとする者は所定の退学願を所属学部長に提出して許可を得なければならない。

2 退学の日付は、学費既納者については退学が認められた日とし、学費未納者については学費納入済みの学年又は学期の末日とする。

第71条 次の各号の一に該当する者は除籍する。

1 休学期間が通算2カ年を経過してなお復学又は退学しない者

2 第6条及び第67条に定める在学年限をこえてなお退学しない者

3 学費納付規程第5条に該当する者

第72条 休学した者が、復学しようとする場合は、原則として休学期間満了前に所定の復学願を所属学部長に提出し、許可を得なければならない。

2 復学の時期は、春学期又は秋学期の初めとする。

第73条 退学者又は除籍者が、再入学しようとする場合は、再入学をしようとする学期の開始日から1カ月前までに再入学願を提出しなければならない。

2 退学者又は除籍者が再入学を願い出たときは、教授会の議を経て許可することがある。ただし再入学は退学又は除籍の日から5カ年以内とする。

3 第71条第2号による除籍者は再入学することができない。

第5章 学年・学期・休日及び授業期間

第74条 本大学の学年は毎年4月1日から翌年3月31日までとし、4月1日から9月30日までを春学期、10月1日から翌年3月31日までを秋学期とする。

第75条 本大学の休業日を次のとおりとする。

ない。

第4章 入学・編入学・転学・休学・退学及び除籍

第62条 本大学に入学できる者は次の資格を有する者に限る。

- 1 高等学校を卒業した者
- 2 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む）
- 3 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部大臣の指定したもの
- 4 文部大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 5 文部大臣の指定した者
- 6 大学入学資格検定規程により文部大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- 7 相当の年齢に達し、かつ高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本大学が認めた者

第63条 本大学の入学時期は毎年4月及び10月とする。

- 2 本大学に入学を志願する者は、入学願書、出身高等学校長作成の調査書、その他大学の必要とする書類に、入学検定料を添えて提出しなければならない。
- 3 入学検定料は、納入後、いかなる理由があっても、返還しない。

第64条 前条の入学志願者については、入学試験による選考を行う。

第65条 入学を許可された者は、誓約書、保証書、その他大学の必要とする書類に、入学金、授業料、その他の学費を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

- 2 保証書の保証人は、父母とし、学生の在学中に関する一切の事項について保証しなければならない。ただし、父母が保証人となることのできない場合は、親族又は縁故者とする。
- 3 保証人が死亡、又はその他の理由によって資格を失ったときは、新たに保証人を定めて届け出なければならない。

第66条 本大学各学部の第3学年度及び第2学年度において、下記の者について試験の上編入学を許可することができる。

- 1 第3学年度にあっては、大学2学年修了者又は短期大学卒業者、その他同等以上の資格を有する者
- 2 第2学年度にあっては、大学1学年修了者、その他同等以上の資格を有する者

第67条 前条第1号による編入学生の修業年限は2年とする。ただし、4年をこえて在学することができない。

I 学 則

第39条 法学部における卒業に必要な最低単位数を次のとおりとする。

総合教育科目	46単位	
専門教育科目	94単位	計140単位
第5節 経済学部		〔省略〕
第6節 商学部		〔省略〕
第7節 理学部		〔省略〕
第8節 総合政策学部		〔省略〕
第9節 教職課程その他		

第58条 本大学（総合政策学部を除く）において中学校、高等学校の教育職員免許状を得ようとする者は、各学部配当の関係科目のほか、教育職員免許法及び同施行規則に定める必要単位数を修得しなければならない。

第59条 本大学（総合政策学部を除く）において取得できる免許状の種類は次のとおりとする。

学部	学科	免許状の種類	学部	学科	免許状の種類
神学部		中学校 1種 宗教 英語		フランス文学科	中学校 1種 国語 英語
		高等学校 1種 宗教 英語			高等学校 1種 国語 英語
文学部	哲学科	中学校 1種 国語 英語 社会	文学部	ドイツ文学科	中学校 1種 国語 英語 社会
		高等学校 1種 国語 英語 地理歴史 公民			高等学校 1種 国語 英語 地理歴史 公民
	美学科	中学校 1種 国語 英語 社会	社会学部	社会学科	中学校 1種 社会
		高等学校 1種 国語 英語 地理歴史 公民			高等学校 1種 地理歴史 公民
	心理学科	中学校 1種 国語 英語 社会	法学部	法律学科	中学校 1種 英語 社会
		高等学校 1種 国語 英語 地理歴史 公民			高等学校 1種 英語 地理歴史 公民
	教育学科	中学校 1種 国語 英語 社会		政治学科	中学校 1種 英語 社会
		高等学校 1種 国語 英語 地理歴史 公民			高等学校 1種 英語 地理歴史 公民
	史学科	中学校 1種 国語 英語 社会	経済学部		中学校 1種 英語 社会
		高等学校 1種 国語 英語 地理歴史 公民		高等学校 1種 英語 地理歴史 公民 商業	
	日本文学科	中学校 1種 国語 英語 社会	商学部		中学校 1種 英語 社会
		高等学校 1種 国語 英語 地理歴史 公民		高等学校 1種 英語 地理歴史 公民 商業	
英文学科	中学校 1種 国語 英語 社会	理学部	物理学科	中学校 1種 理科 数学	
	高等学校 1種 国語 英語 地理歴史 公民			高等学校 1種 理科 数学	
			化学科	中学校 1種 理科 数学	
				高等学校 1種 理科 数学	

第60条 本大学（総合政策学部を除く）において学校図書館司書教諭の資格を得ようとする者は、学校図書館法及び学校図書館司書教諭講習規程に定める必要単位数を修得しなければならない。ただし、教育職員免許状を有する者に限る。

第61条 本大学において博物館学芸員の資格を得ようとする者は、各学部配当の関係科目のほか、博物館法及び同施行規則に定める必要単位数を修得しなければなら

私法概論	2	専門基礎特論A	2
専門基礎特論B	2		
ロ	次の6科目のうち3科目12単位を選択必修科目とする。		
憲法A	4	行政法A	4
刑法総論	4	刑法各論	4
国際法A	4	刑事訴訟法	4
ハ	次の6科目のうち3科目12単位を選択必修科目とする。		
民法A（総論）	4	民法C（債権総論）	4
民法D（債権各論）	4	商法総則・商行為法	4
会社法	4	民事訴訟法	4
ニ	次の6科目のうち2科目8単位を選択必修科目とする。		
法理学	4	法社会学	4
西洋法史	4	日本法史	4
東洋法史	4	英米法	4
2	政治学科		
イ	次の基礎科目のうち3科目6単位を選択必修科目とする。		
法と社会A	2	法と社会B	2
政治学入門A	2	政治学入門B	2
憲法と政治	2	刑事法概論	2
私法概論	2	専門基礎特論A	2
専門基礎特論B	2		
ロ	次の10科目のうち5科目20単位を選択必修科目とする。		
政治学原論	4	政治組織論	4
行政学	4	地方自治論	4
国際政治論	4	西洋政治思想史	4
日本政治思想史	4	西洋政治史	4
日本政治史	4	外交史	4
ハ	次の6科目のうち1科目4単位を選択必修科目とする。		
経済原論	4	経済史	4
財政学	4	金融論	4
経済政策	4	国際経済学	4
ニ	次の6科目のうち2科目8単位を選択必修科目とする。		
憲法A	4	行政法A	4
行政法B	4	民法A（総論）	4
民法C（債権総論）	4	労働法	4

I 学 則

経済地理学	4	自然地理学A	2
自然地理学B	2	地理学特論A	2
地理学特論B	2	地理学特論C	2
地誌学A	2	地誌学B	2
地誌学C	2	地誌学D	2
社会学原論A	2	社会学原論B	2
社会学概説	2	哲学概論A	2
哲学概論B	2	心理学概論	4
宗教学A	2	宗教学B	2
英語セミナーA	2	英語セミナーB	2

英語インディペンデント・ スタディA	2	英語インディペンデント・ スタディB	2
キリスト教と文化演習	4	キリスト教と文化修了論文	4

III類

教育原論	2	発達・学習過程論	2
学校教育論	2	教育方法基礎論	2
英語科教育法	4	社会科教育法	4
地理歴史科教育法	2	公民科教育法	2
道徳教育の研究	2	人権教育の研究	2
特別活動論	2	生徒指導論	2
教育実習	3	環境教育論	2

第38条 前条の授業科目のうち、次の3科目12単位を各学科における必修科目とする。

1 法律学科

法学基礎演習	4	法学研究演習Ⅰ	4
法学研究演習Ⅱ	4		

2 政治学科

政治学基礎演習	4	政治学研究演習Ⅰ	4
政治学研究演習Ⅱ	4		

2 前項の授業科目のほか、次の授業科目を各学科における選択必修科目とする。

1 法律学科

イ 次の基礎科目のうち3科目6単位を選択必修科目とする。

法と社会A	2	法と社会B	2
政治学入門A	2	政治学入門B	2
憲法と政治	2	刑事法概論	2

日本政治史	4	外交史	4
社会思想史	4	経済原論	4
経済史	4	財政学	4
金融論	4	経済政策	4
国際経済学	4	政治学英書講読	4
政治学独書講読	4	政治学仏書講読	4
政治学研究演習 I	4	政治学研究演習 II	4
政治学特講 A	2	政治学特講 B	2
政治学特講 C	2	政治学特講 D	2
政治学特講 E	4	政治学特講 F	2
政治学特講 G	2	政治学特講 H	2
政治学特講 J	2		

外国大学科目（1科目各1～8単位）

II類

イギリス文学史 A	4	イギリス文学史 B	4
アメリカ文学史	4	英語学概論 A	2
英語学概論 B	2	英語学研究 A	2
英語学研究 B	2	英語講読 I	1
英語講読 II	1	英語講読 III	1
英語講読 IV	1	英語講読 V	1
英米文学特殊講義	2	英語学特殊講義	2
英米文学概論 A	2	英米文学概論 B	2
英米文学作品研究 A	2	英米文学作品研究 B	2
言語学概論 A	2	言語学概論 B	2
英語文法	2	英語構文論	2
対照言語学	2	英語史 A	2
英語史 B	2	英語（特） III	2
英作文（特）	2	英会話（特） I	2
英会話（特） II	2	比較文化	2
日本史概説 A	2	日本史概説 B	2
東洋史概説 A	2	東洋史概説 B	2
西洋史概説 A	2	西洋史概説 B	2
地理学概論 A	2	地理学概論 B	2
人文地理学 A	2	人文地理学 B	2
社会地理学 A	2	社会地理学 B	2

I 学 則

法学基礎演習	4	政治学基礎演習	4
法と社会 A	2	法と社会 B	2
政治学入門 A	2	政治学入門 B	2
憲法と政治	2	刑事法概論	2
私法概論	2	専門基礎特論 A	2
専門基礎特論 B	2		
専門科目			
憲法 A	4	憲法 B	4
行政法 A	4	行政法 B	4
租税法	4	刑法総論	4
刑法各論	4	刑事政策学	4
国際法 A	4	国際法 B	4
民法 A (総論)	4	民法 B (物権)	4
民法 C (債権総論)	4	民法 D (債権各論)	4
民法 E (親族・相続)	4	商法総則・商行為法	4
会社法	4	手形法・小切手法	4
海商法・保険法	4	経済法	4
労働法	4	刑事訴訟法	4
民事訴訟法	4	民事執行法・破産法	4
国際私法	4	法理学	4
法社会学	4	法思想史	4
西洋法史	4	日本法史	4
日本近代法史	4	東洋法史	4
英米法	4	法学英書講読	4
法学独書講読	4	法学仏書講読	4
法学研究演習 I	4	法学研究演習 II	4
法学特講 A	2	法学特講 B	2
法学特講 C	2	法学特講 D	2
法学特講 E	4	法学特講 F	2
法学特講 G	2	法学特講 H	2
法学特講 J	4	法学特講 K	4
政治学原論	4	政治組織論	4
行政学	4	地方自治論	4
国際政治論	4	西洋政治思想史	4
日本政治思想史	4	西洋政治史	4

第4部 資料

- | | | | |
|----------------|---|----------------|---|
| フランス語インテンシブ初級Ⅰ | 3 | フランス語インテンシブ初級Ⅱ | 3 |
| ドイツ語Ⅰ甲A | 1 | ドイツ語Ⅰ乙A | 1 |
| ドイツ語インテンシブ初級Ⅰ | 3 | ドイツ語インテンシブ初級Ⅱ | 3 |
- 3 外国人留学生入学試験を受けて入学した者は、前条の授業科目のうち次の科目を第2系列の必修科目・選択必修科目とする。

1 必修科目

日本語Ⅰ甲	2	日本語Ⅰ乙	2
日本語Ⅱ甲	2	日本語Ⅱ乙	2

- 2 次のいずれか1カ国語につき8単位を選択必修科目とする。ただし、母語は選択することができない。

英語Ⅰ甲A	1	英語Ⅰ甲B	1
英語Ⅰ乙A	1	英語Ⅰ乙B	1
基礎英語Ⅰ甲A	1	基礎英語Ⅰ甲B	1
基礎英語Ⅰ乙A	1	基礎英語Ⅰ乙B	1
英語Ⅱ甲A	1	英語Ⅱ甲B	1
英語Ⅱ乙A	1	英語Ⅱ乙B	1
基礎英語Ⅱ甲A	1	基礎英語Ⅱ甲B	1
基礎英語Ⅱ乙A	1	基礎英語Ⅱ乙B	1
インターミディエイト・ イングリッシュⅠ	3	インターミディエイト・ イングリッシュⅡ	3
アドバンスト・イングリッシュA	2	アドバンスト・イングリッシュB	2
アドバンスト・イングリッシュC	2		
フランス語Ⅰ甲	2	フランス語Ⅰ乙	2
フランス語Ⅱ甲	2	フランス語Ⅱ乙	2
フランス語Ⅰ甲A	1	フランス語Ⅰ乙A	1
フランス語インテンシブ初級Ⅰ	3	フランス語インテンシブ初級Ⅱ	3
ドイツ語Ⅰ甲	2	ドイツ語Ⅰ乙	2
ドイツ語Ⅱ甲	2	ドイツ語Ⅱ乙	2
ドイツ語Ⅰ甲A	1	ドイツ語Ⅰ乙A	1
ドイツ語インテンシブ初級Ⅰ	3	ドイツ語インテンシブ初級Ⅱ	3

- 4 帰国生徒入学試験を受けて入学したものについては、語学力を勘案して第2系列のうちから履修する授業科目を別に定めることができる。

第37条 法学部における専門教育科目の授業科目及び単位数を次のとおりとする。

I類

基礎科目

I 学 則

数理の科学B	2	自然現象の科学A	2
自然現象の科学B	2	物質の科学A	2
物質の科学B	2	自然科学と社会A	2
自然科学と社会B	2	生命の科学A	2
生命の科学B	2	科学の発達と社会A	2
科学の発達と社会B	2	コンピュータサイエンスA	2
コンピュータサイエンスB	2	コンピュータ基礎A	2
コンピュータ基礎B	2		
総合コース（1コース各2又は4単位）			
洋上大学科目（総合）	4	洋上大学科目（選択）	2
国際交流科目（1科目各1～8単位）			
外国大学科目（1科目各1～8単位）			

第36条 前条の授業科目のうち次の科目を必修科目とする。

1 第1系列

キリスト教学A	2	キリスト教学B	2
---------	---	---------	---

2 第2系列

英語Ⅰ甲A	1	英語Ⅰ甲B	1
英語Ⅰ乙A	1	英語Ⅰ乙B	1
英語Ⅱ甲A	1	英語Ⅱ甲B	1
英語Ⅱ乙A	1	英語Ⅱ乙B	1

3 前号に定める単位数の一部は次の授業科目の単位をもってこれに当てることができる。

インターメディアエイト・ イングリッシュⅠ	3	インターメディアエイト・ イングリッシュⅡ	3
アドバンスト・イングリッシュA	2	アドバンスト・イングリッシュB	2
アドバンスト・イングリッシュC	2		

2 前条の授業科目のうち次のいずれか1カ国語につき8単位を選択必修科目とする。

1 第2系列

フランス語Ⅰ甲	2	フランス語Ⅰ乙	2
フランス語Ⅱ甲	2	フランス語Ⅱ乙	2
ドイツ語Ⅰ甲	2	ドイツ語Ⅰ乙	2
ドイツ語Ⅱ甲	2	ドイツ語Ⅱ乙	2

2 前号に定める単位数の一部は次の授業科目の単位をもってこれに当てることができる。

フランス語Ⅰ甲A	1	フランス語Ⅰ乙A	1
----------	---	----------	---

第4部 資料

ドイツ語インテンシブ中級Ⅱ	2	日本語Ⅰ甲	2
日本語Ⅰ乙	2	日本語Ⅱ甲	2
日本語Ⅱ乙	2	中国語Ⅰ	2
中国語Ⅱ	2		

総合コース（1コース各1又は2単位）

国際交流科目（1科目各1～8単位）

外国大学科目（1科目各1～8単位）

第3系列（健康科学科目）

健康科学講義A	2	健康科学講義B	2
健康科学講義C	2	健康科学講義D	2
健康科学講義E	2	健康科学講義F	2
健康科学講義G	2	健康科学演習Ⅰ	2
健康科学演習Ⅱ	2	体育講義	2
体育実技	1		

総合コース（1コース各2又は4単位）

国際交流科目（1科目各1～8単位）

外国大学科目（1科目各1～8単位）

第4系列（教養教育科目）

人文演習	4	哲学A	2
哲学B	2	倫理学A	2
倫理学B	2	論理学A	2
論理学B	2	日本史A	2
日本史B	2	東洋史A	2
東洋史B	2	西洋史A	2
西洋史B	2	日本文学A	2
日本文学B	2	外国語・外国文化A	2
外国語・外国文化B	2	芸術A	2
芸術B	2	心理学A	2
心理学B	2	地理学A	2
地理学B	2	経済学A	2
経済学B	2	社会学A	2
社会学B	2	日本国憲法A	2
日本国憲法B	2	統計学A	2
統計学B	2	地学A	2
地学B	2	数理の科学A	2

I 学 則

総合コース（1コース各2又は4単位）

国際交流科目（1科目各1～8単位）

外国大学科目（1科目各1～8単位）

第2系列（言語教育科目）

英語Ⅰ甲A	1	英語Ⅰ甲B	1
英語Ⅰ乙A	1	英語Ⅰ乙B	1
基礎英語Ⅰ甲A	1	基礎英語Ⅰ甲B	1
基礎英語Ⅰ乙A	1	基礎英語Ⅰ乙B	1
英語Ⅱ甲A	1	英語Ⅱ甲B	1
英語Ⅱ乙A	1	英語Ⅱ乙B	1
基礎英語Ⅱ甲A	1	基礎英語Ⅱ甲B	1
基礎英語Ⅱ乙A	1	基礎英語Ⅱ乙B	1
英語Ⅲ	2	インターミディエイト・ イングリッシュⅠ	3
インターミディエイト・ イングリッシュⅡ	3	プレアドバンスト・イングリッシュ	2
アドバンスト・イングリッシュA	2	アドバンスト・イングリッシュB	2
アドバンスト・イングリッシュC	2	インテンシブ・イングリッシュ・ イン・アメリカ	3
インテンシブ・イングリッシュ・ イン・アメリカB	3	英会話ⅠA	1
英会話ⅠB	1	英会話Ⅰ	2
英会話ⅡA	1	英会話ⅡB	1
英会話Ⅱ	2	フランス語Ⅰ甲	2
フランス語Ⅰ乙	2	フランス語Ⅱ甲	2
フランス語Ⅱ乙	2	フランス語Ⅲ	2
フランス語Ⅰ甲A	2	フランス語Ⅰ乙A	2
フランス語インテンシブ初級Ⅰ	3	フランス語インテンシブ初級Ⅱ	3
フランス語インテンシブ初級Ⅲ	3	フランス語インテンシブ中級Ⅰ	2
フランス語インテンシブ中級Ⅱ	2	ドイツ語Ⅰ甲	2
ドイツ語Ⅰ乙	2	ドイツ語Ⅱ甲	2
ドイツ語Ⅱ乙	2	ドイツ語Ⅲ	2
ドイツ語Ⅰ甲A	1	ドイツ語Ⅰ乙A	1
ドイツ語インテンシブ初級Ⅰ	3	ドイツ語インテンシブ初級Ⅱ	3
ドイツ語インテンシブ初級Ⅲ	3	ドイツ語インテンシブ中級Ⅰ	2

により修得したものとみなす。

- 2 短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修は、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を与える。
- 3 前2号により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本大学において修得した単位数以外のものについては、合わせて30単位を超えないものとする。

第21条の2 本大学における学部・学科の所定の教育課程に加え、他学部・学科等から体系的に提供された科目群を履修する制度を複数分野専攻制とし、それぞれ副専攻課程としてこれを置く。

第22条 本大学各学部の総合教育科目の授業科目を次の4つの系列に分ける。

- 第1系列（キリスト教科目） 第2系列（言語教育科目）
 第3系列（健康科学科目） 第4系列（教養教育科目）

- 2 第1系列から必修科目4単位以上、第2系列から必修科目8単位以上、選択必修科目4単位以上、各系列の合計28単位以上を履修すること。ただし、履修単位数及び履修方法の詳細は各学部が定める。

第23条 本大学各学部の総合教育科目と専門教育科目の授業科目及び単位数は、第1節ないし第8節においてこれを定める。

- 第1節 神学部 〔省略〕
 第2節 文学部 〔省略〕
 第3節 社会学部 〔省略〕
 第4節 法学部

第35条 法学部における総合教育科目の授業科目及び単位数を次のとおりとする。

第1系列（キリスト教科目）

キリスト教学A	2	キリスト教学B	2
キリスト教学演習	4		
キリスト教と思想A	2	キリスト教と思想B	2
キリスト教と思想C	2	キリスト教と思想D	2
キリスト教と社会A	2	キリスト教と社会B	2
キリスト教と社会C	2	キリスト教と社会D	2
キリスト教と芸術A	2	キリスト教と芸術B	2
キリスト教と芸術C	2	キリスト教と芸術D	2
キリスト教と自然A	2	キリスト教と自然B	2
キリスト教と自然C	2	キリスト教と自然D	2
キリスト教と諸宗教A	2	キリスト教と諸宗教B	2
キリスト教と諸宗教C	2	キリスト教と諸宗教D	2

I 学 則

- 5 学生定員に関する事項
 - 6 大学全般に関する重要事項で出席評議員の過半数が必要と認める事項
 - 7 その他学長が必要と認める事項
- 2 大学評議員会は次の事項を審議する。
- 1 大学の予算編成の方針に関する事項
 - 2 その他学長が諮問する事項
 - 3 大学評議会に関するその他の規定は別にこれを定める。

第3章 教育課程

第17条 本大学各学部の授業科目を総合教育科目・専門教育科目に分け、これを4年間に配当して教授する。

- 2 総合教育科目・専門教育科目は、これを必修科目・選択必修科目・選択科目に分ける。

第18条 各授業科目の単位数は、原則として次の基準によって計算する。

- 1 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。
- 2 言語教育科目、実験・実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、教育実習及び博物館実習については、45時間の授業をもって1単位とする。

第19条 本大学と単位互換に関する協定のある他の大学の授業科目の履修を希望する者があるときは、当該学部教授会が本人の教育上有益であると認めた場合にかぎり、これを許可することができる。

第20条 本大学と学生交換に関する協定のある外国の大学又はその他の外国の大学の授業科目の履修を希望する者があるときは、当該学部教授会が本人の教育上有益であると認めた場合にかぎり、交換留学又は認定留学としてこれを許可することができる。

- 2 交換留学の期間は2学期間、認定留学の期間は1学期間又は2学期間とし、その期間を本大学における在学年数に算入することができる。
- 3 交換留学及び認定留学に関する規程は別にこれを定める。

第21条 前2条によって修得した単位は、各学部の定めるところにより、合わせて30単位を超えない範囲で、本大学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本大学に入学する以前に修得した単位等は、各学部の定めるところにより、次のとおり認定することができる。
 - 1 大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した授業科目の単位を含む）は、本大学における授業科目の履修

第4部 資料

2 本大学に副学長を置く。副学長は学長の指示に従い、大学の日常業務を執行する。

第11条 本大学各学部に学部長を置く。学部長は当該学部の学務を管理し、所属職員を統督する。

第12条 本大学に教授・助教授・講師・助手及びその他の職員を置く。教職員に関する規程は別にこれを定める。

第13条 本大学各学部に教授会を置く。

2 教授会は所属の教授・助教授及び専任講師をもってこれを構成する。

第14条 教授会は次の事項を議決する。

- 1 教授・助教授・講師・助手及び実験助手・教育技術主事の人事に関する事項
- 2 名誉教授に関する事項
- 3 教育及び研究に関する事項
- 4 授業科目に関する事項
- 5 学生の入学及び卒業に関する事項
- 6 学部諸規程の制定・改廃に関する事項
- 7 その他学部に関する重要事項で出席構成員の過半数が必要と認める事項

2 教授会は次の事項を審議する。

- 1 学部予算案
 - 2 学部予算の配分
 - 3 その他学部長が諮問する事項
- 3 教授会に関するその他の規定は別にこれを定める。

第15条 本大学に大学評議会を置く。

2 大学評議会は次の評議員をもって組織する。

- 1 学長
- 2 副学長
- 3 各学部長
- 4 各学部から選挙により選出されたそれぞれ1名の教授又は助教授
- 5 学長直属から選挙により選出された1名の教授又は助教授
- 6 全学から選挙により選出された5名の教授又は助教授
- 7 大学図書館長

第16条 大学評議会は次の事項を議決する。

- 1 学則及び大学全般にわたる諸規程のうち、教育・研究に関する諸規程の制定・改廃に関する事項
- 2 教育・研究に関する重要な施設の設置・廃止に関する事項
- 3 教員人事の基準に関する事項
- 4 各学部及び研究所その他これに準ずる機関の人員に関する事項

I 学 則

学部及び学科名	入学定員	編入学定員	収容定員	
神 学 部	20名	—	80名	
文 学 部	哲 学	25名	100名	
	美 学	30名	120名	
	心 理 学	30名	120名	
	教 育 学	30名	120名	
	史 学	100名	400名	
	日本文学	100名	400名	
	英 文 学	140名	560名	
	フランス文学	30名	120名	
	ドイツ文学	30名	120名	
	小 計	515名	2,060名	
社 会 学 部	380名	—	1,520名	
法 学 部	法 律 学	430名	1,720名	
	政 治 学	100名	400名	
	小 計	530名	2,120名	
経 済 学 部	570名	—	2,280名	
商 学 部	520名	—	2,080名	
理 学 部	物 理 学	50名	200名	
	化 学	50名	200名	
	小 計	100名	400名	
総合政策学部	総合政策学	300名	50名 (3年次)	1,300名
合 計	2,935名	50名	11,840名	

第4条 本大学に大学院を置く。

大学院の学則は別にこれを定める。

第5条 本大学に研究所・図書館・研究室その他の附属施設を置く。これらに関する規程は別にこれを定める。

第6条 本大学各学部の修業年限は4年とする。ただし、8年をこえて在学することはできない。

第7条 本大学は、学部で4年以上在学して所定の授業科目を履修し、正規の試験に合格し、かつ卒業論文を提出してその審査に合格した者に、卒業の資格をあたえ、卒業証書を授与する。ただし、神学部及び法学部においては卒業論文の提出を要しないこととし、商学部においては第48条に定めるところによる。

第8条 本大学における授業科目及び卒業論文の成績は優（80点以上）・良（70点以上）・可（60点以上）及び不可（60点未満）をもってあらわし、優・良及び可を合格とする。

第9条 本大学は、大学を卒業した者に対し学士の学位を、大学院の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を授与する。学位に関する規程は、別に定める。

第2章 職員組織

第10条 本大学に学長を置く。学長は本大学を統督する。

- 二、学生は敬虔な態度を以て身を処し人類の福祉に貢献すること
- 三、学生は自由自治の本領に立って協力一致本大学学風の振興に努めること
- 四、学生は諸規則及命令を守り秩序と静肅とを保つこと
- 五、禁酒禁煙を守ること

附 則

- 第一条 本学則は昭和二十三年四月一日よりこれを実施する
- 第二条 本大学商学部は昭和二十四年四月よりこれを開始する

〔原典縦書〕

3 大学学則〔1998年度〕

〔関西学院大学要覧〕

第1章 総 則

第1条 本大学は、学校教育法及び教育基本法の規定するところに従い、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、キリスト教主義に基づいて人格を陶冶することを目的とする。

第2条 本大学に神学部・文学部・社会学部・法学部・経済学部・商学部・理学部及び総合政策学部を置く。

文学部に次の学科を置く。

- | | | |
|--------|-----------|----------|
| イ 哲学科 | ロ 美学科 | ハ 心理学科 |
| ニ 教育学科 | ホ 史学科 | ヘ 日本文学科 |
| ト 英文学科 | チ フランス文学科 | リ ドイツ文学科 |

社会学部に次の学科を置く。

社会学科

法学部に次の学科を置く。

- イ 法律学科
- ロ 政治学科

理学部に次の学科を置く。

- イ 物理学科
- ロ 化学科

総合政策学部に次の学科を置く。

総合政策学科

第3条 本大学学生の定員は次のとおりとする。

I 学 則

第三十四条 公共団体若くはその他の機関より本大学の特定期目について修学を委託される者あるときは銓衡の上委託生としてこれを許可する

第三十五条 本大学の特定の学科目について聴講を希望する者があるときは銓衡の上聴講生として許可する

聴講生の聴講し得る学科目は一年を通じて十科目三十単位以内とする

第三十六条 聴講生は其の履修した学科目に付試験を受けることが出来る
試験に合格した者には証明書を授与する

第三十七条 第二十六条の入学資格を有しない外国人にして本邦所在の外国公館の証明ある者は欠員ある場合に限り銓衡の上特別生として入学を許可する

入学後成績特に優秀な者は本科生に編入することが出来る

第三十八条 特別の規定のない限り本学則の規定は委託生、聴講生及び外国人学生にもこれを準用する

第六節 賞 罰

第三十九条 品行方正学力優秀な者又は奇特の行爲があつた者は之を表彰することがある

第四十条 学則又は命令に背き其他学生の本文に戻ると認めたる者は其の軽重によりこれを懲戒する 懲戒は譴責、謹慎、停学及退学の四種とする

第七節 寄宿舎及保健館

第四十一条 本大学に寄宿舎及び保健館を附設する

寄宿舎及び保健館に関する規定は別にこれを定める

第四章 大学院

第四十二条 本大学院は學術の理論及び応用を教授研究しその深奥を究めると共に基督教主義に基き人格を陶冶し以て文化の進展に寄与することを目的とする

第四十三条 本大学院はポストグラデュエート（仮称研究大学院）及びグラデュエートスクール（仮称専攻大学院）に分ける

第四十四条 本大学院に入学し得る者は大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする

第四十五条 ポストグラデュエート及びグラデュエートスクールに関する規定は別にこれを定める

第五章 学生心得

第四十六条 学生は左に掲げる事項を守り本大学設立の根本精神を体得するやう努めなければならない

一、学生は人格の本義を認め信念を涵養し智徳を練磨し人格の完成を期すること

第4部 資料

第二十三条 文学部各学科に於ける必修科目及び其の単位数を左の如く定める〔省略〕

第二十四条 経済学部に於ける必修科目及び其の単位数を左の如く定める〔省略〕

第二十五条 商学部に於ける必修科目及び其の単位数を左の如く定める〔省略〕

第二節 入学、退学、其他

第二十六条 本大学に入学出来る者は次の資格を有する者とする

一、高等学校を卒業した者

二、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者

三、通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者

四、外国に於て学校教育に於ける十二年の課程を修了した者

五、文部大臣の指定した者

六、其他大学に於て高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めたる者

第二十七条 本大学の入学時期は毎年四月とする 本大学に入学を志願する者は所定の手続を行はなければならない。入学に関する手続は別にこれを定める

第二十八条 他の大学より本大学に又は本大学より他の大学に転学しようとする者は所定の手続を行はなければならない 転学に関する規定は別にこれを定める

第二十九条 病気その他の事由により休学又は退学しようとする者は保証人連署の上願出るものとする 但し休学の期間は一年を超えることは出来ない

前項により休学又は退学した者が保証人連署の上その復学を願出たときは教授会の議を経てこれを許可することが出来る

第三節 学期及休日

第三十条 本大学の学年は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

学年を前期と後期とに分ち各期を十五週とする 但し試験期日を含む講義演習は原則として一週一時間一期を以て一単位とする

第三十一条 休業日は左の如し

一、日曜日

二、大祭祝日

三、創立記念日 九月二十八日

四、其他国家の定めた休日

五、春季休業 三月二十日より四月十日に至る

六、夏季休業 七月一日より九月十日に至る

七、冬季休業 十二月二十五日より翌年一月七日に至る

第四節 学 費

第三十二条 授業料、入学金その他の学費に関する規定は別にこれを定める

第五節 委託生、聴講生、外国人学生

第三十三条 本大学は委託生、聴講生及び特別外国人学生の入学を許可する

I 学 則

左の学科目より二科目六単位を履修すること

数学 (六) 物理学 (三) 化学 (三)
生物学 (三) 人類学 (三)

第二十条 専門科目は二十八科目八十四単位以上を履修することが必要である
専門科目及び単位数左の如し

一、法学関係

憲法 (三) 行政法 (三) 刑法 (三)
国際公法 (三) 刑事訴訟法 (三) 民事訴訟法 (三)
民法 (六) 商法 (六) 国際私法 (三)
社会法 (三) 法理学 (三) 法律社会学 (三)
法史学 (三) 法律思想史 (三) 日本法制史 (三)
外国法(英仏独) (三) 政治学原論 (三) 国家学原論 (三)
政治思想史 (三) 政治史 (三) 行政学原論 (三)
国際政治論 (三) 比較制度論 (三) 地方行政論 (三)
外交史 (三) 法律学研究演習 (六) 政治学研究演習 (六)

二、文学関係 [省略]

三、経済学関係 [省略]

四、商学関係 [省略]

第二十一条 法学部及び文学部に左の学科を置く

一、法学部

(イ) 法律学科 (ロ) 政治学科

二、文学部

(イ) 哲学科 (ロ) 神学科 (ハ) 心理学科 (ニ) 教育学科
(ホ) 社会学科 (ヘ) 国文学科 (ト) 英文学科

第二十二条 法学部各学科に於ける必修科目及其の単位数を左の如く定める

一、法律学科

民法 (六) 刑法 (三) 行政法 (三)
商法 (六) 国際公法 (三) 法史学 (三)
外国法(英仏独) (三) 社会法 (三) 法理学 (三)
研究演習 (六)

二、政治学科

政治思想史 (三) 政治史 (三) 政治学原論 (三)
比較制度論 (三) 外交史 (三) 国際公法 (三)
財政学 (三) 経済原論 (三) 行政学原論 (三)
国際政治論 (三) 研究演習 (六)

二、学生の資格認定及び身分に関する事項

三、学生の賞罰に関する事項

第十五条 本大学に大学評議会を置く。大学評議会は学院長、学長、学監、各学部長及び各学部より選出された二名の評議員を以て構成する

各学部より選出された評議員の任期は二年とする。大学評議会は学長が必要と認めるとき又は一学部より要求があったときは学長がこれを召集しその議長となる

第十六条 大学評議会は左の事項を審議する

一、大学の学則、内規の変更に関する事項

二、教授及び助教授の定員に関する事項

三、その他大学共通の重要事項

第三章 学 部

第一節 学科課程

第十七条 本大学の学科目は一般教養科目と専門科目とに分ちこれを四年間に配当して教授する

第十八条 一般教養科目は原則として第一、二年度に於て十六科目四十八単位を履修することが必要である。第一、二年度に於ける一般教養科目の中で同年度に於て必修すべき専門科目と共通するものは当該専攻学科に於ては専門科目と見做される

第十九条 一般教養科目の学科課程を左の如く定める（カッコ内の数字は単位数を示す）

一、人文科学関係

(一)左の人文科学関係科目より四科目十二単位を履修すること。

哲学概論 (三) 文学 (六) 心理学概論 (三)

倫理学概論 (三) 人文地理学 (三) 文明史 (三)

(二)左の人文科学関係科目より英語 (十二) を含み六科目十八単位を履修すること。但し外部入学者は基督教概説を必修すること

基督教概説 (三) 教育学概論 (三) 英語 (十二)

仏蘭西語 (十二) 独逸語 (十二) 中国語 (三)

ラテン語 (三)

二、社会科学関係

左の学科目より四科目十二単位を履修すること

法学通論 (三) 社会学概論 (三) 経済通論 (三)

統計学概論 (三) 政治学概論 (三)

三、自然科学関係

I 学 則

第二条 本大学に法学部、文学部、経済学部及び商学部を置く

第三条 本大学に大学院を置く

第四条 本大学に研究所、図書館、研究室その他附属施設を置く

これ等に関する規定は別にこれを定める

第五条 本大学学生の実員は別にこれを定める

第六条 本大学の修業年限は各学部四年とする

第七条 本大学は四年以上在学して所定の単位を修得し成規の試験に合格した者に学士の称号を授与する

試験に関する規定は別にこれを定める

第八条 本大学は所定の資格ある者に対し博士その他の学位を授与する

博士その他の学位に関する規定は別にこれを定める

第二章 職員組織

第九条 本大学に学長を置く

学長は本大学を統督する

第十条 本大学に学部長を置く

学部長は教授会の決議に従ひ学部の重要事項を行ふ

第十一条 本大学に教授、助教授、講師、助手及びその他の職員を置く

教職員に関する規定は別にこれを定める

第十二条 本大学に教授会を置く教授会は各学部毎にその属する教授及び助教授を以て組織する

教授会は学部長が必要と認めるとき又は三分の一以上の教授及び助教授の要求があったとき学部長がこれを召集しその議長となる 学部長支障あるときは教授会の指名する教授がこれを代行する

学長は必要があると認めるときは全学教授会を召集することが出来る

第十三条 教授会は次の事項を審議する

一、教授、助教授、講師、助手等の人事に関する事項

二、学位の審査に関する事項

三、研究に関する事項

四、学科課程に関する事項

五、学部諸規程の変更に関する事項

六、学部長及び大学評議員その他を選挙する事項

七、その他学部に属する重要な事項

第十四条 全学教授会は次の事項を審議する。

一、入学並びに試験及び卒業に関する事項

第七十一条 既に納付シタル諸料金ハ理由ノ如何ニ拘ラズ之ヲ返付セス

第五章 外国人入学

第七十二条 第十九条又ハ第五十八条ノ入学資格ヲ有セザル外国人ニシテ外務省在外公館又ハ本邦所在ノ外国公館ノ紹介アル者ハ欠員アル場合ニ限り銓衡ノ上特別生トシテ入学ヲ許可スルコトアルベシ

第七十三条 前条ニ依リ入学シタル者ニ対シテハ場合ニ依リ特別ノ授業ヲ開クコトアルベシ

第七十四条 特別生ニシテ規定ノ課程ヲ了リタル者ニハ修業証書ヲ授与ス

第七十五条 本章ニ規定セザル事項ハ一般ノ規定ヲ準用ス

第六章 学生心得

第七十六条 学生ハ本大学設立ノ根本精神ヲ尊重シ自ラ之ヲ体得センコトヲ努ムベシ

第七十七条 学生ハ人格ノ本義ヲ認メ信念ヲ涵養シ知徳ヲ練磨シ以テ人格ヲ完成センコトヲ努ムベシ

第七十八条 学生ハ敬虔ヲ以テ身ヲ処シ人類ノ福祉ニ貢献シ国家ノ文運ニ寄与センコトヲ期スベシ

第七十九条 学生ハ自由自治ノ本領ニ立チ協力一致本大学学風ノ振興ニ努ムベシ

第八十条 学生ハ左ニ掲グル事項ヲ守ルベシ

- 一、常に紳士的態度ヲ持シ学生トシテノ品位ヲ保ツベシ
- 二、諸規則及命令ヲ遵守スベシ
- 三、学内ニアリテハ秩序ト静粛トヲ保ツベシ
- 四、飲酒スベカラズ
- 五、卑俗ノ場所ニ出入スベカラズ
- 六、喫煙スベカラズ

〔原典縦書〕

2 大学学則〔1948年度〕

〔「大学設置の認可申請」〕

第一章 総 則

第一条 本大学は教育基本法及び学校教育法の規定するところから従ひ広く知識を授けると共に深く専門の学芸を教授研究し基督教主義に基き人格を陶冶することを目的とする

I 学 則

四、春季休業 三月二十日ヨリ四月十日ニ至ル

五、夏季休業 七月十六日ヨリ九月十日ニ至ル

六、冬季休業 十二月二十五日ヨリ一月七日ニ至ル

第三節 入学、休学、退学、除籍及賞罰

第五十七条 入学ノ時期ハ学年ノ始一回トス

第五十八条 大学予科ニ入学シ得ル者ハ左記各号ノ一ニ該当スル者トス

一、中学校ヲ卒業シタル者

二、専門学校入学者検定規程ニ依リ試験検定ニ合格シタル者

三、専門学校入学者検定規程ニ依リ一般専門学校ノ入学ニ関シ中学校ヲ卒業シタル者ト同等以上ノ学力アリト指定セラレタル者

第五十九条 入学志願者ハ入学願書ニ履歴書、写真、学業成績人物証明書、身体検査書、卒業証明書若クハ卒業見込書及戸籍謄本ヲ添へ之ヲ提出スベシ

第六十条 入学志願者ニ対シテハ入学試験ヲ行フモノトス

但シ関西学院中学部卒業者ニシテ成績優秀ナル者ニハ学科試験ヲ免除スルコトアルベシ

第六十一条 第二十一条乃至第三十二条ノ規定ハ大学予科ニ之ヲ準用ス

第四節 試験及修了

第六十二条 試験ハ学期ノ終ニ於テ其履修シタル学科目ニ就キテ之ヲ行フ

但シ担当教員ハ必要ニ応ジテ臨時試験ヲ施行スルコトヲ得

第六十三条 各学科目ノ成績ハ一百点ヲ以テ満点トシ五十点以上ヲ合格トス

第六十四条 学年成績ハ各学期ノ得点ノ平均ヲ以テ之ニ充テ各学科目得点ノ総平均六十点以上ヲ得タル者ヲ進級セシム

第六十五条 引続キ二回以上原級ニ留リタル者ハ除籍ス

但シ休学中ノ者ハ此限りニアラス

第六十六条 病氣其ノ他止ムヲ得ザル事故ノ為メ定期試験ニ欠席シタル者ノ成績ハ平常点ヲ以テ之ヲ認定ス

但シ必要アル場合ニ限り追試験ヲ課スルコトアルベシ

第六十七条 予科ノ課程ヲ修了シタル者ニハ修了証書ヲ授与ス

第五節 学 費

第六十八条 入学志願者ハ入学検定料金五円ヲ納付スベシ

第六十九条 入学ヲ許可セラレタル者ハ入学金五円ヲ納付スベシ

第七十条 授業料ハ一学年金百円トシ各学期ノ始ニ於テ左ノ如ク之ヲ納付セシム

第一学期 四拾円

第二学期 参拾円

第三学期 参拾円

第五十四条 大学予科ノ学科課程ヲ分チテ甲類及乙類トス

本大学法文学部ニ進マントスル者ハ甲類、商経学部ニ進マントスル者ハ乙類ヲ履修スベキモノトス

其ノ学科目及毎週授業時数左ノ如シ

学 科 目	毎 週 授 業 時 数			
	甲 類		乙 類	
	第一学年	第二学年	第一学年	第二学年
修 身	一	一	一	一
基督教概説	一	一	一	一
国語及漢文	四	四	四	
英 語	一〇	八	一〇	八
第二外国語	四	四	四	四
歴 史	二	二	二	二
地 理	二		二	
哲学概論		二		二
心理及論理	二	二	二	
法学通論		二		二
経済通論		二		二
数 学	二		二	二
自然科学	二		二	
商業通論				二
簿 記				四
体 操	二	二	二	二
合 計	三二	三〇	三二	三二

第二外国語ハ英語、独逸語及仏蘭西語トシ其ノ一ヲ選択履修スルモノトス

第二節 学期及休日

第五十五条 学年ヲ分チテ三学期トス

第一学期 四月一日ヨリ八月三十一日ニ至ル

第二学期 九月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル

第三学期 一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第五十六条 休業日ハ左ノ如シ

- 一、日曜日
- 二、大祭祝日
- 三、創立記念日 九月二十八日

I 学 則

ルモノヲ卒業トシ卒業証書ヲ授与ス

但シ或学科ニ在リテハ所定ノ単位数ヲ増加シ卒業論文ニ代ヘシムルコトアルベシ

第三十八条 各学部ヲ卒業シタルモノハ左記ノ通り学士ト称スルコトヲ得

一、法文学部 文学士又ハ法学士

二、商経学部 商学士又ハ経済学士

第七節 学 費

第三十九条 入学志願者ハ入学検定料金五円ヲ納付スベシ

但シ本大学予科修了者ハ之ヲ免除ス

第四十条 入学ヲ許可セラレタル者ハ入学料金五円ヲ納付スベシ

第四十一条 授業料ハ一学年金百貳拾円トシ各学期ノ始ニ於テ金六拾円ヲ納付セシム

第四十二条 既ニ納付シタル諸料金ハ理由ノ如何ニ拘ラズ之ヲ返付セズ

第八節 聴講生

第四十三条 各学部ノ学科目中一科目若クハ数科目ヲ聴講セントスル者アル時ハ当該

学部教授会ニ於テ銓衡ノ上聴講生トシテ入学ヲ許可スルコトアルベシ

第四十四条 聴講生ハ一単位ニ付聴講料金拾円ヲ納付スベシ

第四十五条 聴講生ハ其履修シタル学科目ニ付試験ヲ受クルコトヲ得試験ニ合格シタル者ニハ当該学部長ヨリ証明書ヲ授与ス

第四十六条 本節ニ規定セザル事項ハ一般ノ規定ヲ準用ス

第三章 大学院

第四十七条 各学部ノ卒業者ニシテ大学院ニ入学セントスル者ハ其ノ研究科目ヲ具シテ本大学ニ願出ツベシ前項ノ入学志願者ニ就テハ当該学部教授会ノ議ヲ経テ之ヲ許可ス

第四十八条 本大学卒業者ニアラズシテ本大学院ニ入学セントスル者アル時ハ当該学部教授会ノ銓衡ヲ経テ之ヲ許可スルコトアルベシ

前項ノ入学志願者ハ入学検定料金五円ヲ添ヘ第五十九条ノ手續ヲ為スベシ

第四十九条 大学院学生ノ指導ハ当該学部長ノ指定セル教員之ヲ担当ス

第五十条 大学院学生ハ本大学ノ許可ヲ経テ各学部ノ講義又ハ演習ニ出席スルコトヲ得

第五十一条 大学院学生ハ毎学年ノ終ニ於テ研究ノ状況ヲ指導教員ヲ経テ当該学部長ニ報告スベシ

第五十二条 大学院学生ハ研究料金五拾円ヲ毎学年ノ始ニ納付スベシ

第五十三条 第六章ノ規定ハ大学院ニ之ヲ準用ス

第四章 大学予科

第一節 学科課程

第4部 資料

第二十二條 保証人ハ親族又ハ縁故者トシ其ノ學生在学中ニ係ル一切ノ事項ニ付其ノ責ニ任ズベキモノトス

但シ内一名ハ神戸市、大阪市若クハ両市附近ノ地ニ居住スル者タルベシ

第二十三條 保証人死去シ又ハ前條ノ資格ヲ失ヒタル時ハ更ニ保証人ヲ定メ身分又ハ住所ニ異動ヲ生ジタル時ハ其ノ旨ヲ直チニ届出ヅベシ

第二十四條 願ニ依リ退学シタル者再入学ヲ願出ヅル時ハ詮議ノ上之ヲ許可スルコトアルベシ

第四節 休学、退学及除籍

第二十五條 疾病其ノ他止ムヲ得ザル事故ニ依リ休学セントスル時ハ保証人連署ノ上其ノ事由ヲ具シ願出ヅベシ

其ノ疾病ニ依ルモノハ医師ノ診断書ヲ添フベシ

第二十六條 休学ノ期間ハ兵役ニ依ル場合ノ外一ケ年ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二十七條 休学ノ許可ヲ得タル者ハ休学満期後原級ニ於テ修学スルモノトス

但シ休学期間内ト雖モ其ノ事故止ミタル時ハ許可ヲ得テ修学スルコトヲ得

第二十八條 休学中ト雖モ授業料ハ之ヲ徴取スルモノトス

第二十九條 退学セントスル者ハ保証人連署ノ上其ノ事由ヲ具シ願出ヅベシ

第三十條 左記各号ノ一ニ該当スル者ハ除籍ス

一、性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者

二、学力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者

三、引続キ一ケ年以上欠席シタル者

四、出席常ナラザル者

第五節 賞 罰

第三十一條 品行方正学力優秀ナル者又ハ奇特ノ行為アリタル者ハ之ヲ表彰スルコトアルベシ

第三十二條 学則又ハ命令ニ背キ其ノ他學生ノ本分ニ戻ルト認メタル者ハ其ノ輕重ニ依リ之ヲ懲戒ス懲戒ハ譴責、謹慎、停学及退学ノ四種トス

第六節 試験、卒業及称号

第三十三條 試験ハ学年又ハ学期ノ終ニ於テ其ノ履修シタル学科目ニ就キテ之ヲ行フ

但シ担当教員ハ必要ニ応ジテ臨時試験ヲ施行スルコトヲ得

第三十四條 各学科目ノ成績ハ一百点ヲ満点トシ六十点以上ヲ合格トス

第三十五條 疾病其ノ他止ムヲ得ザル事故ノ為メ定期試験ニ欠席シタル者ハ追試験ヲ受クルコトヲ得

但シ学科目ニ依リ追試験ヲ施行セザルコトアルベシ

第三十六條 休学期間ヲ除キ六ケ年ヲ超ユルモ卒業セザル者ハ之ヲ除籍ス

第三十七條 三年以上在学シ第十五條所定ノ單位ノ試験及卒業論文ノ審査ニ合格シタ

I 学 則

選択科目ハ学年又ハ学期ノ初ニ於テ各学部長ノ承認ヲ受クベシ

第十三条 各学部ノ学科目ハ之ヲ三年間ニ配当シテ教授スルモノトス

第十四条 各科目一単位ノ授業時間ハ一学年毎週二時間又ハ三時間トス

但シ一学期毎週四時間ノ授業ヲ以テ一単位ト看做スコトヲ得

第十五条 学生ハ法文学部ニ在リテハ毎学年六単位以上十二単位以下ヲ履修シ卒業迄ニ合計三十単位以上、商経学部ニ在リテハ毎学年十単位以上十四単位以下ヲ履修シ卒業迄ニ合計三十五単位以上ノ試験ニ合格スルコトヲ要ス

第二節 学期及休日

第十六条 学年ヲ分チテ二学期トス

前学期 四月一日ヨリ十月十五日ニ至ル

後学期 十月十六日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第十七条 休業日ハ左ノ如シ

一、日曜日

二、大祭祝日

三、創立記念日 九月二十八日

四、春季休業 三月二十日ヨリ四月十日ニ至ル

五、夏季休業 七月一日ヨリ九月十日ニ至ル

六、冬季休業 十二月二十五日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

第三節 入 学

第十八条 入学ノ時期ハ学年ノ始一回トス

第十九条 各学部ニ入学シ得ル者ハ本大学予科ヲ修了シタル者トス

但シ左記各号ノ一ニ該当スル者ハ欠員アル場合ニ限り試験ノ上入学ヲ許可スルコトアルベシ

一、高等学校高等科ヲ卒業シタル者

二、元関西学院並ニ関西学院専門部ニ於テ文学部若クハ高等商業学部ノ本科ヲ卒業シタル者

但シ昭和九年度ニ限り昭和九年三月関西学院専門部文学部若クハ高等商業学部第三学年ヲ修了シタル者

三、他ノ大学予科ヲ修了シタル者

四、大正七年文部省令第三号第二条第二号ニ依リ高等学校高等科卒業者及大学予科修了者ト同等以上ノ学力アリト指定セラレタル者

第二十条 入学志願者ハ入学願書ニ履歴書ヲ添ヘ之ヲ提出スベシ

但シ本大学予科修了者ニアラザル者ハ第五十九条ノ手続ヲ為スベシ

第二十一条 入学ヲ許可セラレタル者ハ直ニ二名ノ保証人連署ノ上本大学所定ノ在学証書ヲ提出スベシ

刑法各論	一	商法 ^(総則) (商行為法)	一	商法 ^(会社法) (手形法)	一
商法 ^(保険法) (海商法)	一	民事訴訟法	二	刑事訴訟法	一
国際公法	二	法理学	一		

右ノ外左記学科目中ヨリ七単位以上ヲ選択履修スベシ

外国法講読	二	国際私法	・五	社会立法論	一
破産法	・五	英国法	二	法学実習	一
法制史	一	政治学	一	行政学	一
経済原論	一	社会学	一	国家原論	一
社会政策	一	犯罪学	・五		

(二)政治学専攻

憲法	一	行政法総論	一	行政法各論	一
民法(総則)	一	民法(物権法)	一	民法(債権総論)	一
国際公法	二	政治学	一	政治学特殊講義	一
政治学史	一	政治史	一	外交史	一
行政学	一	財政学	一	経済原論	一
社会学	一				

右ノ外左記学科目中ヨリ七単位以上ヲ選択履修スベシ

民法(債権各論)	一	民法 ^(親族法) (相続法)	一	刑法総論	一
刑法各論	一	商法 ^(総則) (商行為法)	一	商法 ^(会社法) (手形法)	一
商法 ^(保険法) (海商法)	一	社会立法論	一	外国法講読	二
法理学	一	国家原論	一	法政史	一
経済史	一	社会思想史	一	社会政策	一
社会心理学	一	統計学	一	新聞学	一

本学部ノ学生ハ前掲ノ外所定ノ宗教科目ニ単位ヲ必修スベシ

第九条 商経学部ニ左ノ学科ヲ置ク

- 一、商業学科
- 二、経済学科

第十条 商経学部ニ於テ開設スベキ学科目及其ノ単位数左ノ如シ [省略]

第十一条 商経学部各学科ニ於ケル必修科目及其ノ単位数左ノ如シ [省略]

第十二条 各学部各学科共必修科目以外ノ学科目ヲ選択科目トス

I 学 則

美学概論	一	心理学概論	一	心理学特殊講義	二	
心理学演習	一	実験心理学	一	発達心理学	一	
社会心理学	一	宗教学概論	一	宗教史	一	
日本宗教史	一	宗教学特殊講義	二	宗教学演習	一	
宗教心理学	一	宗教哲学	一	基督教哲学	一	
基督教史	四	基督教思想史	一	新約聖書学	四	
旧約聖書学	四	基督教倫理学	一	基督教社会学	・五	
宗教教育学	一	実践神学	一	社会学原論	一	
社会学特殊講義	二	社会学演習	一	応用社会学	一	
社会政策	一	社会思想史	一	経済原論	一	
経済学史	一	経済史	一	財政学	一	
統計学	一	憲法	一	民法	五	
刑法	二	商法	二	破産法	・五	
行政法	二	国際公法	二	国際私法	・五	
外国法講読	英法	二	英国法	二	刑事訴訟法	一
	独法	二				
	仏法	二				
民事訴訟法	二	法理学	一	国家原論	一	
社会立法論	一	法制史	一	法学実習	一	
行政学	一	政治学	一	政治学特殊講義	一	
政治史	一	政治学史	一	外交史	一	
犯罪学	・五	新聞学	・五	生物学	一	
文学概論	二	言語学概論	一	英語学及英文学	一四	
国文学	一	支那文学	一	拉典語	一	
希臘語	一	希伯來語	一	英語	二	
独逸語	三	仏蘭西語	三			

前掲学科目中某科目ハ臨時休講スルコトアルベシ

第八条 法文学部各学科ニ於ケル必修科目及其ノ單位数左ノ如シ

一、文学科 [省略]

二、法学科

(一) 法律学専攻

憲法	一	行政法總論	一	行政法各論	一
民法(總則)	一	民法(物權法)	一	民法(債權總論)	一
民法(債權各論)	一	民法(親族法) 相統法	一	刑法總論	一

I 学則

1 大学学則〔1934年度〕

〔大学設立ノ件認可申請〕、〔学則変更ノ儀ニ付認可申請〕

第一章 総 則

第一条 本大学ハ大学令ニ依リ學術ノ理論及應用ヲ教授シ並ニ其ノ蘊奥ヲ攻究シ併セテ基督教主義ヲ基本トスル人格ノ陶冶ヲ為シ以テ国家社会ニ有用ナル人物ヲ養成スルヲ目的トス

第二条 本大学ハ法文学部、商經学部ノ二学部及大学院ヲ以テ構成シ大学予科ヲ併置ス

第三条 本大学ノ修業年限ハ各学部三年、大学院一年以上、大学予科二年トス

第四条 本大学ノ定員ハ左ノ如シ

- 一、法文学部 貳百四拾名
- 二、商經学部 參百六拾名
- 三、大学予科 四百名
- 四、大学院 定員ヲ定メズ

第五条 学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第二章 学 部

第一節 学科課程

第六条 法文学部ニ左ノ学科ヲ置ク

- 一、文学科
- 二、法学科

文学科及法学科ニ於テハ左記ノ中ヨリ各其ノ專攻ヲ定ムベキモノトス

(一) 文学科

哲学、倫理学、心理学、宗教学、社会学、英文学

(二) 法学科

法律学、政治学

第七条 法文学部ニ於テ開設スベキ学科目及其ノ單位数左ノ如シ

学科目	單位数	学科目	單位数	学科目	單位数
哲学概論	一	西洋哲学史	三	哲学特殊講義	二
哲学演習	一	論理学及認識論	二	支那哲学	二
印度哲学	一	倫理学概論	一	東洋倫理学	二
西洋倫理学	二	倫理学演習	一	教育学	二

第4部 凡例

1. 収録した資料は、関西学院大学の学院史編纂室及び大学院・研究課所蔵資料の一部である。
2. 他学部にのみ関わる記載で長文にわたる部分、既出の記載と重複する部分等については省略して掲載、または抄出した。省略した部分は〔省略〕、抄出した資料は資料表題横に（抄）と記した。
3. 資料の表題は、原文に記載されていたものを基本として、編集上の必要に応じて編者が適宜改めた。
4. 資料の出典は、主要なものを〔 〕内に表示した。ただし、表題と出典が一致するものについては出典を省略した。
5. 原文に訂正が挿入されているものは、当該訂正を施した上で収録した。
6. 字体、仮名遣い・送り仮名・ルビ、資料の組み方、年表記については全体の「凡例」に従った。なお、読みにくい箇所については適宜句読点を付加した。
7. 校舎・教室の平面図は配置・用途のみを示し、縮尺や坪数等は省略した。

第 4 部 資 料

編集後記

「関西学院大学法学部五十年史」上梓の目処がつくに至って、刊行の遅れを反省する以前に、肩の荷がおりる快感を目下享受している段階である。

本書出版の経緯に触れると、一九九二年四月一五日開催の教授会において、真砂泰輔学部長から、一九九四年は法文学部発足から丁度六〇年に当たるので、その年を目処に学部史の発刊をしたいとの提案があり、教授会の賛同を得て、編纂委員会が発足したのは五月であった。コンビナーは真砂泰輔教授であり、委員は八重津洋平教授、黒田展之教授、廣瀬典生教授、福田吉博専任講師（肩書きはいずれも当時）、で構成された。先ず第一部―法学部の歴史、第二部―法学部各研究室の歴史、第三部―名誉教授等による覚え書き、第四部―名誉教授等による座談会、第五部―資料、第六部―年表の六部構成をとることとして、具体的に第一部の分担執筆者を決め、また第二部は各研究室で執筆することとして、第三部の名誉教授等と共に執筆を依頼し、また座談会を一九九三年三月、同年一二月の二回開催した。

しかし、その後に阪神・淡路大震災の発生など、予想外の諸事件の続発によって、発刊は大幅に遅延を重ね、一九九五年六月には「法学部五十年史」に書名を変更して、法学部発足の五〇年に当たる一九九八年を目処に発刊するという計画変更にい込まれた。

このため一九九八年一二月から、「関西学院百年史」の出版に参画した経験を持つ岩田好美さんを教務補佐に採用して、精力的に原稿催促・原稿調整や資料調査を進めた結果、漸く出版に向けて軌道に乗った次第である。

田上富信教授が学部長に就任する段階で、これまで長年コンビナーを務められた黒田教授の退職によって林が新たにコンビナーに就いて若手教員の委員参加を得て原稿の統一を図ることによって、やっと校了にたどりついた次第である。また岩田さんの退職に伴い、新たに就任した細見知巴さんは校正原稿のパソコン入力などに尽力頂いた。岩田さん、細見さんご二人の労を多としたい。

なお、この間の編集委員会のメンバーは以下の通りである（肩書きはいずれも当時）。

三浦澄雄学部長（一九九三年四月―一九九五年三月） 黒田展之コンビナー、山田昭美教授、時武英男教授、真砂泰輔教授、林紀昭、長岡徹教授

前野育三学部長（一九九五年四月―一九九七年三月）、黒田展之コンピーター、林紀昭、時武英男教授、真砂泰輔教授、須賀洋一教授（九六年度からは廣瀬典生教授と交代）、三浦澄雄教授、塚本和彦教授、長岡徹教授（一九九六年三月）

林紀昭学部長（一九九七年四月―一九九九年三月）、黒田展之コンピーター、三浦澄雄教授、塚本和彦教授、荒川雅行教授、廣瀬典生教授（九八年度からは佐伯美智一教授と交代）

また、第1部執筆者は、I村西義一名誉教授、II林紀昭、III黒田展之名誉教授、IV黒田展之名誉教授、V川村康助教授、VI岡本仁宏教授である。いずれも編集委員会で原稿の調節を図っているが、特に真砂教授の援助を頂いた。なお、本章では、『関西学院百年史』を初めとする学院各年史、経済学部・文学部・社会学部各年史に恩恵を受けた箇所が少なくない。厚く御礼を申し上げる。第2部は各研究室単位での執筆を依頼したために、やや不統一の面を残したが、逆に研究室の特色を出せたと考えている。第3部の名誉教授等の覚え書きの中には、過去の学院年史などに掲載の法学部関係の記述の転載も含まれるが、転載を許可されたご遺族の方々、学院に感謝の意を表する。なお原稿が大幅に増加したために、座談会の記録を省略せざるをえなくなったのは遺憾である。資料・年表は岩田・細見ご両人の尽力が大きい。また巻頭を飾る写真については野田農一郎事務長に負う部分が多い。本書全般にわたり、学院史編集部や八重津洋平名誉教授、岡俊孝教授からは資料のご提供や、御教示を頂いた。その御厚意に対して深く感謝する。また、本書の出版にあたりご尽力頂いた大日本印刷株式会社の皆様に、心から御礼申し上げます。なお最終的に一九九九年三月三十一日迄を執筆等の対象としたことをお断りしておく。

しかし、遅延を重ねている間に、座談会に出席下さって貴重な経験をお話頂いたり、原稿をお寄せいただいた名誉教授の中には、本書をお見せする機会を逸してご逝去された方が何人かでした事実については、最終編集責任者として反省すると共に、謹んでご冥福をお祈りする次第である。

写真ページに掲載した写真は、撮影年度が判明する当時の卒業アルバムから多くを転載させていただいた。また、学院史編集部発行の『関西学院の100年』（図録）にすでに掲載されたものも一部使用させていただいた。これらの場合は、写真説明文の後の「」内に、所蔵あるいは出典を記している。所蔵・出典について明記のないものは、主に写真家の清水茂氏及び古谷桂信氏の撮影によるものである。

最後になりましたが、ご祝辞を頂いた武田建理事長、山内一郎院長、今田寛学長に感謝の意を表します。また長年の遅延にも関わらず、御高配頂いた学院・大学に対して御礼を申し上げます。

二〇〇〇年九月三〇日

編集委員会責任者

委員

林 紀昭

田村 精一
(一九九九年退任)

佐伯美智一

富田 宏治

川村 康

高島 千代

高橋 裕

関西学院大学法学部五十年史

2000年12月15日発行

発行 関西学院大学法学部

西宮市上ヶ原一番町 1 - 155

電話 0798 - 54 - 6203

編集 関西学院大学法学部五十年史編集委員会

印刷・製本 大日本印刷株式会社
